

令和八年四月臨時会
令和八年六月定例会

佐賀県議会

常任、佐賀空港・有明海・新幹線・
地域交通・高等教育機関問題対策等特別

委員会会議録

佐賀県議会事務局

令和八年四月臨時佐賀県議会常任、佐賀空港・有明海・新幹線 地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

目次

月日 摘要 頁 四月二十三日(木) 農林水産商工常任委員会 一九

四月二十三日(木) 総務常任委員会 三

宮原議長	七
大場臨時委員長	七
仮議席指定	七
委員長選挙	七
西久保委員長(委員長就任挨拶)	七
副委員長選挙	七
富田副委員長(副委員長就任挨拶)	八
議席指定	八
会議録署名者指名	八
理事選出	八

四月二十三日(木) 文教厚生常任委員会 一一

宮原議長	一五
武藤臨時委員長	一五
仮議席指定	一五
委員長選挙	一五
青木委員長(委員長就任挨拶)	一五
副委員長選挙	一五
一ノ瀬副委員長(副委員長就任挨拶)	一六
議席指定	一六
会議録署名者指名	一六
理事選出	一六

四月二十三日(木) 農林水産商工常任委員会 一九

宮原議長	二三
石井臨時委員長	二三
仮議席指定	二三
委員長選挙	二三
桃崎委員長(委員長就任挨拶)	二三
副委員長選挙	二三
弘川副委員長(副委員長就任挨拶)	二四
議席指定	二四
会議録署名者指名	二四
理事選出	二四

四月二十三日(木) 地域交流・県土整備常任委員会 二七

宮原議長	三一
留守臨時委員長	三一
仮議席指定	三一
委員長選挙	三一
古賀和浩委員長(委員長就任挨拶)	三一
副委員長選挙	三一
猪村副委員長(副委員長就任挨拶)	三一
議席指定	三一
会議録署名者指名	三一
理事選出	三一
継続審査	三一

四月二十三日(木) 佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会……………三五

宮原議長……………三九

武藤臨時委員長……………三九

仮議席指定……………三九

委員長選挙……………三九

田中委員長(委員長就任挨拶)……………三九

副委員長選挙……………三九

石丸副委員長(副委員長就任挨拶)……………四〇

議席指定……………四〇

会議録署名者指名……………四〇

理事選出……………四〇

四月二十三日(木) 新幹線・地域交通問題対策等特別委員会……………四三

宮原議長……………四七

石井臨時委員長……………四七

仮議席指定……………四七

委員長選挙……………四七

留守委員長(委員長就任挨拶)……………四七

副委員長選挙……………四七

藤崎副委員長(副委員長就任挨拶)……………四八

議席指定……………四八

会議録署名者指名……………四八

理事選出……………四八

四月二十三日(木) 高等教育機関問題対策等特別委員会……………五一

宮原議長……………五五

八谷臨時委員長……………五五

仮議席指定……………五五

委員長選挙……………五五

下田委員長(委員長就任挨拶)……………五五

副委員長選挙……………五五

木村副委員長(副委員長就任挨拶)……………五六

議席指定……………五六

会議録署名者指名……………五六

理事選出……………五六

令和八年六月定例佐賀県議会 常任委員会 地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会 会議録 目次

月 日 摘 要 頁

六月二十四日(水) 総務常任委員会 六一

西久保委員長 六五

会議録署名者指名 六五

富田幸樹君(自由民主党) 六五

(世界海洋プラスチックプランニングセンター65 KMA

P事業68 県立大学73)

小山政策総括監 六五

納富政策企画監 六八

中島政策企画監 七四

林政策総括監 七七

前田政策部長 八六

休 憩 八六

開 議 八七

富田副委員長 八七

徳光清孝君(県民ネットワーク) 八七

(情報発信事業サガプライズ!「キングダム×佐賀県」コ

ラボ87 吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクト94)

金子広報広聴課長 八七

前田政策部長 九四

小山政策総括監 九五

原田寿雄君(自由民主党ネクストさが) 九八

(警察庁の特別監察の最終結果を受けて98 県職員の人材

確保103 生成AIの活用108)

福田警察本部長 九八

堤人事課長 一〇四

内田総務部長 一〇七

土井行政デジタル推進課長 一〇九

西久保委員長 一一三

休 憩 一一三

開 議 一一四

西久保委員長 一一四

原田寿雄君(自由民主党ネクストさが) 一一四

(高等教育機関の充実114)

中島政策企画監 一一四

石橋政策企画監 一一五

日野政策総括監 一一八

藤木卓一郎君(自由民主党) 一二〇

(DNA型鑑定の特別監察結果120 自転車の法改正等123

県立大学128)

福田警察本部長 一二一

原口交通企画課長 一二六

林政策総括監 一二九

前田政策部長 一三三

六月二十五日(木) 総務常任委員会 一四一

西久保委員長 一四五

(現地視察)

西久保委員長……………一四五

休憩……………一四五

開議……………一四六

西久保委員長……………一四六

採決……………一四六

継続審査……………一四六

六月二十四日(水) 文教厚生常任委員会……………一四九

青木委員長……………一五三

会議録署名者指名……………一五三

六月二十五日(木) 文教厚生常任委員会……………一五五

青木委員長……………一五九

武藤明美君(日本共産党)……………一五九

(小児医療施設・分娩取扱施設等への支援159 妊婦健康診

査162 子供の医療費助成165 重度心身障害者医療費助成

の現物給付化に向けた検討状況167)

福田医務課長……………一五九

金丸健康福祉部長……………一六二

畑島こども家庭課長……………一六三

大草男女参画・こども局長……………一六六

村上障害福祉課長……………一六七

古川裕紀君(自由民主党)……………一六八

(肥前精神医療センターへの支援168 県立特別支援学校の
課題改善174)

村上障害福祉課長……………一六九

金丸健康福祉部長……………一七二

河野特別支援教育室長……………一七四

古賀教育DX推進グループ推進監……………一八〇

休憩……………一八一

開議……………一八二

青木委員長……………一八二

古川裕紀君(自由民主党)……………一八二

(県立特別支学校の課題改善182)

本多教育総務課長……………一八二

甲斐教育長……………一八五

一ノ瀬裕子君(自由民主党ネクストさが)……………一八六

(女性相談支援体制187 佐賀らしい探究学習推進事業196

全国産業教育フェア202)

畑島こども家庭課長……………一八八

大草男女参画・女性の活躍推進課長……………一九一

大草男女参画・こども局長……………一九五

山崎学校教育課長……………一九七

甲斐教育長……………二〇二

休憩……………二〇七

開議……………二〇八

青木委員長……………二〇八

中村圭一君(自由民主党)……………二〇八

(通級指導教室208 放課後等補充学習支援事業211 不登校
児童生徒への支援213 進路指導のあり方217 まるわか

り！日本の防衛220)

河野特別支援教育室長	二〇八
山崎学校教育課長	二二一
甲斐教育長	二二三
高山生徒支援室長	二二四
休 憩	二二三
開 議	二二四
青木委員長	二二四
採 決	二二四
継 続 審 査	二二四
六月二十四日(水) 農林水産商工常任委員会	二二七
桃崎委員長	二三一
会議録署名者指名	二三一
六月二十五日(木) 農林水産商工常任委員会	二三三
桃崎委員長	二三七
弘川貴紀君(自由民主党ネクストさが)	二三七
(県産木材の利用拡大に向けた取組 ²³⁷ 中山間地域における外部人材の活用 ²³⁹ 佐賀県高性能食肉センター「K A K E H A S H I」 ²⁴⁰)	
北川林業課長	二三七
永石農山村課長	二三九
石松畜産課長	二四一
井手農林水産部長	二四三
木村雄一君(公明党)	二四四
(地域未来投資促進法を活用した企業誘致 ²⁴⁴ 唐津市沖洋上風力発電事業 ²⁴⁸ 玄海地区における水産業の振興 ²⁵²)	

田中企業立地課長	二四四
大野再生可能エネルギー総括監	二四九
横尾水産課長	二五二
石井秀夫君(自由民主党)	二五六
(全国お茶まつり佐賀大会(SAGA茶祭2026)と今後の茶の振興 ²⁵⁶)	
田川園芸農産課長	二五七
井手農林水産部長	二六一
休 憩	二六二
開 議	二六三
桃崎委員長	二六三
石井秀夫君(自由民主党)	二六三
(トレーニングファームによる新規就農者確保の取組 ²⁶³)	
莊山農業経営課長	二六三
井手農林水産部長	二六六
酒井幸盛君(県民ネットワーク)	二六七
(佐賀県における園芸振興の取組 ²⁶⁷ 唐津市・玄海町における農業政策の重要項目の取組 ²⁷¹ 産業人材の育成・確保 ²⁷⁷ 企業誘致 ²⁷⁹)	
田川園芸農産課長	二六八
莊山農業経営課長	二七二
石松畜産課長	二七三
井手農林水産部長	二七七
市丸産業人材課長	二七七
田中企業立地課長	二八〇

九尾産業労働部長	二八一
休 憩	二八二
開 議	二八三
桃崎委員長	二八三
採 決	二八三
継 続 審 査	二八三
六月二十四日(水) 地域交流・県土整備常任委員会	二八五
古賀和浩委員長	二八九
会議録署名者指名	二八九
横尾県土整備部長	二八九
六月二十五日(木) 地域交流・県土整備常任委員会	二九一
古賀和浩委員長	二九五
猪村利恵子君(自由民主党)	二九五
(水害への備え ²⁹⁵ アスリートの県内流入の取組等 ³⁰⁰ 全	
国都市緑化フェア・山の博覧会 ³⁰⁴ 佐賀県の実地交通の	
将来像 ³¹¹)	
藤田河川砂防課長	二九五
尾鷲アスリート育成支援チームリーダー	三〇一
田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダー	三〇一
松尾政策企画監	三〇五
江島政策企画監	三〇九
江島山博・緑化フェア事務局長	三一一
今田地域交通システム室長	三二三
寺田地域交流部長	三二七
休 憩	三二八

開 議	三一九
古賀和浩委員長	三一九
猪村利恵子君(自由民主党)	三一九
(九州新幹線西九州ルート ³¹⁹ 九州佐賀国際空港の発展 ³²³)	
岩橋交通政策課長	三一九
寺田地域交流部長	三二二
青山空港課長	三二三
江口善紀君(県民ネットワーク)	三二六
(ツール・ド・九州 ²⁰²⁶ 326 有明海沿岸道路及び佐賀	
唐津道路の整備 ³³¹)	
片渕政策企画監	三二七
天本道路課長	三三二
定松一生君(自由民主党ネクストさが)	三三八
(土木事務所への地元要望 ³³⁸)	
草津県土企画課長	三三八
休 憩	三四一
開 議	三四二
古賀和浩委員長	三四二
定松一生君(自由民主党ネクストさが)	三四二
(福富鹿島道路の整備 ³⁴² 無電柱化 ³⁴⁶ 排水機場の維持管	
理 ³⁴⁹ 全国都市緑化フェアに向けた取組 ³⁵¹)	
天本道路課長	三四二
村井道路安全推進室長	三四七
藤田河川砂防課長	三五〇

松尾政策企画監	三五一
村井道路安全推進室長（発言訂正）	三五三

休 憩	三五三

開 議	三五四

古賀和浩委員長	三五四

採 決	三五四

継 続 審 査	三五四

六月二十九日（月） 佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会	三五七

田 中 委 員 長	三六一

会議録署名者指名	三六一

継 続 審 査	三六一

六月二十九日（月） 新幹線・地域交通問題対策等特別委員会	三六三

留 守 委 員 長	三六七

議 席 指 定	三六七

会議録署名者指名	三六七

参考人の出席について	三六七

休 憩	三六七

開 議	三六九

留 守 委 員 長	三六九

小林 参 考 人（意見陳述）	三六九

木原 奉 文 君（自由民主党）	三七九

小林 参 考 人	三七九

休 憩	三九一

開 議	三九二

留 守 委 員 長	三九二

土井敏行君（自由民主党ネクストさが）	三九二

小林 参 考 人	三九二

徳光清孝君（県民ネットワーク）	三九八

小林 参 考 人	三九八

中本正一君（公明党）	四〇三

小林 参 考 人	四〇四

猪村利恵子君（自由民主党）	四〇九

小林 参 考 人	四〇九

古川裕紀君（自由民主党）	四一一

小林 参 考 人	四一一

継 続 審 査	四一二

六月二十九日（月） 高等教育機関問題対策等特別委員会	四四九

下 田 委 員 長	四五三

会議録署名者指名	四五三

継 続 審 査	四五三

令和八年四月臨時会

佐賀県議会

常
地
域

交
通

・

高
等

教
育

機
関

問
題

対
策

等

特
別

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

佐賀空港・有明海・新幹線・

委員会会議録

令和八年四月二十三日（木）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室

総務常任委員会

委員長

西久保

弘

克

副委員長

富田

幸

樹

理事

藤木

卓一

郎

〃

原

田

寿

雄

〃

徳

光

清

孝

委員

大

場

芳

博

〃

古

賀

陽

三

〃

土

井

敏

行

〃

田

中

秀

和

〃

下

田

寛

午後一時三十七分 開会

○宮原議長Ⅱただいまから総務常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、大場芳博委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○大場臨時委員長Ⅱ私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○大場臨時委員長Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○大場臨時委員長Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に西久保弘克委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました西久保弘克委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西久保弘克委員が委員長に当選されました。

西久保弘克委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

西久保弘克委員、委員長席にお着き願ひます。

○ 委員長就任挨拶

○西久保委員長Ⅱ一言御挨拶を申し上げます。

ただいま御推挙いただきました西久保弘克でございます。総務常任委員会は県政の要であり、大変重要な委員会だと認識し、その重き重責をもって皆様の御協力をいただきながら、県民の皆様の御理解がいただけるようしっかりと審議していきたいと思っております。委員の皆様には御協力のほどよろしくお願ひし、また執行部の皆様にはしっかりとした議論を円滑にやっていただきますようよろしくお願ひして、委員長の挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○ 副 委 員 長 選 挙

○西久保委員長Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西久保委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西久保委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名するこ
とに決しました。

副委員長に富田幸樹委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました富田幸樹委員を副委員長の当選人
と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西久保委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました
富田幸樹委員が副委員長に当選されました。

富田幸樹委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規
定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された富田幸樹委員から挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○富田副委員長Ⅱ一言御挨拶を申し上げます。皆様方の推挙によりまして副委
員長を拝命いたしました富田幸樹でございます。

当委員会の委員長をしっかりと補佐しながら、皆様方と一緒に、この委
員会を進めていきたいと思っております。皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく
お願いいたしまして御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたしま
す。（拍手）

○西久保委員長Ⅱ以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○議席指定

○西久保委員長Ⅱなお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員

長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○西久保委員長Ⅱ会議録署名者として大場芳博委員、田中秀和委員、下田寛委
員、以上の三人を指名いたします。

○理事選出

○西久保委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、委員長までお届け願います。

以上で、総務常任委員会を閉会いたします。

午後一時四十四分 閉会

速記者 小 出 敦 彦

議事課委員会担当主査	議 会 事 務 局 長		同	同	会 議 録 署 名 者		同	同	総 務 常 任 委 員 長
中 島 彰 子	真 坂 昇		下 田 寛	田 中 秀 和	大 場 芳 博		大 場 芳 博	富 田 幸 樹	西 久 保 弘 克

令和八年四月二十三日（木）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長

青木 一功

副委員長

一ノ瀬 裕子

理事

指山 清範

〃

岡口 重文

〃

野田 勝人

委員

中村 圭一

〃

古川 裕紀

〃

八谷 克幸

〃

武藤 明美

午後一時三十五分 開会

○宮原議長Ⅱただいまから文教厚生常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、武藤明美委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○武藤臨時委員長Ⅱ私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○武藤臨時委員長Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○武藤臨時委員長Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に青木一功委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました青木一功委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました青木一功委員が委員長に当選されました。

青木一功委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

青木一功委員、委員長席にお着き願ひます。

○ 委員長就任挨拶

○青木委員長Ⅱただいま御推挙いただきました自民党の青木です。

一年間、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思ひます。先輩委員各位、そして執行部の皆様の御協力をいただきたいと思います。一年間どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○ 副 委 員 長 選 挙

○青木委員長Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に一ノ瀬裕子委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました一ノ瀬裕子委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました一ノ瀬裕子委員が副委員長に当選されました。

一ノ瀬裕子委員が委員会におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された一ノ瀬裕子委員から挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○一ノ瀬副委員長Ⅱただいま皆様に御推挙いただきまして副委員長を拝命いたしました一ノ瀬裕子でございます。

委員長の補佐役として全力で務めを果たしたいと思っておりますので、委員の皆様への御指導、御鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。また、執行部の皆様もどうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○青木委員長Ⅱ以上で正副委員長の互選を終りました。

○議席指定

○青木委員長Ⅱなお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○青木委員長Ⅱ会議録署名者として古川裕紀委員、八谷克幸委員、野田勝人委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○理事選出

○青木委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、委員長までお届け願います。

以上で、文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後一時四十一分 閉会

議事課議事・記録担当主査 松 尾 重 治

議事課委員会担当主事

森山誠之

議 会 事 務 局 長

真坂昇

同

武藤 明 美

同

野田勝人

同

八
谷
克
幸

會議錄署名者

古
川
裕
紀

同

臨時委員長

武藤 明 美

同

副委員長

一ノ瀬 裕子

文教厚生常任委員長

青木一功

令和八年四月二十三日（木）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員 長	副 委 員 長	理 事	〃	〃	委 員	〃	〃	〃
桃 崎	弘 川	石 井	石 倉	藤 崎	坂 口	石 丸	酒 井	木 村
祐 介	貴 紀	秀 夫	秀 郷	輝 樹	祐 樹	太 郎	幸 盛	雄 一

午後一時三十八分 開会

○宮原議長Ⅱただいまから農林水産商工常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、石井秀夫委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○石井臨時委員長Ⅱ私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○石井臨時委員長Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○石井臨時委員長Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に桃崎祐介委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました桃崎祐介委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました桃崎祐介委員が委員長に当選されました。

桃崎祐介委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

桃崎祐介委員、委員長席にお着き願ひます。

○ 委員長就任挨拶

○桃崎委員長Ⅱただいま、御推挙をいただきました桃崎祐介でございます。

微力ではありますが、委員長としての重責を果たすべく努力してまいる所存でございますので、皆様方の御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

○ 副 委 員 長 選 挙

○桃崎委員長Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桃崎委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桃崎委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名すること

に決しました。

副委員長に弘川貴紀委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました弘川貴紀委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○桃崎委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました弘川貴紀委員が副委員長に当選されました。

弘川貴紀委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された弘川貴紀委員から御挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○弘川副委員長Ⅱただいま副委員長に御推挙をいただきました弘川貴紀です。委員長をしっかりと補佐してまいりますので、今後とも御指導をよろしく願っています。

○桃崎委員長Ⅱ以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○議席指定

○桃崎委員長Ⅱなお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○桃崎委員長Ⅱ会議録署名者として石丸太郎委員、石倉秀郷委員、酒井幸盛員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

○理事選出

○桃崎委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、委員長までお届け願います。

以上で、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。

午後一時四十四分 閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員 石丸宏子

農林水産商工常任委員長	同	同	同	同	同	同	同	同
副委員長	臨時委員長	同	同	同	同	同	同	同
桃崎祐介	弘川貴紀	石井秀夫	石丸太郎	石倉秀郷	酒井幸盛	木村雄一	真坂昇	寺澤宏隆
議事課委員会担当主査	議事課委員長	同	同	同	同	同	同	同

令和八年四月二十三日（木）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	副委員長	理事	〃	〃	委員	〃	〃	〃
古賀和浩	猪村利恵子	留守茂幸	池田正恭	江口善紀	木原奉文	宮原真一	定松一生	中本正一

午後一時三十九分 開会

○宮原議長Ⅱただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、留守茂幸委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○留守臨時委員長Ⅱ私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○留守臨時委員長Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○留守臨時委員長Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に古賀和浩委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました古賀和浩委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀和浩委員が委員長に当選されました。

古賀和浩委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

古賀和浩委員、委員長席にお着き願ひます。

○ 委員長就任挨拶

○古賀和浩委員長Ⅱ一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙をいただきまして、委員長を拝命いたしました「自民党ネクストさが」の古賀和浩でございます。微力でございますが、各委員の皆様方の御協力をいただきまして重い責任を全うすべく努力する所存でございます。皆様方の御協力を何とぞよろしく願ひします。（拍手）

○ 副 委 員 長 選 挙

○古賀和浩委員長Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀和浩委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀和浩委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に猪村利恵子委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました猪村利恵子委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀和浩委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました猪村利恵子委員が副委員長に当選されました。

猪村利恵子委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選されました猪村利恵子委員から御挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○猪村副委員長Ⅱ皆様、改めましてこんにちは。ただいま御推挙賜りました自民党派の猪村利恵子でございます。

古賀和浩委員長をお支えし、一昨年も副委員長を拝命させていただきましたが、その折とまた違う山博・都市緑化フェアなど所管が新たに加わったことでもございます。しっかりと県民の負託に応えられますよう、そして、皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げて一言の御挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

（拍手）

○古賀和浩委員長Ⅱ以上で正副委員長の互選を終りました。

○議席指定

○古賀和浩委員長Ⅱなお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委

員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○古賀和浩委員長Ⅱ会議録署名者として木原奉文委員、池田正恭委員、江口善紀委員、中本正一委員、以上の四名を指名いたします。

○理事選出

○古賀和浩委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、委員長までお届け願います。

○継続審査

○古賀和浩委員長Ⅱこの際、お諮りいたします。

本委員会の所管事項のうち

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、山博・緑化フェアについて

一、災害対策について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀和浩委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上五件の継続審査につきましては、この旨、議長に申し出ることにいたします。

以上で、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。

午後一時四十七分 閉会

速記者 竹澤理恵

								地域交流・県土整備常任委員長
								古賀和浩
							同	副委員長 猪村利恵子
							同	臨時委員長 留守茂幸
					会議録署名者	木原奉文		
			同	池田正恭				
			同	江口善紀				
		同	中本正一					
	議会議務局長	真坂昇						
議事課委員会担当係長	武藤久祥							

令和八年四月二十三日（木）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

午後一時五十九分 開会

○宮原議長Ⅱただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、武藤明美委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○武藤臨時委員長Ⅱ私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○武藤臨時委員長Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○武藤臨時委員長Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に田中秀和委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました田中秀和委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中秀和委員が委員長に当選されました。

田中秀和委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

田中秀和委員、委員長席にお着き願ひます。

○ 委員長就任挨拶

○田中委員長Ⅱ一言御挨拶を申し上げます。

先ほど当委員会の委員長に皆様方からの御推挙をいただき当選させていただきました。大変重い重責に気が引き締まる思いでございます。当委員会の所管でございます九州佐賀国際空港、そして併用しております佐賀駐屯地、そして眼下に広がる豊かな宝の海・有明海の再生、そしてノリ養殖をはじめとした漁業の推進、進行、これらの課題をしっかりと協議し、そして県民はじめ漁業者の皆様は信頼が得られるこの委員会運営を、皆さんと共にしっかりとやっていきたい覚悟でございますので、どうか皆様方の御協力をよろしく願ひいたします。また、執行部の皆様方においては、すばらしい審議ができますよう御協力をよろしく願ひいたします。

これをもちまして、御挨拶にかえさせていただきます。皆さん、よろしくお願ひいたします。(拍手)

○ 副 委 員 長 選 挙

○田中委員長Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、

指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名すること
に決しました。

副委員長に石丸太郎委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました石丸太郎委員を副委員長の当選人
と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石
丸太郎委員が副委員長に当選されました。

石丸太郎委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規
定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された石丸太郎委員から挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○石丸副委員長Ⅱただいま副委員長として御推挙賜りました石丸太郎でござい
ます。

田中委員長の補佐役として精一杯努めてまいりますので、皆様方の御指導、
御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。一年間、どうぞよろしく願
い申し上げます。(拍手)

○田中委員長Ⅱ以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○議席指定

○田中委員長Ⅱなお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長
において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○田中委員長Ⅱ会議録署名者として青木一功委員、池田正恭委員、野田勝人委
員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○理事選出

○田中委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、委員長までお届け願います。

以上で、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。

午後二時六分 閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員 石丸 宏子

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長			同			同		
副委員長			同			同		
臨時委員長			同			同		
會議録署名者			同			同		
青木 一 功			池 田 正 恭			野 田 勝 人		
武 藤 明 美			武 藤 明 美			同		
石 丸 太 郎			同			同		
田 中 秀 和			同			同		
議 会 事 務 局 長			同			同		
真 坂 昇			同			同		
議 事 課 委 員 会 担 当 主 査			同			同		
中 島 彰 子			同			同		

令和八年四月二十三日（木）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会

委員長	副委員長	理事	〃	〃	委員	〃	〃	〃	〃	〃
留守茂幸	藤崎輝樹	木原奉文	土井敏行	徳光清孝	石井秀夫	猪村利恵子	古川裕紀	岡口重文	弘川貴紀	中本正一

午後二時十六分 開会

○宮原議長Ⅱただいまから新幹線 地域交通問題対策等特別委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、石井秀夫委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○石井臨時委員長Ⅱ私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○石井臨時委員長Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○石井臨時委員長Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に留守茂幸委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました留守茂幸委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました留守茂幸委員が委員長に当選されました。

留守茂幸委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

留守茂幸委員、委員長席にお着き願います。

○ 委員長就任挨拶

○留守委員長Ⅱ一言御挨拶申し上げます。ただいま委員長に御推挙いただきました自民党の留守茂幸でございます。

委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 副 委 員 長 選 挙

○留守委員長Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に藤崎輝樹委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました藤崎輝樹委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤崎輝樹委員が副委員長に当選されました。

藤崎輝樹委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された藤崎輝樹委員から御挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○藤崎副委員長Ⅱただいま副委員長に御推挙いただきました藤崎輝樹です。委員長の補佐役を務めさせていただきますので、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○留守委員長Ⅱ以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○議席指定

○留守委員長Ⅱなお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○留守委員長Ⅱ会議録署名者として猪村利恵子委員、弘川貴紀委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

○理事選出

○留守委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、委員長までお届け願います。
以上で、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後二時二十二分 閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

								新幹線・地域交通問題対策等特別委員長
								留 守 茂 幸
							同	副委員長
							同	臨時委員長
					会 議 録 署 名 者	猪 村 利 恵 子		
		同	同	同		弘 川 貴 紀		
			同			徳 光 清 孝		
		同				中 本 正 一		
	議 会 事 務 局 長					真 坂 昇		
議 事 課 委 員 会 担 当 主 査						寺 澤 宏 隆		

令和八年四月二十三日（木）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長

下田

寛

副委員長

木村

雄

一

理事

藤木

卓一

郎

〃

原田

寿

雄

〃

酒井

幸

盛

委員

大場

芳

博

〃

富田

幸

樹

〃

中村

圭

一

〃

桃崎

祐

介

〃

八谷

克

幸

〃

古賀

和

浩

〃

一ノ瀬

裕

子

午後二時三十二分 開会

○宮原議長Ⅱただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、八谷克幸委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○八谷臨時委員長Ⅱ私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○八谷臨時委員長Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○八谷臨時委員長Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八谷臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八谷臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に下田寛委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました下田寛委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八谷臨時委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました下田寛委員が委員長に当選されました。

下田寛委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

下田寛委員、委員長席にお着き願ひます。

○ 委員長就任挨拶

○下田委員長Ⅱただいま委員長に御推挙いただきました下田寛でございます。

ことしは高等教育に関して、大変重要な局面を迎える重要な委員会であると認識をしております。皆様としつかりとした議論ができますように委員長職を全うさせていただきたいと思ひておりますのでよろしく願ひいたします。

また、私、何分未熟者でございます。議員の皆様はもちろん、執行部の皆様からも御指導、御鞭撻を心からお願ひを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。よろしく願ひいたします。（拍手）

○ 副 委 員 長 選 挙

○下田委員長Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下田委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思っています。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下田委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に木村雄一委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました木村雄一委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下田委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木村雄一委員が副委員長に当選されました。

木村雄一委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された木村雄一委員から挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○木村副委員長Ⅱただいま副委員長として御推挙いただきました木村でございます。

委員長の補佐役としてしっかりその務めを果たしてまいりたいと思います。委員各位の皆様の御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○下田委員長Ⅱ以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○議席指定

○下田委員長Ⅱなお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○下田委員長Ⅱ会議録署名者として桃崎祐介委員、一ノ瀬裕子委員、酒井幸盛委員、以上の三人を指名いたします。

○理事選出

○下田委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、委員長までお届け願います。

以上で、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。

午後二時三十九分 閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

下
田
寛

木村雄一

八谷克幸

桃崎祐介

一ノ瀬 裕子

酒井幸盛

真坂昇

森山誠之

令和八年六月定例会

佐賀県議会

地常

域交通



同等

教

育

機 関

関問

問題

对

策策

等 特

特別

天

委員会会議録

令和八年六月二十四日（水）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室

総務常任委員会

委員長

西久保 弘

克

副委員長

富田 幸

樹

理事

藤木 卓一

郎

〃

原田 寿雄

雄

〃

徳光 清孝

孝

委員

大場 芳博

博

〃

古賀 陽三

三

〃

土井 敏行

行

〃

田中 秀和

和

〃

下田 寛

寛

総務常任委員会質問者順序

月 日	順 序	六月二十四日（水）	六月二十五日（木）
	1	富田 幸樹 65 頁	（現 地 視 察）
	2	徳光 清孝 87 頁	
	3	原田 寿雄 98 頁	
	4	藤木卓一郎 120 頁	

午前十時四分 開会

○西久保委員長Ⅱ それでは、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○西久保委員長Ⅱ 会議録署名者として、藤木卓一郎委員、原田寿雄委員、徳光清孝委員、以上三名を指名いたします。

次に、六月十九日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案、及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○富田委員Ⅱ おはようございます。自民党の富田です。

では、早速質問に入ります。

まず、一点目の海洋プラスチックプランニングセンターについてです。

今月七日に唐津市鎮西町の波戸岬海浜公園において、県が整備を進めている海洋プラスチックプランニングセンター、愛称「PLA PLA」が開業しました。「PLA PLA」の開業に当たり、オープニングセレモニーや、また、前夜のレセプションにも参加させていただきました。このレセプションなどには大使や総領事等、大学関係者、それから企業、地元の関係者も参加して、活発な情報発信や情報交換と、ネットワークの構築等もされていたように思われます。また、この「PLA PLA」については、地元の方々の視察の話も出ていましたので、県民の興味も大きいのかなというふうな感じをしています。

私は、この海洋ごみについては、NPO法人の「浜―街交流ネット唐津」の玄海の海洋プラごみの回収に行ってきたところです。これは多分、屋形石のほ

うであったときに参加したのかなと記憶しております。先週の二十一日にも唐津の東の浜で開催された「ラブアース・クリーンアップ」活動にも参加してきましたところ。

参加して分かったことは、プラスチックごみの白いプラスチックごみ、大きいのは分かるんですけど、やっぱり小さなやつは、白っぽいものですからなかなか貝殻の破片と見分けがつかないと、なかなか難しいなと。あと青や赤、それから緑だったですかね、ボトルキャップの破片かなというのがありました。これは五ミリ程度までしっかり識別ができるので、さっと拾えるわけですね。やっぱりこの海洋プラスチックごみの問題は大きいなと、そしてまた、回収が難しいなというふうなことを実感したところです。唐津の海岸線の美しさを保ち、豊かな海を守るためには、今後も海岸漂着物の回収活動、それから、海を守る活動に携わっている方々が増え、活動の輪が広がることが大変重要だと感じています。

地球規模の問題であるこの海洋プラスチック問題の解決を目指す上で、今後、より多くの方に体験してもらうためには、施設のコンセプトやどのような体験ができるのかという情報を丁寧に情報発信していくなどの必要があると思います。

そこで、次の点について伺います。

まずは、世界海洋プラスチックプランニングセンターを設置するに至った経緯を改めて御説明ください。

○小山政策総括監Ⅱ 九州北部に位置します波戸岬は、海流、海峡、季節風などの自然条件から多くの海洋プラスチックが漂着します。美しい波戸岬の海岸一帯が漂着物に覆われ、これを何とかできないかという思いで、平成三十年に県職員有志約四十名で海岸清掃を行ったことが始まりです。

令和三年からは地元唐津市やCSOに連携を呼びかけまして、「波戸岬ビ―

「チークリーンアップ」と名づけ、定期的な海を守る活動として定着しました。その後もより多くの方に参加いただくため、企業、団体、学校などにも連携を広げながら展開しております。波戸岬に来た方がいつでも海岸漂着物を回収できるように、専用の回収箱の設置もしました。

海洋プラスチックは、回収しなければ生態系、漁業、観光等にも大きな影響があり、回収しても焼却処分など処理費用が負担になります。

この「PLA PLA」構想は、政策部の職員が拾っても拾っても漂着する海洋プラスチック、この実態を知り、体験し、学び、交流しながら解決の場を目指す場をつくってはどうかと提案し、スタートしました。

この事業化に当たりましては、国の交付金を活用することとし、令和五年度に原子力発電施設立地地域共生交付金に係る佐賀県地域振興計画を策定し、国の承認を受けました。その後、令和六年度に施設設計を行い、令和七年度に整備を進め、今月七日にオープンしました。

こうした中で、脱炭素社会の推進や海洋プラスチック問題に対応するため、令和六年四月に県民環境部に脱炭素社会推進課が設置され、施設整備に係る予算ですとか指定管理に係る業務などについては、脱炭素社会推進課で対応してきたところです。

このプロジェクトは、地域発で地球規模の課題であります海洋プラスチック問題の解決を目指すものであり、国際、教育、産業など、様々な分野と連携した展開が必要です。政策部において全体的なディレクションを行いながら展開しております。

以上です。

○富田委員Ⅱ分かりました。これには電源立地交付金などのお金も入っています、電源交付金ですね。

施設のコンプットなんですけども、勉強会のとときにプログラムとか料金が分

からないのでというふうな話で資料を県民環境部のほうから頂きました。なかなかこれを見ても分からないと、そういったところがあったのでお聞きしますけども、この施設のコンセプトはどのようになっているのか、また、この体験プログラムですね、ビーチクリーンを一時間して二千二百円取られると、これはどういう内容なのかというのが分からなかったもので、体験プログラムではどのようなことができるのか、そして、その辺を少し詳しく御説明いただければと思います。

○小山政策総括監Ⅱ地球規模の課題であります海洋プラスチック問題の解決には、国や国家間での取組が重要です。一方で、国家間での取組をただ待つのではなく、この問題を自分事として捉え、地域発でできることを模索しながら行動していくことが大切と考えております。

「PLA PLA」は答えを教える場所ではありません。この問題とどう向き合っていくかを考え、行動を促す場所です。地球規模の課題である海洋プラスチック問題の解決を目指し、海洋プラスチック問題を知る、考える、未来をつくる体験型施設ということを施設のコンセプトにしております。

また、委員からお尋ねのあった体験プログラムですが、回収、分別、再生、体験、展示といった現場でのリアルな体験を通して、海洋プラスチック問題を知り、考えるための様々なプログラムを提供しております。

具体的な例を挙げますと、ガイドつきのビーチクリーンアップ、これはただ拾うだけではなく、ペットボトルのバーコードを見て国が識別できます。そういったことを教わりながら、あと、色を見たりとか、これはそもそも何なのかというようなガイドつきのビーチクリーンアップですとか、ガイド案内による「PLA PLA」のパネルですとか展示物、映像などを使った説明、あと、同じくガイド案内による再生ラボでのアップサイクル工程の見学、海洋プラスチックを使ったアップサイクル体験、デイスカッションやワークショップと

いった海洋プラスチック問題の自分事化、行動変容を促すプログラムなどを用意しています。

主に平日は、小中学校の修学旅行や環境学習、企業研修など、団体による利用を想定しています。また週末は、家族連れや友人同士など、個人による利用を想定し、プログラムの内容と料金を設定しております。

以上です。

○富田委員Ⅱこのビーチクリーン一時間当たり二千二百円とあるのは、今説明がありましたけども、ガイドさんがついて、ごみの種類とか、そういったものを現地で説明するとか、そういった費用になっているということですね。私はごみを拾うだけで二千二百円も払わにやいかぬかと思つてびっくりしたところでございます。はい、分かりました。

やっぱりこの海洋プラスチックのごみ問題は世界的な問題でありまして、マイクロプラスチックによる魚類から人への影響とか、そういったことを考えていく、これは大変重要なことだと思つています。

しかしながら、現場で回収という面もやっぱりしっかりやっていかなければいけないと。この唐津地域に訪れる方々が、ごみが多いよねと言われる、それを分かってもらうことも大事なんでしょうけども、しかし、少しでもきれいになったよねということに結びつけていかなければ、この意味がないんじゃないかなというふうなことを考えるわけですね。

県民環境部の仕事なのかもしれませんが、政策部としてそういったごみの回収を少しでも進めていただいて、私生まれ育って、子供ぐらゐのときに海水浴に行った、三十年前ぐらゐの形でしょかね、昭和三十年代のそういったきれいな海をしっかりと取り戻していただきたいというのが、これは県民もでしようけども、唐津地域の方々もやっぱり願ひじゃないかなと私なりに思うわけですね。

そういった中で、今後、この海洋プラスチックプランニングセンターを拠点とした展開を、どのように進めていこうとされているのかについてお答えください。

○小山政策総括監Ⅱ今後、佐賀県内、国内はもとより、海外からも多くの方にこの「PLA PLA」に来ていただきたいと考えております。特にこれからの未来を担う子供たちにたくさん来てもらい、体験を通じた自然な気づきの中で未来を守る教育につながってほしいと考えています。

これとあわせて、主に三項目進めていきたいと考えています。

一つ目が、大学との共同研究です。

九州大学ですとか早稲田大学と共同して、波戸岬の大気、海水、生物に含まれるマイクロプラスチック量を調査予定です。

二つ目に、世界に向けた情報発信や提言です。

来年一月に三回目となります国際シンポジウムを開催予定です。ほかにも国内外の学会ですとかシンポジウムなどの機会を通して、「PLA PLA」の取組を報告、紹介予定です。

三つ目に、海洋プラスチックの社会への還元です。

海洋プラスチックを材料としたキーチャーム、テーブル、チェアなどのアップサイクル製品の開発ですとか販売、「PLA PLA」の利益の一部を藻場再生に充てるなど、地域の環境保全活動に還元することを計画しています。

佐賀の岬から地域発で世界の海を取り戻すための活動を展開してまいります。

以上です。

○富田委員Ⅱマイクロプラスチックの量を測ったり、そういった量を調査したりというような説明がありました。

私の思いはもっと回収の回数をやっぱり広げていただきたいというのがあり

ますので、そこはしっかりと政策部のほうから環境部のほうにつないでいただいて、そういったボランティア組織が増えるような形をもう少し模索していただくことも大事なと思っていますので、そこについての答弁を求めたいと思います。

○小山政策総括監Ⅱこの「PLA PLA」の活動でそもそも海洋プラスチックの流出量を抑えていきたいというのが一つあります。その上で、委員おっしゃるように、地域の活動、企業と、あと、団体さん等にも、今、連携を深めて、以前一、二回だった波戸岬でのクリーンアップが今、年四回、五回と増えてきております。これを毎月とかもつと頻繁にですね、あと、「PLA PLA」を訪れた方が体験プログラムを利用しなくても漂着物回収箱もありますので、そういったものを活用しながら、ごみの海岸漂着物の回収活動をもつと頻度を上げていければというふうに考えております。

以上です。

○富田委員Ⅱありがとうございます。ぜひその辺もしっかりよろしくお願いいたします。

では次に、二点目のKMAP事業について伺います。

唐津・玄海エリアには自然、歴史、文化が産んだ個性豊かで魅力的な地域資源があります。唐津のすばらしさに県内外から多くの方が訪れる場所でもあります。特に今年は四月に北部九州初の非日常体験型のマリンアクティビティ「パラセーリング」の運航が開始されました。

先ほど説明いただいた、海洋プラスチックプランニングセンターが今月七日にオープンして、そして今年十月には、波戸岬からスタートして虹の松原を通る「ツール・ド・九州」が開催されます。唐津にとっても、魅力をさらに高める定期発信も一生懸命やっていかなきゃいけない一年になるかと思っています。

私も、この機会に唐津・玄海エリアが持つポテンシャルを生かし、本質的価値をさらに磨き上げ、全国や世界に発信してもらって、人が集まり、地域の盛り上がりにつなげていければと期待もしているところでございます。

県では、先ほど紹介したパラセーリングなど、唐津の海をマリンアクティビティを通して盛り上げようとしていただいていますKMAP、これは「唐津マリンアクティビティパーク」という事業になるかと思っていますけれども、私は以前からあっていますSUPやパラセーリングをはじめとして、マリナーチでの景観を生かしたコンテンツとして唐津の海のにぎわいづくりが可能性は確かに結構あるよねというふうに思っているところでございます。期待もしているところです。

この取組の効果が地元に応がっていかねば何ならないよなと、やはり事業をやって、お客さんが来て、そこだけで終わってしまったも駄目だよなというふうなことを考えています。やはり地域への周遊だったり、滞在だったり、そういった形にどうやってつなげていくのが課題にあるのかなというふうなことも考えるところでございます。

そこで、唐津の海をしっかりと生かしてもらいたいという思いもありますし、将来的にどのような姿を目指しているのか、県が進めるマリンアクティビティの事業の今後の展開について、幾つかお聞きしたいと思っています。

まずは、どのような目的でこのマリンアクティビティを創出していくのか、そしてKMAPの事業に取り組まれていくのかについて伺います。

○納富政策企画監Ⅱ委員からも御紹介がありました、唐津・玄海エリアは世界に誇る美しい海、そして、その海に隣接する形で、国内唯一の国指定特別名勝の松原である虹の松原をはじめまして、七ツ釜、波戸岬、鏡山などの自然景観、唐津城をはじめとした城下町の歴史的建造物など、自然や歴史、文化などが集まった圧倒的なポテンシャルを持つ誇るべき資源にあふれていると考

えております。

その中でも唐津の海は、その価値をさらに磨き上げることによりまして、もつと輝きを増すのではないかと考えたところです。そのようなことから、唐津、玄海が誇る自然を活用し、エリアの価値を高め、交流人口の拡大を図ることで、地域の活性化につなげていくことを目的としまして、マリンアクティビティの創出に取り組むこととしたところです。

この事業では、唐津・玄海エリア全体を「唐津マリンアクティビティパーク」と称しておりまして、その頭文字をとってKMAP事業として推進をしております。

以上になります。

○富田委員Ⅱ分かりました。

将来的にこの事業を進めるに当たってどのような目的を持ちながら、目指す姿といいますか、その辺をしっかりと県民の方々だったり、地域の方々に知ってもらわなにかぬと思いますので、その点についてお尋ねいたします。

○納富政策企画監Ⅱ目指す姿の実現についてですが、このKMAP事業につきましては、将来を見据えながら、三つのフェーズで段階的にステップアップをしていくこととしております。

令和五年から令和七年をフェーズ1の種まき期、令和八年から令和十年はフェーズ2の盛り上げ期、令和十一年からフェーズ3の発展期と位置づけまして事業を展開させております。

将来的な目指す姿は大きく二つございます。一つ目は、もともと唐津には全国レベルのセーリングの選手や指導者が多くございます。このような方たちがマリンアクティビティ事業の担い手となり、将来的にはその指導者たちが次世代のアスリートを育てるというSSP構想に基づくスポーツビジネスの好循環をつくり出していくことを目指しております。

二つ目は、ビーチに日常的に人が集うことで、唐津市街地への周遊など、地域の盛り上がりにつながっていくことも目指しているところです。

なお、この事業を継続させていくためには、事業の収益化が必要と考えているところですので、こちらについてもしっかりと考えていきたいと思っております。

以上になります。

○富田委員Ⅱこの事業は令和五年から始まっているのかなと思っていました。

これまでの取組を振り返って、事業をどのように評価しているのか。SUPなども私、見たところですけれども、かなり人は多くなっているかなという気がしますけれども、その辺についてどのように評価しているのかについて伺います。

○納富政策企画監Ⅱこれまでの取組期間である令和五年から令和七年ですが、事業のフェーズ1の種まき期の段階となります。

事業の取組としては、初年度となる令和五年度はKMAP事業の基本構想の策定、ホームページの制作、SUPなどの機材の購入を行いました。

令和六年度からは、SUPやシーカヤックなどのマリンアクティビティ体験をスタートさせるとともに、西の浜でのビーチイベント「Grand Blue e 2024」の初開催、地元関係者とのネットワーク構築などを行いました。昨年令和七年度は、令和六年度の取組に加えまして、令和八年度からのパラセーリング運航に向けた準備などを行ってきたところです。

実績を見ますと、マリンアクティビティ体験者数につきましては、令和六年度は二百四十四名、令和七年度は前年の二倍近い四百三十四名に増えております。

また、ビーチイベント「Grand Blue」の来場者につきましては、令和六年度は四千八百名でしたが、令和七年度は前年の二倍を超える一万千四

百人と着実に増えているところです。

イベントの開催につきまして、地元の方にお話をお伺いしましたところ、西の浜にこんなに多くの人が集まるとは思ってもみなかった、こんなに人が集まるのであれば、来年度はぜひ出店したいなどの声もいただいているところです。

このように、令和五年度からの三年間の種まき期のフェーズとしましては、一定の手応えを感じているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱこれまでの取組で来場者も結構増えてきたというふうな状況でございます。

ちょっと気になるのは、唐津はもともとヨットも盛んですよね。そういったところとの連携といえますか、そういったところもやってあるんですか、そこについてお尋ねします。

○納富政策企画監Ⅱヨットとの連携につきましては、私たちはこの事業を指定管理しているヨットハーバーに委託をしているところです。

ヨットハーバーでは、子供たちのヨットの教室であったり、指導等も行われておりますので、その辺で整理をしながら、一体的に盛り上げていけるようにと進めているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱありがとうございます。ヨット関係とも連携をしてやっていただいているようでございます。

では、このパラセーリングですけれども、導入することとなった理由、ちょっと私が体験もしたことがまだないので、ちょっと危険かな、怖いよなという感じがするんですけど、この唐津に導入することになった理由といえますか、それがあればお聞かせください。

○納富政策企画監Ⅱ令和八年度は、フェーズ2の盛り上げ期の初年度でありまして、KMAP事業の目指す姿の実現に向けて、その取組を加速させていく時期に位置づけております。

そのため、集客とともに担い手としてセーリングの選手などの雇用ができ、SSPの推進という効果が期待できるのではないかと考えまして、パラセーリング導入の検討を最初に始めました。

パラセーリングを運航している沖縄や天草の事業者に話を聞きましたところ、唐津にはパラセーリングに必要な美しい海と景色がそろっており、実施に期待ができるのではないかと御意見もいただいております。

さらに、ほかの関係者から意見を聞くなど情報収集を行ったところ、唐津は福岡都市圏に近く、県内を含めて集客が期待できる、唐津の海は湾内の穏やかさを示す静穏性が高く、パラセーリングに適している、また、先ほどお話しさせていただいた虹の松原や唐津城などの絶景スポットがあるなどの好条件がそろっていたところです。

先ほど答弁させていただきましたが、加えまして、担い手としてセーリングの選手などを雇用する場となることから、SSPの推進という効果も期待できるなどの理由から導入を決めたところになります。

以上になります。

○富田委員Ⅱ事業を加速させるために見栄えがいいというか、唐津の海の美しさを空から分かってもらう、そういった意味でのこのパラセーリングの導入だったかなと。沖縄や天草なんかの方から言わせると、唐津もいいんじゃないでしょうかねというふうなことがあったということですね。

このパラセーリング、私も想像してみますけれども、やはり飛び立つときと下りるとき、特に下りるときが心配なんですよね。パラシュートが着水するときに、そこに乗った方々の上にパラシュートが着水するんじゃないかと、

そういったことをちよつと心配しながら考えるんですけども、四月から運航を始めたというふうに聞いています。今月で二カ月ぐらいなるわけですから、も、運営を行ってきた中で、今の課題、今後の課題、どのように考えているのかについてお尋ねいたします。

○納富政策企画監Ⅱ まず、パラセーリングの運航や予約の管理などは、これまでSUPなどのアクティビティを委託している、先ほど申しました佐賀県ヨットハーバーの指定管理者でもあります「SAGA MIRAIプロジェクトJ.V.」が行っているところです。また、従事するインストラクターには、セーリングなどの選手や指導者が、ボートの操縦には、海域での船の運航にたけています地元の佐賀玄海漁協の漁業者の皆様を中心にしながら担っていただいております。

運航に当たりましては、沖縄から経験豊富な実績を持つ運航スタッフを招きまして、パラセーリングの仕組みや気象条件、安全対策、法規制等について学習する機会を設けるとともに、ボートの操作技術、パシユートの取り扱いなどの実技トレーニングを重ねまして、安全対策をしっかりと行った上で、ゴールデンウィークからスタートをさせているところです。

課題としては、当初の計画では、最初は週末に一本のみに限定してスタートさせ、経験を積み重ねながら徐々に便数を増やしていくことを考えておりました。実際に運航してみると、安全を確保するための細心の注意を払うことに對するスタッフの負担があること、専属のスタッフではないため、個々人の都合に左右されてうまくシフトが組めないことなどが課題として少し浮かび上がってきました。

当面は、無理をせずに安全面を第一にしながら、引き続きスタッフの育成、確保を図るなど、運営体制づくりをしっかりと進めていきたいと考えているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱ 今のところ試験運轉的な感じがするんですね。これは本格的に動き出すというのはいつ頃ですか、どうなんでしょう。

○納富政策企画監Ⅱ 先ほども申し上げたとおり、安全に運航していくことを第一と考えております。スタッフも十分な訓練を受けてしっかりと対応できますが、先ほど申しましたように、安全の体制をもう少し確保できる人数を増やしていく、また、経験ももつと重ねていくなどして、どんな対応もできるように進めていきたいなと思っております。やはり人数が多くなるのは夏に向けてになつてくると思っております。それに向けてトレーニングをしながら、安全第一に進めていきたいなと思っております。

以上になります。

○富田委員Ⅱ やはりこの運航というのは経験値が一番重要だと思うんですね。そういった中で、しっかりと安全面を考慮してやっていただきたいなど、安全運航を第一にやっていただきたいと思えます。

やはり体験者からの意見も私は重要だなと思っているんですけども、その辺の意見等が寄せられていましたら説明をお願いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ パラセーリングの運航に当たりましては、私も含め職員が可能な限り現場に出て体験者から話を伺っております。

体験者の皆様からは、想像していたよりも景色がきれいで、ほかでは味わえない貴重な体験ができた、友達にも絶対勧めます、飛ぶ前にはどきどきしましたが、スタッフの方が丁寧に対応してくれるので、安心できましたなど、評価する声をいただいております。

利用者のアンケートによりますと、満足度では、とても満足したが八九%、満足したが七%、安全性では、とても安全に感じたが九三%、安全に感じたが七%、スタッフの対応では、非常によいが九三%、よいが四%と、スタート時

としては非常に高い評価をいただいていると思っております。

課題もありますが、利用者からの御意見を参考にしながら、さらなるサービスの向上を図り、多くの皆様に楽しんでいただけるように努めていきたいと考えているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱアンケート調査も結構良好な意見が多いというふうなことでよかったと思っております。

やはりこの事業展開において、最終目的のスポーツビジネスだったり収益だったり、そういったことも大事だというふうにいるんですけども、そのためには地元との連携ですか、この辺もやっぱりやっていかにかぬかなと私は思いますけれども、この事業の効果を地元に戻元して、さらに地元に着せていくためには、県、そしてまた市、また、関係団体としっかりした意見交換などを行いながら連携していくことが重要だと思いますし、その連携の一つが、先ほども話しました周遊だったり、また、先ほど景色が美しくてよかったというふうなこともありましたよね。ということは、海岸線の清掃も必要じゃないかなと、先ほどの「PLA PLA」も言いましたけれども、やはりその辺もしっかりと地元との連携について考える、また、連携をしっかりとつないでいくというか、やっていかなきゃならないと思っておりますけれども、これについてどのように考えてあるのか伺います。

○納富政策企画監ⅡKMAP事業の効果をエリア内で広域的に波及させるとともに、将来的に地元に着を着させていくためには、地元の皆様としっかりと共通認識を持ちながら事業を進めていくことが何よりも大切だと私も考えております。

そのため、唐津市をはじめ、地元で海辺の利活用に関する活動を行う団体が集まった「唐津里浜づくり推進協議会」とも連携をして、西の浜の活用につい

て意見交換を行う場として、私どもコネクトミーティングと呼んでいるんですけど、そのコネクトミーティングを定期的に開催しております。

また、地域としての盛り上がりとなるように、地域貢献活動に取り組むNP Oの方や地域住民の方も参加するワークショップの開催も行っているところです。そのような活動を行いながら、西の浜の未来を共に描く仲間づくりや、地域全体で盛り上げていくための体制づくりを進めてきたところです。

そのような動きもありまして、これまでの二回は県主催で実施してありました夏のイベント、「Grand Blue」につきましては、今年度から地元関係者との実行委員会を設立し、協力しながら一緒に開催することになったところです。

また、委員から御意見ありましたビーチクリーンにつきましては、港湾管理者である県と、あと現在、清掃活動を行っている地元のボランティア団体などと、私どもと一緒に何ができるかについて意見交換をしていきたいなと思っております。

今後、地元の皆さんの意見を聞きながら、多くの人を巻き込み、事業を推進していきたいと考えているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱやはり地元関係者との連携が必要だなと思っておりますし、また「Grand Blue」のイベント、今年もやるということで、広報誌に出いたかなと思っております。そういったところで確認したところです。

やはり私からの提案なんですけど、すみません、ビーチクリーナーという大きな機械というか、アメリカの西海岸なんかには夜中に人がいないときにビーチクリーナーが自動で走っていたりするというふうな話も聞きました。私は行ったことないんですけども。そういった、今、自動化もできていっていると思いますので、そういったことも今後検討できるんじゃないかなと思ってい

ますので、ぜひその辺の機械化に、やっぱり人で拾うのは無理です。私も体験したと先ほど言いましたけれども、やはり機械によってしっかりと砂をふるい落としながらごみを拾っていくというようなシステムを導入したほうがいいのかなど思っていますので、そこは今後の課題として検討をお願いしたいと思っています。

今後の取組についてですが、唐津・玄海には多様な海岸線があるわけですね。サーフィンの立神、そして県内屈指の透明度を誇るプライベートビーチ的な相賀の浜、それから白砂青松に隣接する東の浜など、こうした多様な海岸線をどうやって生かしていくのか。先ほどのKMAP関係でいうと、西の浜だけというふうな感じがするんですね。やっぱりそれを広げていくということも私は大事じゃないかなというふうに考えていまして、さらなる唐津地域の海岸線を磨き上げていくことが期待されていると思っていますけれども、今後どのような取組を行って、唐津の海岸線、海の下さを知らせていくのか、取組について伺います。

○納富政策企画監Ⅱ委員から御意見ありましたように、唐津・玄海には多様な海岸線があり、それぞれ違う楽しみ方ができると思っています。大切なのは、それぞれが持つポテンシャルをどういった形で磨き上げるのかということだと思っております。そして、その磨き上げの仕掛けには多くの挑戦が付き物と思っております。

そういったことから、KMAP事業につきましては、唐津エリア全体を対象とさせていただいておるところなんですが、まずはKMAP事業のフラッグシップエリアである西の浜に注力しながら事業を進めているところです。

今後につきましては、西の浜を日頃から人が集える場所に変えていくために、遊歩道やトイレ、シャワー、日よけのパーゴラなどの整備を進めていきたいと考えており、令和八年に設計、令和九年、令和十年に工事を予定しているところ

ろになります。

また、七月十九日には三回目となるビーチイベント「Grand Blue 2026」を開催することとしており、実行委員会のメンバーと共に準備を行い、前回以上の盛り上がりを目指しまして、このビーチイベントが地元で愛されるものになるように育てていきたいと思っております。

このような取組を通して、唐津の海の新たな風景をつくり出していき、令和十一年からのフェーズ3、発展期での目指す姿の実現に向けまして、令和五年度から積み重ねてきました県の取組が波紋のようにエリア全体に広がっていき、それが大きな波となっていくようにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○富田委員Ⅱぜひともそのフェーズ3の次には波紋のように形が広がっていくように、特にヨットをされている方からあったんですけども、先ほど言いました相賀の浜のちよつと西側に、北浜というのは小さな入り江ですけど、あるんですね。ここが大変水質がいいと。やっぱりヨットを止めてゆっくり揺られながら休憩したいよねというふうなことも言われていました。やはりその場所が持っているよさをしっかりと生かしていくことが私は大事じゃないかなというふうに思っていますので、マリンスポーツでいうと、うるさい海のボートもありますけれども、モーターボートや水上バイクですか、ありますけれども、やはりそういったものを入れさせないところ、区域を分けていくということも大事じゃないかと思っていますので、その辺もしっかり地元の方々とそういった関係性をつくっていく中で、そういったやり方はどうでしょうかねというふうなことでやっていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、三点目に行きます。県立大学です。

この県立大学については、これまで県議会の中で多くの時間を費やして議論をしてきました。しかしながら、県民の理解といますか、賛成、まだまだ進んでいませんよね。私なりにいつも思うのは、本当に反対者が増えてきているんじゃないかなというくらいあるんですけれども、どういうふうに皆さん感じていらっしゃるのかなと。山口学長予定者が言われた、県民の理解が大事だと言われています。この言葉に対して本当に執行部は応えていつているのかなと。県民に理解してもらうように努めているのかなというような疑問があります。

そしてまた、知事さんや執行部が言われる「チェンジ・メーカー」ですね。「チェンジ・メーカー」、本当にこの佐大よりも下のクラスで「チェンジ・メーカー」ができるのかなと。そういった人々が育っていくのかなという疑問も私は持っています。

そしてまた、高い熱量の教授、高い熱量の生徒を採用していくと。熱が高いのは山口知事だけじゃないかなと私なりにちよつと感じるんですけれども、そういうことをちよつと不安視する声もありますし、私も不安です。

まず一点目ですけれども、教員の採用についてであります。

この前、中本議員だったですかね、中本議員の質問で……

○西久保委員長 徳光議員。

○富田委員 徳光議員ですね、すみません。今現在、これはいつからだったか、四月一日からですね。六月十五日までの第一回目の募集ということで、第一回目の募集が六月十五日までということであっております。この採用というか、募集者の数についてもお知らせできないというふうなことを言われたですね。途中経過ということになりますので、応募の状況などの詳細な状況についてはお答えすることができませんとありました。なぜお答えできないんですかね、ちよつとその辺の理由から、すみません、お答えください。

○中島政策企画監 県立大学の教員選考についてのお尋ねでございました。

教員選考を開始したところ、今御案内あったとおり開始したところでございます。認可申請まで断続的に随時行っていくということと考えております。

公募、これも複数回、実施を予定しております。現在はその教員選考、断続的に随時行う教員選考が進行中でございまして、公表していないというところでございます。

全ての選考が終了した後に、全体の状況が整理できると、そういう段階になりましたら、その時点で出せる情報をお示ししたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○富田委員 全体の状況が分かっただけから示すというふうな話ですよ。私は、やはり県民の皆さんも我々議員も今の状況を知りたいんですよ。やはり定員募集というか、先生方の応募が本来にあるのか、そういった状況を我々は知りたいんですよ。ですから、今何人、定員に対してこれくらいありましたという数字だけでも私はいいと思うんですけれども、それを出すことによって影響があるという考えで出さないという話なんでしょうから、どのような影響を考えているんですか、それについてお答えください。

○中島政策企画監 大学教員の採用というところでございますが、特に新設大学でございます。大分長い期間をかけて行うものでございますし、その中で様々な大きな動きがあると考えております。

例えば、今、公募などで募集をかけておりますけれども、実際働き始めるまでというのが、令和十一年四月ということでございますので、大分時間がございいます。そういったところの期間がかかるということもあって、実際新規で立ち上げるような大学などについては、採用したいというふうに思っていたとしても、その期間があることで採用辞退が多いということもございます。そう

なると、また募集をかけたということがございます。また、申し上げた新設の大学でございますので、今既にどこかの大学で働いているという方もいらっしゃると思います。そこでの研究をやはり続けたいということを、採用を決めた後でも言っている方もいらっしゃるって、採用時期をずらしてほしいというようなこともございます。そういった場合もまた別に採用しなきゃいけないとか、あるいは認可申請しますと認可の審査というのがございます。文科省で行いますけれども、実際我々はこのいう人材を育てるためにこういうカリキュラムをしたいと、それを教える先生としてこういう方々を考えておりますということとで申請をするんですけども、このカリキュラムを実施するためにも追加で教員を採用しなきゃいけないんじゃないのというようなことを文科省から示唆を受けるということもございますので、そういった場合の対応が必要というように、採用に関しては様々大きな動きがあるというふうに思っております。

そういう長い期間の大きな動きの中でやっておりますので、途中でお示しすることではないというふうに思っております。実際ほかの大学の例を見ましても、やはり途中ということでもございます。状況をお示している例はないというふうに思っておりますので、全体の状況が整理できた時点で、その時点で出せる情報をお示ししたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ今、示せない理由を述べられましたけれども、私からすると全然理由になっていないと。私は、要は今何人募集しているという数字がホームページに出ていますよね。教授、准教授、講師、または助教教授ですかね、これで全体でいくと三十人弱ですか。その募集定員に対してどれくらいの募集があったかを知りたいと――応募ですね、すみません。そこを何でその理由で教えられないのかと。途中で、それは令和十一年四月開学ですから、当然ながら

それまでにいろいろな状況が変わって、先生に応募された方もいろいろ変わっていくんでしょう。しかしながら、私は四月一日から六月十五日までの募集期間の中で何人募集して何人の応募があったと、その数値だけを聞きたいと言っているんですよ。先ほどの理由が公表できない理由になりますか。どうです、皆さん。私は理由にならないと、もう一度。

○中島政策企画監Ⅱ実際、先ほど申し上げましたように、ほかの大学もそういうことでやっております。お示ししないということではなくて、選考を全て終わった後に、全体状況を整理できた後にはお示しできる情報をお示ししたいと思っておりますので、それをお願いしたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱその状況を示せる時期といいますが、これでは第一回目の四月開始と十月開始の二回にわたり実施する予定ですとありますよね。いつ頃になればできるんですか。二回目が終わった時点ですか、それとも採用を決めた時点なんですか、いつ頃我々にお示しできるんですか。

○中島政策企画監Ⅱ全体の状況が整理できた時期というところでは、認可申請の準備が整った段階というふうに思っております。来年の秋頃の申請を考えておりますので、その前あたりになるかと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱここに審査スケジュールというのをいただいておりますけれども、これでいうと、この前の文科省の話で一カ月ほど生徒の募集期間が必要なので、全体を一カ月ずらずらすというふうな話がありましたよね。ということは、先ほど秋と言われましたけれども、申請の時期が十月末なので、九月末にはお知らせできると、我々に知らせることができるといことなんですか。

○中島政策企画監Ⅱ申請の前のタイミングではその時点で出せる情報をお示ししたいと考えております。

以上です。

○富田委員Ⅱこれ以上これを問い詰めても、そこから変わらないと思いますので、次に行きます。

次ですけれども、一番問題の県民の理解についてです。

県立大学については、これまでしっかりした説明がなされてきていないと私は思っていますし、また、今年二月の代表質問でもやりましたけれども、令和七年十一月の佐賀新聞の世論調査等では、賛成は四六・八％と半数を割るなど、まだまだ県民の理解は得られていないと思いますし、増えていないと私は思っています。先ほど、当初に言いましたけれども、減っているんじゃないかなというふうに思っています。執行部としてこの世論調査の結果はどのように受け止めて、賛成者が増えるようなことにならない理由はどこにあるのか、どういう分析をされているのかについて伺います。

○中島政策企画監Ⅱ世論調査の数値を今おっしゃいました。地元のメディアの直近の数値を見えますと、地元紙の数値は先ほどおっしゃった賛成四六・八％、反対が二六・三％、地元のテレビ局の数値で申し上げますと、賛成、そして、どちらかといえば賛成、これを合わせて六三・四％、反対、どちらかといえば反対、これを合わせて三三・二％となっております。一定の評価をいただいているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ一定の評価というんですけれども、私は一番最初に言いました山口学長予定者の言われていた県民の理解が大切ですよと、この理解というものをどういうふうに捉えているのか。そしてまた、私が聞いているのは、理解者が増えない理由は何なのか分析したのかということを知っているんですよ。そこをしっかりと答えてください。

○西久保委員長Ⅱ答えられる人、誰ですか。

○中島政策企画監Ⅱ意思を示された方の数値を見ると、およそ二倍の方が賛意を示されているというところで一定の評価をいただいているというふうに考えております。ただ一方で、分からないとか、どちらとも言えないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対しての周知ということも取り組みたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ全然答えが合わないですね。私は、賛成者が四六・八％しかないですよと、これをもう少し上げていく必要があるでしょうと、上げる必要性を感じないなら、ないでいいですよ。しかしながら、学長予定者が県民の理解が大事だねと言われているんですよ。そういった中で、賛同される方の数字を少しでも上に延ばしていこうという、その努力は見えないし、何で低いかの分析をしないと、その努力はできないんじゃないですか。だから、その努力をしたんですか、どういったところに課題があるのか分析したんですかということと言っているんですよ、どうなんですか。それとも、していないなら、していないとお答えください。

○西久保委員長Ⅱ執行部は答弁できますか。答弁できない場合は、執行部で見調整、もしくは答弁のすり合わせを求めますけれども、答弁できるのであれば挙手願います。

○中島政策企画監Ⅱ県立大学の設置、これはそもそも我々は構造的な問題を解決するということでやっております。そういうことで準備を進めておるところでございます。

これは世論調査の結果が高い低いというのに関わるものではないと思っております。こういうことをやりたいということで、議会にも都度お諮りしてまいりましたし、今後もお諮りする予定でございます。

世論調査の賛成の数字を上げるためということではなくて、申し上げた構造

的な問題を解決するために必要だと思い、やっているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ私は、世論調査の数字は数字として言いましたけども、やっぱり県民の理解度を上げることが大事だと私は言っているんですよ。（「当たり前だよ」と呼ぶ者あり）そこを否定するんですね、あなたは。（「県民の血税でつくるんだから」と呼ぶ者あり）県民の理解を得んとやっつては駄目ですよと私は言いたい。そこを県民の理解は必要なく、知事さんの考えだからやっつていきます、県としての構造的な課題がありますので、そこを解決するためにこれをやっつけていきます。しかし、そのためにはやっぱり県民の理解は必要じゃないんですか、どうなんですか。（「置いてきぼりかよ」と呼ぶ者あり）我々は置いてきぼりですか、本当に。もう少ししっかり考えてくださいよ。これ答えられるなら答えてください。しっかりやっていくのか、やっていけないのか。もうやらないなら、やらないと言ってください。次にいきますから。

○林政策総括監Ⅱ県民の理解をもっと深めていくべきだという御指摘だと思いますが、我々、先ほど中島が御答弁申し上げたとおり、世論調査をどう受け止めるのかという点については、反対の約二倍の賛意が示されているということも含めまして一定の評価はいただいているものと思っております。

ですが、もともと我々も問題意識として持っているのは、こういう構造的な課題に対応するためにこの政策を進める中でも、県政としてこれを進めたいということに関して、そうした点についての無関心といえますか、よく分からないとか、どちらとも言えないとか、そうした層がちゃんとそれを受け止めて認識していただくということが大事だと思っておりますので、まず、県立大学をやりたい、それがどういう意義があるのか、果たすべき役割も含めて伝えていくということと理解を深めていく努力は今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ佐賀県の構造的な課題を解決するね。先ほどの件はそれで、あとは違う方がやられるかもしれないので、次に行きます。

社会的な構造の課題ということで言われております。

私は県民の理解が進んでない要因にはやはり少子化があるんじゃないかなと。私なりに、私のチャッピー君といいますが、愛称がですね。そこで尋ねてみたところ、現在の十八歳の人口七千八百人程度ですね。（「AIのこと……」と呼ぶ者あり）AIのことですけども、すみません。後ろから入りましたけども。二〇四〇年には四千五百人ぐらいになりそうだと。四〇％は減少するんじゃないかなということなんですね。これは皆さんも同じ認識だと思えます。これをどうやって変えるのか、どうやって解決していくのかということなんだろうと私は思っているんですよ。

今回、学長予定者の山口先生はデータサイエンスの専門家とも聞きますよね。やはりそういった専門家に、この数値、私がチャッピー君に、AIに尋ねたことが本当なのかと、それと、県が目指す大学をつくって本当に改善していくのか。知事がいつも言われている三千人程度が県外出ていますもんねと、その数値はどの程度回復するのか。そういったデータをやはり私は使って県民の方に理解を求めていくということをせんと、ただ単にこういう大学をつくります、こういう大学をつくります、これじゃ、やっぱり届きませんよ、県民には。我々にだって届きません。やはりある程度の数字を出していただきたい。やはりここは県が目指すところで、何名程度の県内の学生を確保でき、そして、どの程度の卒業生を県内に残していけるのか、ここの数値をやっぱり出していかないと、県民は理解できないと。

それは目標値であると私は思いますよ。しかしながら、今のデータサイエンスという数値的な専門的なところを使って、こうなるものをこういうふう

持っていきたいというふうなところを、ここまで下がってきますけれどもここまでは持っていきたいという説明をしないと、私は納得しませんし、県民の方も納得しないんじゃないかなと私は思っているんですよ。

そういったデータを使って今後お示しできるんですかできないんですか、していただけるのかしていただけないのか、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ学生確保についてのお尋ねでございました。

今、十八歳人口ですとか出生の将来見込みもおっしゃっていただきました。先般、人口動態統計というのが出まして、昨年、二〇二五年の県内出生数、これは四千六百十一人でした。ただ、四千六百十一人が十八歳になったときの大学進学者はどのくらいになるかと推計をいたしました。大学進学者率、今、佐賀県の進学者率が四四・二%でございます。全国の数値が五八・六%ですので、これより低い数字、全国の数値に今近づきつつありまして、毎年伸びているところではございますけれども。この大学進学者率が今と同じ四四・二%だというふうな厳しめの想定をしてみますと、そのとき四千六百十一人が十八歳になったときの大学進学者数は二十人から二百人程度になるかと考えております。そのうち千七百人から千八百人程度が大学進学時に県外に出ていくというところを推定したところでございます。

県立大学は、今、定員が二百人から三百人を想定しております。大学の定員で、先ほど申し上げた推計のデータを比較しても、数字上、学生の確保は可能だというふうに思っております。

もちろん何もせずに大丈夫ということではございませんので、一人一人の成長を大事にする大学ということであり続けて、学生から選ばれる大学にならなきゃいけないので、そういうことをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ先ほど言われた数字、想定というふうな話もされました、推計。先ほど言ったように、私は専門家じゃないので、やっぱりデータサイエンスという、その専門家の方に分析をしていただいて数字を出せないのかという話をしてるんですよ。どうなんですか。

○西久保委員長Ⅱ答えられますか。手が挙がっていません、誰も。

○中島政策企画監Ⅱデータの出し方がこのやり方というふうに思っ出て出しているところではございます。

私もただではちよつと力が足りないのではないかといいことでございまして、いろんな方にお話を聞いていうところで補強できるものもあるかと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱぜひとも専門家をお願いしてください。それくらい金はあろうでしょう、広報費にあればだけ使っているんですから。じゃ、それはお願いして、どうですか、できますかできませんか。

○中島政策企画監Ⅱどういったやり方があるかということも含めて検討したいと思っております。その検討をしてから、やるやれないかは決めたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ検討していただいて、ぜひともやっていただきたいと私は思います。

では、先ほどの学生の確保ですよ。入試のやり方、推薦を枠でがぼつと囲ってしまえばそれは集まりますよ。八割から九割と言っていましたよね、学校推薦だったり、そういった推薦枠は。推薦を受けたいと言ったら、それから逃げられませんか、子供たちね。推薦をいただいて願書を出して、後から、すみ

ません、やっぱりこっちの大学がよかったよねといって変更できませんよね。これは何でかといったら、県立高校だったら、校長の顔があるし、そういったところを考えると、私は推薦枠はそんなに増やさないでもいいんじゃないかなと。要は推薦枠というのは青田買いだと思います。それは五割ぐらいいいんじゃないかなと私は思っていますので、そこは申し上げておきます。

次に行きます。

次に、県内就職についてです。

県立大学をつくるということは、先ほど言っていましたように、一つは三千人もの子供たちが県外へ出ている。そしてまた、県内になかなか戻ってこない。そういった中で、県内への就職者を増やすという目的ですね。

他の大学のデータなんかを見ても、半数届かない程度が県内に戻ってきていないというようなデータもあるようですけれども、この県内大学をつくるということで、就職率をどれくらいといった目標値を持つてあるのか。あれば示していただきたいなと思います。

○中島政策企画監Ⅱ令和七年三月時点のデータを申し上げますと、その時点での公立大学の卒業生の大学所在地域への就職率、これが全国平均で四二・〇%でございます。過去の平均を見ましても四〇から四五%あたりで推移をしているところでございます。

佐賀県立大学の学生、これは課題解決学習を県内様々な場所、あるいは様々な形でを行います。企業を知ってもらうという機会を増やしたいというふうに思っておりますし、実際、地元の経済界からは、学生との接点を持ちたいというふうな期待の声もございます。

それと、大学におきますキャリアセンター、これは県の就職支援の各種施策と連携をしたいと思っております。多くの学生に県内で働きたい、生きていきたいというような思いを持っていただきたいと、そういう仕掛けをしていきたい

いと思っております。

数値の話がございました。開学が早くて三年後です。最初の卒業生が出るのはさらにその四年後ですので、まだ先の話でございまして、現時点で具体的な目標ということを明確に持っているわけではございませんが、今申し上げますた四〇から四五%あたりでというところを見ますと、他県の地元就職率を上回るところを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱどれぐらいを目指すのかといったら、他県の状況を上回るようなところを目指したいということを確認いたしました。私は数字も欲しいんですけどね。

次に行きます。

では、協力事業所についてですけれども、協力事業所ということで二百五十社程度が登録されていると聞いております。

協力事業所とはこういったもので、執行部側は何を協力事業所に期待しているのか、また企業側が期待しているものについてお答えください。

○中島政策企画監Ⅱ協力事業所でございますが、昨日時点で二百六十社から登録をいただいているところでございます。

この協力事業所の制度といいますが、システムにつきましては、県内の事業所ですとか企業、団体の皆さんに県立大学に関する検討状況ですとか目指す姿といった情報提供を進めていきたいというところで、登録を受け付けているところでございます。その登録の数が今二百六十でございます。

今後、この協力事業所の皆様方に御協力いただきたいものとしたしましては、実際、学生の学びの場を提供いただくですとか、事業経営者の方とかにもなるかと思いますが、実際の現場の経験などを踏まえたところでの大学内での御講演、あるいは事業所ですとか企業に学生のインターンシップを受け入れていた

だきたいと、そういった様々な形での御協力をいただきたいということを考えているところでございます。

委員おっしゃっていただいたように、協力事業所側の狙いというか、メリットもあるかというふうに思っております。事業所のほうで学びの場ですとか、あるいはインターシップの場を提供するということになりますと、学生と触れるわけです。いろんな意見を聞いたり、学生は新鮮な感覚というのを見聞きすることができ、そういった貴重な機会でもあるかと思えます。それが新たなビジネスにつながったり、新たな気づきにつながったりということもあるかと思えます。

加えまして、先ほど話もありましたが、学生の採用につながるというケースもあるかと考えております。実際、学生と協力事業所双方にメリットがあるというようなことが考えられるというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ学校側からすると学びの場の提供をいただけるんじゃないかと、講演に来ていただけるんじゃないかと、インターシップの受け入れ、企業側でいうと、新しい考えというか、若者の考えを聞けるとか採用ですね。私、疑問なんですけれども、この協力会社さん、名前は私全然知らないんですけど、今、二百六十社と言われましたね。

二百六十社、協力事業所ですね、これについて、多分皆さん方から、こんな大学をつくるのでうすかという、協力会社さんというか、企業回りをされたいんですかね。ということ、二百六十社の手が挙がってきたということなんですかね。どうなんですか、その辺。

○中島政策企画監Ⅱ集め方といいますか、様々な場で御案内をしております。経済団体が集まるような場でチラシといいますか、案内をお投げしたり、あるいは県全体でいろんな総会とかに出る部分もありますので、全て私たちだけで

行っているわけではなくて、例えば、福祉団体とかが集まるような会では総会のときにそういう資料を配ってもらったりというような形で、いろんな形で御案内をしているところでございます。そのチラシを見たところで、興味を持っていたところが登録をいただいているという形になっているかと思っております。

以上でございます。

○富田委員ⅡいろんなところでPR活動もされていると、そういった中で二百六十社だということですね、分かりました。

執行部として、この企業さんたちには失礼な話かもしれませんが、二百六十社、皆さんいろんな形で手伝っていただけているという感触なんですか、その辺の感触といいますか、どうなんでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ二百六十社、様々な事業所交流会などもやっております、実際の声を聞く機会もございます。実際、県立大学がどういうことをやるんだろうというところから登録された方もいらっしゃるし、具体的にこういっただ話をしたいとか、学生と組んでこういっただことをやりたいという思いをお持ちの方もいらっしゃるんです、そこは様々なあるかと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ企業の考えは様々なだろうということですよ。私からすれば、多分取りあえず手を挙げておこうかという企業もあるんじゃないかなと。これがどれぐらいなのか分かりませんよ。しかし、中には、あそこの企業も挙げておるならうちも挙げとけよということなのかなという企業もおられるんじゃないかなと。やっぱり数字だけどうのみにしてはいけないのかなと私は思っています。

次に行きますけれども、県内企業等からのニーズについてです。

このニーズ、県立大学からの卒業生を受け入れたいというニーズがどれくら

いあるのか、やっぱりつかまないと何しよるのかなと私は思うんですね。せっかく先ほど言った協力事業所がおって、そこにアンケート調査でもしたらいいんじゃないですか。十年間で子供たちをどれくらい採用しようと考えているんですかとか、そういった数字を基にして、その数値を分析して、県内に残ってくれる子供たちが何名程度になるのかなとか、そういったことをやっていて、それを県民にお知らせして、この大学、建設に賛成してくださいよと、県内企業さんこれだけ採用してくれるというふうなこともありますので、そこをしっかりと県民にも我々にも示していただきたいと私は思っているんですけれども、そういったことをやる気があるのかなのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ企業のニーズというお話でございました。

アンケートというお話ではございましたけれども、実際の企業のニーズというのは、求人がどういう状況かというところに現れているかと思っております。

実際、この三月の県内大学卒業生への県内企業の求人状況を見てみますと、佐賀大学は就職者数七百四十人に対して三千三百七十七件の求人情数、件数と申し上げましたのは、一件当たり複数人数というのがございますので、実際はこの三千三百七十七件よりも多い求人があっているかと思っております。西九州大学については、就職者数が三百八十六人に対して七百六十六人の、これは求人数でございます。

県内の企業ですとか事業所の大卒への求人ニーズは高いというところは明らかだと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱですから、求人情報の数字だけじゃなくて、せっかく協力事業所ということであるわけでしょう。そこにはアンケートを取ったと。そして、先ほど言われた三千三百七十七人の求人があっていますという話ですね。これはただ単に求人をしているだけで、子供たちの意向というかそこは入ってい

ませんよね。県内に残るという意向は入っていませんよね、どうなんですか。首をかしげていらっしゃるので、その考え方はどうなんですか。私が間違っているなら間違っていると教えてください。

○中島政策企画監Ⅱ今、子供たちの意向とおっしゃったところが、求人票ですので、もちろん企業側が求人を出されるところかなと思ってでございますので、そういうところでございました。ただ実際、協力事業所、今途中、委員からおっしゃいましたように、いろんな状況、興味があるだけとか、深く関わってきた、いろいろあるかと思えます。採用にもつなげたいというところももちろんあるかと思えますけれども、そういういろいろな方がいるというところだけじゃなくて、やっぱり県全体はどうかというところが今申し上げた求人、実際の求人の数に現れているかと思っておりますので、もうそれよりの確に今の企業のニーズを示すものというのではないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○富田委員Ⅱここもなかなかかみ合いませんな。

じゃ、次に行きましょうか。では、四番目の広報についてです。

私は昨年の九月の一般質問で、広報費、広報の在り方について質問いたしました。広報を行う場合には、やはり建設費とか運営費をしっかりと明記して県民に分かってもらわないと駄目ですよというような話をしました。そのときの答弁で、この建設費や運営費といったコストについては、まとまり次第、適宜説明をしておりますと、このまとまり次第という言葉ですね。今、建設費の積算にはまだ入っていないのかもしれないけれども、コンサルに委託して進められていると思うんですね。それが出てしまわないと公表しないんですか。私は、やはり今の時点ではという数字をつけて、県民の方々に理解を求めている、それがフェアじゃないですかね。要は、このまとまり次第という言葉です

よね。極端に言うともう建設費の議案を出すときは当然まともっていますよね。しかしながら、運営費についてはまともっていませんよね。しっかりと固まっていますよね。そこが大事だと。やっぱり固まってしまうてから出すんじゃないよと。やはり都度都度、広報誌に載せていくべきじゃないかなと私は言っているんですよ。この点について、私の質問以降どうされたのか、どうやっていこうとしているのか、お答えをお願いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ広報についてのお尋ねでございました。

委員おっしゃったように、建設費ですとか運営費のコストについても適宜説明するというところで考えているところでございます。

実際、今、昨年十一月に基本設計をお出ししました。そこは概要版ではございましたけれども、その中でも建設コストの見込みというところで、将来、物価上昇なども加味したところで百三十から百四十億円程度というところを入れたところでございます。ほかパンフレット等もございますけれども、そういったものに入れることについても適宜行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ百三十から百四十億円という数字が一旦出ましたよという話ですね。これは、新たな広報なんかに今まで入れていないんですか。この百三十から百四十億円という数字はいつの時点で出されたんですか。その後に広報誌は出ていないんですか、どうなんですか。出ているなら、そこに書いてあったなら書いたと、表記したということでお答えいただければと思います。

○中島政策企画監Ⅱ現状、概要版を出したときの資料に出しているというところでございます。いろんな媒体があるところでございますが、今後新パンフレット作成の際には適宜必要な情報を相手に応じてということなと思いますけれども、掲載したいというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ相手に応じて、どういう言葉、今言われました。相手に応じてじゃなくて、県民にと私は言っているんですよ。相手に応じてと、それはどこの相手なんですか。その辺の曖昧さが、やっぱりこの県立大学の一番の県民の不安というか――を招いているんじゃないですか。そこはしっかりと、今までの広報誌にはつけていませんよと。でも、いつ何月の時点でこの数字が出ましたよと。だから、ここでも出しますよと。そういった答弁をしていかないと私は納得できませんよ。もう少し言葉ではぐらかすような回答じゃなくて、数値とか時期とか、そういったものをしっかり答えてくださいよ、お願いします。

○西久保委員長Ⅱ答弁できますか。

○中島政策企画監Ⅱ今、パンフレットを作っております。パンフレットの配っているものもございませけれども、そういったものの改定というタイミングで入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱいつ頃改定するんですか。やはりそういった数字が出たらすぐ改定して、県民の皆さんにお知らせするべきじゃないんですか。そういった思いはないんですか。そこに反省はないんですか、どうなんですか。

○中島政策企画監Ⅱ改定する際にはすぐ入れたいというふうに思っております。改定といいますのは、作っているものはお配りしているものもございませ、違うところに置いているものもございませますが、実際また新たに作る時にはそれを入れたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ県のホームページの中に意見募集箱がありますよね。そこに県立大学のバナーというか、クリックするところはありませんよね、ありますか。新幹線、原発、あと何かあったかな。この県立大学は、国政課題を除いて佐賀

県の一番の課題じゃないですか。そこに県民に意見をもらおうというバナーがないというの私は腹立っているんですけども、やっぱりそういったところでしたらと広報すればいいじゃないですか、すぐできるじゃないですか。広報のところの改正ぐらい、ホームページのところの県立大学の建設費なんて。チラシを作るまで待つといってくださいとか、あなたたちが言っているのを待っていたら、次に建設費が出るんですよ。知事も九月ぐらいには出したいという話だったでしょう。そのときまでに出さなくて、その金がぼんと出る。それではいけないじゃないですか。県民にある程度、段階的に説明をしていきながら、そして、最終額はこれになりましたもんねと。それで、県議会に提案してどうでしょうかと。それから我々ががんかかるとはいえ、このくらいでよかてばいいと、その話を県民の方に広げていっても、県民の方はどこで判断してよかたですか。もう遅いじゃないですか。意見を言う場がない。そういうふうに感じませんか。

私は、できることはしっかりとできることをやったださいというふうなことでお願いしたいと思います。どうですか、そこら辺は。

○中島政策企画監Ⅱ十分でなかった部分もあるかと思いますが、できる部分はやっていきたいと思っています。ホームページの掲載につきましても、載せているところではございますけれども、分かりやすくというところで、どういった改定ができるかというのをやります。

以上です。

○富田委員Ⅱでは、広報関係に行きます。もう一つですね。

広報は、これまでにラッピングバス、それから、私も映画館での広報を見してきました。また、新聞も大きく両面開きだったり、いろいろやっておられます。これまでいろんな取組をやったとこれだと思っただけなんですけれども、これにかかった費用、我々はなかなか説明いただいておりますので、ここでどれくらいか

かっているのか、各広報誌などについて額をお知らせください。

○中島政策企画監Ⅱ広報につきましては、様々な取組を行ってまいりました。広報に関する委託料の実績といたしまして、令和五年度に、数字は丸めますけれども、五百三十二万円、令和六年度が七百九十五万円、令和七年度が三千百十五万円という実績でございます。令和七年度は特にいろんな周知をやりなさいということもいただいておりますので、その辺りから力を入れているところでございます。

取組内容を令和七年度に絞って、大きなところでくくって御説明いたします。新聞への広告掲載が七百八十五万円、映画館での動画の放映、これは八週間やりましたけれども、七百二十六万円、佐賀駅のデジタルサイネージの放映が六百十六万円、シンポジウムなどのイベントの開催で五百三万円、ラッピングバスで三百八十五万円、三社やっております。ケーブルテレビでの動画放映というのも五十五万円、あとパンフレットのデザインなどで四十五万円というところをやっているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ令和七年度でいうと三千七百十五万円使ったと。「三一五」と呼ぶ者あり）三千百十五万円ですか、すみません。分かりました。

その効果はあっているとお思いなんですか、どうでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ効果のお話でございました。

新聞広告がどうか、映画館の広告はどうとか、一つ一つの効果というのをはかるのは難しいと思いますけれども、広報による一定の効果はあると考えております。実際、今、委員からも御紹介がありましたように、映画館の上映で見たよとか、ラッピング広告などを見たよというような声もよく聞くところがございます。様々な媒体を活用して、多くの方、いろんな方に届いているというふうなことを実感しているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱすみません、広報を見たよいいんですか。ああ、見たよと。それでいいんですか。やっぱり県立大学は必要だよねという声が大事なんじゃないですか。ふわっと、ああ、見たよと。それは見たよと、映画館に行けば見ますよ。新聞でも開けば見ますよ。それでいいのかと、広報誌の在り方として。先ほど令和七年三千百十五万円、「今年幾らかと」と呼ぶ者あり）やっぱりそこは大事なんじゃないですか。そういった分析というか、ふわっとした考えでいいんですかね、どうなんですか。

○中島政策企画監Ⅱ広報ということで、県民の皆様もいろいろな状況、状態があるかと思います。実際、県立大学そのものができるということはまだ全く御存じない方も実際いらつしやいますし、開学時期はいつだというような話だとか、武雄の大学と混同されている方とか、いろいろいらつしやいます。いろんな方がいらつしやいますので、県立大学というのが令和十一年四月を目指して検討しているよということをまずは知っていただくということも一つの広報だと思っております。そこに興味を持っていたいた上で、実際何をやっているんだろう、何をやろうとしているところだろうということのを調べようとか、確認しようと思っていたくということに進むということだけで効果があると思っておりますので、佐賀県立大学、令和十一年四月開学予定という広報は、それだけでも十分効果があるというふうに思っております。

先ほど協力事業所のところもございましたけれども、まずは県立大学が何をやるんだろう、どういったことをやるんだろうということに興味を持っていたく、登録いただくだけでも十分私は効果があると思っております、それと同じように、県立大学は何をやるんだろうと、県民の皆様方もその一歩進めていくというところの意味でも広報というのはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ私の声には、広報を見て、ああ、もう決まったんだと、先ほど言われましたように、検討しているということをつかっていたきたいと、しながら、県民の皆さんは、もうつくるんだと、今さら県議、何の話をしているんですかと。私、いつも地元でこの県立大学の議論について報告しますけども、もう決まったんでしようもと、今さらそれを言うてどうなっているんですかと。いやいや、私は、決まっていますよと、検討はしていますよと。やっぱりその辺は大事じゃないですか、しっかりとした広報として。

一般質問でもありましたよね、西久保議員から。バスのラッピングだったですかね。下のほうに小さく、びったり車を後ろにつけていかないと、もう見えない。私も眼鏡かけないと見えないですよ、あれは。

やっぱりそういった何かな、ちよつとずれていますよね、皆さんがやっていること。今後検討しますと、小さな文字のところを検討しますと言われていたよね。何日かたちましたけども、どうされようとしているんですか。その検討はまだされてない。今からですか。ちよつとそこだけお答えをお願いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ技術的にどういうことができるかも含めて検討するということやり取りがあったかと思っております。そういうことを検討していきたいと思っております。検討はこれからになります。

以上です。

○富田委員Ⅱ今の答えもですね、あったかと思っております。これは部長が答えたんですけども、皆さんが一緒に共有しないといけないでしょうもん。あったかと、他人事のように言わないで。そういった言葉の端々がどうも私は納得いかんというか、もう少ししっかりやってくださいよ。

じゃ、次に行きます。

次ですけども、やはりこの県立大学、巨額の投資をしていくわけですよ。その投資をするからには、この学生に一人当たり幾らの投資をすることになるのかですね。やっぱりここは県民の皆さんも興味ありますよ。私も興味あります。

効果を問うと、またいろんな形で皆さん、教育に効果を問うんですとか、いろいろ言われますので、効果は言いません。学生一人当りに幾ら投資することになるんですかね。これはどういうふうな計算の仕方でも結構です。私的に計算すれば、大学の建設で二百億円、これの建設の耐用年数五十年としたら四億円ですかね。運営費が六億円のうち二億円が三億円が県費の持ち出しだというようなことを言われていたかと思っています。安いほうで二億円としましょう、多分もたないと思いますけど。これ四億円と二億円を足して六億円ですね。これを年間三百人の子供たちで割ると、二百万円ですね、ざっくり。

やっぱりこういった数値をそちらなりにしっかりとお示しすることも大事じゃないかなと私は思うんですけども、その数値というところで、私のざっくりした数字よりももう少し詳しい数字というか、詳細な数値等がありましたらお示してください。

○中島政策企画監Ⅱ費用面についてのお尋ねでございました。

今おっしゃいましたように、大学の設置の目的というところが様々ございまして、これは申し上げていることでもございますが、県内高校生の大学進学時の選択肢の確保というところから、県内経済・産業における中核的人材の確保、大学と企業、大学間の連携によります新たな事業展開、付加価値の創出、地域のシンクタンクの役割、小中学校や高校などとの連携によります県全体の教育の充実など、様々あるかと思っております。これは学生を卒業させるためだけの大学ということではないというところでございます。

そういった中で、効果についてはおっしゃらないというところでございまし

たけれども、そういったお声もあったところで、令和六年二月に県立大学の開学による消費生産活動の誘発効果試算というのを算出したところでございまして、そのときに使った数字を当てはめて機械的に計算してみますと、大学の設置に要する費用、これは二百億円としております。運営のために支出する費用、令和六年二月の試算のところでの数値をはめますと、五十年間運営するということとで計算をしました、定員二百人の場合、運営のために要する費用が六億円、定員三百人とした場合は八百億円の費用を要します。これを五十年分の学生数で、卒業生ですけども、割りますと、学生一人当たり五百三十三万円から六百万円という数字になるかと思っております。

ただ、今申し上げましたのは卒業生の一人当たりの額でございんですけども、冒頭申し上げましたように、設置の目的は様々ございますので、このためだけに設置しているものではないというところをまた再度申し上げさせていただきますと思います。

以上です。

○富田委員Ⅱその設置目的はいろいろあるんでしょうね。でしようけども、私的には、県民の血税をこの県立大学に使っていきますよと、子供たちに幾らのお金をかけて県内に残ってもらうのか、やっぱりそこは私は大事だと思うんですよ。

先ほど言われたそちらの数字では五百三十三万円から六百万円程度と。これは卒業生の規模だったり、そういった形になってくるのかなと。先ほど二百人から三百人という数字がまだ決まっていますので、その数字によって当然動いてくるのかとは思っています。

しかしながら、私はそういった数字もしっかり頭に置いておいて、しっかりと県民の皆さんに知らせるときは知らせるといふことも大事じゃないかなと思っております。

質問もうやめますけども、やはり今回質問していて、やっぱり県民の皆さんの思いというか、ニーズというか、何を求めているのかをやっぱり執行部はあまり分かっていないなど。だから、こんなに賛成者が増えないんだらうなど。

やっぱり私は正確な、きっちりした数字というのは難しいんですけども、ある程度の数字をやっぱり付け加えてこういった大学を目指しますよという広報をやらないと、この数字は伸びないし、また下がりますよ、絶対。要らないという人が多いでしょう、多くなるでしょう。

今回の中本議員の質問にもありました。いろんなところで意見をいただいて、やっぱり賛成反対の立場から意見はいろいろでしたと、いずれの立場から、本当に学生が集まるのか、学生を確保できるのか、そしてまた、県内企業などに就職してくれるのか、そういった関心が高いと。

これに執行部はこたえていかなければならないでしょう。こたえていった後に県民の合意なんでしょう。そこをせずにおいて、せずというのは言葉があれですけども、足らないのにどんどん先へ行っていると私は理解するんですよ。県民の方もそう思っているんじゃないかと思えます。もう決まったんでしょうもんと言われるのはそういうことだと思ひ、やはりここをしっかりとやってくださいます。部長どうですか。

○前田政策部長Ⅱお答えします。

大学設置が決まっていないう中で広報の在り方がどうかという御質問であろうと思ひます。

改めてになりますが、県立大学は佐賀県にとって必要な機能ということと考えております。そして、佐賀県の構造的な課題に対応するもので、この県立大学の設置は県政において急務であると考えております。

一般的にですけども、新設の大学におきましては、設置認可前の段階から、認知度向上であつたり、周知という意味で、様々な広報を行つております。県

立大学もこれに倣つて取り組んでいるという状況でございます。

そして、広報におきましては、大学の目指す方向性や、それから、開学予定時期、これを示すということは、県民や受験生それから高校などに対して開学の見通しを共有して、今後の準備や判断につなげていただくために必要な情報提供であると考えております。

そして、委員からありましたとおり、県民にはまだ様々な意見があるということはいわゆる我々も承知をしておりますので、県民の意見というものについては丁寧にお聞きしながら、引き続き必要な議論というものを議会にお願いするとともに、県民に対して県立大学に関する丁寧な情報提供、それから、広報を行つてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ部長から答弁いただきました。

やはり県民に対して丁寧な説明、これをしないと、この県民の理解は深まらないし、そしてまた、我々議員さんたちも、多分、前回再議のときに県立大学を賛成した方も、今の県民の理解度、賛成の状況じゃ、多分首を傾けられていると思ひます、賛成できないんじゃないかなと、その点をしっかりと肝に銘じてやってください。

終わります。

○西久保委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時をめぐに委員会を再開します。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時 開議

○富田副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○徳光委員Ⅱ皆さんこんにちは。二人目の質問者の県民ネットワークの徳光でございます。

今日は、二問、柔らかい感じで質問したいというふうに思いますので、よろしく願います。

一番目は、情報発信事業「サガプライズ」^{かける}、「キングダム×佐賀県」コラボについてお尋ねをいたします。

佐賀県では、この間、情報発信事業のサガプライズに取り組まれております。その一環としてキングダムとのコラボ企画であります「キングダム×佐賀県」^{かける}を展開されております。

私自身はこのキングダムという漫画ですが、年代を問わず、本当に幅広く支持されている人気の漫画であるということ、それから、作者の原泰久さんが佐賀県基山町出身であるということは知っていましたけれども、キングダムは実は読んだことがありませんでした。ただ、質問するに当たって、少しは読まないとイケないだろうということで、昨日、下田委員と一緒に東与賀海岸の読破堤に行ってみました。せめて三巻ぐらいまでは読もうと思ったんですが、すごい雨と風で下半身びしょ濡れになりながら、一巻だけは取りあえず読みました。下田委員は、もともと大ファンで全巻持っているということで、本当に嬉々としてずっと長い堤防を歩いて、いろんな撮影をされています。

今日ちょっと何巻か持ってきてもらって、朝と昼の休み時間に二巻まではやっと読んだところです。やっぱりストーリー的に引き込まれていて、面白いな、次が読みたいなというふうに思えてくる人気の漫画なんだということに改めて感じたところがあります。

それと、今年の二月の総務常任委員会でも、県内視察として「佐賀キングダム空港」と読破堤の二カ所に行ってみました。佐賀県の地域の資源ときちんとマッチした、いい企画であるというふうに、そのとき感じたところでもあります。

実際に多くの方が訪れていましたし、当初三月の末までの企画というふうにお聞きをしていましたが、半年間延びて、九月の末まで延長したというふう聞いています。

そこで、何点かこのキングダムについてお聞きをしたいというふうに思います。

まず最初は、コラボを企画した背景と目的についてであります。

「キングダム×佐賀県」^{かける}コラボですが、どのような背景でこのコラボが企画されたのかどうか。また、その目的は何なのか、改めてお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱキングダムは佐賀県出身の原泰久氏による大人気漫画であり、今年連載二十周年を迎え、さらに来月七月十七日にはシリーズ五作目となる実写版映画の全国公開も控えている作品でございます。

キングダムとのコラボレーションでは、その高い人気と注目を生かし、全国規模でコラボ情報を発信するとともに、佐賀県への関心を高め、佐賀県のすばらしさに触れるきっかけを創出することを狙ったものでございます。さらには佐賀県への観光誘客につながることを期待しているものでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、このコラボの取組の内容についてなんですけど、まずはこの取組の全体像はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ令和八年一月二十日にキングダムとのコラボをリリース等で発表しております。

翌週二十七日には佐賀空港でオープニングセレモニーを開催しました。これ

を皮切りに、「佐賀キングダム空港」、「キングダム読破堤」、古湯温泉キャンペーン、さらには民間事業者等との連携など、様々な企画を展開しているところでございます。

先ほど徳光委員からございましたように、コラボ期間は当初三月の末までで終了する予定でしたが、全国のキングダムファンや県民の皆様からのコラボ継続を望む声を数多くいただいたことに加え、先ほど述べましたように、実写映画の公開により世の中の注目度が一層高まる時期であること、さらに、夏休みに向けて多くの誘客が期待できることから、今年度九月末までコラボ期間を延長したところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、一つ一つ改めてお尋ねをします。

まず、「佐賀キングダム空港」の取組については、どのようなものなのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ佐賀空港の愛称を期間限定で「佐賀キングダム空港」とし、空港外壁や階段、ガラス面などの空港全体にキングダムの装飾を施したほか、空港スタッフが「佐賀キングダム空港」のピンバッチを着用して来場者を迎えているところでございます。

また、空港内の売店、飲食店を利用した方には、オリジナルコラボステッカーを配布するキャンペーンを実施しているところでございます。

さらに、空港三階におきましては、「佐賀キングダム空港特別展」を開催しております。漫画の巨大装飾や有田焼とキングダムコラボ作品を展示しているところでございます。この有田焼の作品は、昨年逝去された人間国宝井上萬二氏の孫であり、その技と志を受け継がれた井上萬二窯・三代目の井上祐希氏に制作をいただいたものでございます。

なお、本コラボ作品は特別展での好評を受け、限定百枚の抽せん販売も行っ

たところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは続きまして、「キングダム読破堤」の取組についてお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ有明海沿いの干潟よか公園の防波堤には全長三百メートル以上にわたり、キングダムの一巻から七十七巻までの全ページを掲出、前例のないスケールのキングダム読破堤を展開しているところでございます。

来場者は防波堤を歩きながら、七十七巻までを無料で読み進めることができ、これまで誰も思いつかなかった大胆かつエンターテインメント性の高い企画となっております。

さらに、先月五月十八日には、七十八巻分を追加で設置いたしました。翌十九日には、屋外での最長の連続した漫画ページ展示としてギネス世界記録に認定されております。

ちなみに、作者原先生もこれまで二度、読破堤を訪問されており、三カ所にサインを残していられっしゃいます。本取組は原先生をはじめ、コラボ先の御理解と御協力なくしては実現し得なかったものであり、その点においても大変意義ある企画と考えているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ昨日も読破堤に行ってきましたが、なかなかこういうのを思いつかないというふうに思いました。

あれを全部読むと相当何時間もかかると思うんですが、そんな意味では、視察に行ったときも、何人もの方がずっと見られていましたし、原先生が残したサイン、印というか、そこを探すのもマニアの間では話題になっている。それから、過激なシーンのところに佐賀のりを張って伏せていると。よくきた佐賀のりだなというふうに思っていました。そんな意味では大変企画力のある取

組かなというふうに思いました。

それから、古湯温泉なんですが、佐賀市富士町の古湯温泉では、どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ古湯温泉はかつて始皇帝の命を受けた徐福が不老不死の薬草を探す途中で、神のお告げにより発見したとされる伝説が残っております。キングダムにも後の始皇帝となる嬴政^{えいせい}というキャラクターが準主役で登場しておりまして、このストーリーにちなみ、温泉街を利用した方を対象に抽せんオリジナルコラボグッズを贈呈するキャンペーンを実施しているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは最後になりますが、民間事業者等との連携なんですけど、どのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ空港会社ANAの協力により、東京羽田発―佐賀着の全便におきまして、佐賀空港へ着陸後の機内アナウンスで、ただいま「佐賀キングダム空港」に到着しましたと案内いただいているところでございます。

また、サガン鳥栖とも連携いたしまして、明治安田J2・J3百年構想リーグのホーム開幕戦におきまして、来場者の皆様に約一万三千人、オリジナルポステッカーを配布し、会場を盛り上げたところでございます。

さらには、空港課と連携した取組として、京急線羽田空港第一・第二ターミナル駅のホームに、一月二十二日から「佐賀キングダム空港」の大型看板を設置し、首都圏においてもコラボをPRしているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

それでは、このコラボによる情報発信の実績なんですけど、それについてはどのようなふうな感じでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ「サガプライズ！」は情報発信の取組であることから、成果指標といたしましては、メディアを通じて世の中に発信された情報量をはかる広告換算額を用いております。

今回のキングダムコラボにおきましては、フジテレビ系列の「めざましテレビ」、TBS系列の「THE TIME」、日本テレビ系列の「ZIP!」などの全国キー局に加え、佐賀県で開催されました「NHKのど自慢」でも全国に紹介されるなど、メディアに幅広く取り上げられております。

これらによりまして、広告換算額は、令和七年度が約七億七千万円、令和八年度は六月二日時点になりますが、約四億五千万円となっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ最近では、SNSでどのように拡散されて伝わっているのかというのが大変重要な情報発信になっていると思います。

そんな意味では、SNSでの反響というものはどういふものでしょうか。

○金子広報広聴課長ⅡSNS上でも反響は大きく広がっております。コラボ発表における「サガプライズ！」公式Xの投稿でございますが、二百七十四万回表示され、五千七百件の「いいね」、二千件以上のリポストを記録しております。

また、著名人によります「キングダム読破堤」の投稿でございますが、こちらはさらに公式を上回っております。一つの投稿でございますが、八百六十九万回の表示、二万六千件の「いいね」、七千件以上のリポストを集めるなど、SNSにおきましても大きな話題となっているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員ⅡSNS、私も最近やっとインスタを始めたんですが、フォロワーはまだ六十人ぐらいでしょうかね。それと比べものにならないぐらい反響が大きくてそれだけ広がっているということなので、ますます今後も期待ができるんじゃないかなというふうには思っています。

じゃ次に、コラボの誘客効果と県内事業者からの評判についてであります、まず全体像としてどのような誘客の効果があつたりとか、あるいは県内事業者の反応というのは、評判というのはどのようになっていのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱこれまで申し上げてきましたように、話題化を背景にキングダムコラボには大きな注目が集まり、各企画への来場者数の合計は、令和七年度におきましては、一月二十七日から三月三十一日までの約二カ月間で延べ二十一万人を超えております。また、今年度入りまして令和八年度におきましては、四月一日から六月十四日まで、約二カ月間で延べ十一万人となっておりますところでございます。開始から四カ月で、延べ三十二万人以上のお客様に会場いただいているところでございます。

来場者につきましては、佐賀県をはじめ全国四十七都道府県全てから来訪があつており、その内訳でございますが、佐賀県内が約三〇%、県外からのお客様が約七〇%という形になっております。

さらには、台湾、韓国、タイなどのアジアをはじめ、欧州や北米など、海外からの来訪も見られ、国内外、世界へ情報が広がっていると実感しているところでございます。

また、今回のキングダムコラボには県内四十の事業者、団体の皆様にも御協力をいただいておりますが、来場者の増加や売り上げの押し上げ、閑散期における需要喚起といった効果につながっているという声が寄せられているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ全体像として大変広がっているということなので、じゃ、一つ一つなんですが、まず、「佐賀キングダム空港」についてはいかがでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ「佐賀キングダム空港」には、令和八年一月二十七日の

開始から六月十四日までの約四カ月間で約十五万五千人の方が来場しているところでございます。空港関連の事業者からも好評をいただいております、九州佐賀国際空港ビルからでございますが、東京など、県外から多くの方が空港を訪れており、開港以来、これほどまでに空港がにぎわったことは初めてであるという声が寄せられております。

また、空港内の売店からでもございますが、例年二月は売り上げが伸び悩む時期でございますが、ステッカーキャンペーンの効果により大幅な売上増につながったという声をいただいたところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは次に、「キングダム読破堤」についてはいかがでしょうか。
○金子広報広聴課長Ⅱ「キングダム読破堤」には、令和八年一月二十七日の開始から六月十四日までの約四カ月間で約十六万人の方が御来場しております。

先ほど申しましたように、「キングダム読破堤」はギネス世界記録認定されるなど、類を見ない世界的な取組として高い評価を受けており、キングダムコラボ全体の注目度向上につながっているものと認識しております。

読破堤のすぐ近くに位置する東与賀よか干潟ビクターセンターの「ひがさす」という施設がございます。ここは佐賀市の環境政策課さんが所管している建物でございますが、シチメンソウまつりやゴールデンウィーク以外の時期にこれほど多くの方が干潟よか公園を訪れるのは初めてであり、あわせて、東よか干潟の生物や環境を多くの方に知っていただいているという声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、佐賀市富士町の古湯温泉についてはいかがでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ古湯温泉キャンペーンには、令和八年一月二十七日の開始から六月十四日までの約四カ月間で約五千五百人の方が来場していただい

おります。古湯温泉の旅館からでございますが、通常閑散期である二月、三月に宿泊につながるキャンペーンを実施していただいてありがたいであったり、このキャンペーンを目当てに九州以外の遠方からの来訪が増えたことに大変驚いているという声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは次に、来場者の評判についてですが、先ほどかなりの人が訪れて、三〇%が県内、七〇%が県外ということで、海外の方も含んでいるということでありましたが、来場された方々の評判というのはどのようにお聞きでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ来場者からは、コラボ期間の延長を望む声、これが一番多くございました。そのほかでございますが、現在も引き続き高い評価が寄せられております。

例えばですが、広島から車で七時間かけて家族で訪れたが、読破堤のスケールの大きさに圧倒されたであったり、キングダムとのコラボをきっかけに初めて佐賀県を訪れたが、食や人の温かさに触れ、非常に満足したといった声が寄せられているところでございます。さらに、このイベントがなければ佐賀を訪れる機会はなかったが、よい思い出となった、佐賀を再訪したいといった声も多く、コラボをきっかけに初めての佐賀への来訪やリピーターの増加につながっているということを認識しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ来場された方の評判は大変いいというふうに受け取りました。

それじゃ、経済波及効果の算出なんです、このキングダムとのコラボによって経済波及効果の算出というのはどのように考えていますでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ経済波及効果につきましては、本コラボが今も現在進行中であるということから、現時点では算出は行っておりませんが、コラボ終了

後には外部の民間シンクタンクに依頼し、来場者の消費動向などを踏まえた調査を実施し、経済波及効果を算出する予定でございます。

なお、参考でございますが、二年前に実施したゴジラとのコラボでございますが、嬉野市のゴジラのダムアートなど、取組を展開しておりました。結果といたしましては、約三カ月で六万人以上の方が来場し、経済波及効果としては二億二千七百九十万円の経済波及効果があったということで民間のシンクタンクより報告を受けているところでございます。

今回のキングダムコラボにおきましては、来訪や消費の広がりにより大きいものになっているということから、ゴジラコラボ以上の経済波及効果が生じるものと見込んでおります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱしっかりと発表していただきたいなと思っています。

それじゃ、今後の取組なんですね。九月三十日まで延期をされたということ、あと三カ月ちよつとあると思います。これまでも様々取組を展開されてきましたが、期間終了までを見据えて、どのような取組を考えているのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ今月十二日からは、空港内の観光案内所や空港入り口のガラス面などに新たなキングダムコラボ装飾を追加したところでございます。これは漫画の一コマを拡大して連貼りにしたり、新しいキャラクターを追加するなど、お客様がさらにわくわくできる仕掛けを施しております。

また、来月七月中旬からでございますが、「古湯キングダム温泉郷」と題しまして、古湯温泉街のメインストリートを中心にゲート装飾や街灯フラッグなどのキングダム装飾を展開するほか、キャンペーン景品としてオリジナルコラボステッカーを追加するところでございます。

さらに、「佐賀キングダム空港」では、空港内の売店や飲食店の利用者へ配布

しておりますオリジナルコラボステッカーについても新しいデザインへ変更し、二度目、三度目の佐賀への来訪を促す予定でございます。

なお、詳細につきましては、開始前の七月中旬にリリースにて公表する予定でございます。

さらに、県内事業者からはキングダムコラボへの参画や連携を望む声もいただいております、今後の取組といたしましては前向きに検討しているところでございます。

先ほど述べましたように、「キングダム×^{かける}佐賀県」は期間を延長し、新企画を追加しながら、九月三十日までコラボを開催してまいります。その間、七月には新しい映画の全国公開があるなど、今後もさらなる話題化や来場者の増加が見込まれるというふうに考えております。引き続き、コラボコンテンツのクオリティーを充実するとともに、さらなる話題化となる仕掛けを行い、来場したお客様に満足いただけるよう、「サガプライズ」ならではのコラボ、情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ大変多くの方が来場されているということで、効果も上がっているということなのですが、私もよく人から聞くのは、せっかくたくさんの方が見えているので、何かキングダムのグッズ販売できないのかと。これをしたら、物すごく経済効果ももっと出ているんじゃないかということをよく尋ねられました。そんな意味では、そういったことを考えたことはあるのか、その辺がどのようになっているのか、ちょっとお尋ねをします。

○金子広報広聴課長Ⅱコラボグッズの販売についてお答えします。

私も課長になる前は「サガプライズ！」の一担当で、現場でコラボレーションを実施してまいりました。徳光委員おっしゃるように、誘客促進のコラボは、やっぱり物販が伴いますと結構お客さんも盛り上がっていたので、佐賀にも

経済効果も広がるという意味では大変素晴らしいですが、一方、キングダムは、私のちょっと記憶する限りでは、コラボグッズが結構世の中にやっぱり少ない。二十周年愛されている漫画ではあるんですけど、割とオリジナルグッズは多いんですけど、コラボグッズは結構少ないです。

今回、二十周年という記念すべき年ではあるものの、コラボグッズを展開しているのは、実は佐賀県の有田焼とサッポロビールさんの缶酎ハイで、この二種類しか公式のホームページにも載っておりません。それほど恐らく原先生含めて、権利元の出版社、集英社様になりますけど、やっぱりコンテンツをすごい大事にされて、長い間ファンに愛されてきているという、今でいうコンテンツビジネス、IP戦略といえますけど、やはりそれをすごい大事にされていると。今回の有田焼も、実は空港で展示するだけということで原先生から最初やっぱり言われていたんですけど、うちの「サガプライズ！」の職員が非常に好評ということで、すごく熱量を持って先方に、コラボ先に掛け合って、何とか限定販売で販売したという経緯もございます。

我々といえども、コラボグッズを、この後も期間続きますので、もちろん諦めることなく交渉してまいりますし、今回は誘客促進というところを主にコラボ展開しておりますので、古湯とか空港とかだけではなくて、佐賀県内の、例えば旅館であったり、交通事業者さんとかお土産屋さんにもちゃんとお金が落ちるように、一人でも多く誘客をして、県内を周遊していただくというところにも力点を置いて頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれだけコンテンツを大事にされていて、むしろ読破堤で全館無料で読めるというのを許可してくれたことが奇跡に近いかもしれないというふうに思いました。

それから、すみません、先ほど空港職員の方がピンバッジをつけているとい

うことで、私も県庁の幹部職員の方がつけているのを見たことがあります。それはどうしたのと言ったら、いや、一応県から貸与されているというふうに幹部の方は言われていました。今日つけている方は、ありゃ、後ろのほうで彼女がつけていますが、おおよそでいいんですが、これはどれぐらい作って、おおよそですよ、正式に数えていないと思うので。どんな活用の仕方をされたのか。終わってからどんなふうにするのかなというのもちよっと気になるところであります。落ちていないかなと探したんですが、落ちてはいなかったので、その辺ちよっとお願いします。

○金子広報広聴課長Ⅱ空港スタッフが今つけているピンバッジへのお尋ねでございました。

これは佐賀空港の職員というか、佐賀空港で働く方につけていただきたいということで、今回、コラボ先の企業さんと、集英社さんと佐賀県の我々のスタッフのほうで考えて実施したプランでございます。なので、ANAのもちろんそういうったキャビンアテンダントさんとか受付の方もそうですし、清掃の方とか、警備の方とか、佐賀空港へ行かれると必ずつけております。皆さん、スーツじゃない方はこういったIDホルダーとかにつけられております。

ここがメインでございますので、基本的には約二百個ぐらい、ピンバッジをオリジナルで作って、佐賀空港で働く職員の方に期間限定、九月三十日まで貸与というか、お貸ししてつけていただいているところでございます。

あとはうちの職員です。PRイベントとか、ギネスのときのそういったメディア対応がございますので、そういったところでピンバッジのほうを活用しております、コラボ終了後は回収させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ二百個しかないということなので、物すごい貴重なものだと思います。

ますので、何か活用ができればいいかなとも思いますので、ゆっくり考えてください。

それからもう一つなんですが、読破堤、何度も言いますが、あれは三百メートルぐらいですか。(「そうです。三百メートル」と呼ぶ者あり) 本当によくできているし、佐賀のりもよくできていましたけれども、あれを終了した後、廃棄することは多分ないとは思いますが、何かこう、利活用というか、できないかなというふうに思っています。

それから、原さん、出身は基山町ですから、何か終わった後、例えばの話、基山町に寄贈して、基山町で部分的にずっと展示をしたらどうか、あれは全部展示するのは三百メートルあるので、大変だと思うんですが、いろんな活用があるかなと思います。今すぐその策があるかどうかは別にして、終わった後、せっかく、あれは本当にもつたいないと思いますので、何か活用策考えたほうがいいのではないかと思います。その点についてお尋ねをします。

○金子広報広聴課長Ⅱ読破堤の漫画掲載の幕について、利活用のお尋ねでございました。

徳光委員おっしゃるように、読破堤の漫画掲載の幕であったり、先ほどのピンバッジもそうですけど、それ以外にも我々のところに佐賀空港の愛称であったり、装飾であったり、そういったものを利活用とか継続してほしいという声は正直数件いただいております。

読破堤の幕でございますが、先ほど委員からありましたように、一巻から七十八巻まで無料で掲載しているんですけど、実は今、本屋さんに行くと単行本も売っていらっしやいます。一巻から七十八巻ですね。今回、集英社さんの御協力というか、御理解の下、展開しております、通常だとお金を払って単行本を買って読むものを無料でずっと半年間以上掲載させていただいているというところがございますので、コラボ先の思いであったり、意思であったり、

そういったものもちょっと確認しながら、我々としてはこれだけ盛り上がったコンテンツですので、ぜひレガシーとして残しておきたいとは思っておりますが、その辺りをコラボ先ときちつと協議をしながら、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。間違いなく捨てることはないと思いますので、どこかでまずは保管をしながら、新しいチャレンジをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。ぜひ相談していただいて、有効に活用していただきたいなと思います。

じゃ、この質問では最後になります。「サガプライズ！」事業の展望ですね。

情報発信事業「サガプライズ！」は、これまでも様々な事業を展開してきています。今後の事業についてはどのような展望を持っているのか、これは政策部長にお尋ねいたします。

○前田政策部長Ⅱ「サガプライズ！」は、佐賀県ならではの情報発信事業として、これまでアニメやゲームをはじめとする様々な人気コンテンツとのコラボ企画に取り組んでまいりました。この事業は、全国に向けた情報発信により県外の方と佐賀県の接点をつくり、実際の来訪や滞在のほか、県産品の消費につなげるなど、佐賀県とつながるきっかけづくりの役割を果たしてまいりました。

「サガプライズ！」は、いわゆる広報媒体の枠を買って単に広告を打つということではありません。情報があふれる時代におきまして、県外の皆さんに選ばれ、注目され、そして、情報が広がる発信の在り方、こういったことを追求しております。このようなある意味突き抜けた手法と話題化するための工夫が、これまでの成果につながっているものと考えております。

そして、今回のキングダムとのコラボであります。これは原先生や出版社

をはじめとする多くの関係者の皆様の御協力と、それから、これは企画に携わった県の担当職員が本当に頑張ってくれまして、独創的なアイデアはもちろんなんですが、粘り強い調整の積み重ねによって、ようやく実現できたものでございます。「サガプライズ！」を語る上で代表的な企画になったものと考えております。

そして、その成果は、先ほど金子課長から答弁しましたように、大きな話題を生み出すだけでなく、県外からのたくさんの方の誘客や県内消費にもつながるなど、佐賀県のブランド価値向上に大きく寄与していると考えています。

現在、自治体間競争が激しさを増す中で、地域の魅力やイメージを効果的に発信していくことはこれまでに重要になっていると思います。今後も新たな挑戦を続け、コラボ先の企業や、連携する民間事業者とウィン・ウィンの関係となるようなコラボを実現していきたいと考えていますし、県内事業者や県民も一緒になって全国に向け、発信していきたいと考えております。

こうした取組を継続することで、佐賀県の本物の地域資源の価値が県民の皆さんに再認識をされて、新たな挑戦や地域連携など自発的な動きにつながっていくことを期待しております。

今後とも、佐賀らしい挑戦的なプロジェクトを展開してまいりたいと思います。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱもちろんお金も使いますし、そんな意味ではしつかりとした情報発信を行っていたら、それがいろんな分野に波及効果を及ぼしていくような企画というのをこれからも期待していきたいというふうに思っています。

それじゃ、二番目の問いですが、吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクトについてお尋ねをいたします。

吉野ヶ里歴史公園は最近、新たな展開を見せられているというふうに受け止めて

います。私が最初に行ったのは、遺跡が発見されて、発掘途中に一般公開があまりまして、まだ建物も何もない、凸凹だらけの穴の、本当に遺跡を発掘しているところを見に行ったことがあります。それはそれで物すごく感動しましたし、わくわくした覚えがあります。それから次に行ったのは、墳丘墓ですかね、あれを屋根で囲って、そこを周り廊下じゃないですが、そういった設備で見るような建物ができたときにも行きました。正直、それからはあまり私も足を運んでいませんでした。

神埼の幼稚園が歴史公園の北口広場で運動会をするということで、私もたまに見に行ったんですが、北口広場があんなに原っぱで広くなって、いろんな子供たちとか、お父さん、お母さんとか、家族連れで遊びに来ているというのはちょっと意外でした。

そして、次に訪れたのが今年の、これも二月でしたよね、この常任委員会の県内視察で「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」がオープンする前だったと思いますが、そのとき伺いました。そのときも西口広場はまた全然違うんだなというのを感じました。正直、キャンプ場を作るんだと聞いたときに、遺跡とキャンプ場というのは本当にマッチするのかなと、何か違和感があったんですね。ただ、その後も家族でちょっと行ったんですが、遺跡エリアは遺跡エリアできっちり分けられて、それとは別に県民とかいろんな方が集まって楽しめるような施設、環境整備になっているなというのを改めて感じましたので、キャンプというのもありかなというふうにその後は感じているところであります。遺跡の歴史的な価値を体感しながら、自然の中に身を置くキャンプが楽しめる場所になっているということを感じたところであります。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、プロジェクトに至った経緯と目的についてであります。

吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクトに至った経緯はどういうものだった

のでしょうか。また、その目的についてもお示しください。（副委員長、委員長と交代）

○小山政策総括監Ⅱ吉野ヶ里遺跡は日本を代表する弥生時代の遺跡でありまして、佐賀が誇るすばらしい財産です。多くの人にこの価値を知っていただき、後世につないでいく必要があります。

今回、吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクトの目的ですけれども、吉野ヶ里遺跡を含む吉野ヶ里歴史公園の持つ本物の歴史的価値を大切にしながら、その価値の普遍化を視野に洗練させ、かつ地元神埼市や吉野ヶ里町と連携し、新たな人の流れの創出と地域全体への波及を目指すものです。

プロジェクトに至った経緯は、公園開園二十周年を迎えました令和三年に従来の指定管理による公園管理に加えまして、吉野ヶ里歴史公園の県立エリアに民間活力を導入し、より多くの方に訪れていただくため、新たな活用ができないかと民間事業者へのサウンディング調査ですとか、あと公園利用者へのニーズ調査を通じて検討したのが始まりです。

整備については、Park-PI制度を活用することとしまして、令和四年度に民間事業者を公募し、株式会社スノーピークを代表とする株式会社ワークヴィジョンズ、株式会社大洋建設の三者から成る共同体を選定しました。その後、令和五年度に県が事業者の計画を認定、令和六年度から県と株式会社スノーピークを代表とする共同体で、連携して整備を進めてまいりました。

今年三月十八日に「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」として開業し、四月十八日からキャンプや宿泊施設の運営を開始したところです。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

それでは、今のメインとなっています「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」について何点かお尋ねをします。

スノーピークはキャンプ用品のメーカーで、私も三十数年前から愛用しています。椅子とかテーブルとか、三十年間まだ十分使えるという、使っています。毎年、家族でバーベキューするときにずっと使っているんですが、本当にいい商品だなというふうに思っています。

これも質問する前、おととい、「みつせ鶏本舗」にお昼御飯を食べに行っていました。私が十一時半ぐらいに行っただんですが、そのときお客さんが十四、五人はグループごとにはいらっしやいました。私が鶏南蛮のプレートを食べました。大変おいしく、量も結構あったので、満足いたしました。私が帰るまでにあと十五、六人ぐらいは、お客さんが見えていました。

せっかくなので、その隣のスタバにも行きまして、ハニー・バナナ・フラペチーノ・アーモンドミルクというのを、分からないまま頼んで、食べるんじゃないかと、あれは飲むですよ。飲みました。甘かったですが、おいしかったです。スタバの場合は十五、六人ぐらい、いろいろいらっしやいまして、駐車場を見ると県外ナンバーが多かったですね。久留米、福岡、熊本、長崎とか結構、県外の方が見えているなど。私が帰るときも次々とお見えになっていまして、開設してまだ僅か三カ月ぐらいなので、これからもっともっと認知していけば違うのかなというふうに思っています。

そこで、施設の概要なんですが、この「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」の施設の概要について示していただきたいと思っています。

○小山政策総括監Ⅱ歴史公園では全国で初めてPark-PFIを活用し、宿泊施設を含む体験型複合施設を整備しました。

施設の運営事業者は株式会社スノーピークです。交流拠点施設にはスノーピーク直営店のほか、カフェとしてスターバックス、レストランとして「みつせ鶏本舗」が出店しています。

このスノーピーク直営店内には、公園及び周辺エリアの周遊を促すために、

吉野ヶ里歴史公園ですとか周辺観光スポットの情報をまとめました風土図鑑を展示、販売しています。そのほかにも吉野ヶ里遺跡ですとか自然をテーマにしたライブラリー、あと県内の地場産業や伝統産業のセレクトショップであります「SAGA COLLECTIVE」の初の常設のブース、あとほかにも神埼市と吉野ヶ里町の観光協会による地元産品の販売コーナーを設置しています。

キャンプフィールドとして、北口と新西口に合計で百六十サイト、あと新西口の交流拠点施設に隣接しまして、物見やぐらをモチーフにしましたコテージ「風ノ庵」、これを三棟、北口に堅穴住居をモチーフとしましたキャビン「火ノ庵」、これを六棟整備しております、コテージとキャビンは株式会社スノーピークが整備しております。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

これまでの利用実績なんですが、開業したのが三月十八日、それから宿泊施設の運営は四月十八日に開始をされています。まだ二カ月から三カ月しかたっていないということなんですが、今の時点で、これまでの利用実績についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○小山政策総括監Ⅱ「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」が開業した三月十八日から五月末までの利用実績なんですが、吉野ヶ里歴史公園全体の来園者数として三十五万人に上っております。これは前年比約一・七倍となっております。このうち、ゴールデンウィーク期間中、四月二十五日から五月十日までなんですが、来園者数は約十万人です。前年度比で約一・三倍となっております。

キャンプ、コテージ、キャビンの宿泊についてなんですが、四月十八日から始まっておりまして、五月三十一日までで約一万三千人の方に御利用いただい

ております。

宿泊の予約は半年先まで可能となっております。週末や祝日を中心に多くの予約が入っております。スノーピークにおいても好調というふうに受け止められています。

以上です。

○徳光委員Ⅱそれじゃ結構な方が利用されたということなんですが、訪れた人、あるいは宿泊施設の利用を含めてキャンプした人たち、そういった方々の評判についてはどのようにお聞きになっていきますでしょうか。

○小山政策総括監Ⅱキャンプの利用者からは、アンケートの声をそのままに御紹介しますと、遺跡を眺めながらのキャンプを初めてで貴重といった声ですとか、芝生や空が広々として気持ちよくキャンプができた、あるいは吉野ヶ里遺跡のある公園内でのキャンプ自体が記憶に残る出来事で、二千年前に思いをはせながら過ごすことができた。脊振山系も雄大で、北口のキャンプフィールドもすばらしいといった声を聞いています。

コテージとキャンビンの利用者からなんですが、キャンビンは堅穴住居にいるような感覚になったが快適で、中央のアルコールストープに癒やされたですとか、コテージの展望デッキからの吉野ヶ里遺跡や星空の眺めがすばらしい、コテージのプライベートサウナが最高といった声を聞いています。

あと、ほかに交流拠点施設の利用者からなんですが、スノーピークのキャンプ用品のほかにライブラリーがあつて、子供と本を読んで過ごすこともできるといった声ですとか、吉野ヶ里歴史公園は一度行ったら行かなくてもいいと思っていたけど、遊具は充実して、遺跡も面白く、キャンプもできて、スタバや「みつせ鶏」もある、一日中楽しめる場所に変わったという声を聞いております。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

評判がいいということです。それから、当然ながら、利用者は土日とか休日の期間は確かに多いというふうに思うんですね。どこもそうですが、やっぱり平日のお客さんをどれだけ増やしていくのか。聞いたところによると、「みつせ鶏本舗」さんも、平日のお客さんをどう増やすかと、そこをしっかりと考えていきたいというふうにおっしゃっているというのを聞きました。

それから、スタバのほうは結構中高生が夕方自転車をこいでやってくるといふ話も、ある人からお聞きをしたところであります。そんな意味では、まだ始まったばかりで、これからいろんな企画をしながら、いろんな取組をしながら、平日も含めた利用者増が当然必要になってくるというふうに思いますが、今後、より多くの方に御利用いただけるよう、どのような展開を考えているのかお尋ねをして、質問を終わります。

○小山政策総括監Ⅱ吉野ヶ里歴史公園の持つ本物の歴史的価値をより多くの方に伝え、後世につないでいくため、公園への集客をこれまで以上に図るとともに、神崎市ですとか吉野ヶ里町の周辺エリアへ周遊を促すことを目的としまして、これまでの取組に加え、新たに県と神崎市、吉野ヶ里町において、吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会を令和七年五月に設置しました。

遺跡や公園、周辺の観光スポットなどの情報発信や地域と連携したイベントなどを予定しています。

具体的には、インスタグラムなどのSNSを活用しまして、公園はもとより、神埼・吉野ヶ里エリアのコト、モノを取り上げた情報発信を開始しました。

また、公園を中心として、神埼・吉野ヶ里エリアのリーフレットの作成、配布も予定しております。公園に来た方は、周辺の観光スポットや飲食店など、エリア全体を楽しんでもらうことを計画しています。

さらには、「SAGATOCO」アプリを活用して遺跡エリアの周遊を促進す

る企画を実施予定です。

このほかにもイベントとして、例えば、平日になりますけれども、人気テレビ番組とコラボした夏休み特別番組の公開収録ですとか、脊振ジビエを楽しむ企画なども実施予定です。

これらの取組は、新たな人の流れの創出と地域全体への波及を目指し、県とスノーピーク、神崎市、吉野ヶ里町、そして公園もですが、一体となりまして展開する予定です。

「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」とともに、吉野ヶ里遺跡の本物の価値ですとか周辺エリアのすばらしさを多くの方に発信し、体験いただくことで、これらを一層盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ「自民党ネクストさが」の原田でございます。四問準備をしておりますので、早速質問に入っていきたいと思っております。

まずは、警察庁の特別監察の最終結果を受けてという質問でございます。

DNA型鑑定は、警察が行う客観証拠に基づく捜査において非常に重要な要素であり、今般の県警察によるDNA型鑑定不正問題は、こうしたDNA型鑑定のみならず、警察に対する信頼を損なう重大な事案であります。

こうしたことから、県議会では、昨年十月二日の定例県議会において、「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」を全会一致で可決し、県警察に対し、第三者による調査、再発防止、県民への信頼回復について強く求めてきたところであります。

そうした中、六月四日、昨年十月から実施されておりました県警察に対する警察庁による特別監察の結果報告書が公表されました。

この結果報告書によると、百十件の鑑定で新たな不適切な取り扱いが判明しております。また、捜査への影響の有無についても、本来判明するはずの被疑

者を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかったものが三十七件あったなどとされており、特別監察と県警察の調査結果との相違が認められました。

さらに、特別監察の結果を受けて、本部長は先日的一般質問において、さらなる第三者による調査を改めて否定しているものの、決議において、第三者による調査が求められているのは、こうした不祥事に関する調査では、外部からの視点がないとどうしても身内の調査とみなされてしまうという一面があるからではないかと考えているところです。

この点、特別監察の結果報告書においては、外部有識者から確認手順等について意見を聴取し、それに基づいて特別監察が行われたということでありました。

また、特別監察の結果報告書においては、不適切事案を防止できなかった三つの要因が挙げられ、それを踏まえた様々な再発防止策が示されていることから、県警察においては、今般の事案を真摯に反省し、特別監察の結果を正面から受け止めて、結果報告書に示された再発防止策に着実に取り組んでいただくことが、県民の信頼を取り戻すために必要なのではないかと考えております。そこで、次の点について伺いたいします。

特別監察の結果報告書に対する受け止めについてでございますが、不適切な取り扱いが増加した要因として、特別監察の結果報告書において新たな不適切な取り扱いが百十件確認されるなど、件数が大幅に増加したところです。件数の違いが生じたことに対する受け止めとその原因についてお尋ねいたします。

○福田警察本部長Ⅱ本件事案につきましては、当該職員により相当の期間にわたり様々な不適切な取り扱いが行われていたものであります。

お答えに先立ちまして、一連の行為は、科学捜査への信頼は当然のこと、県警察に対する県民の信頼、警察活動への信頼を大きく損なうものであり、県警

察の責任者として、改めまして深くおわび申し上げます。

不適切な取り扱いが増加したことへの受け止めとその要因についてお答えします。

県警察におきましては、令和六年十月当時に本件事案が発覚した後、調査体制を確立し、できる限りの確認作業を行ってまいりましたが、委員御指摘のとおり、今般の特別監察におきまして、当時の県警察の調査において判明させることができていなかった不適切な取り扱いの状況も明らかとなりました。これは県警察における当時の調査結果に不十分な点が認められたということであり、大変に重く受け止めております。

警察庁の特別監察におきまして、県警察の調査とは大きな違いが生じたところですが、特別監察の実施結果報告書では、この差が生じた要因が四点掲げられております。

第一に、件数の計上に当たっての考え方の違いであります。

県警察におきましては、本件につきましては、本来、被疑者でない方を捜査対象としたなどといった影響がなかったかという点が最も慎重な確認を要する最も重要な点であるものと考えておりました。そのため、一つ一つの鑑定が不適切な取り扱いがなされたものであるかどうか、つまり、一件の鑑定に対し一種類の不適切な取り扱いを認めた場合、当該鑑定を不適切なものとして計上しております。

これに対し特別監察におきましては、本件を受けた再発防止策の検討のため、どのような不適切な取り扱いが行われていたのかを明らかにすることに主眼が置かれておりました。つまり一件の鑑定に複数種類の不適切な取り扱いが確認されたとしても、それによって確認作業を終了するのではなく、当該鑑定において、他の不適切な取り扱いはないかと、当該鑑定において行われた全ての不適切な取り扱いを確認することとされており、それによって複数種類の不適切

な取り扱いが確認された場合、全ての不適切な取り扱いが認定され、計上されたということがあります。

第二に、鑑定機器の機能等に関し、保有する知識の違いであります。

県警察の調査担当者で特別監察に従事した警察庁の担当者には、DNA型鑑定作業に必要な鑑定機器につきまして、通常の鑑定業務を行う限りでは必要とされない鑑定機器の機能等に関し有する知識に違いがありました。

具体的に御説明しますと、例えば、DNA型鑑定作業では、電気泳動機器という専用の鑑定機器を使用しておりますが、この機器には通常、過去に鑑定したときのデータについて、それを検索する機能は搭載されておられません。そこで、県警察におきましては、当該職員が鑑定に従事したときの電気泳動機器内に保存されていたデータを、いわば一つ一つの目で検索して特定しておりましたが、特別監察におきましては別途、電気泳動機器内のデータを網羅的に検索することを可能とする検索ソフトが用いられることにより、当該職員の鑑定に関するデータの特定がなされ、また、機器の更新のため既に機器自体が廃棄されておりました電気泳動機器で行われた検査のデータについても特定されるに至ったものであります。

第三に、調査において確認することとした事項の違いであります。県警察におきましては、令和六年十月、当該職員による鑑定に関する決裁書類に不適切な取り扱いが認められたことを端緒として調査を開始しておりますが、それはどのような不適切な取り扱いが実際に行われているか不明な中で調査を進めざるを得ないといった状況の下での対応でもありました。

これに対し、特別監察におきましては、県警察の調査結果を踏まえ、鑑定結果の確認手順や確認すべき事項をあらかじめ整理した上で確認に臨むことができたということであり、例えば、写真データの撮影日時や、先ほど御説明した既に機器自体が廃棄された鑑定機器で行われていた作業のデータといった、県

警察においては確認に至らなかった事項についても確認されるに至ったものがあります。

第四に、調査体制の違いであります。県警察におきましては、県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定の担当職員五名が中心となつて、通常業務の一方で、本件調査のための鑑定機器のデータの確認や残余資料の再鑑定といった作業を行つておりました。

これに対し、特別監察におきましては、鑑定の実施状況の確認は、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を含む十七名の体制で行われました。その結果、県警察においては確認に至らなかった新たな不適切な取り扱いが確認されたものであります。

このように、特別監察において指摘された要因があつたところですが、特別監察と県警察の調査の間に大きな件数の差が生じたということは、県警察における調査結果に不十分な点が認められたということであり、県警察としまして大変に重く受け止めております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそこは本当にしっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。

次に、捜査への影響についてであります。

捜査への影響について、特別監察の結果報告書では、三十七件の鑑定について捜査への支障が生じていないか明らかにならなかったとされております。つまり、捜査への影響があつた可能性は否定できないということであり、可能性があるということではないかというふうにも受け取れると思います。これに関する受け止めの改めてお伺いいたします。

○福田警察本部長Ⅱ捜査への影響についてお答えします。

委員御指摘のとおり、特別監察におきましては、本来判明するはずの被疑者

を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかったものが三十七件あつたとされております。

一般論ではありますが、警察が行うDNA型鑑定につきましては、被疑者等の口腔内から採取した資料や現場に遺留された資料など様々なものがあり、DNA型が検出されるものもあれば、適切に鑑定作業を行ったとしても資料そのものにDNA型が検出されるような細胞等が付着していない、鑑定のために資料を切り取つた際にその切り取り部分に細胞等が付着していない、採取から時間が経過した資料であれば経年劣化もあり得るなどの理由により、DNA型が検出されない場合もございます。

その上で、今回、特別監察の結果報告書で示された三十七件については、当該職員が不適切な取り扱いを行ったDNA型鑑定のうち、当該職員の鑑定結果がDNA型が検出されなかったという場合であつて、再鑑定ができなかった、ないし再鑑定を行ったとしてもDNA型が検出されなかったものであります。

これらにつきましては、先ほど申し上げたように、DNA型鑑定の性質上、適切に鑑定作業を行ったとしてもDNA型が検出される場合もあれば、様々な理由によつて検出されない場合もあることを踏まえると、鑑定当時、当該職員が適切に鑑定作業を行えばDNA型が検出された可能性は排除し切れないことから、可能性が排除できない以上、捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと評価されたものと承知しております。

県警察におきましては、調査を実施した当時、書類やデータの精査、鑑定の残余資料の再鑑定といった調査作業により、当該職員の不適切な取り扱いがなければDNA型が検出されたと認められ、それによつて被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案は見当たらなかったことをもつて捜査への影響はなかったと評価してまいつたところですが、さきに申し上げたように、本人の鑑定が適切に実施されていればDNA型が検出された可能性が排除できない以

上、その点に関する評価をより厳密かつ丁寧に行うべきであったと考えているところでございます。

いずれにしても、御指摘の事案には現在も捜査中の事案もありますことから、県警察といたしましては、その解決に向けて引き続き捜査を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱこのことは本当に重たいと思いますので、本当にしっかり受け止めて対応していただきたいというふうに思っております。

続いて、特別監察における外部有識者の役割についてお尋ねをいたします。

警察庁の特別監察において、外部有識者である大学教授がどのような役割を果たされたのかお伺いいたします。

○福田警察本部長Ⅱ特別監察における外部有識者の役割についてお答えします。

特別監察の実施結果報告書によりますと、警察庁の特別監察におきましては、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家も含むチームにより、DNA型鑑定の分野に造詣の深い玉木京都大学名誉教授や青木名古屋市立大学名誉教授の外部の有識者の方々から、調査方法等について助言をいただいて行われたものとされております。

警察庁から聴取したところによりますと、特別監察の調査方法等に関しまして、対象職員による鑑定に係る不適切な取り扱いを確認するに当たり、どのようなデータをどのように精査すべきかといった具体的な確認手法について意見を聴取し、その内容を反映させるとともに、その確認手法に基づく調査により、特定された二十種類の不適切な取り扱いを踏まえた再発防止策についても同様に意見を聴取し、その内容を反映させたことでありました。

有識者の方々からは、確認手法以外に確認された二十種類の不適切な取り扱い

いについては、これらを専門家としての目から見ると、いわば不適切の度合いに大きな差があり、鑑定結果に影響を及ぼす可能性のある重大なものとならないものを整理した上で公表するほうがより適切ではないか、再発防止策の策定に当たり、科学捜査研究所内の鑑定作業に従事する職員にとって、上司への報告や相談がしやすい環境づくりが重要ではないか、また、鑑定に当たっての基本事項を遵守させるための具体的な取組が重要ではないかなどといった助言がなされたところでございました。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、この調査が全く最初手順だけを聞いて、そして、閉ざされた中でやったということではなくて、中において尋ねたりしながら行ってきたということの理解でよろしいですか。――分かりました。

それでは次に、第三者による調査に関してであります。警察庁の結果報告を受けて本部長の答弁は、さらなる第三者による調査の必要性を否定されております。理由として挙げられた、個人のプライバシーや具体的な捜査手法に深く関わるもので、特段の配慮が必要であるという点は一定理解をしているところですが、ただ、信頼が揺らいでいる県警サイドの発言であり、納得するには足りないのではないかとこのふうにも思うところです。今回の警察庁の監査を身内による調査と見る向きがあることも事実であります。

一方、今回、県警が第三者による調査は必要ないとする中で、これは当初のほうですね、当初から言う中で、警察庁がどこからの要請もない中で突然の特別監察であったと。佐賀県警だけの問題ではないということで、国内のDNA鑑定の信頼を取り戻すために万全を期した調査であり、県警とは一線を画した調査であるというふうに見る向きもあるということです。日本のDNA鑑定という非常に重要な捜査手法の信頼性を取り戻すための特別監察であり、ある意味、威信をかけた調査であった、信用に足る調査であったのではないか

と私は感じているところであります。

こうしたことを受けて、県警は再発防止に一九となつて取り組むべきと考えるところであります。

そこで、次の点についてお尋ねします。

再発防止と信頼回復に向けた取組についてであります。

警察庁の特別監察の結果報告書において、発生原因とそれを踏まえた各種再発防止策が示されておりますが、県警察は今後どのように再発防止策に取り組み、県民の信頼を回復していくのかお尋ねいたします。

○福田警察本部長Ⅱ先ほど御答弁申し上げて、ちょっと補足をさせていただきます。

警察庁の特別監察の外部の有識者の方々の関わりにつきまして、確認手法に關して意見を聴取し、その内容を反映させるというくだりで御説明申し上げましたけれども、その確認手法以外にも二十種類の不適切な取り扱いについて、これらを専門家としての目から見ると、いわば不適切の度合いに大きな差があると。したがって、鑑定結果に影響を及ぼす可能性のある重大なものとならないものを整理した上で公表するほうがより適切じゃないかといった指摘ですとか、あと再発防止策の策定に当たり、より職員が上司への報告や相談がしやすい環境づくりが重要ではないか。また、鑑定に当たつての基本事項を遵守させるための具体的な取組が重要ではないかといった助言がなされたと同っております。

したがって、確認手法のみならず、こういった面についても御指摘や御助言を踏まえて行われたものと伺っております。

再発防止と信頼回復に向けた取組につきましてお答えいたします。

特別監察の実施結果報告書におきましては、今回の不適切事案が発生した要因が整理された上で、それらに応じた再発防止策が掲げられており、それらを

実現するために取り組むべき詳細な項目が示されております。

県警察におきまして昨年九月以降、本件を受けた再発防止のために各種の取組を進めてまいりましたが、特別監察により示されました再発防止策につきましては、中には県警察において実施しているもの以外のものもあるところがございます。

したがいまして、県警察としましては、今般の特別監察により示された再発防止策の中で実施に至っていないものにつきましては早急に対応することとし、また既に実施しているものにつきましても、改めてその効果や在り方を一から徹底して見直すことにより、それぞれの措置がさらに実効あるものとなるようにしてまいりたいと考えております。

そして、再発防止策をより確実に実施するために、警察本部内に専門的なチームを設ける方針で今検討しております。この専門的なチームにつきましては、組織内において継続的に、制度的に各種の再発防止策をいわばより確実に実施することができるよう、再発防止策の実施状況を点検し、必要な措置を講じることが目的として、その体制等の詳細は公安委員会の指導も得まして、早急に具体化してまいりたいと考えております。

警察活動は県民の信頼、県民の理解と協力を得てこそ成り立つものであると考えてございます。申し上げましたとおり、県警察としまして、種々の再発防止策につきましては、これを着実に取り組むとともに、これが真に実効性のあるものとなりますよう、不断の改善、修正、追加を図ってまいりたいと考えております。そしてまた、その経過や状況につきましては、御説明に努めてまいりたいと考えております。

あわせてまして、日々の警察活動にしっかりと取り組むことによりまして、もつて県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ力強い答弁をいただいたところでありますけれども、一般質問の中で徳光議員のほうから話された中で、再発防止チームという話がありました。これに関してですけれども、つくられるということは非常に大切なことだというふうに思いますけれども、例えば、再発防止の具体策、これを作成するまでの時限的なチームであるのか、実行はほかの部署がやっているとか、それとも、少なくとも数年間にわたって常設のチームとして出された具体策を実際に実行していくというか、仕事としてそれを実行していくという常設のチームなのか、そこを一点確認したいと思います。

○福田警察本部長Ⅱ警察本部内に専門的なチームを設ける、この方針で今検討してございます。ただ、今、こういった立場の者によってこういった構成によるべきか、そしてその任務などについて詳細に詰めておるところです。

今、この段階で私として責任持ってお答えしかねるんですけれども、委員御指摘のとおりだと思います。委員の御指摘も踏まえて、公安委員会の指導も得て早急に具体化してまいりたいと考えております。

○原田委員Ⅱ再発防止をすることも当然でありますけれども、県民の信頼を取り戻すという点では、やはり再発防止チームが常設として、しっかりと機能するところを示していただきたいと思えますので、そこはよろしくお願いいたします。

次に、県職員の人材確保についてお尋ねをいたします。

現在、我が国においては急速な人口減少と少子化の進行により労働力人口が縮小していく局面に入っていると思っております。

加えて、都市部への人口流出や都市部への人材の集中といった構造的な要因や若年層の価値観の多様化、民間企業における採用活動の早期化といった今日的な変化も重なり、人材の獲得競争は年々厳しさを増す状況にあります。

こうした中で、地方自治体においては、将来にわたって必要な人材を安定的

に確保できるかという点が大きな課題となっているものと認識をしております。

実際に県内の市町においては、既に採用が困難になっている、人手が足りないといった声も聞かれるところであり、自治体運営の基盤である人材の確保が現実の問題として顕在化してきていると思っております。定員が充足していなために兼務が常態化しているとか、外部研修に出せないとの声を複数の首長さんから聞いていることも事実であります。

そのような厳しい環境の中にあって、佐賀県における職員採用については、受験者数や競争倍率は一定の水準を維持し、全国的に見ても健闘している状況にあると伺っており、これは県の特徴ある事業や、俗に言う、とがった事業、先ほどもキングダムとかの事業もありましたけれども、こういったことや情報発信が、例えば、佐賀県は何か面白いことをやっているなということで注目を集めていることなどを含めて、県庁の職場としての魅力向上にもつながっているのではないかと感じているところであります。

一方、そうした中においても、今後の人口動態や人材獲得競争の動向を踏まえれば、県も今後の人材確保を決して楽観視できる状況ではなく、職員全体の年齢構成などを踏まえながら、中長期的な視点に立つて取り組む必要があると考えております。

数年前には一年早く退職をということを進められたような時期もあったかに記憶しております。恐らく年齢構成とかいうのも大きなずれが生じていたかなというふうにも思うところであります。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

職員の採用についてであります。

まず、職員の採用状況についてですが、県職員の採用試験の競争倍率はどのようなになっているのか、また他の都道府県と比較してどのような状況にあるの

かお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ直近の令和七年度に実施しました県職員採用試験におきましては、受験者数九百四十名、合格者数百七十六名で、競争倍率は五・三倍となつてございます。このうち行政職、いわゆる事務職の職種につきましては、受験者数六百六十三名、合格者七十七名で競争倍率は八・六倍となっております。

他の都道府県との比較でございますが、行政職におきましては、これはビジネス誌の調査ですけれども、令和六年度に実施した大卒、高卒程度の試験の競争倍率が、令和五年度に続き全都道府県で一位となっております、また全職種の合計の競争倍率、これは総務省の調査によるものでございますけれども、全国平均を上回る競争倍率を維持しているという状況でございます。

以上です。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

ちょっとこれをＡＩで調べてみると、ざっくり二倍から五倍という形で出てくるんですね。二倍と五倍じゃえらい違いだなと思いますけれども、それから中を、資料をといて検索できるのでしていくと、大体その二倍、特に東京のほうとかはほぼ二倍前後なんです。二倍ちょっとかな、が多くて、東京とかもあんまり高くないんですね、都市部もですね。

逆に言うと、九州は割合高くて、ただ、その中でもやっぱり民間の募集との比較があるので、単に高いという民間がそれだけ募集していないのかみたいな見方もあるかというふうに思っておりますが、ただ、県の職員を採用するという点を考えると、二倍というような状況よりも、やっぱり三倍から五倍ぐらいのところではないと、なかなかいい人材がそろわないのかなというふうなことも危惧されますので、そこはしっかりと考えながら対応していただければというふうに思っております。

次に、採用試験の特色についてお尋ねをいたします。

ほかの都道府県よりも健闘している状況にあるということでありまして、職員募集の方法とか、採用試験においてどのような特色があるのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱこれまでも県では採用試験について、ほかの都道府県にない形で積極的に取り組んでまいりました。例えば、法律、経済等の専門科目など、いわゆる公務員試験対策の必要がなく、民間企業の採用時期に合わせた特別枠、現在では民間型選考枠と呼んでおりますけれども、これを全国に先駆けて平成二十年度実施試験から導入をしております。

それから、県外での社会人経験のある方を対象としたＵＪＩターン枠、いわゆる中途採用につきましては平成十七年度実施試験から導入しております、これも当時、全国にはほぼ例がなかったものでございます。

現在では入庁する行政職の約四割が中途採用の職員となっております、行政職だけではなく、土木、農政、林業、化学、薬剤師など、技術職においても幅広く実施をしております。

行政職の在職者に占める中途採用者の割合は、令和八年四月一日現在で一八・七％となりまして、調査開始以来、七年連続で全都道府県において一位となる見込みでございます、現在では本県の採用における最も特徴的な試験となっていると認識しております。

以上です。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

これもちょっと調べてみたんですが、他県に先駆けて、いろんな採用の方法を考えてやっておられるということですけれども、他県も追従してきているんですね。名前はずっと違うんですよ。「秋季チャレンジ」とかいうことで奈良県とか神奈川県であったり、アピール型ということで滋賀県、山梨県とか、早期枠、三重県、新潟県、栃木県とか、チャレンジ型ということで高知県。これ

は内容を見ると、ほぼほぼ民間の採用試験でも広く活用されている、先ほど言われたSPI型と言われる、これの基礎的な能力を検査する方法ですね。ほぼこれを活用されているということなので、恐らくいろんなところが佐賀県が先行してやってきたところを追従してやってきている。ということは、これからその採用のやり方に差がなくなっていく可能性があるということなので、そこもしつかりと頭に入れながら対応していただければというふうに思います。

それでは次に、中途採用の目的についてであります。

県では中途採用を積極的に進めているということがあります、こうした取組の目的は何なのか、改めてお尋ねいたします。

○堤人事課長 人々の価値観が多様化して、地域ごとの個性が発揮された地域社会を目指す今の時代には、地方自治体もまた画一的な行政運営を行うだけでは十分に行政ニーズに応えられないと考えております。

そうした中で、佐賀県庁は多様な価値観を持つ県民と向き合い、柔軟な発想で未来を見据えて価値を生み出すために、多様な人材が集まってアイデアが掛け合わされる組織であることが重要です。中途採用職員には、それぞれの経験に裏打ちされた企画力、営業力、デジタル、会計などの専門スキルを発揮してもらい、協力し合う中でよりよい県民サービスの提供につなげてもらうことを期待しております。

以上です。

○原田委員 ありがとうございます。

それでは次に、中途採用での人材確保の状況についてであります。

中途採用によってどのような人材の獲得につながっているのか。また、中途採用された人たちが佐賀県庁を受験してくれた理由、これはどういうものなのかお尋ねいたします。

○堤人事課長 中途採用の職員には、例えば、営業力を生かした用地買収ですとか、福祉業界での経験を生かした児童支援、それから金融機関での経験がある方にはその知見を生かした産業支援、システムエンジニアのスキルを生かしたデジタル系の業務など、そういった分野で幅広く活躍をしてもらっており、その経験を生かし、能力を発揮してもらえ人材の確保につながっております。また、中途採用者の志望理由といたしましては、年代的に子育て世代も多うございますので、故郷で子育てしたいというものもございますけれども、それだけではなくて、佐賀県庁の特徴的な取組、例えば、民間企業とのコラボプロジェクトですとか、コスメティック構想、「さがデザイン」といったプロジェクトに興味を持って、例えば、いい意味でお役所仕事ではない魅力を感じたとするものですとか、スポーツ政策を中心に勢いを感じるといったものとして佐賀県庁を選んだという声が多くあるという状況にございます。

以上です。

○原田委員 ありがとうございます。

それでは、その中途採用による影響について次にお伺いしたいと思います。中途採用者、本当にかなり増えているというふうに思っていますが、増加したことによる新卒の採用者数、この関係や職員全体の年齢構成、これも一定影響があるというふうに思われますが、これに関して、この影響に対してどのように評価しているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長 先ほど御答弁したとおり、中途採用の枠は行政職の募集定員のうち大きな部分を占めておりますので、その結果として新卒採用者の定員は相対的に絞られているという状況です。このことが佐賀県職員の新卒採用の高い競争倍率を維持できている要因の一つになっているというふうに考えております。

また、県庁全体の年代別の職員の人数につきましては、二十代と五十代が多

くて、三十代と四十代の層が薄くなるという構成になってございますけれども、三十代の社会人経験者を積極的に採用してきた結果として、その構図は改善してきておりまして、中堅層の厚みを一定程度補完できているものと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ確かに年齢構成比というものは非常に大事なもので、そこは何人か退職される方もいるということで、なかなか読みにくい部分もありますけれども、そこはしっかりと考えて採用に生かしていただきたいというふうに思います。

では、採用に関して最後ですが、今後の採用の方針についてであります。

少子化の進行や人材獲得競争の激化を踏まえて、今後五年、十年先を見据えたとき、受験者の確保や一定の競争倍率の維持に向けて、どのような方針で取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ職員採用につきましては、これまで積極的に取り組んでまいりましたけれども、先ほど委員も御指摘のとおり、佐賀県が先んじて実施してきた民間型選考や中途採用などは、現在ではほかの都道府県でも広く実施されるようになってまいりました。

加えて、民間企業の採用も引き続き活発でありまして、土木職など技術職をはじめ、人材獲得競争は毎年厳しいものとなっております。一定の競争倍率を維持するには受験者数の確保が重要でございまして、今後も引き続き人事委員会事務局と連携し、受験者層への情報発信に努めてまいります。

またさらに、より受験しやすい試験とするために、これまで募集期間を年一回としていた試験枠の一部について、募集及び採用時期の通年化、これは新しい取組ですが、これについても検討に着手をしているところでございま

す。

今後とも、労働市場の動向を注視しつつ、時代に即した採用となるよう試験制度を不断に見直し、県庁で活躍できる人材を確保できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○原田委員Ⅱそこはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

本当に通常プロパーと言われるような大卒からずっと上がってきた人というのが優遇されて、中途採用が優遇されないような、何かそういう構図があるところもあるというふうにお聞きするところですが、ここを見渡しても、中途で入られた方というのがかなり課長さんたちでいらっしゃるんですね。そこは本当に何の差もなく、しっかりと評価をしてやっておられるんだろうというふうに思っていますので、それは新しく中途で受けられる方にとっても大きな目標にもつながっていくと思いますので、そこはどちらかを優遇するのではなくて、しっかりと評価をしてやっていただきたいというふうに思います。そのことがしかりとした採用につながると思いますので、そこはよろしく願います。

続いて、職員の定着についてであります。

若手職員の離職状況についてお尋ねします。

人材確保においては、採用後の定着も重要な課題であります。昔から、採用して三年以内に離職する人の割合が中卒では七割、高卒では五割、大卒では三割という、いわゆる七五三現象というような言葉があるように若手の早期離職は以前から問題視をされております。

本県における入庁後三年以内の退職の状況はどのようになっているのか。また、その退職の理由はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ入庁後三年以内の退職状況ですので、直近で確認できるのが令

和元年度から令和五年度の採用者ということになりますけれども、まず令和元年度の採用者で三年以内に辞めた職員が五名、これが採用者全体に占める割合で三・六％となっております。以降、同様に令和二年度で十名の七・二％、令和三年度十名、六・二％、令和四年度十二名、七・五％、令和五年度十六名の九・〇％となっております。入庁後三年以内に退職している職員の割合は、おおむね六％から九％の間で推移をしているという状況でございます。

それから、令和元年度から令和五年度までに採用した職員のうち三年以内で退職した職員の主な退職理由としましては、民間企業等への転職、それから健康上の理由、結婚といったものが挙げられます。

以上です。

○原田委員Ⅱ それでは次に、若手職員の定着に向けての取組についてお尋ねしますけれども、職員の定着率向上に向けて、これまでどのように取り組んでこられたのか。また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ 若手職員定着のためには、働きやすい職場づくり、それから、成長が実感できるキャリア形成支援が重要と考えております。

県ではこれまで、仲間づくりや先輩職員とのつながりづくりを促すために、採用前に先輩職員も含めて交流会を実施するということですか、新規採用職員、これは一人一人に指導役のメンターを配置するというメンター制度を取り入れてございます。そのほか、これは年齢にかかわらず、働きがいのある職場づくりのために、柔軟な勤務形態や休暇制度など、仕事と子育てなどの両立支援や、キャリア形成につながる研修や学びの機会の充実などに取り組んできたところです。

また、若手職員の定着のためには、いかに職員の声を小まめに拾い、その変化に早期に気づいて、必要なフォローができるかが重要であると認識しております。そのため、現在、多くの民間企業や一部自治体でも取り入れられてお

りますが、上司が部下の成長支援のために定期的に対話の場を設ける「1 on 1 ミーティング」というものがございすけれども、こちらの普及を進めているところでございます。

これからもやるべきことを随時見直しながら、引き続き魅力ある職場づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○原田委員Ⅱ 以前からすると、転職に対する考えというのが随分変わってきたんだろうなとは思いますが、ただ、やっぱり人事課としてのサポート、また、全体の課の中の気配りとか、そういったこと、あと同期のつながりを促すような施策とか、そういったところぐらいはしっかりとやっていたかいたというふうに思っております。

この質問の最後ですけれども、人材確保、定着に向けた思いについてということであります。

人口減少社会において、地方自治体が将来にわたって行政サービスを安定的に提供していくためには、職員の採用はもちろん、採用した職員にしっかりと定着してもらい、育成していくことが重要だと考えます。優秀な人材を確保し、定着させ、活躍してもらうためには今後どのように取り組んでいくのか、総務部長に思いをお伺いいたします。

○内田総務部長Ⅱ 私の思いについてということでございます。

人材確保につきましては、先ほどのとおり、他の自治体に先んじて特色ある採用方法を取り入れて、積極的に進めてまいりました。競争倍率が一定の水準を保っているというのは、その一つの現れであろうと思っております。

御指摘のとおり、少子化ですとか民間企業の採用意欲が活発な中であって、楽観視というのはいかなるものかと思っております。そういった中で、募集採用の通年化の検討というののも不断の見直しの一つでございます。また、多くの

方に佐賀県庁を選んでもらえるという、佐賀県の取組を情報発信していくというのは大事なことでございます。佐賀県のがった事業に興味を持って来てくださるという方もいらっしゃる。人材確保に寄与している側面はあります。

また、職員採用のホームページですとかSNSで発信をすること、インターネットを通じて職員が生き生きと働いている姿を身近に感じてもらうということも取り組んでいるところでございます。

また、職員にはここで働きたい、ここで挑戦していきたいという思いを持ち続けてもらうということも大切だと思っております。佐賀県庁の強みは、様々なバックグラウンド、多様な個性を持つ職員が集って、それぞれの持ち場、パートですね、そちらで議論を重ねて、具体的な施策を進めていけることにあると思っております。柔軟な発想で新たな価値を生み出す職員もいれば、県政運営の基盤をしっかりと支えている職員もおります。多様な職員の様々な経験、知識、それから個性、そういったものが相まって新たな価値を生み出していること、それが佐賀県職員としての誇りの醸成にもつながりますし、ひいては定着にも資するものと考えております。

加えまして、定着という側面で申しますと、ライフステージに応じた柔軟な働き方ですとか、効率的で質の高い働き方といった環境面の充実というのも重要な要素になってこうと思っております。

今後も、多様な職員が活躍して、全体としての力が県民のために発揮される、そういった組織づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

少子化によって若年人口が減少する中で、都市部の採用というのが今後恐らく維持されていく、また、増えていくのではないかというふうに思うところ

であり、そうすると必然的に地方が人材獲得競争で非常に熾烈な状況に迫られるんじゃないかということが想像されるわけであります。

県としては一義的には県の職員を確保するということが大切なことであろうかと思いますが、県内の十市十町、かなり厳しいような状況に現在あるところもあるというふうに聞いておりますので、そういったところには本当に目の前の大きな問題になっていっているというふうに思っております。

例えば、県で始められた大学生の奨学金の返還の支援、県でやっているんですね。これは今は自治体職員を除いてありますね。ただ、こういったことも将来的にはこれも枠に入れるということも考えにやいかんのかなというふうに思ったり、また、県内の高等教育機関をさらにしっかりと充実させて、そこから自治体職員を目指す人を生み出していくとか、そういったことも検討していかなきやいかんかなというふうに思います。

いずれにしても、市としまして、県が一緒になって、そうした対策とか、検討を協議できるような場を設けることができればなというのを希望するところであります。

そうしたことを希望して、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、生成AIの活用について質問をしたいと思います。

先日、「自民党ネクストさが」会派で、東京ビッグサイトで開催された、自治体とか公共施設、また、議員に向けた展示会であります「自治体・公共Wee k 2026」を視察いたしました。民間の展示会ではありませんけれども、総務省や全国市長会、町村会などが後援しており、自治体DX、スマートシティ推進、地域防災、地域福祉、地方創生などの分野で、各企業が自治体等に提案をするものであります。自治体自体がブースを出展しているところもありました。

個人的には、一昨年より訪問しておりまして、図書館のこととか下水道、医

療相談とか道路管理などに関して県のほうに情報提供したり提案をさせていただいているところではありますが、そうした中、今年訪問しましたら、圧倒的に目を引いたのが、ＡＩやデジタル技術を活用したサービスの提供でありまして、右を見ても左を見ても、特にＡＩを活用した何がしというような提案でもうあふれておりました。昨年もＡＩ活用の提案の案件はありましたけれども、ここまでかというぐらいに増えておりました。

また、ビッグサイトの別会場で同時に、「ＥＤＩＸ東京」という教育総合展が開催されていたので、足を運んだところでありますが、この会場では、本県の教育委員会の職員の方ともお会いしましたけれども、こちらもＡＩを活用した提案が目を引きました。

文科省では今、次期指導要綱改定に向けて、英語学習でのＡＩの適切な活用が議論されているということではありますが、会場には、既にＡＩ活用の英会話や英語教育の実績のある提案も出ておりました。

また、驚きを感じたのは、探究学習支援のツールの提案であります。つまり、探究学習に対する指導への助言を先生方に行うツールが提案されておりました。あえて直接的な正解を回答しないようにチューニングがしてあり、生徒へのアドバイスやヒントなどが提示されるということでありました。

このように、行政や教育などを含めて幅広い分野で生成ＡＩの活用は一般化しつつあると感じたところであります。

本県においても、行政ＤＸの取組の一環として生成ＡＩの活用が進められていると聞いております。ある職員に活用の有無を尋ねたところ、複数のＡＩを目的別に活用しておりますという答えが返ってきました。業務効率化や負担軽減の観点からもその一層の活用は重要であると考えますし、先ほど質問しました県職員の人材確保ということにもつながるんじゃないかなというふうに思っております。

一方で、生成ＡＩの活用は一定のリスクも存在します。

最近では、生成ＡＩで著名人の顔や声を再現したフェイク動画を使い、あたかも本人が投資を進めているかのように見せかける詐欺事件が発生するなど、その悪用による被害も報告されております。

また、自治体が生成ＡＩを活用する場合も、個人情報や機密情報の漏えい、著作権侵害等の懸念があり、国からも自治体向けに生成ＡＩの利用上の留意点が示されたと聞いております。

そのため、生成ＡＩを安全に活用し業務の効率化を進めていくためには、一定のルールに基づいた適切な運用が必要であり、あわせて、職員のリテラシー向上のための取組が必要であると考えます。

そこで、次の点について質問をいたします。

まず、生成ＡＩの活用の現状についてであります。

本県職員の生成ＡＩ活用の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○土井行政デジタル推進課長 県では、業務の効率化を推進するために様々なデジタルツールを導入しております。

その一環として、令和六年度に生成ＡＩについても専用のツールを導入いたしております。そのことで、職員が安全に生成ＡＩを利用できる環境を整えているところでございます。

その利用状況につきましては、今現在、知事部局や教育委員会事務局などの全職員約五千人の方が、その導入した専用の生成ＡＩツールを利用できる状態にございます。

その利用状況につきまして、昨年十二月にアンケート調査を実施いたしました。約二千名から回答がございまして、そのうちの約五五％、過半数以上の方が生成ＡＩを業務で利用したところがあるという結果が出たところでございま

す。

では、その具体的な利用方法はどのようなものかというものにつきましては、例えば、国からの通知とか報告書、そういったものをＡＩに読み込ませて一瞬で要約させるとか、または挨拶文、説明資料、そういったものの下書きをＡＩにお願いするとか、もしくは、文字の誤字・脱字、そういったものをＡＩに読み込ませてチェックをするとか、そのほかはちょっとマニアックになりますが、作業を自動化するエクセルマクロという機能がございまして、そのマクロのプログラムをＡＩでつくらせると、そういったもので具体的に活用事例が報告されておりました、県庁でも生成ＡＩの業務での活用は着実に進みつつあるものと認識しております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。五五％、意外と何か少ないなというふうに感じたところでありますけれども、私も幾らか使ってはおりますけれども、何か頻繁に使っているわけではなく、結構、挨拶とかが多いので、挨拶の骨子を組み立てるぐらいのところかなと思いますけれども、この質問する直前にいろんなことを聞くと、ぱっと答えてその真偽のほどがちょっとよく分からなくて、今まではインターネットで出典元がしっかりしているところを調べながらしていたんですけれども、生成ＡＩの中でこういうものを参照すればということも提案してくるんですね。だから、それをクリックすると、その出典が明確なところが検索もできるというふうなことで、非常に活用のやり方によっては本当に便利だなというふうに最近を感じているところなので、この質問をやってみようというふうに思ったわけであります。

次に、生成ＡＩの適切な運用に向けた取組についてお尋ねをします。

国からの通知についてであります。

国から自治体に対して生成ＡＩの活用に応じた注意点が示されたと聞いて

ておりますが、どのような内容となっているのかお尋ねをいたします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ総務省からは、昨年十二月に「自治体におけるＡＩ活用・導入ガイドブック」というものが通知されました。その中で、生成ＡＩの自治体での活用事例が提示されるとともに、導入に当たった注意事項も併せて示されたところでございます。

留意事項の具体的な例としては、ＡＩの学習に利用される可能性がある場合は、個人情報、機密情報は入力しないこと、出力結果は職員が必ず確認すること。著作権などの権利に留意すること、職員のリテラシーの向上、人材育成に取り組むことなどが示されたところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれは、その国の通知を受けて、本県の運用ルールということであります。

個人情報や機密情報の漏えいや著作権侵害等の懸念がある中で、生成ＡＩの活用に当たり、本県ではどのようなルールをつくっておられるのかお尋ねいたします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ県のルールでございますが、チャットＧＰＴが一般的に利用され始めたのが令和五年度ぐらいでございました。県では令和五年度にチャットＧＰＴを県の業務で利用するに当たってルールを定めないといけないということで、ガイドラインを策定して暫定的に利用を開始したところでございます。

そのガイドライン、ルールの策定に当たりましては、当該行政デジタル推進課に配属しております、外部の専門人材でございます情報監の監修の下、作成したものでございまして、そのルールの内容としましては、国が示している留意事項と似たようなものでございますが、ＡＩの学習に利用されない設定の下で利用すること、個人情報、機密情報は入力しないこと、生成物の内容は職員

が必ず確認すること、著作権侵害の可能性に留意することなどのルールを定めて、令和五年度に暫定的にチャットGPTを活用し始めたということでございます。

ただ、その後、その翌年令和六年度により安全性を確保した環境での活用を図るために、セキュリティ対策が講じられた有償版の生成AIツール、こちら具体的にはマイクロソフトの「Copilot」と言いますが、それを導入いたしましたして本格的な活用を開始したところでございます。

この有償版の生成AIにおいては、入力したデータがAIに学習されないという仕組みが標準装備されております。そのほか、通信の暗号化、アクセス制御など一定のセキュリティの対策が講じられているというものでございます。

こうした技術的な対策と、あとガイドラインの策定のように運用ルールを策定して人的対策もあわせて行うことによって、安全に生成AIを活用しているところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

「Copilot」を導入している、もう一つを推奨しているというふうには聞いておりますが、先ほど個人の判断で複数のやつを使われている方がいらつしゃるという話をしましたけれども、その方は三つ使われているということなので、恐らく県推奨以外のものを使っていると、そういう方もたくさん県庁の中にいらつしゃると思うんですけれども、それに關してセキュリティとかいったことの問題はないのか。そこもルールをつくっているのか、県推奨以外のものを使うときにはこういうルールの下にやりなさいとかいうのがあるのかどうかお尋ねします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ県が指定していない、例えば、グーグルのGe

miniとかアンソロピックのClaudeとか、そういうAIのサービス、インターネット上で利用できる状態になっております。県が指定していないようなAIにつきましては、利用自体を一律禁止しているわけではございません。ただし、県ではAIのガイドラインとは別に、以前からつくっておりますが、情報セキュリティ全般に關するルールを定めた情報セキュリティポリシーというものが以前からございまして、策定しております。その中で、そういうGeminiなどの外部のサービスを使う場合は、個人情報や機密情報など重要な情報を入力しないことという規定を以前から定めておりました。これにGemini等々は該当するということで、このポリシーを職員が遵守することにより、情報漏えいなどのセキュリティ上のリスクの低減が図られるというふうに考えております。

また、生成AIに特化したガイドライン、以前からつくっておりますが、ここにも具体的にそういった注意書きを追加することも検討しております。そういった面で職員への周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

県のほうで様々なルール、規制をかけてはいるということでありませけれども、ただ、活用をするのは職員であるので、そのリテラシーの向上というのは非常に大切だと思っております。

そこで、職員の生成AIを適正に活用できるようリテラシー向上に向けての取組は、県はどのようになっているのかお尋ねします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ職員のリテラシー向上の取組としては、職員向け研修を定期的に実施し、その研修の中でガイドラインに定めたルールの徹底と、あとはAIの基本的な操作の習得を図っているところでございます。

この研修につきましては、令和六年度から始めまして、これまで十回開催しております。延べ約五百人の職員に受講していただきました。

その研修以外にもやっておりまして、本庁以外の現地機関では、県庁まで来て研修を受けるというのなかなか難しいということもありますので、そういった場合は、オンデマンド形式、我々が直接現地に出向いて研修すると、そういった研修も提供しております。

さらに、県庁職員がみんな見ることができるポータルサイトに教材をアップロードしまして、職員で教材を共有しているということとか、ほかにはいつでも相談できる体制を行政デジタル推進課のほうに整備しておりますので、職員の方、いつでも分からなかったら、うちに相談していただけるというようなこともやっております。そういった職員がいつでも学習できる環境の整備に努めているということでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、この項目の最後ですけれども、今後の生成AIの活用についてということであります。

今、説明もありましたけれども、業務の効率化とか職員の負担軽減という点で、本堂にうまく利用していけば非常にすばらしいツールになり得るというふうに思っておるわけです。

そういう考えの中で、今後、どのように県は生成AIの活用を進めていくのか。また、県のこういった取組が、ほかの市町と情報を共有して、市町においてもしっかりと活用できるようなこと、このことを県がリードすることも大切なのかなというふうに思いますけれども、その点に関してもお考えをお聞かせ願えればと思います。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ生成AIは、業務の効率化や職員の負担軽減に大きく寄与する技術でございますので、遠い将来ではございますが、AIが担え

る業務はAIに任せる環境ができていくと、そういったことを実現していくということは重要であると認識しております。

こういった観点から、職員がAIを効果的に業務に活用できますよう、今後も研修会、相談会を開催しますが、さらに充実を図っていききたいと考えております。

また、正しく利用しないと駄目でございますので、ガイドラインの周知徹底を改めてやっていきたいというのと、あと、時代に応じた内容の修正、見直し、そういったものも必要かと思っておりますので、そういったことをやりながら適切に運用に努めていきたいと思っております。

市町の展開でございますが、実は今年の七月、来月に職員向けの生成AI研修を予定しておりますが、そこに市町の職員も受講できるように、今回拡大しております。また、市町も遠いですから、もしオンデマンドで研修をしてほしいという依頼がありましたら、可能な限り対応したいと考えておりまして、現に今年の五月、先月でございますが、嬉野市からそういった依頼がありまして、オンデマンド研修を開催した実績がございます。

今後とも、生成AIの活用による業務の効率化と安全性の確保の両立を図りながら、県はもとより市町も含めた活用の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ本堂に生成AIの進化はすごいなというふうに思っているところであります。恐らくこれを使わざるを得ないような状況が、ここ数年では——数年というか、すぐに来るのではないかなというふうに思います。だから、早い時期からこういったことに取り組んで、どれを使つてどれを使わないかというのは、それぞれの判断でありますので、それが使えるような状況をつくっていく、スキルを磨いていくということも大事かと思っておりますので、そこは進化に

合わせて確実に情報提供をお願いしたいと思います。

○西久保委員長Ⅱ暫時休憩します。十五時二十五分をめぐに委員会を再開いたします。

午後三時 休憩

六月二十四日 総務 原田寿雄委員

午後三時二十四分 開議

○西久保委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○原田委員Ⅱそれでは、最後の質問に入りたいと思います。

高等教育機関の充実ということで質問をさせていただきます。

現在、県立大学の設立に関する議論と併せて、設置に向けての準備も県議会
の予算承認を得ながら進められております。現段階では教員の選考がなされて
おり、早晚、大学の建設予算も提案されると聞いております。

また、県内の四年制大学の状況を見ると、佐賀大学ではコスメティック
サイエンス学環が開設され、志願倍率も前期で六・三倍、後期で一〇・七倍と
非常に高く、三十名が入学、西九州大学は来年度新しい学部、健康データ科学
部を定員百名で開設を目指して申請されたと聞いております。さらに今年四月
には、武雄市に武雄アジア大学が開設され、設立を目指す県立大学も含めて、
県内高等教育機関は充実へ向けて大きく動いていると感じております。

県立大学の構想は、県立大学をつくるということが目的ではなく、あくまで
も県内で学べる環境を充実させること、その結果として全国平均より低い大学
進学率が上昇したり、若者人口が増えたりすることにつながるものだというふ
うに思っております。ほかにも大学が地域にもたらす効果はまだたくさん
ありますが、県内高校生の学びの選択肢が広がるということだけをとっても、
すばらしいと思っております。例えば、進学を諦めていた生徒にも道が開ける
可能性も生まれるものと思っております。

県は、県立大学において目指す学びにもつなげる探究学習への支援や、県立
高校の進路指導担当への説明、また、山口学長候補の授業など、高校や高校生
サイドへの県立大学の情報提供は大いになされていると感じており、そのこと
は評価をいたします。しかし、県立大学設立の目的の一つが県内の学べる環境

を充実させるということであるとすれば、県内の高等教育機関の全てが輝きを
放ち、充実していくことを目指さなければならぬと考えております。

そうした意味において、今年四月に設立された「さが高等教育構想プラット
フォーム」に大いに期待をしております。これまでも佐賀県と長崎県の大学や、
経済団体や自治体で構成される地域連携プラットフォームがありました、とい
うより、現在もまだこれはある状況であります。ただ、これがあまりうまく機
能しているようには感じておりません。しかし、今回のプラットフォームは県
が大きく関わるということでもありますし、以前、文部科学省の担当室長から
は、佐賀県のこうした取組に非常に注目しているという話も聞いたところであ
ります。

県内の高等教育機関で優秀な人材が育ち、そして、その人材が活躍できる佐
賀県であってほしいという思いを込めて、次の点についてお伺いをいたします。

県立大学設立の目的であります。

県内の学べる環境を充実させること、このことは県立大学設立の大きな目的
の一つだということを考えておりますが、改めて県立大学の目的を伺いたいと
思います。

○中島政策企画監Ⅱ佐賀県立大学の設置の目的は多岐にわたるものでございま
す。高校生の大学進学時の選択肢の確保、人手不足が続く産業界など各方面に
おける人材確保の対応、大学間の連携、大学と産業界との連携、これを重層化
し、新たなサービス、付加価値などのイノベーションを創出するという多岐に
わたるものでございます。

佐賀県の高等教育の環境を申し上げますと、武雄アジア大学が開学するまで
は大学数が全国最少でございました。ほかの県では標準となっている公立大
学もないという状況でございます。ほかの県と比較しても特殊な状況でござい
ます。県内に大学が少ないということによりまして、進学時の選択肢が不足す

ということだけではなく、新たな時代に合わせた社会人の学び直しですが、付加価値を上げるための産学連携の対応が不十分ということがございます。こうした構造的な課題のために直接アプローチできる施策といたしまして、大学設置の検討を進めているところでございます。

委員からは、学べる環境の充実というお話がございました。佐賀県立大学は、大学進学時の選択肢の確保という点もございますけれども、ほかにも新たな時代に自らの知識をアップデートしようという社会人の学び直しというのものにも対応したいと考えておりますし、高校あるいは中学校との連携というののも考えております。全世代にとって学べる環境を充実させるということにつながるものと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ ちよつとそこなんですけれども、ほかの県にある県立大がないからつくるんだみたいな聞こえ方というのは、僕はあまりよろしくないかなというふうに思っています。

もともと佐賀県内の高等教育機関を充実させるということの下に、いろいろなことができるかと考えたときに、例えば、私立大学が呼べないかということも一つの選択肢であって、ただ、県内の高校生が少ない中でこの佐賀県に進出してくる私大というものはなかなか難しいというような状況があったとか、そういうことも聞いておりますし、様々な検討の中で、結果、県立大学をつくるということが生まれたんだろうなというふうに思っています。そこは県立大学ありきではなくて、県内の高等教育機関を充実させるということがまず目的にあって、その手法として県立大学があるというふうに私は思っております。そこはきちんと再度答えていただきたいと思います。

○西久保委員長Ⅱ 答弁者は誰ですか。

○中島政策企画監Ⅱ 高等教育の環境が十分でないというところからスタートし

たというところで、そのとおりでございまして、前もいろいろ議論の中にもございましてけれども、いろんな私大の誘致とかも試みたけど、なかなかやっぱそういうのはないよというところで、今うちが直接アプローチできる施策として県立大学の設置というのを検討しているというところでございます。

以上です。

○原田委員Ⅱ それでは、次の質問に移ります。

県内の私立大学への支援についてお尋ねをいたします。

佐賀県にとって貴重な高等教育機関の一つである武雄アジア大学は、初年度の入学生は三十七名でありました。大学の成否評価は初年度に決まるものではなく、少なくとも最初の卒業生が出るまで見ていく必要があるものと思います。報道で武雄アジア大学の学生が生き生きと学ぶ姿や、大学を批判されている方もおられるが、自分たちの大学をしっかりPRしたいと取り組む様子を見ると、武雄アジア大学をしっかり応援していきたいというふうに思うところであります。

そこで、次の点についてお尋ねしたいと思います。

来年度の入学生の確保は最大の課題であるというふうに思います。現在、来年度の学生確保に向けて、武雄アジア大学ではどのような取組をされているのかお尋ねをいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ 武雄アジア大学におかれては、高校生本人だけではなくて、保護者、高校教諭等に対する説明等、周知活動を強化されております。

具体的には、ミニオープンキャンパスの開催、こちらが毎週土曜日に開催されていると聞いております。また、大学の職員の方々による高校や塾への直接的な訪問、そして、学長自らによる県立高校の校長会での説明などを実施されていると聞いております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ実は台湾の福岡の弁事処から、おといぐらいかな、LINEがほんと来て、今日の一時から三時まで、武雄アジア大学で国際交流何とかというイベントを開催されているんですね。なかなか情報の発し方をもうちょっとうまくすればなというふうに感じたところなんですよね。我々にも全く情報が来っていない。回り回ってなのか、台湾の福岡の弁事処から来るような状況です。そういったことも、何か広報とかなんとかが足りていないのかなというふうにも思うところであります。

次の質問に入ります。

県内私大の学生確保の取組に対する県や県教育委員会の支援についてということでお尋ねをいたします。

県内の高校生には、武雄アジア大学に限らず、西九州大学や短大のことも知ってもらい、進学先として考えてもらいたいと思っております。

各大学、短大は、学校のPRなどに努めていると思いますが、そこは県が、また、県教育委員会が後押しができるのではないかとこのように思っております。そのほうがより現場に届くのではないかとこのように思っております。ところで、県の取組としてはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ佐賀県や県教育委員会が主催する高校入試説明会や学生向けのイベント等におきまして、県内の私立大学を紹介する機会を設けるなど、学校のPRを支援させていただいております。

今年度から新たに、県立、私立を問わず、県内高校で進路指導に携わる教員の方々を対象にしまして、昨今の大学入試動向に関する勉強会を実施する予定としております。こちらの中で、県内私立大学に入試に関する説明を行っているいただき、高校現場での進路指導に生かしてもらおうようにしております。

今後も、学生確保に向けた取組について、私立大学と会話をしながら、私た

ちとして、県として何ができるかというところで後押しをしていきたいと思っております。

以上です。

○原田委員Ⅱ本当にそこはしっかりやっていただきたい。例えば、県立大学であると、ターゲットが高校一年生の層であり、ほかの大学ということであれば、短大も含めてですけれども、来年度、三年生にやっぱりアプローチしたいというのがあるので、少しターゲット層が違うのかなと思いますけれども、県が県教委を通してやればやっぱり県立高校は受け入れはしやすいのかなというふうに感じるところですし、そういったところもサポートをしていただきたいなというふうに思います。

山口学長候補者の授業であるとか講演みたいのもやってもらえるようでありますし、これは探究学習と絡めてやってもらえるのかなと思いますけれども、例えば、武雄アジア大学にとっても、学長の小長谷先生というのは、これはモングル学の世界的な権威であるわけですね。世界の会長とかもやられていて、文化功労賞とかも取られている、そういう方であるわけで、そうした方の講演とかいうのも、それはあるんじゃないかなと。また、ほかの大学においてもそうした立派な先生方がいらつしやるので、こういう大学に行くとかいう方々の授業が受けられるみたいな、そういうPRもぜひやっていただきたいなというふうに思うところです。

それでは、次に移ります。

「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」についてであります。これは二月の高等教育のことでも随分話をしましたけれども、現実に動いているようでありますので、そこに関して質問をいたします。

人材を育て、そして輝くために、高等教育機関、産業、地域それぞれが連動、連携することが、特に地方ではより重要になってきているというふうに思っ

います。

そのような中、去る四月十五日に「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」が設立され、県として各分野をつなぐ動きが始まったというふうに聞いております。この動きに非常に期待しており、そのことを前提に次の点をお聞きしたいと思います。

設立の目的についてですが、改めて確認の意味でSIGMAの設立の目的を伺いたいと思います。

○石橋政策企画監Ⅱまず最初に、少し経緯のところから御説明をさせていただきます。

令和七年二月に、中央教育審議会が、今後の我が国の高等教育システムに関する答申、いわゆる「知の総和」答申を示されております。

答申では、各地域において、大学や地方自治体、産業界、金融機関等の地域の関係者が、地域の人材育成の在り方ですとか、大学などにおける研究、育成について、継続的に議論を行う「地域構想推進プラットフォーム」を構築することが示されました。

佐賀県におきましては、令和七年十一月に実施をした「UC5+」という、県と大学、短大の学長との話し合いの場で、今後、高等教育機関の発展のためには、産業界をはじめとする各界の代表者と共通認識を持つ場が必要であるという認識を持たれたところでございます。

それを受けまして、各界の皆さんに県のほうから参加の呼びかけをさせていただきまして、令和八年四月十五日に、県内大学も含む産官学金労言、いわゆる二十六団体に参加をいただきまして、「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」を設立させていただいたところでございます。

佐賀県は今、高等教育の変革期でございます。高等教育機関を知の拠点として、地域でより生かしていく必要があると考えております。

このSIGMAでは、大学が地域や産業界について知り、そして、地域や産業界も大学について知るということを重ねていき、地域の課題を踏まえ、これから高等教育機関及び人材育成の在り方など、将来像を議論する場とすることを目的として設立をさせていただいております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。これは「地域構想推進プラットフォーム」の進化形だというふうに思っているわけでありますが、それがあんまり機能しなかったからということなのかなと思いますが、肝は自治体が事務局になることだというふうに思うわけですけれども、これは文科省の事業として今年度十件採択が予定されているということでもありますけれども、これに関しては申請をされたのかどうか、どういう支援があるのかということを含めて、その状況についてお伺いしたいと思います。

○石橋政策企画監Ⅱ先ほど委員言っていた文部科学省の「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業への申請ということなんですけれども、五月末の時点で、プラットフォームとして申請をさせていただきました。実際七月頃をめどに選考結果が通知をされる予定となっております。こちらの推進事業につきましては、プラットフォームの中で、大学と企業をつなぐコーディネーターとか、そういった形の方の人件費ですとか、そういったところの補助に充てられるものとなっております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

では、続いて質問をいたします。設立以降の取組についてであります。四月に設立してからこれまでどのような取組を進めているのかお尋ねをいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ答弁申し上げます。

先ほどの国の「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業に関して、補足を一点だけさせていただきます。

こちらが、プラットフォームとして申請をさせていただいていますけれども、実際のお金の受け取り先は佐賀大学のほうとなっておりますので、これもすみません、ちょっと補足として情報として申し上げさせていただきます。

続きまして、設立以降の取組ということでお話をさせていただきます。

令和八年四月十五日、知事をはじめ、各団体の代表者に参加をいただき、設立総会を開催しました。規約が承認され、協議体の名前も、「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」に決定をしております。

設立総会以降につきましては、各団体の実務者レベルでの企画委員会を定期的に開催させていただいております。その中で、各大学、短期大学、専修学校、私立高校、県立高校等からまずはその現状と展望を説明していただきました。

また、県内大学における就職動向ですとか就職支援の状況についても情報共有を実施してきたところでございます。

月一程度のペースで現在開催をしております。今後、産業界からも、現状ですとか、人材のニーズについてもお話をいただく予定としております。

令和八年度につきましては、まずはお互いを知ることから始めているような状況でございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ それでは、参画した団体に望むことであるとか、期待すること、また、参画した団体の受け止めとか反応について伺いたいと思います。

参画していただいた大学、短大、産業界にはそれぞれどのようなことを期待するという声が上がったのか、また、参画した大学、短大、産業界からはどのような反応があったのかお尋ねをいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ 参画した団体から寄せられた声ということで、まず大学の

ほうからは、それぞれの高等教育機関の魅力を一体的に発信することで、県内進学が促されることに期待する。高校で行う探究学習や大学で行うPBLなどにおきまして、高校、大学、企業間の相互連携が進むことで、カリキュラムの充実を図ることができる。県内企業の実務ニーズを捉えたりカレント研修等を企画立案しやすくなるといった声が寄せられております。

また、産業界のほうからは、県内の学生に県内企業のことをより深く知ってもらう機会が増え、一人でも多くの県内就職が増えることに期待する。これまでに県内の教育関係者と企業関係者が集い、一つの目的について話す機会は少なかった。この機会をぜひ活用していきたいといった声が寄せられております。

まずは、この参画いただいた二十六団体を中心に、過去の習慣や経緯にとらわれることなく、これからの産業界や教育界がどうあるべきかという未来志向の議論を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ 何というかな、やらされ感がないようなことを、最初、日野政策総括監と話していたときには、かちつとした最終形をつくらなくて、やれることからやる方法もあるのかなという話をされていたかなと思う。ただそうすると、国の申請はできない。補助金を取るのが目的じゃないのでいいんじゃないかという話をしたと思います。ただ、やっぱり最終形、ここを目指すというものは持つておかなきゃかんよねということで、そして最終的に県は様々な形で協議をされて、最終形からスタートするというような選択をされたと思うので、ぜひともここはしっかりと実のある組織につくり上げていただきたいというふうに思っております。

それでは最後に、SIGMAの今後の展望について伺いたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ 今後の展望でございますけれども、まずは社会とか大学を

取り巻く今後の話と、SIGMAをこれからどうするかと二つに分けてお話をさせていただきたいと思います。

まず、AIがとにかくどんないろんな分野に入ってきています。産業の在り方が大きく変わってきているわけなんです。産業人材に求められる資質というのが大きく変わってきている。それに対応するような形で今、教育改革というのが国レベルでも議論されているわけです。例えば、大学というのが文系と理系にあまりにもかちつと分かれ過ぎていたがゆえに、今度高校までかちつと分かれていると。こういう特殊な環境というのは日本だけじゃないかという指摘がなされているわけでありまして、これからはそういった意味で、大学も文系と理系の融合だとか、高校もあまり分離をはっきり分けることなく教育を改革したほうがいいんじゃないかという流れになってきています。

それから、原田委員から先ほどAIの関係の質問があったときに学習指導要領のお話がありました。それに呼応するような形で、二〇三〇年頃のスタートを目指しているというふうに思いますけど、小学校、中学校の学習指導要領が大きく変わろうとしていて、AIというものをどれだけ前提に考えた上で、子供たちに学びの力を育てていくかというような教育の改革というのが進んでいると。

こういった大きなトレンドがありながら、もう一つ大事なことは、この地域において必要な人材というか、そこにいる人材をどうやって育成するのか。そして、その地域の社会というのをこれから維持していくために、どういう人材を育てて活躍してもらうような場も一緒につくっていくのかというのが、もう一つ大きな問題意識として必要なだろうと思います。

今回、SIGMAというのは、まさにこういったことを究極の目標にしておるわけございまして、大学に限らずでございますけれども、これは県の教育委員会とかも入ってもらっております。高校も含めた、広い意味での教育界と、

それから産業界、これも経済団体だけではなくて、農林水産業やエッセンシャルワーカーのこともございますので、医師会の皆さんにも入っていただいております。そういった非常に幅広い皆さん方に入っていただいておりますので、そうした方と非常に大きな議論をしていくことで、地域に本当に必要な人材をどうやって育成していくのか、地域で活躍できる枠組みとしてはどういったことができるんだろうかということを議論して発展していきたいというふうに思っています。

委員から、これまで文科省がやっているいろんなプラットフォームというのは、自治体が真ん中に入っていないくて、いろいろ限界があったというお話もございました。まさに今回、令和七年二月の「知の総和」答申以来、文科省のほうでも気にされているのはそこところなんだろうと思います。

私どもは佐賀県が、こうした産学官連携の中核をしっかりと担うんだということで、私どもが事務局も担当しておりますし、だからといって県庁だけで考えてもいけないので、佐賀大学とか商工会議所連合会さんとよく連携を取りながら、産学官連携、SIGMAという枠組みをつくって、人材の育成から活躍までをトータルで考えていきたいというふうに思っています。

そのことによりまして、例えば、高校と大学の接続といったものを入試だとか教育の面でも、これは県内の大学、私大問わずでございますけれども、やっていきたいと思えますし、産業界と大学の距離をどんどん縮めていくことで、社会人のリカレント教育をどうしていくとか、あるいは大学の学部そのものの学びをどうしていくのかといった骨太の議論というのも今後展開されていくのではないかと考えております。

小学校、中学校、高校、大学、社会というふうに人の人生のステージはつながっておるわけございまして、そうしたところの流れというものをしっかりと意識しながら、佐賀でそういう人材の育成、それから活躍できる流れという

のを、このSIGMAの議論や検討を通じて深めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

県立大学の構想というか、話があったので、こういった県内の高等教育機関をどうしていくんだというような、このSIGMAということまでたどり着いたのかなというふうには思うわけであります。

ただ、一般質問の答弁で、公立大学の定員割れは現状ないんだと、一方、私立大学では定員割れが五〇%を超えているというような答弁が、何か嫌いな答弁なんですよね。現実なんだけど、だから大丈夫だと、県立であれば大丈夫なんだみたいな、そうじゃなくて、県内全体を考えると、共に立っていくことを考えないかということなんです。

二〇四〇年には、文科省の試算では二百五十ぐらいの大学がなくなったり、縮小したりしないといけないというようなことがもう既に発表されているわけですけれども、ただ一方では、地方のアクセス、ここはしっかり残さないかんというふうに言い切っているんですけれども、具体策は何もないんですね。自助努力も必要だけど、どこかがグリップして一緒になって県内の高等教育機関を充実させていく方向に持っていけないかぬというふうに思うわけです。そのためにはプラットフォームというのに大いに期待しているので、これに参画している人たちが同じ思いでこのプラットフォームを成功に導くような状況をつくっていくように、ぜひいろんなところに、共通認識を持ってやっていけるように動いていってほしいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○藤木委員Ⅱそれでは、通告ではないけれども、用意した三本について質問させていただきます。

今、原田委員さんのほうから県立大学についてというようなテーマで、るる質疑もあっております。大変重要なというか、大変貴重な質疑ということを押聴させていただいておりましたけれども、続いて、また県立大学ということであれば、聞いている者たちにとっても、なかなか大変だということもありまして、入れ替えまして問三のDNA鑑定の特別監察結果についてということを先に質問させていただきたいと思います。

県警の科学捜査研究所の職員によるDNA型鑑定の不正問題について、先般、警察庁による特別監察の結果が公表されたところであります。その中で百十件の不適切な取り扱いなどが新たに確認されておりますが、こうしたこともあつて直ちに第三者による調査を求めるとか、特別監察に屋上屋を架す対応を求めると、こういった指摘が報道等でなされていることも私は十分に承知いたしております。

しかし、県議会で行うべきこととは、そういった世論の関心の高い指摘をいくつか、実際行われておりますし、そうやって指摘を行いながらも、より本質的な課題とその改善策について議論することが大変肝要であると私は考えています。すなわち、本件事案においては、発生時に県警本部が何ゆえに警察庁に支援を求めなかったのかという点が本質的な課題であると私は認識しております。その点について、しっかりと目を向けさせ、その再発防止対策を組織的かつ継続的に実施させることに尽きると考えます。

警察というのは、基本的に刑事ドラマ一つ見ても皆さん御理解いただけるように、一人で危険な場所に行った場合に大概大変なことになっています。これは厳しい、これは難しい、あつ、これはちょっとまずいと思うときは、必ず無線で仲間を呼びます。それが私たちの知る刑事ドラマの中身であり、警察についての報道の中身もまさしくそうです。あともう一つ言えることは、これは困ったと、これは大変だと思つたときには必ず上司に意見を伺う、判断を求め

る。こういったことが警察の横の連携と縦のつながり、これが県警本部の基本中の基本だというふうに私は思っていますが、そういった意味においては、横の連携もそうでしたし、縦の上意下達ということについても大きな失策があったというふうに言わざるを得ないと私は思います。

しかし一方で、警察庁により特別監察が行われて、特別監察の結果とこれまでの県警の調査結果との間に一定の差異が見られた点については、私は異なる立場や手法による検証が行われたことの現れであると。県警本部以外の第三者によるチェック機能が適切に機能した結果であると私は前向きに受け止めています。

その上で、特別監察の結果との間に生じた差異については、県民は県警本部がこの問題について過小に評価したのではないかという疑問を、報道をはじめとして県民の多くの皆様たちが持っていることもまた事実であります。このような疑問に対しては、要因や附属する要因を丁寧に説明し、県民に分かりやすく説明していくことが極めて重要であると考えます。特に特別監察との間に生じた差異が調査手法や評価基準の違いによるものなのか、あるいはその他の要因によるものなのかについて客観的な観点から明らかにすることは、本総務常任委員会のまさしく重大な使命であると考えます。そして、この点について誠実に答えることこそが、県民の不要な臆測や誤解を避けて、県警に対する信頼の維持向上につながるものと考えます。

また、さらに重要なことは、こうした要因を踏まえて責任の所在を過度に強調することや、そうした論調に対して謝罪を求め続けることではなくて、本質を捉えるためにより客観かつ冷静な議論がなされることであります。そうした議論の上で、結果として何らかの結論を得て、その教訓を基に同種事案を二度と発生させないよう再発防止に向けた取組につなげていくことが何より重要であると私は考えています。

そこで、次の二点について、改めてお願いいたします。

一つは、県警察の調査結果と特別監察の実施結果との差異が生じた要因についてであります。

これは先ほど原田委員のほうから質問、そして答弁とあってございましたけれども、その答弁を踏まえて、より深掘りして答えていただきたい。特別監察の結果と県警によるこれまでの調査結果との間に見られる差異について、その要因をどのように認識しているのかお尋ねいたします。

二点目、一般の事案を通じて得た教訓についてであります。

問題は、逮捕された一職員の問題でございました。しかし、今となつては県警本部全体の問題となっております。一職員の問題は、結局、管理体制の問題が当然指摘されるということになります。でも、今はこれを超えて、県警本部の信頼、そうしたもののそのものの問題となると私は思います。

本件については、一連の議論を一つの区切りとする観点からも、一般の事案を通じて得られた教訓、反省、これについてお尋ねします。また、それを今後の警察行政にどのように具体的に生かしていくのかについてもあわせてお尋ねしたいと思います。県警本部長の答弁を願います。

○福田警察本部長Ⅱまず、県警察の調査結果と特別監察の実施結果との差異が生じた要因につきましてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、一般の警察庁による特別監察の実施結果と県警察による調査結果では大きな差異が生じております。特に当該職員によるDNA型鑑定のうち不適切な取り扱いが確認されたものの件数につきまして、県警察の調査におきましては、九類型百三十件を確認しておりましたところ、特別監察では二十種類二百三十九件とされております。こういった差が生じたことにつきまして、特別監察の実施結果報告書では、先ほど原田委員からの御質問に際し御答弁申し上げたとおり、その要因としまして、第一に件数の計上に当たって

の考え方の違い、第二に鑑定機器の機能等に関し保有する知識の違い、第三に調査において確認することとした事項の違い、そして、第四に調査体制の違いの四点が掲げられております。

県警察におきましては、令和六年十月に当該職員による鑑定に関する決裁書類に不適切な取り扱いが認められたことを端緒としまして調査体制を確立し、約十一カ月間にわたり、できる限りの確認作業を行ってまいりましたが、特別監察の実施結果報告書において、専門性の高い分野の調査であったことから調査対象や調査方法の検討、調査体制の編成等に当たり一県警察で対応に当たることの限界が認められたと示されておりますとおり、特にそれぞれの担当者の知識量の差や、人数や専門性といった調査体制そのものの差といった事情なども含めまして、申し上げたような複数の要因があったものと考えております。

また、本県が県警察において発生させた不祥事案であり、県警察として責任を持つて対応すべきであると考えたこと、数カ月という期間は要する見込みであったものの、マンパワーの面からは県警察のみで対応することが可能であると考えたことなどから、当時、県警察において警察庁や科学警察研究所に対して支援を仰ぐには至らなかったものの、先ほど申し述べた要因を踏まえますと、令和六年十月の事案発覚後の調査を実施してございました早い段階で、県警察におきまして、より高度な専門性を有する警察庁や科学警察研究所に対して支援を仰ぐといった措置を講じることが重要であったものと考えております。

今般の事案を通じて得た教訓、それを今後どのように生かしていくのかといったお尋ねに対してお答えいたします。

まず、県警察におきましては、先ほど申し上げましたとおり、本件事案のように的確に対応するために高度な専門性を要する事案が発生した場合には、できるだけ早い段階で警察庁に支援を仰ぐといった措置を講じることが重要であったものと考えております。この点につきましては、警察庁の特別監察の実

施結果報告書においても、特別監察の結果を踏まえた警察庁の取組の一つとして不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣などと示されているところでございます。

また、本件事案が発生した要因としまして、当該職員の職責への自覚が大きく欠落していたことに加え、科学捜査研究所におきます幹部職員による業務管理、公文書の取り扱いなどといった様々な面で大きく改善を要する点があったものと考えております。

こういった点を踏まえた再発防止策としまして、県警察としましては、職員一人一人の高い倫理感の涵養、公文書の適切な取り扱いのための指導、各級幹部職員による適切な業務管理の徹底、科学捜査研究所における体制の見直しとチェック機能の強化のための各種の措置を講じてまいりました。

そして、今般の特別監察の実施結果報告書におきましては、今回の不適切事案が発生した要因が整理された上で、それらに応じた再発防止策が掲げられており、取り組むべき詳細な項目が示されております。

県警察におきまして、その中で実施に至っていないものは早急に対応し、また、実施しているものにつきましても、その在り方を一から徹底して見直すことにより、さらに実効あるものとしてまいります。そして、多くの措置の中の、特に職務倫理や業務管理、公文書管理、不適切事案が発生した場合の対応といった面は、これは科学捜査研究所のみならず、県警察全体として受け止め、しっかりと対応してまいります。

加えまして、これは再発防止策の面とは少し離れますが、県警察からの、県民の方々、県議会の皆様に対する本件事案の説明という面についても、ここで申し上げさせていただきます。

今回の事案は、DNA型鑑定という非常に専門的で技術的な分野に係るものであります。そういったことを踏まえすと、こういった資料をお示しし、

どういった御説明によれば、事実関係やその評価、重大性をより広く、より正確にお伝えでき、御理解いただけるのかといった面におきまして、本件事案を公表した当初から真に適切な対応を講じることができていたのか、私どもとして振り返るべき点は多いものと考えております。それはいわば県民の目線を大切にする、また、正しく情報を伝える、十分に説明を尽くすということではないかと思います。

県警察におきまして、今後の各種の警察行政の遂行に当たり、いま一度その認識を新たにしたいと考えてございます。改めまして、警察行政は県民の信頼、理解と協力を得てこそ成り立つものと考えております。

県警察としまして、本件事案の発生を受けた各種の再発防止策を確実に推進するとともに、日々の警察活動、警察行政に当たり、安全・安心を実感できる佐賀県の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱるる誠意ある答弁をいただいたものと思っております。

今回の六月定例県議会の一一般質問における福田本部長の答弁、真摯な答弁、そして、今の教訓とその反省、そして、二度とこのようなことをさせないという事後の対策等についてもしっかりと受け止めました。

これから、福田本部長の下で県警察の信頼回復、そのためには、本県が、今ある詐欺事件の問題であるとか、交通事故の問題であるとか様々な問題において、県警に頼るところ大であります。福田本部長の下で、これからしっかりと、本来の業務である各種活動を通じて、佐賀県警察本部の信頼回復に努めていただきたいと、私のほうから希望するものであります。

この問題については、これで終わります。

二点目、自転車等の法改正等についてであります。

これについては今回の六月定例県議会でも坂口議員等から随分この話があっ

ておりました。非常に説得力のある議論だったし、非常に論点を明確化された質疑があつたと私も思っておりますし、私自身もちよつと正直言ってこのことについては深く憂慮いたしております。

そういう意味において、改めてこの総務常任委員会で問い合わせをしたいと思います、問いの二番目に、この問題を取り上げさせていただくことに決めました。

少し長くなりますが、令和六年五月に自転車の交通事故防止を目的として、道路交通法の改正が行われ、自転車の一定の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が本年四月から導入されました。もう導入されております。

青切符制度の導入から二カ月以上が経過したところでありますが、スマートフォンながら運転や傘差し運転が反則金の対象となるなど、違反の内容によつては一万円以上の負担が生じる内容となっており、県民生活に大きな影響を与えています。

しかしながら、特に大学生などの若年層においては、法改正があつたことは知っているが、青切符制度の交通ルールを十分に理解していないという実態があり、遵法意識があつても違反行為を行っている可能性があると聞き及んでおります。

昨日の午後八時ぐらいでしたか、私は市内で車を運転しておりました。その状況の中で、中学生なのか高校生なのか分かりませんが、部活帰りだったと思えますが、当然並走しておりました。おしゃべりしながら並走しておりました。一団のものと言うべきか、七、八人の子供たちが交差点を、その「あらお花屋」さんの前の話でございます。佐賀弁で言うところ、ぶいぶいぶいというのかしら、よく分からん、とにかく急いで渡ってしまいましたね。それは並走されていたし、談笑しておったし、灯火はされておったけれども、明らかにこれは違反だ

よなというふうに、私自身が今この問題を取り上げて勉強中だったがゆえに、やっぱりこういう現場というものは、本当に普通にあることだなというふうに思うし、今ここに県警がいれば、当然彼らは一網打尽で少ないお小遣いであろう五千円、一万円を召し上げられることに恐らくなったはずであります。

そうこうして、北上しておりましたら、今度は同じように逆走してくる大人の自転車がありました。左側通行が前提だということを、私は今ここで普通に学んでおりますけれども、普通に逆走している自転車を見ました。

そういう意味において言うと、今の現況は、恐らく青切符制度、法の改正があったことは、何となく子供たちにとっても理解もしているし、そういう事実を恐らく私は認識しているんだろうと思うけれども、具体的にそれがどういう自転車を運転するに当たって、結果としてそれが違反するかどうかということになるのかということにまでは恐らく至っていないのではないかなというふうに私は思いました。状態として、これが一旦停止せずに車が発進する。車が逆走する。不法に駐車し続ける。もうそれが結果的に、大人の自動車運転者たちが道路交通法においてどのような影響があるのかをちゃんと知っているからそのようなことはしない。しかし、それはもう罰金だから、点数引かれるからであります。そういうことが分かっているから、私たちはそういうことはしない。

しかし、子供たちはそういうことがあっているだろうけれども、実際にそういうことになったら、青切符を切られたら、自分たちの暮らしがどういうふうになるのかということを全く想定できていないから、普通にそういうような、今までと変わらぬ交通環境の中に彼らはあるということだと私は思います。

最近、新聞やテレビから情報を得ない若年層も多い中で、このような法改正について、公布から施行まで二年近くあったにもかかわらず、実効性ある普及啓発が十分に行われていたとは言いがたいと感じています。

自転車の交通ルールが十分知らされないまま、反則金や厳しい取り締まりだ

けが先行することは適切ではなく、単なる広報にとどまらない、より実効性のある取組が必要ではないかと考えています。

一般質問における警察の答弁では、県下の六つの高校を自転車マナーアップモデル校として指定し、自転車の安全運転のための取組を実施しているのとこととでありましたけれども、その答弁を聞いて、こんな取組だけでは全く不十分であると私は感じました。加えて、中高生をはじめとした若年層に対しては単なる周知にとどまらず、教育委員会と連携し、警察官による学校での指導や座学、映像等を活用した体系的な交通安全教育の充実など、運転者としての責任を早い段階から自覚させる取組が必要であると考えています。同じ交通環境の中におけるのは、小学生だって同じであります。その段階で、例えば、しっかり小学校の頃から教えてさえいればということだってありますよね。

また、追い越しのための右側部分、はみ出し禁止区間における自動車と自転車の関係では、実際の道路上での具体的な運用について極めて分かりにくい上、ルール上、自動車が自転車を追い越せないなど納得できない部分もあります。今回の一般質問において、その点について詳しく坂口県議がただしておりました。さらに自転車で右左折等をする際に自転車の乗り手は手信号による合図が義務化されております。しかし、片手運転となりますし、交通事故のリスクが高まります。片手運転ですからね。そういった理由によりほとんど実践されておらず、ルールが実態として機能していない状況にあることから、この点については、必要な法改正等について、県警察から警察庁や関係省庁等への働きかけも必要ではないかと感じています。

自転車で右左折するときに、左折のときは手を折り曲げる、右折のときは右手を横にというか、斜め下というようなことになっているけれども、例えば、自転車工業会というか、日本の産業界において自転車をつくるときに、ボタン一つで、例えば、この自転車は右折しますよとシグナルというか、ウインカー

みたいなもの、小さなウインカーでも、そういったものを装備する自転車じゃないと販売することはできないとか、そういったことができないはずはないと私は思いますね。そういったことに気づかないし、そういったことに規制をかけようとか、そうしたほうがいいんじゃないかという議論がないから、そういうふうな手作業で、实际的にあつてはいないし、ありもしない、取り締まりもしない、そういう信号の角というんですかね、交差点の右左折ということが現実に行われているわけがあります。

佐賀県は他県と比べても比較的平たんな地形が多くて、多くの県民が身近な交通手段として自転車を利用している一方で、自転車と歩行者が接触し、相手に重大な傷害を負わせたり、場合によっては死亡に至る事案も発生しており、そのリスクは自動車事故と変わらない側面があります。

佐賀県では、県が所管している「佐賀県交通安全の確保に関する条例」において、自転車損害賠償保険等への加入が努力義務とされています。他県では義務だそうです。しかし、うちは努力義務だそうです。そういったことで、保険等に加えていない県民も一定数いるものと聞き及んでいます。このため、交通事故により傷害を負っても、加害者が無保険である場合には被害者が十分な補償を受けられないリスクが存在しています。また、自分及び自分の家族が事故を起こして死亡させた場合、また、重篤な障害者とさせてしまった場合の補償など、保険がないということになれば、その加害者の今と未来は本当に大変なことになります。私はこのような事態を防ぐためにも、保険への加入を義務化することを内容とする条例改正が必要ではないかと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

一つ、自転車の交通ルールに関する広報・啓発や交通安全教育の在り方についてであります。

自転車の交通ルールに関する若年層を含めた実効性のある広報・啓発や交通

安全教育について、今後どのように取り組んでいくのか。実効性のある広報・啓発や交通安全教育についてということでございます。どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。これは交通企画課長に答弁を願いたいと思います。

二点目は、自転車の交通ルールの実効性を確保するための取組についてということでございます。

自転車の交通ルールは、自転車の手信号などルールが実態として機能しておらず、実効性が確保されていない部分も認められ、法改正等を県警察から警察庁へ、他省庁等へ訴えていくことも必要だと感じております。

もう一回言いますね。自転車の交通ルールは、自転車の手信号などルールが実態として機能しておらず、実効性が確保されていない部分も認められ、法改正等を県警察から警察庁や他省庁等へ訴えていくことも必要だと感じております。

我々が日常得られたこの気づきを誰かがその所管たる、今回でいえば警察庁からも分からないし、経済産業省からも分からないし、国土交通省からも分かりません。いずれにしても、そういった省庁等へ私たちの日常の気づきについて訴えていくことも必要だと感じております。この点については、県警察を代表する警察本部長としてその所感をお伺いしたいと思います。

三点目、先ほど申しました自転車の損害賠償保険等への加入の義務化であります。

うちの県だけ努力義務であつて、長崎県も福岡県も九州各県は義務化されているというふうにお伺いいたしておりますが、自転車の損害賠償保険等への加入義務化に向けて、県に対して県警察としてどのように働きかけを行っていくのかお尋ねします。

意味は、別に警察の条例ではないと。警察が発議している条例ではなく、県

のくらしの安心安全課だったかな、そこが所管している条例です。だから、本来であれば現行のこの状態を改善していく一義的な責任は県執行部にあります。ありますが、この交通安全対策等について所管している警察庁に対し、県警本部のほうから実態に即した日常の諸課題等について、その努力義務は義務化したほうが、条例は改正するべきではないかという現場の声を、私ももやりますが、県議会のほうからもそうあるように指導、忠告、助言、そういったことについてやらせていただくわけですが、県警本部のほうからこの点については働きかけを行っていたかと思いますが、その点については交通企画課長に答弁を求めたいと思いますが、答弁のほどよろしく願います。

○原口交通企画課長Ⅱまず、一点目の交通ルールに関する広報・啓発や交通安全教育の在り方について御答弁申し上げます。

まず、検挙状況でございます。本年四月から五月末までの県内における自転車の交通違反の検挙につきましては、七十六件の七十六人という状況でございます。まして、このうち、改正法に基づく交通反則通告制度、いわゆる青切符制度による違反の検挙は六十五件の六十五人となっております。検挙状況について、その違反種別を見ますと、自転車運転時の携帯電話使用等の違反が六十五件の六十五人、酒気帯び運転が九件の九人となっております。

また、違反者についてその属性を見ますと、大学生が三十六人、高校生が十三人という状況でございます。大学生と高校生で全体の約六四％を占めております。

委員御指摘のとおり、自転車に関する交通ルールについて、県民、とりわけ若年層への周知をより実効あるものとするのが重要であると認識しております。

こうしたことから、県警察におきましては、例えば、大学生に対しては、自転車に関する交通ルールや交通マナーを改めて周知し、理解、実践してもらう

ため、大学の構内において自転車を利用する学生に直接、リーフレットを配布して説明するなどしております。

また、高校生に対しましては、佐賀県高等学校生徒指導連盟と連携しまして、自転車マナーアップモデル校の指定や県下一斉の自転車街頭指導、各高校における自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の開催といった取組を講じるなどしております。

さらに、小学生や中学生に対しましては、警察官が小学校や中学校に赴き、自転車の乗り方などを指導する交通安全教室などの取組を講じております。

しかしながら、委員御指摘のとおりでございます。自転車の交通反則通告制度や交通ルールの若年層への周知という点については、若年層におきまして、制度を真に理解し、ルールが広く実践されるには、さらなる課題も認められるところでございます。今後は、特に若年層を対象に自転車の交通ルールをさらに浸透させるための取組が必要であると考えております。

そこで例えば、大学生に対しましては、学生ボランティアやサークルと協働しまして、自転車の交通ルールについて、学生自らが発信元となって、学内や地域に広めるための取組を検討しております。

また、高校生や中学生に対しましては、交通安全教育について、これまで各学校の生徒指導担当者等にその多くを対応いただいていた実態を踏まえまして、今後は全校集会やホームルームの機会を捉え、たとえ短時間であっても、警察官が制服姿で実施することにより、より学生の意識を高めてもらうといった取組を検討したいと考えております。

こういった新たな取組に加えまして、SNSによる情報発信も展開するなどしまして、引き続き若い世代を重点とした効果的なアプローチを重視することによりまして、自転車のルール遵守とマナーアップについて、より広くその理解と実践を促してまいります。

以上でございます。

続きまして、三つ目の自転車の損害賠償保険等への加入の義務化に向けた取組について御答弁申し上げます。

委員御指摘のとおり、佐賀県におきましては、自転車損害賠償保険等への加入につきましては、佐賀県交通安全の確保に関する条例において、努力義務とされております。

全国的には、自転車の交通事故により高額な損害賠償責任を負う事例も発生しております。自転車損害賠償保険等への加入促進は、被害者救済や加害者である自転車利用者への経済的負担の軽減を図る上で重要なものであると認識しております。

県警察としましては、自転車利用者の安全確保と被害者保護の観点から、自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた広報・啓発に努めてまいりたいと考えております。

そしてまた、佐賀県におきましては、県、県警察、交通安全協会、学校関係などの関係機関や団体で構成される佐賀県交通安全対策協議会におきまして、県を挙げての交通安全対策に取り組んでいるところでございますので、こういった協議会をはじめとする意見交換の場において必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○福田警察本部長Ⅱ自転車の交通ルールの実効性を確保するための取組についてお答えいたします。

前提としまして、自転車の交通ルールにつきましては、自転車利用者の安全確保と交通秩序の維持を図ることを目的に、道路交通法等において規定が設けられております。

今般、自転車の交通反則通告制度が導入されたことなどによりまして、委員

御指摘のとおり、自転車の交通ルールについて県民の関心もより大きく高まっているものと認識しております。

そして、その中で、例えば、交通ルールの中には、委員御指摘の自転車の利用時の信号号など、必ずしもその実態に即していないものもあるのではないかなどといった御指摘もあるところであります。

また、一般質問の際にも御答弁申し上げたように、例えば、県内におきましても、各地域や各路線の具体的な状況によりましては、自転車が歩道を走行することについて、必ずしもそれが常に不適切であるとは言えない場合もあるのではないかなどといった御指摘もあるところであります。自転車の利用者も含め、歩行者も自動車も、全ての道路利用者が安全に安心して通行できる道路環境の実現は県民共通の願いであると考えております。

そのため、こういった各地域、各地区における交通実態をはじめ、様々な関連状況や情勢変化が十分に勘案された上で、必要に応じ、あるべきルールについて検討が重ねられることは大切なことであると考えております。

県警察としましては、まずは、自転車に係る様々な交通ルールに関して、県内のそれぞれの地域における実際の交通実態に基づく多くの御意見や御指摘について、要すれば、そのルールの必要性や有効性を広く丁寧に御説明する努力を大切にしたいと考えております。

そしてまた、そういった、いわば現場の実態、地域の実情も踏まえた御意見や御指摘、県警察に対してもそういった御意見や御指摘が寄せられていることについては、交通ルールの在り方を含め、関連制度自体を所管する警察庁とも共有させていただきたいと考えております。

またあわせてまして、他省庁への要望の是非につきましても、これもまずは警察庁と相談させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱ確認ですけれども、交通企画課長からる説明をしていただきました。実効性のあるということについて改めて私はお話しさせていただいたので、例えば、僕の地元は小城市三日月町なんですけれども、三日月、この小城市選挙区において四つの中学校、または二つの高校があります。全教室のホームルームということまでは申しませんが、例えば、小城警察署交通課職員が、牛津高校の全校集会、または小城高校の全校集会、または三日月中学校の全校集会等で、警察官のその姿のままに今回の青切符制度の導入、その影響等についてしっかりレクチャーをされるというような認識でよろしいでしょうか。

○原口交通企画課長Ⅱ委員御指摘のとおり、私どもといたしましても積極的に学校に出向きまして、そういう交通安全教育の場を設けて、しっかりと理解と実践に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱ最後に僕のほうからお願いですが、この制度が出来上がることは、その内実、実態があったわけでありまして、私自身もこの議会に来るに当たって、何回となく急に飛び出してくるこの自転車を引きそうになったことは何度もあります。助かったんです僕は、運がよかったです。引かなかった。でも、仮にそのときに引いてしまっても、その責任は私に恐らく来るんだろうと思いますね。どんなに彼らが無謀に自転車を運転しておったにしても、私の車は一トン、もしくは二トンもあるんだろうし、止まり切れなかったというようなことはあるかもしれない。でも、それは大人であつても子供であつても、結局同じであります。そういう意味においては、やはり自転車を運転する、その者たちに対して一罰百戒です。気をつけさせる必要性があります。

そういう意味においては、子供であろうと何だろうと、やはりそういった交通事犯、自転車による交通違反等があった場合、速やかにその点については青

切符を切つて、一罰百戒、本当に多くの子供たちに、これはまずいと知らしめることこそが、佐賀県内の交通安全の確保に一番の早道かも分からない。制度ができました、しっかりと対応を願いたいと思います。

私のほうからは以上です。

最後になります。県立大学についてお伺いいたします。

まず質問する前に僕はお伺いしたいのは、先ほどの質問の中に、本丸ではないんだけれども、SIGMAという言葉が出てきました。「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」、僕はもうこのプラットフォームなる言葉自体も、僕が知らないのは教養のなさということかもしれないけれども、どれだけの人たちがプラットフォームなる言葉の意味を知っているのかということもあるんだけれど、その次にSIGMA、それでは、なぜSIGMAなのかと。SIGMAをどれだけの人たちが、どこでもそうですよね。「UC5+」やっただけ、その言葉だけでは何をやりたいのか、何をやっているのか、そのSIGMAに込められた意味、思い、背景、そういったことがちつとも分からないままに、何か行政用語として私たちの前に書面で出てまいります。確かに永田町や霞が関のほうではそういった言葉が普通に通用する、そういったものとして受け取り、発信、そりゃそうかもしれない。

しかし、我々は末端自治体——末端自治体ではないけれども、一地方自治体の置かれているこの状況の中で、やはり県民に根差した県民の理解を求めるそういった用語で、議会もしくは県民にも説明をしていただきたいと改めて思います。なぜSIGMAなのか、あともって関係者の人たちから、私のほうに説明に来ていただきたいと思います。

それでは、質問の一、もう今度から一問一答でいきます。

包括的な承認についてです。

県立大学は多額の財政支出を伴い、設置することとなれば、今後数十年、小

城高校は百二十年というんだから、県立大学をつくって三十年で終わってしまふわけにはまいりません。数十年にわたり運営していかなければ、数十年、百年にわたって運営していかなければならない大切な大きな事業ですが、県立大学を設置することについて議会の包括的な承認をなぜ求めなかったのか、なぜ求めてこないのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○林政策総括監Ⅱ包括的な承認について、なぜ求めないのか、求めてこなかったのかという御質問でしたが、包括的な承認というのは、全面委任になるようなものというのが、今の地方自治制度の中では、そうしたものは存在しないのではないかなと思っています。

執行部側といたしましては、その場面場面で、議会にその都度必要な議案を提案して、議会においてチェックしていただき議論していただくものというふうに考えております。

例えば、一般的に施設整備においては、基本構想や基本計画、その次は設計、そして整備と、段階を踏んでその都度、予算案を議会に提出して議決を受けるということになります。一番最初の基本構想なり、基本計画なりの予算を議決いただいたからといって、施設整備の予算まで当然議決されるというような性格のものではないと思っています。

これまでも県立大学につきましては、調査予算、専門家チームを交えて検討を進めるための予算、そして設計予算と、その都度必要な議案を提案して、議会のチェック、御審議をいただいております。今後にも必要な議案をその都度提出して御審議いただきたいと考えております。

以上です。

○藤木委員Ⅱそれでは、包括的な承認というもののそのもの、包括的承認ということそのものを、何というのか、制度としてというか、例えば、設計に入る。今回の設計に、特に今回は建設予算に踏み込む、数百億円規模の、二百億円

と言われているような規模の事業でございますけれども、そこを抛出するということとは、結果的にそれを認める。結果的に全会一致ということはありません。誰かは反対する者たちもいるだろうし、否決されることだってあるかもしれない。でも可決されれば、もう事業予算というものは認めるということになるわけだから、着工はどんどん進んでいくことになって、もう今さらそれを反対というような、その是非のレベルで反対というわけにもいかず、それが僕は包括的承認の一つの姿だと私は思うけど、その前の設計段階に入るとか、基本設計の場合から実施設計に入るとか、そういったカタログづくりから具体的に一步踏み込んだ感じ、そういったことについては、これはもう半ば包括的な承認というような意味合いで議会に提案していますというふうなメッセージ等があれば、また議案に対する取り扱いということについても大きな意味があったんだろうというふうに私は考えるわけであります。

包括的承認を得るということ自体を認めないということであれば、ちょっと先になかなか行かれんな。それでも続けます。

僕が聞きたかったことは、議会の包括的な承認を得ないまま進めるデメリットって何だったんだろうということがお伺いしたい。議会の包括的な承認を得ないまま進めるデメリットとは何なのか、そこをお示しただきたただけど、とにかく手続論的にそうではないと言っても、お答えできる程度で結構ですから、教えてください。

○林政策総括監Ⅱ議会の包括的承認を得ないまま進めるデメリットについての認識というお尋ねかと思いますが、ちょっと繰り返しになりますけれども、包括的な承認というような全面委任ではなくて、我々としたしましては、場面場面で必要な議案を提案して御説明して、議会においてチェックして議論していただくものだというふうに考えておりますので、それがデメリットかどうかと

かいった認識は特段持ち合わせておりません。

以上です。

○藤木委員Ⅱじゃ、分かりました。もうその点については、質問しようと思っておったことについてはもう質問いたしません、先ほど中島政策企画監のほうから、佐賀新聞及びサガテレビの県民アンケート四六・八％、また六十数％の前向きな回答が出たという答弁がありました。これをもって一定の理解を得たというふうな答弁があっておりました。これを信任されたと理解する根拠は何でしょうか。

○西久保委員長Ⅱ答弁者は。

○林政策総括監Ⅱ先ほど富田委員とのやり取りの中で、地元のメディアの世論調査についての御質疑がございました。

中島政策企画監からは、その地元紙の数値、それから地元テレビ局の数値として賛成と反対があるものの、どちらかという意思が示された中では、反対のおよそ二倍の方が賛意を示されているという事実がありますということを御答弁申し上げたというふうに思っております。

委員、先ほどこれで信任を得たと認識しているのではという御質問だったと思いますけれども、私どもの認識としては、賛成、反対というものがそこに数字としてあるということを御紹介し上げただけで、我々としてはこの世論調査の結果というのは、一つの要素だとは思いますが、それが上がったから下がったからとかいう形で一喜一憂しないといえますか、ちゃんと佐賀県の将来にとって佐賀県立大学が必要だというふうに考えて、毎回内容を説明し、議案を御提案して御審議いただいているものでございます。

以上です。

○藤木委員Ⅱ一定の信任を得たというような答弁があっておりましたので、改めて聞かせていただいたんだけど、実際、佐賀新聞及びサガテレビのほう

にどのような質問だったかということについて問い合わせをしてみたところ、その記事、またはその報道の画像等を見せていただけたんだけど、客観的に見て、今ある状況というか、前提なく県立大学が必要ですか、県立大学に賛成ですかと問われたら四六・八％、県立大学については賛成ですかというふうな問うたら六十数％の人たちが賛成したということでありました。これはぱっと思いつきですけど、例えば、家庭でベントを買いますと言われて、賛成ですか反対ですかと言われれば賛成ですと言う。ところが、千五百万円かかりますと言ったら、まず真っ先にお嫁さんが反対ですと言います。家族も反対です。例えば、本県で九州佐賀国際空港を九州のハブ空港にしますと、賛成ですか反対ですかと言われれば、佐賀県の多くの人たちは賛成ですと恐らく言うでしょう。しかし、佐賀県の持ち出しは六千億円ですと言われれば、いや、それは反対ですと恐らくなるんだろうと思う。

実際、県民の理解は、賛成の根拠、または反対の根拠、反対もよく分からない理由で反対しているかも知らないし、賛成もよく分からない理由で賛成しているのかも分からない。だから、そういう意味では、先ほど富田委員の中島政策企画監に対する世論調査の話を受けて、これはまさしく賛成は賛成のゆえん、反対は反対のゆえんについて、全くそれは張り子の虎であると。言った結果であると。逆にこれを基にその答弁をするなら、まさしく四六・八％と六〇数％の話が前面に出てくるのであれば、逆に知事以下執行部の皆さんたちの県議会及び県民に対する印象操作以外の何物でもないとは私は思います。

改めて大学設置を進める根拠となる県民の理解、もつと言えは推進を願う判断の度合いをどのようにはかるつもりなのかということをお示しいただきたい。

○林政策総括監Ⅱ県民の方々に関心を持っていたいて、この県立大学について考えていただく、そうしたことは非常に重要だと思っております。ですが、

我々といったしましては、県立大学は佐賀県の将来に必要なだと思つて、そのための議案を御提案したり、また、説明をしたりですとか、これまでも様々なやり取りを議会の中でさせていただいておりまして、まさに議決をもつて着実に前に進められるように我々は議論を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、県民理解にその判断を委ねるとか、そういったことというよりも、県議会での議論のやり取りということを深めて、必要な予算をちゃんと御提案して御審議いただくということが大事だというふうに考えております。

以上です。

○藤木委員Ⅱしかし、今回の県立大学の設置は、まさしく県民の子弟、また、これを後援する保護者の皆様たちの理解、また、それをつくる県民の血税によってであります。私のほうから百万円は少ないけれども、二百億円はでかいと言うわけありませんよ。百万円も大切です。十万円だって血税ですから、本当に血道を上げて働いたその成果を、自動的に引き落として取られているこの状況の中で、税の議論というのは本当に今、国のほうでもしっかりと議論されているその税によって、二百億円のお金、また、二百億円では済まないお金が今後何十年にわたって動いていくということになっているから、県民の応援、県民の理解、この県民の理解なくして高まった熟度、その熟度の高い県民の理解が私たちに各種の議案を進めるのか、慎重さを求めていくのかということの枝分かれであります。

林政策総括監は、議会に対して真摯にその議案を求めて御審議いただくと言うけれども、私たちは単独でここにいるわけではなくて、非常勤の特別公務員として常に県民のただ中であつて、この問題の議論の意向を受けて、判断を受けて、私たちは今、この県立大学というものと向き合っているわけでありまして、そういう意味において、県民の熟度のある納得する理解の基に、逆に言えば、説得力のある反対を基に、そこでの調整の上で僕らはここにいるということ。

そういう意味において、林政策総括監の言う県民の理解ということについて、全く言及はされませんでしたけれども、県民の理解を求めていくということについてどのようになさるおつもりかということをお聞きか、そしたら、よろしくお願ひします。

○林政策総括監Ⅱ県立大学は、地域に愛され、成長し続ける大学でありたいというふうに考えて、開学を令和十一年四月として準備を進めてきたところです。県民の方々、それぞれ世代によつても関心事とかも異なりますので、学齢期のお子さんがある方、また、企業の方々、関わり方がそれぞれ違うと思ひますし、また、そういう関わりがない方でも佐賀県政が県立大学をつくらうとしているんだということに関心を持っていたきたいというふうには考えておりますので、県民の方々に関心を寄せていただくための周知広報はやっていきたいと思つております。

ただ、重ねてになりますが、先ほど県民世論調査の御紹介がございましたけれども、我々はその賛成が増えたとか、反対が増えたからとかいう形で一喜一憂するのではなくて、それを一つの要素としながらも、佐賀県の未来にとって何が大事なのかと、こういうことを考えながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤木委員Ⅱ最初の包括的承認の是非ということについて、そこをそもそもとして認めないということになったから、話が随分あつちやこつちやになつちやつて、議論が散らばっていることについては正直反省しますが、恐らくこう言つたからというわけではないけれども、マスコミ各社だつて、今度は前提付き、条件付きで世論調査を行うことになりました、なるかもしれない。なりますと、ならないかもしれないけど、前提つきでなるかもしれない。

つまり、我々は慎重な対応を求め続けているわけです。その先の負担、人口

の問題、入学定員を確保できるかどうか、また、それが県の財政にどのような大きな影響があるのか、そういった一切合財ひっくるめて心配だから慎重な姿勢を示し続けているだけで、そういうようなことの一つ一つを前提とした上で、世論調査の結果が思わしくない。ただ欲しいというんだったら欲しい。でも、こういう条件や前提がついたら欲しくないという人、欲しいという人が二割を超えなかったといった場合、それでもこれは進めていくと、強く進めていくということになるのかということです。

私としては、その本来的な質問は、何割ぐらいが賛成ということになればこの事業の妥当性、県民から包括的な承認を得たというふうに理解しますかと聞きたかったんだけど、そういうデータに一喜一憂しないという、そんな数字が幾ら出たとしても我々は関知しないというふうになれば、県民の声は全く県政に届かないということになるんだけれども、仮に前提条件付きで、千人規模の世論調査が正確に出た場合、賛成が二割、三割程度にとどまった場合、反対が賛成を大きく上回った場合、そういった場合でも、これを一旦立ち止まって再整理するということになるのかならないのかと、県民の声ということについてどのようにお考えか、改めて伺います。

○林政策総括監Ⅱどのような前提条件がつくかわからないかといったことに関しまして、今何か仮定のお話にお答えできる材料は持っておりませんが、私どもといたしましては、大学が設置できないことのほうが佐賀県の将来にとって大きな損失ではないかというふうに考えて、今、県立大学の事業を、開学を見据えて進めているというところでございます。

以上です。

○藤木委員Ⅱ先ほどの富田委員の質疑の中にもありましたけれども、今の広報について話をさせていただくと、県立大学の話はもう決まった事実であるでしょうというのが多くの県民の理解ということになっています。そうじゃない

よと、今本当に真摯な議論を、一生懸命前に進むも、引くも、立ち止まるも、真摯な議論が行われていますよ、まだ決まっているわけではありません。何も包括的承認をしたわけではありませんからというようなことを言うと、あら決まっておらんとねと、決まっておらんならまだ私は本当に反対するという人たちが大変多いと思います。別に私が反対を誘発させる議論しているわけじゃない。議員各位は恐らく四月、五月は総会シーズンだったし、相当程度の人々と酒も酌み交わしながら、酌み交わさずとも意見交換の機会を得て、この問題については随分と意見を受けたんだろうと思います。僕の周り、自民党派十七人はそういった考えが多いので、ほかの会派の人たちはよく分らないけれども、ランダムにお付き合いをしている多くの県民のほうから、このことについて理解が進んでいるようにはちょっと正直思えないんですね。

そういった状況の中で進めていくということについては、ちょっと無理筋なんじゃないかなと。もしそうであるならば、県民の理解を求める作業、県立大学をいかにすばらしい大学にしていくのかという作業と同時に、県立大学の設置の目的、また、設置するそのメリット、デメリットもひっくるめて真摯な議論を県民にじかにやっぱりやっていく必要性があって、大多数の県民がこれを望む、喜ぶ、そのリスクもコストもひっくるめて理解した上で、藤木議員、あんな慎重とやろうと。いやいや、そりゃそうかもしれないけど、我々もこのことについては県の広報等でよく理解することができて、じゃ、慎重から積極へと前向きに考えを改めてくれませんかというようなことが地域社会の多くの人々から聞こえてくることを待ち望んでいます。でも、今はそうじゃ全くない。それは富田委員の質疑の中で富田委員が実際に感じていることであるし、僕らの会派の中では、現実的にはそういうものだとこのことを確認し合っているような状況でございます。世論は好転しないねというのが基本線であり

改めて政策部長にお伺いいたしますけれども、この県民の理解の増進ということについて、まず急がば回れで、県民理解の増進、その理解は、いいことだけではなくて、しっかりとそのリスクやコスト、将来にわたる負担等もひっくるめたところで、県民の血税によって県民のための大学をつくろうとしているのだから、そういう一切ひっくるめたところで、県民皆、多くの皆さんたちの理解を求める努力ということはあつてしかるべきだと思うんだけど、その点について前田政策部長に所見をお伺いしたいと思います。

○前田政策部長 県民の理解を深めていくということでの御質問だと受け止めております。

県民世論調査の結果を引き合いにいろいろ御答弁申し上げましたけれども、私どもとしては一定程度理解をされているものと思いつつも、ただ、いわばこの新たな大学なんですけれども、過去のイメージやモードで捉えられている方もいらっしゃるものと思います。そうしたことでは分からないとか、反対という意見になられている方も一定いらっしゃるのかなと思います。

それで、今日の答弁の中でもお話を差し上げたと思いますけれども、県立大学につきましては、大学生のための大学ということだけではございませんで、これからの地域において必要な知の拠点であるといったようなこともございます。ですから、地域との連携、産業との連携とか、いろいろ役割というものがあるわけなんですけれども、こうしたことについて、要するに佐賀県立大学が目指す特有の意義でありますとか、果たすべき役割、こうしたものについて、さらに県民の方に理解が深まっていく努力、これは、きちんと行う必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○藤木委員 いろいろいっても、政策チームの皆さんたちが、この県立大学をよきものとしてスタートさせるための仕組みづくりは、それは一生懸命やってい

ただ。しかし、結果的に県民の理解得られぬままでは、我々はこれを素直に喜んで可決するということにはなかなかならない。多くの県民の皆様たちが、大学ですからね、やっぱり望まれて、祝福されて、そして、船出をしていく姿でなければならん、そういう性質のものだと私は思います。

そういう意味において言うと、県民や多くの皆さんたちが、この大学設置について、よくぞ思い立ってくれた、よくぞここまで進めてくれた、よくぞこれを開学までこぎ着けてくれた、多くの皆さんたちにもその労をねぎらいたいという県民の声、声、声、そういったことが、私たち議会が、あなたたちにとってあり得ない話なのかもしれないけれども、包括的な承認をした姿であり、さらなる前進するエネルギーそのものだと私は思います。我々は権力です。しかし、その権力の対抗概念は実力であります。実力とは何か、有権者であり、納税者であります。その実力たる納税者の理解が進まぬままに、よき大学を構想していくだけでこの問題が完結するとは到底思えないので、そういった意味では、しっかりとそのリスクもひっくるめて、コストもひっくるめて、繰り返しになりますけれども、県民理解を求めて、努力していく姿を心から求めたいと思います。

先ほど僕は交通企画課長のほうに、小城警察署の交通課の職員が小城高校、牛津高校の全校集会に行く姿ということですかと聞いたら、そりゃそうですというふうな話をされました。僕に言わせれば、三日月中学校の育友会の会長さんたちとか、小城高校の育友会の会長さんたちが一連のものとして、こんなすばらしい大学の建設に、先生もう慎重じゃなくて積極的に進めてもらわんばいかぬですよとか、地域の産業界の人たちが県立大学の設置を心から望むけん、我々としてはぜひにもつくってもらいたいと期待しているのということが、いろんな総会であるとか、会食先であるとか、会議の過程の中で、そんな話になっていくこと、それが最も大切なことだと私は思っているのです、そんなよう

な状況づくりのために、力の半分以上注いでいただきたいと私のほうから強く申し上げておきます。

二番目、設置を前提とした進め方ということでございます。これは西久保委員長が本会議場で言われておったようなことであります。

県立大学について必要な予算をその都度提出するので、その都度審議していただきたいとの説明があり、これまで校舎の設計や佐賀総合庁舎等の移転、広報に係る予算などについて審議し、承認してきました。

しかしながら、大学を設置する前提が確定していない中で、先ほども林政策総括監のお話じゃないけれども、その都度その都度審議してやっていくという手法でございますので、包括的な承認をしているわけではない。反対意見はあったけれども、あの議案を可決するということは、そもそも前提として包括的な承認をしたと。反対やつたばつてん、もう実際その議案は通ったんだから、もう反対は賛成に転じて前に進めるように、みんなで知恵の総和として様々な意見具申をしていこうじゃないかというような状況になっているわけではない。こういった大学を設置する前提が確定していない中で、開学の時期が示されるなど、あたかも開学が既定路線であるかのような広報や宣伝が行われていることについて強い疑念を抱いています。

今回の一般質問においても話はされておりましたが、先ほど富田委員の話もそうでしたけれども、私も改めてこのことについて問います。

バスの宣伝のケースです。映画の話もそうでしょう。ネットの中においてもそうなのかもしれません。しかし、バスの宣伝は私も見ました。

このバスの宣伝のケースについて言えば、この場合、どのようなデザインにすべきだったと考えるおられるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○西久保委員長 〓 答弁できますか。

○林政策総括監 〓 どういう広報であつたらよかったのかという御質問だと思います。

ますけれども、私どもは佐賀県立大学は、佐賀県の将来にとって必要な機能だというふうに考えております。

一般的に新設の大学につきましては、設置認可前の段階から認知度向上のための周知や広報を行っております。佐賀県立大学もそれに倣って取り組んでいるものでございます。

広報においては、特に移動して、視覚の中にその残像が残るようなもの、要はじっくり見ていただく機会がないものについては文字を大きく、しかも必要な情報がスペースとしても限られますので、まず佐賀県立大学という名称を知っていただくこと、それから、開学予定時期などについても、県民の方もそうですし、受験生や高校教員などに対しても開学の見通しを伝えるという意味では必要な情報だというふうに考えておりますので、それらの情報に関して載せるという形で今回進めたところです。

以上です。

○藤木委員 〓 僕が言いたいのは、このバスの宣伝のケースについては適切ではなかったという前提に立って、あるべき姿とはこの際どうだったのかを聞いているわけで、あれは適切でなかったと認めているわけではないということです。

○林政策総括監 〓 設置認可前の段階からの認知度向上のための周知広報ということで、名称と開学予定時期、それから設置認可申請準備中ということの情報量をしっかり入れてデザインすることに進めたものでございます。

この点に関して、その広報に関して一般質問でも、先ほど富田委員からも御質疑がございましたので、我々としてどうあるべきだったのかということとは、さらにちよつと終わってからまた改めて検討したいなというふうに思っておりますので、先ほど修正するのかどうかという御質問とかも富田委員からありましたが、これからどうできるのかということは検討していきたいと思っております。

ます。

以上です。

○藤木委員Ⅱだから、事実じゃないわけですよ。JAROですね（笑声）少し笑うところでございますが。

言うなれば、過大広告というか事実誤認です。

实际的に令和十一年四月開学は、議会がこれを承認し、実際、その開学の認可を得た、文科省から開学認可を得た、そして、実際の開学の過程の中で、令和十一年四月（仮称）佐賀県立大学開学と言われれば全くそのとおりだと、八月じゃなかったんだ、四月なんだ。今はまだ仮称のまま佐賀県立大学なんだとか、受け取る情報は確実に正確な情報を受け取ることができます。

しかし、開学予定かと言われれば、開学の予定でもない。なぜかというところ、認可を受けていないからであります。そういう意味においては、開学を目指しておりますというのが正確な情報なんだろうと思います。

先ほど私の質疑の中で、何でこういうことかというところ、県民の中には多くの議論が拮抗するというか、もうどっちがどっちか分からないぐらい拮抗した御意見があるのは事実です。しかし、もう開学が決まっているというような印象操作をされて、それが事実だとすれ、印象操作の結果は、県民たる、納税者たる有権者の皆さんたちの反対意見を断念させるということにつながってしまいます。もう少し議論したかった。もう少し県議会議員さんたちや各種関係者を通じて伝えておきたかった。けれども、既に開学が決まっているのであれば、もうそれは致し方もなかるうね。その点についてはもう温かく見守っていきましようというようなことになって、本来、今ある活発な議論、どうあるべきかという議論を半ば封じてしまう。印象操作でもって封じてしまう可能性があるからこそ、この佐賀県立大学、令和十一年四月開学というだけしか見えないこの文字、これは間違いだったとみんなが指摘しているわけあります。この指

摘は、僕は妥当なものだと思うから、じゃ、実際的にはどういふうなデザインであったはず、あるべきだったのかと問うているわけです。

改めて、繰り返しになりますが、質問に答えていただきたいと、答弁を求めます。

○林政策総括監Ⅱ佐賀県立大学の場合、令和十一年四月の開学を目指しておりますので、開学できることが正式に決まるのは、設置認可が下りる令和十年七月となる見込みでございます。ただ、令和十年七月まで何もしないとか、何も表記しないということにはならないと考えておりまして、一般的に新設の大学につきましては、設置認可前の段階から、ちゃんと留意事項を書いた上で認知度向上のための周知広報を行っております。

今回のラッピングバスに関して、開学が決まったかのようなところ、こういう御指摘がございましたけれども、佐賀県立大学は佐賀県にとって必要な機能で、我々はそれを進めたいというふうに考えたことと、また、広報をしつかりやるようにという御意見を県議会からも多数いただいております。それに伴い、広報媒体をいろいろ増やしながら、デザインはそれぞれ違いますけれども、そこに必要な情報を入れたというものでございます。

今、とりわけラッピングバスが取り上げられておりますけれども、そこを目標にした方々にできるだけその認識を正しく受け取っていただくという広報が文字量とかとしてできなかったのかということに関しては、これから検討したいというふうに考えております。

以上です。

○藤木委員Ⅱいや、一つ重大な部分を指摘させていただきますが、私と林政策総括監との間の埋まらざる溝というのは何かというと、私どもが必要と思っております県立大学というふうに言うから、私ども県庁が、私ども政策部がなのか、政策チームがなのか、そこは分かりません。でも、あなたの世界観において必

要としている県立大学はだけど、それをそうあるためには、県民全体が必要としている県立大学はに変えるべき努力が全くなされていないように私は思うけどという議論を今までやっておりました。

だから、そういう議論をしている当事者に向けて、まるで独善的であるかのように、私どもが必要としていけば、それは必ず正しいものなんだと言わんばかりの答弁の前語りはやめていただきたい。

二点目は、この議論というのは、いいんですよ。佐賀県立大学、令和十一年四月開学で。それが事実として正しいのであれば、それはそうだと。僕は常に、先ほどの議論から言うけれども、その事実を客観かつ公正に、冷静に、コストも、リスクも、メリットも、希望も、夢もひつくるめたところでいろんな人たちに判断を求めていくというんだから、そういう意味においては、この広報、宣伝の在り方もしっかり事実に基づいて、今の置かれている実相を事実として実相に近い形で広報、宣伝されていく分については、実際、今まで予算は承認し続けてきたんだもん。それはそういうような広報、宣伝の何かしらはあってもいい。ただ、印象操作にも近いような形になるような宣伝があつていいとは思わないと言っているにもかかわらず、何かしらその点について、事実、それはそのとおりでございますといかないことについて議論が長引いているということをお理解いただきたい。

政策部長に答弁を求めます。

○前田政策部長 Ⅱ大学設置が決定していない中でこの広報の在り方という御質問と受け止めております。

一部繰り返しになりますけれども、開学が正式に決定しますのは、国の認可が下ります令和十年七月ということになりまして、それから広報するわけにはまいりませんので、やはりいろんな方に県立大学に関心を持っていただく、そして、いろいろ御自分なりに調べていただいたりとか、いろんな方とお話をさ

れて御自身の御意見を形成していくという過程にあるのかなと思います。

そういう中で、ラッピングバスですけれども、ややほかの広報媒体と異質なところもありまして、先ほど来答弁しておりますとおり、動いているもので広報するという部分におきまして、極力分かりやすいようにという中で今回のようなデザインになっております。それで、ほかのいろんな広報物においては、開学予定というふうに記載しているものも当然ございます。ラッピングバスは広報の中でもちょっと特殊なものということで、今回、このような御議論になっているのかなと思います。

いずれにしても、別に我々は何か既成事実しようとか、あるいは印象操作というお話もありましたが、決してそういうことはございませんで、分かりやすくお伝えしたいと、見やすくお伝えしたいという中でこういう結果になっている部分については、そこはそういうことでございます。

いずれにしても、丁寧な広報という部分については、きちんと県立大学のことを知って関心を持っていただけて関わっていただくと、県立大学の構想にいろいろ関わっていただくという部分においては、これからも我々はしっかりと取り組んでいく必要があると思いますので、そういった姿勢で取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤木委員 Ⅱ全く無批判にというわけではないだろう。じくじたる思いの中で県立大学の開学を進めている人だっているし、全く手放しで応援している人たちもいます。いろんな人たちがいますよ。ただね、このことに一定慎重な人たちがいるという事実。それは慎重は何も知事が、政策部長が、中島企画監や林総括監の仕事をもともと否定したくてということでは全くないわけですよ。本当に慎重なんですね。本当に大丈夫なのかという話。みんなが、ここにいる全員がいなくなっても大学は立っていないかならないが、二十年後の知事以下

執行部、議長以下議会議員たちは、このことについて、この問題を本当に大きな問題として、ああ、つくらなきゃよかったと、これが大きな荷物だと、例えば、どうしても定員を埋めていくかと、県がその事業をやるというのは、県は事業家じゃございませんので、県の事業というのは大体いいところじゃない。県立病院の最後あたりですね、県立病院の最後あたりは本当に決算特別委員会は、その県立病院の赤字問題、そればかりでしたよ。そういうようなことも実際あつて、ただ単純に慎重なんです。

やめときゃいいという思いもありますよ。そういうことに手を出さないことが得策だと私は思ったりもするんだけど、とにかく仕事そのものを否定しているわけでは全くありません。それも一つのチャンスかもしれない。ただね、「佐賀県立大学（仮称）」は設置認可申請準備中です。内容は変更となる場合があります。」と小さく書いてある。そのことに一縷の望みをかけて、佐賀県政の発展のために思いを寄せて物を言おうという人たちだって、やっぱりいるわけですよ。このバランスがあまりにも悪い。つくる者に大きな希望を与え、慎重であろうとする者たちに対しては、全く受け止めさせないかのようなこの小さな文字。

私はそういうのを踏まえて、本県は、佐賀県立大学、令和十一年四月開学を目指していますというのが今の実相における正確な、一生懸命でも何でもいいよ。誠実に目指していますでもいい。とにかく目指していますぐらいが正確な表現だったんじゃないかなと。最初にその答弁さえあれば次に進めたんだけど、そういうことになりました。

あともう一つ言うと、認可申請準備中であるということもまたしっかりと両論併記していただくことが私は何より肝要かと思っています。

あとは、政策部長の判断を、政策部長のお仕事ぶりを後もってまたお伺いしますので、そういった議会側の申し入れについて重く受け止めていただきたいと思います。

予算の提出時期についてお伺いします。最後の質問です。

県立大学については、県議会の間では意見が大きく分かれています。これは県議会の中で大きく分かれているのではありません。県議会を支えている県民の中で、このことについて主張が大きく分かれています。

先ほどのマスコミの世論調査について言及させていただきましたけれども、賛否の根拠、僕らはそれなりに勉強もさせていただきましたよ。だけど、一般県民の皆さんたちは、この賛否の根拠も全く薄いままで拮抗している状況にあると私は考えています。

こういった状況の中で二百億円もの予算議案を提出されても、ただひたすらに、いずれにしても可否を決することになるんですね。これはただひたすらに、県民及び県議会に大きな混乱や分断、対立が生じてくるのは間違いがありません。

こうした中、十二月に行われる知事選挙、知事選挙が実施される予定になっているのでございます。この知事選挙に立候補を表明されている方の中には、新聞で読みましたけれども、県立大学構想について現段階では一旦進めるのを停止し、見直すべきであると述べられている方があります。なぜそう述べられているか。そういった世論の背景を感じられたんでしょうねと述べられた方もいます。

県立大学が今回の選挙の一つの争点となった場合、その結果をもって初めて、あなたたちは論理的に納得はしないかもしれないけれども、実態として、その結果をもって初めて、包括的な承認に近い同意が得られたものとして、前向きな議論が開始できると私は考えています。

もちろんその一点において、現職山口知事が当選されたからといって、全面的に白紙一任ということではないかも、ほかにも様々な要因があつて投票するんだから。とはいえ、大きな大きな公約の一つであることは間違いがありません。

ん。それに対応しようとする別の候補者たちはそれとは反対ということ。だけど、そういう意味において、山口知事が四選されるという結論を得られれば、ある面、それは包括的な同意に、県民全体の包括的な同意が得られたものというふうにも思ってもいいかもしれません。

そもそも大学の設置なるものは、事の性質上、多くの県民から期待されて、祝福されて、望まれて設置すると思います。されるべきものだと思います。

そこで私は、できるだけ早い時期に提案できるよう準備を進めているとされている建設工事の予算、その議案ですね、二百億円以内だと言われている建設工事の予算については、県知事選挙の後に提案するべきであると私は考えますが、その見解をお伺いします。

○林政策総括監 建設工事予算についてのお尋ねでございますが、一般論で申し上げれば、工事費を積算できるところまで設計内容を詰めることができれば予算案をまとめることが可能です。肅々と作業を進めたいと思っております。先ほど御紹介しましたが、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案できるよう準備を進めているところです。

以上です。

○藤木委員 事務方としては全くそういうことなんだろうけれども、これは本来一般質問で政治家として、私が政治家としての山口知事に問うべき案件ではありましたが、一職員である林政策総括監が答えるべきことではないのかもしれないにもかかわらず、私はこのことについて問うたわけであります。

先ほどの包括的承認という言葉がきちんと議論の中で生きてさえいれば、包括的承認のメリットというのは、賛否あったとしても、もうやるぞと決めたからには、みんなでこれを前に進めていこうじゃないかと一致結束、団結して、次の世代の子供たちの未来のためにという話ですよ。それが包括的承認の本質的なメリットだと思います。

しかし、その包括的承認を得られないということであれば、いつまでも疑問は続くし、その議論を通じて分断、そして対立みたいなことになって県論を二分しながら、本来誉れ高き県立大学の船出、船出するかしないかという議論はいつまでも続くことになってしまします。

僕が思うに、この予算議案というのは大変重要な、一番最後の局面なんだろうというふうに思うんですね。それは大学設置に関して、代表者として三十七人選ばれて我々が審議して、これをゴーなのかストップなのか決めるわけですが、我々も単体でここにいるわけではなくて、多くの県民の理解とともにこれを判断していかざるを得ない、そういった身分であります。そういう意味において言うと、県民の熟度も上がらぬままに、今この瞬間で私たちの、私自身の独断とも近いことで、前に進めるの進めないのと判断していいとは到底思えない。これが知事選挙というような形になれば、多くの議論がそこで展開されます。立会演説会だって多く行われるだろう。マスコミもこれを取り上げるであろう。各地域社会の中で様々に、新幹線のことや大学のことや、ほかにも様々な広報の在り方、様々なことについて数カ月の間は議論することになる。その熟度においてどなたかが当選され、それにみんなに従おうじゃないか。

しかし今、九月議会で予算議案を肅々と、スケジュールに従って肅々と提案するということになれば、その県民の声を本当に私たちは、県民の声、県民の期待、どのような声、どのような期待であるかはさておき、実際のな、実態となったその声を生かさなない形でこの可否を論じ、決することになりはしないかと心配しているわけであります。そういう意味においては、予算提出の時期ということについては大変大きな問題をはらんでいる政治課題だと私は思っております。

そういう意味において、本来、知事がいれば知事に聞きたいところでございますが、知事はおりませんので、政策部長は知事に代わる権能を持つてここに

おられると私は思いますが、政策部長に改めてこの点について答弁を願いたいと思います。

○前田政策部長 県立大学の開学に向けた諸準備につきましては、これまでも県議会に都度都度議案を提案させていただいて、御審議いただいた上で次の段階に進んでいくというようなプロセスをたどってまいりました。

そして、県立大学の建設費に関する議案の提案時期ということで申し上げても、開学までのスケジュールや設計の進捗、それから必要な手続などを総合的に勘案して判断していくものと考えております。

そうした中で、知事の提案事項説明要旨でも触れておりましたけれども、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案できるよう準備を進めているという部分がございます。

それから、さきの一般質問で西久保議員の御質問にも同様の内容で知事から答弁を行っているところでございます。

いずれにしても、繰り返しになりますが、佐賀県立大学は佐賀県の将来に必要な機能ということは、我々はそこはそういう考えでございます。したがって、開学に向けて着実に準備を進めたいということでございますので、建設工事に係る予算についても取りまとめ次第、提案をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤本委員 執行部側の気持ちというか、説明については字づらどおり、言葉どおり受け止めていただきます。もちろん、それは議論としてそれは残りますけれども、あなたの方の政策的な判断、政策提案時期等について、そのような考え方を持っているということは理解できました。

最後に私のほうから一点、林政策総括監との議論の中にあつた埋めがたき溝みたいなもの話ではございませんが、佐賀空港に多額の予算を投じている。

佐賀空港に多額の予算を投じているとして、伊万里の人や唐津の人は佐賀空港を、伊万里の人たちはともかく、多くの唐津の人たちは佐賀空港を使っているか。使っていない場合が多い。

しかし、県内唯一の空港としての佐賀空港の存在と投資の額、必要性をる説明された我々としては、これを支え、応援していると思います。

それは、私どもは佐賀空港は使わん、もう川副のおっぱてにあるあの空港に、何の関係もなかとこれ、何で私たちの税金を、私たちが一切使うことのない空港に投資をするのだというような御批判を受けることはありません。みんなこれを育てていきたいと思っている。そこには、理解があるからです。それをつくらなければならぬ必然性、そして、そこに至るメリット、デメリットも全部ひっくるめたところで、みんなが理解の上に成り立って、あの空港を守り育てていくようにしている。県立大学も同じであります。信なくば立たず。実力者たる有権者ないしは納税者の深い納得と理解を、すばらしい大学を建設するという使命、と同時に、それ以上の思いで県民の皆さんたちに、いいことばかりではなくて、深い納得を得られるためのしつかりとした説明を私は求め続けた。県民の代表として求め続けたということを強く申し上げて、私の委員会質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○西久保委員長 これで質疑を終了いたします。

なお、明日二十五日は午前十時に委員会を再開し、視察、その後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時三十七分 散会

速 記 者 井 上 琴 葉

令和八年六月二十五日（木）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室

総務常任委員会

委員長

西久保 弘

克

副委員長

富田 幸

樹

理事

藤木 卓一

郎

〃

原田 寿雄

雄

〃

徳光 清孝

孝

委員

大場 芳博

博

〃

古賀 陽三

三

〃

土井 敏行

行

〃

田中 秀和

和

〃

下田 寛

寛

午前十時 開議

○西久保委員長Ⅱおはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行い、視察終了後、討論、採決を行います。

それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分

(現地視察)

午後四時五十五分

○西久保委員長Ⅱ委員会を再開します。

暫時休憩をしていただき理事さんお集まりいただきます。

委員長席の方へよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後四時五十六分 休憩

午後四時五十七分 開議

○西久保委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○西久保委員長Ⅱまず、甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第三十七号議案、甲第四十号議案中本委員会関係分、乙第四十号議案、乙第四十六号議案、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西久保委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第四十八号議案を採決いたします。

これは、監査委員の選任について議会の同意を求める議案であります。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西久保委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、乙第四十八号議案は同意されました。

次に、乙第四十九号議案を採決いたします。

これは、収用委員会委員及び予備委員の任命について議会の同意を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西久保委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、乙第四十九号議案は同意されました。

○ 継 続 審 査

○西久保委員長Ⅱ最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、財政確立について

一、政策の企画・調整について

一、危機管理・報道行政について

一、総務行政一般事項について

一、警察行政について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西久保委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上の五件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で、本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後四時五十九分 閉会

議事課議事・記録担当主査 松 尾 重 治

議事課委員会担当主査	議 会 事 務 局 長		同	同	会 議 録 署 名 者	同 副 委 員 長	総 務 常 任 委 員 長
中 島 彰 子	真 坂 昇		徳 光 清 孝	原 田 寿 雄	藤 木 卓 一 郎	富 田 幸 樹	西 久 保 弘 克

令和八年六月二十四日（水）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長

青木 一功

副委員長

一ノ瀬 裕子

理事

指山 清範

〃

岡口 重文

〃

野田 勝人

委員

中村 圭一

〃

古川 裕紀

〃

八谷 克幸

〃

武藤 明美

文教厚生常任委員会質問者順序

月 日	順 序	六月二十四日（水）	六月二十五日（木）
1	（現	武藤 明美 159 頁	
2	地	古川 裕紀 168 頁	
3	視	一ノ瀬 裕子 186 頁	
4	（察	中村 圭一 208 頁	

午前十時 開会

○青木委員長Ⅱおはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○青木委員長Ⅱ会議録署名者として中村圭一委員、岡口重文委員、野田勝人委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

次に、六月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす二十五日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分 散会

議事課議事・記録担当主査 松 尾 重 治

令和八年六月二十五日（木）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長

青木 一功

副委員長

一ノ瀬 裕子

理事

指山 清範

〃

岡口 重文

〃

野田 勝人

委員

中村 圭一

〃

古川 裕紀

〃

八谷 克幸

〃

武藤 明美

午前十時四分 開議

○青木委員長Ⅱただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託されました全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○武藤委員Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、今日、四問準備をさせていただいております。よろしくお願いしたいと思います。お願いいたします。

それではまず最初、小児医療施設・分娩取扱施設等への支援についてということで質問いたします。

一般質問でも出生数のことが言われておりました。先日発表された人口動態調査によれば、全国的に出生数は減少しております。佐賀県においても同様の傾向だというふうに思います。ひいては子供の数が減ることにより、小児医療施設や分娩取扱施設の経営にも大きく影響していくのではないかと心配をいたしております。

もちろん産む産まないは個人の自由でありますけれども、そういった中で、この六月議会では小児医療施設や分娩取扱施設に支援をされる提案を出されております。これにより医療施設の経営が少しでも持ち直せるきっかけになればいいなというふうに思うんです。

それで、次の点について質問していききたいと思います。

まずは県内における小児医療施設や分娩取扱施設についてです。

安心して子供を産み、子育てができる、そのためにはこういった施設はとて必要なんです。今、県内において入院できる小児医療施設の施設数はどのぐ

らいあるのでしょうか。お示しください。

○福田医務課長Ⅱ令和七年度末で十施設ございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱでは、身近なところで健診を受け、分娩ができることはとても望ましいと思うんですけれども、分娩の取扱施設はどのようになっていますか。

○福田医務課長Ⅱ同じく令和七年度末で二十一施設となっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ分娩を取り扱わない産科の施設もあるとのことなんですけれども、県内ではどのくらいあるでしょうか。

○福田医務課長Ⅱこちらも令和七年度末で七施設ございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

次に、今回提案されている事業の対象施設の要件、そして、支援額の算出方法とか、その施設数についてお聞きしたいと思います。二年目になる事業のようですが、年度別、補助事業別に伺いたいと思います。

まず、小児医療施設への支援ですが、対象施設の要件、そして支援額の算出方法、対象施設数についてどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、小児中核病院であること、令和五年度の十五歳未満の入院患者数が平成二十九年度から令和元年度までの三年間平均を下回るることなどとなっております。

対象施設数は一施設でございます。

支援額の算出方法につきましては、小児科部門の病床数掛け二十五万円となっております。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、小児中核病院または小児地域医療センターのうち、休日、夜間の診療体制を整え、他の施設から患者を受け入れていること、令和六年度における十五歳未満の入院患者数が令和五年度を二%以上下回っていることなどとなっております。

対象予定施設数は二施設でございます。

支援額の計算方法につきましては三つございまして、そのうち一番少ない額の二分の一が支援額となります。三つのうち一つ目は、一施設当たり十万五千二百円掛け小児専用病床数掛け入院患者減少率、二つ目は、令和七年度の小児病床に従事する医師等の人件費掛け入院患者減少率割るの百、三つ目は先ほどの人件費から寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

なお、入院患者減少率とは、小児患者について令和五年度の入院患者数から令和六年度の入院患者数を引いた数を令和五年度の入院患者数で割り、百を掛けた数でございます。小数点以下は切り捨てで、計算に用いる際は一〇%が上限となります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

今、小児医療施設についてお聞きしましたけれども、分娩取扱施設の支援については、支援事業における対象施設の要件、支援額の算出方法及び対象施設数、どのようになっているのかお示してください。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和五年度の分娩取扱件数が平成二十九年度から令和元年度までの三年間平均を下回ることなどとなっております。

対象施設数は九施設でございます。

支援額につきましては、病院または診療所が二百五十万円、助産所が百万円となっております。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和六年度の分娩取扱件数が令和五年度を5%以上、下回ること、令和七年四月一日から同年九月三十日までの分娩取扱件数が二十五件以上あることなどとなっております。

対象予定施設は五施設でございます。

支援額の計算方法は三つございまして、そのうち一番少ない額の二分の一が支援額となります。三つのうち一つ目は一施設当たり百十六万円掛け分娩取扱件数減少率、二つ目は令和七年度の分娩取扱施設の運営に必要な医師等の人件費掛け分娩取扱件数減少率割る百、三つ目は先ほどの人件費から寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

なお、分娩取扱件数減少率とは、令和五年度の分娩取扱件数から令和六年度の分娩取扱件数を引いた数を令和五年度の分娩取扱件数で割り百を掛けた数でございます。小数点以下は切り捨て、計算に用いる際は一五%が上限となります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

ほかに地域連携周産期支援事業、これは二通りあって、分娩取扱施設というのがあるんですけども、この分娩取扱施設における対象施設の要件、そして、支援額の算出方法、施設数について伺いたいと思います。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、分娩を取り扱う病院が一以下かつ診療所が二以下の二次医療圏に所在すること、産科部門の収入額等が総事業費を下回ることなどとなっております。

対象施設は三施設でございます。

支援額の計算方法は三つございまして、そのうち一番少ない額が支援額とな

ります。三つのうち一つ目は、国が定める基準額でございます。令和六年度の分娩取扱期間に応じて三通りの金額がございまして、例えば、年間九カ月以上の分娩取扱の場合は一千四百十万円となっております。二つ目は、事業の実施に必要な令和六年度の職員人件費等の経費。三つ目は、令和六年度の総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、年度要件が異なるだけで令和七年度からの変更はございません。

対象予定施設は二施設となっております。

支援額の計算方法については、令和七年度と年度要件が異なるほか、国が定める基準額が改定をされておりまして、分娩取扱期間が年間九カ月以上の場合是一千二百二十四万六千円となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

では、地域連携周産期支援事業で分娩を取り扱わない産科施設について、対象施設の要件や支援額の算出方法、そして、施設数についてもお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和六年度に分娩実績がない、または分娩の継続が困難になり分娩取扱を中止したことでございます。あともう一つ、令和六年度において妊産婦の健康診査を実施したこととなっております。

この事業は、施設や設備の整備を行った施設が対象ですけれども、令和六年度に整備した施設がなかったため、対象施設はございません。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和七年度に分娩を取り扱っていない、または同年中に

分娩取扱を中止したこと、令和七年度に妊婦の健康診査及び産後管理ができたこと、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築していることとなっております。

対象予定施設は一施設でございます。

支援額の計算方法は三つございまして、そのうち一番少ない額の二分の一が支援額となります。三つのうち一つ目は、国が定める基準額でして、施設整備の場合は七百二十三万九千円、設備整備は四百六十三万円となっております。二つ目は、令和七年度における施設または設備の整備経費。三つ目は、総事業費から寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

今、事業の内容について、それから、対象施設数について詳しく御答弁をいただきました。

お聞きしていると、どんどん対象施設数が減っているということで、本当に危機を何とかしたいという思いで事業をしていただいているんだけれども、残念ながら現実的にはそうならないんじゃないかなという心配も持ったわけです。

この事業で昨年度に支援を受けた施設からはどんな声が上がっているのでしょうか。多分喜ばれていると思うんですけども、改めて皆さん方がどのように受け止めておられるのか、施設からどんな声が上がっているのかお聞きしたいと思います。

○福田医務課長Ⅱ地域連携周産期支援事業の分娩取扱施設で支援を受けた医療施設からは、令和七年十二月時点での経常利益はマイナス一千万円を超えていたけれども、支援によって、経常利益はマイナスの二百六十万円まで改善し、何とか産科診療を継続できているというようなお話がありました。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱそんなふうに、対象施設の方たちからは、やっぱり県の支援があるということ、国の支援からもあるということと喜ばれていると思うんですね。

この事業は、一般財源も一部投入されて今回提案されているんですけども、主には国の医療施設等持続化支援事業費補助費、これを活用して行われております。出生率が減少していく中で、経営面でも、もう御苦勞の多い小児医療や分娩取扱施設にとっては本当に助かる事業だと思うんですね。先ほど声を御紹介していただきましたけど、そういうふうに皆さん思っているんじゃないんです。国庫補助が果たしてどうなっていくのが今後心配されるんですけども、そういった心配もありますが、やはり引き続き行っていたきたいというふうに考えております。

県としては、この支援事業の継続のためにどのように取り組んでいかれるのか、これは部長にお聞きしたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○金丸健康福祉部長Ⅱやはり県民が地域で安心して子供を産み育てるためには、先ほど御紹介のあった産科ですとか小児医療がなくてはならないというふうに思っております。

議員から御紹介があったように、出生数の減少は全国的なものでございます。

なので、これらの医療体制を佐賀県も含めて国全体で維持していかないといけないというふうに思っております。そういう意味では、まず一義的には国の責任でやっていただかないといけないというふうに思っております。

例えば、経営が成り立つ診療報酬制度を構築していただいたり、また、今回の支援を単発ではなくて恒常的に取り組まれることが必要だと、そういうふうに認識をしております。

県も今年三月には全国衛生部長会というのを通じまして、例えば、産科医療機関に対する支援制度につきまして、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度の構築の拡充を要望いたしました。また、五月の政策提案では、賃金や物価

の上昇を遅滞なく反映できる診療報酬体制に見直すことですか、二年以内に始まります出産費用の医療保険適用、これにつきましても、地域の分娩取扱機関が今後も安定的な経営ができるような報酬単価とするように提案をしております。

今後、本県の産科と小児医療の体制を維持できる制度の構築をしっかりと国に提案、要望をさせていただきますとともに、医療体制の在り方につきましても、関係者や市町と議論いたしまして、県としてどのような取組ができるかを検討してまいります。

私からは以上です。

○武藤委員Ⅱ部長ありがとうございます。本当におっしゃっているように、診療報酬の改定、そして、こういった支援事業を国からきちんと恒常的にやっていたきたいこと、そして県が提案されたような内容を県の努力とともにやっぱり国に対してお願いしていきたいというふうに思っております。本当に安心して子供を産み育てるという、そういう環境を充実させていかななくてはならないと思いますので、今後ともよろしくお願いしておきます。ありがとうございます。

次に二番目に、妊婦健康診査についてお聞きしたいと思います。

先ほど施設の関係でお聞きしたんですけども、今度、産む側の妊婦さんのほうからの質問になっていくと思います。

今、出産施設で、小児医療施設等の中身についてお聞きしたんですけど、赤ちゃんが本当に無事に生まれてくるためには、きちんと受けていただきたいのがこの妊婦健診なんですね。妊娠や出産は人生にとって喜びとともに大きな変化をもたらすというものです。妊婦さんの御家族や周りの方たちにとっても、母子共に健康であってほしいというふうに願っておられることだと思います。

一方で、様々な不安も抱えておられるというふうに思います。特に近年は、

晩婚化や高齢出産も増えたり、それから、基礎疾患をお持ちの方もいらっしゃると思うんですけども、妊娠中の健康管理、とても大切なことだというふうに思っております。

妊婦健康診査は、母体とおなかの赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、異常の早期発見や適切な医療につなげていくために大変大事な取組です。妊婦さんが安心して妊娠期間を過ごしていくためにも大きな支えになっていると思います。この妊婦健診の在り方について質問していきたいというふうに思います。

現在、妊婦健診については公費負担で行われております。実施主体と、それから妊婦健診が実施されている目的についてお聞きます。

○畑島こども家庭課長Ⅱ実施主体と目的についてお答えいたします。

妊婦健康診査は、母子保健法において市町が実施することとされております。目的は、胎児及び母体の健康状態を定期的に確認し、健診を通じて胎児の発育や母体に大きな影響を与えるおそれがある病気を早期に発見し、適切に対応することとなっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱでは、県としての役割をお聞きしたいと思うんです。

県としても、母子保健行政を担う立場から、市町や医療機関との連携、調整などにも必要になってくると思うんですけども、妊婦健診に当たり、県はどのような役割を果たしておられるのでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県の役割についてお答えいたします。

妊婦健康診査については、国において妊婦に対する健康診査についての望ましい基準が示されております。この内容を踏まえ、県では、妊婦の利便性向上と市町の事務負担軽減を図るため、各市町からの委任を受けまして、妊婦健康診査の実施に向けた県医師会との委託契約を県で一本化して契約しております。

ます。これにより、妊婦にとっては、居住地にかかわらず、県内の医療機関において、受診券を使って公費で受診できる体制を整えております。

また、県内だけでなく、福岡県や長崎県の医師会とも契約することで、隣の医療機関も利用できるようにしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

次に、妊婦健診の実施内容について伺いたいと思います。

県が示している公費による妊婦健診についての実施内容、どのようになっているでしょうか。こういった確認などが行われているのか具体的にお示しいただきたいと思います。

○畑島こども家庭課長Ⅱ実施内容についてお答えいたします。

国が示す望ましい基準では、実施時期及び回数、妊娠週数に応じまして、妊娠初期から妊娠二十三週まではおおむね四週間に一回、妊娠二十四週から妊娠三十五週まではおおむね二週間に一回、妊娠三十六週から出産まではおおむね一週間に一回と推奨されており、妊婦一人につき出産までに十四回程度行うものとされております。

健診の内容ですけど、体重測定や血圧測定、尿検査などの基本的な検査のほか、安全・安心な出産のために妊娠週数に応じて問診や診察が行われております。

また、医師の判断により、糖尿病や感染症などの血液検査や超音波検査などの医学的検査も行われているところです。

さらに、妊娠中の食事や生活、精神的な面につきましても、不安や悩みの解消が図られるよう、保健師や助産師等による保健指導が行われております。

以上です。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。健診内容も、今望ましい内容として国が

ら示されているというふうなこともおっしゃっていただきました。

先ほどの御答弁で、受診券十四枚というふうにおっしゃったんです。一回当たり一枚を使うということになるかと思うんですけれども、妊婦さんの健康状態とか経過などは本当に一人一人状況が異なってくると思うんですね。健康状態に不安がある妊婦の方で、決まっている十四回を超える健診が必要となる方もいらっしゃると思うんですね。これは医師の判断などもあるかと思うんですけれども、やはり御本人が不安に思われたりして行かなくちゃいけないというふうに思われたりすることもあると思うんです。

先ほどから大体三十六週以降は一週間に一回というふうなことを言われますけれども、やはりこの基準を上回って健診を受けなきゃいけないような方がいらっしゃる場合、その方たちが御自分でこの十四回を超えて受ければ、人によって違うかもしれませんが、五千円以内ぐらいは払わなくちゃいけない、三千円以上はするというふうなこともおっしゃっているんですけれども、そうなるの家計上の大変大きな負担にもなってくるというふうに思われます。追加の健診がやっぱり必要になったときに、これは十分な配慮が求められるんじゃないのかなというふうに思います。

これについて、例えば、市町で独自に健診回数を上乗せして行っているところもあるというふうにお聞きしているんですけれども、こういう取組はまたこれからもお一人お一人の妊婦さんに合わせて、状況も市町で考えて変化していくかもしれないんですけれども、そういう決められた十四回以上の健診を受けられるということについては、県としてはどのように考えていらっしゃるのか。

○畑島こども家庭課長 妊婦健康診査の回数についてお答えいたします。

まず、基準や制限についてですけれども、現在、県内で行われている妊婦健康診査は、先ほど申しました国が示す望ましい基準に基づきまして実施してお

りまして、県においては、その回数に制限は特に設けておりません。

市町独自の取組についてですけれども、国が望ましい基準で示す十四回程度という健診回数について、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、妊婦の健康状態によって、また、多胎妊娠の場合とか、あと、出産予定日が超過した場合など、十四回程度を超えて必要となるケースがあります。

県内の一部の市町では、妊婦の状況に応じまして健診回数を上乗せし、補助を行うなど、独自の取組を始めているところもございます。

県としては、こうした市町独自の取組が他の市町に広がっていくよう、先進的な取組の情報提供などを行うことで、妊婦の方々にとって必要なときに安心して妊婦健康診査が受けられる環境が広がっていくよう努めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○武藤委員 御答弁ありがとうございます。市町によって独自に判断されたりということは大いに結構なんですけれども、例えば、一旦お金を払って後で戻ってくるというふうに行っているところもあるらしいんですね。この十四回という一つの受診券が十四枚出されているという中で、ちょっと色を変えてでも十四回以上の部分だというのが分かるような取組とかが、実際にお金をその場で払わなくてもいいようなことも考えていただきたいというふうには思っています。

県は先ほど最初のほうの御答弁で、調整や役割を担っているというふうなこともおっしゃっていたんですけど、その中には、福岡県や長崎県との調整も行っているという言葉があったと思うんですが、特にそういう回数が増えていくときに、ある自治体で実際に増やしていくようになったときに、福岡とか長崎の医師会に対しても、佐賀県はこうなっているから、よろしくお願いしますというような調整も、さらに必要になってくるかと思うんです。

ですから、その辺りは県が調整の役割を果たしていただいて、よその県ともきちっと話し合いを重ねていただく、そして、それぞれの県内の市町が頑張つて、妊婦さんの健康診査がスムーズにできるような、そういう役割を県としても果たしていただきたいなというふうに思うんですけど、課長どうでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱこれまで県では、そういった隣県との契約であるとか、あと県内におきまして先進的な市町の取組事例などの情報提供を行ってきたりします。市町からも今後の検討に役立つとの声をいただいているところですよ。

県としては、引き続きこういった市町による検討が着実に進むよう、その辺の調整とか必要な情報提供に努めていきたいと思っています。

以上です。

○武藤委員Ⅱ福岡や長崎の県とも、きちっと確認しながら調整をお願いしていただきたいと思っています。

また、今後、各市町がいろいろこの事業に対して上乗せをしていくということも十分考えられますので、その辺りの調整を県としても役割が果たせるように頑張っていたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

三つ目に、子供の医療費助成制度についてです。

子供の医療費助成制度は、県の担当する皆様をはじめ、市町の担当者の御尽力もあって、現在では現物給付方式となり、御家族の方たちから大変喜ばれています。今年、令和八年一月からは、県内全市町において高校生までを助成対象に拡充されました。市町も財政負担が大きい中で、子供たちのために頑張っていたいております。

とはいえ、県内の地方議員さんからお話を聞きますと、入院、通院に際しての初回分の保護者負担を廃止している市町もあるなど、市町によっては違いが出てきています。私は子育て環境がさらなる充実をしていくように願っております。「子育てし大県」というふうに知事は言われておりますけれども、県から

の一層の支援をぜひ期待しているところです。

そこで、何点か質問したいと思っています。

現在、県内の各市町における子供医療費助成制度の実施状況はどのようななっていますでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ各市町の子供の医療費助成についてお答えいたします。

子供の医療費助成は、県内の全ての市町で高校生年代までを助成対象として、助成額をあらかじめ差し引いた自己負担分のみを医療機関で支払えば済む現物給付方式により実施されております。

医療機関で保護者が支払うべき自己負担額は、事業の実施主体である市町によって異なっております。例えば、十三市町では、通院の場合で一回当たり五百円、月二回までの自己負担で済むようになっております。また、四市町では、医療機関での高校生年代までの自己負担をゼロにしている状況にもございます。

市町による子供の医療費の助成額は、令和六年度は約三十三億三千万円、令和七年度は約三十三億五千万円となっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

自治体関係者だとか市町の議員さんからは、もう少し県も助成額を出してもええたら助かるんだけどという声をお聞きするんです。

県は、現在、支援の状況、どのようにしておられますか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県の市町への助成状況についてお答えいたします。

県は、小学校就学前の子供の医療費について、市町が負担する経費の二分の一を補助しております。県の補助実績ですけれども、令和六年度で約六億五千万円、令和七年度で約五億八千万円、このほか、審査手数料に関するものが、

令和六年度で約二千五百万円、令和七年度で約二千万円となっております。

また、いわゆる国保ペナルティーについては、令和六年度は約一千六百万円でしたが、令和七年度からは子供の医療費助成に係る国保ペナルティーが廃止されたため、県補助は発生していない状況となっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ令和六年度、令和七年度、資料もいただいておりますけれども、県の補助制度というのは、就学前の子供ということで就学前の助成しか行っておられないわけですね。県が市町への対象年齢を拡大することによって、市町の負担を軽減することにつながっていくと思うんです。例えば、初回の自己負担、入院で一カ月千円、通院で五百円の掛け二ということなんですけれども、自治体によっては、これをもらっていない、本当に完全な無料という形を取っている自治体も四自治体はあるわけです。本当に安心して子育てもして、お財布がなくても病院に駆け込むということもできるような状況をつくり出している、ただいております。

県がもう少し対象年齢を引き上げていくと、そういった市町がいろんな施策に力を入れることもできるんじゃないかと思うんですね。令和六年度で全市町で就学前も全部含めて三十三億三千四百五十三万円ということになっているので、その二分の一すれば十六億六千万円ぐらいは、県が二分の一持つわけですけど、学年をどんどん全額やるということではなくて、年齢拡大という形にすれば、もう少し抑えることもできるかもしれませんけれども、やっぱり現状、就学前だけを出しておられる中で、十億円ぐらいの持ち出しにもなる、増えるということもあるので、その辺りは一工夫、二工夫していただきたいと思うんですけれども、やはり市町にとっては、その大きな負担を県から何らかの形で軽減をしていただけたらなというふうに思っておられるんです。

県が助成対象の年齢で拡大していくことによって市町が自己負担分をなくす

ということもできると思いますし、県は対象年齢を広げるということについて、どんなふうにお考えなんですか。ぜひしてほしいという意見もお聞きするわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県による市町への補助拡大についてお答えいたします。

まず、補助対象年齢の拡大についてですが、県は小学校就学前までの子供を対象に医療費助成を現在実施しております。これは小学校就学前の時期の疾病が将来にわたって心身の発達に影響を及ぼすこともあるため、疾病の早期発見や早期治療により重症化や障害の発生を防ぐこと、また受診回数の多いこの時期の保護者の経済的負担を軽減したいという思いから実施しているものでございます。

県としては、これにより一定の役割を果たしていると考えております。以上です。

○武藤委員Ⅱ国保ペナルティーの問題もあると思うんですが、令和七年度からは県が国保ペナルティーの分を補填していた支出をしなくてもいいようになっているわけですね。そういった工夫もあると思うんです。ですから、やはり自己負担の分を県が持つとか、あるいは対象年齢を広げていくとか、何らかの形でこういったことができるのではないかと、安心して子供さんを病院に連れていくということができるんじゃないかなというふうにも思うんですね。

改めて局長にも、皆さん方が願っておられる、市町の職員さん、担当者にしても、それから保護者の人たちにも喜んでいただける、そういう施策にまた一工夫して頑張っていたきたいというふうにも思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大草男女参画・こども局長Ⅱ子供の医療費助成についてお答えをいたします。安心して病院にかかることができる、安心して子育てができる、これは非常

に大切だと思っています。

県では「子育てし大県」の推進、人の思いに寄り添うことを大切に、子育て支援策、保健福祉施策に取り組んでおります。

県全体を鳥瞰したときに市町単独では実施が難しい取組、こういったものを広域自治体として積極的にこれまで取り組んでまいりました。

例えば、新生児マススクリーニング検査の拡充であるとか、不育症の検査・治療費の助成であるとか、多胎家庭へのきめ細やかな支援、小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業、命の七十二時間事業、こういったものなどがございます。

子供の医療費助成につきましては、市町と議論を交わしながら一緒に取り組んでまいりました。これまで小学生以上を対象とした現物給付化、それから国保ベナルティーの廃止、またひとり親家庭等医療費助成の現物給付方式への移行につきましても、実施の見通しが立っているというようなところでございまして、着実に実現につなげてきたものもございます。

子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の負担軽減、それから子供の健康にとって大変重要な取組だと認識をしております。子供たちの骨太な育ち、子育てしやすい環境づくりを広域的に後押しをしていくために、さらにどのような支援をどのような形で行ったらいいか、鳥瞰的に考えながら、佐賀らしい取組、佐賀らしい子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ 今、局長は、さらに鳥瞰的に捉えて、佐賀らしい子育て支援を考えていくというふうなこともおっしゃっていただきました。これは多くの方たちが、県ももっと頑張ってほしいと、市町からもそういう声も上がっていますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思っています。

市町から県のほうにも、いろんな御意見も届いているというふうに思っております、お聞きしておりますので、そのことも踏まえて、私自身も県に頑張っていたきたいということも申し上げておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

最後に、重度心身障害者の医療費助成制度についてです。

これは昨年の十一月議会、一般質問でも質問いたしました。せっかく県も予算を組んで行っている重度心身障害者の医療費助成制度です。子供医療費助成は平成十年一月から現物給付方式になりましたし、ひとり親家庭の医療費助成は今年の十一月から現物給付になるとのことです。本日に県の皆さんや市町の担当の方たちが頑張っていたいたことで前進できました。

それで、ここでお聞きしたいのは、重度心身障害者の医療費助成制度です。何度とも言いますが、面倒な手続で二度も三度も役場に行かなくちゃいけない。障害をお持ちの方たちの御苦労は本当に大変なんです。雨の降る日、そして雪の降る日、冬の寒い日、本当にそういう中で何度足も足を運んでいただいているわけです。本当にその負担を軽くしていきたいというふうに思っております。

十一月議会で質問した際の答弁は、県内の市町で現物給付に向けて協議を進める方向で一致したとのことでした。

そこで、その間、一月、二月、三月、そして、新年度の二〇二六年になってからの検討状況、それがどのようになっているのかをお示しただけだと思えます。お願いします。

○村上障害福祉課長Ⅱ 現在、重度心身障害者医療費の助成方法につきましては償還払いとなっておりますのでございます。

償還払い方式の場合、受診時に本人や御家族が自己負担を一旦全額支払った上で、医療費の助成を受けるために役所で申請する必要があります。

一方、現物給付方式の場合、受診時に一定額を支払うのみで役所への申請も不要となるため、これまでも県議会や県宛てに関係団体から請願や要望が出され、現物給付方式への見直しを望む声があることを認識しております。

現物給付方式の見直しについては、実施主体である市町が主体的に検討すべきものであることから、まずは市町における議論が活性化されるよう、県と市町で適宜意見交換を行ってきたところでございます。

その上で、市町で議論を重ねた結果、改めて本年一月に県内の全市町村が現物給付方式への見直しを前提として協議を進めるということで合意されたところであり、これから市町において具体的な検討が行われていくものと考えております。

県では、直近で現物給付方式に見直した自治体の情報を先月五月に市町に情報を提供したところでございます。

今後も、市町における議論が活性化されるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱこの一月から合意を得て、いよいよそういう方向に進むところになったというふうな御答弁だったですけど、これがスムーズに行くには、スケジュール的にどういうふうな進め方をしていくんでしょうか。

○村上障害福祉課長Ⅱスケジュールについてですが、まず、実施主体が市町でありますので、そのスケジュールも含めて議論が活性化されるように、県として様々な情報を提供しながら御支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ県は、情報提供やいろんな話を活性化するために、その会合とかには必ず参加をするということでしょうか。

○村上障害福祉課長Ⅱ必ずというのはお約束できないところではありますが、要請があれば必ず出席していきたいと思っております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ今年度中に実施するところまで議論をぜひ進めてもらいたいと思っております。県のリーディング的な役割も大きいかと思っておりますので、お願いしたいと思いますが、課長さん、どういってお気持ちで臨んでいただけますか。

○村上障害福祉課長Ⅱ市町からいろいろな要請、いろいろ分からないところとかあると思いますので、県としていろいろな情報をかき集めて提供してスムーズな議論ができるように対応していきたいと思っております。

○武藤委員Ⅱぜひよろしく願ひしておきます。

以上で今回の質問を終わります。

○古川委員Ⅱ自由民主党の古川裕紀です。

早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、肥前精神医療センターへの支援についてです。

精神科医療を取り巻く環境は、診療報酬の伸び悩みや慢性的な人材確保の困難さ、さらに、近年の光熱費の高騰により経営負担が増している中、緊急を要するような危機的状況にある精神患者を二十四時間体制で受け入れる精神科救急や、精神保健福祉法に基づく措置入院、心神喪失者等医療観察法による医療といった、公益性の高い医療を担っていただいている独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターに、昨今、特に大きな負担が生じているとの報告を受けております。

今さら申すまでもありませんが、精神保健福祉法によれば、都道府県には精神科医療提供体制を確保する責務があります。しかしながら、本県には県立の精神科病院が設置されていません。なぜか。それは肥前精神医療センターの存在があるからということになるのだと思います。同センターがその中核的な

役割を担っていたからということです。

この現実を踏まえれば、以前から申していることの繰り返しになるかもしれませんが、同センターに対しては、県としてより踏み込んだ支援を行うべきではないでしょうかというのが今回の質問の趣旨です。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、精神科救急等における肥前精神医療センターの対応状況についてです。

同センターは、県内における精神科救急や措置入院などに対応されておられますが、その状況はどうなっているでしょうか、お聞きいたします。

○村上障害福祉課長 令和七年度の精神科救急等における佐賀県全体に対する肥前精神医療センターの受け入れ割合につきましては、夜間及び休日に緊急に受診した方が県全体の六五％、精神症状により自傷行為や他害行為を引き起こすおそれがあり、強制的に措置入院となった方が県全体で四六％、措置入院に至らなかったものの緊急入院となった方が県全体で五五％となっております。

以上です。

○古川委員 了解しました。

次に、肥前精神医療センターへの業務委託についてです。

県は、同センターに様々な業務を委託していると聞いておりますが、その業務内容を具体的に教えてください。

○村上障害福祉課長 県では、肥前精神医療センターに九事業を委託しております。

具体的には、精神障害のある方が緊急時に、いつでも精神科医療を受けられるようにするための空床確保や精神科病院の受け入れ調整、アルコールやギャンブルなどの依存症に係る相談や治療、研修会等を実施する依存症対策、そして、災害派遣精神医療チームの隊員を養成するDPAT研修などを行っている

ところでございます。

○古川委員 了解しました。九事業ですね。空床確保、依存症対策、DPAT、様々対応していただいているということが分かりました。

続きまして三つ目です。肥前精神医療センターに対する評価についてです。

日本で三本の指に入るともいわれる同センターの精神医療のまさに最後のとりでとしての役割や、県の様々な業務を受託していただいている状況を踏まえて、県は同センターをどのように評価されているのかお聞きいたします。

○村上障害福祉課長 肥前精神医療センターの精神科救急等につきましては、二十四時間三百六十五日体制で多くの精神障害のある方を受け入れていただいております。さらに、精神科医療に関する専門的な知見を有する同センターでしか担えない様々な事業を受託していただいておりますことに対して感謝しております、本県の精神保健福祉の取組に貢献していただいていると考えているところでございます。

以上です。

○古川委員 二十四時間三百六十五日、また専門的、そして同センターしか担えないというようなところなんですけれども、先ほど県全体の六五％の救急であったり、措置入院が四六％、そういった比率というところでおっしゃられました。私のイメージとしてはもうちょっと大きい数字なのかなというようなところもあったわけですが、ただ、肥前精神医療センターしか担えないというような、今、表現をいただきました。

二十四時間三百六十五日、本当にいつ起きるか分からないというような状況をしつかりと下支えしていただいているというのが同センターの存在であろうかと思えます。もちろん佐賀県のみならず、西日本、遠くは北陸のほうまで、様々なところから患者さんが駆けつけられているというのが、日本で三本の指に入るといふ五百床を超える規模の精神科病院ということになろうかと思いま

すが、とはいえ、患者の七割が佐賀県民であるというような情報もいただいているところでもあります。

そういった中で、例えば、肥前精神医療センターにしか担えないというような部分、こういったものがあるのかお聞かせください。

○村上障害福祉課長Ⅱ専門的なことで委託しているという事業でございますが、先ほど申しました依存症以外には、認知症の患者を支援するセンター等を委託しているところでございます。そのほかにも依存症と精神科救急医療システム事業であったり、心のケア事業等の事業を委託しているところでございます。

○古川委員Ⅱ要は評価についてやけにあっさり言われたなというところがありまして、さらに追加で質問をさせていただいております。

もちろんそのほかにも看護師の養成としても大変重要な拠点でもありますし、それこそまさに医師そのものの育成も担われているわけですが、これに関しては、県立精神病院がそういったものを担うというところではないので、ここを今回の論点にしているわけではありません。ただ、その評価がその程度でいいのかなというところは、私は非常に感じるところなんです、これ以上踏み込んでなかなか厳しい議論になろうかと思っておりますので、それはまた別の機会にさせていただこうかなと思います。

続いて、四つ目です。肥前精神医療センターへの支援についてです。

診療報酬の伸び悩みや慢性的な人材確保の困難さ、光熱費高騰に加え、公益性の高い医療を担っている同センターには、大きな負担が生じていると言った話を耳にしているわけですが、県内の精神科医療提供体制の中核的な役割を担っている同センターに対して、県としてどのように支援をしていくお考えなのかお聞かせください。

○村上障害福祉課長Ⅱ肥前精神医療センターからは、長期入院に伴い診療報酬

が低くなるであつたり、光熱水費が高騰しているといった、委員の御指摘のような声を伺っております。そういった上で経営に大きな負担が生じていると認識しているところでございます。

診療報酬につきましては、長期入院になるほど低くなるという構造的な問題があり、診療報酬の見直しについて国に政策提案を先月行ってきたところでございます。また、国立病院機構であるため、国が責任を持って財政支援を行うべきと考えておりました、同センターへの財政支援につきましても、国に政策提案を行ってまいりました。今後も国にしっかりと政策提案を行ってまいりたいと考えております。

また、光熱費等の物価高騰につきましては、令和七年十一月補正予算に続いて、今議会に物価高騰対策支援金の補正予算案を上程させていただいておりますのでございます。

以上です。

○古川委員Ⅱ県としてどのようなところの検討のほうは、以前からこれは何度も委員会でも一般質問でも取り上げさせていただいている内容ですけれども、何か深まりを感じないというか、国への政策提案、国の責任において、そういったところでの話から一向に前に進まない印象を受けております。

県が本来果たすべき中核的な役割を担っていたら、行政的な責任がある中において、そこを担っていたらということに対しての県としての財政的負担というか、そういったところのバランス、そういうものを考えたときに、国への働きかけは当然必要な話ではありますが、県としてもっと踏み込んで考えることができるのかできないのか、そういったところについて今質問をさせていただいているわけですが、この点について、例えば、庁内でこういった議論、こういった可能性を模索されているのか、言える範囲ということになるんでしょうけれども、その辺りお聞かせください。

○村上障害福祉課長Ⅱ今、庁内でも肥前精神医療センターの経営的なことについて、問題、課題があるんじゃないかということで考えております。それにつきましては、同センターと意見交換をしながら、こういったことができるのかというのを様々な方面から検討している状況でございます。

以上です。

○古川委員Ⅱ意見交換をしていたいて、本当にありがたい話であります。

そういった中で、院長等を含めて、スタッフも含めてですけれども、いろんな話をさせていただく中で、意見交換というところでも、なかなかかなり突っ込んだ意見を言われているのかなとも思うところなんです、例えば、肥前精神医療センター側からこういった御意見が出ているのか、また、県としてそれに関してどうこたえているのか、そういったところ、もうちょっと踏み込んでお聞かせ願えればと思います。

○村上障害福祉課長Ⅱ意見交換をする中において、地域移行、精神障害者の方が長期入院にならないように地域に移行して暮らしていくというようなお話がありますので、そういった方向に向けてこういったやり方があるのか、一人一人、精神障害者の方、個性もありますし、程度もありますので、その方々にどういうふうに対応していくかというのを意見交換して、地域移行、非常に難しい問題だと思います。簡単に地域に行けるような問題ではないんですが、一つ一つ対応しながらやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○古川委員Ⅱありがとうございます。地域移行の話、この部分については前向きな意見交換なんだろうと。地域移行も大変難しい内容だろうとは思いますが、そこに関して私もちょっと実体験を踏まえながら思うところはあるんですが、今日は地域移行の話ではないので、そこは一旦横に置きますが、経営の負担が大変大きくなっているという話、それと例えば、建物の建て替えの計画がもう

ずっと凍結されたまま、そして今は、なかなかそういったものに対して計画的に予算を割いていくような計画が到底立てられないという状況の中、非常に苦悩されているというところを耳にするとところなんです、そういった部分での内容についての意見交換、そういったところで、こういったお話をされているのか、その辺りお聞かせください。

○村上障害福祉課長Ⅱそういった施設の建て替えというようなお話は聞き及んでおります。

ただ、今のところ、国庫補助というような制度もないので、こういった方法があるのかというのを検討しているというか、探しているというか、そういう状況でございます。

○古川委員Ⅱありがとうございます。課長ちょっと大分打合せしましたよね。何か割とその割に答弁がさらっとしているものですか、大分そこから更問いをさせていただいているわけですが、もう本当、何度も取り上げているんですよ。ですから、もうちょっとしっかり向き合っていたければないという思いで今この質問に立たせていただいております。多分今後何度も取り上げていくかと思うので、その辺り、今後ともよろしくお願いいたします。

引き続きなんです、質問続くんですけれども、それでは次、五つ目になります。地方交付税制度見直しと、そういった国への働きかけについてという内容で問わせていただきます。

同センターへの支援については、先ほど、県として厚生労働省に対し政策提案を行っておることは聞きましたし、私も当然承知しておりました。今年も五月二十五、二十六日の日程で上京され、政策提案が行われたことと思います。

ここで、たればの話で大変恐縮ですが、あくまで仮定の話としてです。もしも肥前精神医療センターが県立精神病院であるとするなら、その病床数に応じて地方交付税——この場合は普通交付税になります——の基準財政需

要額が算定されることから、そのお金を病院の運営のための財源とすることが出来るのだらうと思います。

しかし、御案内のとおり、同センターは国立病院機構であります。そして、県が国立病院機構である同センターに財政支援することは、地方交付税——この場合は特別交付税です——の対象とはなっておりませんので、このままで支援というのは県の財政状況からしてもなかなかハードルが高いだろうなということはもちろん理解できます。しかし、だから支援できないということでは果たしていいのだろうかという思いがふつふつと湧いてきます。本来、県が果たすべき責務を肩代わりしてくれているとも言える同センターに対し、県として相応の負担をするべきだという理屈はそれなりに説得力を帯びているのではないかとも思えるのです。

そこで、県の政策提案に話を戻しますが、これまで申し述べたような同センターへの支援を実現するという思いの中で、厚生労働省だけでなく、今述べたような内容について所管する総務省に対して、例えば、制度の見直しを働きかけるといったようなこともあつていいんじゃないかと思うのですが、県の考えをお伺いします。

○村上障害福祉課長Ⅱ委員御指摘のとおり、公立精神科病院につきましては、県に地方交付税措置が交付されるんですが、一方で、国立病院機構である肥前精神医療センターについては、運営交付金が廃止されているというような状況になっております。

そのため、公立精神科病院に対して地方交付税が県に交付される制度はあることを、先ほどおっしゃられたようなことを我々念頭に置いて、同センターに対する財政支援を国のほうに政策提案をやっていきたいと考えております。

○古川委員Ⅱすみません、何か聞き逃したかもしれません。というのは今の総務省に対してということでしょうか、もう一度お聞きします。

○村上障害福祉課長Ⅱそのところは今からの政策提案の内容、どういうふうなロジックを組み立てて提案していくか、委員おっしゃられたようなロジックでいくのか、そういうことを視点に考えながら考えて対応していきたいと考えております。

○古川委員Ⅱ即答できない中でも、そういった厚生労働省だけでなく、総務省も含めてしっかりと制度の見直しということも視野に入れながら、何とか肥前精神医療センターに対して支援ができないか、県として、佐賀県として支援ができないかというところはもともとと踏み込んで模索していただきたいと思っています。国立という言葉が入っているから、国から何か補助が入っていると誤解されている方も多いかと思いますが、今、肥前精神医療センターには税金は全く投入されておりません。その中で、診療報酬による収入という部分で何とか運営が続けられているというのが現状です。数年前までは何とかプラマイゼロぐらいのところまで頑張られておられたんですが、光熱費高騰であったり、また、建設費の計画であったり、そういったものを視野に入れながら検討する中で、大変厳しい状況であるということを聞いているわけです。

その中で、県が果たすべき役割、中核的な役割を担っていただいているというところをもって、そこら辺で県としてもとと踏み込んで支援をしていかないうという思いの中で今質問をしています。

最後というか、更間というか、金丸部長にお聞きます。

部長は財政分野に長らく関わってこられた経歴の持ち主で、財政のスペシャリストでもあると思うのですが、そういった知見も踏まえてですけども、今やり取りしてきたような肥前精神医療センターへの支援、国への政策提案も含め、今後同センターをどのように支援していくお考えなのか、率直な御所見を伺いたいと思います。

○金丸健康福祉部長Ⅱ私の経験も踏まえてお話をさせていただければと思いま

す。

まず、交付税に国立が入っていない理由というのを私も考えてみました。私も財政を扱っていましたので、財政にもルールというものがございいます。その一つに地方財政法というのがございます。

地方財政法には何が書いてあるかと申しますと、国は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないという原則を書かれております。つまり、この原則に立ちますと、交付税の制度をつくっている、法律も総務省がつくっているんですね。この原則に立ちますと、国のものに対して県が負担をするというルールは、原則はしないという前提で、多分そういう交付税のルールがつくられているのではないかというのがあるのかなと、私も国に研修に行つてこの交付税の算定やりましたし、県でも算定をやりましたので、その肌感覚からすると、仮に私たちが支援をしたとしても、それが交付税に反映されるというのはかなり難しいんじゃないかなと、そういう事例を、ちょっと私の知っている限りは事例はないかなというふうに思っております。

お話しいただいた話の中で、私も院長にお話を二度ほど行かせていただきました。して、やっぱり同じ医療をやっているのに、公立には補填する制度があつて国立にはないところ、そういう視点は経営者の立場としてはそう言いたくなられるんだろうなと思います。政策提案の話を課長もしましたが、私も今年行きました話をしたんですが、何かそういう視点を訴えて提案した感じは、僕の中ではそういう意味では足りなかったなと思つています。単におかしくないですかとか、運営交付金なくなったというのはおかしくないですかということじゃなくて、そういう何か、同じことをやっているのに、あなたたちが一方的に手を引いたということに対しては、それは地方にはそういう制度があるのに、国はそういう制度から手を引いているのはおかしくないですかということろまで踏み込んで言えばよかったなと思つています。そういう意味

で、政策提案の工夫というのはまずしないといけないというふうに思つています。

もう一つ、さつき地域移行の話は横に置かれたんですが、僕はそこを実は重要視してまして、診療報酬を見直している理由の一つに、地域移行があるんじゃないかと言われています。これは介護とか医療が、御自宅だとか、施設にずっといるわけじゃなくて、なるべく地元ということを出されているんですけど、これは精神障害者にも同じようなことを国がさせているんです。軽度の方とか、そういう方は地元に戻られたりとかされているんですけど、長期入院される方というのはなかなか受け入れる施設がなくて、実際に私も、隣県とかにそれはどうなっていますかと言つても、なかなかやっぱり進んでいないと。そうになると、結局、肥前の病院のほうに入院されたままになつて、長期入院になるので、診療報酬は減らされる。

国は、地域移行の、そういうふうな状況を知っているのかなと。こういう状況になつて、そういうふうな地域移行をやりなさいと言つて、逆インセンティブとして報酬を、例えば、入院を一年下げているとかいう話になると、国が見込み違いしていないんですかということをお願いしたいと思つたんです。

そういう意味で、今年の政策提案で私が不勉強で大変申し訳なかったんですけど、もし来年私がいれば、こういう本当の佐賀の実態、地域の実態、全国の実態を踏まえて、そういうことをやられたんですかということを政策提案で言っていきたいというふうに思っています。

やはり赤字の原因が、診療報酬としての運営費交付金を引いたことによるもので、そういう意味では、まずはやっぱり国がしたことに対しての責任を負つてほしいという気持ちを国に訴えていきたいと思つています。県としてももちろん物価高騰の交付金みたいにできることがあればやっていきたいと思つています。

○古川委員 非常に真摯に受け止めたような答弁をいただきまして、ありがた

いなという思いがありました。

確かに地域移行の難しさというところは本当に感じております。だから、地域移行を促すような診療報酬の設定になっているところには、いや、分かっているいなというところは本当に感じるんです。

独り暮らしでそういった特性とか、症状を持たれている方、そして、必ず毎日薬を飲んでいかどうかということをどう確認するのかとか、家に行って引き出しを開けると、薬が山の上に入っていて、何したこれと言つと、いや、飲まんほうが調子がいいもんじゃないと言われても、ぞくつとしますよね。

そういったところ、地域移行、また、独り暮らしというような話、また、家族がどう受け入れるか、また、近所の方々との関係、非常に悩ましい課題が山積している中で、先に診療報酬をいじったというところは、本当にもつと国として考えてほしいなという思いも当然あるんですが、ここは県の中での議論なのでというところで、その部分というところはまたほかのチャンネルを使ってまたPRしていけたらなと私自身も思っているところではありますし、部長、今回の視点も踏まえて、来年以降の政策提案のところではしっかりと国へぜひ提案していただきたいと思います。部長がもし来年もいればみたいな言い方をされましたけれども、そこは引き続き頑張っていたきたいと思えますし、機関としてのそういった意思の継続性ということも踏まえて、引き続き頑張っていたきたいと思います。

何とか肥前精神医療センターが頑張っておられる中で佐賀県も寄り添っていきますよというところを理解してもらえように、共に頑張っていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では続きまして、県立特別支援学校の課題改善についてということでお聞きをいたします。

近年、特別支援学校への就学希望者は増加傾向にあるということを耳にしま

す。このことについては様々受け止めがあるかと思えます。ただ、そういった状況の中で、先日、ある県立特別支援学校について、施設や人的体制などについて限界に近づいているというより、限界を超えているのではないかとの声を聞きました。

具体的には、児童生徒の増加に伴う教室不足や、教職員の増加による職員室の過密化、光熱費などの学校運営予算の不足、これは光熱費などによる学校運営予算の不足といった内容でありまして、ひいては教職員の労働環境にも影響が生じているといったような内容でした。

特別支援教育へのニーズが高まっている中で、これらの課題に対しては将来を見据えた対応が必要であると感じました。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、児童生徒数増加への対応についてです。

まず、児童生徒数の推移についてです。

特別支援学校の児童生徒数はここ十年間でどのように推移しているのでしょうか、お聞かせください。

○河野特別支援教育室長 県立特別支援学校の在籍児童生徒数は、十年前の平成二十八年度は千七十一人、令和八年度は千二百九十六人となっており、この十年間では二百二十五人増加しております。

なお、令和七年度は対前年度比で減少するなど、直近三年間では二十四人の増加にとどまっております。

以上でございます。

○古川委員 ありがとうございます。

二割から三割増というような印象なのかなと思うんですけれども、増加の要因についてです。児童生徒数が増加している要因について、県としてどのように考えておられるのかお聞きします。

○河野特別支援教育室長Ⅱ特別支援学校に在籍する児童生徒が増加している要因としては、一つに、特別支援教育に対する保護者や社会全体の理解が進んでいること、もう一点としては、未就学児の健診の充実により、発達の遅れや特性の早期発見につながっていること、これらが主な要因として考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱそうですね、以前は、私がそれこそ小学校のPTA会長とかをやっている時代ですけれども、小学校二年生、三年生ぐらいにならんと、そういったものはというような判断の仕方だったのかなという印象があります。ちっちゃか頃はいろいろすつさいと、二、三年生になってそういった特性が発見されるというもんじゃないと、あんまり早う検診してもねというようなことを当時は言っておりました。ただ、今はすごく早い時期、それこそ未就学児の時点でそういった判断が非常にやれるようになってきたということ、同時に、社会的、また、保護者の理解が進んだということが、そういったところにもつながっているのかなと思うんですけども、今説明いただいたような要因もあって増加傾向にあるということは間違いなく言えることかなということは思っております。

続いて、児童生徒数の今後の見通しです。

令和七年度は減少したというような言葉もありましたけれども、総じて増加傾向にあるのかなとは感じているところなんです、児童生徒数の今後の見通しについてですけれども、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ現在、学齢期の人口は年々減少する中で特別支援学校の児童生徒数が増加しております。ただ、先ほど答弁で申し上げたとおり、直近三年間で合計二十四人の増加にとどまっているというところで、特別支援学校の児童生徒数は、いずれピークを迎え、減少に転ずるものと考えておりますが、その時期というのを見通すのは非常に難しいというふうに考えております。

す。

以上でございます。

○古川委員Ⅱありがとうございます。

確かにここ三年では二十四人増ということで、いずれ減少になるのかなというのはいまにそうかなと、全体が減っていますからね。そういった意味ではそうかなと思うんですが、児童数、生徒数の数というのは割とかつちり数字として出てくるんですけども、その対象となる児童数、生徒数という条件つきということになると、見通しというのはなかなか難しいのかなとは確かにおっしゃられるとおりに思います。いずれ減少するけれども、それがいつなのかというのはまだいうか、判断は難しいというようなところだったと思います。

続いて、施設や人員についてです。

現在の施設規模や人員配置については、今後の特別支援教育のニーズに対応できるものとなっているのでしょうか、お聞きます。

○河野特別支援教育室長Ⅱ児童生徒数の推移などを踏まえ、これまでも特別支援学校の就学区域の変更、あるいは必要となる施設整備に取り組んできたところでございます。

施設整備について具体的には、令和四年度に供用を開始したうれしの特別支援学校の改修工事、これは五教室、大和特別支援学校の教室等の整備については十二教室、そして、令和五年度に供用を開始した中原特別支援学校の教室等の整備、十二教室、令和八年度に開校しました鳥栖特別支援学校の整備については二十四教室などを実施してきているところでございます。

また、人員についても、在籍する児童生徒数等の状況に応じた配置を行っております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱありがとうございます。

それこそ昨日は県内視察ということで鳥栖特別支援学校に行く予定でしたけれども、残念ながら種々の事情の関係で訪問がかなわなかったんですが、開校式には出席させていただいて設備等も見させていただいて、非常に素晴らしい施設ができたなというように思いを持っているところです。

そうは言いつつも、今日はその新しくできたところという話ではないんですけれども、今後の特別支援教育の在り方についてです。

現在の特別支援教育へのニーズの高まりは、特別支援教育に対する保護者や社会全体の理解が進んだ結果でもあろうかということは、今のやり取りの中で受け止めるところではありますけれども、今後の特別支援教育の在り方についてどのように考えておられるのかお聞きます。

○河野特別支援教育室長Ⅱ特別支援教育は、障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援、これを行っていくものでございます。その指導や支援の際には一人一人の教育的ニーズを把握することが必要というふうにされております。

現在の特別支援教育のニーズの高まりがあるという御指摘がございましたけれども、特別支援学校や特別支援学級といった、この就学先については、児童生徒の学びの場に対する様々な意見等を最大限尊重しながらも、児童生徒の将来を見据え、教育的ニーズに適切に応じ、決定していくものとなっております。丁寧な指導があるというだけで就学先を選択するだけでなく、やはり将来を見据えて、学びの場を決定していくものが重要だというふうに考えております。以上でございます。

○古川委員Ⅱ今意見を尊重しながらも、子供のそういう成長機会というものを重視したいというような話でございました。

本当に当然のことかなと思います。就学判断というんですかね、そういった意味で、受け入れる、いや、受け入れないというところの判断も出てくるのかなと思うんですが、そのときに、子であったり、保護者さんであったりの意見は尊重しつつも、その子の成長を第一に願うという視点での判断ということが必要になってくるのかなということは感じておりますし、現場からそういういった声を聞いておりましたので、今、質問をさせていただきました。まさに、今私が聞きたかったことを言っていたのかなと思っておりますので、その子の社会参画であったり、自立であったり、そういったところも含めたところでの成長を願った気持ちというのをぜひ大事にいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いてです。学校施設の狭隘化と教育環境の確保についてです。
教室の利用実態についてお聞きます。

私の耳に入ってきたところでは、教室が足りないというような表現をされたんです、私に教えていただいた方がですね。そういったことを聞いたものから、教室利用の実態について問わせていただきたいなと思ったところなんです。児童生徒数の増加により教室不足の状況にある学校の実態についてどのように把握しておられるのでしょうか、お聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ県教育委員会では、県立特別支援学校に対して毎年度の在籍児童生徒数、そして学級数の調査のほかに、教室利用状況調査を行い、教室不足、あるいは教室の利用状況の実態、こういうものを把握しております。また、学校訪問の際には、学校長へのヒアリングや校内の見学を通して、各学校の実態把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ今おっしゃられるように、学校訪問も含めて、把握に努められているということでした。

生徒一人につき何平米みたいな、単純に言えるような世界ではないと思うんですね。やっぱり子供たちはいろんな特性を持っていて、本当に個性豊かに育っているという状況の中で、広いスペースを必要にする子もいれば、狭くても——狭くてもと言ったら申し訳ないですけど、というような子もいるわけです。そういった中で、実際に現場を見ながら把握に努めているというようなことでございました。

そういった中で、次の質問に入るんですけど、施設の収容能力についてです。今、室長おっしゃられたような把握に努めている中で、現在、施設の収容能力を超えた運用が行われている学校があるのかなのか、その辺りをお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ教室不足の状況にある学校においては、特別教室などを転用して普通教室として使用したり、あるいはそれぞれの児童生徒の特性を十分踏まえて、より教育的な効果上がるような形態、合同で授業を行ったりにしていることで対応しているところです。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ一言で言えば、工夫しながらやりくりしているというように今聞きました。

取りあえずあるものでやっていくというのは当然なんです、教室ではないところを教室として——いや、言葉が悪いかもしれないです。教室不足だから特別教室を教室に使うというような今表現だったのかなと思うんですが、それであるならば、特別教室としての機能という部分を今度またほかの場所が補完していくのか。例えば、ほかに本来使うはずだった、ただ、使用頻度はそこまでないんだけどというような話ではあっても、ほかに使うはずだったものが教室として使用することで埋まっていくというような状況は、ある意味、収容能力を超えているという言い方もできるのではないのかなと、今聞きなが

ら感じたんですけれども、その辺りの判断ですよ。この収容能力を超えないという、超えていないというのは、何なんだろう、禅問答じゃないからあまり聞いてもあれなのかな、ちょっと超えているように聞こえたんですよ。その辺りどう認識されていますか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ収容能力を超えないということの判断でございましたけれども、教室不足というふうなことを今お伝えしましたが、教室不足としては実際ございますので、それについて、各学校において障害の特性に応じて、この辺りは授業の状況に応じて学校の施設を有効に活用していこうということ、それぞれの学校が工夫されているというふうに考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱそういった認識をしつかり持っていてほしいなと思います。現場は工夫しながら、やりくりしている。あくまで許容は超えているんだけれども、工夫しながらやりくりしているというところはしっかりと頭に置いてもらわないと、いや、何かやりくりできとるけん、大丈夫やろうというような判断にならないようにというところだけ言わせていただいているので、じゃ、今すぐ教室をつくつてよとはなかなかないのか、ただ、今、工夫しながらやりくりしているという状況に入っているんだということだけは認識しておいてほしいと思ひまして、質問をさせていただきます。

続きまして、職員室についてです。

児童生徒数が増加するのであれば当然のことですけれども、教職員数も増加するわけです。今回、特別支援教育の支援員さんも含めてですけれども、含めたところでの職員室のスペース不足の声が私に届いたわけです。もうぎゅうぎゅうですと、立ち上がると後ろに座っている先生の椅子にぶつかるので、さつとは立ち上がれません。そうすると立ち上がらんといかぬ。椅子と椅子の間を移動するのなかなか大変ですというような話でした。

また、その支援員さんのスペースも、要はちよつとした、何かちよつと、私の表現がよくなかったみたいですけど、本来あるべき場所ではないところにあてがわれているというような、そういった話も聞いたところです。本当なのか、と思ったんですけれども、このことについての程度把握されているのか、そして、これについてどうお考えなのか。その辺りお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ把握ということでしたけれども、先ほど申しましたように、学校訪問の際にも、各学校の状況はどうであろつかというふうなところは見させていただいているところです。それから、教室の利用状況調査で、普通教室はもちろん調査の中で回答がありますけれども、そういう学校の施設の状況は把握に努めているところでございます。

今御指摘がありました一部の特別支援学校では、配置される教職員数の増加に伴い、ほかの教室などを執務スペース、このようにして転用していることで対応しているところがございます。

今後、特別支援学校の職員室の状況について把握に努めるとともに、学校から相談があれば適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ今、非常に悩ましい判断を迫られているんだというのが聞こえてきました。

教室が足りないときは、特別支援教室等、ほかの部屋を代用して教室として使っていると。職員室が足りなくなったら、ほかの施設を代用して執務室としていると。これはどっちが優先になるんですかね。いや、今の話は、私が聞いた話とは若干違っているから、執務室に充てられるようなスペースがあるなら多分執務室に充てていると思うんですよ。でも、教室を充てていることはやっぱり子供たちが優先ですよ、学校という環境では。そうになると、子供たちのスペースに先に充てるとというのが自然な流れだと思うんですけども、そ

の辺りはどうお考えでしょうか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ先ほど施設設備の整備について進めてきたというふうな答弁を申し上げましたけれども、やはり特別支援学校の整備においては児童生徒数、これに応じて整備をしていく必要があるということで、これを第一に考えてきておりました。

今御指摘がありましたように、職員室、執務室としてのスペース不足については、今後はこの点についても、各学校の状況を見まして、適切になっていくようにぜひ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、廃棄予定の備品という題目になっています。廃棄予定の備品の保管についてということでお聞きします。

これは廃棄予定ではなかったんですけども、まあ、廃棄予定あるいはということでつけ加えさせていただきます。

使えなくなったのに廃棄できずに保管されている備品のことです。備品です。で、十万円超えていて、一応一定期間持つとかんといかぬと。制度上の話なのかと思うんですけども、特別支援学校ですから、それこそ鳥栖特別支援学校の開校式のときに見せていただいたんですが、掃除機を使って部屋を掃除する訓練をやるとか窓拭きの訓練をやる、そういった訓練を生徒たちにさせている――させているというか、そういう訓練をして社会貢献につなげているというふうなことで、掃除機とか、あといろんなものが、トランポリンもあったかなと思うんですけど、当然まだ真新しいものが並んでおります。

そして、今、話をしているところでは、同じように掃除機を教材として使っているんですけども、具体的な話で申し訳ありません。それが壊れていると。ただ、一定期間持つとかんといかぬから捨てることもできないと。ただでさえ、

先ほども取りましたように、場所がないのに場所をとつと。校庭の隅に別の、要は教材というか、遊具のようなものですよね、そういったものを置いたら、今度子供たちが触って振り回したりして危ないからというような話で、スペースがないところに、そういったものを抱えておかないといけないみたいな話がちょっと耳に入ってきているわけですけども、そのまま校舎内や校庭の隅に置かれていて、まず、場所を占有している、それと、子供たちが触ったりしたら危ないといった声があったわけです。

この対応策についてどのようにお考えなのか、その点をお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱこの備品については速やかに廃棄すべきものと考えております。そういうふうな物品があれば、速やかに廃棄されるよう、各学校において未廃棄の備品がないか確認をしております。

今校内において児童生徒が触れる場所というふうな御指摘がございましたけれども、この件を幾つかの学校に尋ねてみたんですが、やはり備品を一時保管する際には安全な場所、学校の中で指定している場所に一時的に留め置き、そして、次の処分に当たるというふうなところで、児童生徒の安全というのはやはり第一に確保されているというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱそうなんです。何か現場とのギャップを感じるんですね。そして、当然、廃棄予定の備品を廃棄すればいいんですよ。それだけの話です。

ただ、まだ期間が残っていて廃棄できないという説明だったんです、私が受けたのはですね。故障している、もしくは型遅れで現場とそぐわないというようなこともあって、写真も見せてもらいましたけど、つらつらと物が並んでおりました。これは備品だから捨てられないんだというような話だった。

例えば、そういったものがあるならば、処分できる期間が来るまで、ほかの場所ですとめて置いておく、ほかのどこか廃校であったり、共通の何か施設で

あったり、学校ではない別の場所にとりあえず考え方もあるかと思うんです。

ただ、今、話の把握的なところで擦れ違っているんで、一応お聞かせください。別の場所で保管するというのもありんじゃないかと思うんですが、どうお考えか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ別の場所への保管というふうなお尋ねでございました。

学校の備品というのは第一に学校が管理している備品でございますので、理想としてはやはりその学校の敷地内のどこかで保管しておくことが理想かなというふうに思っております。

ただ、今、狭い、収容能力がというふうなお話もありましたので、そういう場合にどのような一時保管のようことができるかは、また関係部署とも相談して、学校とも相談して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○古川委員Ⅱよろしくお願いいたします。

そして、今後の学校施設の整備計画についてです。

現状を踏まえたときに、施設の増築や改修、新たな学校整備について、どのような計画を考えておられるのか、この点、お聞きいたします。

○河野特別支援教育室長Ⅱ先ほど各特別支援学校の教室整備についても説明させていただいたところでございます。これまでも特別支援学校において必要な施設整備を行ってきたところでございます。

加えて、大和特別支援学校の児童生徒数増加の対応として、金立特別支援学校に教室棟を整備し、今年の夏休み明けから四十人程度の児童生徒が通学を開始することとしております。

引き続き、各特別支援学校の児童生徒数の推移を見ながら必要に応じて教室不足等への対応を行ってまいります。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ現場の声を最優先で、そういった検討もぜひ引き続き続けていただければと思います。

続きまして、特別支援学校のICT機器についてです。

ICT機器の整備状況についてであります。

児童生徒数が増加するとすれば、ICT機器の整備にも影響すると思われるのですが、特別支援学校のICT機器の整備はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○古賀教育DX推進グループ推進監Ⅱ県立学校では、「誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく学べる佐賀県」、これを目指して、子供一人一人の個性や能力に応じた分かりやすい授業の実現、それと、コミュニケーション能力や情報活用能力の習得、向上、これを目標としてICTを活用した教育を実施しております。

特別支援学校では、他の県立学校と同様に、電子黒板や一人一台の学習用端末を整備していますが、それに加えて、学校の要望に基づいて、児童生徒個々の実態に応じてICT機器を個別に導入しているところです。

このようなICT機器については、例えば、視覚障害のある児童生徒であれば、読み上げ機能を用いて文字情報を確認したり、また、肢体不自由の児童生徒については、視線で文字や絵をかいいたりするなど、そういった様々な形でICTを活用しております。

特別支援学校のICT機器の整備については、児童生徒数の増加に伴い、必要に応じて電子黒板や学習用端末の追加配備をしており、今後とも適切に整備してまいります。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ電子黒板、また一人一台端末、それだけではなくて個々に応じた

ICT機器としていうことで具体的に幾つか例を挙げていただきましたけれども、次のICT機器の保守・管理体制についてということになるんですが、特別支援学校においては、様々な特性を持った子たちが個性豊かな扱い方をするのではないかなということも想定されるわけですが、そういった意味でも、ある意味、故障や不具合が出やすい環境なのかなとも想像しております。教育活動に支障を来さないよう、ICT機器の保守・管理体制はどのようになっているのでしょうか、この点もお聞かせください。

○古賀教育DX推進グループ推進監ⅡICT機器については、更新時期を踏まえ、計画的に更新をしているところです。また、ICT機器が故障した場合、その場合は、ヘルプデスクがありますので、そちらで適切な対応方法を案内して、学校の費用の負担がないように修理や交換を行っているところです。

今後も、単に機器を整備するだけではなく、マニュアルやヘルプデスクなどを含め、ICT機器を円滑に使用していくための仕組みを教職員へ周知し、教育活動に支障が生じないように努めてまいります。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ何か補足せんといかぬような感じだったので。要はそういう保守・管理体制、また、例えば、リース品であればリースの契約の内容、そういったものが現場の先生方に伝わっているのかどうかというところが一つのテーマかなと思っております。先生方が、壊れたな、でも、これは修理できもんなとも思ひ込んだ場合には、当然、報告も上がってきますし、そのまんま何か、それこそ工夫の中でやりくりをされてしまっているというような話を耳にしたもんですから、引き続きというようなことであるんですが、本当に最前線の先生方まで、今のような保守・管理体制、そういったものを伝えていくために、こういったやり方があるのか、その辺りをもうちょっと踏み込んで御説明いただければと思います。

○古賀教育DX推進グループ推進監Ⅱ一般的に、学校では、ICT機器にかかわらず、備品や機材を損傷させた場合には事務室に報告するというのがルールであると思っています。

私たちとしても、これまでマニュアルやヘルプデスクというのを教職員へ周知していたところでして、今年度、また電子黒板を現場に配備することになると思いますので、そういったところでまた改めてヘルプデスクを周知するとか、あと、先生方の校務用パソコンのデスクトップにはヘルプデスクのアイコンもありますので、そういったところを積極的に働きかけを行って伝えていきたいと思っています。

以上です。

○古川委員Ⅱありがとうございます。

そういったところ、それこそヘルプデスクでは学校の負担がないように配慮されているというような説明もいただきました。そういったところも含めて先生方にもぜひ把握していただいたほうがいいのかなと思います。

ちようどお昼ですので、一旦ここまででいいですか。

○青木委員長Ⅱそれでは、暫時休憩します。十三時十分をめどに委員会を再開します。

午後零時 休憩

午後一時十分 開議

○青木委員長Ⅱ それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○古川委員Ⅱ それでは、引き続き質問をさせていただきます。

続きまして、特別支援教育予算の充実にについてです。

まず、学校運営予算についてですが、特別支援学校に配分される学校運営予算は、過去どのように推移しているのでしょうか。

正直なかなか厳しいというような声も今回お聞きしたわけですが、児童生徒数の増加に応じた予算措置が行われているのでしょうか、お聞かせください。

○本多教育総務課長Ⅱ 特別支援学校に配分する学校管理運営費は、令和七年度までは八校、令和八年度からは四月に開校した鳥栖特別支援学校を加えた九校分を予算措置しています。

特別支援学校の直近五年間の学校管理運営費は、令和四年度が約二億七千五百万円、令和五年度が約二億八千五百万円、令和六年度が約二億九千四百万円、令和七年度が約三億一千万円、令和八年度が約三億六千二百万円となっております。

学校運営上、新たに必要となった経費等を考慮し、毎年約一千万円増額しており、令和八年度においては、鳥栖特別支援学校の開校もあつて約五千二百万円の増額となっております。

児童生徒数との関係についてですが、児童生徒数の増加に応じて教室棟や作業棟の増築などを行っております。これに伴う光熱水費や清掃費、警備委託や施設整備の保守点検委託、各種消耗品といった必要経費の増についても見込んだ上で予算措置を行っております。

以上です。

○古川委員Ⅱ ありがとうございます。

増額が行われているということですが、令和八年度は別としてどうか、五千万円ほど増額ということで、それまでは大体年間一千万円増ということですが、当時は八校に一千万円ずつ増というと、単純に割ると百何十万円かずつ上がっているというような受け止め方になるかと思えます。

こういった面も踏まえながらですが、光熱費負担の増加というものは著しい部分があるかとは思いますが、現場からは、暑くてエアコンは動かしてほしいけど、エアコンが動いていると、これでまた予算が食われるみたいな、何か抑制感というか、そういったものが身にしみついてしまっているような、いや、そこはそがん心配しよつたら先生方、いや、そこは我慢するところの限度を超えろというような感じを聞きながら、受け取ったんですけれども、こういった光熱費負担の増加によって、ただでさえ厳しい予算が圧迫されてしまっているといった現場の実態について、学校運営予算の配分にどのように反映をされているのか、この点をお伺いいたします。

○本多教育総務課長Ⅱ 特別支援学校においては、児童生徒の障害特性や健康面への配慮から、空調設備の適切な使用が不可欠であるなど、他の県立学校に比べて光熱費の負担が大きいと認識しております。

特別支援学校へ学校運営上必要となる経費を予算措置する際には、特に空調使用に係る光熱費が不足しないよう配慮しているところです。

学校現場からは、光熱費に関するそうした予算措置について、大変助かっているとの声も届いております。

また、当初予算の配分後においても、学校運営上必要な経費が不足する場合には、各学校の状況を確認しながら、追加の予算措置を講じるなど柔軟に対応しているところです。

以上です。

○古川委員Ⅱ今、それでも不足する場合は柔軟に追加ということも念頭にあるというようなどころで非常にありがたいなと感じたところですが、当然のことながらというか、そういった電気を使うと予算が圧迫されると先生方が、何というかな、負担に感じる部分があるという声の中で、当然のことながら、光熱費以外についても、教材整備費であったり、修繕費というものが不足しているというか、不足しているんじゃないかなと思うという現場の声が聞こえてきております。消耗品に関しても全然気軽には買えないと、あまり気軽に買われてもというのは当然あるんですが、ちゃんと必要に応じて買ってもらわないといけないんですけれども、必要に応じてにも達していないような話も聞こえてきているわけです。こういったことへの対応はいかがでしょうか、お聞かせください。

○本多教育総務課長Ⅱ教材、教具等の不足ということでもよろしいですか。

教材、教具等を整備するための教材整備については、学校管理運営費とは別に予算を措置しております。また、公用車等の修繕費等があれば、そういったことについても学校管理運営費の一部として所要額を配分しております。

これらの経費についても、各学校から要望を聞いた上で必要な予算措置を行っており、また当初予算の配分後においても、追加の措置が必要なものについては追加配当を行うなど柔軟に対応しております。

○古川委員Ⅱありがとうございます。

今後の対応という部分についてですけれども、繰り返すようで恐縮なんですが、端的に言ってしまうと十分な予算が配分されていないのではないかと思います。年度でもし不足するようなことがあれば、そこに関しても柔軟に追加しますよというような話を伺って、非常にありがたいなと思いつつ、何でじゃこういった現場とのギャップが生まれるのかなというところに少々やはり疑問

が残るところでございます。

それはちょっと次の問いのほうで触れていこうかなと思うんですが、一旦この予算配分についてという現場の声に聞かせていただいても、今後、今までどおりということであれば、こちらにも聞いている意味もないので、この質疑をきっかけに何か検討しようかなとか変えようかなということがもしあれば、そういったものも含めて、今後どのように対応していただけるのか、お考えをお聞かせください。

○本多教育総務課長Ⅱ年間必要な学校予算については、年度当初に必要な額をまず予算措置しておると思っております。その後の状況により、予算が不足する場合には、学校現場から相談をいただければ、こちらで対応をしたいと考えております。

予算が不足していると現場の教職員がもしも感じられたならば、まずは学校の事務室へ相談してもらえれば、こちらとしても、できる限りの対応をしたいと考えております。

○古川委員Ⅱ基本的には、節約することはいいことだというような頭が念頭にあるというのは、それはそれで悪くないというか、ある意味正しい視点であろうかとは思いますが、何かそういった声を事務所からでもいいんですけども、上げづらい雰囲気というところにも配慮が必要なのかなというところを感じるわけです。足りないんだけど、これは我々の努力不足かなと思わせるようなところの、ちょっとその線引きというか、判断が難しいのかなとは思いますが、そういった意味においても、言ってくればやりますよというスタンスから、もうちょっと踏み込むべきなのかなと。

次で紹介はしますが、いや、今回聞いた内容がなかなか衝撃的だったので、そういったことにおいて相談があれば、当然対応しますということから、何か言いつらかったかなと思わされているような節が何か自覚というか、認識が

ありましたら、その辺りどうお考えなのか、少しお聞かせください。

○本多教育総務課長Ⅱ年度途中で予算がもしも不足した場合に備えて、例年九月に各学校に対して、その後の状況の変化で予算が不足しないか照会をしておりますので、こちらからも不足していないかというのは気を配っております。

あと、また予算の不足に関しては、各学校で過不足あるかと思っておりますので、まず学校で少し意見を集約していただいて、こちらに相談いただくことも大切ではないかと考えております。

○古川委員Ⅱぜひよろしく願っています。

いや、使え、使えと言うわけにはいけないのは重々分かってるので、その辺りよろしく願いをいたします。

続きまして、教職員の労働環境についてです。

今回、空調利用の部分に絞った話になろうかと思うんですが、空調利用に当たってはデマンド値、デマンド設定とかよく言いますが、デマンド値の監視をしている中、当然のことながら児童生徒の教室が優先で、そこを優先した結果、職員室の空調をなかなか利用できない実態があるとの声を伺いました。エアコンを動かさないので、シャツを一日五枚変えながら乗り切ったとか、首に保冷剤を巻いて何とかしのいでいるとか。結果、職員室には誰も近寄りたがらなくて、できる限り教室で過ごそうとする。

先月五月に関しては昼間一回だけエアコンが入った。冬は着込めば乗り切れるが、夏は本当に厳しい。職員室は人がぎゅうぎゅうで、パソコンも熱を出しているの、非常に苛酷だと。エアコンが動かない中、扇風機を回したところで熱風が来るというような話を伺ったわけです。正直衝撃を受けました。そんなことがあっていいんだろうかと。

これはちょっと余談になってしまいます。車のエアコンも去年から壊れているという話もありました。窓全開で走っていてもどうにもなりません。

そういった声のある中で、子供たちのために一生懸命に頑張っていただいてる先生方を、そんな環境で働かせることが果たして許されるのか、そういった思いを持ちました。

私は、先生たちを本来の仕事以外のことで煩わせている物事をできる限り取り払って、子供たちとしっかり向き合える環境づくりに邁進したいとの強い思いで聞いております。

健康を損なわないことは当然のことですし、子供たちと向き合える環境、つまり仕事に集中できる環境をしっかりとつくっていかねばならないという思いの中で、今回は空調の利用が適切とは到底思えない事例を聞いたわけですが、でも、まず、こういった状況は把握しておられましたでしょうか、お聞きます。

○本多教育総務課長Ⅱ光熱水道予算については、先ほども申し上げましたとおり、令和八年度を具体的に申し上げますと、各学校から必要な光熱費を見込んでもらいまして、ほぼその全額を予算措置して当初配分しております。

昨年につきましては、年度途中でそうした光熱費の予算が不足するという御相談があった際には、追加で予算措置した事例もございます。

以上です。

○古川委員Ⅱ例えば、光熱費について、先ほども言ったように、デマンド設定されていますので、例えば夏場、そういう警報が鳴って、今使い過ぎているという場合には、どこか教室止めるとか、そういうようなことを企業でもやりまされども、そういったことにおいて、当然、教室は優先しなきゃいけないと、五時半までは子供たちがいるから、五時半までは完全に教室を優先すると、すみません、失礼しました、十五時半です、午後三時半、十五時半までは教室を優先、その後だったら、職員室つけようかみたいな話もあっていったように伺いました。

ですから、必要な措置を講じて要求に応じて満額払っているというような今説明でしたけれども、そもそもがデマンド設定で切り詰めていますので、その設定もそこがいいのかという議論も当然あるかと思っています。

「子育てし大県」^{（さが）}として、当然、子供は大切に育てていくけれども、それに関わる大人は我慢しなきゃいけないのかというところは、そんな思いは決して持たれていないということは当然理解して分かっております。ですから、このギャップをどう埋めるのかということなんだろうということなんですけれども、そのギャップというのは、結局、我々議員が聞いてこなきゃいけないのかなという使命感という部分も当然ありながらも、何かこれはシステムのクリアできないのかなという思いがあって、当然県としては、いや、予算は言われたまんま渡していますよという認識でしょうけれども、でも、現場は今紹介したような現場になっている、全部ではない、当然そうです、全部ではないです。ただ、そういうことがあるということはやはり県としてもやっぱり把握しておくべきかなと感じたので、強めの言葉で恐縮なんですけども、伝えさせていただきます。

この空調利用について各学校へ何らかの通知や指導等は行っておられるのでしょうか、お聞かせください。

○本多教育総務課長 Ⅱ過度な節電等により学習環境や勤務環境に支障が生じることのないよう、空調設備の適切な使用について各学校に通知をしております。

電力契約では、一定期間の最大需要電力、いわゆるデマンド値に基づく基本料金が決定されることから、各学校ではデマンド値が大きくなり過ぎないように日常的にデマンド値の監視を行っております。

ただし、児童生徒、教職員の健康が優先されますので、デマンド監視装置の警告音が発せられたとした場合であっても、必要があれば空調は使い続けても構いません。

空調設備を適切に使用した結果、デマンド値が大きくなり、光熱費が上昇して予算が不足する場合には、教育総務課へ相談するよう、あわせて各学校に通知しております。

○古川委員 Ⅱこれを機に、そういったところの徹底というか、しっかり浸透を図っていただけるように、よろしく願いをいたします。

それでは、最後です。今後の特別支援教育についてです。

県教育委員会は、現在の特別支援教育の環境をどのように評価しておられますか。学ぶ側、働く側、両面からの視点があればなおよいのですけれども、その点からお聞かせ願えればと思います。

また、今後増加が見込まれる、いつかは減少に転じるということですが、でも、特別支援教育ニーズに対し、どのような将来像を描き、施設、人員、予算の充実を図っていられるお考えなのか、最後にお聞きます。

○甲斐教育長 Ⅱ今後の特別支援教育についてお尋ねがございました。

まず、施設に関してですけども、これまで特に知的障害のある児童生徒数の増加ということがございました。その増加が顕著であった特別支援学校について、児童生徒数の推移、教室の使用状況を踏まえて、本校の整備であったり、分校の設置などによって対応してまいりました。令和四年度以降、改修工事や増築などの整備を行った箇所は、直近の鳥栖特別支援学校をはじめ、うれしの、大和、中原、金立五カ所ございます。

現時点でなお不足する部分というのは答弁の中でもございましたけれども、学校現場の工夫により対応しているところ、そういう現状がございます。

今後の整備につきまして、毎年度の在籍児童生徒数の変動の状況や中長期の推測、この正確な推測というのがなかなか難しい面もあるんですけれども、見通しを持って計画的にしっかりと検討してまいります。毎年度、その現場の状況と照らし合わせながら考えているところです。

また、人員につきましては、教育職員はもとより、介助員や特別支援教育支援員、あるいは医療的ケアの看護師、教員業務支援員などが連携しまして、チームで日々の教育活動に当たれるように、児童生徒数に応じて人員を配置しているところでありまして、これにつきましても今後ともしっかりと充実に取り組んでまいります。

また、教科指導の充実をさせたいという思いもございまして、その観点から、今年度の教員採用選考では、中学部や高等部での理数教科ですとか技能教科を重点的に採用したいと考えておりまして、今後、教科の学びという面も大切にしていきたいというふうに考えております。

予算も先ほどございまして、学校の運営予算について御懸念の点について教育総務課長からる答弁を申し上げたところでございます。予算に関して、職員の方が日頃負担に感じたお声ということで御紹介があったというふうに思います。

学校内で事務室に伝えてもらっていたらという思いも私たちもちろんございます。そうしますと、すぐに対応ができたのではないかと、教育委員会事務局に相談していただいたら解決できたんじゃないかという思いも持っております。

そうした実際に感じられた職員の思い、それは思いとしてしっかり受け止めながら、学校内でコミュニケーションがよく図られるようにということと、また、教育委員会事務局においても、これは職員が学校からの話をただ待つのではなくて、今も積極的に問い合せたりですとか、現場に出かけたりなどしているところではあります。

今後とも、この辺りの意思疎通というのは丁寧を図って対応してまいりたいと、学校現場を支えていきたいと考えています。

いずれにしても、光熱費負担の増加をはじめとする学校運営費、これにつきましても、必要な経費について、実情、要望を把握した上でしっかりと対

応していきたいと思えます。

私も学校に行った際には、子供たちの学びの様子ですとか先生方の様子というのを実際に見ながら、学校が抱える課題、意見、思いなどについて聞いてきているところではあります。

やっぱり特別支援学校というのは、先ほど少し申し上げましたように、多職種の教職員の皆さんがチームとなつて、児童生徒一人一人の特性、日々の体調であつたりとか、表情とか、ちよつとした変化、そういったところのサインをキャッチしながら、一人一人の教育ニーズを支えているということ、それが児童生徒の豊かな学びにつながっているということを実感しておりますので、教職員の働く環境、児童生徒の学ぶ環境の充実に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○古川委員Ⅱ なるありがとうございました。そういった思いで引き続き教育環境の充実にぜひ努めていただきたいと思います。

今、教育長からも御紹介あつたように、非常に繊細な部分で、先生たちも神経をとがらせてという言葉はどうかと思うんですけど、よく見ながら、よく聞きながらという感じでやられているので、だからこそ、やはり環境を整えてあげたいなという思いがありまして、しかも、おっしゃるとおりなんですよ、事務室に言ってくればなど。でも、そこが言っても無駄かものと思わせている節がないのかというところも、県側は県側でしっかりとそこら辺を顧みながら、よりよい環境づくりについて一緒に向上を図っていけたらと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます、質問を終わります。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ 皆様お疲れさまです。「自民党ネクストさが」の一ノ瀬裕子です。

今年度の県政の施策のポイントの三つ、高齢者、女性、教育というふうに掲

げられておりますけれども、そのいずれもがこの文教厚生常任委員会に関わる分野だったんだなというふうに思っております。この一年、ここにいらっしゃる皆さんの頑張りが特に光る一年になると思っております。また、私もこの委員会に所属している職責を果たすべく、一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は三つの質問をさせていただきます。

一問目は、女性相談支援体制についてです。

最近、配布されましたこちらの「さががすき。」の七月号、(資料を示す)この表紙に大きく「SAGA×WOMAN EXPO2026」が取り上げられておりました。「暮らしも仕事も自分らしく 一人一人が思い描く人生を応援!」。

県が進められている輝ける女性施策を重点施策として、全県に発信しているという県の強い思いが伝わってくるようで、こうした姿勢、取組、大変うれしく感じております。

また、「いろんな価値を認め合う それぞれの思いがかなう」というふうにあります、この「SAGA×WOMAN EXPO2026」きっかけとして、女性だけでなく、誰もが自分らしく生きられる社会を佐賀からつくってほしい、その包摂的なメッセージが県民の皆さんに届けばというふうに願っております。

一方で、そのような場にたどり着くことが難しい女性たちがいます。DVやセクハラ、モラハラ、家庭問題、生活困窮など、様々な困難や生きづらさを抱え、誰にも相談できずにいる方々、あるいは相談を必要として一步を踏み出された方々への支援も同じように重要であると考えています。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されて二年が経過をいたしました。現在、県の女性相談の常設相談窓口としては、県総合福祉セ

ンター内にある佐賀県女性相談支援センターと、女性総合相談をはじめDVや各種相談窓口を有するアバンセ、この二つがあり、いずれも多くの相談に対応をいただいております。

現場で相談対応に当たる相談員の方々は、多種多様な様々な、そして、複雑な悩みを抱えた女性一人一人に寄り添い、必要な支援へとつなぐ極めて重要な役割を担っていらっしゃいます。その業務は、高い専門性が求められる一方で、精神的負担も大きい高負荷のケア労働と言えるかと思います。また、相談内容の性質上、相談者の安全、あるいはプライバシー保護の観点から、守秘義務があり、秘匿性が重視されるために、相談員の方々が抱える負担、あるいは困難などの実態は、外から見えにくく、これまで十分に可視化されてこなかった面があるというふうに考えております。

加えて、施設や委託先によって、雇用形態や研修期間に差があることも相談員の疲弊を招く要因となっているように私は感じております。特にアバンセでは、事例検討やグループトレーニング、また、スーパービジョン、これは相談員の方一人で問題を抱え込むことなく、また、支援の質を高めるために経験豊かな専門家から助言を受けることですが、このスーパービジョンなどスキル向上の時間の確保が難しい状況も見受けられます。

また、相談員の燃え尽き、バーンアウトは全国的な問題ですが、相談員自身の心のケアとしてカウンセリングを受ける時間も限られ、個人の頑張り、個人の善意、あるいは相談員同士の支え合いに大きく依存しているのではと思われる状況も見受けられます。相談員の方が頑張り過ぎて疲弊し、あるいは不安定な雇用を理由に、志半ばで現場を離れることになれば、結果として、支援を必要とする女性への支援体制そのものが弱体化しかねません。

女性相談の仕事に携わりたい、人に寄り添うことを大切にしたい、人を救いたい、また、女性を救うことがその子供、あるいは家庭をも救うことになる、

そういう熱い思いで相談員を志す方々の志を支え、安心して学び続けながら長く働くことのできる環境、また、若い人もこの相談員の仕事を志せるような環境を整えることがとても重要で、相談者にとっても安心感のある女性相談支援につながると思っています。

そうした観点から、女性相談支援体制を将来にわたって持続可能なものとしていくために、次の点について伺ってまいります。

一点目は、女性相談窓口の位置づけと役割についてです。

女性相談支援を行っていく上で、県では、女性相談窓口をどのように位置づけ、その役割をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○**広島こども家庭課長** 県では、県女性相談支援センターとアバンセの女性総合相談窓口を中心に、市町や民間の支援団体など関係機関と連携し、困難を抱える女性の支援を行っております。

このうち県女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、県に設置が義務づけられている支援機関となっております。

県女性相談支援センターでは、安全確保のための一時保護や自立に向けた住まい・就労の支援、女性自立支援施設への入所支援など、緊急性が高いケースへの専門的な支援を行うという役割を担っております。

一方、アバンセについては、悩みを相談したい、まず、話を聞いてほしいという方が、相談しやすい窓口として女性の日常生活全般の悩みや相談に幅広く応じる役割を担っております。

以上です。

○**一ノ瀬委員** ありがとうございます。センターと、そして、アバンセについて御説明いただきました。

県民から見ると、この窓口というのは同じ女性相談窓口というふうに見える

んですね。今緊急性が高いものがセンターというふうにおっしゃいましたけれども、相談を受けてくださる内容、県民がこの相談だったらこちらに、この相談だったらこちらにというふうに分かれているのかどうか、その受付の状態というものを確認させてください。

○**広島こども家庭課長** この二つの機関においてどういった相談をどちらの機関が受けるのかというのは特に決まっておりませんで、相談内容というのは、委員のおっしゃったとおり、いろいろございますので、その方が一人で抱え込まずに、自分に合った形で相談できる窓口というのが複数あることが望ましいと考えております。そういったことで、県としてもそういった窓口は必要だと考えております。

以上です。

○**一ノ瀬委員** ありがとうございます。受ける相談内容には違いはないということ、各地にいろんな窓口が置かれているというようなことかなというふうに思います。

それでは、女性相談窓口の運営について伺います。

この女性相談窓口、佐賀県女性相談支援センターとアバンセ内に置かれている女性総合相談窓口、それぞれの運営はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○**広島こども家庭課長** 県女性相談支援センターは、佐賀県総合福祉センター内にありまして県の直営で運営しております。相談時間は、原則、月曜日から金曜日の平日九時から十六時半までとなっております。ただ、先ほど申しましたとおり、センターではDV被害者等の安全確保のための一時保護にも対応していることから、緊急度の高い事案には二十四時間対応する体制を取っております。

次に、アバンセの女性総合相談窓口の業務については、「公益財団法人佐賀県

女性と生涯学習財団」に県が業務を委託しております。相談時間は、火曜日から土曜日の九時から十八時まで、水曜日は二十一時までとなっております。日曜日、祝日は九時から十六時半までとなっております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。県直営のセンターと、そして、財団に委託をしているアバンセの二本立てで佐賀県の相談窓口は成り立っているということですね。全国的にこの相談体制を見ますと、県直営、都道府県直営のもので集約をしているところと、民間、あるいは財団などとの協働型と、あるいは民間に全て委託している、この三つのパターンに分かれるのかなというふうに思いましたが、佐賀県は直営と委託とこの二本立ての体制だということをお示しいただきました。

さてそれでは三点目、女性相談窓口の現状について伺ってまいります。

県の総合窓口における女性相談の件数、令和七年度はおよそ三千九百件とのことでした。この三千九百件の相談をこの二つの窓口で御対応いただいているということになります。

それぞれの窓口について伺ってまいります。

まず、佐賀県女性相談支援センターについてです。

令和七年度の相談実績についてですが、相談の件数及び相談内容はどのようなものかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県女性相談支援センターの令和七年度の相談件数は約七百件となっております。

相談内容は、DVや家庭・生活全般の悩みなど様々であるんですけども、生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、安全確保のための一時保護を行うケースに大体年間十件から三十件程度対応しております。

この一時保護を行った場合は、相談者が置かれている状況を詳細に確認しま

して、自立に向けた住まいや就労の支援、医療機関、裁判所等への同行支援、必要に応じて女性自立支援施設への入所措置を行うなど、一時保護の解除に至るまで継続的な支援を行っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ裁判所への同行支援なども含まれるということでした。年間二十件から三十件ということをお答えいただきましたが、ちなみに昨年度は何件だったのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ令和七年度の一時保護ですけれども、十件となっております。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

それでは、女性相談に当たる職員について伺ってまいります。

女性相談に当たる職員の配置数、勤務年数はどうなっているのか。また、職員に求められる資質はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県女性相談支援センターでは、常勤職員二名と非常勤の会計年度任用職員四名の計六名を配置し相談業務に対応しております。このうち会計年度職員四名は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、県に置くことが義務づけられております女性相談支援員として配置されております。

相談員の経験は様々ですけれども、従事期間が長い方では五年目の方もいらっしゃると思います。

センターが対応する一時保護の対象となるような緊急性の高い相談者の中には複数の問題を抱えていらっしゃる方もあり、問題の解決と自立に向けて、関係機関と連携した専門的な支援が必要となります。

職員には、相談者の立場に立って関係機関との連携を図りながら、必要な福祉施策につなげていく力、調整能力が求められると考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。長い方では五年目の方がいらっしゃるというようなお答えいただきました。そして、常勤の職員さんが二名、非常勤の方が四名ということですが、女性相談支援員としては四名の方が法律に基づいて配置をされているということです。

相談対応には四名で当たっていらっしゃるというふうに認識をしておりますが、その状況はどのようになっておりますでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ相談員は四名なんですけど、常勤職員二名と常時大体同じ事務所におりまして、そこで電話相談であるとか、あと、来所の相談であるとか、そういったことに対応しております。その場合、単独ではなくて複数人で対応するなど、相談員一人に負担がかからないような形を取っております。以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、整理しますと、七百件の相談がありまして、そして、一時保護のことは令和七年度は十件ありまして、それに対して六人の職員さんで相談対応に当たっていただいているということでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この職員配置数の受け止めについて伺います。

相談対応の現状から見た女性相談に当たる職員の配置数について、どのように受け止めているのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県女性相談支援センターは、先ほど申しました一時保護などの緊急性の高い事案に対応する役割を持っております。夜間、休日の対応が必要な場合には県の常勤職員が対応しておりますけど、相談員の方には、一時保護中の女性の心身の安全に配慮しつつ、本人の意思を尊重し、関係機関と調整しながら伴走支援を行っていくという難しい役割を果たしていただいていると認識しております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。配置数の受け止めについては今御答弁いただきましたか。そこがはっきりしなかったので、もう一度お願いいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ現状の人員配置で運営はしておりますけれども、それが適正なのか、今後状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは続きまして、職員の方のケアについて伺います。女性相談に当たる職員の心のケアについてセンターではどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ日々の業務の中では、電話相談の内容を職員間で共有し、相談内容や助言した内容に関する検証を行うなどにより、経験の浅い相談員の負担軽減に努めております。

加えて、センターでは年に二回個別に相談員との面談を行い、業務における悩みや体調に関する不安を聞き取り、助言を行っております。

一時保護を行う場合など難しいケースについては、複数の職員によるチームで対応し、一人の相談員に負担が偏らないよう工夫をしております。

また、常に職員間でコミュニケーションを取りながら、難しい対応が必要な状況にある場合は、周りが気づける職場環境づくりに努めております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ心のケアとしては、職員さんによる面談が年に二回ということでした。

それでは続きまして、職員のスキルアップについてお尋ねをいたします。女性相談に当たる職員の方は、非常に専門性、あるいは経験など求められるところかと思えます。スキルアップについてはどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ職員のスキルアップに向けましては、DV関係機関の相談員向け研修、これは年に五回程度参加しております。それから、厚生労働省が主催する全国の女性相談支援員を対象とした研究協議会への参加、それから県弁護士会と女性相談支援員の合同研修会などの研修に参加する機会を確保しております。

また、県においても女性支援に従事する関係機関が出席する支援調整会議や女性相談支援員に向けた研修会を開催し、スキルアップに取り組んでいるところです。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ今各種の研修を言っていました。参加の機会を確保しているということですので、それぞれ参加がきちんと果たされているということでしょうか。——ありがとうございます。

それでは続きまして、アバンセの女性総合相談窓口について伺ってまいります。

まず、令和七年度の相談実績についてですが、令和七年度の相談件数及び相談内容はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセの女性総合相談の令和七年度の相談件数は、およそ三千二百件となっております。

相談内容は、DVに関する相談が全体のおよそ三割を占めておりますほか、心身の問題や親族関係、生き方、離婚などの相談がございます。

また、相談の中には、様々な悩みが複雑に重なり合ったものも多く、相談者が抱える課題の複雑さ、多様さがうかがえる状況となっております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。三千二百件ということですね。

それでは、女性相談に当たる職員の配置数、勤続年数はどのようになっていますか。

のか。また、職員に求められる資質をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱまず、職員の配置数についてですが、アバンセには現在、常勤の相談コーディネーターが一名と、それから非常勤の相談員九名が在籍しております。

相談員については、時間帯にもありますが、基本的には一日四名体制で相談をお受けしているところでございます。

勤続年数については、長い方で十二年にわたって従事していただいている方もいらっしゃると思います。なお、アバンセでの勤続年数が短い場合でも、他の相談窓口での経験を重ねてこられた方もいらっしゃいます。

職員に求められる資質についてですが、相談者の思いに丁寧寄り添い、また安心して話していただけるような傾聴力であったり、コミュニケーション能力が重要であると考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございました。

長い方では十二年ということで、全体では九名ということでしたが、この方々の勤務日数というのは、それぞれということかと思えますけれども、その確認をさせていただきます。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ勤務日数についてですが、月十六日勤務の方が五名いらっしゃいます。それから、月八日、週二日の方が二名、それから月四日、週一日の方が二名いらっしゃいます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

確認ですが、求められる資質ということで伺いましたが、これは先ほどのセンターにも関わるところですけれども、それぞれに、ほかのところでも

談の経験をされてきたことがあるということもございました。特にこういう資格が必要だと、そういうところはないのではないかとというふうに認識をしておりますが、それぞれセンターとアバンセと何か相談を受けるに当たって、こちらの相談支援員であるということについて違いがあるのかどうか、確認をさせていただきます。お願いいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県の女性相談支援センターでは資格は特に求めておりません。

以上です。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセにおきましても、特に資格等は求めておりません。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

七百件の相談がセンターのほうに来ていて、そして三千二百件の相談がアバンセのほうに来ていてというのが、これが現状です。それに対して、十六日勤務の方が、センターのほうは六名いらっしゃって、そしてアバンセのほうは五名、月八日勤務の方が二人、四日勤務の方が二人ということで、これは勤務数を十六日で換算いたしますと、アバンセは九人配置ということですから、六・五人ということになるかなというふうに思います。この人数を今同じような相談を受けられて、資格もそれぞれに必要なというこの状況で、相談を受ける数にすごく差があるというふうに思っております。

まず、七百件の件数を六人で受けていたら、一人当たり百件ちょっとということになるかと思えます。それに対して年間三千二百件の相談を六・五人で受けているというふうに計算をいたしますと、一人当たりは四百九十二件受けているということで、センターで受けていらっしゃる数よりも五倍に近いような数をアバンセの相談員さんは受けているというようなことになるかと思ひ

ます。

まず、このような状況を把握されているのかどうかというところ、そして体制として十分だと考えていらっしゃるのかどうかというところを、受け止めて聞かせてください。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ職員の配置数の受け止めの前に、そのような二つの窓口があつて、それぞれ相談件数に違いがあるというところは承知しております。それだけアバンセの相談窓口が認知されており、そちらに気軽に相談したいということで来ていただいている方が多いというふうに受け止めております。

また、職員の配置数についての受け止めですが、単純に計算をいたしますと、一日当たり大体平均で十件程度の相談が来ているということになります。

ただ、相談の内容が非常に幅広く、誰に話を聞いてほしい、誰かに聞いてほしいというものもあれば、またDVや複合的な困難な状況を抱える重たいケースまで様々ありますので、一件の重さ、それにかかる時間というのは非常に時間を要するものがあるということも承知しております。また、そういう相談を受けることで、相談員の方たちが非常に御負担を感じていらっしゃるというお声のほうも聞いております。

そういう中で、限られた人数の中で、相談員の皆様方には、日々強い使命感を持って真摯に御対応いただいていると思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

今の御答弁で、話を聞いてほしかったというものが多数ですというふうに言われると、それは違うなと思つていたんですけども、そういう方も一部はいらっしゃると思いますが、それで終わることはほばないというふうに聞いておりまし

て、先ほどおっしゃったように時間がかかるものもあるというのが、本当にこれが事実、現状かなというふうに思っております。その中で本当に頑張っている。

県が委託先の給与の水準などについて介入すべきではないということ、私も理解をしておりますが、同じような業務に携わりながら負担があまりにも違う、そして給与に関しては、私の試算でございますが、年間ベースで言いますと、委託先のほうが三十万円から百万円ほど安いというような、そういう差が生じているというふうに承知をいたしております。

こういった処遇の違いというところは把握されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセのほうの財団に委託しておりますが相談者の人件費につきましては、県は財団に対して男女共同参画に資する様々な業務を委託しており、相談事業もその中の一としてお願いをしているところでございます。

相談事業の人件費は、県が財団に委託している業務の委託料の中から財団内の規定に基づいてお支払いされているものと認識をしております、具体的なところは今のところ把握できておりません。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

申し添えておきますけれども、この相談員の皆様方というのは、相談された方々がDVと認識をしていらっしゃる方もいらっしゃるもので、これはDVですよというような、このDVの構造というものをきちんとお教えしたりとか、あるいは心の負担を軽くするような心のケアというものを電話で傾聴しながらなさっていたりします。

資格は要らないということでしたけれども、本当に経験と、あるいはDVに

対する正しい知識、あるいは価値観を持っていることが非常に大事だということとで、さらにそのようなことを相談者に伝えるというような能力も必要、そんな中で頑張ってきていただいている。そして、そこに処遇の差があるということとを、いま一度、そこは財団の規定の中でなさっているということでしたので、ここは課長が介入するようなどころではないというふうには認識をいたしました。が、これは全体の大きな枠組みとして考えていかなければいけない問題だろうなというふうに私は思っております、後ほどよかったですら局長のほうにこの件について聞かせていただければというふうに思っております。

では続けて、職員の心のケアについて伺います。

女性相談に当たる職員のケアについてどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセの相談員の心のケアについてお答えいたします。

アバンセでは、日常的に相談員同士で情報交換やアドバイスをを行うなどなさっております、お互いにフォローし合う関係が築かれていると聞いております。こうしたことが相談員の心のケアにつながり、また職場環境の支えになつていと考えております。

また、日常の業務の中で、コーディネーターが相談員から話を聞くことで相談員を支えておりますほか、アバンセでは毎年一回、臨床心理士による相談を受ける機会というものを確保しております、お一人一時間、ケアを受けて面談ができるという体制を取っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

御答弁いただきまして、私が冒頭で申し上げましたように、相談員さん同士の支え合いで成り立っているというところが多々あるというふうに私も認識を

しております。そしてまた、年に一度の面談ということをおっしゃいました。これが十分なのかどうかというところも考えていかなければいけないというふうに思っております。

まずもって守秘義務、あるいは秘匿性が強く求められることから、こうした方々は重い事例ですとか、あるいは御自身の精神的負担について外部に気軽に話すことはできません。一人で抱え込みやすい環境に置かれています。感情の処理をする機会が非常に限られたこの職業において、センターでも年に二回あるのに対して、同じように比較はできないかもしれませんが、年に一度の面談という体制で十分なのかどうかという、この認識をお聞かせください。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ面談の回数が一回ということについてですけれども、これにつきましては足りているかどうかというところは財団のほうにもお話を聞きまして考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

財団について聞いてくださるということで非常にうれしく思っておりますが、財団に対して聞くということがイコール相談員の方々それぞれに聞くということであってほしいなというふうに思っておりますので、聞く相手先ということは私の思いも酌み取っていただければというふうに思っております。よろしく願います。

では、職員のスキルアップについて伺います。

女性相談に当たる職員のスキルアップに向けてアバンセではどのように取り組んでいるのかということをお尋ねいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ相談員のスキルアップにつきましては、県の委託業務の中で、例えば、配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修であったり、女性関連施設の相談員に向けた研修、またDV関係機関の相談に

向けた研修など、様々な研修機会を確保していただくようにしております。

昨年度の実績を財団からお聞きしておりますけれども、全体で三十六回、延べ四十九人の方が研修、そういう会議に出席などをしていただいているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

確保していただくようにしているということで、確保されているかどうか、この三十六回、四十九人の人が研修を受けられたということですが、これがスキルを維持、あるいはアップしていくことにきちんと寄与しているのかどうか、足りているのかどうかというところも御確認をお願いしたいというふうに思っております。

では最後になりますが、県の今後の女性相談の体制について伺います。

ここまでそれぞれの相談窓口の役割や運営、相談員を取り巻く現状について伺ってまいりました。

現場ではそれぞれ懸命に役割を果たしていただいている一方で、相談員を取り巻く環境にも様々な課題があることが見えてきた、あるいはそもそも実態の把握自体に課題があるというようなところも見えてきたかと思えます。これらは相談員の疲弊を招く要因であるとも私は考えておりまして、相談の質、また相談体制の持続可能性にも関わるところというふうに考えております。

最後に、県民に提供する女性相談を持続可能な相談体制としていくために、県ではどのように取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ女性自身が問題を一人で抱え込まず、自分に合った形で不安や悩みを相談でき、早期に必要な支援につながる場として、女性相談窓口の役割は重要だと考えております。

県女性相談支援センターでは、緊急性の高い事案について一時保護や女性自

立支援施設の入所措置を行っております。また、アバンセの女性相談窓口では、悩みや困り事を抱える女性が助けを求める場として、その後の適切な支援につなげていております。それぞれの窓口がその役割を果たしていくことが大切だと考えております。

改定を予定しております「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」においても、取組方針の一つに相談支援体制の充実を掲げているところです。県としましては、女性支援に携わる市町などの関係機関やアバンセなど意見交換を重ね、実際に相談者と日々向き合っていたりいる相談者の方の声も踏まえながら、持続可能な相談支援体制の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ相談者に向き合う相談員の方というようなことでよろしいでしょうか。———ありがとうございます。そのように、今後、「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」の改定の時期に来ているので、市町、アバンセとも意見交換をしていきたいというような御答弁でございました。

最後に、局長にお聞かせいただきたいと思っております。

これまで繰り返しというか、今日この中でいろいろと二つの相談窓口の体制ということを見せていただきました。私はアバンセにだけ課題があるというふうに申しているわけではございません。県直轄の女性相談支援センターも含めて、どちらも現場の皆さんは限られた人員体制、また、一年更新という不安定な雇用の中で懸命に相談者に心を寄せて相談業務に当たっておられます。そのことに改めて心から敬意を表したいと思えます。

何度も繰り返し言いますが、相談内容の性質上、守秘義務、秘匿性が求められて、このために、この相談員さんたちが抱える負担とか、困難、あるいはこの皆さんの貢献度ですとか、成果も含めて、表には出にくいということ

で、私たちはこれまで十分にこの実態というものを可視化してこなかった面があるのではないかと今ふうに思っております。

婦人相談所から数えますと、女性相談支援センターは七十年の歴史を有するところになるかなというふうに思っております。そして、アバンセの相談窓口が始まって二十年たつというふうに伺っております。どちらも長いこと……、違いますか。「三十年です」と呼ぶ者あり。三十年でした。失礼いたしました。アバンセの窓口では三十年もこの相談業務に当たっていたというふうな状況に伺っております。

この実態というものの、相談員さんの負担というところに私たちは長い間、目を向けることをしてこなかったのではないかなというふうに思っております。

県民から見れば同じ女性相談の窓口であり、一時保護機能の有無が違っただけで、同じ女性相談という県民サービスを担っているというふうな状況です。冒頭に、課長が相談の受け付ける内容には違いはありませんというふうにおっしゃいました。同じように女性相談を請け負っていたらいいと思います。ですが、やはり一人一人の善意ですとか、使命感とか、頑張り、そして、相談員同士の支え合いに依存してきた部分はとも多いというふうに思っております。

今、課長からも、次期計画、計画の改定の時期に来ているというふうにおっしゃいました。今こそ保護の機関の課題ということではなくて、同じ女性相談支援を担う県全体の体制として、つまり、女性相談支援サービス全体の質と持続可能性という観点から、現場の声を丁寧聞きながら、相談者にとっても、支援者にとっても持続可能な仕組みとなっているのか、全体を俯瞰して今の現状でいいのかどうかというところを検証していただきたいというふうに思っております。局長にお考えをお聞かせいただければと思います。

○大草男女参画・こども局長Ⅱ県の二つの窓口がございます。これとあわせま

して市町にも相談窓口がありまして、市町のほうでも対応いただいております。

こういった形で相談先が複数あるということは、相談者が相談先を選択できるという点で非常に意味があることなんだろうと思っております。それぞれの窓口がその特性を生かしながら機能を發揮していくこと、これが非常に大切だと思っております。

県の窓口でいいますと、その処遇の話がございましたが、運営の主体、それから、雇用の形態が違うということもございます。お受けしている相談については、いずれも幅広くお受けをしているというところでの違いはないのかもしれませんが。ただ一方で、相談を受けた後の一時保護、それから、一時保護の先の自立支援に向けた伴走支援、こういった面の役割の違いというのは、そういう違いがある面もあるという現実がございます。

ということ、単純に処遇を比較できない面もあるのかなとは思っているんですけども、ただ一方で、相談窓口の体制を安定的に維持していく、そのためにはやはり相談員の確保、それから、定着ということはとても大切ですので、我々はここをしっかりと考えていかなきゃいけない課題なんだろうなと思っております。

何よりも相談をされる方、この相談者のお一人お一人に寄り添いながら、まず、対応できる体制をつくっていくこと、それから、あわせて御指摘があつておりますが、相談員が安心して業務に従事できる、そういう働く環境になつていくこと、そういった点にも目を向けていく必要があるなというのは本日の質疑の中で改めて認識をしたところでございます。

そういう意識を持ちましたので、現場のほうでどのような課題を抱えているのか、我々としては、まずはその相談員を雇用している財団のほうに、まず、こういった課題があるんですか、どんな声が相談員さんから来ていますか、そんなことをまずしっかりと聞き取りをしながら話をしていきたいと思っていま

す。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

誰に聞き取りをするかというところで変わってくる面もあるかと思えます。私はやはり相談者を支えるこの相談員さんを支えるということは非常に大事なところだと思いますので、直接、よければ相談員さんから聞き取りをしていただければというふうに思っております。

そして、このアバンセの皆さんも、例えば、裁判所に保護命令を申し立てる際の手続の援助をしたりですとか、裁判所に提出書面を発行したりとか、様々なことをなさっています。どちらのケースが重くてということもないかというふうに思いますし、また、そこはこれまで見てこなかったということできちんと把握されていない面があるかと思えます。私、この問題は、私たち全体における一つの「もんだ症候群」のような気がしないでもないんですね。こんなもんだというふうに見過ごしてきたということがここにもあるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、いろんな反省を込めながら実態というものをぜひきちんと見ていただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

では続きまして、二問目に入らせていただきます。

問いの二「佐賀らしい探究学習推進事業」についてお尋ねをしております。近年、AIの急速な進展をはじめ、社会はかつてないスピードで変化しており、将来を正確に予測することが難しい時代を迎えています。これからの子供たちには、知識を身につけるだけではなく、自ら問いを立て、答えのない課題に向き合い、多様な人と協働しながら、新しい価値を生み出していく力が求められています。

そのため、質の高い探究的な学びの重要性はますます高まっております、日本の学校教育も正解を教える教育から、子供たち自身が学びの主体となり、

問いを立て、答えのない課題に挑戦する探究学習へと大きく転換が進められています。

こうした中、県教育委員会においては「佐賀らしい探究学習推進事業」を今年度立ち上げられ、探究的な学びの充実に取り組まれているところです。

探究学習はカリキュラムや教材だけで実現できるものではなく、子供たちの主体性を引き出し、学びに伴走する教員の存在、さらには学校と地域が連携して学びを支える体制づくりが、その質を大きく左右するものと考えております。

そこで、本事業について伺っています。

まず、この事業の立ち上げについてです。

この事業の立ち上げの経緯と目的について伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱこれからの時代に子供たちに求められるのは、佐賀県教育大綱に掲げる自ら考え判断し行動できる力です。生徒が自ら課題を発見し、解決に取り組むことで、そうした力を養えるよう、本事業を実施することといたしました。

現在、各学校において、学校の特色や生徒の興味関心、地域の課題に合わせた探究学習が行われております。今後、外部機関や人材を確保するなど、探究活動に必要な環境を整えることで、自分で自分のことを決められる骨太でたくましい生徒の育成を図っていきたいと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、事業の内容について伺います。

「佐賀らしい探究学習推進事業」では、生徒の主体的な学びを促すため、様々な取組が行われていると考えておりますが、具体的にどのような事業内容なのかお伺いいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ事業内容は、教育委員会事務局内に県全体の知見を集約するプラットフォームとして探究学習プロジェクトチームを設置し、専門家と

のネットワークを構築いたします。そして、各学校の探究推進チームと情報を共有していきます。また、プロジェクトチームには、専任の指導主事、探究学習スーパーバイザー及びコーディネーターを配置しております。また、各学校からの求めに応じまして、外部機関からの探究アドバイザーの招聘に係る支援、実験道具や材料など探究学習に必要なものの購入を支援し活動を充実させるための環境整備、教員の指導力向上を図るためのスキルアップ研修、生徒を対象とした探究強化合宿を行います。

なお、生徒を対象とした探究強化合宿につきましては、アドバイザーとして県立大学学長予定者である山口和範先生にも参加していただく予定でございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱこの探究学習強化合宿というのは、その成果も楽しみだなというふうに思っております。

今の答弁にございました探究学習アドバイザー、そして、スーパーバイザー、コーディネーターの役割について伺います。

質の高い探究学習を実現するためには、人材を含めた地域資源の開拓や活動実施に向けた調整が重要であり、外部人材も含めたコーディネート機能の充実が求められると認識をしております。

そこで、探究学習アドバイザー、スーパーバイザー及びコーディネーターは、それぞれどのような役割を担っているのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ探究学習アドバイザーの役割は、生徒の探究活動等への助言や、専門的、発展的な活動への支援でありまして、大学教授、研究機関等の外部人材にお願いをしています。

また、スーパーバイザーの役割は、県内の大学や企業などとの関係性の構築と県全体の探究活動のマネジメントでございまして、探究活動に知見のある有

識者が担っています。

また、コーディネーターは、初年度対象校を定期的に巡回しながら、探究活動に必要な外部連携先の開拓、校内外の連絡調整などの伴走支援を行います。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。探究学習アドバイザー、スーパーバイザー及びコーディネーターの役割をお示しいただきました。

特に、探究学習アドバイザー、スーパーバイザーの方々は、直接生徒さんに働きかけるような立ち位置ということでしょうか。

○山崎学校教育課長Ⅱ委員おっしゃるとおりでございます。探究学習アドバイザー、学校に向いていて、いろいろな相談を受けたりとか、そういうこともします。それから、スーパーバイザーも、先ほど申しましたように、全体のまとめみたいなこともやりますけれども、学校に出かけていて、そういった探究学習のお手伝いなどところとかもやるような形に考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ生徒さんに向けた体制が充実するということが分かりました。

それでは続きまして、探究に係る教員のスキルアップについて伺います。

探究学習の質を継続的に高めていくためには、個々の教員の指導力向上とともに、探究学習を担う教員の核となる高い専門性を持つ教員の育成も重要であると考えております。

探究学習を担う教員の核となる高い専門性を持つ教員の育成について、他県では教育研修の一例として、「NPOL法人 Leap for」の教員海外派遣事業のように、海外で先進的な探究学習を行っているモデル校に教員を派遣するプログラムを利用しているケースもあると伺っております。

そこで一点目、佐賀県で今行われている研修について、研修の内容や実施対象、実施形態はどのようなになっているのか伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱ生徒の主體的な学びを引き出すには、教員による問いの投げ方が重要でございます。そこで研修では、例えば、生徒の気づきを促す教員からの問いかけ、視野を広げるような教員からの問いかけなど、従来のティーチングからコーチングへのマインドの転換を図る内容を扱っております。

全県立高校の探究学習の担当者を対象といたしまして、去る六月二十二日、月曜日、今週の頭でございますけれども、そちらに実施をいたしました。参加した教員からは、生徒への問いかけの重要性を再認識できたであったり、ロールプレー等の体験的活動を通してコーチングとメンタリングの違いを理解できたであったり、生徒の主体性を引き出す関わり方について理解が深まったなどの声が聞かれました。この研修内容につきましては、オンデマンドでも各学校に配信をしまして、県立高校の全職員が自由に視聴できるようにする予定でございます。

さらに、初年度対象校につきましては、年に二回、AIアプリを活用した研修を全教職員に行います。AIアプリを活用いたしまして生徒への問いかけを分析することによって、さらなる生徒の主体性を引き出す関わり方のスキルアップを図ってまいります。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。六月二十二日の研修ですね。問いかけの重要性を再認識できたというような、実際に体感してもらえたということとで非常によかったなというふうに感想を聞いて思いました。

そして、AIアプリ、これも全職員さんということでしょうか。探究学習を担当される方ということかと思えますけれども、違いますかね。ごめんなさい。「初年度対象校の全職員」と呼ぶ者あり。初年度対象校ですね、失礼いたしました。初年度対象校の全職員にということでしたけれども、こういういろんなテストケースというか、試してみるといいますか、そ

ういう経験も積み重なってくればいいかなと思っています。

やはりA Iアプリの体験というものは、実際に自分が飛び込んでいった体験よりも、あまり何か強く残るものでもないかと、悪いことではないけれども、ないよりはあったほうがいいかなというふうに思っておりますが、こういうことも上手に活用してもらえればいいかなというふうに思っております。

では続きまして、探究学習の核となる教員の育成について伺います。

探究学習の質を継続的に高めていくには、各学校で中心となつて実践を牽引する高い専門性を持った教員の育成は重要であると考えております。先ほど御紹介いたしました、他県では教育研修の一環として、「N P O 法人L e a p f o r」が実施する教員海外派遣プログラムを活用しているところもございます。これはどういった研修かといいますと、アメリカのサンディエゴにある探究学習の先進校、ハイテックハイというスクールがあるんですけれども、そこに教員を派遣するというものでございます。

ここでは、生徒が地域や社会の課題のテーマを主体的に学んでいます。また、プロジェクト型学習が実施をされていて、教員は教科横断的な学びの設計、あるいは生徒の問いを引き出すファシリテーション、あるいは成果物、学習過程を重視した評価方法など、現地で学び、帰国後にはその成果を校内や県内に広げる役割を担っています。

このプログラムですが、企業や個人からの寄附を財源として運営をされております、初年度は自治体の新たな財政措置の必要はなく、教員を海外へ派遣できる仕組みというふうに伺っております。

そこで、こうしたプログラムへ参加する方法も教員を育成するに当たってはあるかと思いますが、こうしたプログラムへの参加についてどのように考えているのか伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ委員からお話がありました「N P O 法人L e a p f o

r」の教員海外派遣プログラムでございます。先ほど詳しくお話いただきましたように、海外のP B Lの先進校で研修を受けるというもので、興味深い提案だと思っております。

このほかにも、探究学習につきましては複数の事業者から教員研修に関する様々な提案をいただいているところでございます。

現在、各学校におきましては、教科の専門性を持つ教員が試行錯誤しながら探究学習に取り組んでいる状況でございます。教育委員会としては、まずは探究を指導する教員全体のスキルアップを図ることが必要と考えております、個々の教員の探究スキルや探究マインドの向上に主眼を置き、この「佐賀らしい探究学習推進事業」を実施することいたしました。今後、高い専門性を持った核となる教員の養成につきましては、教員全体のスキルアップの現況を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。まずは、全体のスキルアップ、底上げということと言われました。私、考えますけれども、このプログラムに参加することが全体の底上げにならないというふうには思わないんですね。全体の底上げに結びつくのではないかなというふうに率直に言っていると思っております。

この「N P O 法人L e a p f o r」の辻村慎乃氏とやり取りをさせていただきますました。この方、官公庁や大使館のアドバイザー、あるいは学校や企業のコサルティングなどを行っていらっしゃる方です。やり取りさせていただきまして、このプログラムがどういったものかというのは先ほど御紹介をさせていただきました。

二〇二五年度、このプログラムには京都府の教員が三名、島根県から四名の計七名が参加をされておまして、次に行く方に勧めたいかということでは、いずれも十点満点の十点ということで、ぜひ勧めたいというような回答をされ

ています。そして、今年度は六自治体、十八人が参加をされるということになっております。昨年度から継続している京都府と島根県に加えて、新たに四自治体に参加ということでございます。さらに、来年度ですけれども、十から十二程度の自治体に参加をする見通しであって、今、受け入れ体制を拡充しながら全国に広げていく方向で検討されているそうです。

各自治体の様子を見ますと、自治体予算を使っているところもありますけれども、寄附、あるいはふるさと納税などを賢く使っているところもありますし、ネクストハイスクールの財源を活用しているところもございます。一過性の事業ではなくて、この海外派遣というものの、継続的な人材育成の仕組みとして定着しつつあるなというふうな肌感覚を持っております。

そして、私として残念に思っていることがあるんですね。このプログラム、佐賀県に昨年度御紹介があつたというふうに思っております。寄附者が佐賀にゆかりのある方ということで、寄附者の御意向もあり、昨年、せっかく佐賀県にどうですかと声をかけていただいたにもかかわらず、十分に検討されることなく、機会を逃してしまったように見えることなんです。もちろん現場は多忙であり、簡単な話ではないかと思いますが、でも、現場に行きたいと手を挙げる先生もいらつしたというふうに伺っているんですね。

私自身、議員として海外に派遣をしていた経験を持っておりますが、そこで得た知見ですとか体感というのは、その後の質問、政策提言、そして自分自身の視野や行動を変えてくれるかけがえのない経験となりました。だからこそ、教員の方にも広い世界を見て、外に出て、教えられるというばかりではなくて、自分からアクティブに学びに行く。コンフォートゾーンを抜け出して、失敗を含めて新しい経験を積んでくる。こういうことを生徒に相対する先生だからこそ、こうした経験を持つてほしいなというふうに考えております。

今、検討していきたい、考えていきたいというような、とてもふわりとした

御答弁を頂戴したかと思いますが、もう一步進めて、このプログラムの担当者や意見交換をする、あるいはきちんと情報を収集するなど、具体的に検討を始めてほしいと考えておりますが、そこについてのお考えをお尋ねいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ 今、委員から御質問があつた件についてお答えをしたいと思います。

この「佐賀らしい探究学習推進事業」の中では、他県の取組を参考にしたりとか、実際にどういうことをやられているとか、それからモデル校の派遣等のことも、これは国内でございますけれども、考えております。

先ほど御紹介がありましたように、既に島根県と京都府のほうで行かれています。次は、六自治体から十八人ぐらいということを行いました。そこで、実際に行かれた方の話なんかを聞くような機会も、この後、いろいろ実践をされている学校等を、何ですかね、いろいろお話を聞いていくという中でも、そういうところも含まれてくる可能性はあるのかなというふうにも考えております。

一応いろいろ検討した結果、佐賀らしい探究事業を今の形で進めようとしておりますので、その次のステップとしていろいろ検討させていただいて、この「Leap for」の取組等が我々が考えている分に合えば、その検討の一つの候補にはなるかなとは思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ ありがとうございます。佐賀らしい探究学習ということで、他県の取組をまねすることはないというふうに思っておりますけれども、ただ、こうしたプログラムのよさを体感、見抜くというんですかね、そういうセンスというものがあればなど。なかったとは失礼ながら申し上げませんけれども、もつとあつたなというふうに思っております。

といいますのも、声がかかった自治体は全て行くという判断を下しているん

です。佐賀県がなぜこの提案を受けながらここには行かないというふうに判断をされたのかと。そこはどういった理屈、理論、根拠をもってそのようなことになさったのかということは、私はもう一度見つけていただきたいというふうに思っております。

それでは、具体的なといいますか、情報収集をするというふうに言ってくださったので、きちんとした情報収集、あるいは意見交換などをお願いできたらというふうに思っております。

それでは最後に、今後の取組について伺います。

AIが発達する時代だからこそ、逆に人と人との関わりの価値は高まるというふうに考えております。人との出会いが人生を変え、人の言葉が挑戦する勇気を与え、人の存在こそが子供の可能性を引き出していきます。教育とは、まさに人が人を育てる営み。ここにいらっしゃる皆様は、本当にそこを理解していらっしゃる方々ばかりかと思えます。だからこそ、教員自身が学び続け、成長し続けることが何より大切だと考えております。探究学習を始動していく上での教員全体のスキルアップについて、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱこの「佐賀らしい探究学習推進事業」は始まったばかりでございます。まずは、この事業を通して、生徒の主体的な学びを引き出すために、教員の探究マインドやスキルのベースアップを図っていかねばならないと考えております。

そして、先ほどから申し述べます事業者からいただいている魅力ある提案、他県の取組も参考にしつつ、実践に直接触れる機会やモデル校への派遣、専門研修への参加等、大学や企業、事業者などの外部機関等と連携をしながら教員全体のスキルアップを図っていきたいと考えております。特に探究学習を軸とした県内高校と県立大学との高大連携には大いに期待しているとところでござい

ます。県立大学との様々な関わりが、子供たちの豊かな学びだけでなく、教員のスキルアップにもつながっていくという点でも連携をしっかりと進めていきたいと考えております。

外部機関等との連携を強化しながら探究学習を担う教員全体のスキルアップを総合的に推進することにより、本県における探究学習のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ教員全体のスキルアップについてお考えを伺いました。

最後に、教育長に伺わせていただきたいと思います。

高校の魅力化に取り組んでいたと思いますが、それは言うまでもなく教職員の魅力化ではないかなというふうに思っております。昨日も一緒に神埼清明高校のほうに視察に行かせていただきました。原先生でしたでしょうか、一生懸命介護実習を指導してくださっていて、やっぱり先生方の思いに触れるということが生徒たちにもすごくいい影響を与えているなと思って、高校の魅力化イコール教員の魅力化であればなというふうに感じておりますし、有識者にお尋ねをいたしましたところ、高校の魅力化に目を向けている自治体は多いけれども、教育委員会、あるいは教職員の魅力化にまで目を向けている自治体が少ないということをお聞きいたしました。学校の魅力、結局、教員の魅力に行き着くということもあるかというふうに思っております。

そしてまた、佐賀県は、弘道館、蘭学、医学など、江戸時代から外の世界に学び、新しいものを積極的に取り入れながら、日本をリードする人材を育ててきた歴史があるというふうに思っております。守るべきものを大切にしながら、革新的なものを柔軟に取り入れてきた、それが佐賀の教育の伝統であり、強みであるというふうに思っております。

「佐賀らしい探究学習推進事業」の中で、佐賀らしい探究学習を支える核と

なる教員を育て、教員自身が学び続け、挑戦し続けるような、その文化をどうやってつくっていくのか、その視点を大事にしていだきたいというふうに思っておりますが、佐賀の教育の未来を見据え、教育長の思いをお聞かせいただければというふうに思います。

○甲斐教育長Ⅱ探究学習のことを大変応援していただいているというふうに受け止めております。

私ども、この探究学習、県立大学ができるということもありましたし、もともと探究学習というのは力を入れていきたいというのがありました。あと、県立大学ができるというこの機会に、やはり高大連携、学びの精神というのが広がっていくというところを大切にしていきたいと思っています。そうした中で、連携をしながら、子供たちだけでなく、教員も刺激を受けるというふうに思っております。

先ほどおっしゃった教職員の魅力化というお話、とても大事な視点だと私も思います。何といたしますか、教員の皆さん、それぞれ高校は特に専門教科を持っていて、それが好きでその教科を教える先生になれたと思いますので、本当に探究心が旺盛でいらっしゃるというふうに思いますので、そこのお気持ちを大事にしなから、また、弘道館のお話もございました。自学自習の精神ですとか、あと、最先端のものを取り入れていった、あの弘道館のすばらしさというのは我々に根づいているというふうに思っておりますので、研修の機会はいろいろあると思います、まず、見て知ることでも大事だと思っていますので、こういった研修のやり方、スキルアップがいいのかというのはしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。学びの精神というものを高大連携でも大切にしていきたいというふうにおっしゃいました。

学びの精神というものが、教員自身も自ら体得したものととして、また、それが生徒さんに伝わっていけばなというふうに願っておりますので、引き続きこの「佐賀らしい探究学習推進事業」を頑張っていたいただければというふうに思っております。

では続きまして、三問目に移らせていただきます。三問目は全国産業教育フェアについてです。

今年十月にSAGAアリーナで全国産業教育フェアが佐賀県で初めて開催されます。多くの方に高校生の頑張り、技術力の高さを見てもらいたい、その思いで二月議会の「自由民主党ネクストさが」の代表質問には、この産業教育の話題も盛り込まれておりました。

私、先日の六月十三日に開催をされました介護技術コンテストの県大会に視察に行かせていただきました。高校生のレベルの高さに驚くとともに大変感動をいたしました。介護技術コンテスト、そこには高校生の優しさ、そして豊かな感受性、まさにフィランソपीーというんですね、優しさにあふれる人間愛が満ち満ちておりました。どの介護技術を使うかというのは決まっていないというところが私にとってはとても新鮮でしたけども、そこに答えはなくて、お体の不自由さですとか、あるいはお気持ちを酌み取って、また、過去の経歴まで考えて、根拠を持って多数の介護技術の中から選択をして、優しい声かけとともに実践をする、そして、実技の後ではプレゼンで根拠、あるいは考え方を示していきます。神埼清明高校の原口さん、高尾さんお二人が優勝されましたが、本当にハイレベルなコンテストだったかなというふうに思っております。六校の皆さんが出席されました。

昨日も神埼清明高校の視察でこの介護技術を間近に見させていただきましたが、やはりコンテストの場というのはまた緊張感、集中力も違いますので、せっかく全国大会が佐賀で開かれる機会ですので、ここにいらっしゃるみなで、委員の皆様

さんも昨日視察をしましたけども、このコンテストという緊張感の中の様々な頑張りというものもぜひ見ていただきたいなというふうに思っております。

介護分野に限らず、これまでも佐賀県の専門高校のレベルの高さについては伺っております、今回開催をされる全国産業教育フェアにおいても各分野でハイレベルな競技や学びの成果が披露されるものと大いに期待をしております。

今回こうした大会が佐賀県で開催されることは大変意義深く、単なる大会として終わらせるのではなくて、多くの県民の皆様、高校生の学びの成果や活躍、あるいは豊かな感受性、輝きに触れていただいて、佐賀県における産業教育や人材育成の取組への理解、そして、関心を深めていく機会とすべきであるというふうにも考えております。

そこで、次の点について伺います。

一点目は、佐賀県の産業教育の現状についてです。

県内の産業を学ぶ学科についてはまず伺います。

県内の高校には、どのような産業を学ぶ学科があるのかお答えください。

○山崎学校教育課長Ⅱ県内で産業を学べる学科は、農業、工業、商業、家庭、福祉、看護、情報などの専門学科と、複数のコースから福祉などを選択できる総合学科があります。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、産業を学ぶ生徒の割合と推移について伺います。

産業を学ぶ学科に在籍する生徒数の割合や近年の推移についてどのような状況となっているのか伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ県内の産業を学べる学科、いわゆる専門高校で学ぶ生徒につきましては、令和七年度は約九千七百人が在籍をしております、県内の高校生全体の約四五％と、全国で三番目に高い割合となっております。また、

その割合は令和四年度からほぼ横ばい状態で推移しております。
以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ全国で三番目に高い、四五％ほどの割合、九千七百人の生徒さんが今専門学校で学ばれているということでした。

では、産業を学ぶ学科の強みや魅力について伺います。

産業を学ぶ学科の強みや魅力はどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ専門高校の魅力といたしましては、大きく二つございます。

一つは、実践的で専門性の高い学びが行われていることです。

専門高校では、授業や実習を通じて、農業、工業、商業、福祉など、それぞれの分野を現場に近い環境の中で学んでおります。近年は、授業の中でドローンやICT、3Dプリンター、AIなどの新しい技術も積極的に取り入れ、社会の変化に対応した学びへと進化しています。

もう一つは、生徒一人一人の好きや関心について深く学べる環境が整っていることです。

専門高校では、段階的に専門分野を選択しながら学ぶことができ、自分の興味や関心を生かし、好きなことの専門家になれる道筋、いわば最短ルートが用意されています。これらのことから、多くの生徒が専門的な知識や技術を生かした就職をすることはもちろん、現在では、卒業後、さらに専門性を高めるため、多くの学科で半数以上の生徒が進学をしています。

このように専門高校は就職と進学のいずれにも対応できることが大きな強みでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

AI時代にはますますこうした力というものが必要となるというふうな報道を見たこともありまして、引き続き頑張っていたきたいなと思うとともに、専門学校のいろんな学びを支えるということ、昨日も介護のお風呂を見せていただきましたが、いろんな設備等々が必要なんだなというふうに思っておりまして、時代に合った学びを支えていくということは非常に大事なところだなというふうに感じたところです。

では続きまして、全国産業教育フェアの概要について伺ってまいります。

まず、開催主体がどこなのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長 全国産業教育フェアは、文部科学省や開催県教育委員会、全国産業教育中央会等の全国の産業教育に関わる団体で組織される実行委員会が主体となり開催をしています。

また、大会運営に当たりましては、県内の専門高校から希望する生徒たちで組織する生徒実行委員会を設置しまして準備を進めているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員 生徒実行委員会のほうの企画力ですとか実践なども本当に楽しみだなというふうに思っているところです。

では、この大会の目的について伺います。

大会を開催する目的は何なのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長 全国産業教育フェアは、生徒の学習意欲を高めるとともに、産業界、教育関係者、国民一般に対し、専門高校等における魅力的な教育内容への理解と関心を深め、新しい時代に即した産業教育の活性化と振興を図ることを目的としております。

また、本フェアは、全国の専門高校に加えまして特別支援学校の生徒たちが一堂に会し、日頃の学習成果を発表する国内最大級の産業教育イベントでござ

いまして、専門高校のインターハイとも称されるような大会でございます。以上です。

○一ノ瀬委員 それでは、実施内容について伺います。

実施内容はどのように規定をされているのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長 全国産業教育フェアの実施内容につきましては、文部科学省が定める開催要綱において基本的な枠組みは規定されております。

具体的には、生徒の学習成果を多様な形で発信できる内容として、ロボット競技大会、フラワーアレンジメントコンテスト、クッキングコンテスト、介護技術コンテスト、ビジネスアイデアコンクールの五競技の各専門分野における技術や知識を競い合う全国大会、そして、生徒が実習等で製作した作品の展示や販売、作品や研究成果の発表、実習体験などが基本として示されています。

開催地は、これを踏まえまして地域の特色を生かした内容を構成することとされております。

以上です。

○一ノ瀬委員 それでは、佐賀大会について、先ほど地域の特性に応じてというふうにおっしゃいました、佐賀大会ならではの取組はどのようなものが予定されているのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長 佐賀大会は十月二十四日の土曜日、二十五日、日曜日の二日間、SAGAアリーナを中心に開催を予定しております。

先催県にはない佐賀大会ならではの特徴ある取組として、AIやメタバースなどのデジタル技術を活用し、課題解決や新たな価値創造に挑戦する競技等を盛り込んでおります。

具体的には、佐賀県オリジナル競技として、全国高校生DI選手権大会——DIはデジタルイノベーション——を実施いたします。本競技では、方言と標準語を相互に変換するAIをつくりまして、その精度を競わせます。さら

に、その技術を使って地域の課題をどう解決できるかまで考える実践的な内容になっております。

また、特別支援学校の生徒が参画しまして、メタバースを活用した接客案内を予定しております。

さらに、来場者が様々な専門学科をまとめて体験し、知るきっかけとなる体験ブースなど来場者が実際に参加できる取組を予定しております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ方言と標準語がきちんと翻訳できるのかなどなど、腕の見せどころというか、楽しみな競技も多いのかなというふうに思っております。

それでは、続きまして来場者について伺います。

想定する来場者について、来場者としてどのような方々を想定し、どの程度の来場者数を想定しているのか伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱ来場者としては、競技に参加する全国の専門高校生や教職員に加えまして、将来の進路を考える中学生やその保護者、さらには企業や業界の関係者など、幅広く県民の皆様を想定しています。

来場者数は二日間で延べ約六万五千人程度かと見込んでおります。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

それでは、周知、集客に向けた工夫について伺います。

中学生、あるいは一般県民にも多数来場していただきたいと思っておりますが、どのような周知広報を行っているのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ中学生やその保護者に対しては、全国産業教育フェアが専門高校の多様な学びを一度に知ることができる機会であることを伝えるために、県内の高校を紹介しているサイトへの掲載や高校進学説明会でのPRなど、進路選択のきっかけとしての案内を行っております。

さらに、多くの県民の皆様に対しては、高校生によるSNSでの情報発信や県内各地へのポスター配布、「さが桜マラソン」や有田陶器市など、多くの人が集まるイベントの場でのPRブースの出展などを行っております。

また、県内の新聞社と連携をいたしまして、大会約百日前から県内専門高校の特色ある学びや取組を知っていただく記事の掲載も予定されております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ各イベントでのPRブースなどにも高校生が行かれているのかなというふうに思いますが、もう既に高校生の頑張りが光っているんだと感じております。

それでは、県外からの受け入れ体制について伺います。

先ほど全ての来場者数予想六万五千人ということで、県外からの方も多数含まれていると思います。県外からの多くの来場者、参加者が見込まれる中で、宿泊施設の確保、受け入れ体制についてはどのように調整を進めているのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ県外から多くの視察者や競技選手の宿泊が見込まれております。そのため、県内でこれまでに開催をされました国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会で培ったノウハウを継承いたしまして、一年前から宿泊施設との調整を開始しているところでございます。

現時点で全国から来佐する予定の選手等に必要なる宿泊室数の確保は完了しているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱこれまでの大きな大会のノウハウも生かされているということ、そしてまた確保もされているということで安心をいたしました。

では続きまして、大会開催に向けた知事部局との連携について伺います。

今議会もそうでしたけれども、知事の答弁の中に戦略的、重層的に取り組ん

でいきますというような発言があったり、今一つの施策で多数の効果を出すというのが佐賀県の施策の流れではないかなというふうに感じております。

この大会にも知事部局と連携しながら当たっていただきたいというふうに思っておりますが、本大会の準備や運営に当たり、知事部局とどのように連携をし、取り組んでいるのか伺います。

○山崎学校教育課長 本大会は、産業教育の成果を県民にも広く知っていただくとともに、全国からの来場者に本県の魅力を発信する機会でもあることから、知事部局と連携して準備、運営に取り組んでおります。

具体的には、産業労働部と連携し、昨年度は「SAGAものすごフェスタ」の開催に合わせてプレ大会を共催で開催いたしました。

さらに、県内企業に対する大会の周知や協賛依頼、本県の魅力発信の観点からクッキングコンテストで使用する佐賀県産ノリの提供を受けるなど、佐賀らしさを生かした大会運営を行っております。

また、地域交流部と連携しまして、県外から来佐する競技者等に対して、宿泊あつせんの案内に合わせて佐賀空港を活用するメリットを周知するなど、佐賀空港の利用促進にも取り組んでおるところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。

各部局との連携の中で取り組んでいたければというふうに思っております。

それでは最後になりますが、関連業界との関係づくりや産業教育への理解促進について教育長に伺います。

全国産業教育フェア、高校生が日頃の学びの成果や努力、挑戦する姿、多くの県民の方々に直接見ていただいて、産業教育の価値、あるいは魅力を広く発信できる絶好のチャンスだというふうに考えております。

そしてまた、生徒たちにとっては、自らの学びに誇りや自信を持つきっかけになるだけでなく、日々熱心に指導をされている先生方にとっても大きな励みとなるのではないかなというふうに感じております。また、もちろん中学生や保護者にとっては進路選択の参考となります。そして、大事なことは地域全体での産業教育を応援する機運の醸成につなげることでないかなというふうに思っております。

関連業界や企業とのつながり、ここで深められたならば、県内企業の人材確保、あるいは地域への愛着を育むなど、その波及効果は非常に大きいものがあると考えております。もちろん連携がうまくいくと、探究学習の学びの環境を整えることにもつながるのかなというふうに思っております。

この大会を通して、関連業界との関係づくり、あるいは産業教育への理解促進に向け、どのように取り組んでいかれるのか、その考えを教育長に伺います。

○甲斐教育長 産業教育との連携というのをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

産業教育に関連して多くの業界の方々に高校生たちの挑戦する姿を見ていただくことは大変大きな教育的意義があるというふうに思っております。高校生たちは日々の学習、実習を通して知識、技術というのを身につけているんですけれども、自ら学んでいることが社会の中でどんなふうにつながっていくのか、役立つか、それを実感する機会になると思っていて、とても貴重だと思っております。

今回のフェアのように、第一線で活躍されている方々に、自分たちの取組、成果を直接見ていただいて、声をかけていただくことというのは生徒たちにとって大きな励みになりますし、自らの学びや技術を多くの方に認められる経験というのは、今後の学びのフィールドを広げるきっかけになると考えています。また、その姿を見た先生たちにとっても大変励みになることだと思っています。

ます。

関連業界の方々にとっても、高校生たちの真剣な姿ですとか高い技術力、現在の産業教育の水準ですとか、若い世代の可能性に触れてもらえる機会だと思っております。このような若者が育っていることを実感して知っていただける機会になると思っております。これを機会にさらに産業界の方々にも応援していただけるとありがたいなというふうに思っております。

教育委員会としては、この大会をきっかけとして、専門高校の学びと実社会とのつながりがより深いものとなることを期待しております。大会の趣旨、見どころを丁寧に発信しまして、関連業界を含む多くの県民の方々に会場へ足を運んでいただけるようにしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○青木委員長Ⅱ 暫時休憩します。十五時二十五分をめぐに委員会を再開いたします。

午後三時三分 休憩

午後三時二十五分 開議

○青木委員長Ⅱ それでは、委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○中村委員Ⅱ 自民党の中村でございます。

今日は大事な皆さんとの意見交換会が控えておりますので、なるべく早口で簡潔に質問させていただきたいと思います。

まず、通級指導教室についてであります。

昨今、特別支援教育が大変身近なものになったと感じています。鳥栖市では、本年四月に鳥栖特別支援学校が開校いたしました。また、市内の小中学校においても特別支援学級や通級指導教室が設けられるなど、障害のある子供たちの学びの場の環境整備は着実に進んでいます。しかし、環境整備が進んでいるからといって課題がなくなったわけではありません。発達障害のある児童生徒への支援の充実、教員の専門性の向上、保護者の不安への対応など、県教育委員会には今後も課題解決に向けて不断の努力をお願いしたいと思っています。

そこで、本日は通級指導教室を中心に特別支援教育全般について質問をいたします。

まず、インクルーシブ教育について伺います。

特別支援教育を必要とする児童生徒が年々増加する中、近年はインクルーシブ教育の推進が重要であると言われています。しかしながら、言葉だけが先行し、その目的や意義については、県民に十分理解されているとは言い難いようにも感じています。

そこでまず、インクルーシブ教育の目的をどのように考えておられるのか。また、インクルーシブ教育の推進に向けて、現在どのような取組を実施しておられるのかについてもあわせてお尋ねをいたします。

○河野特別支援教育室長Ⅱ インクルーシブ教育の目的についてのお尋ねです

が、インクルーシブ教育は、障害の有無にかかわらず、全ての子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すものであり、それぞれ一人一人の多様性というのを認め合い、共生社会の形成につながるものでございます。

また、取組内容についてのお尋ねですが、県教育委員会では、県立特別支援学校と近隣の小・中・高校などとの交流及び共同学習、そして、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育アドバイザーといった、特別支援教育に関し为中心的な役割を果たす教員を対象とした研修、そしてさらに、小・中・高等学校の通常学級の担任を対象とした研修、さらには児童生徒の学びの場を決定する市町教育委員会の指導主事等を対象とした研修、こういったことなどを実施し、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ ありがとうございます。

次に、特別支援教育について伺います。

特別支援教育を必要とする児童生徒は年々増加していますが、改めて特別支援教育の目的をどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。また、その目的を達成するために、現在どのような取組を実施しておられるのかについてもあわせて御答弁をお願いします。

○河野特別支援教育室長Ⅱ 特別支援教育の目的についてのお尋ねですが、特別支援教育は、障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものでございます。また、その指導や支援の際は、一人一人の教育的ニーズを把握することが必要とされております。

また、特別支援教育の取組についてのお尋ねですが、県教育委員会では主なものとして、県立特別支援学校における、例えば、基本的生活習慣の確立を目

指した日々の学習のほか、将来の社会参加を目指した職業教育の一環としての就業体験、現場実習など、こういった様々な教育活動のほかに、県立高等学校における通級による指導の実施、また、管理職研修や市町立、私立の教職員も対象としたスキルアップ研修、こういったものを実施しているところです。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

次に、特別支援学級の児童生徒数や学級数の推移についてお尋ねいたします。

ここ数年、県内でも特別支援学級が増えていると承知はしておりますけれども、実際に児童生徒数や学級数はどのように推移をしているのかお示しいただけますでしょうか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ県内における特別支援学級に在籍する児童生徒数及び学級数ですが、十年前の平成二十八年度が児童生徒数二千百三人、学級数は六百二十一学級、今年度、令和八年度速報値でございますが、児童生徒数が五千七百九人、学級数が千百五十四学級となっており、児童生徒数は約二・七倍、学級数は一・八倍と大きく増加しております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。二・七倍ということでした。

また、増加の要因については、午前中の古川委員への御答弁と同じだと理解をしていますので、私からはお尋ねをいたしません。ただ、十年間で二・七倍、午前中に御答弁いただいた要因だけでは説明できると私はちょっと思えないんですが、ここではこれ以上深掘りせずに次に進みたいというふうに思います。

次に、インクルーシブ教育と特別支援教育の関係について伺います。

私自身、この二つの考え方について矛盾しているのではと感ずることがあります。つまり、インクルーシブ教育とはできるだけ通常の学級で共に学ぶことを目指す考え方である一方、特別支援教育は一人一人の特性に応じた学びの場

を整える考え方であり、一見すると相反する理念のようにも見えます。しかし、現場では、どちらも重要な考え方として進められています。県教育委員会として、インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の実施をどのような考え方で進めていかれるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○河野特別支援教育室長Ⅱインクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人的教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう多様で柔軟な仕組みを整備することが重要と考えており、これまでもこの取組が実施されております。

具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級の児童生徒と共に学んでいるケース、それから、通常の学級に在籍する児童生徒が各教科等の指導はおおむね通常の学級での学習に参加しながら、自立活動などの一部の特別な指導を通級指導教室、ここで受けているケースなどがあります。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ御答弁の中で通級指導教室について言及をいただきましたけれども、その通級指導教室について次に伺いたいと思います。

発達障害や言語障害など多様な特性を持つ児童生徒への支援の必要性が高まる中で、通級指導教室の役割はますます重要になっていると感ずています。通級指導教室の県内における児童生徒数、学級数はどのように推移をしているのかお示しをいただきたいと思います。

○河野特別支援教育室長Ⅱ県内における通級指導教室の児童生徒数及び学級数は、十年前の平成二十八年度が児童生徒数九百二人、学級数が六十九学級、それに対して令和八年度、今年度速報値でございますが、児童生徒数が千七百九十四人、学級数が百三十二学級となっており、児童生徒数、学級数ともに約二・

○倍と増加しております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。それぞれ二倍ということでございますが、通級指導教室の課題についても伺いたいと思います。

専門性の高い先生が不足しているという現場の声は耳にはしていますけれども、県教育委員会として、現在の通級指導教室にはどのような課題がある認識しておられるのかお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ通級指導教室を実施する上での課題としては、先ほど委員が御指摘のとおり、専門性を有する教員の確保と育成、これが最も重要な課題というふうに考えております。それに加えて、通級指導教室が他校通級、自分が在籍する学校ではないところの通級指導教室に通う場合ですね、その場合、児童生徒の、あるいは保護者の学校間移動の負担、こういったものが課題の一つとして挙げられると思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

では、その課題を踏まえて、これまでの取組状況について伺います。

通級指導教室の充実への支援を求めた令和七年度の市長会要望に対して県教育委員会からは、通級指導教室の担当教員のニーズに応じた支援を検討する旨の回答がなされています。その後、県教育委員会としてどのようなニーズを把握し、具体的にどのような取組を進めてこられたのか、御答弁をお願い申し上げます。

○河野特別支援教育室長Ⅱ令和七年度の市長会要望では、通級指導教室を担当する教員の養成及び専門性の向上のための新規事業の立ち上げについて要望を受けているところでございます。

県教育委員会では、これまで通級指導教室の新任者に対する研修を実施して

きました。この研修については、令和七年度から対象者を新任者に限定せずに、通級指導教室の担当の経験がある教員などにも拡大し、担当教員の専門性の向上に努めております。対象者を拡大したこと、そして、この周知が広まった効果もあり、受講者数の増加につながっていると考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

問いの最後、今後の取組について伺います。

繰り返しになりますが、通級指導教室は障害のある児童生徒が自分らしく学び、将来の可能性を広げていくための大切な学びの場です。また、保護者にとっても子供の成長を支える大きな安心につながる存在であるというふうに思っています。

今後、さらに支援を必要とする児童生徒の増加が見込まれる中、令和八年度の市長会要望では、通級による指導を担当する教員の養成及び専門性の向上、経験の浅い通級指導教室担当者のフォローアップのための新規事業の立ち上げが求められています。通級指導教室の充実に向けて、県教育委員会としてどのように取り組んでいかれるのか、御答弁をお願い申し上げます。

○河野特別支援教育室長Ⅱ通級指導教室を実施する上では、専門性を有する教員の確保、育成が喫緊の課題というのは委員御指摘のとおりでございます。これまで、昨年度に続き今年度も市町教育委員会の訪問を実施しているところでございます。通級指導教室に関する意見交換を実施しております。

その際、研修の機会を増やしたいけれども、小規模の自治体単独では研修の実施がなかなか難しいという声や、通級指導教室のある学校を巡回し、助言を行う人材がいないと、そういう意味で困っているという声を聞いております。引き続き、専門性を有する教員の確保、育成に向けて、研修の機会の増加などの検討を続けてまいります。

なお、今年度取り組むことの一つとして、先ほど県の取組として特別支援教育に関して中心的な役割を果たす教員を対象とした研修、アドバイザーとしての研修を紹介しましたが、今年度この研修の中には通級指導教室に関するプログラムも組み込んで実施する予定でございます。

障害の有無にかかわらず、全ての子供が同じ場所で学び、共生社会を実現するというインクルーシブ教育の理念を実現していくためには、障害のある子供たちが障害のない子供たちと共に学ぶ機会というものをできるだけ増やしていく必要があると思っております。そういった点でも、この通級指導教室を今後ともより充実させていくという方向で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。

通級指導教室については、県内の市長会からの継続の要望でございます。令和九年度にこの通級指導教室に関する要望を出さなくてもいいように、しっかりと御答弁のとおり取り組んでいただければと思います。

次に移ります。

問いの二、放課後等補充学習支援事業について伺います。

国の第四期教育振興基本計画では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」が基本方針の一つとして掲げられています。そして、その中で、確かな学力の育成は重要な目標の一つとして位置づけをされています。また、県におかれても、令和八年度佐賀県教育施策実施計画に基づき、「自分らしく学べる『さがん学び』の推進」を施策の柱に掲げ、子供たちの学力向上に取り組まれています。そして、その一環として、中学生の基礎学力の定着を目的とした放課後等補充学習支援事業を実施されていると理解をしています。

私の地元である鳥栖市でも本事業を活用し、市内全中学校において、放課後や長期休暇中に補充学習が実施をされています。令和七年度に本事業を利用した鳥栖市内の生徒を対象とした意識調査では、以前より意欲的に授業に取り組むようになったと回答した生徒の割合が、実に平均八八・八％になっており、学習意欲の向上という面で成果が認められています。

一方で、近年、本事業に対する国の補助金が減少傾向にあり、市町の財政負担が増えているとの声も聞かれるところであります。

そこで、以下何点かお尋ねをいたします。

まず、事業内容についてであります。

放課後等補充学習支援事業の具体的な事業内容はどのようなものかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ本事業は、県内の市町立中学校及び義務教育学校後期課程におきまして、学習内容の定着が十分に図れていない生徒を対象に、放課後や長期休業等を活用して生徒の基礎学力の定着を図ることを目的として実施しているものでございます。

具体的には、各学校において地域の人材を活用しながら、反復学習や補充的な学習活動を実施しております。県教育委員会では、国の補助金を活用し、実施主体である市町に対して、平成二十六年度から人件費等の補助を行っております。

以上です。

○中村委員Ⅱ次に、事業の実施状況についてお尋ねをいたします。

現在、この事業を実施している市町や学校はどれぐらいあるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長Ⅱ昨年度、令和七年度につきましては十五市町の六十一校で実施しておりまして、今年度、令和八年度につきましては十三市町の五十八

校で実施することとなっております。

以上です。

○中村委員Ⅱ 大体全体の七割ぐらいということなんでしょかね、ありがとうございます。

学力向上は、住んでいる市町、地域によって機会に差があつてはならないというふうに考えますが、未実施校がある要因について、また、その要因、課題に対して、県としてどのような対策や支援を行つておられるのかお伺いをさせていただきます。

○山崎学校教育課長Ⅱ 令和八年度、今年度を実施を予定していない七市町の中には、例えば、玄海町の有料の公営学習塾のように、市町独自で生徒の基礎学力の定着に取り組まれているところもございます。市町では、市町や学校の実情や必要性に応じて本事業に取り組まれているものと考えております。

なお、市町からは、学習指導員の確保が難しいという声も聞いております。

このため、県教育委員会では、学習指導員の確保を目的といたしまして、県内の大学生や退職校長向けに本事業の案内チラシを作成し、配布することで本事業の周知を図つておりまして、市町が円滑に事業に取り組むことができるよう支援に努めております。

以上です。

○中村委員Ⅱ 案内チラシを作つて、大学とか退職の教職員さんに見ていただいているという御答弁でございましたけれども、ここが本丸なんです、事業予算についてお尋ねをいたします。

本事業に係る令和七年度及び令和八年度の予算額、また、補助率についてそれぞれどのようなになっているのか御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長Ⅱ 本事業は、国の補助金を活用して市町へ補助を行つていくところです。市町への補助率は対象事業費の五分の三以内としており、その

うち、国が五分の一以内、県が五分の二以内としております。

この補助率に基づきまして、県においては、令和七年度と令和八年度はそれぞれ当初予算において一千二百八十一万円の予算措置を行つておりまして、その内訳は、国四百二十七万円、県八百五十四万円となっております。

以上です。

○中村委員Ⅱ 暗算が苦手なんです、四百二十七万円というのは全体の何分の何になるんですかね。今分かりますか、自分が計算しようか。

○山崎学校教育課長Ⅱ 国の四百二十七万円は事業費の五分の一という形になります。

○中村委員Ⅱ じゃ、ごめんなさい、私の理解がおかしかったのかな。国は五分の一以内ということで、五分の一を国に出していただいていると理解していいんですか。そうじゃないとお聞きをしていたんですが、もう一度確認します。

○山崎学校教育課長Ⅱ 当初予算におきましては、国へ五分の一の四百二十七万円という予定でございましたけれども、実際はというところでございます。

○中村委員Ⅱ すみません、僕が予算額と聞いたからいかなですね。実際幾らついたんですか。それは何分の何なんですか。

○山崎学校教育課長Ⅱ 市町からの事業申請希望に基づきまして、国に対して対象事業費の五分の一という形で、実際は令和七年度に三百五十七万二千円、令和八年度二百九十八万九千円の補助金の交付申請を行いました。この交付申請に対しまして、国から令和七年度につきましては、実際は八十七万二千円だったというような形になります。

以上です。

○中村委員Ⅱ 要は五分の一以内というのがみそなんだろうと思うんですけども、五分の一を期待していたら、実際は二十五分の一ぐらいしか来んやつたということだと理解をしているんですが、それでよろしいですかね。(はい、そ

うです」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

何でこんなふうになっているんでしょうか。財政的に一番脆弱な市町に結局負担が集中してしまっている。その理由を御答弁願えますか。

○山崎学校教育課長Ⅱ国の補助金が減少したことにつきましては、ちょっとこちらのほうでは分かりかねるところがございます。本事業に関して国の予算規模が縮小したというのは事実としてあるということでございます。

以上です。

○中村委員Ⅱ次の質問にも絡んでくるんですが、ちゃんと国、出してくださいという要望はされていると理解していいですか。

○山崎学校教育課長Ⅱそういう要望はしているということです。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

問いの最後、教育長にお伺いをいたします。

放課後等補充学習支援事業は、学習に不安を抱える子供たちに寄り添い、基礎学力の定着を図る上で、また、生徒たちの将来の可能性を広げるという意味においても大変重要な事業だと考えます。しかしながら、今御答弁いただいたように、やり取りさせていただいたように、国の補助金が減少する中、市町の財政負担が増え、事業の継続や拡充が難しくなっています。

県による補助金の増額も含め、市町が安心して放課後等補充学習を継続していくことができる環境づくりについて、県教育委員会として今後どのように取り組んでいけるのかお尋ねをいたします。

○甲斐教育長Ⅱお尋ねのございましたこの事業は、市町におきまして、学校の事情や必要性を踏まえて予算措置、人の確保等、工夫しながら取り組まれているものと承知しております。そして、この事業は、義務教育における学校教育活動の一環として実施するものが対象となっております。やはりこれにつきましては、国に対して政策提案により補助金の確保というのを引き続き要望して

まいりたいと考えております。

もとより基礎学力の定着は、授業を軸とした学校での学習というのが基本であるというふうに思っております。この授業の充実というのが欠かせないと考えています。

県教育委員会としましては、子供たちが主体的に学ぶ、それから対話的に学んで深い学びになっていくという、そこを実現する授業の実践ですとか、授業改善に向けた教員研修などの取組を充実させていきたいと考えています。学校現場に役立つ支援、こちらのほうを充実させていきたいと考えています。

学力は、委員からもお話がありましたように、子供たちが将来に向かって自分のやりたいことを実現していくための礎となるものでありますので、今後とも市町や学校現場と共に基礎学力の定着にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中村委員Ⅱぜひよろしく願います。

次に移ります。

問いの三、不登校児童生徒への支援についてであります。

近年の社会の急激な変化により、児童生徒を取り巻く環境も多様化、複雑化しています。そうした中、不登校児童生徒数は年々増加しており、令和六年度の国の調査では、全国の小中学校における不登校児童生徒数は三十五万人を超え、過去最多となったとの報道もありました。特に近年は、小学生の不登校児童数の増加が大きな教育課題となっています。

不登校児童生徒への支援は、一時的な対応で終わるものではなく、一人一人の状況に寄り添いながら、きめ細かく、そして、継続的に行っていくことが何より大切だと考えます。県教育委員会におかれても、不登校対策として様々な事業に取り組まれておられますけれども、特に小学校や中学校を所管する市町

においては、今後さらに増加が見込まれる小学生を中心とした義務教育段階の児童生徒への支援について、その負担はますます重くなっていくものと考えます。

県教育委員会には、市町に対して十分な支援を行い、県内の子供たちが将来に希望を持ち、互いを思いやりながら、かけがえのない子供時代を送ることができるようしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

そこで、何点かお尋ねをいたします。

まず、不登校の現状についてですが、県内の不登校児童生徒数の推移についてお尋ねをいたします。

県内の不登校児童生徒数は、ここ十年でどのように変化をしているのかお示してください。

○高山生徒支援室長Ⅱ県内の不登校児童生徒数のこの十年間の増減について、文部科学省の最新の調査が令和六年度のもので、平成二十七年から令和六年度の十年間ということでお答えをさせていただきます。

平成二十七年度は、小学校で二百十三人、中学校で七百五十四人、小中学校合わせて九百六十七人であるのに対して、令和六年度は小学校八百五十八人、中学校で千三百七十人、小中学校合わせて二千二百二十八人となっており、小中学校を合計した不登校児童生徒数はこの十年間でおよそ二・三倍となっております。

小学校、中学校、いずれも増加をしておりますけれども、委員御指摘のように、特に小学校は二百十三人から八百五十八人と約四倍に増加をしている状況でございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

本当に数字に表れているというところですが、次に、不登校児童生徒

数の増加の要因についてお尋ねをいたします。

県内の不登校児童生徒数が増加している要因を、県教育委員会としてどのように分析されているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の調査によりますと、令和六年度の不登校の要因については、小・中・高等学校いずれにおいても、学校生活に対してやる気が出ないの割合が最も高く、次いで小学校と高等学校では生活リズムの不調、中学校では不安、抑鬱の割合が高くなっております。

しかし、不登校の要因につきましては、児童生徒一人一人で異なっております。単一ではない複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多いものと捉えております。例えば、生活リズムの乱れが不登校のきっかけであっても、その背景には友人間のトラブルや学業不振などが影響している場合もあり、不登校の増加の要因を単純に特定することは困難と認識しております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

していただきたい内容の答弁をいただいたというふうに思います。本当に一人一人が違うところだと思うんですが、次に、不登校児童生徒の支援についてお尋ねをいたします。

まず、不登校児童生徒への支援の在り方についてなんですが、子供たち一人一人の状況や気持ちに寄り添いながら、私の前語りでも申し上げたように、きめ細かく、そして継続した支援を行っていくことが必要だと思っておりますが、県教育委員会はどのように考えておられるのか、先ほどの御答弁でもありましたけれども、もう一度お尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ不登校児童生徒の状況には、まず、教室には入れないけれども、校内の別室等には登校できる段階、そして、学校には足が向かないけれども、学校以外の施設、例えば、県や市町が設置している教育支援センター

ですとか、または民間のフリースクール等がございましたけれども、こういうところには通うことができる段階、そして、家から出ることが難しくなった段階がございます。そして、子供たちはこれら各段階を行きつ戻りつしながら、例えば、不登校がより深刻な状況になってしまったり、または学校復帰や社会的自立を果たしていくなどの経過をたどっていることが多いというふうに考えております。

県教育委員会では、そのようなそれぞれの子供たちの状態の変化、または段階、プロセスに応じた切れ目のない継続的な支援を行うために、不登校対策総合推進事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、教室には入れないけれども、校内の別室には登校できる児童生徒に対しては、各学校に設置する校内教育支援センターで支援を受けられるよう、学校支援員を配置する市町教育委員会への補助を実施しております。

また、学校には足が向かないけれども、学校以外の施設には通うことができる児童生徒に対しては、県の教育支援センター「しいの木」を設置するとともに、「しいの木」に配置した不登校対応コーディネーターが、市町が設置する教育支援センターを巡回し、助言や研修会等を行う体制を構築しております。

家から出ることが難しい児童生徒に対しては、訪問支援のノウハウを有する民間団体と協働しまして、自宅訪問による学習支援やカウンセリングを行っているところでございます。

また、これらの全体を支える取組としまして、全公立学校にスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーを配置しまして、教育相談体制の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。御答弁の中で継続した支援というお言葉もいただいたというふうに思っています。

そこで次に、校内教育支援センターの役割について改めてお尋ねをいたしますけれども、不登校児童生徒に対する継続的な支援を行っていく上で校内教育支援センターは重要な役割を担っていると考えますが、県教育委員会としてはどのように捉えておられるのか、改めてお聞かせをいただけますでしょうか。

○高山生徒支援室長Ⅱ校内教育支援センターの役割は、不登校の兆候が見られる児童生徒や不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるようにするもので、本格的な不登校になる手前で食い止めたり、教室復帰を促進する上で重要な役割と認識しております。

子供たちは自分に合ったペースで学習することが可能であるため、児童生徒の不安やストレスが軽減されまして、学習や進学に関する意欲回復の効果が期待されるものと捉えております。

ただし、先ほども述べたところでもございますけれども、不登校のそれぞれの段階に応じた切れ目のない継続的な支援、または総合的に関わるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割等も、これはひとしく重要でございまして、いずれかの段階やプロセスで支援が途切れないように運用していくことが非常に重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ切れ目がないということと継続的なのというところがキーワードなのかというふうに学ばせていただきましたけれども、御答弁でも言われました、重要な役割を担っている校内教育支援センターへの補助についてお尋ねをいたします。

現在、県が行っている市町の校内教育支援センターへの補助はどのような制度となっているのでしょうか。補助期間、予算額、実際の補助額、補助率など詳しく御答弁願えますでしょうか。

○高山生徒支援室長Ⅱ令和八年度の当該事業につきましては、校内教育支援センターを新規設置する市町に對しまして、校内教育支援センターに配置する支援員の報酬、交通費等に係る経費のうち、一校当たり合計百五十四万円を上限として、国及び県がそれぞれ三分の一の割合で補助を行うというものになっております。また、継続設置校につきましては、国と県で合わせて六十七万円を上限として補助を実施することとしております。

なお、この事業は校内教育支援センターの新規設置促進を目的としておりまして、国が設けた補助期限に合わせまして、県においても補助期限は三年間とさせていただきます。

令和七年度のこの事業の実績につきましては、新規、継続合わせて十六市町三十五校が申請をしております、補助対象経費に対する国からの補助金の実際の交付額の割合は八分の一程度と、もともと国が言っている三分の一を大きく下回っているという状況になっております。

なお、県からの交付額の割合は三分の一ということで実施をしたところでございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ御答弁いただきましたけれども、不登校については継続した支援が必要なのに、なぜ三年間だけなのか理解ができません。また、先ほど取り上げました放課後等補充学習支援事業でもそうでしたが、なぜ補助金が減額され、一番弱い市町にしわ寄せが来るのでしょうか。

県教育委員会として、これらの点、制度の不十分な点について、国に對して改善を求める要望は行っておられるのでしょうか、御答弁を求めます。

○高山生徒支援室長Ⅱ国の財政措置が十分でない部分につきましては、まさに今年度、令和八年度希望額の全額を交付するように国への政策提案を行ったところでございます。

また、補助期間の見直しについても、今回の政策提案も視野に入れながら、国への働きかけについて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ引き続き都道府県が東になって、そして、粘り強く御要望いただくようお願い申し上げておきたいと思っております。

最後に、県教育委員会独自の取組について教育長にお尋ねをいたします。

たくさんある中の一つが校内教育支援センターだということは理解をしておりますけれども、不登校対策は子供たちの将来に直結する重要な取組であり、不登校児童生徒が安心して学び、自分らしく成長できる環境を整えるため、校内教育支援センターのように、真に必要な事業については国の制度に依存するだけでなく県が主体的に取り組むこと、つまり、県独自の財源による支援を行うことも積極的に検討していくべきだと考えますけれども、教育長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○甲斐教育長Ⅱ校内教育支援センターについてのお尋ねでございます。

この校内教育支援センターというのは、重要な事業として学校の設置者である市町において予算措置されているものと認識しております。

県教育委員会としては、県、市町、それぞれの役割を踏まえ、各市町がそれぞれでは取り組みにくい広域的な視点が必要な施策、総合的な対策を実施するというのが県の役割と考えております。

例えば、先ほど答弁がありましたように、自宅から出ることが難しい児童生徒もいます。自宅を訪問し、学習支援、カウンセリングを行う訪問支援ですが、それは県教委で行っていますけれども、規模の小さな市町では難しいと思います。

教育相談体制の充実のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、拡充、それから、県のコーディネーターによる全県的な支援

体制、これらは広域的な調整が必要であつたりと、県ならではのものだというふうに思っております。

このように市町でできない部分について、県として切れ目ない総合対策に引き続き力を入れていきたいと考えております。

委員からありましたように、校内支援センターは、教室に入りづらい子供たちが安心して過ごせる、そして、学習のサポート、相談支援を受けながら、次につながっていく場所でございます。

国に対しては、委員から御紹介のあった国の第四期教育振興基本計画もそんなんですけれども、不登校児童生徒等への支援について定めた教育機会確保法というのがございます。そうした観点からも義務教育段階における全ての児童生徒が教育の機会を適切に得ることができるよう、必要な財政措置を講じていただきたいというふうに考えております。

子供たちへの支援が途切れることがないよう国へ働きかけるとともに、市町教育委員会とも連携しながら、それぞれの役割を果たせるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○中村委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。

切れ目がなくて総合的な不登校対策を県にはお願いをしたいと思いますのですが、同時に、国に対しておっしゃっていただいているように、三分の一以内、五分の一以内だったら、ちゃんと三分の一、五分の一出してくださいと強く言っていたきたいし、県が言ったことが通じなくて、例えば、国が三分の一じゃなくて、五分の一じゃなくて、その四分の一とか二分の一とかになったら、県が強く言い切れなかったという責任を持って、その分まで県が出すぐらいの気持ちでいていただきたいなと。市町がその割を食うというか、しわ寄せが行かないようにぜひ配慮いただきたいというのも切にお願いをしたいと。なかなか難しいんですけども、お願いをさせていただいております。

次に移ります。

問いの四、進路指導の在り方についてであります。

今月十五日の参議院決算委員会において、立憲民主党の古賀千景参議院議員から、「自衛隊に行く子供たちって経済的に厳しい子供たちが行くんですよ、豊かな子供たちは自衛隊とかなりませんよ」との発言がありました。

私はこの発言を単なる失言とは思っていません。過去約三十年、小中学校の教員として教壇に立ち、さらに、教職員組合の役員も務めてきた人物が、長年の教師経験を通じて形成した自衛隊に対する認識であり、職業観なのだと理解をしています。

そして、私がこの発言の中で特に罪深いと思うのは、「豊かな子供たちは自衛隊とかなりませんよ」の「とか」の部分です。

昨日、全日制の総合学科高校である県立神埼清明高等学校を委員会で訪れ、介護技術コンテストへの取組などを視察させていただきました。また、先ほど一ノ瀬委員からは、全国産業教育フェアについての質問もございました。

とかならない、農家とかにはならない、介護士とかにはならない、建設業とかにはならない、公務員とかにはならない、自衛隊とかにはならない、そう言われた側、そして、その家族は、また、そうならうと頑張っている学生たちはどう感じるのでしょうか。「何々とか」という言葉にはその職業そのものを低く見る意識、差別意識が含まれています。そして、その発言をしたのが長年教育現場に身を置いてきた教師だったということに、私は寒けを感じました。

教職員組合の中には、長年、自衛隊は憲法違反の存在であると主張してきた団体もあります。もちろん教師一人一人の思想、信条は自由であり、どのような政治的考えを持とうと、それ自体を否定するものでは全くありません。しかし、今回の発言を聞いて、長年、そうした政治信条を持つ団体に身を置くことで、自衛隊という職業に対する偏見や差別意識が知らず知らずのうちに形成さ

れたのではないか、そんな危惧を私は抱いたのであります。

そして、佐賀県にも同様の政治信条を持った教職員組合が存在し、そこに所属する教職員もおられます。私はその先生方が偏った進路指導していると言っているわけではありません。そうではなく、教師自身の、大学進学の方がよい、自衛隊より別の職業の方がよいといった価値観が、生徒への言葉遣いや進路相談の中に無意識のうちに現れてはいないのか、そこを心配しています。

教育とは、教師の価値観を教え込むことではなく、子供たちが自らの意思で自らの人生を選択できるよう支えることではないでしょうか。進学する学生も、就職する学生も、農業を志す生徒も、介護の道を選ぶ生徒も、建設業を志す生徒も、そして、自衛隊を志す生徒も、全て等しく尊重されなければなりません。

そこで、まず一点目として、長年、教育現場に身を置いた元教師による今回の発言を、進路指導の観点から、教育委員会としてどのように受け止めておられるのか、自ら高校教師として進路指導も行っておられたというふうにお聞きをしています。学校教育課長に御答弁を求めたいと思います。

○山崎学校教育課長Ⅱ先ほど委員のほうから進路指導についてという御質問がございました。

教育基本法におきましては教育の目標の一つに、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活の関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」とございます。

各学校では、社会を支える多様な職業について知り、生徒が自らの希望や適性に応じて進路を選択できるよう、指導、支援をしているところでございます。以上です。

○中村委員Ⅱ僕の聞き方が悪かったですかね。前語りが長かったですね。

今回の発言をどう受け止めておられるかとお尋ねをしています。

○山崎学校教育課長Ⅱ今回の古賀千景参議院議員の発言につきましては、県の教育委員会の立場としては申し上げることはございません。

以上です。

○中村委員Ⅱでは、「自衛隊とかなりませんよ」というのは問題なかったと思いますか。

○山崎学校教育課長Ⅱ私自身、先ほど委員の御発言にもありましたけれども、高校の教員だということで、私自身がそういう発言をしたことはもちろんございません。それから、教員という立場、現職の教員であれば、そういった発言というのはしないであろうし、万が一することになれば、それは問題かなというふうに考えております。個人的にはそういうふうに思っております。

○中村委員Ⅱぎりぎりのところで御答弁ありがとうございます。

次に進みます。

教師も人間であります。政治的信条もあれば、国家観もあり、職業観もあります。だからこそ、教師自身が自分の価値観が知らず知らずのうちに生徒の進路選択に影響を与えていないか、常に自問自答する姿勢が必要だと私は思います。

県立高校における就職に関する進路指導について、特定の職業を差別せず、生徒が希望する職業について適切なアドバイスができていくのか。また、その適切なアドバイスが行われていることを県教育委員会としてどのように確認をしておられるのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ高校におきましては、担任だけでなく、教科担当者や学年主任、部活動の顧問など、様々な立場の教員が生徒と関わる中で学校全体がチームとして進路指導を行っております。

さらに、各高校におきましては、キャリア教育の一環として将来の様々な職

業に従事する方を招いて話をしていただく機会をつくっており、自分の将来を主体的に選択できるよう取り組んでおるところでございます。

また、委員の御発言の中にどのように確認しているかということがございましたけれども、高校におきましては、生徒や保護者に対して教職員の指導や学校の運営に関するアンケートを実施しておりまして、生徒や保護者との面談も行っております。それらを通して、生徒や保護者からの声を拾い上げるような形をつくっております。もし、偏った進路指導等があれば、そこで確認できると考えております。

以上です。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

差別してはいけないという意識だけでなく、自分は無意識の偏見を持っていないかという視点も大切だというふうに私は思います。人は誰しも、知らず知らずのうちに、大学進学のほうが立派、この職業のほうが安定している、この仕事は大変そうだった価値観を持ってしまいがちです。だからこそ、進路指導に携わる教師には、自らの価値観を常に点検し、生徒の選択を最大限尊重する姿勢が求められます。

何々とかにはならない、そんな空気が、たとえば言葉にならなくても、教室の中に存在するような学校ではあってはならない。

そこで、最後に伺います。

職業差別はあってはならないこと、また、教師個人の思想、信条や職業観を進路指導に持ち込まないことについて、教職員に対する指導や研修はどのように行われているのでしょうか。課長、御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長Ⅱ職業差別に限らず、様々な差別行為や発言を行ってはないということは当然のことでございます。

教職員に対しては、人権に関する研修を毎年計画的に行っております。

また、各学校では教職員全員で服務やコンプライアンスについて再確認をする「服務指導0（ゼロ）の日」なるものを毎月設けておりまして、教職員一人一人の法令遵守意識や倫理観を高めるようにしております。

今後も教職員に対する研修を継続していきたいと考えております。

以上です。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

課長ができる答弁というのはやっぱり限界があります。問いの最後にやっぱり教育長にもお尋ねをいたします。

今回の元教員の発言を、古賀参議院議員の発言をどのように受け止めておられるのでしょうか。しっかりと御答弁をお願いしたいと思いますし、今後も、職業差別のない進路指導を堅持し、子供たちが自らの意思で将来を選択できる教育を守り抜いていただきたいと強く願いますけれども、教育長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○甲斐教育長Ⅱ今回の国会議員の発言についてということでした。

一般に国会での議員の発言というのは政治的意図を持って発言されることが多いと思っておりますので、特定の方の発言そのものについて、教育に携わる公務員として私が発言するのは適切ではないというふうに考えております。

委員からございましたように、職業差別がないようにという思いは私も受け止めておりまして、その内容につきましては、先ほど課長から答弁したとおりでございます。

子供たちが自ら自分らしく自分の進路を選んでいける、大人が何かゆがめることがないように、子供たちの選択肢を逆に広げるような、そういう働きかけというのを常に大切にしながら子供の進路指導というのに当たっていききたい、そのような教育委員会でありたい、学校でありたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱよろしく願います。

最後の問いに移ります。最後の問いは、古賀千景議員の発言のもとになった「まるわかり！日本の防衛」についてです。

防衛省は子供たち向けの資料として「まるわかり！日本の防衛」を作成しています。これはホームページから印刷したもので、(資料を示す)カラーで、中に写真もたくさんある三十四ページのもんです。ほとんどの漢字には振り仮名があつて、自衛隊の役割や災害派遣の状況、我が国を取り巻く安全保障環境など、すごく分かりやすく説明された資料であります。

自衛隊は、災害発生時の人命救助や物資輸送など、県民生活に欠かすことのできない重要な役割を果たされています。また、世界に目を向ければ、今なお戦争や紛争が続いており、国防や安全保障について考えることは決して遠い世界の話ではありません。

また、佐賀県内には陸上自衛隊の目達原駐屯地、佐賀駐屯地、鳥栖分屯地、そして、航空自衛隊の脊振山分屯基地があります。そして、皆さんよく覚えておられると思います、令和元年佐賀豪雨の際などには自衛隊の皆さんに本当に助けていただきました。

そういう佐賀県に住む県民、子供たちが、自衛隊とはどのような組織なのか、どのような役割を果たしているのかを学ぶことは大変意義あることではないでしょうか。

そこでまず、お尋ねをいたします。

この「まるわかり！日本の防衛」という資料の内容について県教育委員会としてどのように受け止めておられるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長Ⅱ「まるわかり！日本の防衛」についてでございます。

本資料につきましては、災害派遣や防衛など、自衛隊の役割等について小学

校高学年にも分かるように、防衛省によってまとめられたものなのだと理解をしておるところでございます。

以上です。

○中村委員Ⅱお尋ねしますが、何か内容に問題あるように見えましたか、読めましたか。

○山崎学校教育課長Ⅱ目を通しました。

先ほどから委員の御指摘がありました、私、高校の教員だということは言っていたので、一人の大人である私が読みまして、知らなかったことも知ることができたという大人としての感想はございます。

コースとか、階級などの記述もありました。災害派遣等はそうやって尽力いただいているというのはもちろん知っておりました。

高校の教員としては、就職先として高校生とかに質問を受けた際にあまり詳しいところも知らなかったなということで、私自身は大人として参考になったところはございました。

以上です。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

次に、この冊子の取り扱いについてです。

令和七年三月に九州防衛局から県教育委員会に対して小学校への配布について相談があったというふうに聞き及んでいます。

防衛省が作成した冊子であり、しかも子供たち向けの資料でありますから、県教育委員会としても、その内容を確認し、どのように対応すべきか検討されたものと思います。

そこで、お尋ねでございます。

九州防衛局から配布について相談があった際、県教育委員会として、どのような検討を行い、どのように対応されたのでしょうか、御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長Ⅱ令和七年三月、九州防衛局から二名が県を訪問されて、県内の小学校にこの「まるわかり！日本の防衛」を配布したいとのことで、その方法について相談がありました。

小学校への配布希望であることから、所管である各市町教育委員会と直接やり取りをしていたくように伝え、御了承いただいたというふうになっております。

以上です。

○中村委員Ⅱ直接所管である市町の教育委員会とやり取りをするようにお伝えをしたという御答弁でございましたが、質問に戻ります。

先ほど課長、大人として、個人として、参考になる資料だったというふうにおっしゃいましたけれども、少なくとも市町教育委員会にコンタクトを取るようには伝えたということは、冊子の内容には何か問題があるとは思っていないと、子供たちが見ても、最終的に決めるのは市町の学校側だと思えますけど、ただ、それを見せると判断をされても問題ないというふうには判断されたと理解していいですか。

○山崎学校教育課長Ⅱ県のほうではそういう判断をしておりませんが、先ほど申しましたように、小学校に配布したいので、その方法を教えてくださいということで伺っておりますので、ほかの刊行物と同じように、小学校へ配布する場合はこういうやり方です、こういう方法が取れますというのを御紹介をしたという形で受けております。

以上です。

○中村委員Ⅱ中身のよしあしというか、中身も確認せずに市町に直接連絡をとってくださいというのは、あまりにも無責任じゃないですかね、いかがですか。

○山崎学校教育課長Ⅱ中身の確認もせずにと申しますか、そういった刊行物と

いうのは結構多く出されております。小学校への配布につきましては、所管する市町の教育委員会が主体的に判断するものと考えておりますので、配布の相談があった場合には、これまで同様に、直接所管である市町の教育委員会に相談していただくようにというふうに伝えているということです。

以上です。

○中村委員Ⅱ私でも知っていますが、冊子、資料を最終的に学校現場でどのように活用するかは市町教育委員会や学校の判断になります。しかし、県教育委員会としても、子供たちが自衛隊の役割や国防について学ぶ機会を確保するという観点から、一定の役割を果たすことができるのではないのでしょうか。例えば、お隣の長崎県のように、各学校へ一定数を配布するという方法もあります。あるいはまず各学校一冊配布した上で希望数を改めて取りまとめる方法もあるでしょう。また、学校が必要と判断した場合は、防衛省へ直接追加配布を依頼できるように県教育委員会が橋渡しをするということも考えられると思います。

いずれの方法であっても、まずは学校現場が冊子に触れ必要かどうかを判断できる環境を整えることが大切なのではないでしょうか。そして、そうすることが県教育委員会の役割ではないでしょうか。

今後、再び防衛省側からこのような資料の配布や活用について相談があった場合、県教育委員会としてどのような方法で学校現場につないでいくお考えなのか、改めて伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱ先ほども申したかもしれませんが、国の機関等からの刊行物につきましては、当該機関から直接各市町や各学校に直接配布されるケースというのが多いというふうに考えております。

それから、委員先ほど説明がありました長崎県につきましても、配布をされたのは直接市町のほうに配布されたというふうに聞いております。

もちろん県のほうでストップをかけるということは全然なくて、各市町に配りたいですよということですので、どうぞということでの方法をお教えしたと、令和七年三月ですけれども、お教えしたような状況にございます。

あと、市町のほうも、小学校の設置者でもありますし、所管をしておりますので、その使用等につきましては、ほかの教科書選択も市町のほうでやります、教材とか図書選びのほうも市町のほうでやります、市町のほうで判断をされて適切に扱われるんではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ改めて伺います。

今度、九州防衛局からまた相談があつて市町に送りたいんだけど聞かれたら、どうぞと答えるんですね。

○山崎学校教育課長Ⅱはい、もちろんでございます。

また、この令和七年三月からは、現在まで一年以上たっておりますけれども、そういった九州防衛局からの相談等はあつていないというふうに聞いております。

そういう中で、もし九州防衛局から同じような相談があつた場合は各市町のほうにどうぞというふうに申し上げますし、逆に各市町のほうから、こういう冊子があるらしいけれども、どこに尋ねたらいいだろうかと言ったら、九州防衛局のほうへどうぞと、そういうふうにお伝えするという形でございます。

以上です。

○中村委員Ⅱよく言われるんですけれども、今回の古賀千景参議院議員の発言はとても許されるものではないんですが、一つだけいいことがあるとすれば、「まるでわかって！日本の防衛」というのが日本に広まったということだと僕は理解をいたしております。

先ほどもそうです。課長答弁にはやっぱり限界がありますので、最後に教育

長にお尋ねをしたいというふうに思います。

私は、この冊子は自衛隊の活動や災害派遣の実態、そして、我が国を取り巻く安全保障環境について、子供たちが知るきっかけとなる資料であるというふうに考えています。

もちろん、多様な視点を持ち、客観的な事実に基づいて学ぶことが大前提であります。その上で、自衛隊がどのような役割を果たしているのか、また、国の平和と安全をどのように守ろうとしているのかを知ることが、将来の社会を担う子供たちにとって大切な学びの一つであると私は考えます。

教育長は、子供たちが自衛隊や安全保障について学ぶことの意義についてどのようにお考えでしょうか。これまでの学校教育課長の御答弁に対する補足があれば、それとあわせて御答弁をお願いして、私からの質問を終わります。

○甲斐教育長Ⅱ私のほうに自衛隊の活動とか実態とかを知ることが大切ですねというお話があつたというふうに思っています。

自衛隊もそうなんですけれども、平和と安全というのは、私たち人類の幸福を実現するためにも不可欠な前提であろうというふうに思っております。やっぱり日本国憲法が目指す平和主義の下に、国の防衛であつたりとか、安全保障であつたりとかと、その意義ですとか、国際社会における我が国の貢献であるとか、そういったことを深く学ぶというのは非常に大切なことだと思っております。

そして、学んだ子供たちが国際社会の平和と発展に寄与すると、そういうふうに着いていくということを期待しておりますので、そういう学ぶ機会というのは大切だと思っておりますし、今現在も社会科であつたりとか、学年が進んでいくと公民ですとか、そういったところで学ぶようになっておりますので、段階的に子供たちが学んでいくものと、そういうふうに承知しております。

以上でございます。

○青木委員長〓これで質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

午後四時二十八分 休憩

六月二十五日 文教厚生

午後四時二十九分 開議

○青木委員長Ⅱ それでは、委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりませんので、討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○青木委員長Ⅱ まず、甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第四十号議案中本委員会関係分、乙第四十一号議案、乙第四十二号議案及び乙第四十七号議案、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長Ⅱ 全員起立と認めます。よって、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第一号請願「佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める請願書」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長Ⅱ 全員起立と認めます。よって、本請願は採択されました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました請第一号請願「佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める請願書」につきましては、執行機関に送付し、後日、その処理の経過及び結果の報告を求めることを議長に申し出たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長Ⅱ 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らせていた

だきます。

○継 続 審 査

○青木委員長Ⅱ 最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長Ⅱ 御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきたいと思います。

それでは、これもちまして文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後四時三十二分 閉会

速 記 者 吉 末 久 子

文教厚生常任委員長	青木一功
同 副委員長	一ノ瀬裕子
会議録署名者	中村圭一
同	岡口重文
同	野田勝人
同	武藤明美
議会議務局長	真坂昇
議事課委員会担当主事	森山誠之

令和八年六月二十四日（水）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長

桃崎祐介

副委員長

弘川貴紀

理事

石井秀夫

〃

石倉秀郷

〃

藤崎輝樹

委員

坂口祐樹

〃

石丸太郎

〃

酒井幸盛

〃

木村雄一

農林水産商工常任委員会質問者順序

月 日	順 序	六月二十四日（水）	六月二十五日（木）
1	弘川 貴紀 237 頁	（現 地 視 察）	
2	木村 雄一 244 頁		
3	石井 秀夫 256 頁		
4	酒井 幸盛 267 頁		

午前九時五十九分 開会

○桃崎委員長Ⅱおはようございます。ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○桃崎委員長Ⅱ会議録署名者として坂口祐樹委員、石倉秀郷委員、藤崎輝樹委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、六月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす二十五日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時 散会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

令和八年六月二十五日（木）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長

桃崎祐介

副委員長

弘川貴紀

理事

石井秀夫

〃

石倉秀郷

〃

藤崎輝樹

委員

坂口祐樹

〃

石丸太郎

〃

酒井幸盛

〃

木村雄一

午前十時四分 開議

○桃崎委員長Ⅱただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○弘川委員Ⅱおはようございます。伝統ある農林水産商工常任委員会に昨年度に引き続き所屬する「自由民主党ネクストさが」の弘川貴紀です。林業、農山村、畜産の三項目について質問していきたいと思えます。

問いの一は、県産木材の利用拡大に向けた取組についてです。

先月の五月二十六日、国への政策提案に同行してまいりました。二元代表の双方から行くことは、意義のあることだと感じた次第です。部屋に入って、井手部長が名刺交換され、丸尾部長が名刺交換され、その後に私が名刺交換、「県議会からも同行して来ました」と言いましたところ、ある局長から、「クールビズで上着も着ないで失礼します」という言葉が出てきました。やっぱり県議会からも同行していくということは、少なくとも、そういうことも意味するのかなど。これは意味のあることですので、今後も継続していただきたいと感じました。

その政策提案の一つに、森林整備への支援強化と予算確保がありました。佐賀県の森林整備は、事業費が小さく、点にしている事例が多く、異常気象や現場に即した積算体系の見直しや、下刈りの事業費の所有者負担が三倍になっている状況をお願いしてきました。

本題に入ります。本議会での議案に、農業用水路の整備に県産木材を活用する取組が提案されており、建築物以外への木材利用は、大変有意義だと考えます。伐採、加工、使用の好循環につながります。

そこでまず、県産木材の利用拡大を図るため、これまでの取組についてお尋ねいたします。

○北川林業課長Ⅱこれまでの取組についてお答えします。

県では、平成十九年度から、「ふる郷の木づかいプロジェクト」を推進し、需要確保、多角的な利用、普及啓発の三つの視点から、県民協働による県産木材の利用拡大に取り組んでいます。

まず、需要の確保に向けては、木造住宅の新築や、住宅・事務所の内装の木質化に対する支援に加え、公共事業における木材利用を進めてきました。また、多角的な利用の観点から、学校の机や椅子、市町施設のベンチなど、身近な公共空間への木製品の導入を支援するとともに、家具や木製品の開発や販路拡大についても、後押しをしているところです。さらに、普及啓発として、店舗などの内装の木質化への支援や、木工体験ができる木育イベントの開催などにより、県民が木に触れる機会を広げるとともに、「さがの木の建築推進協議会」と連携し、建物への木材利用の普及にも取り組んでいるところでございます。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ様々な取組を御紹介していただきました。

次は、県産木材の利用を推進していく上での懸念や問題点はどのあたりにあるのかをお尋ねいたします。

○北川林業課長Ⅱ懸念や問題点の課題についてお答えします。

本県の人工林の多くが伐採期を迎える中、森林の循環を進めていくためには、森林資源である県産木材の需要拡大が重要であると考えます。一方で、住宅着工の減少により、これまで中心であった住宅分野だけでは需要の伸びが見込みにくくなっていることから、非住宅分野や公共事業での活用をさらに広げていく必要があると考えております。また、多角的な利用の観点から、これまで家具を中心としてきた木材利用の取組についても、用途の幅を拡大していくこと

が課題というふうに考えています。さらに、イベント等の周知に加え、町なかや公共空間など、日常生活の様々な場面で、多くの人の目に自然に触れる形で木材利用を進めていくことが求められているというふうに認識しております。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ利用拡大が重要で、多角的な視点も重要だと。多くの人の目に触れるという新しい取組も大事という視点も御紹介いただきました。

冒頭申したとおり、伐採、加工、使用というのは、いわば上流から下流への流れにできないものかと考えます。上流から下流の方向性で今ずっといいいます。それを逆に下流から上流への流れにできないものかと私は考えたんですね。つまり日常の中で県産木材に触れる機会をもっと増やして、県民サイドの視点で働きかけることで、こういうところで使われているのだと広く認識してもらう視点が大切ではないかと思えます。例えば、木材によるガードレールのような目に留まりやすいものに木材を活用して、人が集まりやすい佐賀駅周辺や、公園、美術館など、公共の場に設置するようにしたら、景色や風景になじむと思うんですが、いかがでしょうか。

私の好きな言葉に「心地よい違和感」というのがあります。何とも言えない心地よさで県産木材のよさを伝えることで、さらなる利用拡大や、さらなる好循環につながる可能性があると御提案します。

この先、県産木材の利用拡大に向けては、いかがでしょうか。

○北川林業課長Ⅱ今後の取組についてお答えします。

まず、住宅分野での取組を引き続き進めるとともに、支援制度については、家を建てる工務店など、関係事業者にとって、より活用しやすいものに見直しを検討していきたいと考えております。

また、公共施設や民間の非住宅施設についても、木造化、木質化を進めるため、「さがの木の建築推進協議会」と連携し、積極的な提案を行っていききたいと

考えております。

さらに、今議会で提案している農用水路への県産木材の活用を踏まえ、こうした取組を他の公共事業などにも広げて、関係機関などとも調整を進めていきたいと考えています。

加えまして、町なかや公園周辺などにおいて、建築物以外の防護柵の木製などにも取り組み、県民の目に触れやすい場所での木材利用を進めることで、日常の中で木に親しむ機会を広げていきたいと考えています。

これらの取組を通じまして、県民の方が身近な場面で木のよさを実感できる環境や仕組みを整え、木の利用拡大につなげることで森林資源の循環利用と、林業・木材産業の好循環を目指していきたいと考えています。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ住宅分野は引き続きやると、いろんな見直しも進めていって公共施設、それで町なかとか公園の防護柵の木質化とか、そういうやはり県民の目に触れるところに心地よい違和感が多分木材はあると思いますので、こういうところに県産材を使われているんだということ、そっちのほうが広く伝わって、そういうところから逆算して、加工はどうすればいいとか、どういう木を切ればいいとか、下流から上流に向けてのささやかな提案なんですけれども、それはもちろん、先ほど言いましたガードレールとかいうのは強度の問題が間違いないあります。恐らくシンプルさ、難しい加工をすると、それだけコストがかかりますので、「さがデザイン」を取り入れてシンプルさを強調するとか。あとはヒノキのチップなんかで芳香剤を開発したりとか、いろいろ用途は広く伝わると思うんですね。そういうのをコスメ分野と連携しながら、県産材と掛け合わせるとか、そういうヒントもできると思いますので、そういうちょっとしたきっかけになればいいなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

問い二は、中山間地域における外部人材の活用についてです。

中山間地域は、外部人材を活用しようと県が開設した「さが農業×^{かける}企業・団体・大学マッチングサイト」についての質問です。

このサイトの開設を一月下旬、新聞報道で私は目にしました。すごくいい取組だと思って新聞を切り抜いてスクラップしてノートに貼り付けました。いい視点でのチャレンジだと思います。数年前から「おてつたび」ということを全国的にやっていて、お手伝いをしながら旅をする。農家の繁忙期に遠くからお手伝いに来て、その日当をもらいながら近場を旅するという、「おてつたび」という制度もあって、県内でも中山間とか、旅館とか、そういうところが、今、サイトにもかなり登録していて、一件から四件ぐらいの実績があるみたいなの。こういう外部人材を使うというのは、いいなと思っておりました。

このような中、先週、六月十五日にNHK佐賀で、このマッチングサイトを通じて成立した佐賀大学陸上部の学生たちによる小城市江里山の棚田での田植えボランティアがニュースで紹介されました。健脚を誇るアスリートが棚田で手伝う姿に、私は、心地よい違和感で大変感動し、すがすがしい気持ちになりました。

これからの中山間地域は、省力化と外部人材の活用が必須のような気がいたします。私のふるさと伊万里に炭山地区というところがありますが、そこでは地元ケーブルテレビと会社の皆さんが、農家の皆さんと一年を通して連携されています。田植えから稲刈り、収穫された棚田米での日本酒づくりが行われています。

そこでまず、県内の中山間地域における、このような外部人材による支援活動の現状をお尋ねいたします。

○永石農山村課長 Ⅱ県では、中山間地域において、企業や学校などの地域外の多様な人材を確保するため、これまで、「さが中山間協働応援隊」、棚田ボラン

ティア、地域おこし協力隊を活用した取組を進めてきたところでございます。

まず、「さが中山間協働応援隊」は、県が認定した企業、団体が、中山間地域の集落で農作業や体験イベントに取り組まれたもので、平成三十年から令和四年までに八件の企業や団体が活動されております。

また、棚田ボランティアは、棚田が持つ多面的機能の発揮のため、企業等の外部人材の方が、農作業や農道・水路の管理、イベント等に対するボランティアの活動を行うもので、平成二十九年度から現在までに四十三の企業、団体が活動され、平成七年度も十五の企業、団体が活動されております。(240頁で訂正)さらに、地域おこし協力隊の活動事例としては、伊万里市や唐津市の棚田地域でイベント運営や農産物販売の支援を活動された事例。また、多久市では、直売所の運営支援の活動をされている事例がございます。

以上でございます。

○弘川委員 Ⅱ様々な外部人材を活用してということでしたね。協働応援隊とか、棚田ボランティアとか、地域おこし協力隊ということでありました。

各市で、その地区なりの取組の横展開や、もっと広範囲にする必要が今後大切になってくると思います。県が、この「さが農業×^{かける}企業・団体・大学マッチングサイト」の開設に至った背景と狙いを教えてください。

○永石農山村課長 Ⅱ中山間地域の保全や活性化を図るために外部人材を活用しようとする場合、これまでそれぞれの地域が独自に情報を収集し、相手方を探しておりました。情報収集や相手方を探す労力の負担の大きさから取組を断念するという地域もあったと聞いております。一方で、中山間地域を応援したいという思いを持つ企業は少なからずあるものの、地域とつなぎ合わせる手段がないという状況でございました。

このような状況を踏まえ、「さが農業×^{かける}企業・団体・大学マッチングサイト」は、地域と企業等をつなぐプラットフォームとして、外部人材を受け入れて地

域の保全や活性化を図りたい中山間地域側と、農業・農村に関心があり、中山間地域を応援したい企業側が、それぞれの思いを表明し、双方が関わりを持つきっかけをつくることを狙いとして開設したものでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。独自にそれぞれが探すというのは、なかなか難しいということで取組を断念するところもあるということもおっしゃいました。企業は、今、社会貢献活動で、そういう農作業とか社員に田植えの体験をしてほしいとか、企業内の一体感を育むための社会貢献活動みたいな、そういうところもあるので、そこをつなぎ合わせる、プラットフォームをつくってネットワークで双方の関わりしろを、しっかりここでグリップしてつなぎ合わせるということでしたね。

こういうのは、やはり時期とタイミングがうまくマッチングできて好事例が増えることを願っていますが、このマッチングサイトをきっかけに、今後、外部人材を活用した中山間地域の活性化に向け、どのような展開をされるのかをお尋ねいたします。

○永石農山村課長Ⅱ答弁の前に修正を一点。先ほど、(一)のところ、棚田ボランティアの令和七年度を平成七年度と言いましたので訂正をさせていただきます。

今後の取組についてお答えいたします。

中山間地域は、農業生産面だけではなく、県土保全や水源の涵養などの多面的な機能を有し、県民の暮らしを守る上でも大変重要な地域であります。一方、農家の減少や高齢化などに伴う人材の不足により、農業生産活動や、道路、水路等の地域資源の維持活動を地域の農業者だけで担うことが難しくなってきました。

また、中山間地域を抱える課題は、地域によって様々であることから、特効

薬となるような対策はなく、それぞれの地域の実情に応じた対策を行うことが必要です。

このため県では、地域の課題解決に向けて中山間地域の集落や産地が主体的に行う農業所得の向上、農業・農地の維持、地域の活性化に向けた取組を支援し、農業による元気な中山間地域づくりを進めているところでございます。

今回、開設したマッチングサイトは、こうした課題を抱える地域が外部人材を活用するきっかけの一つとなるものでありまして、地域が行う取組の支援に積極的に活用していただくことで、外部人材との交流を図り、さらなる地域の活性化につながるものと考えております。

地域の課題は様々であることから、今後も地域の声を聞きながら、中山間地域が元気となるよう、地域の実情に応じた取組を市町等の関係機関と連携して支援してまいります。

○弘川委員Ⅱ現状と新しい取組と今後の展開ということで答弁いただきました。省力化も重要になってきますし、水路の維持もあります。そういう多面的機能を有する中山間地域で、こういう取組がきっかけになって、いろんなところで横展開して、あそここの地区でこういうことをやっていった、じゃ、うちもそういうのをやろうとか、そういうことの横展開で、縦、横、斜めの連携ができるよう強く願って、最後の質問に移ります。

問三は、佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」についてです。

ここは、生産者が丹精込めて育てられた牛や豚をお預かりして、安全・安心で高品質の食肉に加工し、消費者に届けるという重要な役割を果たしています。ある資料では、食肉の品質の八〇%が食肉処理によって決まるとまで言われています。さらに、「KAKEHASHI」では牛肉の輸出拡大の取組を進められ、「佐賀牛®」の極上のすばらしさが世界に直接発信されることは、大変喜ばしいことと感じています。

ここで一つの課題としては、輸出向けの食肉処理で屠畜の際に国内向けとは異なる処理が要求されます。牛の体をつるしながら放血、いわゆる血抜きをする必要があると伺いました。この処理方法でいきますと、肉の中に内出血による斑状の、専門用語でいうところの血斑、血のまだらといいますが、その発生率が増加するというマイナス要素があるようです。これが発生した場合には商品価値が低下し、安く買いたたかれることが問題点になっているのが現状とお聞きしています。

「KAKEHASHI」において、生産者が愛情込めて育てた高品質な「佐賀牛[®]」を、高い品質を保ったまま処理して、消費者、さらには世界に届けることが極めて重要と考えます。

そこで、現在において、「KAKEHASHI」からは、どの国や地域へ輸出できるのか、加えて輸出実績はどうなっているのかを伺います。

○石松畜産課長 Ⅱ牛肉の輸出に当たりましては、輸出先ごとに厚生労働省が定める輸出認定要綱に基づき、屠畜や加工を行う食肉センターが認定を受ける必要がございます。「KAKEHASHI」においては、運営を担う一般社団法人佐賀県畜産公社が順次認定を取得してきたところです。現在は、四つの国、地域の輸出認定を取得されておりまして、アメリカは令和六年七月から、タイは同年九月から、台湾は令和七年六月から、シンガポールは同年九月から輸出を開始しております。

また、佐賀県産牛肉の輸出実績につきましては、「KAKEHASHI」からの輸出がスタートした令和六年度は十三・一トンであったものが、令和七年度には輸出先を拡大したことなどによりまして七十六・七トンに大きく増加しております。

国別の輸出量を見ますと、台湾が三十四・五トン、アメリカが三十四トンと大きな割合を占めておりまして、次いでタイ、シンガポールの順となっております。

ます。

以上、お答えします。

○弘川委員 Ⅱこれは厚生労働省の認定になるんですか。畜産ということは、農水省みたいな意識があるんですけども、厚労省であるところの説明をよろしいでしょうか。

○石松畜産課長 Ⅱこれは、食品の安全性に関わる部分になりますので、日本では厚生労働省のほうが食品安全性のところを担当しておりますので、輸出に関しても同じように厚生労働省が担当しているということになっております。

○弘川委員 Ⅱありがとうございます。四つの国ということですね、アメリカ、タイ、台湾、シンガポール。それで令和六年からはじまって十三・一トンが、翌年の令和七年は輸出の国が拡大して七十六・七トンと大きく伸びております。

次に、問題となっている血液の内出血みたいな、専門語で血斑と言うらしいんですが、その血斑の発生状況をお尋ねいたします。

○石松畜産課長 Ⅱ以前のように牛を台に寝かせたまま放血する寝かせ放血、これは通常、国内の屠畜場で行われている処理になるんですが、それを「KAKEHASHI」では古い施設では実施してございました。その施設での令和四年の血斑の発生率は〇・七%でございました。

一方、輸出対応型となった新施設においては、委員が言われておりますように、牛をつり下げて放血する懸垂放血を行っておりまして、直近の令和七年でいいますと二・六%ということで、約二ポイントほど増加をしております。

以上、お答えします。

○弘川委員 Ⅱ寝かせたまま放血する、それが輸出の場合は懸垂放血で血斑の発生率が〇・七から二ポイント増加するということですよ。増加するということとは、それだけ品質が落ちて、意外と安く出さないといいけない。せっかくつくったのに高品質で高い値段で売れないという問題がここにあります。そういうこ

とで、一頭当たり二十万円から五十万円安くなるということは、大きな損害を被ることになります。

ここに四月十六日の日本農業新聞があるんですけども、(資料を示す)これによりますと「米国向けの牛肉放血見直し」とありますが、その内容はどのようなものをお尋ねいたします。

○石松畜産課長Ⅱこれまでアメリカ向けの輸出認定施設では、衛生面を理由に、輸出向け、国内向けを問わず、全てその施設で処理する牛について懸垂放血が必須とされておりました。

このたび、先ほど委員が新聞を引用されましたが、その新聞にありますように、厚生労働省がアメリカ向け輸出認定要綱を改正しまして、懸垂放血と同等の衛生水準を保つことを条件に寝かせ放血が可能となったところでございます。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱこれは劇的な変化だと思えます。その寝かせ放血のほうが血斑の発生率が格段に下がるということで、厚生労働省がアメリカ向けにもこういう要請をして、それが受け入れられたということです。

この放血方法の見直しによって、どのような効果があると思われますか。

○石松畜産課長Ⅱ懸垂放血から寝かせ放血に変更することで血斑発生率の低下が見込まれて、それに伴い牛肉販売額の損失が減るものと期待しております。

放血方法を見直した場合の佐賀県での効果につきまして、「KAKEHASHI」の令和七年実績値を基に試算いたしますと、年間で一億円程度、損失額を減らすことができるというふうに見込んでおります。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ一億円、損失を防げるということは、いわゆる一億円の増収にな

るという理解でよろしいですよ。ということは、これが佐賀県だけではなくて、日本全国、こういうのが適用されます。となると、推計で分かる範囲でいいんですが、佐賀県では一億円の増収になるけれども、国全体ではどのくらいの見込みがあるか教えてください。

○石松畜産課長Ⅱ全国での効果につきましては、今、アメリカ向け輸出認定施設が十七施設ございます。その施設全てで放血方法が見直されましたと仮定して、「KAKEHASHI」の事例を参考に試算いたしますと、年間で合計十八億円程度、損失を減らすことができるというふうに見込んでおります。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ四十七都道府県あって十八億円ですよ。だから、逆に言えば佐賀は一億円ということなので、それだけ佐賀県がこういう施設から出しているパーセンテージも高いということになると思われます。

これは、農家や食肉処理施設にとっても、今までの課題であったことであって、恐らく国への要望項目にも挙がっていたと思いますが、その実現にこぎつけられた要因はどういうところにあるか分かりますでしょうか。

○石松畜産課長Ⅱ各団体、特に食肉センターの団体から強い要望がなされておりました。それに関連しまして県のほうからも県選出の国会議員さんなどにお願いをして、この見直しが実現するように強く要請してきたという経緯があります。そういった各団体、各方面からの要請が実ったものではないかというふうに考えております。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱそれはそうでしょうね。いろんなところから要望を上げて国のほうも動いたと。今年度こういう発表があったということは、やっぱり根回しをして、恐らく県選出の国会議員である参議院議員の福岡資磨さんが大臣であった頃の話だと私は理解できます。ということで、佐賀県からの要望を、当時の

福岡厚生労働大臣が受けて、それをこういうことができないかということに進んだ案件ではないかと推測されます。

それでは、この見直しを踏まえて、今後、「KAKEHASHI」ではどのように対応していくのかをお伺いします。

○石松畜産課長Ⅱ放血方法の見直しにつきましては、まず、厚生労働省において、アメリカをはじめとする輸出先国・地域との協議が進められまして、協議が整ったところから順次寝かせ放血に対応した輸出認定要綱の改正が行われます。これを受けまして「KAKEHASHI」においても輸出認定要綱の改正内容を踏まえながら、必要となる設備改修や具体的な作業手順などについて、県の衛生部局や厚生労働省との協議を行うこととなります。

現時点では、既に「KAKEHASHI」から輸出を行っているアメリカ、台湾、シンガポール、タイ、及び輸出認定申請中の香港については、要綱が改正されておりまして、これらの国、地域につきましては、改正内容に遅滞なく対応できるように取組を進めているところです。

一方、輸出を目指しているEUにつきましては、要綱がまだ改正されていないことから、その動向を注視するとともに、その内容が示され次第、ほかの国、地域と同様に速やかに対応できるよう備えていきます。

今後は、こうした動きを踏まえまして、佐賀県畜産公社と一体となって放血方法に対応するとともに、輸出先国の拡大にも取り組みまして、「KAKEHASHI」から世界に向けて「佐賀牛[®]」の価値をしっかりと届けられるよう取り組んでいきます。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。設備の改修も若干必要という答弁もありました。高品質のまま輸出できるところがありましたので、「KAKEHASHI」にとってはかなりの追い風だと思いますので、今後、EUの動向

を見ながらとか、課題は多くあるかも分かりませんが、このフォローの風を生かして、佐賀県の「KAKEHASHI」から輸出が増えていくことを大いに願っています。

それでは最後に、農林水産部長に農林水産行政の意気込みをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○井手農林水産部長Ⅱお答えします。

まず、今の思いを率直に申し上げます。少なくとも、私は、今、やる気に満ちあふれています。農林水産業は、佐賀県の産業を支える大きな柱でありまして、今も数多くの成果を生み続けるかけがえのない産業です。

まず、農業です。食料自給率は西日本一位です。自慢の佐賀米をはじめ、イチゴ、タマネギ、梨などの多様な園芸作物、さらには、先ほど言っていたきました「佐賀牛[®]」といった豊かな農畜産物を生み出す全国に誇る産地です。これは生産者の皆さんのたゆまぬ努力の賜物です。また、張り巡らされた水路が象徴するように、産地を支える土地改良事業も佐賀の農業を力強く後押ししております。

次に、林業です。山を育ててきた先人たちの営みが今日の利用可能な森林の礎を築いてきました。人工林率全国一位の佐賀県は、森林資源を産業振興に生かす大きな可能性を有しております。さらに、林業関係者の努力によりまして、再造林など次世代へつなぐ循環も進められています。成長が早く、強く、花粉も少ない「サガンスギ」の普及も期待されます。資産事業も着実に進めます。

そして、水産業です。佐賀県の二つの海には、全国に名をとどろかす産物があります。有明海が育んだ佐賀のりは、四年ぶりに日本一となり、玄海の呼子のイカは、漁業だけでなく、観光を支える屈指のブランドとなっています。ほかにもカニやカキなど、この二つの海がもたらす豊かな水産物は、県の食文化を支えており、その価値を支えているのは、日々、努力を重ねる漁業者の皆さま

んです。

こうした佐賀県の農林水産業をさらに盛り上げるため、農林水産部の職員は、高い専門性と熱い思いで取り組んでいます。課題は山積みです。難しい問題も数多くあります。決して簡単ではありません。だからこそ、私が職員に伝えたいのは、これまでの取組をさらに加速させるため、現場の課題に向き合い、挑戦を恐れず付加価値を高めていく仕事を続けようということです。そして、前を向き、自分たちの仕事に誇りを持って積極的に取り組んでいこうということです。

佐賀県の今、そして未来のために、私たちはチームとして一丸となって取り組みます。全力を尽くします。

私からは、以上です。

○木村委員Ⅱ公明党の木村でございます。昨日、本委員会の現地視察で、午後でしたが、工業技術センターに行かせていただきました。たくさん的高額な機械がある部屋にお通しいただきましたり、大変詳しい御説明もいただきました。ミクロの世界といえますか、本当にふだん見ることができないような部品だったり、そうしたものの表面を測定して立体的に捉える、そういったことで製品の安全性とかを調べたり、工場の稼働がうまくいくか、そういったところで役立てていくような測定機があると。そしてまた、企業さんにそういったものを使っていたかどうかというような施設であったかと思っています。

効果としては、自前でそろえると大変な経費もかかる、手間もかかるというところが、ああいった施設で県内企業さん、そして、県外の企業様もお支えることにつながっている重要な施設が、この佐賀にあるということは、県内外の企業さんにとって魅力の一つなのかなと思います。

今回、一問目は企業誘致についてお伺いをするわけですが、そうした施設がぜひ呼び水になっていたいただきたいと視察をしながら考えていたところ

であります。

県内の企業誘致数は、直近の十年間で二百件を超えているというふう伺っております。これは企業立地課の皆様が効果的な誘致活動に取り組んでいた成果であると評価をするところでございます。

その象徴とも言える事例として、アサヒビールの鳥栖工場があるかと思えます。博多から移転を決めた理由は複数ございまして、鳥栖市が交通の要衝であり、物流の効率化が図られ、配送距離の短縮によって二酸化炭素の排出量を三〇％削減できること、そして、十分な水を確保できること、また、天災などの不測の事態に備えたBCPの観点から適した土地であったということが決め手になったという報道を目にしております。

恐らくそういった利点というのは、知事のトップセールス、また、企業立地課の皆さんが、こうしたメリットがありますよということでしたらとアピールをされまして、この移転進出への道筋が開いていたのではないかと思います。

佐賀県内では、ほかにもコスメ産業、製造業以外の企業の誘致についても積極的に進めてこられたと思っておりますが、そこで、最初の質問をさせていただきます。

佐賀県の企業誘致の方針についてであります。

どのような方針の下で取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ佐賀県には、先ほど委員から御紹介いただきましたとおり、災害リスクの低さ、優れた交通アクセス、アジア市場への地理的優位性、優秀な人材、そして、誘致企業への手厚いサポートなど、大きな強みがございます。こうした強みを生かしまして積極的に誘致に取り組むことで、委員、御案内のとおり、これまで大きな成果を上げてまいりました。

現在は、半導体やコスメといった本県に強みのある分野に加え、デジタル分

野、蓄電池・次世代モビリティなどのグリーンイノベーション分野、さらに、研究開発や総務・経理といった本社機能の移転に力を入れております。

こうした若者の人材確保にもつながる付加価値の高い企業が県内に集積し、県内産業全体で相乗効果が現れることで佐賀県全体の活力が向上する好循環が生まれるように取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ たくさんさんの事例を挙げていただきましたが、とにかく付加価値の高い企業、こういったところが若い方々の関心の高い企業の種類でもありますので、そうした成果がいろんなところに現れているのかなというふうに思っております。ＩＴ関係企業はその典型例だと思います。若者の皆さんの就職活動についても、今、報道が頻繁に出てきておりますが、大学生を中心とした若い方々の人口流出の抑制につながるような大事な県の取組であると思っております。

先日、佐賀県のホームページを拝見させていただきました。佐賀県が企業に選ばれている六つの理由というものが明示されておりました、この場で全部は触れませんが、先ほどもお話がありましたとおり、災害リスクが低いということ、そして、立地企業に寄り添うフォローアップというものが挙げられておりました。

私は、昨年、ある県外企業さんから御相談を受けました。地域未来投資促進法という法律を使って県内のある地域に物流倉庫の建設を計画しているけれども、なかなか大変なんだというお話であります。私自身、初めて耳にする法律名でございましたが、御相談者いわく、この法律が適用されると農地法や都市計画法の規制が緩和されるなどの支援が受けられるが、幾つもの行政機関等の手続があり、思った以上に大変な労力がかかる。制度を利用する企業の負担軽減につながるような、より丁寧なフォローアップは期待できないか、大要、そ

のようなお話でありました。この場にいらつしやる課長の皆様にも、この企業さんにお話を聞いていただいたり、様々、丁寧な対応をいただいたところであります。

昨年度、本委員会におきまして、この地域未来投資促進法に関連した条例として、「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例」についての質疑が行われたものと承知をいたしております。この条例は、今年の四月から施行となっておりまして、税制の優遇、そして、各種補助の併用が可能になりました。しかし、私は、こうした税制面での優遇だけではなくて、企業の皆さんが使いやすいといいますが、戸惑わないような丁寧な相談体制も、今後、検討が必要ではないかと思っております。

そこで、伺いいたしますが、この地域未来投資促進法についてです。

この法律が制定された目的と概要についてお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、いわゆる地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的としております。

この法律では、国の基本方針に基づきまして、県と市町が共同して基本計画を作成し、国が同意を行うこととなっております。この同意された基本計画に基づきまして、民間事業者は、地域経済牽引事業計画を作成し、その計画を県が承認することで法人税等の特別償却または税額控除といった税制措置、日本政策金融公庫からの固定金利での融資といった金融による支援措置、先ほどお話がありました農地転用許可等の手続に関する配慮などの規制の特例措置、こういったものを受けることができる制度となっております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ この佐賀県の特性を生かしていただくということを念頭に、そう

した強みを生かした事業を行っていただいて、計画を立てて進めていくという流れで御説明をいただいたところでございます。

メリットがあるから進める計画なんですけれども、今、挙げていただきましたように、税制面での優遇もありますし、土地利用の規制緩和、そして、金融支援が受けられるという法律の立てつけになっておりまして、この中で土地利用規制の緩和というところが、最も大きいメリットではないかと思っています。

御案内のとおり、佐賀県内では、産業用地に対する引き合いは高いものの、受け皿となる用地が不足していると伺っております。一方で、県内の農地を見てみますと、後継者の不足から中山間地域と比べれば、その割合は、まだまだ低いものの、平坦地の農地におきましても、耕作放棄地が増えているという状況の中にありまして、有効な土地利用、活用につながるものがあるのではないかと考えています。

次に、この法律による支援を希望される事業者の皆様が支援を受けるための条件はどのようなになっているのか伺いをいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ民間事業者が支援措置を受けられるためには、牽引事業計画を作成の上、都道府県に申請し、承認されることが必要となっております。

佐賀県の場合におきましては、基本計画におきまして、佐賀県の輸送用機械関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野、また、佐賀県の化粧品関連産業のネットワークを活用したコスメティック産業分野、佐賀県のICT関連のビジネス環境を活用したデジタル関連分野など、合計六分野を「地域の特性及びその活用戦略」として選定しております。

牽引事業計画の承認要件といたしましては、まず、基本計画に適合することが必要となっております。具体的には、先ほど御答弁いたしました六分野における地域特性の活用戦略に沿った事業であること。また、付加価値増加額が四千五百万円を上回ること。さらには、地域の事業者に対する相当の経済的効果

が見込まれること。この経済的効果の具体的な指標といたしましては、取引額が一二％増加、売り上げが六％増加、雇用者数が三％増加、雇用者給与等支給額が一％増加というものになっております。

なお、法人税の特別償却などの税制措置を希望する場合には、当該計画に先進性があることについても、国から確認を受ける必要があるということになっております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ今おっしゃったように、制度の利用を計画する企業さんが、この事業として認定されるということが必要だということでありました。認定を受けるためには、今おっしゃったように、六つの分野に該当するかと、四千五百万円以上とおっしゃったですね、経済効果も期待されます。そして、地元の雇用を生むとか地域に還元する等、様々な要件があるということでございます。なかなか高いハードル設定となっているなど改めて思っております。

ただ、一般論で言いますと、工業団地等を開発するには、普通三年から六年程度かかりますため、開発期間が見通せない等の理由で企業から敬遠されたり、自治体においては、誘致の機会を逃してしまうケースも多かったということで、この法律の制定につながったとも聞いております。

本来、産業用地への転用が原則認められていない第一種農地が転用可能になったり、市街化調整区域に当たる土地においても、一定の条件を満たせば開発が許可されるなど、企業にとっては、大きなメリットであり、自治体においては、企業誘致の手助けとなる意義のある法制度ではないかと思っています。

では、実際の利用の状況について伺いをしたいと思います。

この地域未来投資促進法、略して未来法というそうですが、二〇一七年に施行されて以来、佐賀県内ではどれぐらいの利用実績があるのかお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ先ほどおっしゃいました地域未来投資促進法が制定されました二〇一七年、平成二十九年以降でございますが、佐賀県基本計画に基づきまして承認いたしました牽引事業計画は、延べ三十九件となっております。このうち事業完了となっているのは三十三件でございます。

なお、牽引事業計画の承認時点でございますが、活用予定とされた支援措置といたしましては、税制措置として三十件、金融による支援措置として八件、農地転用許可等の手続に関する配慮が三件などというふうになっております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ内訳までお示しいただきました。農地転用事例は、今、三件ですね。ありがとうございます。

こうした延べ三十九件の事業が、県内経済を引っ張っていただいている企業として、実際に人を雇ったり、経済の活性化にもつながっているということで大変に頼もしく感じるところでもあります。今後、もっと利用が増えていけば期待をするところでもございます。

私に御相談をいただいた先ほどの企業さんのように、これだけのメリットを享受するには、やっぱり多くの準備が必要になってまいりますし、幾つもの行政機関との打ち合わせが必要になります。事業計画の内容にもよりまずけれども、企業立地課を窓口としまして、農政、環境、警察などの県の窓口、そして、国の機関や市町など、関わる機関が多岐にわたります。

私が伺った企業さんからは、この牽引事業に関する申請内容の判断において、県と市町で、いわゆるたらい回しに遭いまして、市に相談したら県に聞いてくれとか、その逆のパターンもあったりしまして、非常に大きな負担を感じたという感想を述べておられました。大きな受益があるのであるから、それにはコストが伴うのは当然という考え方もあるかもしれませんが、そこでお尋ねをしたいと思います。

県では、これまで牽引事業計画を策定した事業者から、支援を受けるに当たってどのような声を把握しておられるのか。また、県として制度利用の現状をどのように認識しておられるのか、あわせてお尋ねいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ県は、基本計画の策定、改定を行いまして、牽引事業計画の承認を担当しております。その中で、企業立地課は、県内に進出する誘致企業が地域未来投資促進法による支援措置を希望された場合に、支援措置の活用に向けたサポートを行っております。

近年の事例を見ますと、計画の作成、申請をコンサルティング会社に委託されているケースが多いこともあり、計画の作成、申請の場面におきまして、手続上の負担感に関する御意見は伺っていないところでございます。

この地域未来投資促進法におきましては、民間事業者が牽引事業計画の承認を得ることで、税制、金融、土地利用などの分野における支援措置を受けることができます。実際には、その措置を所管するそれぞれの機関に手続を行う必要があり、先ほど委員からも御説明いただいたとおりでございます。これは、おっしゃったとおり、民間事業者が支援措置というメリットを受けるために必要な手続だと認識しております。

県といたしましては、支援を希望する民間事業者を運用面でサポートすべく、民間事業者がスムーズに希望される支援措置を受けられるよう、所管する機関との調整役として寄り添った対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ実際、コンサルさんに委託をされているので、直接の依頼元の企業さんからの声は入っていないというふうに理解をいたしました。私が承ったお話もコンサルさんだったものですから、当事者というか、ちょっと厳しい御意見ではございました。一部の声かもしれませんが、現場、現場とのやり取りの中で、まだ入ってきていない声もあるかと思っておりますので、引き続き、

現場の声を踏まえて、よく把握をしていただければと、これはお願いでございます。よろしくお願いいたします。

この質問に関する最後の質問に移らせていただきます。

何度も申し上げております地域未来投資促進法ですが、企業誘致の有効なツールであると考えております。しかし、利用に当たりましては、先ほどから申し上げておりますとおり、大きな手間も暇もかかりますし、そもそも、あまり認知をされていない法制度ではないかと思っています。

そこで、県は、この未来法をどのように活用していかれるのかお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長 誘致企業が進出を判断される際に決め手となる要素は様々でございますが、各分野におきまして複数の支援措置が整備されている地域未来投資促進法の活用によるメリットも、その判断にプラスになるものと考えております。

先ほど御答弁いたしましたとおり、県といたしましては、付加価値の高い企業が県内に集積することを期待しております。地域未来投資促進法の趣旨と合致していると考えております。誘致企業がこの制度を活用することで県内進出の後押しとなり、立地後には、より大きな経済効果を発揮してもらえものと考えております。

そのため、企業誘致の際は、この制度の紹介を行い、希望される支援措置を受けられるようサポートを行っているところでございます。

今後も、県といたしましては、誘致企業の意向に応じた支援措置の活用を御提案しながら、地域の付加価値を向上させるような企業誘致の実現につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○木村委員 ぜひともしょしくお願いいたします。御答弁いただきましたよう

に、未来法が企業誘致にとってプラスになるという御認識だということございましたので、享受できるメリットをしっかりと周知をしていただければというふうに思います。この法制度の適用も相まって、県内経済の活性化、そして、労働人口の流出抑制につながっていきますように、今後も付加価値の高い魅力ある企業の誘致に向けて努力を重ねていただければということをお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

大きな項目の二点目は、唐津市沖の洋上風力発電事業についてでございます。連日のようにアメリカとイランの停戦協議に関する報道が世界を駆け巡っております。安定的なエネルギーの供給に至るには、まだ予断を許さぬ状況であり、なかなか明るい兆しが見えないという印象を持っております。

化石燃料への依存度が高く、エネルギー自給率の低い日本において、海に囲まれ、風力資源が豊富であるという地理的特性にマッチし、国内で供給できる純国産エネルギーであります洋上風力発電は、エネルギー安全保障の切り札と言えると思っています。

生成AIの普及によりまして、今後、ますます電力需要が高まることが予想されている中、原子力発電所の再稼働や新設の議論も注目をされてきておりますが、核のごみの最終処分、そして、安全性への懸念などの問題もあり、クリーンで安全なエネルギーである洋上風力発電への期待は、ますます高まってくるものと感じております。

政府としても、六月十四日、大規模な洋上風力発電事業を展開しているイギリスの洋上風力発電に関する新たな連携の枠組みを設置するという報道がなされておりました。エネルギー調達の多角化を図る上での国としての意欲の現れではないかと捉えております。

しかしながら、先ほど、問いの一で県内への企業誘致の話をしたましたが、こちらのほうは県に対して、なかなか高いハードルが課されている状況ではな

いかと思っています。

本県では、唐津市沖に候補海域を定め、洋上風力発電事業の誘致に向けた取組が進められており、令和六年度から国に対して再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置に必要な「有望区域」への整理を求めています。昨年を含め、過去二回、留保されている状況であります。

これまで、私は、唐津市沖への誘致の実現を望む方々や慎重な意見の方々の双方から意見を賜りながら質問を重ねてきておりますが、今回は、国からの指摘事項等への対応状況についてお尋ねをしたいと思います。

まず、国の留保意見についてです。

令和三年九月に経済産業省から一定の準備が進んでいる海域として選定をされ、紆余曲折を経まして令和六年七月に「有望区域」への整理を国に求めたわけではありますが、国から留保意見が付き、格上げにならなかったわけです。どのような意見が付されたのかお尋ねをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ令和六年度は、国土交通省及び水産庁から留保意見が示されて、「有望な区域」への移行が見送られています。

国土交通省の留保意見は、「航路を航行する船舶への配慮が全くされていないように見受けられる」というもの、つまり船舶の航行の安全をどのように確保するのかという趣旨というふうに考えております。

水産庁の留保意見といたしましては、「県内外の利害関係者となり得る漁業者に対し、丁寧な説明、調整を行う必要がある」というものでございました。

以上です。

○木村委員Ⅱ国交省海事局、そして水産庁の御指摘でございます。「全く配慮がなされていない」というのは強い口調かなというふうに思ったんですけれども、一見すると、もっともらしい御意見のようにも聞こえてまいります。

では、実際どのように県として対応してきたのかお伺いをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ国土交通省の留保意見につきましては、船舶の航行の安全を確保するためには、航路から一定の距離を離して風車を設置するというのが必要となりますけれども、どのくらいの距離を離せば安全が確保できるのか。それは県が示すというのは、とても困難でございますことから、基準となる考え方を国のほうから示していただきたいということを、政策提案など多様な機会や手段によりまして求めてきたところでございまして、今年三月二十四日に国土交通省から基準となる考え方が示されたというところでございます。

また、水産庁の留保意見につきましては、「県外の利害関係者となり得る漁業者」という文言がございますけれども、この漁業者には候補海域内で実際に漁を行っている漁業者だけでなく、候補海域内で過去に漁を行っていた漁業者や、将来、漁業を行う可能性のある漁業者、さらには候補海域以外での海域で行われている漁業への影響を懸念する漁業者が含まれるとされておりました。候補海域内で、将来、漁を行う可能性のある県内、県外の漁業者や、候補海域以外の海域で行われている漁業への影響を懸念する県外の漁業者を佐賀県が全て特定をするということは、非常に困難でございましたことから、水産庁に対しては、政策提案などにおきまして、対象となる漁業者の範囲を明確化することなどを求め、協議を重ねてまいりました。

その結果、福岡県及び長崎県の漁業に絞られることになり、水産庁の仲介を得まして両県との調整を始めたところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱルールが決まっていないこと、また、手順の進め方の認識の違いとか、これはやっぱり国のほうで示してもらわなければならないといったところを明確化するために政策提案を行ったということでございました。国交省のほうから三月に返しがあったということで、問題は水産庁のほうかなというふ

うに思うんですが、交渉をしようにも的が絞れないというか、さらに広がるような御指摘でありまして、大変酷な御指摘だなと率直に思っているところであります。

そういった中で、課題を克服するために取り組んでいただきながら、二回目のチャレンジをしていただいておりますが、令和七年度、「有望海域」への格上げの整理を求める話になりますが、ここでもまた留保がついております。どのような意見が付されたのかお伺いをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ令和七年度の水産庁の留保意見は、県内外の漁業者の操業実態の把握が不十分というものでございました。

以上です。

○木村委員Ⅱなお不十分ということでございます。二回目の場合は、国交省からは異論はなかったわけですが、水産庁から、さらに高いハードルを課されたイメージを持ちました。具体的には福岡、長崎の両県の漁業者の皆さんと調整を続けるという話に変わりはありませんけれども、非常に難しい対応を迫られる状況ではないかと思えます。普段、佐賀県に関わることが少ない福岡県、長崎県の漁業者の皆様コミュニケーションを取るという話ですので、大変な難題ではないかと思えます。

そうした中で、佐賀県としてどのような対応をしてきているのかお伺いいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ水産庁の留保意見につきまして、水産庁や福岡、長崎両県の水産部局及び両県の県漁連等、操業実態把握の進め方について調整を行ってまいりました。その結果を踏まえまして、福岡県内は玄界灘側の漁協を対象に、長崎県内は全漁協を対象として書面によるアンケートを実施いたしました。それに基づきまして候補海域における「操業実態がある」という御回答をいただいた漁協や、「唐津市沖において洋上風力発電が行われる場

合の懸念を示された漁協」に調整対象を絞ったところでございます。

現在は、調整対象とした漁協に対し、操業実態等の把握とともに議論の進め方につきまして説明をする努力を重ねているところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱ水産庁に御相談しながら、進め方について慎重に協議をなさったということで、アンケート結果で返しがあつたところ、いい意味での返しではありませんけれども、そこに的を絞るという意味では有益な手法であつたかと思えます。

隣県で地域を特定するのは控えさせていただきますが、唐津市沖に近いところの漁業者の皆さんが大変厳しい意見をお持ちであることは、私も承知をいたしております。

とにかくいろんなチャネルで接触を図っていくしかないわけでございますが、この問題は、詰まるところ、水産庁の留保意見を何とかクリアするしかないわけでありまして、説明や意見交換を重ねてプロセスをとにかく積み上げていくしかないというふうに思っております。

そこで、次の質問をさせていただきますが、洋上風力発電を巡る国の動きといたしまして、法律の改正が昨年の六月になされております。「再エネ海域利用法」という名称も「海洋再生エネ整備法」と変わったそうでありますが、主な改正点とともに、唐津市沖を対象とした洋上風力発電事業の誘致に向けた取組において、どのような影響があるのかあわせてお尋ねをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ今年四月一日に施行されました「海洋再生エネ整備法」の主な改正点といたしましては、開発対象の海域がE E Z——排他的経済水域まで拡大されたこと。それから、佐賀県が今、「準備区域」に該当しておりますが、その「準備区域」では、国が主体的に環境影響調査に着手できるようになったこと。この二点が主に挙げられるというふうに考えておりま

す。

この改正によりまして直接的な誘致検討への影響はないと考えておりますが、国が主体として唐津市沖におきまして環境影響調査に着手されることになりますと、調査の客観性や信頼性が、私どもがいろいろするよりも向上するということが期待されるというふうに考えております。

そこで、今月五日に行いました国への情報提供では、引き続き、「有望区域」の整理を希望するとともに、環境影響評価や事業性の評価に係る海底地盤等の調査の国による実施を希望したところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱ 洋上風力発電の設置場所、領海内だけではなくてEEZまで拡大をしたということと、今、御説明いただきましたように環境アセスですね、国が主導してやれるようになったと。手挙げ方式だと思うので、希望するところは国がやりますよという制度かと思えます。やっていただきますと、今、とにかく唐津市の七つの離島の皆様を中心としまして、これまで民間事業者さんが海底調査をやっておられることで様々な誤解も生まれておりました。今後、実際に着手となれば、ある程度の国のほうのお墨つきがつくということで信頼性も高まり、事業者の皆さんの関心も安心感とともに高まっていくというふうに思っています。

先ほど話がありましたとおり、六月五日に、つい先日ですが、三回目となるチャレンジをされました。しかし、これまで二回とも留保されております。隣の漁業者の方々の理解という難題も抱える中にありまして、本事業に期待している県内事業者、一部、県外の方もいらっしやると思えますが、こうした方々の中に、正直、期待と不安が入り交じっているのではないかと思います。

佐賀県では、この洋上風力発電事業への参画を広く募るための取組を行ってきていただいていると承知しております。私自身も議会質問でこの点を求めて

まいりましたし、今後も続けていただきたいと考えておりますが、折からの物価高騰、そして、イラン情勢などもある中で、多額の投資をしていいものか。そして、既に人材育成などの取組を進めておられる企業もあると伺っております。このまま準備を続けてよいのか、不安に感じておられるところも出てきているのではないかと考えております。

そこで、県内企業の今のこの状況に対する受け止めをどのように把握しておられるのかお伺いいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ 「有望区域」への整備に時間を要しております、目立った進捗が見られないことから、多くの県内企業様に関心が高まっているとは言い難い状況だというふうに承知をしております。

しかしながら、昨年度、洋上風力の先行地域として十月に台湾に視察をさせていただいた際には、県内企業八社十一名が御参加されまして、十一月に北九州を視察させていただきました際には七社から十三人の御参加を頂戴しております。少数ではございますものの、これは御負担を求めて視察に御同席いただいておりますので、コストを負担してでも参加可能性を検討するという企業が出始めているという状況になっているというふうに思っております。

特に、台湾の視察がきっかけとなりまして、昨年十一月に唐津市内の企業三社が自発的に勉強会を立ち上げまして、合同で事業主体の在り方であったりとか、それから、保守点検業務への参入に関しまして検討を重ねられております。また、今年の五月には、唐津市長様宛てに、この三社から洋上風力発電の導入推進に向けた提言というものが行われております。

これらの企業からは、「有望区域」への早期指定を希望される声が上がっておりまして、私どもとしましては、こうした企業様に対して、可能な範囲で支援を差し上げるとともに、引き続き、「有望な区域」への格上げが早期に実現するように努力を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○木村委員Ⅱ関心は高くはないけれども、そのような動きがあるということでも少し安心したところでございます。三社の皆様には私もお会いする機会が多うございますが、早くから先進地に人を派遣して大手企業さんのところでいろいろ研修を受けたり、メンテナンスのところで準備を進めていきたいという御相談を受けたことがございまして、かなり期待をしておられましたので、大変とは思いますが、こうした取組、企業への情報提供も含めてぜひ積極的に行っていたきたいと思います。

この項の最後の質問とさせていただきますが、多くの方々の期待も大きい、この洋上風力発電事業ですけれども、なかなか難題を抱えております。一日も早い「有望区域」への格上げと法定協議会設置のプロセスへの移行が期待をされるところであります。今後、どのように取り組んでいくのか伺いいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ情報提供いたしました以降でございます。今月末でございますが、情報提供いたしました内容につきまして、国からヒアリングを受ける予定でございまして、まずはしっかりと国に対して説明をしてまいりたいというふうに考えております。その上で地元の御意向を踏まえつつ、隣県漁業者への丁寧な説明や国との調整に引き続き取り組みまして、一刻も早く、早期に「有望区域」へと整理されるように努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○木村委員Ⅱぜひともよろしく願いをいたします。六月末にヒアリングを受けるということでした。正直、三回目の申請の結果というものが、今、水産庁の課題をクリアしているさなかでありますので、正直、格上げの結果は厳しいのかなというようにちょっと思っているんですが、諦めずに今年度の事

業にしっかり取り組んでいただければというふうに思います。港湾関係の皆様も、唐津港を拠点港としてポテンシャルがあるということでもかなり期待を高めておられます。直接的に関わる場所、また、周辺の皆様の期待に応える取組をぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、三項目に移らせていただきます。玄海地区における水産業の振興についてであります。

先ほど、唐津市沖洋上風力発電誘致の質問をさせていただきましたが、玄海地区漁業者の中には、風車が建つと回遊魚の魚道が変わって漁に悪影響が出るのではないかと心配の声がある一方で、逆に魚礁効果が見込めるとの期待の声もあります。様々な漁法がありまして、一概には言えませんが、玄海地区では、温暖化の影響によりまして磯焼けが発生し、魚の産卵場所である藻場が減少していく中、風車の有無には関係なく、もともと厳しい漁場環境が続いているという声も聞かれます。

また、記憶に新しいところかと思いますが、今年の夏、海水温が上がったことから、「唐津Qサバ」の養殖場において稚魚の大量死が発生し、出荷停止の状態となっております。そして、昨年九月には、玄海町の養殖カキも産卵の時期に高水温によるエネルギー消費と少雨による低栄養によってストレスがたまり、大量のへい死が起きております。加えて、中東情勢の悪化による燃油、そして、餌代の高騰も玄海地区の水産業、漁家経営に追い打ちをかけており、基幹産業たる玄海の水産物というものが大変な試練に見舞われていると認識をいたしております。

そこで、今回は県の水産業への支援について質問をさせていただきます。まず、現状の把握をさせていただきますが、玄海地区の漁獲量について、ここ十年間の推移についてお尋ねいたします。

○横尾水産課長Ⅱ農林統計年報によりますと、平成二十七年から令和六年まで

の十年間における玄海地区全体の漁獲量は、平成二十七年に一万四百七十八トンであったものが、その後、平成二十八年に大中型まき網漁業が廃業されたことなどの影響で、令和元年には三千六トンに減少、令和六年では千八百七十九トンとなっております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ総じて減少傾向にあるわけでございます。途中、大きなまき網漁業の問題がありましたけれども、ピーク時の四分の一を下回るような大変厳しい状況であるということを再認識させていただきました。

次に、漁業者の数についてもお伺いをしたいと思います。

同じように、この十年間の推移についてお尋ねをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ漁業センサスによりますと、玄海地区の漁業就業者数は、平成二十五年に千二百四十四人であったものが、五年後の平成三十年には九百九十三人、十年後の令和五年では七百七十一人と、十年間で約三八％の減少となっております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ三八％、この十年間で減少しているということでした。三桁台に入っているという局面でありまして、当然ながら、少子化の影響もあるのかもしれませんが、中には経営の大変さによって漁業からほかの業態に転換したり、廃業に至っている方もおられるのではないかなと推察しております。

そこで、収入の状況についてお尋ねしたいと思います。漁業の販売金額についてどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○横尾水産課長Ⅱ漁業販売金額について、直近である令和五年の漁業センサスの販売金額別経営体数で見ますと、年間の販売金額が五百万円未満の数は四百十経営体、五百万円以上一千万円未満は五十四経営体、一千万円以上は五十八経営体となっております。

販売金額が五百万円未満である経営体が最も多く、全体の七八・五％を占めており、全国の六三・五％に比べて一五ポイント高く、玄海地区の漁家経営、漁業経営の厳しさが浮き彫りとなっております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ全国平均よりも厳しい状況ということで、ほとんどが年の販売額が五百万円未満の経営体ということでございました。大変厳しいなど改めて思いました。当然ながら、これまで佐賀県といたしましても、藻場の回復や経験と勘に頼る漁業からの転換を図るスマート化とか、また、唐津の海をもっと県内の方に知ってもらうための「唐津ん魚FAN拡大プロジェクト」などもやっていただいております。水産業の振興につながるような取組を懸命にやってきていただいていることは、十分承知をいたしております。そういう中で、今回、追い打ちをかけるように国際情勢の悪化が大変懸念をされるところであります。

少し余談に入りますが、おとといだったかと思いますが、地元紙におきまして報道されておりました。唐津市の離島の定期船のメンテナンスにおいて、重要なエンジンオイルが不足し、一部の島で減便を検討しているという報道であります。

そこで、漁船に関してオイルメンテナンスの状況についてはどのように把握されているのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱエンジンオイルの調達に関しては、現在、漁協のほうにストックがあること。それから、少量でありますけれども、入荷のほうは継続されているということから、直ちに操業に支障があるということはないというふうに聞いております。こういった状況につきましては、県内の漁協さん、また、県内の漁具販売店等に適時聞き取りを行って現状を把握しております。

今後とも、こういった聞き取りをしながら状況を注視したいというふうに

思っております。

以上です。

○木村委員Ⅱ ありがとうございました。当面はストックがあるということですが、今後の見通しですね、どの業者も一緒だと思うんですが、やっぱり不安はあるというふうに私は思っております。

もともと厳しい経営状況にある玄海地区の漁業者の皆様にも少しでも前を向いていただきたいというふうに思っておりますが、今議会で提案されております「玄海地区いか釣り漁業等物価高騰対策緊急対策事業」についてお尋ねをしたいと思います。

提案の経緯と事業の目的について伺いをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ 玄海地区の主な漁業としては、イカ釣りなど天然の魚介類を捕る漁船漁業と、餌を与えて育てる養殖業の二つがあります。これらの漁業は、経費に占める燃料費や餌代の割合が高く、令和三年頃から続く世界情勢などによる価格高騰の影響を強く受けていました。加えて、中東情勢の影響により、四月以降、燃油価格、餌の価格が共に約二割上昇しています。漁業経営への影響が拡大しているところでございます。

このような中、玄海地区では呼子のイカで有名なイカ釣り漁業がこれから最盛期を迎えるということから、佐賀が誇る地域ブランドを守ることも重要というふうに考えています。燃料費や餌代への支援により、漁業経営の今を支えるとともに、機器整備等への支援によって将来を見据えた経営基盤の強化を図ることを目的としております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ 特に、夜間照明を使用されるイカ釣り漁は、多大なる経費がかかると思っております。他の漁法も含めまして支援をなさることでございますが、先ほど、令和三年からの価格高騰という御答弁をいただきましたけ

れども、それ以前から魚価が低迷しているという話はしょっちゅう伺っております。養殖の方も厳しい状況ですけれども、漁船漁業の方、船を出せばとにかく赤字になるというようなお話も大変多く伺っていたところでありまして、そこに加わってのこのイラン情勢の悪化でございます。心が折れそうになっている、そうした漁業者の皆様を支える大事な取組だというふうに思っています。

そこで、事業の中身についてお尋ねいたしますが、燃油・養殖用飼料高騰緊急対策支援の内容についてお尋ねいたします。

○横尾水産課長Ⅱ 漁船漁業につきましては、燃油、養殖業につきましては、餌の使用量に応じて支援金を支給し、高騰によるコスト増加分の一部を補てんすること、漁業経営の下支えを行うこととしております。

具体的には、令和八年四月から九月までの間に使用した燃油や餌の使用量に応じて、燃油は一リットル当たり二十一・〇三円、養殖用の餌は一キログラム当たり十七・三七円の支援を行うものでございます。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ 当然、上限はありますけれども、使用量に応じた支援を行っていく予定であるということでございます。

では、もう一つの「いか釣り漁業等経営継続支援特別対策補助」の内容についてもお尋ねしたいと思います。

○横尾水産課長Ⅱ 内容につきまして、燃費性能に優れたエンジンへの更新、効率的な漁獲につながる高機能魚群探知機や、与える餌の量の削減につながるスマート自動給餌機、これらの導入に必要な経費を補助するものでございます。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ 漁業で使う様々な機械類、そうしたものの更新とか高機能化に対して費用を補助するというところでございます。これも当然、上限額、補助率なんかもございますが、漁業者の皆様をお支えするには、本当に安心材料になる

というふうに評価をいたします。

今まで二点にわたって経済的な支援について、いわば止血的なところがあるかと思っておりますが、海の環境というものは、温暖化によって今後も年々悪化が続いていくものと思っております。

そこで、最近、様々なメディアにおきまして陸上養殖についての報道を目にする機会が増えてまいりました。御案内のとおり、赤潮の発生にも関係なく、水温の上昇にも左右されないということで、新たな経営手法として注目されてきているわけでございます。

先日のNHKのニュースでは、ノリの陸上養殖というものが高知県において行われているという報道を目にしたところでございます。近年の高水温対策等、安定生産を実現して漁業を持続可能な産業としていくためのこうした取組も大事な視点ではないかと思っておりますが、佐賀県としては、この陸上養殖についてどのように認識しておられるのか伺いをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ陸上養殖につきましては、委員からのお話のとおり、今後の温暖化ですね、海洋環境の変化等がある中、非常に重要な技術の一つだというふうに認識しております。

生産環境を一定程度コントロールできるということは、非常に大きな強みではあります。現状、初期投資ですね、大規模な施設が必要というところ、また、生産コストが非常に高いということで、コスト面の課題がかなり大きくて、この点を踏まえて現在考えられることは、既存の海面養殖業に代わるものではなくて、補完する技術として重要じゃないかなというふうに考えております。

例えば、魚が小さい時期は環境の影響を非常に受けやすいので、その時期に陸上で養殖をして、その後、海面で養殖をするなど、種苗生産に近いようなこととなりますけれども、そういったことに関しては、非常に重要というふうに考えております。

以上です。

○木村委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。やはり多額のコストがかかるというところは、私も、様々な報道を見ながら思っているところでございます。佐賀市内では、高木瀬のほうでサーモンを陸上養殖されているということを伺ったこともあります。異業種の方でありまして、多額の資金を持っている熊谷組さんがやられているというふうに聞きました。玄海の沿岸漁業の皆さんが、こうしたところに目を向けても、なかなか厳しいものがあるなど、今、お話を聞いて、さらに思いました。ただ、活路としては補完的に使えるのではないかとこの話であります。

「唐津Qサバ」に関しまして、今おっしゃったようなことを実際にやっておられる段階にありまして、稚魚を一回、避暑地へ一時的な移住というような形で陸上で育て、水温が下がってから海面養殖に戻すというハイブリット方式はやむを得ずやらざるを得ないということでございます。可能性として既存施設を使って陸上での養殖も検討したいというようなお話も少し伺ったところでございますが、やっぱりコスト面が大変なネックかと思えます。いろいろ組み合わせていただいておりますので、「唐津Qサバ」の復活も願うところであります。

では、最後の質問とさせていただきますが、先ほどから触れております気候変動、国際情勢の変動など、外的要因の変化によって経営が影響される状況を少しでも回避できますように、経費の支援というだけではなくて、海や漁村における地域資源の価値や魅力を活用し、雇用と所得を創出する海業など、魚価経営の多角化につながるような未来指向の取組が重要だと考えます。

県では、今後、玄海地区の水産業の振興に向けましてどのように取り組まれるのか伺います。

○横尾水産課長Ⅱ玄海地区の水産業の振興を図るためには、これまで進めてきた水産資源の回復やスマート化による生産性向上に加え、気候変動対策や海業

などの新たな視点での取組が重要であるというように考えております。

まず、気候変動対策としては、変化する漁場環境に柔軟に対応できる漁業経営を目指し、例えば、イカ釣り漁業と、はえ縄漁業を組み合わせた漁業の多角化など、新たな操業の在り方などについて検証を進めています。

この取組の背景としては、近年のイカ釣り漁業において、高水温等の影響により、ケンサキイカの来遊状況が変化し、操業時期が短縮していることから、イカがとれなくなった時期にイカ以外の魚種を漁獲するなど、他の漁法を組み合わせることで漁家収入の安定化を図るというものでございます。

次に、海業につきましては、地元漁協の取組を県がバックアップする形で進めております。例えば、佐賀玄海漁協が取組む定期的な朝市の開催——これは今度の土曜日から二カ月に一回、開催されます——や呼子地区の直営レストランの整備などに対し、県がこれまで取り組んできた唐津ん魚事業で得られたノウハウを活用し、県が情報発信キャンペーンや漁業施設を中心としたコンテンツ造成、漁業体験などのツアープランの企画化などを実施しています。

このような取組によって、漁村地域に新たな魅力を生み出し、県内外から多くの方々を呼び込むことが水産物の消費拡大や交流促進など、玄海地区の水産業の活性化につながるものと考えています。

今後とも、漁業者、漁協及び市町等の関係者と一体となり、気候変動に強く、将来にわたり持続可能な玄海地区の水産業の振興に取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱぜひともよろしくお願いいたします。様々な海業についても御答弁をいただきました。大変わくわくするようなお話だったかと思いますが、もともとあった長期的な課題もありますし、止血的な支援といいますか、短期的な課題への対応なども様々あるわけですが、今おっしゃいましたように、この玄海地区漁業が持続的なものとなっていきますように、今後とも効果

的な取組を期待いたしましたして、質問を終わらせていただきます。

○石井委員Ⅱ私は、二項目について質問をしていきたいと思っています。

質問に入ります前に、今、ワールドカップでの日本人の活躍がすごくて、明日またスウェーデン戦があるんですね。ぜひ勝ってくればなと思ったたりもしています。

御承知と思いますが、サガン鳥栖には、かつて鎌田大地選手が所属してくれておりました。多分、高校を卒業してすぐだったと思います。二年ぐらいいたんですね。もう外国に行きましたので、今、世界の一線で活躍をしていていふということで大変うれしく思っていますし、ワールドカップの応援をしております。明日が楽しみです。

もう一人、僕が目にした選手がおりまして、新聞の記事を紹介させていただきますと、六月でしたか、陸上の日本選手権四百メートル障害の後藤選手、高校二年生ですよ、十七歳、すごいと思いますね。かつて四百メートル障害の記録を持っていた方の記録を久方ぶりに破ったということで記事が出ておりました。

ちよつと記事を紹介しますと、衝撃の日本一だったと。男子四百メートル障害の後藤君がインタビューに答えて、「鳥肌が立った、自分自身にびっくり。予選に引き続き、自分でも信じられない気持ちが大きい」と、高揚を隠さなかった。」と、こう書いてあります。今度、アジア大会に出るんですね。高校二年生でこれぐらいの選手ですから、世界が視野に入っているだろうと思います。目標というか、尊敬している人はウサイン・ボルトと書いてありましたので、京都の洛南高校だそうです。世界を見据えて、世界で通用するというか、世界でも優勝、金メダルを取る選手にぜひなつてほしいなと、そういうふうにおっしゃいます。

最初の質問は、全国お茶まつり佐賀大会「SAGA茶祭2026」と、今後

のお茶の振興についてお聞きをしたいと思います。

まず、全国お茶まつり佐賀大会について伺いをしていきます。

全国お茶まつりは、全国の茶業関係者が一堂に会し、品評会などを通じて茶の生産改善と消費の拡大をし、茶業の発展を図ることを目的としております。毎年、開催されております。今年は節目の年となります第八十回大会が佐賀県で開催することが決定しまして、今、準備を着々とやっていたいただいていると思います。

この佐賀県での開催は、平成十一年以来二十七年ぶりということになっております。平成の大会から遡って、前回大会が行われたのは平成十一年でありました。恐らく茶の生産面積、あるいは販売額の本県のピークを記録した時期ではないだろうかと思っています。産地にも活気がありましたね。ちょうど私が県議会議員になって一期末の頃だったと思います。その当時の知事は井本知事でした。この全国大会の誘致について一般質問を、この間、事務局の皆さんにお世話いただいて議事録を改めて読み返したんですが、もう二十七年、二十八年たつのかなと、そういう感じがいたしております。

しかし、最近といいますが、それからどんどんどん、お茶の状況が厳しくなりまして、現在の本県の茶産地を見ますと、リーフ茶の需要の減、あるいはペットボトル茶の普及、荒茶価格の低迷、燃料価格の高騰、こういった厳しい状況が長く続いたことから、生産者の収益性が低下し、お茶の生産面積は年々減少するとともに、荒廃園も目立つようになりました。余談ですが、ソーラーが非常に増えたりしてまして、その辺に行くと、ちょっと何とも言えない複雑な気持ちになります。

幸い、この一年は世界的なてん茶需要の拡大によりまして、国内でてん茶への転換が増加し、煎茶の供給量が減少したことから、荒茶単価は過去最高を記録しております。こうした状況がいつまで続くのかは不透明だと思っています。

私の地元になります嬉野に目を向けますと、全国茶品評会では、「蒸し製玉緑茶の部」と「釜炒り茶の部」において、いわゆる最高賞となります農林水産大臣賞や産地賞を受賞して、三年連続四冠を達成しているんですね。これ、皆さん、御存じだと思います。これは後で触れますが、三年連続というのが、いかに大変なことかということ、すばらしいことかということでもあります。

この嬉野茶は、全国有数の品質を誇るブランド茶として、県産茶を率先して導いてきた、そういう高い評価を受け続けてきておると思います。若い生産者の方たちは、そうした高品質な茶の生産により収益性を向上しようと、経営規模の拡大、新たな商品づくり、そういうものにも取り組んでおりまして、大変頑張ってくれていると思っています。

この全国の茶業関係者が集う全国お茶まつり佐賀大会、これは嬉野茶をはじめとした県産茶の認知度を高め、県内茶農家の皆さんが全国の茶農家の皆さんと切磋琢磨して、県内産地の活性化を図る絶好の機会だと思います。茶業関係者が一丸となって、この大会を成功させなくてはならないなと、そういうふう に思っております。

初めの質問に入りますけれども、県産茶の栽培面積と生産量の推移であります。県産茶の栽培面積と生産量の推移はどのようになっているのでしょうか。○田川園芸農産課長 県産茶の栽培面積につきましては、農林水産省の統計によりますと、平成十一年の千七十ヘクタールをピークに減少を続けておりまして、令和二年には七百五ヘクタールとなっております。

なお、国の統計調査は、令和二年を最後に統計値の公表が終了しているため、それ以降は茶の全国団体の調査結果ということになります。それによりまして、令和六年は五百五十八ヘクタールとなっているところでございます。

また、荒茶生産量につきましては、平成十一年が二千トンで、平成十六年の二千百七十トンとピークに減少し、令和六年には八百五十三トンとなっている

ところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 確実に減っておりますね。

次に、県内の茶の生産農家の戸数の推移ですが、この生産農家の戸数の推移はどのようになっていますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ 市町からの報告により把握しております平成十四年以降のデータを見てみますと、県内の茶生産農家戸数は、平成十四年の千八百八戸から令和六年は二百六十九戸に減少しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 大幅な落ち込みですね。この数字を見ると本当に心配になります。

そういうことを頭に入れながらの質問になりますが、県産茶の販売額の推移はどういうふうになっておりますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ 西九州茶農業協同組合連合会の販売実績によりますと、平成十一年の約三十億円をピークに、令和六年には約八億円まで減少していたところでございます。一方で、直近の令和七年につきましては、世界的な抹茶需要の拡大を背景に、荒茶単価が高値で推移していることから、販売額は約十億円となりまして増加に転じたところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ ありがとうございます。本当この数字を見ると、大丈夫かなという感じがしますよね。実際のところ、若手、中堅の人たちは、そういう危機感も含めて、技術の向上とか、いろんな工夫をしながらお茶の生産をやってくれておりまして、全体的にはそういうことで非常に厳しい数字ですけれども、中に入っていくと、私どもの地区に岩屋川内という地区がありまして、ここが今、嬉野茶の若手、中堅が一番元気がいいところで、また、それなりの努力も

してくれております。ですから、彼らは、いろんな要望とかお願いを私どもにもしてくれますけど、そういうことを頭に入れながら今日は質問しておりますので、ぜひ理解をしていただければなと、そういうふうに思います。

そして、お茶の輸出が非常に好調だという話があります。このお茶の輸出の実績の推移、近年、世界的に、いわゆるてん茶の需要が拡大しておるといことを私どもも聞きますし、いろんな報道もされております。

お茶の輸出額の推移はどういうふうになっていますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ 我が国の緑茶の輸出量につきましては、財務省の貿易統計によりますと、平成二十八年の四千百八トンから令和七年には一万二千六百十二トンと、この十年間で約三倍になっております。

また、緑茶の輸出額につきましては、直近の令和七年は、七百二十一億円で過去最高となったところでございまして、十年前の平成二十八年の百十六億円から見ますと約六倍、前年の令和六年の三百六十四億円から見ますと約二倍となっております。これは世界的な抹茶需要の拡大により輸出が大きく伸びていることによるものでございます。

なお、県産茶の輸出量につきましては、佐賀県茶商工業協同組合に加盟する茶商への聞き取り調査の結果によりますが、これを見ますと令和二年度の三百五十キログラムから令和六年度には三千八百十五キログラムへと増加しております。

また、輸出額につきましては、輸出量から算出した推計値でございしますが、令和二年度の約三百五十万円から令和六年度には約四千四百万円と増加しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 栽培面積、生産量、茶農家の戸数、販売額、そういうことを今議論させていただきました。そういう状況の中で、今年、全国お茶まつり佐賀大

会を開催するわけです。そういうことを思いながら、全国お茶まつり佐賀大会について質問していきたいと思います。

まず、準備の状況ですが、既に始まっているということは、勉強会等でも報告を受けました。この全国お茶まつり佐賀大会の準備の状況はどのようになっていますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ全国お茶まつり佐賀大会につきましては、嬉野茶をはじめとします佐賀のお茶の魅力を全国に発信するとともに、本県茶業関係者の意識高揚であるとか、生産技術及びブランド価値の向上など、今後の茶業振興につなげる絶好の機会と捉えまして、関係機関・団体と連携しながら準備を進めているところでございます。

具体的には、令和六年十二月に、県、それから茶の生産市町、JAグループ、茶生産者団体、それから佐賀県茶商工業協同組合などで構成いたします大会準備委員会を、そして、令和七年十月には、その大会準備委員会に全国組織を加えた実行委員会を設立しまして、事業計画や収支計画を決定するとともに、品評会部会や運営部会などの四つの部会を設置したところでございます。

現在は、設置した各部会におきまして、ポスターなど広報素材の制作・配布、それから各種イベントの具体化を進めるとともに、本番を見据えてリハーサルなどを実施しているところでございます。

さらに、佐賀インターナショナルバルーンフェスタやプロスポーツイベントなどと連携したPR活動を展開するとともに、県内で開催される各種イベントとも連携しながら、大会の認知度向上と機運情勢に取り組んでおります。

今後も、関係機関・団体と一体となって準備を着実に進め、全国から訪れる茶業関係者や消費者の皆様は、佐賀のお茶の魅力を十分感じていただける大会となるよう、準備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ今のところ、準備は順調にいつているということで理解してよろしいですね。もし足りないところ、ここはこういうふうに加えたほうがいいかなというところがあれば、ぜひ加えていただきたいと思います。何よりも、そういう方たちが一堂に会して一つの目的に向かってやるというのは、これはやっぱり素晴らしいことなんですよ。今のお話を聞くと順調にいつているということとひと安心をいたしました。手を緩めないで、これから成功に向けて頑張つてやっていただきたいと思います。

そうしますと、開催の内容ですが、全国お茶まつり佐賀大会の開催の内容についてお願いいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ本大会は、「SAGA茶祭2026」というのを愛称としまして、キャッチフレーズを「佐賀で味わう、日本茶の新時代。」としております。本県は、栄西禅師や売茶翁ゆかりの地として日本茶文化の発展に深く関わってきた歴史があることから、本大会では、そうした歴史や文化とともに佐賀のお茶の魅力を広く発信してまいります。

開催内容につきましては、まず、主要行事としまして、本年八月に嬉野市で全国から優れたお茶を集めて審査を行う全国茶品評会を、それから、翌九月には出品茶を対象とした入札販売会を開催いたします。次に、十一月には品評会などの表彰授与を行う式典や、全国の茶業青年が品質鑑定技術の向上や相互交流を図る「全国茶業青年の集い」を開催するとともに、県立博物館・美術館前にて、茶の魅力やおいしさを体感していただく消費拡大イベントも実施いたします。

このイベントでは、市町やJAなどにも出展いただき、各地域の観光資源を紹介する予定としております。また、イベントに向けては、プロスポーツイベントと連携したPRなどによりまして、若年層などの新たな層へのアプローチも進めてまいります。

本大会を通じて、佐賀のお茶の品質の高さや多様な魅力を広く発信し、本県茶業への理解促進と新たな需要の創出につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ今、お話をいただいた中で「全国茶業青年会の集い」、これ、課長さんの答弁を聞きながら二十七年前を思い出しております。私も参加させていただいておりましたが、若手があれだけ集まると活気もあるし、それから、将来に向かってお互いに頑張っていこうという気にもなったようなことを今思い出しております。仕掛けとか仕組みとかいろいろ考えていただくと思います。すけど、そういうふうになるように、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それでは、お茶の振興が非常に大事になってきます。この全国お茶まつり佐賀大会の開催は、本県の茶農家が全国の茶農家と交流し、意欲の向上を図る上で大きな役割を果たすことができると思います。これは私が先ほど聞いた茶業青年会の若手同士の交流とか、当時、そういうことが活発に行われておりましたから、今回も行われると思いますが、何かいろんな工夫があれば工夫していただければと、そういうふうに思っております。

この全国お茶まつりを、いわゆる一過性に終わらせたら駄目だと思っております。そこには先ほど申し上げましたように、お茶に係るいろんな方が集まっていたんですけど、その中には、もしかしたらお茶に係らないけど非常に造詣が深いとか、いろんな方がいらっしゃるかもしれないし、県民の中に、こういう方も入れたらどうかということがあるば、そういうことを内部でぜひ検討していただければなど、そういうふうに思います。

お茶の振興について、一過性で終わらせることなく活性化を図っていくため、県ではお茶の振興について今後どのような取組をしていくのかお伺いいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ委員おっしゃるとおり、本大会は、開催して終わりでは

なく、その成果を今後の茶業振興につなげていくことが何より重要だということに認識をしております。

本県の茶業は、生産者の高齢化や担い手不足、栽培面積の縮小に加えて、資材価格の高騰やリーフ茶需要の減少など、厳しい状況に直面している一方で、世界的な抹茶需要の拡大や全国茶品評会における高い評価など、本県茶業がさらに発展をする可能性も大きいと考えております。そうしたことから、生産対策と需要拡大対策を両輪として産地の競争力の強化に取り組んでまいります。

具体的には、まず、生産対策におきましては、乗用管理機などの導入支援や老齡茶園の改植、それから、生葉集荷の集約化や荒茶工場間の連携促進などによりまして、生産性の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。

さらに、玉緑茶や釜炒り茶といった本県の特徴ある茶づくりを継承、発展させながら、抹茶の原料であるてん茶など需要の高い茶種への対応も進め、市場ニーズに的確に応える産地づくりを進めてまいります。

次に、需要拡大対策におきましては、全国茶品評会や日本茶アワードでの上位入賞を目指した品質向上の取組を支援するとともに、試飲会や淹れ方教室などを通じてお茶のおいしさや楽しみ方を体感していただく機会の充実を図ってまいります。

加えて、小売店や飲食店などと連携したPRや、SNSを活用した情報発信により、若年層を含む新たな消費者層の開拓や販路拡大にも取り組んでまいります。

県としましては、本大会を契機として茶生産技術、製茶技術の向上、販路拡大などの取組をさらに強化しまして、県産茶の需要拡大と産地の活性化につなげ、次世代に誇れる茶産地づくりを進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱありがとうございます。締めになりますが、井手部長にお伺い

いたします。茶の国内最大級の祭典であります全国お茶まつりが本県で開催される今こそ、県産茶の需要拡大を図る絶好の機会と考えております。

県産茶の需要拡大に向けた思い、そういうことをお伺いしたいんですが、私を県議会に出していただいて三十一年になりますかね。毎年、私は約束として新茶のシーズンにお茶工場を、組合、個人工場を含めて回るんですね。最初は、本当、お茶は分かりませんでした。どういう過程でできていくのか、どれが柔捻機なのかとか、実際見ないと分からないと思います。

そういうところから出発して三十年近く回ると、自然とじゃないですけど、だんだんお茶のいろんなことが分かってきて、非常に奥が深いのは間違いないんですが、お茶の産地の嬉野に限らず、県内の産地、北波多、唐津、伊万里、こういうところもありますけれども、今、なかなか厳しい状況に陥っています。先ほど課長さんから答弁がありましたように、平成九年前後がピークですよ、三十億円の売り上げがあったと。それが抹茶ブームで十億円ぐらいになったといえますから三分の一ですよ。これはすごい数字だと思います。みんな頑張っています。

ここ二、三年、私が改めて茶の生産者の方から聞くのは、やっぱり高齢化ですね、これがもつと進んでいるということ。それから、若い担い手が少なくなってきたということ。これ、非常に危機的なところもあります。じゃ、なぜ若い人が継がないかというと、最終的には生活がかかっているんですね。生活できないと、いくら作れ、作ってくれと言ったって、それは無理なんですよ、そういうところ。あるいは行政にお願いができない取付道路とか、荒れているお茶園を自分たちの資金でやるというのは、これまたなかなか厳しいところがあります。

そういう様々な意見がある中で、ここ二、三年感じているのは、担い手の不足と高齢化です。それと意欲ある生産者の方から聞くのは、行政がもう少しと

いうか、販路の拡大、販売の拡大、こういうことを何とか後押ししていただけないかと。やっていただいているんですよ。でも、課長から話がありましたように、やってはいただいているんですけど、もうひと押し、ふた押しぐらいお願いできればなど、そういう話がありますので、そういうことを前提に井手部長に答弁をお願いします。

○井手農林水産部長 Ⅱ 私からは、県産茶の需要拡大についてお答えします。

様々な課題がある中で、産地が持続的に発展していくためには、やはり稼ぐ力を高めることが不可欠だと思います。私自身、産業労働部長時代から、その考えは一貫しておりまして、常に目線の先には事業者の皆さんや生産者の皆さんを置きながら、所得向上や収益力の強化につながる取組を意識してきました。これにより、地域産業の活性化や雇用の安定にもつながるものと考えております。

こうした考え方の下、第八十回全国お茶まつり佐賀大会についても、大会の成功はもちろんのこと、嬉野茶をはじめとする佐賀のお茶の販路拡大にもっともつとつなげていくことが大切だと思っております。そのため、生産面では、これまでもコスト低減や経営力、技術力の向上に向けた支援を進めてきました。こうした姿勢は全く変わりません。また、流通面では、隣県に八女茶の産地がありまして、県東部では、その流通が多い状況も踏まえながら、全国茶品評会で三年連続四冠を達成し、日本一となった実績、実力を生かしまして、ブランディングと発信を強化していきたいと思っております。

その上で、今後は取扱店舗や飲食店の拡大、試飲機会の創出などにより県内での消費を広げていきたいと思っております。加えて、県外や首都圏でのフェアや商談会、店頭の販促活動などに取り組み、さらに、海外も含めた販路開拓を進めることで、幅広い市場での需要拡大につなげていきます。

あわせて、世界的な抹茶需要の高まりにも対応しながら、そもそものがすばら

しい嬉野茶をはじめとする佐賀のお茶の価値をさらに高めることを目指していきます。そのためには産業労働部との連携は不可欠です。議員がおっしゃられたように、多くの方々を取り込みながら取組を一体的に進めることで、全国お茶まつりを契機とした一過性にとどまらない持続的な需要拡大につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

○石井委員Ⅱありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今の井手部長の答弁の中にいろんなことが入っております。一つだけ、三年連続産地賞、農林水産大臣賞受賞、これはすごいことだと思えますよ。よその県ではなかなか、鹿児島だって、静岡だって、できないじゃないですか。それを佐賀県がやっている、実績があるということ、これは佐賀県だけじゃなくて、嬉野市も、それから関係の市町の方たちも一緒になって何とか、何回も言いますが、本当に三年連続産地賞、農林水産大臣賞というのは取れないと思えますよね。それなりの準備から、ずっとやるまでの過程を、本当にいろんな人が努力をしてくれて、こういう賞が取れていますので、これはもともと使った手があるような気がしますので、どうかよろしく願います。

○桃崎委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時十分をめに委員会を再開します。

午後零時十一分 休憩

午後一時十分 開議

○桃崎委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○石井委員Ⅱトレーニングファームによる新規就農者確保の取組について質問していきます。

県では、新規就農者の確保、育成を図るため、平成二十九年度から実践研修施設であるトレーニングファームの設置や園芸団地の整備を進め、「さが園芸888運動」を担う園芸農家の育成に取り組まれてきました。

私の地元であります杵藤地区では、キュウリ、トマト、イチゴのトレーニングファームがあり、多くの研修生を受け入れ、二年間の研修を通じて、それぞれの品目を支える優れた人材を輩出されております。キュウリなどでは、栽培面積、販売額の増加などを通じて、担い手の減少が続いていた産地のV字回復につながっています。

その一方で、最近、トレーニングファームを経て就農した生産者から、経営状況が厳しいという切実な悩みを聞くようになりました。

昨今の物価の高騰や、最低賃金の改定などによる経費の増加や夏場の高温の影響などによる収量の伸び悩みによって農業所得が減少しております。特に、今年に入ってからの中東情勢に起因する生産資材の調達難や価格の急騰など、経営環境が大きな変化の中で今後の経営に不安を感じられています。トレーニングファーム生の多くは、佐賀県の農業に魅力を感じ、希望を持って他の産業から農業者を志した方々であり、県をはじめ、市町、JAが連携し、しっかりと支援を講じていく必要があると思います。このトレーニングファームの設置の状況、研修、就農実績についてお伺いをしていきます。

まず、トレーニングファームの設置の状況はどのようになっていますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ新規就農者を確保、育成する取組であるトレーニング

ファームは、これまで五カ所に設置しております。

具体的には、平成二十九年度に武雄市にキュウリ、佐賀市富士町にホウレンソウ、平成三十年度に鹿島市にトマト、白石町にイチゴを設置しております。その後、令和四年度にピーマンのトレーニングファームを神埼市脊振町、佐賀市の三瀬に設置しております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ次に、研修生の受け入れの状況ですが、これまでの研修生の受け入れ状況はどのようになっていますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ現在までの研修生の受け入れ実績は、キュウリ三十七名、ホウレンソウ十八名、トマト十三名、イチゴ二十五名、ピーマンは五名となっております。合計九十八名の研修生を受け入れている状況でございます。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ九十八名の方がいらっしゃるということで、大変な戦力になっているんじゃないかなというふうに感じます。

このトレーニングファームの修了生の経営の状況ですけれども、物価高の影響を受けておられるのではないかと思います。この修了生の経営は、どのような状況にあるのでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ物価高騰に加えて、中東情勢の影響によりまして、生産資材価格や施設整備費が上昇しております。また、夏場の猛暑により、キュウリでは褐斑病の発生により収量が減少し、イチゴでは需要期である年内の収量が低下しております。

このような中、トレーニングファームの修了生からは、重油価格の高止まりが経営の負担となっている、また、選果場利用料などの各種経費が年々増加している、そういった声が上がっております。

物価高騰や気候変動の影響などによる収益性の低下のため、初期投資が大き

いトレーニングファームの修了生を含む新規就農者の経営は、大変厳しい状況にあるというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 厳しい状況にあるということですが、その厳しい状況の一例を挙げることができますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ 実際、そういった経費の部分で負担が大きくなっているというところで、例えば、重油価格というと、施設キュウリとかトマトとかに使われますが、令和二年度と令和七年度を比較しますと一五七％という形になっております。また、選果場利用料も同様に見ますと、一三％ほど増加しております。また、最低賃金も令和二年度と比べると三〇％ほど上昇しておりますので、そういったところが経営に影響が出ていると考えております。

以上です。

○石井委員Ⅱ 修了生の経営安定に向けた支援ですが、これはどんな支援に取り組んでられたんでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ これまで県では、負担軽減と将来に向けた投資を一体的に支援することを基本に、三つを柱としまして、経営支援、コスト低減、技術支援に取り組んできたところです。

まず、一つ目の経営面では、就農前後に地域農業振興センターによる経営に関する助言や、経営管理に関する研修などを通じまして、農業者の経営力向上を支援してまいりました。

また、本年三月からは、就農初期段階の農業者を対象としまして、県やＪＡなどでサポートチームを編成するとともに、中小企業診断士と連携し、確定申告書や借入金情報などに基づく経営判断と解決方法などをアドバイスする経営改善支援を実施しているところでございます。

次に、二つ目のコスト低減でございますが、施設整備に対する補助率や補助

上限額のかさ上げ、燃料費への支援、気候変動に対応した資材等の導入を支援してまいりました。

さらに、三つ目の技術的な支援については、イチゴの高単価時期の出荷につながる株冷処理というものがありますが、そういった技術の導入を推進しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 分かりました。今、課長から答弁がありました。現状はもともと厳しいかもしれないと僕は思っているんですね。ここ一、二年ですよ、厳しいという話を聞かせていただくのはですね。僕は、何人かから聞いているんですが、作るほうは、いわゆるプロと言っているんですかね。ところが、経営とか、いろんなものを駆使してやるというのは、時間もありませんし、多分、そこまですが、気が回らないというか、難しいのかもしれないですね。ですから、これは現場の意見をしっかりと、もう一回吸い上げられたほうがいいんじゃないかと僕は思うんですね。そうしないと、だんだん、ずるずるになっていく可能性が十分ある。

だから、せっかくよその県から、あるいは県内から、意気込んで新しい分野に参入する人もいますし、ぜひやりたいという形で参入しても、なかなかその辺で、経営的なもので行き詰まったりすると非常にきつくなるという感じがするわけです。

ですから、これ、内部で、いろんなところから情報をぜひ収集していただいて、そして、いろんな方法があるかもしれないので、早いうちに手を打っていただきたいなと、検討していただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ 今後の取組という形でお答えをさせていただきます。

トレーニングファームの修了生を含む新規就農者の経営環境が厳しくなる

中、現場の実態を踏まえながら、必要な支援を複合的に実施していくことが必要と考えております。このため、引き続き、先ほど申し上げた三本の柱といったところで支援をしていきたいと考えております。

まず、経営面では、県とJAなどによるサポートチームを組みましたが、そういったところの個別の経営相談の機会や回数などを増やして支援を充実させていきたいと考えております。

また、新たな取組としまして、全国段階の教育機関と連携しまして、例えば、経営計画や資金繰りをテーマとしたオンライン講義というものも今年度実施するように計画をしております。

次に、コスト低減の面では、中古ハウスの活用やリノベーションの強化、コストを抑えたハウスの標準仕様の検討など、新規就農時の初期投資の一層の負担軽減を進めていきたいと考えております。

加えまして、現場の声とかを聞いておりますと、施設のリース料あたりのところも非常に厳しいと、負担になっているということもあつたりしております。その施設の利用料や運転資金の償還について、期間の延長など、農家とリース事業者や金融機関との調整、そういったところを県として後押ししていきたいと考えております。

さらに、技術面では、農業振興センターとJAが連携し、先ほど言った高温対策とか、資材、燃油等のコスト低減などをテーマとした研修会を開催して、トレーニングファーム修了生等の技術力向上にも取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、関係機関と一体となって、また、委員御指摘のとおり、現場の声も聞きながら、トレーニングファームの修了生を含む新規就農者の経営安定を図り、本県農業を支える担い手の確保、育成に力を尽くして取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ ありがとうございます。今おっしゃったようなことをぜひきめ細かくやっていただきたいと思います。

最後に、部長に決意等をお伺いをさせていただきたいと思いますが、現状は、もしかしたらもっと厳しいかもしれません。今、課長から答弁いただきましたが、きめ細かい支援が大事だなと思うんですね。そして、途中で断念する人も実際に出てきております。断念した理由は、どういうものがあつて断念したのかとか突き詰めていくと、さっきお茶のところを話をいたしました、生活ですよね、どうしてもそこにかざるを得ない。単身の人もいる、御夫婦もいらつしやる、それから子育て世代の方もいらつしやる。特に子育て世代の方たちは、これはリース事業ですから、返金が始まるまではいいんですね。始まった途端に猛烈にきついという話をされて、これじゃちょっとなかなか生活できないということがあるんですよ。だから、この辺もぜひ研究をしていただきたい。

それから、ほとんど自己資金なしで就農されているんですね、これ、ちょっと分かりませんが。だから、自己資金もある意味、必要なかもしれない。自己資金がどれくらいあれば何とかしのいでいけるということ、こういうことは研究をしなきゃいけないのかなという感じがしますね。本当に作ることについては大したものだと思います。しかし、経済的なこととか、経営の面とか、その辺が忙しくてなかなか手が回らない。

もう一つ、僕が提唱したいのは、イチゴとかトマト、キュウリとか、これだけ、単品だけじゃなくて、もう一つぐらい、複合じゃないですけど、加えてしのげるぐらいの稼げる何か農産物がないのかなという、そういう話も出たりしています。

それともう一つ、あまり時間をとらない形でできるオペレーターはどうかと

か、そういう話も出ておりますので、そういうのもぜひやっていただきたいと思っています。

本当に返済が始まったらしいみたいです、数字に現れているみたいです。から、たまたま今議会に陳情が出てきていましたね。ほとんどこういう悩みなんですよね。ですから、こういうものもぜひやっていただければなど、そういうふうに思います。

農業県佐賀と言われて久しいじゃないですか。すばらしい農産物を作っていると思いますよね。米、麦、大豆、ミカン、本当に佐賀の力。私、新潟県議会に仲間がいます、新潟のコシヒカリと佐賀の「さがびより」と食べ比べしようじゃないかと、そういうことをやりたりして、なかなかうまいと言ってもらったりしています。

それから、ここ二、三年、「にじゅうまる」を全国の知り合いに送ります。なんか感動したという電話をもらいます。そういうすばらしいものを、「佐賀牛[®]」にしても何でもそうですが、佐賀県は自慢できるというか、生産者の方が本当に真面目に精魂込めてお作りになったものが、それを佐賀県は、さっきのお茶じゃないですけど、宣伝下手じゃないかもしれませんけど、そういうところにも財政当局とやり合って少し予算を取ってやるのも一つの方法かもしれませんよね。

ですから、すばらしい農産物を作っていると思いますので、ぜひ農業県佐賀の復活を、佐賀県は農業県ですから、農業が元気じゃないと絶対駄目だと僕は思っていますので、そういうことを含めてぜひ頑張っていたきたい。お願いします。

○井手農林水産部長 Ⅱすばらしい農産物を作っているということで、私も全くそう思います。研究していくようにという話がありましたが、もちろん考えていきます。

トレーニングファーム自体、あらゆる分野においてそうなんです、基軸となるのは人だと思っています。人材を育成するということは、県にとって未来につながる極めて重要な取組だと思っております、その中でトレーニングファームは、「さが園芸888運動」を支える重要な取組であります。修了生は高い技術を身につけていただき、就農一年目からトップレベルの成果を上げていただいております。まさに人材育成の成果が現れていると思います。ただ、現在、物価高騰や猛暑に加えて、中東情勢の影響で施設整備費などのコストが上昇して、初期投資の負担が大きいトレーニングファーム修了生の経営環境が厳しくなっているという認識でございます。

こうした中、稼ぐという点では、これまでもコスト低減、あとは経営力支援、技術力支援の三つを柱として、目の前の負担軽減にとどまらず、将来につながるような取組を一体的に進めてきておりました。

今後も、育成した人材が活躍できる環境を整えるために必要な支援は行っていくますし、どういう支援が必要かということも検討していきたいと思っています。情報収集も行いながら、先ほど課長も答弁しましたが、コストを抑えた中古ハウスの活用強化や、施設のリース料、運転資金の償還期間の延長に向けた金融機関との調整の後押しなど、情勢に応じた取組を複合的に実施していきたいと思っています。

トレーニングファームについては、これから県も課題にしっかり向き合いながら、必要な見直しを行いながら、前に進むようにしていきたいと思っています。そのため、効果的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨みます。

私からは以上です。

○石井委員 Ⅱ部長、ありがとうございます。先ほど課長からも答弁があつておりました三本の支援をぜひ実現していただければなど、そういうふうに思います。そして、県とJA、この辺ももう一回、何かできるものがないかなとい

うぐらいのことをぜひ話し合いをしていただければなと、そういうふうに思っております。

今回、農林水産部に二本、質問させていただきました。どれを取っても本当に大事な大事な、大切な施策だと思えます。どうか全力を挙げて取り組んでいただきますように心からお願ひ申し上げまして、終わります。

○酒井委員Ⅱ こんにちは。県民ネットワークの酒井幸盛でございます。最後の質問者になりますが、時間は十分あるようでございますので、じっくりさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

中東情勢の緊迫化が、県民生活及び経済活動へ影響を与え、アメリカとイスラエルのイランへの軍事作戦開始から約四カ月近くになろうとしております。先日、戦闘終結の合意の発表があつたものの、いまだ先行きは不透明な状況にあります。

近年の国際社会における大国の自国第一主義の行動を危惧すると同時に、対立と分断の連鎖が続く世界を憂慮しております。こうした中、原油輸送の要衝であるホルムズ海峡は、通過した船舶はあるものの、自由で安全な航行が再開されておらず、世界経済に大きな影響を与えております。

国内を見ても、原油価格の高騰、ナフサ不足により、燃油や資材、日用品の価格上昇、流通の目詰まりなどが生じ、佐賀県内に様々な影響が出ております。また、物価高により、特に中小企業、農業、漁業者、医療機関等に多くの痛みが起きております。

そうした中で、有明海のノリ養殖は厳しい三年間を経て、四年ぶりに販売枚数、金額ともに日本一を達成されました。本当にうれしいことでもあります。皆さん、御存じと思いますが、新聞にも大きく載っております。（資料を示す）そうした中で、漁業者をはじめ、官民の関係者が一丸となって全力で取り組まれたことが実を結んだものであり、本当に佐賀県の誇りであります。改めて関係

者の方々に深く敬意を表しますとともに、農林水産商工常任委員会の質疑をまいりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、現在、農業と農村が非常に厳しい状況にあるため、農業と農村を守るためにどうすればいいのか、議論したいと思っております。

国内では、二〇五〇年には農業経営体が二〇二〇年対比で約八〇％減少すると言われております。担い手がそのまま減少すれば、農業産出額が半減すると予測されております。こうした事態に対応していくためには、農業従事者の確保と所得水準の向上、さらには、農産物の価格決定権を農業者が持つことが重要であり、本県の農業が将来にわたり発展し続けるためには、収益性の高い品目の導入や生産拡大、経営力に優れる担い手の確保、育成、SDGsや環境保全に資する取組などが重要になります。

また、私は、農業の未来を若者だけに依存するのではなく、人生後半から挑戦する方々も含めた多様な担い手を取り込み、さらに、技術、経営力の向上に向けてもしっかりと支援を行うなど、佐賀県農業が未来へつながる好循環を拡大するために、県民や市町、農業団体が一体となって振興に取り組む必要があると思っております。

そこで、第一問目の質問でございます。佐賀県における園芸振興の取組についてですが、まず「さが園芸888運動」をお尋ねいたします。

本県農業の持続的な発展のためにも、収益性の高い園芸農業の振興が極めて重要であることから、佐賀県では、令和元年度から生産農家やJA、市町と一体となり、「さが園芸888運動」を展開されております。

運動では、収益性の高い園芸作物の生産・販売など、稼ぐ農業を実践する農家を増やし、そうした農家の姿を見て、新たな担い手が次々に就農するような好循環を生み出すことで園芸産出額の向上を目指すこととされ、今年度も施設整備の補助事業をはじめとした「園芸888総合対策事業」はもとより、施設園芸

と露地園芸農業の試験研究や振興対策、そして、佐賀県が育成した「いちごさん」を中心としたイチゴの振興にもしっかりと取り組まれていると認識いたしております。

そこで次の点について伺います。

まず、「園芸８８総合対策事業」についてです。

本事業では、県内各地に好循環を創出するよう、施設整備などに取り組まれております。そこで、次の点について伺います。

これまでの取組ですが、この「園芸８８総合対策事業」において、これまでどのように取り組んでこられたのかを伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本事業では、収益性の高い園芸農業を確立するため、農業者が行う園芸用ハウスや省力化機械などの導入を支援するハード事業、それから、技術実証・習得や経営継承等の品目に応じた取組を支援するソフト事業に取り組んでおります。

まず、ハード事業につきましては、園芸用ハウスなどの栽培施設、収穫期などの省力化機械並びに光合成促進装置等の高品質化機械・装置などの導入、園芸用ハウスの長寿命化、それから、コスト削減のための中古ハウスのリノベーションなどに対する支援を実施してきました。

また、新規就農や規模拡大の受け皿となる園芸団地の整備を推進しておりますが、園芸団地内に整備をする場合、ハウスへの補助率を引き上げて支援をしております。これまでに整備中の地区を含めますと、園芸団地は四十一地区、八十一・六ヘクタールまで拡大をしたところでございます。既に八十二名の入植者が生産を開始するなど、担い手の確保と産地の維持強化につながったところでございます。

他方、ソフト事業につきましては、まず施設園芸では、ハウス内の栽培環境の見える化を図るための環境測定装置の導入によります環境データに応じたき

め細かな管理技術の習得でありますとか、露地園芸では、作付面積の拡大に際した支援金の交付、果樹では、園地流動化に向けた話し合いや品質向上のためのマルチ資材導入といった品目に応じた支援に取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。それぞれ機械の導入なり補助率の向上というところで取り組まれておるようでございます。

今後、「園芸８８総合対策事業」にどのように取り組んでいこうとされているのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本事業によりまして、県内各地で園芸団地への入植や生産性向上の取組が進む一方で、施設・機械整備費の高騰や気候変動の影響による収量、品質の低下など、農業経営を取り巻く環境は、厳しさを増しているというふう認識をしております。

ハード事業におきましては、これまでも補助率や補助上限額の見直しなど、状況に応じて対応してきたところでございますが、中東情勢の影響によります生産資材の価格急騰など先行きが不透明であることから、中古ハウスのマッチングやリノベーション支援の強化など、動向を注視しながら、必要な見直しを検討してまいります。

また、ソフト事業におきましては、近年、急速に進行する気候変動に適應するための技術実証に対する支援を適宜追加するなど、状況に応じた見直しを行いながら、引き続き、収量、品質の向上等の取組を支援することで、本県園芸農業が持続的に発展するよう取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。これまでの取組、また、今後の取組について、好循環を創出するように施設整備に取り組まれているようでございま

すので、ありがとうございます。

次は、「園芸８８８調査研究事業」についてお尋ねします。

施設野菜では、生産向上を図るため、省力かつ高収量となる栽培技術の開発に向けた試験研究など幅広く取り組まれておりますが、そこで、次の点についてお尋ねいたします。

この「園芸８８８調査研究事業」において、これまでどのように取り組んできたのかをお尋ねいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ本事業におきましては、施設野菜産地の振興を図るため、気候変動への対応や省力化、生産性向上など、品目ごとの課題に対応した技術の研究開発に取り組んでおります。

これまで研究開発を進めてきた内容を二つお答えをいたします。

まず一つ目ですが、県育成品種「いちごさん」の収量・品質向上技術の開発につきましましては、夏場の高温条件下におきましても、年内の収量を安定的に確保するため、冷蔵庫などを活用して苗を強制的に冷却する株冷処理技術の効果検証でありますとか、果実品質の向上を図るため、果実が正常に着色しない「まだら果」や奇形果の発生要因の解明と、その対策技術の確立に取り組んできたところでございます。

次に二つ目としまして、ハウス内環境データ分析システムの開発につきましましては、農家圃場に設置されたＩＣＴ機器が取得する温度や湿度、日射量などの環境データを見える化して最適条件へとコントロールすることにより生産性の向上を図るため、県内の施設園芸農家や指導機関が環境データをクラウド上に集約して共有、そして分析するシステムの開発を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。研究開発について努めてきておるとい

ことでございます。

今後、「園芸８８８調査研究事業」にどのように取り組んでいこうとされているのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ「いちごさん」の研究につきましては、株冷処理技術の確立と、その普及拡大に向けまして、県内の大型冷蔵庫を効率的に利用するための冷蔵処理期間の短縮技術の開発や、定植後の高温に対応するため遮熱資材の利用や、イチゴの株元を局所的に冷やす技術の確立に取り組んでまいります。

また、データ分析システムにつきましましては、県内六地区の施設園芸農家において実証に取り組んでまいります。

今後も、データの分析結果に基づく高度な栽培技術を現場で指導できるよう、人材の育成もあわせて進めながら、データ活用の実践による生産性向上を図ってまいります。

引き続き、施設野菜産地のさらなる発展に向けまして、現在の取組を着実に進めるとともに、新しい取組についても積極的にチャレンジをしてまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。施設野菜では、生産性向上に向けた栽培技術の開発、試験研究に取り組んでおるといことでありますので、理解をいたしました。

次は、「園芸８８８露地野菜振興対策」についてお尋ねをいたします。

県内では、タマネギをはじめとした露地野菜の作付面積の拡大などに取り組まれておりますが、次の点について伺います。

この「園芸８８８露地野菜振興対策」について、これまでどのように取り組んでこられたのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本対策では、露地野菜の生産拡大に向けまして、ＪＡなどと連携し、本県の主要品目であるタマネギの生産拡大や、新たな露地野菜の

産地づくりに取り組んできたところでございます。

具体的には、タマネギの生産拡大に向けましては、省力化機械・設備の導入を促進するための実演会や実証試験の実施でありますとか、規模拡大意向者による北海道への視察研修や、機械化一貫体系を学ぶ研修会の開催などに取り組むことで、農家の規模拡大を推進してきたところでございます。

また、新たな露地野菜の産地づくりに向けましては、経営発展を目指す集落営農法人や認定農業者などを対象にしたブロッコリーや焼酎原料用さつまいもなどの栽培実証でありますとか、新規栽培者の確保に向けましたセミナーや栽培研修会の開催などに取り組むことで新規栽培者の確保を図ってきたところでございます。

これらの取組によりまして、例えば、白石町におきましては、タマネギの作付面積五ヘクタール以上の農家戸数が、令和五年の二十三戸から令和七年には三十四戸に増加したところでございます。また、焼酎原料用さつまいもの新たな産地が上場地区に形成されるなどしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。タマネギとか、新たな生産拡大に努めたということでございます。

今後、「園芸８８露地野菜振興対策」にどのように取り組んでいくのかを伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、タマネギにつきましては、これまでの取組を継続しまして、さらなる規模拡大を推進していくこととしております。具体的には、機械化一貫体系の普及拡大を図るとともに、ドローンなどのスマート技術の導入や、農地の集約・大区画化によるさらなる省力化の推進でありますとか、ＪＡさぎによる大型鉄製コンテナに対応した省力集出荷体制の整備などに取り組んでまいります。

また、新たな露地野菜の産地づくりに向けましては、セミナーや研修会、個別指導などを通じた新規栽培者の確保、育成や、作付面積の拡大に必要となる定植機等の機械の導入推進などを行うことによりまして、新規栽培者が安定して生産し、そして、作付面積を拡大していけるように支援をしてまいります。今後、関係機関や生産部会などと連携しながら、露地野菜の生産拡大に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。今の社会情勢と申しますか、中東情勢の緊迫化が県民生活、また、経済活動へ大きく影響しておると思っております。特に、原油価格の高騰とかナフサ不足等により、また物価高により、特に農業等に多くの痛みが起きております。先ほど作付面積の拡大と言われましたが、少し心配するところでございます。

次は、「園芸８８いちご産地活性化対策」についてお尋ねをいたします。

イチゴ産地の振興を図るため、安定生産と大規模経営体の育成などに、今取り組まれています。次の点について伺います。

この「園芸８８いちご産地活性化対策」において、これまでのように取り組んでこられたのかを伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本対策は、「いちごさん」の本格導入を契機としてスタートしたものでございまして、シーズンを通じた安定生産技術の確立と大規模経営体の育成の二つに重点を置きまして取組を進めてきたところでございます。

まず、安定生産技術の確立につきましては、「いちごさん」の導入によりまして、販売単価や収量の向上が図られてきたものの、近年は夏場の高温の影響で生育が遅れ、高単価が期待できる年内の収量を確保することが難しくなっておりますことから、育苗ハウスの温度上昇を抑制する遮光資材の活用でありますとか、気化熱により苗の培養土の温度を下げる効果がある紙製の育苗

ポットの活用等の栽培技術の普及推進に取り組んできたところでございます。

また、株冷処理技術について試験を行ったところ、生育を早める効果が確認されたことから、令和七年産では、生産部会が行う現地実証の取組に対して支援を行いました。

次に、大規模経営体の育成につきましては、次世代のイチゴ産地を担う経営体を育成するため、経営規模の拡大を目指す経営体に対しまして、振興センターによるきめ細やかな伴走支援を実施してきたところでございます。その結果、令和八年度には県内初となる一ヘクタール規模のイチゴ経営体が誕生する見込みとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ 今後は、「園芸８８いちご産地活性化対策」にどのように取り組んでいくかとされているのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ イチゴ産地の維持拡大に向けまして、引き続き安定生産技術の確立と大規模経営体の育成の二つの取組を継続していく必要があると認識しております。

安定生産技術の確立につきましては、先ほど申し上げましたとおり、近年の高温傾向がありますが、今後も、その高温傾向が続くということを前提としまして、ＪＡや生産部会と連携して、令和七年産の実証試験で得られた結果などを取りまとめまして、全生産農家に対し、株冷処理の周知の徹底を図るとともに、冷蔵処理に対応できる丈夫な苗を育てるための苗づくりのスケジュールを見直し、技術研修を実施いたします。また、大型冷蔵庫の確保と産地ごとの取組計画の策定も行います。このような株冷処理を中心とした技術の導入に必要な経費の支援も行いながら取組を進めてまいります。

また、大規模経営体の育成につきましては、中東情勢等の影響により、施設整備費が大幅に上昇しておりまして、規模拡大をちゅうちょされるケースも見

られるところでございます。このため、コストを抑えたハウスの標準仕様の推進でありますとか、中古ハウスの活用、そしてハウスのリノベーションへの支援に取り組み、規模拡大を後押ししてまいります。

イチゴは、佐賀県の主力品目であることから、今後も関係機関や農家の皆さん方と連携をしながら、イチゴ産地の維持拡大にしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ 今申されましたように、これだけの規模拡大とかがいろいろいく場合、コストを抑えた規模拡大というか、そういう方向にいかないと、農家が石油とかナフサ不足でいろいろと大きな影響を受けておりますので、少し心配いたしましたので質問いたしました。

次に二問目ですが、唐津市、玄海町における農業政策の重点項目の取組についてお尋ねいたします。

唐津・東松浦地域は、佐賀県の北西部に位置し、ハウスみかんやイチゴなどの施設園芸や、タマネギ、葉たばこなどの露地園芸が盛んで、県内を代表する園芸産地であります。また、国内外で高く評価されております「佐賀牛®」の最大の生産地でもあります。

しかし、中山間地域の厳しい営農条件や高齢化の進行により農業従事者が減少し、農業産出額の伸び悩みが大きな課題となっております。一時は、県内トップクラスの農業地帯に発展した上場地域も、近年は担い手の高齢化や減少で露地野菜の生産面積が減少しております。そのために新たな栽培者の確保と育成が必要になってきております。また、「佐賀牛®」の肥育素牛の七割が県外から導入されているため、県内自給率を向上させることが生産基盤の強化につながると考えております。

そこで、唐津・東松浦地域における取組に関して、次の点について伺います。

次世代の農業を担う新規就農者の確保についてです。

令和六年六月議会の農林水産商工常任委員会におきまして、唐津・東松浦地域では、令和三年頃から、生産者、JA、市町、地域農業振興センターが協力し、「唐津版アグリ・トレーニング」に取り組んでおり、八名が就農したとの答弁をいただいています。

そこで、次の点について伺います。

まず、新規就農の状況についてお尋ねします。

ここ数年の唐津・東松浦地域の新規就農者数の推移はどのようになっているのか伺います。

○**莊山農業経営課長** 唐津・東松浦地域における過去五年間の新規就農者数を申し上げますと、令和三年が二十四人、令和四年が二十五人、令和五年が二十四人、令和六年が三十二人、令和七年が二十九人となっております。令和七年の県全体の新規就農者数が百四十二人となっておりますので、唐津・東松浦地域は、そのうち二〇・四％を占めているという形になります。

私からは以上です。

○**酒井委員** 分かりました。令和七年に二十九人ということですね。

そういうことで、令和六年度以降の取組についてお尋ねいたします。

「唐津版アグリ・トレーニング」の取組内容と、その就農の実績はどのようなになっているのか伺います。

○**莊山農業経営課長** 唐津版アグリ・トレーニングの取組内容でございますが、「唐津版アグリ・トレーニング」は、JAからつの主要な八つの生産部会やJA、唐津市、玄海町、東松浦農業振興センターが連携し、新規就農者の確保、育成を図る仕組みであります。

令和六年度以降の取組としましては、ミニトレーニングファーム、ミニトレーニングファームとは、トレーナーの農家の近くに小規模なハウスを整備しまし

て、トレーナー指導の下、就農希望者の研修を行う仕組みです。このミニトレーニングファームにおいて、これまでイチゴ、アスパラガスに加えて、新たにキュウリを設置したところでございます。

また、地元での就農啓発セミナーの開催や、東京、大阪、佐賀県内で開催された就農フェアにおきまして、ブースの設置と就農希望者の呼び込みなどを実施してきたところでございます。

次に、「唐津版アグリ・トレーニング」以外の取組としまして、鏡果実農業協同組合、鏡果協と言っておりますが、そこでの取組としまして、果樹分野で県内初となる中晩柑「にじゅうまる」を含みますが、そのミニトレーニングファームを設置するとともに、その修了生の就農地となる継承園地のリストアップなどを実施しているところでございます。

次に、就農実績ですが、「唐津版アグリ・トレーニング」においては、令和七年度までに十一人が就農しております。また、鏡果実農業協同組合におけるミニトレーニングファームの修了生一人が、経営規模を縮小される生産者の園地を継承する形で就農されたという実績がございます。

以上、お答えいたします。

○**酒井委員** ありがとうございます。JAなどで令和六年度にはミニトレーニングファームとかの活動、また、鏡地区でもいろいろと頑張っているように感じます。

そうした中で今後の唐津・東松浦地域における新規就農者の確保について、どのように取り組んでいくかとされているのかお尋ねします。

○**莊山農業経営課長** 唐津・東松浦地域では、引き続き、就農希望者の呼び込みから就農までの切れ目ないサポートに取り組んでいくこととしております。

また、昨今の資材や施設整備費の高騰よりまして、就農時のハードルが高くなっていることを踏まえ、例えば、就農後の収入や借り入れといった農業経営

に関する相談対応、農家後継者の就農を促進するための親世代への働きかけ、中古ハウスや樹園地等の就農希望者への継承の推進、こういった取組を強化することとしております。

唐津・東松浦地域の農業が持続的に発展していくため、新規就職者の確保は重要課題の一つと考えております。今後とも、市町、JAなど関係機関との連携を強化しながら、取組を着実に進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。この前、新聞を見ておりましたら、県の農業大学校学生確保不振ということで、後継者、こういう方は基本的にやる気があるから農業大学校に行くわけですが、それが学生の確保が難しいと、一年生で定員の三分の一以下というようなことの記事が載っております。（資料を示す）こういうふうな状況でございますので、大変とは思いますが、いろんな就農のセミナーですか、これは普及センターだよりを見ていたら、就農セミナーを開催しますとありますが、（資料を示す）これは具体的にどのような内容ですか、説明してください。

○庄山農業経営課長Ⅱ先ほど委員がおっしゃられましたセミナーというものの、就農啓発セミナーと言っておりますが、施設野菜とか、あと露地野菜もあるんですが、新規就農者を呼び込むためのセミナー、研修会、基礎的なところであったりとか、年間を通しての作業とか、標準的な経営をする面積とか、それでのぐらい収益が上がりますよというような情報をセミナーで御紹介するという形になっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ分かりました。これにも書いてありますが、農業に興味がある方ということと、農業を始めたい方を対象にということで、こういうセミナーをいろんな機会を使って、やっぱり就農、やる気の出る機会をつくっていただき

たいと思っております。

次は、「佐賀牛®」の生産基盤を強化するために取組についてお尋ねします。

「佐賀牛®」の生産基盤を強化するためには、肥育素牛の県内生産を拡大することが重要であるとの考えから、私は令和六年六月議会の農林水産商工常任委員会で「佐賀牛®」の生産基盤強化について質問をいたしました。

これに対して、佐賀県では、優良な繁殖雌牛の導入や、施設整備、農家の規模拡大、キャトルステーションやブリーディングステーションの整備推進に取り組んでおり、特に唐津・東松浦地域では、平成二十三年にキャトルステーションが整備され、令和五年六月には国内最大級の「佐賀牛いろはファーム」が稼働を開始し、今後関係団体と協力して「佐賀牛®」の生産基盤の強化を図っていくとの力強い答弁をいただいております。

そこで、以下の点について伺います。

まず、令和六年度以降の取組についてです。

「佐賀牛®」の生産基盤強化のため、令和六年度以降にどのような取組を行われたのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱ委員が質問の中で述べられたとおり、県では、「佐賀牛®」の生産基盤強化のため、大きく三点、優良な繁殖雌牛の導入や施設整備の推進、また、繁殖農家の規模拡大等の取組推進、肥育素牛の生産拠点の整備推進に取り組んでいるところです。

唐津・東松浦地域での具体的な取組を見ると、まず、優良な繁殖雌牛の導入については、令和六年度及び令和七年度に百二十九頭の導入を支援しており、これは県全体の支援頭数の約七割を占めております。

次に、繁殖農家の規模拡大等の推進につきましては、関係団体等と連携して取り組んでいる「さが畜産GO×2プロジェクト」において、令和七年度から新たに繁殖産地の強化を図るプロジェクトを立ち上げておりまして、規模拡大

に意欲のある若手農家に対し、地域農業振興センターやＪＡ等の関係機関が連携し、経営や飼養管理の改善を支援しておるところです。

唐津・東松浦地域では、モデル農家五戸を選定し、支援するとともに、モデル農家での取組状況を地域の若手が集まる青年部の研修会で紹介するなど、地域全体の底上げにも取り組んでおります。

さらに、肥育素牛の生産拠点の整備推進については、令和五年六月から稼働を開始した「佐賀牛いろはファーム」の運営が軌道に乗るよう、優良な繁殖雌牛の導入や、授精卵を供給するための特に優良な繁殖雌牛の導入を支援しました。この結果、いろはファームでは、令和八年三月末時点で繁殖雌牛二百三十三頭が飼養され、令和六年四月の初出荷以降、百八十七頭の肥育素牛が出荷されるなど肥育素牛の生産拠点として大きな役割を果たされております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。いろはファームでは、四百二十頭という、本当に規模拡大と申しますか、大きくなってきておるようでございます。

次は、畜産情勢の変化を受けた支援の実施についてお尋ねをいたします。

令和六年度は、物価高騰に伴う牛肉消費の低迷を受けて子牛価格が下落し、繁殖農家の経営が非常に厳しくなつたと聞いております。佐賀県では、こうした状況に対してどのように取り組んでいくのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱ令和六年度の子牛価格低迷により、経営が厳しくなつた繁殖農家に対しましては、経営継続を支援するため、子牛の生産頭数に応じた助成を行いました。

具体的には、生産された子牛一頭当たり一万五千円、優良な雌子牛を繁殖雌牛として飼育続ける場合には、さらに一頭当たり一万五千円を加算し、合計三万円を交付する事業を緊急に実施したところでございます。唐津・東松浦地域では、農家百四十五戸の三千五百三十頭に対し、支援を行っております。これは

県全体に対する割合が戸数で四三％、頭数で四九％に当たります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。三千五百三十頭ですか、それで四九％を占めるということですね。そういうふうなことでいろいろと支援をいただいております。

そうした中で、牛の暑さ対策ですね、これが出てくるんじゃないかなと思っております。暑熱対策についてですが、近年、夏季の異常高温が常態化しつつあり、肉用牛では暑熱ストレスにより餌を食べる量が減少することで、生育の遅延や繁殖機能の低下などが起きることがあると聞いております。これは生産性の低下をもたらすものであり、農家経営にとって大きな痛手であると思っております。

肉用牛農家の経営安定のためにも暑熱対策は非常に重要と考えますが、県では、どのような取組を行っておるのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱこれまでも夏は肉用牛にとって厳しい環境であつたことから、畜産農家は、牛舎を涼しく保つため送風機を設置するなど様々な対策を取られてきたところでございます。しかし、近年では、委員がおっしゃるように、猛暑日となる日数が増加するなど、さらに過酷な環境になつたことから、暑熱対策の一層の強化が必要となっております。

このため県では、現場ですぐに活用できる暑熱対策の取組をまとめた事例集の作成と周知、ドローンを用いて畜舎の屋根に光を反射し、熱の蓄積を抑える消石灰を塗布し、温度上昇を防ぐ技術の実証などに取り組んでまいりました。

さらに、今年度は、送風機の増設や細霧冷房装置の設置、熱を伝えにくい屋根材への変更など、暑熱対策に必要な機械設備等の導入を通常の県単独事業より高い三分の二の補助率で支援することにより、暑熱対策のさらなる強化を図っております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ暑熱対策には力を入れておるといことでございます。

最後に、今後の取組についてですが、唐津・東松浦地域における「佐賀牛[®]」の生産基盤強化について、今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱ現在の繁殖経営の状況を見ますと、子牛価格が一時期の低迷を脱し、高値となっていることから、規模拡大を検討する農家が増え始めており、生産基盤の強化を進めるチャンスと捉えております。

このため、これまでの取組に加えて、今年度は繁殖雌牛を導入し、増頭する農家に対しまして、これまでより高い補助率三分の二で支援して、農家の規模拡大を強く後押しする取組。また、新たに繁殖経営に取り組む玄海町の若手農家に対し、施設整備や繁殖雌牛の導入のみならず、技術力や経営力の向上なども支援し、繁殖経営への新規参入のモデル事例を創出する取組。加えて、酪農家が飼われている乳用牛に黒毛和牛の受精卵を移植する取組を支援し、「佐賀牛[®]」の素となる肥育素牛の生産を拡大する取組などを強く進めていくということしております。このような取組を、生産者をはじめ、関係団体と一体となって進め、「佐賀牛[®]」の生産基盤のさらなる強化を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。普及所だよりを見よつたら、「三方よし」の繁殖牛確保」となっていますけど、この内容をちょっと説明してくれんですか。

○石松畜産課長Ⅱすみません、ちょっとその内容、「三方よし」ということの三点を挙げていただけますか。

○酒井委員Ⅱこれ、見とらんね。繁殖牛に求める素質として、肉質や肉量に優れた牛を産む能力、産肉能力、子を安定して途切れることなく産む能力、それから、産肉能力と繁殖能力を十分発揮するための基本となる体型の三つが挙げ

られます。三つの能力を兼ね備えた高能力な繁殖牛をそろえることが「佐賀牛[®]」の生産基盤の強化につながりますと。そこで、ゲノミック評価、牛のDNA情報から産肉能力を推定する技術の有効活用や獣医師と連携した繁殖管理の適正化、また、優良農家を参考とした育成雌牛の肥育管理技術の向上等に取り組み、「佐賀牛[®]」生産基盤の強化を図りますと、こういうふうに書いてあります。これ、御存じなかったですか。

○石松畜産課長Ⅱいい肥育素牛を生産するためには、まずは子牛の能力ですね、高い産肉能力、肉質がよかったり、体重の増加がよかったり、そういった繁殖雌牛をそろえる必要があります。また、飼育管理において適切に人工授精などを行って分娩させること、分娩間隔が長くなってしまつと生産性が落ちてしまいますので、そういったこと。あと、飼養管理によって適切に妊娠できるように体をつくるということと、生産された子牛を適切に大きくさせて高い値段で売っていくということが重要だということふうに考えております。

そういったことにつきましては、先ほど申し上げました「さが畜産GO×2プロジェクト」の中で農家さんの指導を実際に行っておりますので、そういった取組を通じて、先ほど言われた「三方よし」というような肉用牛経営が実現できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。すみません、私が露地野菜の質問を飛ばしておりましたので、元に戻ります。

露地野菜の生産を拡大するための取組についてお尋ねいたします。

令和六年六月議会の農林水産商工常任委員会において、露地野菜の生産拡大のためには新たな栽培者の確保や作付面積の拡大が必要であり、唐津・東松浦地域では、タマネギやサツマイモ等を推進品目として啓発セミナーを開催するなどして新規栽培者を確保するとともに、省力化機械の導入を推進していくと

答弁をいただいております。

そこで、次の点について伺います。

令和六年度以降の取組についてです。

唐津・東松浦地域における令和六年度以降の取組と、主要な露地野菜の生産拡大の状況はどのようなようになっておるのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、新規栽培者の確保に向けまして、JAと連携しまして、タマネギ、それから焼酎原料用さつまいも、そして、根深ねぎなどを推進品目としましてセミナーなどを開催するなどしたところでございます。特に、焼酎原料用さつまいもにつきましては、廃作されたたばこ農家の方々が所有されているマルチ張り機などの既存機械の活用が可能なことから、転換品目として推進をしたところでございます。

また、これら三品目の作付面積の拡大に向けまして、県では、収穫機などの省力化機械について補助事業による農家への導入支援を行いますとともに、JAが農家に貸し出すリース機械の整備に対しても支援に取り組んだところでございます。

こうした取組の結果、それぞれの作付面積は、焼酎原料用さつまいもで令和五年の一・七ヘクタールが令和七年には九・五ヘクタールに、それから、根深ねぎで令和五年の〇・八ヘクタールが令和七年には二・二ヘクタールにそれぞれ拡大した一方で、タマネギでは、担い手を中心に規模拡大されたものの、高齢化などによりまして作付農家数が減少したことに伴いまして面積減少が大きかったことから、やや減少したところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱやや減少したということでございます。

最後に、唐津・東松浦地域における露地野菜の生産拡大について、今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、新規栽培者を多く確保できている焼酎原料用さつまいもにつきましては、現在、一戸当たりの平均作付面積が約三十アールと、今後の規模拡大を図れる可能性があるかと捉えております。また、農家からも規模を拡大したいという声が多く聞かれておりますことから、新規栽培者の確保とあわせまして、既存農家の規模拡大を進めてまいります。

また、根深ねぎにつきましては、一部地域での取組にとどまっておりますことから、他地区への横展開を図っていききたいというふうに考えております。

さらに、タマネギにつきましては、引き続き省力化機械の導入を進めるとともに、唐津市の半田地区におきまして、排水対策が行われる基盤整備に合わせまして、農業振興センターや農林事務所等が連携して、新たなタマネギ団地の育成に動いているところでございます。本年産から作付が開始されているところでありまして、作付農家の方々も規模拡大意向があると聞いておりますので、しっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

唐津・東松浦地区におきましては、露地野菜の生産拡大は重要な取組でございます。引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。今、状況は聞きましたが、これも普及所だよりを見ていたら、露地野菜、露地花卉の新規作付、規模拡大を支援しますということ、佐賀県露地野菜百億円アップ推進事業とありますが、これについて具体的に説明してくれんですか。

○田川園芸農産課長Ⅱ今、答弁の中で少し申し上げましたが、新規栽培をするためには、やはり栽培実証というか、試験栽培をやりたいといったような方が多くいらっしゃいますので、そういったところに対する支援でありますとか、あるいは新規栽培を開始されるに当たって必要になる機械なんかの支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ農林関係でいろいろと質問をさせていただきました。ありがとうございます。

最後に、農林水産部長に思いをお願いいたします。

○井手農林水産部長Ⅱもう言わずもがなですが、佐賀県の農林水産業は、佐賀県経済を支える極めて重要な基幹産業です。そして、私が農林水産部長になって実感しておりますのは、佐賀県の農林水産業のポテンシャルの高さです。

例えば、農業では、耕地利用率が三十九年連続で全国一位ということで、水田をフル活用した佐賀ならではの農業が展開されております。また、「さがびより」は十六年連続で食味ランキング特A評価を獲得しまして、ハウスみかんは四十年連続で全国一位の出荷量を誇ります。さらに、「いちごさん」や「にじゅうまる」、そして、先ほどもちょっと議論がなされましたが、「佐賀牛[®]」といったブランドは、生産者の皆様の高い技術力により、全国の消費者の皆様から高い評価を受けております。このブランド力が、やはり佐賀県の大きな強みであり、財産だと思っています。

林業につきましても、人工林率が全国一位ということで、円滑な循環を図っていくという意味では、それは目指す必要はありますが、その森林資源は産業振興に向けて大きな可能性を秘めていると思っております。

水産業におきましても、有明海や玄海灘それぞれの海域の特色を生かした全国に誇る生産が行われていると思います。全国の食卓に届くということだと思います。

日々努力されている生産者、そして事業者の皆様本当に敬意を表しております。その中で物価高や猛暑、さらには中東情勢の影響など多くの課題があります。今後も、現場の課題に向き合いながら、農林水産業の振興に向け、繰り返しになりますが、全力で取り組みます。

私からは以上です。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。農林水産部長の心意気を感じました。これから佐賀県の農業がどんどん発展すると思いますので、よろしく願います。

次に、問三の産業人材の育成、確保についてお尋ねをいたします。

本県の有効求人倍率は一・二倍前後と高い水準が続いております。令和七年十二月から五カ月連続で九州一位となっています。また、佐賀労働局の雇用情勢判断においては、「依然として企業の採用意欲は高い状況であり、堅調に推移している」としており、県内企業にとっては人材不足の状況が続いております。そのような中で、佐賀県の経済発展においては、それを支える産業人材の確保への対応は喫緊の課題であると考えております。

佐賀県においては、高校生の県内就職を促進し、県内就職率のさらなる向上のため、高校生、保護者、高校教員に対して、県内企業の情報に直接触れる機会を創出しています。また、県内企業の認知度向上を図るため、企業合同説明会や企業訪問ツアーといった県内企業の情報発信事業にも取り組んでおります。大学生等の県内就職のため、交流イベントの実施による県内企業との早期の接点づくりに取り組んでいます。また、U・J・I人材の確保や外国人材の雇用に向けたサポートなど、多様な人材の確保に向けて様々な取組を行っており聞いております。

そこで、次の点について伺います。

まず、高校生向け県内就職促進についてお尋ねいたします。

高校生を対象とした県内企業合同説明会や高校生の保護者を対象とした各種イベントなど、高校生向けに実施した事業の取組状況を伺います。

○市丸産業人材課長Ⅱ高校生の県内就職率の向上のためには、一人でも多くの高校生や保護者、教員の皆さんに、佐賀の企業のこと、佐賀には素晴らしい企

業があるということを知っていただくことが大切でございます。このため、県では、高校生を対象とした企業説明会や企業訪問ツアーを開催しております。

まず、企業説明会については、高校三年生の就職活動を目前に控えた毎年六月に、高校生と保護者を対象とした県内企業の合同説明会を開催しております。本年度は、今月、六月六日に開催し、出展企業は二百四社、来場者は七百三十六名と、いずれも過去最高となりました。

また、毎年十二月には県内三会場で高校二年生を対象とした県内企業合同説明会を開催しております。こちらは三千名を超える生徒、教員の方に参加いただきました。

さらに、本年度から新たな取組といたしまして、私立高校キャリアキャラバンを開始いたしました。県立高校で取り組んでいる学内企業合同説明会を私立高校にも拡大いたしました。今月、六月十日には佐賀学園高校で開催し、三年生のうち就職を希望する約七十名に対し、県内企業十社が出展していただきました。また、今月、六月十六日には敬徳高校におきましても開催いたしました。全校生徒約四百八十名に対しまして、県内企業二十社が出展されました。

次に、企業訪問についてでございますが、県内企業の実際の現場を体験いただく機会といたしまして、高校生、保護者、教員それぞれを対象とした「SAGA県内企業トリプルツアープロジェクト」も実施しております。こちらにつきましては、令和七年度は高校生千二百四十三名、保護者百六名、教員延べ百十六名に参加いただきました。

以上です。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。合同説明会の出展企業が二百四社ということ、それから学生が七百三十六名の参加ということでございます。いろんな方法でこういうふうなことをどんどん促進していただきたいと思っております。

次に、大学生、短大生向けの県内就職促進についてです。

大学生、短大生向けに実施したイベントや情報発信などは、どのような取組をされたのか伺います。

○市丸産業人材課長Ⅱ大学生、短大生の県内就職を促進していくためには、学生が本格的に就職活動に入る前の段階から県内企業を認知してもらい、その後のインターンシップや採用選考につなげていくことが重要です。

そのため県では、学生と県内企業の接点づくりを目的といたしまして、例年、交流イベント「サガシル」を開催しております。本年度も今月、六月二十日にSAGAアリーナにおいて開催いたしました。これまでは秋に開催していましたが、大学三年生の就職活動が本格的にスタートする前の六月へと開催時期を前倒したこともありまして、出展企業は、これまでの百社程度から百四十三社へ大幅に増えました。また、来場者につきましても、従来の七百名から大きく増加し、過去最多の千百三名に参加していただいたところでございます。

また、「サガシル」のような大規模イベントに加えまして、県内外の大学構内において、県内企業の仕事を体験できるワークショップ形式の交流イベント、「しごと体験フェア」にも力を入れております。

本年度は、これまでに佐賀大学、福岡大学、九州産業大学、長崎国際大学において開催し、延べ二十四社に出展いただきまして、二百九十一名の学生に会場いただきました。今年の秋には西九州大学でも開催を予定しております。

加えまして、イベントによる接点づくりだけではなく、県内企業への就職、定着を後押しする取組といたしまして、令和七年度から奨学金返還支援事業を開始しております。これは従業員の奨学金返還を支援する企業に対し、県が補助を行うことで制度導入企業の拡大を図り、企業の人材確保、定着の強化につなげるものでございます。奨学金返還サポート認定企業として、これまでに三十八社に登録いただきまして、令和七年度は二十五社に対し、総額二百四十六

万七千円の補助金を交付いたしました。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。交流イベントに百四十三社、それから千百三名の参加ということ、また、奨学金の件につきましても先ほど報告をいただきました。ありがとうございます。

次は、多様な人材確保の促進についてお尋ねいたします。

佐賀県は、U・J・I人材確保においては、関東圏及び関西圏在住者と県内企業との交流会の実施、外国人材の雇用においては、外国人雇用サポートセンターの設置など、様々な取組を行っていますが、このような多様な人材確保の促進について、事業の取組状況はどのようなになっているのか伺います。

○市丸産業人材課長Ⅱ多様な人材確保に関しまして、まず、U・J・Iターン人材の確保に関してですが、U・J・Iターン希望者と県内企業の仕事のマッチングを図るため、無料職業紹介事業所「佐賀県しごと相談室」を開設しております。こちらは年間二百件を超える相談があつております。専任のコーディネーターを配置し、毎年五十件程度が就職につながっております。

また、首都圏において、移住支援室と連携した交流イベント「くらし&しごと体感フェア」を開催しております。企業ブース、移住・仕事相談ブース等を設置、本年度も十二月に実施する予定でございます。令和七年度の実績に關しましては、三百二十八名、御参加いただいております。

次に、外国人材の状況についてでございますが、県内企業においては、外国人材の雇用も増加しております。佐賀県内の事業所における外国人労働者は、令和七年十月末時点で九千九百三十二人と過去最多の状況でございます。

そのような中、佐賀県では、令和七年七月に県内企業向けの外国人材雇用相談窓口「さが外国人材雇用サポートセンター」を開設いたしました。令和七年度末までに合計百十八件の相談がありまして、本年度は五月末の時点で三十一

件ということで、ほぼ一営業日に一件のペースで相談があつておりまして、利用も徐々に増えてきている状況でございます。

また、県内企業と県内在住留学生とのマッチング機会といたしまして、令和七年度は交流会及び合同企業説明会を「サガシルグローバル」と題しまして、それぞれ一回ずつ実施しております。交流会には三十一社、留学生百名、合同説明会には二十二社、留学生百五名に参加していただきました。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。いろいろと交流をしていただいております。また、多くの方が参加されておるようでございます。

次は、企業誘致について質問いたします。

企業誘致については、新たな雇用の創出に加え、地域経済活性化が期待される重要な取組であると認識いたしております。中でも半導体産業の誘致は、他の産業と比較して大規模な投資を伴い、建設工事をはじめ、設備投資や物流など、幅広い分野に仕事を生み出し、その結果、地域の多くの企業などへ波及効果が広がるのが期待されております。さらに、サプライヤーなど関連企業の集積が進むことで、いわゆる産業クラスターが形成され、新たなビジネスや技術連携が生まれる好循環につながるものと考えております。

二〇二四年十二月に世界最大の半導体受託製造企業であるTSMCが熊本県で量産を開始しましたが、県民の方々からは、「熊本県にこのような世界的な企業が来たのだから、佐賀県にも誘致できるのではないか」といった声を伺っております。

TSMCについては、第一工場で約二十一万平方メートル、第二工場で約三十二万平方メートルという大規模な用地を必要とするほか、大量の水や大規模かつ安定した電力などの産業インフラが求められるなど、その誘致が容易でないことは、十分承知をいたしております。しかしながら、いつの日か、本県に

においても、T S M Cに匹敵するような企業の誘致が実現されることを強く期待しております。

その一方で、多様な製造業の企業誘致についてもしっかりと取り組み、県内における雇用の創出を図るとともに、地元企業との連携などを通じて地域経済の活性化につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、半導体産業誘致の考え方についてお尋ねいたします。

佐賀県では、半導体産業の誘致について、どのような考え方の下に取り組んでいくのか伺います。

○田中企業立地課長Ⅱ半導体産業に関しまして、国の戦略におきましては、国内で半導体を生産する企業の合計売上高を二〇二〇年の五兆円から二〇三〇年に十五兆円に実現する基本方針を打ち立てており、国において半導体産業は成長産業と位置づけられております。

県内におきましては、半導体製造に欠かせないシリコンウエハーやフォトレジスト等の素材を製造する企業などが多く立地しております。県といたしましては、今後もさらなるデジタル化の進展やデータ需要の増加などから、幅広い分野で需要の拡大が見込まれており、成長が期待される産業であると認識しております。

このようなことから、半導体産業を企業誘致における重点分野と定め、積極的に企業誘致を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。産業誘致の半導体の考え方について分かりました。

それでは、半導体産業誘致のこれまでの取組についてです。

半導体産業の誘致に向けて、これまでどのように取り組んできたのか伺いま

す。

○田中企業立地課長Ⅱ県では、半導体産業を企業誘致における重点分野と定め、先ほど申し上げましたとおり、積極的に企業誘致を進めてきたところでございます。

これまでに、半導体素材分野では株式会社S U M C OやJ S Rマイクロ九州株式会社、後工程分野では日清紡マイクロデバイスA T株式会社、半導体製造設備分野ではT O W A株式会社や株式会社ワイ・デー・ケー九州など、いろいろな分野で多くの企業に立地していただいております。

企業が進出先を検討される場合、まずは必要とする面積が確保できるか、その上で交通アクセス、電力、上水・工業用水などのインフラの整備状況、人材確保のしやすさなど、様々な観点から複数の候補地を比較検討して最適な候補地を選定されます。

半導体産業の場合は、委員御案内のとおり、大規模な用地を必要とするほか、大量の水や大規模かつ安定した電力などの産業インフラが求められるケースがございます。

県では、進出される企業の様々なニーズに合った用地として、開発中の県営産業用地や市町と連携いたしました新産業集積エリアといった産業用地、また、時には民間用地を候補地として紹介しながら半導体産業の誘致に取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ今言われましたように、これまでの取組については理解いたしました。

また、これからの取組についてお尋ねします。

さらなる半導体産業の誘致に向けて、これからどのように取り組んでいくのか伺います。

○田中企業立地課長Ⅱ県では、進出を検討している企業の様々なニーズにお応えしつつ、積極的に半導体産業の誘致に取り組んでいます。

また、令和四年十月には「さが半導体フォーラム」を設立し、産学官で連携して取引の拡大や人材の確保などに取り組んでいるところでございます。

具体的には、高校生向けの出前講座や佐賀大学における学生向けの集中講義、企業見学ツアーのほか、合同での展示会出展等の幅広い取組を通じまして、佐賀県の産業基盤の強化を図っているところでございます。

このような取組も半導体産業の誘致における有力なツールになると思われるため、当該取組を生かしながら、今後も積極的な誘致活動を行っていきたくと思っております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。積極的に誘致活動をお願いいたします。

それでは、最後ですが、企業誘致への産業労働部長の思いについてお尋ねします。

企業誘致については、雇用創出や地域経済の活性化の観点から大変重要な施策と認識しております。一方で、人口減少の進行や企業ニーズの多様化など、企業誘致を取り巻く環境は大きく変化しているものと考えております。

こうした状況を踏まえて、今後どのように企業誘致を進めていくのか、産業労働部長にお伺いいたします。

○丸尾産業労働部長Ⅱお答えいたします。

まず、私自身の思いからというところでございますが、本年四月に着任しまして、県内様々、巡らせていただいているときに、唯一無二の伝統産業から国内外のサプライチェーンにとってなくてはならない企業、そして、何より経営者の皆様が、こういった中東情勢など困難な状況にあっても前を向いて挑戦をする志があふれた方々が非常に多いということを力強く感じておりました。

我々、産業労働部としては、企業誘致も含めて、こういった県内企業の皆様を全力でお支えする、商工団体の皆様と一緒に頑張っていくというところを、強く思いを新たにしたいところでございます。

その上で、委員御質問の企業誘致の実現につきましては、言うまでもございませんが、地域経済に大きな効果をもたらすというところでございます。県内企業との相乗効果の発現でございますとか、付加価値創出額の増加だけではなくて、若者を中心とした県内就職者数の増加、こういったことも期待できるため、重要な施策であるというふうに認識しております。

この点、本県、佐賀県におきましては、災害リスクの低さでありますとか、優れた交通アクセス、アジア市場への地理的優位性といった立地条件のすばらしさ、さらには、先ほどもお話がありましたように優秀な人材を多く抱えているということ。また、行政による手厚いサポートなど大きな強みがございます。

一方で、土地も人も有限という面もございますので、こういったことから企業誘致に当たっては、単に企業を呼び込むということではなくて、佐賀県の強みを生かしながら、より付加価値の高い持続的な産業基盤の形成につなげていくと、そういった視点が肝要と認識しております。

例えば、用地の強みを伸ばすという点で用地の確保につきましては、唐津や有田には強固な地盤を有し、BCPの観点からも適地と言える新産業集積エリアがございます。こうしたことも踏まえて、さらに市町とも連携をしながら、企業誘致に適した産業用地の確保に向けて取り組んでいるところでもございます。

今後とも、半導体産業ですとかコスメといった本県の重点分野における企業誘致の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。その結果、誘致実現で創出されました雇用や投資が地域で相乗効果を発揮しまして、さらなる投資ですとか、また、所得の増加につながるような好循環を生み出す

とともに、本県産業の持続的な発展につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。産業労働部長の思いが県内に伝わったんじゃないかと思っております。ありがとうございます。

○桃崎委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後二時四十六分 休憩

午後二時四十七分 開議

○桃崎委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○桃崎委員長Ⅱ甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第三十八号議案、甲第四十号議案中本委員会関係分及び乙第四十四号議案、以上四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桃崎委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○桃崎委員長Ⅱ最後に、二月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について
一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桃崎委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行

うことに御承認を願っております。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。

午後二時四十九分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子

桃崎祐介

弘川貴紀

坂口祐樹

石倉秀郷

藤崎輝樹

木村雄一

真坂昇

寺澤宏隆

令和八年六月二十四日（水）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長 古賀和浩

副委員長 猪村利恵子

理事 留守茂幸

〃 池田正恭

〃 江口善紀

委員 木原奉文

〃 宮原真一

〃 定松一生

〃 中本正一

地域交流・県土整備常任委員会質問者順序

月 日	順 序	六月二十四日（水）	六月二十五日（木）
1	（現 地 視 察）	猪村利恵子 295 頁	
2			江口 善紀 326 頁
3			定松 一生 338 頁

午前十時一分 開会

○古賀和浩委員長Ⅱおはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○古賀和浩委員長Ⅱまず、会議録署名者として留守茂幸委員、定松一生委員、江口善紀委員、中本正一委員、以上の四名を指名いたします。

次に、六月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす二十五日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

また、本日の視察について、執行部より発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○横尾県土整備部長Ⅱおはようございます。二十二日から降り続いております雨の状況と合わせてですね、ちょっとお話をさせていただければと思います。

二十二日から断続的に雨が降っておりまして、県内各地で百ミリを超える、多いところでは二百ミリを超える雨が降っております。

太良町の中尾の観測所では、二十二日の降り始めから本日の八時半までで、二百七十一ミリということでございます。県内全域で多くの雨が降っているという状況でございます。

このため、本日二時四分に有田町でレベル3の土砂災害警報が発令されておりまして、そのタイミングで情報連絡室を設置したところでございます。その後も三時五分にレベル4の土砂災害危険情報が鹿島市の方で発表されております。その後も、武雄で土砂災害警報ですとか大雨警報、武雄とか白石とかで

発令されているところでございます。

現時点で災害の被害の報告等はあっておりません。引き続き情報収集に努めているところでございます。

气象台に確認いたしましたところ、梅雨前線が予想より南を通るということで、現時点では警報等は全て解除という形になっておりますが、前線に向かって暖かい空気、湿った空気が流れて引き続き大気の状態が非常に不安定だということ、再び線状降水帯等の発生とか警報に至る恐れがあるということも、气象台の方から確認したところでございます。そういったこともありまして、防災を担当しています河川砂防課長の方は、災害対応といえますか、その危機管理対応に当たらせていただくということで、すみません、本日の視察は控えさせていただくということで、御理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○古賀和浩委員長Ⅱ本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください

午前十時五分 散会

速 記 者 田 邊 ゆ き の

令和八年六月二十五日（木）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長 古賀和浩

副委員長 猪村利恵子

理事 留守茂幸

〃 池田正恭

〃 江口善紀

委員 木原奉文

〃 宮原真一

〃 定松一生

〃 中本正一

午前十時五分 開議

○古賀和浩委員長Ⅱただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会から付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります前に、このたびの大雨について、委員長から執行部に一言申し上げます。

執行部においては、被害状況等の情報把握に努め、迅速な対応を求めます。

なお、災害対策の担当課長等においては、本日の委員会中に対策の指揮に当たる必要が生じた場合は委員会中の退席を認め、答弁は副部長が行うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀和浩委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○猪村委員Ⅱ皆様おはようございます。自由民主党、猪村利恵子でございます。委員長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。執行部の皆様よろしくお願い申し上げます。

先ほど委員長からもございましたけれども、夜中の二時四分にはレベル3の大雨警報が伊万里市、多久市、武雄市と表示が出て、そして、二時三十五分、レベル4の土砂災害警報が武雄地区という、私、一時から起きておりましたので、テレビもちょっとつけて音を消しておりましたけれども、表示が出るたびに、私、ホテルにおりましたものですから、心配で心配でたまらなく作業をし

ているところでもございました。

水害の備えについての質問の前に、河川砂防課長、私が質問にこれから入りますが、昨日から今日にかけての状況でお知らせをいただくことがございましたら冒頭にお願ひしたいというふうに思っておりますが、お願いできますでしょうか。

○藤田河川砂防課長Ⅱ先ほどお話がありましたけれども、六月二十二日からの雨による被害の状況について報告いたしたいと思います。

雨が六月二十二日から断続的に現在降っている状況でございます。佐賀県全域で累計二百ミリを超える大雨となっております、特に西南部方面では大きな雨に達しているところでございます。その中でも、太良町の大浦観測所では、二十二日の降り始めからの雨量が、本日八時三十分の時点で四百八十ミリに達している、そのような大きな状況となっております。

今現在、県西部、南部を中心にいたしまして、四市町、武雄、嬉野、太良、有田地区にレベル4の土砂災害危険警報、三市にレベル3の土砂災害警報、七市町にレベル3の大雨警報が発表されているところでございまして、今予定では、レベル4は昼頃まで継続するような予定となっております。現時点で激しい雨が降り続いている地域はございませんけれども、今後、西からの強い雨雲が入ってくる可能性はあるかなというところにはなっているところです。

県におきましては、昨日、六月二十四日に大雨警報が発令されて、連絡室を立ち上げております。一旦廃止にはなりましたが、再度、昨日の十一時前にレベル3の大雨警報が発令されて、連絡室を立ち上げて、現在も継続して情報収集に当たっているとございまして、

現時点での被害の状況につきましては、人的被害はございませんで、今、避難者が約十五世帯の十七名となっております。

あと、公共交通機関の状況といたしましては、始発からJR長崎本線ですと

か佐世保線、松浦鉄道と、西のほうを中心に運行を取りやめになっているところでございます。

道路につきましては、現時点で県管理の道路についてになりますけれども、国道四百九十八号の武雄市橘町について約五キロで、それを含めまして、冠水による三路線四カ所が通行止めとなっております。

県管理河川の水位の状況につきましては、河川水位は大分下がってきております。昨日までで、これまで避難判断水位に上がった河川は三河川ございましたけれども、氾濫危険水位までは到達いたしていないという状況になっております。

以上、特に現時点では大きな被害等はあっておりませんが、今後、引き続き情報収集をしていきたいと考えております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ河川砂防課長ありがとうございます。御丁寧な説明ありがとうございます。

武雄の橘町の冠水、それからポンプ車が作動しております、六角川に吸い上げていただいて、そして、地元の武雄、杵島、藤津の建設業協会の皆様方には、早速、寸暇も惜しんで対策に当たっていただいておりますことに、私も深く敬意を表したいというふうに思っております。

各課挙げて、そして、土木事務所等々の皆様においても、市町の職員様においても連携をして、情報収集、そして、県民の命の安全を守っていただきたいというふうに思っております。

大変緊張感があふれる時期になりました。そして、朝は地震もありまして、私も東北にいる友人にすぐLINEを送ったところでもございました。

本日に朝から心配なことが起こっておりますが、皆様、私も長い質問項目を挙げておりますので、寄り道をせずに、通告に従ってさくさくと質問をしてま

いりたいと思っておりますが、それなら御注意くださいませ、委員長、よろしくお願い申し上げます。

それでは、水害の備えについて質問をさせていただきます。

いよいよやっという感じで梅雨本番を感じて、そして今日を迎えておりますが、ここ二年ぐらいで久しぶりに雨の予報が一週間続いているなというふうに思っております、少し前まで水が足りず、今年は私の地元の山間部でも田植えが遅れているといったような地域の方々との会話、そして心配の声が報われるような雨だなというふうに思っておりますが、しかし、大変なことになっております。

しかしながら、これからも少し鎮静化というか、夕方にかけて少し落ち着くという予報もございますけれども、台風七号の接近、長雨の後の台風は私にとっても怖いのです。これまでこのような折に浸水をもたらした、大被害をもたらした経験もある私の地元武雄市にとっては、大変な不安と直面する季節の到来でもございます。今年も災害のない実り大きい年となるように祈るばかりでございます。

近年は、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、県内でも令和元年の佐賀豪雨、令和三年の八月豪雨、令和五年の九州北部豪雨に見られますように、大きな災害が立て続けに発生して、いまだ爪痕を残しております。

一方で、令和八年五月二十九日から、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する防災気象情報をより分かりやすく表現し、その危険性について住民や水防関係者へより明確できめ細やかな周知を行い、適切な避難行動につなげることを目的として、気象庁によって情報表現や名称が大幅に変更されましたことは、ここにいらっしゃる皆様は報道等で御存じのことと存じます。

モニターに少し出させていただきましたけれども、(モニターを示す)このような中に水害を軽減するための水防計画は大変重要なものであり、今年度の水

防計画については内容が大きく見直されたとお聞きしております。

私の地元の武雄市は低平地を大きく抱え、内水氾濫による浸水被害が大変深刻な課題となっております。住民の生命や財産を守るべく、昨日御視察いただきました武雄市武内町の松浦川整備をはじめ、六角川調整池整備や特定都市河川の指定を受けるなどして、流域治水整備も国や県も一緒になって加速していただいているところでもございます。感謝申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。しかしながら、今後、毎年本格化する雨季にさらにしっかりと備えていく必要があると考えており、次のことについてお尋ねをさせていただきます。

水防計画についてでございます。

県では毎年度、水防計画を詳細に定め、同計画に基づき水防活動を行っているとお聞きしておりますが、一点目、水防計画の内容についてお尋ねをいたします。

水防計画は何に基づき策定されているのか。また、目的や内容はどのようなものになっているかを、まずお尋ねいたします。

○藤田河川砂防課長Ⅱ水防計画についてですが、水防計画は水防法を根拠としております。その中で、市町は水防管理団体として「水防を十分に果すべき責任を有する。」と規定されております。県は、「水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。」と規定されております。

また、水害時という限られた時間の中で、国、県、市町、水防団、気象台など様々な組織が連携し、迅速に水防活動を行う必要があります。そのため、県は「水防計画を定め」、毎年「水防計画に検討を加え」、必要があると認めるときには「これを変更しなければならぬ。」と規定されております。

次に、水防計画の目的について説明いたします。

洪水、内水、高潮、津波による被災を警戒、防御するため、県下の河川、た

め池、海岸などにおける水防活動や消防機関の活動、市町の水防管理団体相互間の協力応援、水防資材等の整備、避難等の内容を明示し、もって水防の万全を期すこととなっております。

また、水防計画では、水防に関する連絡の統括を図るための組織編制を行い、組織ごとの役割や行動基準について明示しているところでございます。

具体的には、水防組織、水防に関する連絡・通報・実施体制、水害に際しての関係機関の役割分担と業務の内容、水防訓練や水防啓発などについて明示しているところでございます。また、備蓄資器材の状況や河川の重要水防箇所、洪水等により交通不能のおそれがある道路や橋梁、排水ポンプ設置箇所などについて整理を行っております。

以上になります。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。しっかりと計画を立てていただいているものと思っております。

私も内容を見させていただきましたが、水防計画の見直しが大きく見直されたとお聞きしておりますが、主にどのような内容の見直しがされたのかを次にお尋ねしたいと思います。

○藤田河川砂防課長Ⅱ豪雨等の自然災害が激甚化、頻発化する中で、洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者に分かりやすく、きめ細かな情報伝達を行うこと、観測・予測等に関する技術の進展による迅速な水防情報の周知体制の強化により、洪水や高潮からの被害の軽減を図ることなどを目的に水防法が改正されているところでございます。

本県の水防計画におきましても、この法改正を踏まえまして、新しく水防法に規定された河川氾濫のおそれや堤防決壊等の際の関係機関への通知義務ですとか、住民等への周知等について、県の責務として明示したところでございます。

また、新しい防災気象情報で整備されました情報体系に基づきまして、本計画の中で関連する取組においても整合を図らせていただいております。

以上になります。

○猪村委員Ⅱモニターにもお示ししておりますが、(モニターを示す)河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮というふうに明記をはっきりとされて、そして、今回、段階が警戒レベル5まで上がっております。色もついておりますけれども、明確にこの表記がなされているということも、県の水防計画にしっかりとついているということで安心をいたしました。

次に、防災計画における内水氾濫についての対応についてお尋ねをいたします。

私の地元武雄市においては、内水氾濫への対応が重要だと考えております。先日開催されました武雄市の六角川調整池期成会で、県の防災気象情報の、この新しい情報をモニターに映しております。(モニターを示す)河川氾濫の指標は外水氾濫を予測したものになっていのではないかとといったような御不安の声が上がっております。私も確かにそうだなというふうに思っております、見直された水防計画では、内水氾濫の対応はどのように位置づけをされているのかお尋ねいたします。

○藤田河川砂防課長Ⅱ内水氾濫への対応についてになります。

水防計画につきましては、内水氾濫の対応も含めた計画ということになってございます。

具体的な対応といたしましては、大雨に関する情報といたしまして、内水氾濫も含めた河川氾濫の通知を行うとともに、「プロジェクトF」等の取組で設置いたしました水位計や監視カメラ、浸水センサーの情報につきましては、「すい坊くん」ですとか「防災ネットあんあん」を通して、市町や住民等に広く情報提供を行っているところでございます。

また、内水氾濫及び外水氾濫につきましては、新しい防災気象情報におきまして、市町ごとに発表される大雨に関する情報の中で、レベル3ですとかレベル4ですとか、警戒レベルとして発表されることとなっております。

各市町におかれましては、これらの情報を基に避難指示の発令の判断をされることになるものでございます。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。しかしながら、この表示がよくテレビないしSNSなどにも表記をされて、これは外水であろうが内水であろうが、これは表示がないんですね。もうこれは外水で判断をされているということですが、詳しく見ていくと、内水をしっかりと明記しているところがあるということ、課長よろしいでしょうか。

○藤田河川砂防課長Ⅱ先ほど申しましたとおり、内水氾濫につきましても、二番目にございます大雨に関する情報の中で、警戒レベルとして発表されるということになっております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ分かりました。とにかく県民の皆様がぱっと見て分かるような表示を、県としてもしっかりと構築していただきたいというふうに思っております。

これはあくまでも国の指標でございますが、これがぱっと出ますと、この判断で皆さん行動を取られるというふうに思っておりますので、どうかきめ細やかに命を守る行動をいち早く取っていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、水防活動についてお尋ねをいたします。

私は県の各課、各団体、また市町の各課、各団体、そして何より住民、県民との活動や訓練などによる備えや情報の共有、その情報がより県民に分かりや

すぐ届くことが、県民お一人お一人の命と財産を守ることにものなるのではないかと考えております。

水防計画に定める水防活動について、具体的にどのような対応を行われるのかお尋ねをいたします。

○藤田河川砂防課長Ⅱ県は、国や市町、水防団などと連携いたしまして、道路や河川の巡視、雨量や水位の確認、管理施設の状況などの情報収集を行っております。それとともに、地元などから危険な箇所があると通報を受けた場合などには、職員の安全を確保した上で現地に出向きまして、堤防の亀裂箇所や浸水箇所などがないかの確認を行っておりまして、今回浸水したところにつきましても、業者の協力の下、現地確認を行いまして、通行止め等の対応等も行っております。

また、河川氾濫によって災害が発生するおそれがあるときには、水防団への待機、準備、出動の水防警報を市町に通報いたしているところでございます。

さらに、今回見直しました水防計画に基づきまして、河川氾濫や堤防の決壊等による著しい危険が切迫した状態になった場合には、また、実際に氾濫等が発生した場合には、市町の首長による迅速な緊急安全確保の指示ですとか水防活動につなげるために、県から関係市町などの関係機関に、その状態に達したことを通知することといたしております。

なお、浸水による住宅地や道路への被害が懸念される場合などには、市町からの要請を受け、地元の建設業協会の協力の下に、職員が各土木事務所に格納している排水ポンプ車を現地に出動させまして、排水作業を行うこととしております。昨日も有田町での町道冠水時にポンプ車を出動させておりまして、本日委員おっしゃったように、武雄市の橘地区におきまして、ポンプ車を出動させて排水作業を行っているところでございます。

また、仮に災害が発生した場合には、事前に締結した建設業協会との「災害

における応急対策に関する協定」に基づきまして、堤防の状況などに応じて建設業者と協力いたしまして迅速に応急対応の措置を講じまして、被害の拡大を防ぐとともに、被害箇所の早期復旧に努めることとしております。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。私の地元のことばかり申し上げて申し訳ないんですけれども、西川登矢筈地区におきましては、令和元年の災害の爪痕が残っております。地滑り箇所、それから、武雄市は土砂災害区域が非常に多々ございますけれども、地滑りが発生しております。それで、探知機といいましょるか、モニターをつけていただいております。一回外していただいたんですけれども、また地滑りが起きているということで、別の箇所でありましたでしょうか、まだモニターが設置されているというお話を地元の方からも意見交換などでお聞きしているところでもございます。

今日も大変御不安な時間をお過ごしになっていらっしゃるのではないかと、高齢者が多い地区でもございますので、大変心配をしております。どうか県といたしましても、先ほども申し上げましたように、県民の皆様との命と暮らしを守っていただきますように、もちろん今までも十分行っていたいただいていると思いますけれども、これからもよろしくお願いを申し上げます。

私も、塩田川のほうで、地元の建設業協会の皆様、それから県の職員さん方と水防訓練を、ポンプ車の作動とか点検とかをしながら訓練していらっしゃることを拝見したことがございました。そういったことで、しっかりとそういった訓練の様子も、県民の皆様にお知らせしたほうがいいなというふうにも思っているところでもございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この問いの最後になりますが、雨季に向けた備えについてでございます。

梅雨の本格化、そして、台風の襲来が想定される時期を迎えております。出水期に向けた備えについてどのような取組を行っておられるのか、そして、こ

れから行っていかれるのかお尋ねをいたします。

○藤田河川砂防課長Ⅱ出水期の前には、県は雨季前点検といたしまして堤防のパトロールを行いますとともに、排水機場ですとか水門などの河川管理施設につきまして、土木事務所の職員や専門の業者による設備全体の試運転を行いまして、確実に稼働できるかを確認しているところでございます。また、円滑な水防活動が実施されるよう、関係団体と連携いたしまして、毎年、雨季前に水防訓練や備蓄資器材の確認なども行っております。

さらには、各土木事務所に配備している排水ポンプ車につきましては、日頃から職員と建設業協会の会員による訓練を行っているほか、毎年、雨季前には全五台の排水ポンプ車による合同訓練、通称「ファイトレ」を実施し、運用技術の向上も図っております。

さらにまた、毎年、雨季前に河川とダムの情報伝達に関する洪水対応演習を実施しているところでございまして、また、六月四日には知事や関係機関が参加した佐賀県災害対策図上訓練を実施いたしまして、災害対応能力の向上及び関係機関との連携能力の向上を図っているところでございます。

これから梅雨が本格化してきまして、台風が襲来する時期も迎えてまいります。今後も、関係機関と連携しながら、内水氾濫への対応も含めまして水防活動に取り組むとともに、災害が発生した場合には被害の拡大防止と早期復旧に向け、迅速かつ適切に対応するなど、県民の暮らしの安全・安心を守っていくこととしております。

以上であります。

○猪村委員Ⅱありがとうございました。昨日からの災害は、水害というか、冠水は県南西部に起こっておりますが、いつ何どき県全体を襲ってくるかもしれませんので、今後とも緊張感を持ちながら、皆さんと共に懸命に努力をしてみたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に入らせていただきます。

○古賀和浩委員長Ⅱ猪村委員、答弁があります。

○藤田河川砂防課長Ⅱすみません、訂正させていただきます。

先ほど知事と関係機関との図上訓練につきまして、六月四日と申しましたけれども、正確には六月九日でございます。申し訳ございませんでした。

○猪村委員Ⅱありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

アスリートの県内流入の取組等についてでございます。

現在、サッカーワールドカップが開催され、日本代表の活躍に国民一同が元氣や勇気をいただいていると思います。私の子供たちもサッカー少年、少女でしたので、心から大応援をしておりますし、そもそも私はスポーツ観戦が大好きでございます。

昨年、私も佐賀県相撲連盟の副会長に御推挙いただき、専ら週末は相撲の応援に駆けつけさせていただくことも多くなっております。また、今年九月は第二十回アジア競技大会、十月にはアジアパラ競技大会を愛知県名古屋で開催される予定となっております。私もぜひ応援に参りたいと思っております。

子供から大人まで男女を問わず、障害のあるなしにかかわらず、スポーツは人を、町を元気にする力があると実感しております。

さて、佐賀県はＳＳＰ構想の下、「ＳＡＧＡ２０２４」を跳躍点に、スポーツを生かした人づくり、地域づくりを進めてこられております。これだけスポーツに力を入れている県はほかにあるだろうかと思っている中、今議会においても、市町と連携して新たなアスリート寮の整備を進める予算が提案されるなど、「ＳＡＧＡ２０２４」の後も後戻りすることなく、スポーツ医科学の活用やマルチスポーツの推進など、とがった政策を一つ一つ進めていただきたい、そして、いただいていると思いますが、今後も進んでいくことを願っております。

す。と同時に、県内市町においても、スポーツの力を生かした取組がさらに進んでいってほしいとも願っております。また、そのようにして、アスリートがスポーツで食べていけるような、アスリートが活躍できる社会の実現に佐賀県もしっかりと尽力していただきたいと思います。

これまでの様々な人材育成の取組の結果、佐賀から世界に挑戦するアスリートが数多く輩出され、その中には、佐賀で育ち、佐賀で活躍するアスリートもいらつしゃれば、社会人になってから佐賀を拠点にして活動するアスリートもいらつしゃいます。一方で、県内出身者でも大学進学を機に県外に拠点を移すアスリートもいらつしゃいます。そうしたアスリートも、いずれは佐賀に帰ってきていただきたいと強く思うのです。そのためには、佐賀に帰ってきやすい、帰ってきたいと思ってもらえるような取組やサポート体制を整え、確実に情報提供していく必要があると考えます。

そこで、次の点について伺いいたします。

アスリートの動向の把握についてでございます。

佐賀県出身のアスリートに帰ってきていただく、また、他県出身のアスリートを呼び込むためには、県外にいらつしゃるアスリートの動向を把握しておく必要があるのではないかと考えますが、県外にいる優秀なアスリートの情報をどのように把握しているのかをお尋ねいたします。

○尾鷲アスリート育成支援チームリーダーⅡ佐賀の高校生アスリートが、大学進学を機に他県に出ているケースは多くあります。そういう選手たちに近い存在は、やはり指導に当たってきた学校や競技団体の指導者であり、指導者たちも佐賀で育った選手がいずれは戻ってきて、佐賀を拠点に選手、指導者として活動してくれることを願っています。

そのため、選手が県外に出た後も指導者は大会成績をチェックしたり、進学先の監督に話を聞いたり、また、時には選手本人から直接相談を受けたりもし

ながら、選手の動向をよく把握されています。

県としては、県内の指導者とふだんからよく話をしてのことから、その中で佐賀出身のアスリートの動向を聞き取り、把握に努めております。

次に、県外出身アスリートの動向の把握について申し上げます。

S S P構想の推進により、特に高校におきましては、柔道やレスリング、ラグビー、サッカーなどは他県から選手が流入しています。佐賀の指導体制の評判がよいことで、他県の優秀な選手がおのずと集まってきている状況です。

また、社会人アスリートでも、佐賀の練習環境がよいことから、県内に拠点を移すアスリートも増えております。もちろん、全ての競技がそうではないことから、県の担当者が全国大会の視察ですとか、大学・企業の監督を訪問したり、また、県内の指導者が持つネットワークを活用するなどして必要な情報を収集しています。

佐賀出身のアスリート、また、県外のアスリートのいずれにつきましても、県としては、学校や競技団体の指導者と連携をしながら動向の把握に努めております。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。私も帰ってきたい、帰ってこさせたい学生がいるんだけどというようなことを御相談いただいたりいたしましたので、この質問を起こさせていただいた次第でもございます。

アスリートの県内流入の取組について伺いをいたします。

高校生アスリートに対する取組についてでございます。

S S P構想の取組により、新たに佐賀県で学びたいと考える学生を増やすことは、人口減少社会において地域活性の一助になると考えますが、高校生アスリートの県内流入を後押しするための取組について伺いいたします。

○田久保S A G Aスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡ高校生アスリート

の県内流入を後押しする取組として、まず、SSPホープアスリートの認定制度がございます。全国大会で八位入賞程度の実力を持つ中高生アスリートをSSPホープアスリートとして認定し、支援金を給付することで、県外のアスリートが県内の高校に進学しやすくなるような取組を進めております。

また、県教育委員会では、県立高校の入試において競技実績に基づく募集枠を設けて、県外から進学しやすいようにしているところでございます。

その上で、本県には県立高校に寮がないことから、民間企業の社宅などを改修し、令和四年から佐賀市、鳥栖市、太良町の県内三カ所にあスリート寮を開設し、運営しているところでございます。

これらに加えて、令和八年度から佐賀市内に旧教職員宿舎を活用した女子生徒向けのアスリート寮の整備に着手するとともに、今議会では白石町と連携して、アスリート寮と合宿を整備するための予算を提案させていただいていくところでございます。

また、アスリート寮に入居できない場合や、指導者が生活面も含め、自ら世話をしたいという場合もございいますので、そういう場合は競技団体などが民間アパートを借り上げる経費に対して支援するなど、高校生アスリートの受け入れを支援しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。私も思っておりまして。アスリート寮、白石にできる女子寮が十名だったですかね。これに入れない方はどうなるんだろうと思っていましたけれども、しっかりそういうサポートがあるということに安心をいたしました。

次に、社会人アスリートに対する取組についてでございます。

先ほども申し上げましたが、つい先日、県内出身のメンターの大学生なんですけれども、大学四年生で、実習等々でこちらに帰ってきます。そして、

就職を考えているということを団体の方と一緒に話させていただきまして、私としてもぜひ佐賀県に帰ってきていただきたいし、活躍していただきたい。そして、活躍をどんどんしていただきたい、指導もしていただきたいというふうに思っております。

こういう選手が、先ほど一番最初の質問でもお尋ねをいたしました、そういうメンターでもあられて、認定を受けて、県の支援も受けている学生さんがまさに帰ってくるよというような情報がないんだろうかというふうに思ったんです。もちろん全国大会でも優勝もされ、そして、引く手あまたの学生さんたちであります。大学で行った先でも残ってくれと言われている、優秀といいたうか、そういう県内出身の学生の情報、そういったものがつないていないのかな、もったいないなというふうに思っております。

こういう大学生の社会人アスリートとして活躍したい方にとって、就職と練習環境の両立が大変大事だと思っております。アスリートにも生活がございすし、就職先は重要な要素でございます。本当に迷われている状況でもございました。社会人アスリートの就職支援に関する取組についてお伺いをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡ県では、社会人アスリートの就職支援として、アスリート、指導者の採用を希望する企業と、県内での就職を希望するアスリートを県自らマッチングする「SSPアスリートジョブサポ」に取り組んでおります。

企業とアスリート双方から希望する労働条件や練習への支援内容、給料や勤務時間、試合や合宿などで遠征に行く場合の取り扱いなどについて丁寧に聞き取りを行った上で、アスリートにとって望ましい環境での就職をサポートしているところでございます。

このジョブサポ制度には、県内百三十一社の企業がエントリーいただいております。

りまして、これまでの実績として、スタートした令和元年から令和八年六月までに、二十五社、百三十二件の就職に結びついております。

以上、お答えいたします。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。アスリートジョブサポの制度、こういったものが届いていれば、何らかの問い合わせといましようか、そういったものがあつたかもしれません。それが届いていないというのも少しあるのではないかなというふうに思った次第でもございます。

SSP構想の情報提供について、次にお尋ねをいたしますが、県外にいらっしゃるアスリートに佐賀県内に戻ってきたい、佐賀県で活躍したいと思つてもらうためには、アスリートに対して、団体にもそうです、市町にもそうですけれども、SSP構想の取組をしっかりと伝えて、アスリートの周りの方たち、家族や地域の方々にも情報提供していく必要があると私は考えますが、SSP構想の情報提供をどのように行つていращやるのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡ県外にいらっしゃるアスリートが佐賀県に戻ってきたいと考える際に御相談されるのは、保護者のほか、県内にいる自身の指導者である場合が多くございます。また、一般の就職と異なり、練習や指導と仕事との両立になることから、アスリートの進路選択に大きく関わりを持つ県内の指導者に対し、県が行う就職支援について情報提供を行っております。既にこうした情報を基に、自らのネットワークも生かしながら、県外から多くの選手や指導者の確保を進めていращやる競技団体もでございます。

また、県が直接、県外のアスリートや団体に情報提供する取組といたしまして、東京都内で関東の大学や中央競技団体を対象としたフォーラムですとか、関東の大学に進学した佐賀県出身のアスリートを対象とした交流会を開催しました。交流会には、大学生アスリートのほか、高校時代の指導者も参加してい

ただき、同窓会的な和やかな雰囲気の中で就職支援の取組を紹介したところでございます。参加した学生からの評判はよく、このような機会をまたつくってほしいですとか、もっと友人を誘って参加したいなどの声をいただきました。

アスリートの就職に関しましては、当然、保護者やその御家族、周りの方々にとつても大切なことでございますので、県民だよりや新聞、SNSなどを活用して、SSP構想の取組、SSPが行うアスリートに寄り添った支援について周知をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。関東や関西、いろんなところの大学に行かれていて、それから、就職して出られて活躍していращやる。私も一人は関東の大学、お一人は山陰の大学、公立大学に通われて、全国制覇もなされている女性アスリートでもございます。もつたいないなど、やる気、勇気、元気を私もいただけるような、御飯をがあとと食べて、もう本当に元気な方です。帰つてきていただいて御指導いただいたり、無理も言えないところでもございますが、せっかくでしたら、情報を届けて帰つていただけるような道筋があればいいなど。

それから、よく思うのが、これだけSSP構想、県民の皆様も佐賀県はスポーツに力を入れているよねということは何となく御存じかもしれないけれども、私もよくお話する方で、お孫さんの部活動を今熱心に応援しに行っているおばあちゃまがいращやるんですけれども、例えば、スポーツで大学に行ってもらいたいとか行きたいとか、お孫さんが言っている場合とか、そういうチラシとかポスター、市役所なりスパー、どこでもいい、体育館でもですね。スポーツ施設でもあれば、こういう制度があるんだとか、こういうことを佐賀県がやっているんだとか、そういったことが分かつと思うんですね。私も体育館に向きますと、そういうものはあまり見たことがないような気がいたしま

すので、ぜひともがった政策をやって予算をつけて、そして、人材育成にもしっかりと予算を充てていただいております。頑張っていたきたいというふうに思っておりますし、活躍していただく方々に、佐賀県でより一層羽ばたいていただきたいというふうに思っているところでもございます。

この問いの最後になりますが、市町との連携についてでございます。

県が率先してSSP構想を推進している一方で、私の地元である武雄や競技団体との意見交換の中では、よく意見交換で出てくるんですけれども、市町の体育館や多目的グラウンド、相撲場などの整備について、市町も予算配分には限りがあるとは理解できるのですが、練習環境の整備が遅れているところがあるとお聞きすることが多々あります。私も、そのようなことを目にするのもございます。

SSP構想が目指すスポーツを生かした地域づくりを進めるためには、市町や競技団体との情報提供や、情報の共有などといった連携も大変重要だと思うのですが、今後、市町や競技団体と連携して、どのようにSSP構想を推進していくのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進チームリーダーⅡ市町の予算編成におきまして、どのように予算配分が行われるかどうかは市町の判断になるかと思っております。SSP構想が進めるスポーツの力を生かした人づくり、地域づくりは、市町それぞれの教育や経済、観光などの施策と相まって、新たな事業展開や特色ある地域づくりにつながると考えております。

例えば、今議会に白石町における合宿所とアスリート寮の整備を支援する予算を提案しておりますけれども、これは白石町において、民間事業者と連携し、体操競技を軸にしたまちづくりに取り組まれるものございまして、これを県も後押しするものでございます。ほかに、武雄市におきましては、スポーツと健康を組み合わせたまちづくりを目指し、地元の医療機関や大学、企業、プ

ロススポーツチームなどと連携して、住民の方々にスポーツを習慣化して健康になつていただくための取組がなされているところでございます。この取組には県も企画の段階から関与いたしましたして、適宜助言等を行っているところでございます。

県といたしましては、こうした市町の意欲や取組方針に応じて必要な助言を行い、市町の自発的な取組を促していきたいと考えております。

SSP構想をより推進し、佐賀から世界標準のスポーツ文化をつくっていく上で、それぞれの地域でスポーツが様々な形で根づくことは重要であり、引き続き市町の取組を後押ししてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。確かに市町の取組でございますので、しかしながら、なかなか状況が進まない。例えば、こういう予算があるよ、こういう国の予算があるよとか、例えば、ふるさと納税なんかでもこういう使い方がありますよとか、そういう具体的な情報をお伝えしていただいて、例えば、武雄のことばかり申し上げて申し訳ないんですけども、雨漏りの修理をしている体育館があるんですけども、しばらくするとまた漏つてくると、いちごっこみたいなので、なかなか地元の皆様もやきもきするところもございまして、ぜひとも協力して情報を流していただければというふうに思っております。

武雄市もさわかスポーツクラブなど力を入れていただいて、健康とスポーツと両輪で考えていただいているところは本当に私も感謝をしているところもでございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

全国都市緑化フェア・山の博覧会についてでございます。この後、定松先生も緑化フェアについては質問されますけれども、私のほうから少しばかり質問

をさせていただきたいというふうに思っております。

全国都市緑化フェアと「山の博覧会」については、これまで県議会でも議論が行われてきておりますし、私も昨年の六月議会、それから、さきの二月議会と一般質問で質問させていただき、「山の会議」についても、委員会質問で一昨年質問をさせていただいた次第でもございます。

いよいよ本年四月、山博・緑化フェア事務局が発足いたしましたして、これから準備が加速していくと、大変わくわくしているところでもございます。

一方で、緑化フェアと「山の博覧会」は、具体的な内容がこれから決められていくということもありまして、私自身、開催のイメージをまだまだ膨らませたり、持つことができないでおります。

そういったところで、いよいよこのロゴも決まりました、「全国都市緑化フェア from SAGA」のイメージデザインが左上にわくわくございまして、「山の博覧会」が左の上のところに「SAGA JAM」としてイメージデザインが明記されたところでもございます。（モニターを示す）

それぞれのプロジェクトについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

緑化フェアの会場計画についてでございますが、メイン会場のまずコンセプトについてお尋ねをさせていただきます。

御覧のとおり、メイン会場である佐賀城公園、森林公園、吉野ヶ里歴史公園、この三カ所でございますが、コンセプトはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ本県の「緑化フェア（SAGA GREEN JAM2028）」でございますけれども、昨年七月に策定した基本構想におきまして、佐賀の過去、現在、未来を緑でつなぐというフェアの方向性を定め、今年三月に策定しました基本計画におきまして、吉野ヶ里歴史公園を過去、森林公園を現

在、佐賀城公園を未来と位置づけ、それぞれのフィールドで異なる魅力を体験できる構成としていくところでございます。

具体的なコンセプトといたしましては、吉野ヶ里公園は、「本物の歴史と緑を体感するフィールド」、森林公園は、「県民の多様な活動を発展させるフィールド」、佐賀城公園は、「まちと緑の新たなたちを創出するフィールド」としてコンセプトを設定しているところでございます。

以上です。

○猪村委員Ⅱなるほどですね。佐賀の過去、現在、未来を緑でつなぐ、大変すばらしい文言だというふうに思いますが、佐賀城公園をいかに未来とつなげていくのかというのが、ちょっと私もイメージ的に捉えることがなかなか難しいなというふうに思っているところでもございますが、しかしながら、我が佐賀藩は明治維新以来、もう日本の先陣を切って改革を押し進めたところでもございますので、そういったところでの未来というふうに想像していいものかどうかは勝手な私の想像でもございますが、過去、現在、未来を緑でつなぐということでございます。大変楽しみにしております。

それでは、メイン会場の会場計画についてでございますが、吉野ヶ里歴史公園、それから森林公園、佐賀城公園の会場計画はどうなっているのか、次にお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ三つのメイン会場につきましては、ウェルカムスポット、それから、シンボル花壇をそれぞれに設けますとともに、それぞれの公園の特徴を生かした会場にしていきたいと考えております。

吉野ヶ里歴史公園では、本物の歴史的な価値と広大な空間を生かし、歴史と自然の融合による体験型のプログラムの展開。それから、これまでの緑化フェアになかった夕方から夜にかけてのイベントなども企画したいと考えております。

森林公園では、自然体験や環境学習、芝生広場を活用した佐賀らしいバルーン係留のアクティビティプログラムなどを企画し、現在の暮らしと自然が体感できる場を創出していきたいと考えております。

佐賀城公園では、佐賀県が考える未来の循環の姿―森・川・海のつながりをイメージした展示や、自然との共生、花と緑をテーマとした企画展示などに取り組みまして、町と緑の新しい形を創出していきたいと考えております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ企画監、一つお尋ねいたしますが、佐賀城公園の歴史館ですかね、中の本丸歴史館、ここは全く使わないということ、中で何か展示をしたり、イベントに使うということはないということでしょうか。

○松尾政策企画監Ⅱ佐賀城公園の会場計画、今考えておりますのは、主に花修景をしていくところのメインとなるのは、博物館前の広場ですとか、佐賀城本丸歴史館北側エリア、そういったところが花修景をしていくというふうに考えておりまして、本丸歴史館の中まで花修景をやっていくということまでは今考えていないところでございます。今後、話の中でそういった話も出てくれば少し議論はしますが、基本的にはそこは考えていないという状況でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。私もイメージとして本丸歴史館をどのようにに緑化フェアにつなげていかれるのかなというふうな疑問も持っておりますので、何となく理解できました。ありがとうございます。

それでは、次です。全国都市緑化祭の開催場所についてでございますが、皇室の御臨席を仰ぐ式典も計画されていると思います。全国都市緑化祭はどこで行うおつもりなのかをお尋ねいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ全国都市緑化祭、例年、皇室の御臨席を賜る緑化フェアの中心的行事として位置づけをされております。佐賀県、国土交通省、公益財団法人都市緑化機構の三者が主催となつて開催するものでございます。

開催場所につきましては、会場計画なども踏まえて決めていくことになると考えておりまして、具体的にはこれからの検討になっていくと、そういう状況でございます。

以上です。

○猪村委員Ⅱ皇室の御臨席を仰ぐ式典でございますので、厳かにも華やかさも必要かなというふうにも思うところでもございます。これからしっかりと計画をなされていくというふうに御期待を申し上げておきます。

それでは、緑化フェアに向けた公園整備についてお尋ねをいたします。

緑化フェアのための公園整備は行わない、ハード整備は行わないという認識でよろしいでしょうか。

○松尾政策企画監Ⅱ都市緑化フェア「SAGA GREEN JAM」では、県の三つの都市公園をメイン会場としておりまして、既存の公園を活用して実施する計画としております。

なお、佐賀城公園につきましては、佐賀城本丸北側エリアを再構築、再構成するということも計画されております、「SAGA GREEN JAM」の会場としても活用することとしております。

一方で、「SAGA GREEN JAM」の会場づくりでは、来場者にとって魅力的な空間となるよう、必要な花壇や仮設の建造物の設置などは行っていく予定でございます。「SAGA GREEN JAM」終了後でも、その公園の利便性が向上し、利用者の満足度向上につながるものは撤去せず、残すものもあると思っております。

以上です。

○猪村委員Ⅱなるほどですね。今から新しく何かを造っていく、例えば、パビリオンとか、何とかガーデンとか、そういったものは造らないと。そういったものは造つていけないということでございます。あるものを生かしていくとい

うことでございます。そういう認識でよろしいでしょうか。

○松尾政策企画監Ⅱ先ほど会場計画でもお答えしましたとおり、三つのメイン会場につきましては、仮設にはなりますが、ウェルカムスポット、それからシンボル花壇は造っていくということでございます。恒久的に残すかどうかはあれですが、今回の緑化フェアでシンボル花壇等は造っていくと、そういう状況でございます。

○猪村委員Ⅱそうですね。業界の造園業協会の皆様も、腕を振るって、毎年、園庭の出展をされているというところでもございます。我が県においての大きな大会のガーデンは、また県の業界さんもしっかりと取り組んでいかれるというふうに思っておりますので、お考えをいただければというふうに思います。

次でございます。緑化フェアに向けた機運醸成についてでございます。

緑化フェアに向けて県民の期待感を高めるため、今後どのように機運を高めていかれるおつもりなのかお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ県内でも、令和十年三月から佐賀で「SAGA GREEN JAM」が開催されるという認知度はまだまだ低いと認識をしております。先ほど委員からも御紹介いただきましたとおり、五月末に「SAGA GREEN JAM」のロゴマークを作成いたしました。現在、認知度向上を図るための基本となるホームページの制作やポスター、それからのぼり旗などのデザインを行っております。急いで広報ツールの作成をしているところでございます。

今年八月には、県内の各分野、造園・緑化、花卉・園芸、それから観光、交通、市町など、それぞれの代表から成る実行委員会を立ち上げることにしております。そこを起点に、県民の認知度を徐々に上げて機運を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ実行委員会が立ち上がるということですね。なるほど、ありがとうございます。

これからではございますが、モニターにも記しております令和十年三月開催でございますので、来年はしっかりと形が見えてくるような事業になるのではないかなというふうに思っているところでもございます。

それでは、松尾企画監も先ほど少しおっしゃいましたけれども、県内の交通移動対策についてでございます。

来場者にとって、私は分かりやすい交通案内が必要だというふうに強く思っております。移動手段の確保が大変重要で、とにかく、後ほど「山の博覧会」もお尋ねをいたしますが、三月から秋、長い期間訪れていただく、何回も訪れていただきたい。そして、一分でも長く滞在していただきたい。それにはやはり交通手段、案内がしっかりとしたものが必要で、それから御案内、周知が必要だというふうに思っております。

県内外からたくさんの方がおいでになることを期待しながらの質問でございます。交通移動対策はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ県外からの来場者を含め、多くの方々に分かりやすい移動手段を案内することは非常に大事な視点だというふうに認識をしております。

三月末に策定した基本計画では、「公共交通機関を最大限活用し、来場者が県内各会場へ円滑に移動できる交通計画を策定する」ということになっております。

このため、公共交通機関などと連携を図りまして、移動手段の検討や交通案内の計画などを進めていきたいと考えております。このほか、レンタサイクルやレンタカーの活用なども案内できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱこれを機に、半年以上になりますか、長い期間、佐賀県において

いただくためには、そして、県民の皆様に変更して県内を回遊していただく、そういうしたことにもなろうかというふうに思っておりますので、この公共交通機関の御案内、また、この後、交通施策についても質問いたしますが、各課連携して、ぜひ構築していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

それでは、パートナー会場についてお尋ねをいたします。

来場者には、県内各地域のパートナー会場や「山の博覧会」にも足を運んでいただき、県内全域で盛り上がってほしいと思っております。

応募状況についてお尋ねをいたします。

パートナー会場の応募状況はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱパートナー会場につきましては、県内市町を中心に手挙げ方式で募集を行っております。現時点で十五市町、三十三会場の応募があつているという状況でございます。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。少し前までは十三市町だったと思います。が、十五市町に増えて三十三会場ということで、盛り上がってきているのではないかなというふうに思っております。

実施内容についてお尋ねをいたします。

パートナー会場ではどのようなことが行われるのかお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ各パートナー会場では、現時点でほとんどの市町で具体的な企画はこれからというふうに聞いておりますけれども、地域の公園や歴史的資源、観光資源などを活用しまして、それぞれの地域の特色を生かした花や緑の展示、それからワークショップ、地域イベントなどが展開されていくということを期待しているところでございます。

以上です。

○猪村委員Ⅱメイン会場もそうですけれども、やはり親子でぜひ御来場いただきたいというふうに思うところでもございます。様々な市町の取組が楽しみでございます。

それでは、パートナー会場への支援についてお尋ねをいたします。

県は、パートナー会場に対してどのような支援を行うおつもりなのかお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ「SAGA GREEN JAM」は、自発の地域づくりの活動指針の下、実施することとしております。パートナー会場は、フェアの理念に賛同いただいた市町から手挙げ方式で応募をいただいております。

パートナー会場は、各市町それぞれで企画いただき、フェア開催後も持続可能な活動として地域を盛り上げたいと考えております。このため、パートナー会場の整備、運営は会場の設置団体で実施していただくということ、それから、緑化フェアのために施設整備や運営費の補助や支援は行わないということで説明を行っております。

一方で、「SAGA GREEN JAM」では、全国から集客が見込まれますので、県内各地への周遊や盛り上がりにつなげてもらいたいと考えております。また、この機会に県民の方にも巡っていただきたいと、そうように考えております。

そのため県からは、「SAGA GREEN JAM」の会場として広報を行いまして、共通のデザインによるのぼり旗やチラシ、ポスターなども提供いたします。スタンプラリーなんかも企画すること、で、「SAGA GREEN JAM」との一体感をつくり上げていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ私も提案させていただこうかなというふうに思っております。

が、スタンプリーは非常に有効ではないかなというふうに思っております。特に子供さんたち、親子で巡っていただく、そして、何かよかったらプレゼント、佐賀のりでも何でもいいかな、佐賀のものをちょっとプレゼントするとか、そういったものもぜひ考えていただければというふうに思っております。私もぜひ参加したいというふうに思っております。

「SAGA GREEN JAM2028」のほうの最後の質問になります
が、緑化フェアのレガシーについてでございます。

緑化フェアを一過性のイベントとして終わらせるのではなくて、未来に何を残していくのが私は重要だと思っております。緑化フェアのレガシーをどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○松尾政策企画監Ⅱ「SAGA GREEN JAM」の開催目的とレガシーは、「自然との共生について考え、行動するきっかけとし、『自発の地域づくり』につなげる」としておるところでございます。

「SAGA GREEN JAM」を起点に、改めて県民の皆さんが森、川、海のつながり、それから、山への感謝といった価値を再認識し、それぞれの地域が主体的に行動する動きが県内各地に広がっていくことが大事だと考えております。こうした動きにつながっていくよう、しっかりと開催の準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ「山の博覧会」もそうだと思いますが、もちろん施設を十分に整えるということは大事だろうというふうに思います。しかしながら、我が佐賀県の緑と青の息吹として行われるこの「SAGA GREEN JAM」、それから「SAGA JAM」は、心のレガシーというものをしっかりと残していく大会にしていきたいというふうに私は思っております。「山の博覧会」とともに県民の皆様、そして全国の皆様、また、世界からもお越しになるかもし

れません。そういった方々に残るもの、心に残るものをぜひ提供していただきたいというふうに思っております。

では、「山の博覧会」についてお尋ねをいたします。

「山の博覧会」の取組イメージについて、令和十年春から半年間開催されることになっておりますが、長期間でございます。どのように展開していくのかお尋ねをいたします。

○江島政策企画監Ⅱ「山の博覧会（SAGA JAM2028）」は、大きなパビリオンを建設する一般的な博覧会とは違いまして、県内全域の山、川、海などをフィールドとして各地域で取組まれている大小様々な自発の地域づくりの一つ一つをこの博覧会のパビリオンと見立てて開催するイメージでございます。

受付開始はもう少し先になりますが、この一つ一つの自発の取組に手挙げ方式でエントリーしていただきます。その候補となりそうな事例としまして、例えば、武雄市では、棚田保全のためオーナー制度を導入して、収穫時にはオーナーたちと収穫を祝う音楽祭を開催する取組、そのほか、小城市をはじめとした天山エリアでは、山の植物観察を楽しみながら登山道の整備も行っている取組などがございます。このように、春から秋まで県内いろんな場所で行われている大小様々な取組が集まったものが「山の博覧会」でございます。

「SAGA JAM」の開催をきっかけに、新たな自発の取組につながるよう、伴走支援や掘り起こしに取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱモニターの「山の博覧会」のところにも、「山の営みや森・川・海を大事に思う人々による自発的な活動（自発の地域づくり）が多数」と書いてあります。（モニターを示す）まさに先ほど政策企画監がおっしゃいました、一つ一つの団体の取組がパビリオンであるというふうに、私も何かすとんと腹に

落ちるような言葉をいただきました。ぜひともこの長期間、ゆっくりのんびり佐賀県で過ごしていただきたいというふうに思うところでもございます。

次に、「山の博覧会」に向けた機運醸成についてでございます。

多くの方々に参加してもらうために、どのように機運醸成を行っていかれるおつもりかお尋ねをいたします。

○江島政策企画監Ⅱまず、多くの方々に「山の博覧会（SAGA JAM）」を知り、参加いただくことが大事と考えております。「SAGA JAM」の活動指針である全ての源流である山への感謝を共有する「森川海人^{もりかわかいと}プロジェクト」に参加している企業や、市町、学校、CSOなどを職員が直接訪問し、草の根活動を通じた認知度向上と新たな取組の掘り起こしを行っているところでございます。

また、今年九月には地域づくりを積極的に行い、発信力がある方々を中心とした実行委員会の設立を予定しています。「SAGA JAM」の開催に向けてどう盛り上げていくか、皆さんの声を聞きながら進めていきたいと考えています。

実行委員会の設立と合わせて、多くの方に「SAGA JAM」を知っていただく入り口となるホームページも制作しているところです。広報につきましても、現在、実施計画を策定中で、「SAGA GREEN JAM」との連携もしっかりと考えてまいります。そのほか、開催までの準備段階におきましても、プレイベントやワークショップなどを行い、メディア等への露出を高めながら機運醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

しっかりとこの機運醸成、そして情報発信ですね、分かりやすく、そして幼稚園、保育園、ちっちゃい子供たちから高齢者の皆様、施設とか、いろんなと

ころに目につくように広報、PRをしていただきたいというふうに思っております。そして、学んだり、楽しんだり、愉快なゆっくりした時間を過ごしていただきたいというふうに心から願っております。

「山の博覧会」のレガシーについてでございますが、先ほども「SAGA GREEN JAM」のほうでもお尋ねをいたしましたけれども、「山の博覧会」のレガシーについてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○江島政策企画監Ⅱ先ほど緑化フェア担当政策企画監からの答弁の繰り返しになりますが、目指すレガシーは「SAGA GREEN JAM」と同じく、自発の場を広げ、森、川、海のつながり、源流である山への感謝を県民が再認識し、未来へつないでいくことを考えています。佐賀ならではの自発的な取組に人が集まり、つながること、そのつながりを原動力に新しい価値が生まれ、地域がより輝いていく。「SAGA JAM」がそのための跳躍点となるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。本当にそうだなというふうに思う、お二人の御答弁でございました。

私もウェルビーイングの視点、そういったもので新たな豊かさを県民の皆様にも体感していただきたいし、あり余る山、田んぼ、いろんなものに改めて感謝をしたり、意識の共有を図って、豊かな心を皆さんと共に改めて発見していきたいというふうに思うところでございます。

それでは、この問いの最後になります。全国都市緑化フェア・山の博覧会への意気込みについてでございます。

令和十年春からの開催に向けて、しっかりと準備を進め、二つのプロジェクトを成功させていきたいというふうに思っております。これはやはり観光、教育、環境、移住・定住、農林水産、様々な分野の啓発、そして行動変容、

意識変容、そういったものを促せるような大会ではないかなというふうに私は感じているところがございます。こういったところで、局長の意気込みをお伺いさせていただきます。

○江島山博・緑化フェア事務局長Ⅱ二つのJAMにつきまして、それぞれ担当企画監よりレガシーも含め、答弁申し上げたところでございます。今、急ピッチで内容を詰めているところでございます。

緑化フェアにつきましては、私も二年前、川崎市で開催された緑化フェア、当時、さがデザイン総括監として視察をしてまいりました。川崎市では三会場を視察させていただき、それぞれの特色を生かした展示や取組がなされているということで大変参考になりました。今年の京都丹波、それから来年の横浜で開催されます国際園芸博覧会についてもしっかりと視察をして、何かを取り入れるために参考になるものを探しに行くというよりは、佐賀県の緑化フェアが佐賀らしい緑化フェアとしてこういった取組ができるのかということを探していく視察にしたいというふうに思っております。

あわせまして、全国から大変多くのお客様をお迎えするに当たりまして、先ほど答弁にもございましたとおり、緑化フェア実行委員会を八月の末に立ち上げることにしております。その実行委員会には、先ほど委員からもお話がありましたとおり、教育、観光、交通、様々な団体のほうから参加いただきまして、オール佐賀県で実行委員会をつくりたいというふうに思っております。

またあわせまして、市町のパートナー会場、広く県内を周遊していただきたいという思いから、我々庁内でも観光部局ともしっかり連携を考えていきたいというふうに思っております。

一方、山博「SAGA JAM2028」につきましては、県民の方々——隣県からお客様をお迎えするわけですが、特に県民の方々の子供たちに自発の地域づくりをやっていらっしゃる地域、それから人、こういったところ

が佐賀にもあるんだな、こういう方々が佐賀にもいらっしゃるんだなということを知ってもらうための博覧会というふうにしたいと思っております。実際にその地域を愛する方々の、いろんなトライ・アンド・エラーをやりながら取り組まれている取組を知ること、そこに足を運ぶこと、できればその場に入っていたきたいというふうに考えております。そういった点と点が線になって、それが面につながるということが、佐賀県の持つ本物の価値に、特に子供たちが触れて、佐賀の価値を再認識することで地元愛、それから、誇りの醸成にこれをつなげていくことができればというふうに考えております。

いずれにしても、御指摘のとおり、二年後とはいえ、始まりは来年度三月になります。なので、来年度の当初予算にもいろんなものをお願いしていくことになるかと思えます。そのときには全体の概要も御説明しながら、しっかりと予算のほうもお願いしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、それぞれの二つのJAMのレガシーをしっかりと残していくべく、準備もしっかりと力強く進めてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○猪村委員Ⅱ局長ありがとうございます。

今、ふと思ったんですけど、まさに夏も開催されるわけで、こういう災害とかのこともございます。しっかりと県土整備部とも話をしていただいて、安全に、いつの時期に来られても回遊を楽しんでいただけるような佐賀県の大会にしたいいただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

では、次に入らせていただきます。やっと半分終わりました。ありがとうございます。折り返して頑張ります。それでは、よろしくお願い申し上げます。

佐賀県の地域交通の将来像についてお尋ねをさせていただきます。

佐賀県の地域交通の将来像は、令和四年三月に策定された佐賀県地域公共交通計画に「県民及び来訪者の移動を適材適所の移動手段で確保し、交流の拡大

や賑わいの創出、地域の活性化、個人の健康や幸福感の増進に寄与する、持続可能な地域交通ネットワークの形成」と示されております。

県は、この計画に基づき、地域交通を持続可能なものにするため、利便性の向上や利用を促進する取組など、様々な施策に取り組んでこられたものと認識をしております。一方で、ここ数年の間に人口減少や高齢化の進展、さらには運転士不足、物価の高騰による運行コストの増加といった問題が深刻さを増す中、将来にわたって持続可能な交通体系をどのように構築していくのが懸念されます。

以前、視察をさせていただきました宇都宮市や富山市では、ライトレールの導入により、沿線人口が増加したり、中心市街地への人口回帰が見られたりと、まちづくりと一体となった交通施策が大きな成果を上げておられます。宇都宮市の場合、想定を上回るペースで利用者が伸び、ダイヤの拡充が行われるなど、日常の移動手段として定着している状況を確認させていただきました。また、宇都宮駅からスムーズに乗り換えができる——富山駅もそうですけれども、乗り換えができる動線が整備されており、ライトレールを核とした魅力あるまちづくりが進められていると非常に感銘を受けた次第でございます。

また、バスの自動運転については、佐賀市で実証が行われており、私も地域の方と同乗いたしました。佐賀駅—アリーナ、アリーナ—佐賀駅と体感もいたしました。本格的な運用には、技術面、コスト面でも課題があると認識はしておりますが、しかしながら、昨今の人工知能の進展は日進月歩であり——日進月歩というか、もう本当に半月ぐらいで進んでいるというふうに聞いたこともございます。更新が、アップデートが進んでいるというふうに聞いたこともございます。自動運転が日常的に利用される未来は、そう遠くないのではないかと私は考えております。運転士不足が深刻化する中にあるのは、自動運転技術は、省人化や効率化の手段として期待されるところでもございますし、県内で

も積極的な導入が望まれるところでもございます。

こうした事例を踏まえ、佐賀県における地域交通の将来像を描いてみました。それは佐賀駅に新幹線を通し、そこを起点にライトレールや自動運転バスといった新たな移動手段で空港やSAGAアリーナ方面をつなぐというものでございます。佐賀駅と佐賀空港のアクセスが改善され、人流も活発になるなど、多くの効果が期待されるのではないかとというふうに私は思っております。

大変大きくございますが、後ろ失礼いたします。本会議場で一度、二年前の六月議会で作成させていただいたものですが、（パネルを示す）これが宇都宮のライトレールでございます。モニターではなくて、このパネルも高額で作らせていただいておりますので、使用させていただきました。

このようなものが、皆様想像してください。佐賀駅から、スピードが四十キロでございます。四十キロしか出ませんが、十九カ所の停留所といいますが、停留所は一〇〇％バリアフリーになっております。十四・九キロでしたでしょうか。そこを静かに、そして、CO₂も削減されておりますし、静かな乗り物でございます。

ライトレールのことはつかり申し上げて非常にあれなんですけれども、宇都宮の人口が平成二十二年からでしたっけ、令和六年まで人口が、宇都宮は八千二百人減少しているところに、ライトレール沿線が五千数百人伸びております。沿線上是四割程度人口が増えているというところもございます。それから、工業団地などもございますけれども、民間も合わせて一千百億円の民間投資が導入されているというような地域でもございます。大変有効ではなからうかというふうに思い、提示させていただきました。

それではこうした未来の実現に向けて、次の点についてお伺いをいたします。現状認識とこれまでの取組についてでございます。

現状認識については、先ほど県の地域交通の将来像を述べさせていただきました

したけれども、現状をどう認識しておられるのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長Ⅱ佐賀県内のバスや鉄道の利用者につきましては、人口減少や自家用車の普及などにより、ピーク時から減少を続けております。さらにコロナ禍で大幅に減少し、その後、回復してきつつあるものの、多くの路線は依然としてコロナ前までの水準には回復できていない状況でございます。特に、路線バスにおきましては、ここ数年で運転士不足による減便や再編、廃止もあっております。

こうした状況を鑑みますと、路線バスだけではなく、鉄道やコミュニティバス、デマンド型交通といった地域交通システム全体をいかに持続可能なものにしていくかが一番の課題であると認識しております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ課題は共有していると確信いたしました。

次に、これまでの取組についてお尋ねをいたします。

現状の課題に対し、県はどのように取り組んでこられたのかお尋ねいたします。

○今田地域交通システム室長Ⅱ先ほど申し上げました利用者の減少、路線の減便、廃止といった地域交通が抱える課題に対しましては、事業者や市町、国と連携しまして、地域の実情や利用者の移動ニーズも踏まえながら、利用の促進、運転士の確保、利便性の確保を前提としました運行の効率化を柱に様々な取組を行っております。

具体的には、一つ目の利用の促進につきましては、バスの運賃無料DAYの実施、お得なクーポン付きのデジタル切符の造成、先を見据えた取組にはなりますが、子供がバスを利用するきっかけとなるようなイベントの開催、こうしたものに取り組んでおりまして、利用者の増加につながった路線もあると認識しております。

二つ目の運転士の確保につきましては、事業者が実施しますバス運転士専門の就職イベント、「どらなびEXPO」へのブース出展、カスハラ対策のためのセミナー開催、働きやすい環境づくりに向けた電気自動車の導入など、運転士の確保や雇用継続を目的とする取組に対して支援を行っております。こうした支援を通じて、採用につながった事例も出てきていると認識しております。

三つ目の運行の効率化につきましては、タクシーの運行を効率化するための配車システムやキャッシュレス機器の購入などに対し補助を行うことで、事業者の経営改善に寄与するよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ様々な取組をさせていただいております。後ほどまた議論させていただきます。

新たな技術や仕組みに対する県の認識についてでございます。

ライトレールや自動運転といった新技術や複数の移動手段を組み合わせ、経路検索から予約、決済まで切れ目なく行うサービスであるMaasといった取組を積極的に調査研究し、佐賀県でも活用していただきたいと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、ライトレールについてでございます。

例えば、宇都宮市や富山市で導入されている、先ほど申し上げましたライトレールについて、県の認識をお尋ねいたします。

○今田地域交通システム室長Ⅱライトレールは、様々な移動手段の一つであります。先ほど委員からパネルで御紹介がありましたように、低床式の車両によりまして乗り降りしやすいほか、専用の軌道を走行することによる定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有していると認識しております。

私自身も一年ほど前に、宇都宮市や富山市のライトレールに乗ってまいりました。宇都宮市では、学生や主婦、高齢者、ビジネスマンなど、様々な方が利

用されておりまして。夕方は満員になるなど、地域の移動手段として定着していることを肌で感じました。

宇都宮市にライトレールが導入されました経緯を見ますと、もともと工業都市として発展してきた中で、工業団地へのマイカー通勤による道路混雑の深刻化、そして、郊外に大型店舗が立地することで、中心部の空洞化が課題になっておりました。こうした中、宇都宮市がネットワーク型コンパクトシティという新たなビジョンを示したことも契機となりまして、この課題解決と、町の将来像を実現する最適な移動手段としてライトレールが導入されたものと認識しております。

このような事例を見ますと、ライトレールをはじめとする新たな地域交通は、市町が主体となって、地域の課題をどのように捉え、地域をどうしていきたいのかといったビジョンを基に、課題の解決やビジョンの実現にはどのような移動手段が最適か、検討を重ねられて位置づけられるものと考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。私も驚いたのですが、最初は、ホンダの大きな工場がございまして、バスで宇都宮駅から工場まで何十台とおっしゃいましたっけ、ピストン輸送をして送る、その改善にもつながったということ、朝六時台が発送ですけども、来年から五時台をつくりたいというふうにおっしゃっていましたが、何と今はもう午前四時台から夜中の十二時まで稼働しているというようなことでございました。初乗りが百五十円で、四百円までということ、四十キロ走行でCO₂排出ゼロ、そして、一〇〇％バリアフリーということでございます。

本場にこういったものが、まずもって調査研究をしていたいて、導入効果、それから、佐賀県の場合でどのように実現できていくのか、そういった調査研究をぜひまず図っていただきたいというふうに思いますが、地域交通システム

室長いかがでしょうか。

○今田地域交通システム室長Ⅱライトレールにつきましては、事例が今、宇都宮市と富山市というのが国のほうも位置づけているんですけども、やはり、例えば導入コストであるとか、宇都宮市では七百億円近くかかっている。もちろん、国からの支援とか交付税とかもあるとは思いますが、そういったコストがかかる。また、維持につきましても、宇都宮市は上下分離方式でやっておりますので、下の軌道のところは沿線市町が長期的に負担しなければならぬ。いろんな負担についても、じゃ、誰がどのように負担していくかということ。いろんな負担しなければならぬし、プラスどのような効果があるのか、何よりもまず、どのような交通の課題を抱えておられて、どのようなビジョンをつくっていくのかというのがまず第一義にあると思いますので、そういった市町さんともいろいろ議論を交わしながら、市町の交通会議にも県のほうは参加しておりますので、そういったところの課題も含めながら、また交通の在り方については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ室長ありがとうございます。佐賀市で導入すれば、佐賀市さんとお話をしなければなりませんし、卵が先か鶏が先かという話になりますが、まずは調査研究をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それでは、自動運転についてお尋ねをいたします。

例えば、私も乗車させていただきましたが、佐賀市などで導入を進められている自動運転については、どうお考えになるかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長Ⅱ自動運転技術は、委員御指摘のとおり、運転士不足を解決するための重要な手段の一つと認識しております。国におきましても、来年度からレベル4、これは運行ルートや速度、天候など特定の条件の下で運転士が不要になる高度な運転自動化のレベルでございますけれども、この

レベル4の実装を本格化していくとしております。

また、本年一月に閣議決定されました第三次交通政策基本計画におきまして、自動運転サービス車両数を四年後の令和十二年度、二〇三〇年度には一万台とする目標を示されております。県内では、令和五年度から県と佐賀市が連携しまして、佐賀駅からサンライズパークまでの走行実証を開始しております。来年度からは、佐賀市がこのレベル4の実装を計画していると伺っております。全国的に見ても先進的な取組と認識しております。

自動運転技術は、バスやトラック、乗用車のほか、座席数が十席前後のシャトル型やカート型の車両など、活用が想定される車両は様々であります。用途が広く、県内のほかの市町においても選択肢の一つとして考えられますが、現状はコストがかかり、複数の法律に係る許可の手続が必要となるなど、導入のハードルはまだまだ高いものと認識しております。先ほどのライトレールと同様、地域がどのような課題を抱え、自動運転技術がその解決策になり得るのかのポイントだと考えております。今後、積極的に導入したいという市町があれば、必要な手続や費用等、佐賀市の取組を参考にしながら、情報提供や助言を行っていききたいと考えております。引き続き、国の制度や技術開発の動向、導入状況につきまして注視し、情報収集をしてまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。自動運転走行についても、冒頭申し上げましたけれども、AIの革新的な技術革新、それから、日進月歩の進み方を見れば、そう先ではないというふうに思っております。

私、周辺部に住んでおりますが、やはりこの質問を立てるに当たって、地域の方々とお話をする中でもトップスリーに入るぐらいの話が出ます。免許返納したんでしょう。もう返納しちゃったけど不便になったよねと。近くだけでも運転できんかねとか、いろいろ課題をいただきます。私もあと十年もすれば

免許返納になるかもしれませんが、その頃はもっと進んでいるかもしれません。そういった中で、地域の方々の御不安、地域包括ケアでも、地元でもお買い物支援なんかも始まりましたけれども、そういったところで大変関心が高い課題でございますので、ぜひとも考えて前に進めていただきたい、調査研究をしていたきたいと思います。

MaaSの活用についてでございますが、昨日の新聞に神埼市のAI配車サービスの取組が掲載されておりました。おつ、やるなと思いました。東京に上京すれば、タクシーも配車サービスでお願いして来ていただくなんていうことも珍しくありませんが、MaaSを活用することについて、県の認識をお尋ねいたします。

○今田地域交通システム室長ⅡMaaSとは、スマホアプリにより個々人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせ、乗り換えや経路検索、予約、決済などを一括で行うサービスのことでございます。

県では地域交通の利便性向上や利用促進のため、MaaSアプリであります「my route」を利用し、経路検索の導入やデジタル切符の造成に取り組んでおります。これまで鉄道、バス事業者と連携しまして、イベントと連動した便利でお得な切符や、離島航路と高速バスを組み合わせた切符など、様々な切り口でデジタル切符を造成し、利用促進に取り組んでまいりました。

また、九州各県や交通事業者、観光団体、経済団体など百以上の機関で構成する「九州MaaS」におきましても、インバウンドに向けた情報発信や、QRコードが利用できるようにアプリの機能を改善するなど、より利便性を向上することで、移動需要の創出と地域交通の利用促進を図ることとしております。MaaSは、地域交通がより便利に利用できる技術であります。「九州MaaS」とも連携を図りながら、利用促進のツールとして引き続き活用を進めて

まいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱぜひお願い申し上げます。

それでは、三、佐賀県地域公共交通計画についてでございます。

先ほども述べた新たな技術、仕組みも取り入れながら、地域交通の将来像を描いていただきたい。県は今年度、佐賀県地域公共交通計画——通称というかです——を作成するとお聞きしておりますが、現計画についてお尋ねをいたします。

現計画はどのような内容になっているのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長Ⅱ現在の交通計画は、持続可能な交通ネットワークの構築に向け、市町、交通事業者、利用者代表などの関係者で構成する佐賀県地域公共交通活性化協議会におきまして、佐賀県が目指す地域交通の将来像について協議し、令和四年三月に策定したものでございます。計画期間は五年間で、現計画は今年度末であります令和九年三月までの計画となっております。

委員が冒頭で述べられました目指す将来像に対しまして、四つの基本方針、「利便性を高める」、「ニーズに応じたサービスに見直す」、「利用を促進する」、「体制を強化する」を掲げ、それに基づきまして取り組むべき個別の施策、事業を定めております。

例えば、「利用を促進する」という基本方針につきましては、人口一人当たりの路線バスの年間利用回数といった目標を設定し、利用促進イベントの実施、観光分野と連携した利用促進、歩くライフスタイルの普及拡大などの事業に取り組むこととしております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

では、その現計画の振り返りをどうされているのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長Ⅱ計画に記載しました個別の施策、事業につきまして、毎年、関係者による協議会を開催しまして、施策の進捗状況の確認や目標の達成状況の振り返りを行っております。

例えば、先ほどの人口一人当たりの路線バスの年間利用回数という指標につきましては、計画策定時の基準として十・五回と設定しておりましたが、直近の令和六年度は十二・九回となっております。各取組が一定の寄与をしているのではないかと考えております。

ほかには、県内在来線主要六駅の一日当たり乗車人数は増加傾向にあります。一方、月に一回以上公共交通を利用した人の割合は減少傾向にあることから、定期的に乗っていたかどうかのような取組をさらに推進する必要があると分析しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

それでは、次期計画の策定についてお尋ねをいたします。

次期計画の策定に向けた取組やスケジュールはどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長Ⅱ次期計画の策定に当たりましては、まず、現在の計画に記載しております事業の実施状況や目標の達成状況について分析、評価を行うこととしております。その上で、これまで取り組んできた方針をベースにしつつも、利用の促進、運転士の確保、運行の効率化を基本的な方針とし、まして、地域交通が果たすべき様々な役割を明確にし、取組の方向性を定めることとしております。

検討に当たりましては、交通事業者へのヒアリングや市町へのアンケート調査のほか、昨年度に実施しました利用実態調査の結果も活用し、最新の情報や地域それぞれの事情を踏まえましたより具体的かつ効果的な事業、施策となる

よう留意しながら作業を進めることとしております。

なお、関係者間での協議につきましては、市町、交通事業者、利用者代表だけではなく、福祉、教育といった多様な関係者が問題認識を共有し、連携して移動手段の確保に取り組むことが大事であると考えております。

例えば、スクールバスにつきまして、登下校の時間帯は児童生徒の輸送を担い、それ以外の時間帯は地域住民の移動サービスとして活用するといった、地域の輸送資源をフル活用した、分野の垣根を越えた取組を検討することも必要だと考えております。

このため、県の協議会におきましても、福祉、教育を所管する所属を新たに委員として追加し、連携して課題解決に向けた方策を協議していくこととしております。

策定のスケジュールにつきましては、今後、関係者での意見交換や協議を踏まえ、八月頃までに基本方針の検討を行い、十月頃に素案を作成する予定としております。その後、一月から二月にかけて計画素案に対するパブリックコメントを実施しまして、県民や関係者の意見を反映した最終案を取りまとめることとしております。その後、協議会での承認を経て、令和九年三月までに次期計画を策定し、公表するよう考えております。計画の基本方針や素案、最終案につきましては、各議会の勉強会におきまして御説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。ああ、なるほどなと思いました。福祉や教育、そういったスクールバスを利用する、そういったことも大切だなというふうに改めて感心させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

最後の質問になります。この問いの最後でございます。

地域交通の将来像についてでございますが、県は未来をどう見据え、地域交

通の将来像をどう描いておられるのか。そして、県民にどうお示しをしようとされているのかお尋ねをいたします。

○寺田地域交流部長Ⅱお答えいたします。

県の交通計画でございますけれども、県が目指すべき将来像、これがまずあって、じゃ、そこに求められる地域交通というのはどういうものなのかというふうなことが大切だと思っております。どういうふうにしていくべきなのかというところでございます。取組の方向性を定めるのが、この交通計画になるわけでございます。

現計画では、県の施策の大きな方向性を示している「佐賀県施策方針二〇二三」、これがありまして、そしてまた県でもいろいろな計画をつくっております。福祉ですとか、そういった部分ですね。そういったところとも整合を取りながら計画を策定しているところでございます。

それで、こういった未来かということでございますが、この施策方針二〇二三では、未来における姿として、鉄道やコミュニティバス等の公共交通が地域の移動手段として維持されているということを目指すということで掲げられているわけでございます。このことはこれからも変わらないというふうに、私、思っております。

今後、委員からもいろいろお話ありましたけれども、人口減少、それから高齢化、それから運転士不足ですとか、今ですと燃油高騰、物価高ということ、本当に課題はたくさんございます。そういった中でも、住民が住み慣れた地域で暮らし続けていける、そのために日常の移動手段をいかに持続可能なものにしていくかと。そういったものが結果的に、外から来られた人にとっても便利なものになっていくのではないかとというふうに考えております。

これから人工知能ですとか、デジタル技術、そういったものも進化していくと思いますし、国の法制度も変わっていくというふうに思いますので、こうし

た変化への対応も考慮しながら次の交通計画を策定していきたいというふうに考えております。

それから、交通計画は、先ほど室長からもお話ししましたけど、素案につきましてはパブリックコメントですか、公表は当然行っていくわけですからけれども、この交通計画というのは市町もつくっていくわけでございます。先ほど免許返納の方のお話ございましたけれども、まさにそのより身近な、そして具体的な移動手段につきましては市町が中心となって広報していくわけですが、でも、特にデマンドタクシーですか、やっぱり利用が高齢者にとって分かりづらいとかいうところもございますので、そこは連携して、ちゃんとそうした利用についての情報が届きますように連携してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

とにかく、やっぱりこの地域交通、たくさん課題はございますけれども、目の前の課題にしっかりと向き合って、必要に応じてその計画も修正していくと。そうした修正、見直しを行いながら、この地域交通システム全体が持続可能なものになっていくということになりますよう、引き続き関係者と連携をしながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。県民にどうお示しをしていくのかというところが部長からちょっと回答がなかったのかなというふうに思っておりますが、また改めて質問の機会を賜ればというふうに思っております。

神埼は民間のドコモさんが住民さんに教えるというか、教えてくださる、アプリの使い方とか、そういったものをされているようでございますので、民間活用もしていきながら、連携していきながら、持続可能な佐賀県の公共交通の在り方を模索していただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古賀和浩委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午後零時一分 休憩

午後一時 開議

○古賀和浩委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○猪村委員Ⅱ午後からもよろしくお願い申し上げます。あと二問でございます。お付き合いよろしくお願い申し上げます。

第五問目、九州新幹線西九州ルートについてお尋ねをいたします。

去る令和八年二月定例議会において、私は知事に対し、県益の最大化につながるため、佐賀県にとってベストな条件、将来像を持つておくべきだとして、これに対する知事のお考えを問わせていただきました。これまでも一般質問の折には、一回だけなかったことがございますが、ほかは全て新幹線について質疑をさせていただき、議論をさせていただいたところでもございます。ですが、残念ながら納得のいく答弁ではございませんでした。

県益の最大化を図るためには、佐賀県の鉄道ネットワークに新幹線をどのように位置づけて、どのような将来像を描くのか、そのために求める条件を県として持つておくことが大切だと私は思っております。現状を招いたのはフリーゲージを断念した国の責任であるということは、私も県と認識は同じでございます。そういう発言もさせていただいております。フリーゲージを断念した国が財政負担などの課題に対し、これまでも責任を負うべきだと繰り返し申し上げてまいりました。その上で、新幹線は県民の交通利便性や移動環境の向上に資する重要な社会基盤であり、現状のリレー方式による対面乗りかえや、武雄温泉駅―新鳥栖間が未整備である、いわゆる歯抜けのような状況については解消すべきであると強く申し上げます。

私は、地元での様々な集まりに参加する折、リレー方式による対面乗りかえに対する御不満の声や、新鳥栖―武雄温泉間がフル規格でつながれていないことに対する疑問や不満、怒りを通り越して諦めの声さえ聞こえてまいります。

そうした声は県内外で年々高まっているように感じており、県としては、こうしたフル規格整備を求める声にも真摯に耳を傾けていただきたいと思います。

そして、県民に、フル規格整備に対する県の考えや理解を広めるためにも、県の描く将来像や様々な課題などについて、県内外にも、もっと情報発信していくべきとも考えております。国に対しても、財政負担や在来線といった課題について、長年、諸先輩方もこれまで県議会において骨の折れるさんざんな議論をしてこられております。これまでの議論を、課題をしっかりと政策提案や要望で伝えるべきだと考えております。

そこで、次の点について伺いをいたします。今回は素朴な質問に立ち返らせていただきます。それが武雄市民、そして県民、県内外の声だとお受け止めてください。

リレー方式による対面乗りかえに対する受け止めを伺います。

リレー方式による対面乗りかえという状況が三年続いております。移動環境や利便性という観点から、現状を県は率直にどのように受け止めておられるのかお尋ねをいたします。

○岩橋交通政策課長Ⅱまず、そもそもでございますけれども、現在のリレー方式による武雄温泉駅での対面乗りかえは、平成二十八年当時、国が責任を持つて導入すると約束したフリーゲージトレインの開発が遅れ、導入が平成三十四年、今という令和四年の開業に間に合わないということで、導入までの間の暫定措置として国から提案があったものでございます。

佐賀県は、開業が遅れましても、合意したフリーゲージトレインでの開業を主張し、フリーゲージトレインの早期の開発、導入を求めましたが、長崎県とJR九州がリレー方式での早期開業を望まれたため、配慮して対面乗りかえで開業するという提案を受け入れたものでございます。その後、国がフリーゲージ

ジトレインを断念し、今に至っており、現状を招いた責任は国にあります。この間、佐賀県は合意を守り、真摯に整備に協力してきております。

武雄温泉―長崎間については、武雄温泉から長崎までの新線の整備は合意のとおりに完成し、時間短縮効果や新駅の設置、駅周辺のまちづくりなど、期待されていた効果はほぼ得られているものと認識しております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ そうなんです。その認識を国や県内外の皆様にもしっかりと伝えをする、そして理解を得られる、そういったことを行っていくべきだということに思っております。

リレー方式による対面乗りかえの損失はいかばかりかと思えます。長崎から博多間、この間に五十キロ、武雄温泉から新鳥栖間までつながれば、また短縮効果は二十九分図られます。開業前は一時間五十分、それが一時間二十分に今なっております。それからさらにあと二十九分の短縮効果が得られると国は積算しております。こういったことを真摯に受け止めて、つないでほしいという声、この声に真摯に県も耳を傾け、回答していく、そして、国にもぶつかっていく、こういったことをしっかりとやっていただきたい。市民の声、県民の声でございます。私も武雄選出の議員として、これからもしっかり取り組んでまいります。

次に、フル規格でつながれていない状況に対する受け止めをお尋ねいたします。

フル規格でつながれていない五十キロ、約五十キロですね、新鳥栖―武雄温泉間について県内外から疑問の声を聞いております。その声は、先ほども申し上げましたが、年々高まっているように感じます。なぜつながないのか、つながれないのか。全国の議員の仲間たちからも、そういった声は全然変わりません。

県はフル規格でつながれていないこの状況について、率直にどのように受け止めておられるのかお尋ねをいたします。

○岩橋交通政策課長Ⅱ これまでの合意のとおり、フリーゲージトレインが導入されていれば、武雄温泉駅での新幹線と在来線の乗りかえは発生しておりません。九州新幹線西九州ルートは、国がフリーゲージトレインを断念し、今に至った特殊事情があるものと認識しております。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備は、財政負担、ルート、在来線などの様々な課題をセットで多面的に考えることが必要で、複雑で難しいものであり、慎重な議論が必要です。そうした中においても、これまでも佐賀県は国の求めに応じて、全く新しい話として様々なチャンネルで国などとの対話を真摯に続けております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ 真摯に、知事もそうですけれども、対話を重ねてきていただいていることには敬意を表するところでもございます。しかしながら、このつながっていない約五十キロの間を、いつまでこのままにしておくのか。武雄市民もそうですけれども、県民の皆様、つないでほしいという声にもっともつと応えるべきだというふうに思っております。

スキームの問題も確かにあります。私もそれも申し上げております。在来線の問題、地方負担ですね、自治体の負担、大変大きいです。例えば、上限額を国へしっかりと定めてくださいと、そういったことも私たち議会も、もっともつと声を上げていかなければなりません。

情報発信についてお尋ねをいたします。

新幹線を含めた鉄道ネットワークの将来像、国との協議の状況、フル規格整備の課題など、県民はもちろん、県外にも伝わるようにしっかりと情報発信すべきだと思っております。ずっとながれていないこと、これは私は、佐賀県

の県益にはつながらないと思っております。むしろマイナス、いつまでもごねているようなマイナスイメージ、イメージダウンにつながっているのではないかと懸念をいたすところでもございます。

この点について情報発信すべきだというふうに思っておりますが、課長、いかがでしょうか。

○岩橋交通政策課長Ⅱ繰り返しますが、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は一面的ではなく、財政負担、在来線、ルート、地域振興など多くの課題を多面的に考えることが必要で、大変難しいものでございます。そういうことでございますので、県の考えをどのように発信すべきかということについても難しさはございます。ただ、その中でも分かりやすく、正しく情報が伝わるようにしていくことは大切だと認識をしております。

委員もおっしゃったように、フル規格整備には県内で様々な意見があるということは承知をしております。西九州ルートに関するこれまでの経緯や合意事項などの情報、鉄道局との協議などの内容について、県のホームページにおいて、その都度公表をしているところでございます。そのほか、こうした議会の場や報道など様々なチャネルを通じまして、一つ一つ丁寧に県内外の皆様にも県の考えや情報が伝わるよう引き続き対応してまいります。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。ぜひイメージダウンにつながらないようにしっかりと協議をしていただき、そして、正しい発信とおっしゃいましたけれども、そういったことを、武雄市もそうですけれども、皆さん知りましたが、いらいっしやいます。本当にイメージダウンにつながらないようにお願いをしたというふうに思っております。

これは昨日から今日にかけての災害の状況でもございますが、かねてから新幹線は災害対策にも役に立つすばらしい高速交通網だというふうに思っております。

ます。リダンダンシーの視点からも、しっかりとフル規格でやっていただく。三月の特別委員会の折に、二〇二二年九月、踏切の支障で不通になっております。二〇二三年も七月に路盤流出で不通になっております。二〇二二年九月二十三日に開業してから二〇二六年二月二十八日まで、全く走れない不通の件数が四十三件というふうにお知らせをいただいております。しっかりとこの点においても考えをいただきたいというふうに申し上げておきます。

この点について、新幹線についての最後の質問になりますが、国への政策提案、要望についてでございます。

国に対して、財政負担や在来線などの課題に対し、政策提案や要望などで国にしっかりと県の意見を提示すべきだと私は考えます。政策提案にこれだけ県議会、そして知事も、水嶋事務次官と、それから二者、三者協議もこれまで繰り返していただいております。そして、何より県議会でも長年議論をしてきていただいております。政策提案になぜのせないのか。どうしてこの協議をしていること、課題を国に政策提案として位置づけ、そして記載をして国にぶつけていかないのか。こういう課題があります、これは西九州新幹線だけの問題じゃなくて、全国の整備方式の課題を抱えているのではないかと、これから欲しいと言っているところにも同じような課題があるのではないかと、そういったことも佐賀県から発信ができるのではないかと、訴えができるのではないかと私はかねてから思っております。

なぜ政策提案にのせないのか、そこも含めてどのように認識をされているのかお尋ねをいたします。

○岩橋交通政策課長Ⅱ昨年十月以降、山口知事と国土交通省の事務方トップである水嶋事務次官との間で、フル規格整備の可能性について二者協議が重ねられております。

委員おっしゃられた政策提案ということですが、先月の五月二十六日

の政策提案の際にも山口知事と水嶋次官が二人で二者協議を重ねられております。二者協議においては、フル規格整備の可能性について議論を深めるために、財政負担、ルート、在来線などの課題、さらには九州全体の将来展望や地域振興なども含め、多面的な協議が続けられているところでございます。

以上になります。

○猪村委員 Ⅱ五月二十六日は、課長も、そして県土の所管の皆様と、私は古賀委員長と分かれて、古賀委員長が地域交流の部局、そして、私が県土の部局で一人、皆様方と国交省に全ての方々に足を運ばせていただきました。その中で、知事は五月二十六日に水嶋事務次官とお会いできていらっしゃるかもしれません。でも私は、この政策提案を持って回っているんですね、課長。その中に新幹線の記載がないんです。新幹線のところには行きましたですかね。知事と二人だけで要望、政策提案なりすればいいのですか。私も皆様方と一緒にこの課題を解決したいと思ってまいっております。その政策提案にのっていないんです、新幹線がずっと。これまでの諸先輩方の並々ならぬ議論、そして、私もまだ三年でございますが、末席に加えさせていただきます、議論をさせていただきます。いているつもりでございます。この議論に対して私は不誠実だと思うんです。こういう議論をしっかりと政策提案、要望の中にのせて、そして、国にしっかりと訴えるべきじゃないですか。私たちは県民の代表としてここにあります。もう一度御答弁願います。

○岩橋交通政策課長 Ⅱ繰り返しになりますけれども、この新鳥栖―武雄温泉間の問題につきましては、様々な課題がございまして、複雑なものでございます。「分かっています」と猪村委員呼ぶ）それを政策提案という形で明確に何か書けるような状況、もっと複雑な状況でございますので、それをそういった形でというよりは、今まさに山口知事と水嶋次官が様々な可能性を含めて、二人で二者協議が行われているところでございます。

そういったところで、佐賀県の考えとも含めて、今後どういう形であれば佐賀県にとっていい形になるのかというところを二人で様々な議論されているところであると認識しております。

○猪村委員 Ⅱすみません、水かけ論になるかもしれません。

部長、私が申し上げているのは、知事はお二人で水嶋事務次官と何回お話をされようが、それは当然でございます。しかし、今の課長の回答であれば、私たちが議会で議論していることが何にもならないということです。どうでしょう。今二人で一生懸命話をされていますということです。それはそれで。これはこれじゃないでしょうか。政策提案にしっかりとたつて、そして、国にこの現状をぶつけるべきではないでしょうか。部長、いかがでしょうか。

○寺田地域交流部長 Ⅱお答えいたします。

政策提案すべきではないかということでした。

委員も御承知のとおり、これまで様々な新幹線に対しては経緯があるわけでございます。佐賀県としては、手を挙げている状態ではもともとなかったわけでございます。そういう中でも、先ほど不誠実じゃないかという話がありましたけれども、佐賀県としては、そういう中でも議論の門戸は閉ざさず、国との「幅広い協議」ですとか、現状は長崎県の知事さん、それからJR九州の古宮社長さんとした三者協議、それから、水嶋次官との協議にも応じているわけでございます。そういう意味では、佐賀県はこれまで誠実に対応してきたものと承知しております。

先ほど課長から答弁申し上げましたけれども、やはりこの問題は本当にいろんな課題が複雑に絡み合って、何かこうしてくれというふうなことを、佐賀県が現時点で国に対して訴えるということはなかなかできないかなと思っております。もちろん佐賀県として懸念していることは、これまでも重ねて国に対しても申し上げてきました。そして、それは議会での御議論もいろいろ踏まえた

がら、議会もいろいろな御意見がございましたので、そういったものを踏まえて佐賀県としての懸念というのは伝えてきたつもりだというふうに認識をしております。

現時点においては、山口知事と水嶋次官のほうで議論が重ねられておりまして、先ほど課長から申し上げましたが、多面的な話、議論をされているという状況でございます。これが今後どうなっていくかというのは、知事も一般質問の中でまだ先を見通せる状況ではないということは申し上げておりましたけれども、現状その議論を、静かな環境で議論していく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ部長、不誠実と申し上げましたのは、議会に対して丁々発止で長年議論してきたことに対して政策提案にのせないということが不誠実ではないかと申し上げたんです。執行部が不誠実だと、知事が不誠実だというふうには申し上げておりません。政策提案にのせられないのが私は不誠実だというふう感じておりますので、そのように申し上げました。今後とも議論してまいりたいというふうに思っております。

では、次に参ります。最後の質問になります。

問いの六、九州佐賀国際空港の発展についてでございます。

佐賀県の空の玄関口である九州佐賀国際空港では、九月三十日までの期間限定で、漫画キングダムとの大型コラボ企画が実施されております。愛称を佐賀キングダム空港として空港内外にキングダムの装飾が施され、空港内で特別展も開催されており、県内外から多くの来訪者があり、大変好評と聞いております。私も佐賀空港を利用した折に写真を撮っていらっしゃる方を見たり、大変楽しそうな様子で佐賀空港を利用していたいているお姿に大変うれしく思っております。

羽田便は、佐賀発朝一便と羽田発最終便を利用すると、東京での滞在時間も長く、日帰りもできるため、ビジネスに使いやすい無料駐車場があったり、コスパがよかったり、リムジンタクシー利用で自宅近くまで送迎してくださるなど、九州佐賀国際空港は私の周りでも大変利用しやすいとの声を聞いております。私も、先ほど申し上げましたが、上京する折は九州佐賀国際空港を利用しております、大変使いやすく、そして、お土産も素晴らしいものが置いてあって、非常に助かっております。旅行するときも、様々なキャンペーンをチェックして活用させていただいております。

現在は、東京便、上海便、ソウル便、台湾便が就航しておりますが、新たな路線が開設できたら利用者が増え、ますます九州佐賀国際空港が発展すると思っております。

なお、県では、国際線の新規路線就航や既存便の増便のため、滑走路延長と平行誘導路整備について、政策提案がこちらはされております。

九州佐賀国際空港の発展は、佐賀県だけでなく九州全体の発展につながるもので、滑走路延長や新規路線就航の早期実現が望まれますし、私も望んでおります。

そこで、次の点について伺いをいたします。

昨年の九州佐賀国際空港の利用者数についてでございます。

これは一般質問でも議論されておりましたけれども、九州佐賀国際空港の利用者は、コロナ禍以降、順調に回復を遂げていらっしゃるということを聞いておりますが、全体の利用者数について、昨年度の全体利用者数はどのような状況なのかお尋ねをいたします。

○青山空港課長Ⅱ昨年度、令和七年度の国内線、国際線などを含めました全体の利用者数は六十四万八千人となりまして、過去五番目に多い利用者数となっております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ六十四万八百人ということでございますが、最近、私も利用させていただくときに、第一駐車場はほぼいつも満車になっております。第四駐車場に行くか、有料駐車場に止めるか、大変迷うところでもございますが、大変利用していただいているなというふうに思っております。

国内線の利用者数についてお尋ねをいたしますが、昨年の国内線の利用者数はどのようになっているかお尋ねをいたします。

○青山空港課長Ⅱ令和七年度の国内線、羽田便の利用者数は四十八万八千八百八十人。搭乗率でございますが、七四・七％となっております。過去最多利用者数でございました平成三十年年度の四十八万一千二百三十人にあと三百五十人と肉薄をいたしまして、過去二番目の利用者数となっております。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。便数も一便増えたかというふうに思っています、以前より、増えていないですかね、増えていないですか。「しばらく」と青山空港課長呼ぶ）しばらくですね。失礼いたしました。

次は、国際線の利用者数についてお尋ねをいたします。

私どもも台湾などに出張させていただく折は、佐賀空港からは国際線の飛行機がだいぶ満席ということで、福岡空港から往復することが多々あっておりますが、非常に人気だというふうに思っております。昨年度の国際線の利用者数はどのような状況なのかお尋ねをいたします。

○青山空港課長Ⅱ令和七年度の国際線の利用者数は十五万八千六百九十六人となっております。

このうち、上海便につきましては、令和七年七月六日に週四便化をされましたが、十二月に減便、運休となったところでございます。そうしたことを踏まえまして、三万六千四百二十一人となっております。

ソウル便につきましては、一月から二月にかけてましてデイリー運航するなど、冬季の需要をうまく取り込んだ結果、七万四千九百二十人となりまして、搭乗率については過去最高の八三・六％を記録しております。

台北便につきましては、昨年四月に週三便に増便をいたしました。利用者数としては四万七千三百五十五人と、これは過去最高の利用者数となっております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ私も全国の方とお話をする機会に、このソウル便、もちろん今、上海便は運休しておりますけれども、台北、そういったところに就航しているんだというお話をすると、ほとんどの方が驚かれます。えっ、佐賀空港ってそんなに国際線が飛んでいるのと言われます。これは二千メートルでも飛べる距離ということでもなかもしれませんが、非常に驚かれます。

この空港の利用促進の取組についてなんですけれども、利用者数が増えている大きな要因として、様々な利用促進の取組が挙げられるというふうに思っております。国内線の利用促進の取組についてお尋ねをいたします。

○青山空港課長Ⅱ九州佐賀国際空港を積極的に利用していただくため、平成二十一年度からマイエアポート運動に取り組んでおります。具体的には、県内外の事業所に積極的な利用を宣言していただくマイエアポート宣言事業所の登録を進めておりまして、宣言事業所は昨年度三千を超え、昨年度末現在で三千百三十一事業所となっております。

また、個人への積極的な情報発信や利用促進を図るため、九州佐賀国際空港マイエアポートクラブ公式アプリの利用も促しているところでございます。

また、全国唯一の取組でございます、県の副課長級職員で構成いたします百人チームの営業に加えて、佐賀と東京に配置をしている専門のスタッフによりまして企業等の訪問を行い、九州佐賀国際空港の利用のしやすさを直接ア

ビールしてまいりました。

また、アクセス対策といたしまして、九州佐賀国際空港と県内十九エリアを結ぶ定額乗合タクシーの運行や、二十四時間千円レンタカーキャンペーンを実施しております。

さらに、利用者を増やしていくための取組といたしまして、ホテルパック商品への割引クーポンの配布、早朝便を利用された方へのプレゼントキャンペーン、二十五歳以下の方を対象としたスマート運賃の割引キャンペーン、そのほか、団体利用、青少年交流事業、修学旅行などの誘致も実施しております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ先ほど課長からおっしゃっていただきましたが、私もモニターにお示しできればよかったんですけれども、言わずもがなだと思いますが、このリムジンタクシーも千円レンタカーも大変好評であります。私、武雄から、免許をお持ちじゃない方とか、返納された方とか、朝は行くけど、帰りは夜で、ちよつと空港から武雄まで運転が怖いなという方々も、このリムジンタクシーを利用して、私もびっくりしました。この前、空港でお会いした方が、一緒に帰りましようと言ったら、ああ、もうリムジンタクシーが来るからおっしゃって、ちゃんと御高齢の方ですけど、予約をして利用されていました。すごいなと思いました。

それと、千円レンタカーキャンペーンですね。これも私もレンタカー派なので、着いたらレンタカーという感じで好き勝手回れますから、これが二十四時間千円で乗り捨てオーケー、これは私もびっくりしました。本当にこういう様々な取組で利用促進を図っていただいていることに敬意を表させていただきます。

また、Uー25キャンペーンですかね、この初の取組。席があれば一万三千二百円で若い方に、二十五歳以下の方に六月から七月中旬まで利用ができるという

ような、これも席が空いていければのことですけれども、すごいな。こういう若者はインターネットで全て情報をキャッチいたしますので、こういった利用促進もすばらしい取組だなというふうに思っております。

次ですが、滑走路延長二千五百メートル化についてお尋ねをいたします。

九州全体の発展につながるためにも、九州佐賀国際空港の滑走路延長二千五百メートル化を実現させることが必要だと考えております。私もそうです。あと五百メートル。五百メートルなのに何でかいなという感じなんですけど、現在の取組状況について、滑走路延長の現在の取組状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○青山空港課長Ⅱ現在、国の事業採択を受けるために必要な需要予測や費用対効果などにつきまして、国土交通省との協議を継続して行っております。また、これと並行しまして、環境影響評価の手続を進めております。配慮書、方法書、準備書の手続が完了いたしましたので、現在、評価書の作成を行っているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱこれは先輩議員さん方も何度となく質問されておまして、私からもぜひ一日も早い延長、それから平行誘導路の開設も願うばかりでございます。

今後の取組についてでございますが、滑走路延長について今後どのように取り組まれていくのか、簡単に結構ですのでお知らせください。

○青山空港課長Ⅱ引き続き、需要予測や費用対効果などについて国土交通省に丁寧の説明を行いながら、環境影響評価の手続、現在、評価書を作成中でございますが、これを着実に進めてまいります。また、二〇三三年度までの供用開始を目途に、スケジュール感を持つて取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ新規路線の就航についてですが、九州佐賀国際空港が今後ますます発展するためには路線拡大が欠かせないと私は常々考えております。それは地元でも、もっとほかのところに行ける便、例えば、沖縄とか、そういったところに、羽田のみならず、新しい路線があったらいいよねというような、また離島もそうですけれども、そういった話になります。国内線の新規就航についてどのようにお考えになっていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○青山空港課長Ⅱ国内線につきましては、まずは基幹路線でございます羽田便の増便に向けて全日空への働きかけを行っております。

また、関西国際空港や中部国際空港は、国内外のLCCなどが多く就航するハブ空港でございます。九州佐賀国際空港とつながること、これらの空港を経由する海外旅行やインバウンドの利用、人口が多い関西圏、中京圏からの観光やビジネス利用が期待できると考えております。このため、関西や中京地域等の路線開設に向けまして、これらの地域を拠点とします航空会社への誘致活動を行ってまいります。

新規路線誘致や増便につきましては、九州はもとより、全国の空港との激しい競争環境の中で、航空業界の情勢、就航先空港の事情なども考慮しながら進める必要がございます。航空会社や他空港の動向を注視しながら、利便性やアクセス性といった九州佐賀国際空港の優れた優位性を伝えながら、新規路線誘致や増便の実現に向けまして引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ国際線の就航は、五百メートル延ばさないと、この先、東アジア、そこまでは今二千メートルで台湾、韓国は飛んでいます、その先となると、やっぱり五百メートルが必要だということになります。そこは承知しております。

LCC、これは非常に安価で飛べますので、若い方たちも非常に利用される

というふうに思っております。今後ますます利用促進、それから、県内の県民の、県益、県の県益を考えれば、ここは言わずもがなの進捗をしていかなければならないというふうに思っておりますので、今後ますますお働きいただきまして、県民の期待に応えていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○江口委員Ⅱ県民ネットワークの江口善紀です。どうぞよろしく願いたします。

久しぶりに地域交流・県土整備常任委員会に配属になりましたので、最近ちよつと総務常任委員会、二年間ほど長くて、非常に堅苦しい議論が多かったので、この委員会では観光、文化、スポーツ、そしてまちづくり、県土づくり、そして山博・緑化フェアと、県民の心と暮らしが明るく豊かになるような、そういう議題を取り上げて、前向きな議論ができればいいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いたします。

では、一問目、通告いたしております「ツール・ド・九州2026」についての質問から取り上げさせていただきますと思います。

「ツール・ド・九州2026」については、これまでも県議会において、事業の概要や開催意義などについて議論が行われてきました。

佐賀県の大会参画については、令和七年九月定例会において、開催準備に係る補正予算が計上され、その後、同年十月には主催者から佐賀県の初参画が正式に発表されました。また、本年二月定例会では開催に係る予算も可決され、大会開催に向けた取組が本格的に進められているところでございます。

さらに五月二十八日には、2026大会のコース詳細が発表されました。佐賀・福岡ステージについては、唐津市波戸岬をスタートし、福岡市天神に至るコースが明らかになりました。大会本番まで四カ月を切る中で、コース調整や

地元調整、機運の醸成など、開催に向けた準備も具体的な段階に入ってきているものと存じます。

「ツール・ド・九州」は、国際自転車競技連合——UCIが認定する国際自転車ロードレースであり、国内外の有力チームや選手が参加する大会です。佐賀県にとっては初めての開催であり、多くの県民の皆さんにとっても、初めて接する国際自転車ロードレースになるものと思います。

また、県はこれまで本大会を、ルート・グランブルーをはじめとする唐津エリアの価値を国内外に発信する機会として位置づけてきました。大会を契機として、どのような成果を期待し、それを今後どのようにつなげていこうとしているのかについても確認しておきたいと思っています。

前回定例会以降、コースや大会概要など、具体的な内容が明らかになったことを踏まえ、本日はこれまでの説明内容を改めて整理するとともに、新たな具体化した事項について確認したいと思っています。

それではまず、大会概要について伺っていききたいと思います。

「ツール・ド・九州」についてですが、九州各県を舞台に開催される国際自転車ロードレースであり、2026大会には佐賀県も初めて参画する大会でございます。「ツール・ド・九州」とは、まずどのような大会なのか、ここから御答弁をお願いしたいと思います。

○片渕政策企画監Ⅱ「ツール・ド・九州」は、国際自転車競技連合——UCI認定の国際自転車ロードレースでありまして、複数日程にわたって開催される、いわゆるステージレースと申しますけれども、このステージレースとしては国内で最高峰の大会に位置づけられます。

現時点で大会事務局の発表によりますと、2026大会には世界最高峰の「ツール・ド・フランス」にも出場するUCIワールドチームを含む十八チーム、百八名の選手が参加予定とされております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。今答弁の中にもありました「ツール・ド・フランス」、私も若い頃、テレビで見たりとかして、すごい大会だなと思っておりました。そういった非常に強豪の選手も九州に来られるということで、大会の盛り上がりを期待するものであります。

では、この2026大会について、どのような日程、開催地で実施されるのか、そのところをお願いします。

○片渕政策企画監Ⅱ「ツール・ド・九州」は、第一回の2023大会から毎年十月の三連休を含む四日間の日程で開催されております。今年四回目となります2026大会は、まず、十月九日金曜日、長崎県の佐世保クリテリウムを皮切りに、十月十日、佐賀県の唐津市波戸岬から福岡市の天神へ向かう佐賀・福岡ステージ、十月十一日、大分県豊後大野市役所から熊本県南阿蘇村役場へ向かう大分・熊本ステージ、十月十二日、ひなた宮崎県総合運動公園をスタートして日南市を回り、宮崎県庁へ向かう宮崎日南ステージの四日間で行われます。この四日間の総走行距離は四百キロメートルを超えまして、全部で六県十三市町村を舞台に開催されることとなっております。

以上です。

○江口委員Ⅱこの「ツール・ド・九州」のホームページがあるので見てみましたが、非常にエキサイティングな過去の大会の映像があつて、また、初日といいますが、佐世保で行われるこのクリテリウムというのは、一・五キロメートルの周囲コースを三十周もする、非常にスピード感あふれる映像で、これはぜひ行ってみてみたいというふうな思いになるような、なかなか期待が膨らんでくるような大会かなというふうに思っております。

では、この大会の佐賀・福岡ステージについてであります。五月二十八日にコースの詳細が発表され、唐津市の波戸岬から福岡市天神までのコースが明ら

かになりました。佐賀・福岡ステージのコースの概要や特徴、これについてはいかがでしょうか。

○片渚政策企画監Ⅱ佐賀・福岡ステージは、佐賀県唐津市の波戸岬をスタートしまして、福岡県では糸島市を経て、福岡市天神でフィニッシュするコースとなっております。

佐賀県は、スタート地点として、六月七日にオープンした世界海洋プラスチックプランニングセンター「PLA PLA」前を設定したところでございます。

コースは、波戸岬から唐津の海岸線を通り、ジャック・マイヨールがこよなく愛した海を臨むルート・グランブルーを二回通過しまして、唐津城、虹の松原を通り、糸島市、そして、九州大学伊都キャンパスの中を通りまして、福岡市中心部の天神へと至る構成となっております。

以上です。

○江口委員Ⅱルート・グランブルーのところ、それと菖蒲峠というところは二周半するというところで、これは面白いコースだなと思いました。それと、ホームページを見ると、結構高低差があつて、かなり序盤で、ここの二周半のところがどんなレース展開になるのか、非常に興味深いコース設定だなというふうに思いました。大体この二周半、こういったところであるというコースのセッティングの仕方は非常に興味深く思いました。

それでは、次の大会開催に向けた取組について伺っていききたいと思います。大会の実施体制についてです。

本大会は実行委員会方式により開催され、多くの関係機関が連携して準備を進めていると伺っております。大会の実施体制はどのようになっているのか。また、主催者、実行委員会及び関係機関の役割はどのようになっているのか、その点についてお願いします。

○片渚政策企画監Ⅱ本大会は、九州経済連合会及び開催県等で構成される「ツ

ル・ド・九州2026実行委員会」と、その事務局を担います「一般社団法人ツール・ド・九州」、この二つが主催者となって運営されます。そして、大会事務局におきまして、競技の運営であるとか、会場・コース設営、警備、広報、映像配信、選手たちの宿泊・輸送など、競技実施に関わる運営全体を担うこととなっております。

大会開催に向けては、この大会事務局を中心に、国際大会としての運営に必要な専門性を確保しつつ、各県など関係機関と広域連携の下で実施されることとなっております。

以上です。

○江口委員Ⅱそれでは、もう少し具体的に、県の役割と唐津市や大会事務局との連携について伺っていききたいと思います。大会を円滑に開催するためには、開催地である唐津市との連携や地域住民の理解、協力が重要であると思います。県はどのような役割を担っているのでしょうか。また、唐津市や大会事務局とどのように連携して準備を進めているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○片渚政策企画監Ⅱ佐賀県は、開催県としてコースの調整や関係者との調整、開催に向けた機運の醸成などを担うこととなっております。そして、唐津市は今回の開催地としまして、地元関係者との調整や市民に向けた機運醸成に加えて、観戦環境の整備、大会当日の受け入れ対応、にぎわいづくりなどを担っております。

県は唐津市とともに、競技運営や警備計画等を担う大会事務局と連携しながら、交通規制の周知、沿道の事業者や住民への説明、関係機関との調整を進めるとともに、観戦ポイントにおけるパブリックビューイングの実施など、機運醸成やにぎわいづくりに向けた取組についても一体となって準備を進めているところでございます。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。それぞれの役割分担ということで御答弁いただきました。

では、県及び唐津市の事業費と内容についてであります。

大会の開催に当たっては、競技運営や交通規制、広報など様々な取組が必要となり、それに伴い経費が発生するものであります。県及び唐津市の事業費はどの程度であり、その主な内容はどのようなものか、その点についていかがでしょうか。

○片渕政策企画監Ⅱまず、「ツール・ド・九州」は、九州全体で一体的に運営される大会でございます。会場設営や警備、競技運営などについては、大会事務局のほうでまとめて対応する体制となっております。このため、開催各県は、大会を円滑に実施するために必要な経費について、大会事務局へ負担金を支払う仕組みとなっております。

2026大会の開催に係る県の事業費としては約一億三千万円で、主な内容としては、先ほど申し上げました大会事務局の負担金が約八千四百万円、そして、機運醸成や当日のイベント運営で約三千万円、開催に向けた準備経費で約一千万円などとなっております。

唐津市においても、令和八年度の当初予算で、「ツール・ド・九州2026」関連経費として計上されておりまして、総額としては約一千八百万円となっております。

主な内容としては、唐津市内の観戦スポットの設営や機運醸成のイベントで約九百万円、大会当日の市役所前の芝生広場のイベントで約七百万円、あと、大会に付随します観光の周遊キャンペーンで約百五十万円となっております。

以上です。

○江口委員Ⅱ県も約一・三億円、唐津市も一千八百万円ということで、結構な、相当な費用を行政としても出しているということで、この「ツール・ド・九州」の一般社団法人、ここにはスポーツくじか何かの二億円の交付金があったりということ、様々な後援とか、あるいは自治体からも相当な金額の、やはり事業費がかかっているということが分かりました。

それでは次に、安全対策や交通規制の対応について伺います。

ロードレースは、一般公道を使用して開催されることから、選手や観客、沿道住民の安全確保が重要だと思います。また、交通規制の対応も必要となりますけれども、どのような対策を講じられるのか、その点についていかがでしょうか。

○片渕政策企画監Ⅱ大会の開催に当たりましては、選手、観客及び沿道住民の安全確保が何より重要であると考えております。競技運営を担う大会事務局において、警察や道路管理者等の関係機関と連携をしながら、交通規制計画の策定やコースの安全点検、警備体制の構築などが進められているところでございます。

また、交通規制による地域への影響をできる限り軽減できるように、県と唐津市も大会事務局と連携しまして、コース沿道の事業者でありますとか、各区長会などを直接訪問しまして、説明、周知を行っており、また、個別の相談にも対応しているところでございます。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。何分初めての大会でありますので、地域の住民の方にとっても、やはり交通規制があったりとか、あるいは観戦マナー、どういふふうな場所で、どういふふうな形で観戦をしていいのか、そういったことの周知等々が必要になってくると思います。

質問聴取の段階で幾つか付随するお尋ねもしていただんですが、こういう大き

な大会、佐賀市でいうと桜マラソンが春にあるので、こういった地域を巻き込んだ大きなスポーツ大会というのでいえば桜マラソンをイメージするんですが、大変長距離で交通規制もあり、また、市民のボランティア、そういったものも大々的に参加をされ、協力して大会をつくり上げているんですが、この「ツール・ド・九州」においては、運営において県民や地域住民が何かボランティアとか、そういったもので参画したりとか、そういうふうな計画というのはあるのでしょうか。

○片渕政策企画監Ⅱ大会運営そのものは大会の事務局のほうで行っているところでございます。大会運営に必要な人員につきましては事務局を中心に検討されております。過去はレース会場、例えば、阿蘇でありますとか、そういう山間部のほうでボランティアを募集した事例はございますけれども、現時点において、今回の佐賀、福岡ステージでボランティアに関する具体的な方針は事務局のほうから示されております。ただ、今後募集を行うこととなりました場合については、大会事務局と調整の上、募集方法や役割など整理をしていきたいと考えております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。あと今、安全対策、交通規制の質問をさせていただきますが、長距離、佐賀県の部分での行程が約六十キロぐらいでしたっけ、ちょっと聞いたと思うんですけども、路面の点検とか、あるいは舗装とか、そういったものの安全というのは、選手にとっても安全確保が必要だと思います。補修の体制とかも必要だと思うし、沿線での場所によってはバリエードとか、そういったものも張られると思うんですけども、そういった安全対策には、初めての大会でありますし、現場、コースをしっかりと把握した上で適切な対応を取っていただきたいと思っておりますが、その辺の安全対策、また、路面の対策について、改めて補足で答弁をいただければと思います。

○片渕政策企画監Ⅱコースの路面状況につきましては、大会事務局が競技ディレクターと共に現地コース確認を行う際に我々も一緒に点検をしております。状況を確認したところでございます。

そして、点検におきまして、競技の運営上、安全面で気になる箇所が確認された場合には、その内容を道路管理者である県であるとか市と協議をしまして、必要な対応について協議を行っているところでございます。現在のところ、大会開催に向けて大規模な補修などが必要となる箇所はないと事務局のほうからも聞いておりまして、引き続き関係機関と連携をしながら、安全な大会運営に向けた確認を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○江口委員Ⅱその安全面での対策をしっかりとお願いしておきたいと思っております。

この項最後の問いですが、大会開催の意義についてであります。

今回の大会の捉え方についてですけれども、県は今回のこの「ツール・ド・九州2026」大会を、ルート・グランブルーをはじめとする唐津エリアの地域資源を国内外に発信する機会として位置づけてきたと思います。県はこの大会をどのような機会として捉えているのか、改めて伺います。

○片渕政策企画監Ⅱ県としましては、「ツール・ド・九州」への初めての参画に当たりまして、福岡県と共にコースを調整し、結果、現在の佐賀・福岡ステージは素晴らしいコースができたと思っております。

今回、世界水準の国際ロードレースである「ツール・ド・九州」をこのコースで開催することで、唐津エリアの持つ本物の価値でありますとか、そういったものに光を当てまして、その価値を国内外に広く知っていただく絶好の機会であると考えております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。ちなみにですけど、今回は四回目で佐賀は初めて参画することになったんですけれども、これは何とかなのか、一回目があり、二回目があり、三回目があり、どの辺ぐらいからこれはちょっと佐賀も参加したいとか、そういったものはあったんでしょうか。あるいは一回目から既に佐賀、うちもなのか、それとも一回目があつて、二回目があつて、これはうちも、佐賀も入りたいとか、そんな経緯がもしございましたら答弁できますか。

○片渕政策企画監Ⅱ「ツール・ド・九州」につきましては、2023大会から開催されております。もともと九経連の中のプロジェクトとして始まりまして、ラグビーのワールドカップが開催されました福岡、熊本、大分、この三県からスタートしております。佐賀県だけでなく、ほかの県についても、この開催状況を見ながら判断してきたところでございますけれども、佐賀県の開催のきっかけとしては、そういう九州地域戦略会議の中で服部知事と山口知事で話して、方向性としてこれはいいんじゃないかということで話がまとまり、今回2026大会から参加したという経緯になります。

以上でございます。

○江口委員Ⅱなるほど、ありがとうございます。ぜひ今回の一回目の参画を盛況に導いていただき、これからにつなげていただきたいと思います。

では、この項の最後ですが、期待する成果についてであります。

県内初開催となる本大会を一過性のイベントで終わらせることなく、今後につなげていくことも重要であると思います。大会を通じてどのような成果を期待しているのか。また、その成果を今後の地域振興にどのようにつなげていくのか、この点についてのお考えを伺います。

○片渕政策企画監Ⅱ本大会を通じて、唐津エリアの価値が国内外に広く伝わりとともに、地域の皆様が改めてその価値を再認識する契機になればと考え

ております。また、本大会を一過性のイベントとして終わらせるのではなく、県が取り組む唐津プロジェクトの一環として、大会を契機に地域への誇りや愛着が生まれ、唐津の持つ価値をさらに磨いていく動きにつなげていきたいと考えております。そして、その積み重ねを、唐津の価値を国内外へ広く発信する取組につなげ、多くの方々に唐津を知っていただき、関心を持ち、実際に訪れてみたいと思っただけできるよう、唐津市や地域の皆様と共にしっかりと取り組んでいければと考えております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。この数日、私も自転車ロードレースの映像を幾つかユーチューブで見たりとかして、この大会もチーム戦みたいな形で、最大六人のチームが一人のエースをいかに速くゴールさせるかという連携であつたり、いろんな戦略戦術があるというふうなことも知りました。また、途中で有力な選手が落車すると、そういったふうなこともやはりリアルな大会なのであるというふうに映像で見まして、この大会がぜひ無事に、そして盛り上がって開催され、そして、佐賀県民が自転車ロードレースという新たなものに接して、また理解を深めていただいて、また、自転車の競技、そういったものにもぜひつながっていくような、また、本物のレースを目の前で見、すごいなという感動を県民が感じられるような素晴らしい大会になることを心から祈念して、これからもこの事業を見守っていききたいと思いますので、取組方よろしくお願いいたします。

それでは、通告している二問目に移らせていただきたいと思います。有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路の整備について伺います。

有明海沿岸道路と佐賀唐津道路は、県内を南北・東西方向へつなぎ、県内移動を支え、また、九州佐賀国際空港、唐津港、三池港などの交通拠点、そして、好生館などの医療拠点へのアクセス性を高める重要な道路ネットワークである

と考えます。

有明海沿岸道路においては、令和四年十一月に大野島インターチェンジから諸富インターチェンジまでが開通したことで、柳川・大牟田地域と九州佐賀国際空港・佐賀地域とのつながりが強化され、往来が大きく変化したように感じております。早津江川、筑後川を一瞬で渡って、福岡、佐賀がぐつつながったと実感しております。

また、昨年十一月には有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」において、ジャンクションの着工イベントが実施されました。先日の知事提案事項説明においては、今年八月に福富鹿島道路で着工することも示されたところであります。さらに、諸富インターチェンジから仮称川副インターチェンジまでの区間については、令和八年度の開通が予定されております。

一方で、県内には事業主体が異なる区間、また、供用済みや事業中など事業段階が異なる区間が混在しており、県民にとっては全体像や事業段階が分かりにくい面もあると考えます。

そこで、次の点について伺ってまいりたいと思います。

まず一点目、全体像、事業段階についてであります。

有明海沿岸道路については、佐賀県内で複数の事業区間に分かれておりますが、区間ごとの延長、事業主体、事業段階はどのようになっているのか、まずこの点から御答弁をお願いします。

○天本道路課長Ⅱお答えいたします。

有明海沿岸道路は、熊本県熊本市から佐賀県鹿島市へ至る高規格道路で、現在三十九・二キロメートルが開通しております。佐賀県内では約二十九キロメートルございますが、この区間、三つの区間で事業を進めております。このうち大川佐賀道路は国が、佐賀福富道路と福富鹿島道路は県が事業主体となっております。

それぞれの区間について申し上げますと、大川佐賀道路は、福岡県の大野島インターチェンジから佐賀唐津道路と有明海沿岸道路が接続する仮称佐賀ジャンクションまでの延長約九キロメートルの区間になります。このうち、大野島インターチェンジから諸富インターチェンジまでの約一・七キロメートルが供用済みとなっております。

また、佐賀福富道路は、仮称佐賀ジャンクションから福富インターチェンジまでの延長約十・五キロメートルの区間でございます。このうち、嘉瀬南インターチェンジから福富インターチェンジまでの約十キロメートルの区間が供用済みとなっております。現在、仮称佐賀ジャンクションまでの残る〇・五キロメートルの整備を進めているところでございます。

福富鹿島道路は、福富インターチェンジから国道二百七号に接続するまでの延長約十キロメートルの区間であります。このうち、鹿島側の約四キロメートルを福富鹿島道路Ⅰ期として調査設計、用地買収などを進めているところでございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ確認のため伺いましたが、ありがとうございます。

では次に、佐賀唐津道路について伺いたいと思います。

佐賀唐津道路についても佐賀県内で複数の事業区間に分かれておりますけれども、区間ごとの延長、事業主体、事業段階はどのようになっているのでしょうか。

○天本道路課長Ⅱお答えいたします。

佐賀唐津道路は、佐賀市から唐津市へ至る高規格道路でございます。このうち、唐津市相知町から多久までの区間十五・五キロメートルが既に開通しております。現在、多久から佐賀までの間で事業が進められております。多久佐賀道路Ⅰ期は国が、佐賀道路は県が事業主体となっております。

多久佐賀道路Ⅰ期は、東多久バイパスに接続する仮称多久東インターチェンジから仮称三日月インターチェンジまでの延長五・三キロメートルの区間であります。現在、調査設計や用地買収などが進められているところでございます。佐賀道路は、仮称鍋島インターチェンジから仮称佐賀ジャンクションまでの延長約五キロメートルの区間でございます。（334頁で訂正）このうち、用地買収が完了しております仮称佐賀ジャンクションから仮称嘉瀬北インターチェンジ間の整備を進めているところでございます。

残る区間となります多久佐賀道路のⅡ期と唐津―相知間につきましては、現時点で事業化されていない区間となっております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。この多久佐賀道路、三日月と鍋島の間ですね。

私も県議会に入らせていただいて、十五年前からこの期成会の総会に呼んでいただいてから事業主体が決まっていないうのを当時から伺っていて、ずっと意味がよく分からなかったんですが、やっと最近分かってきて、最後の事業主体がなるほど、ぜひ国のほうで受けていただければなというふうに思っております。

また、唐津―相知間に関して、相知長部田インターチェンジまで開通したのを覚えております。あのときは、たしか岩屋インターチェンジの先に延伸工事をするときに、驚か鷹か何か猛禽類の巣が見つかって、すごく時間がかかったり、あと岩盤が物すごく堅くて、リッパードーザーという物すごく大きな機械を持ってきて、掘削して道を切り開いていったのを、視察で現場を見せていただき、やっと長部田までつながったというのを覚えておりますが、ぜひこれから、そこから先、唐津―相知間をぜひ期待したいところであります。戻りまして、ジャンクションについて伺いたいと思います。

仮称佐賀ジャンクションについてでありますけれども、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路の二つの道路が接続する位置にあり、私個人としてはちょっと事業主体がどうなっているのか、素朴にはてなでございました。分からなかったんですけれども、ジャンクションの整備はどのように進めているのか、この点について改めて御答弁いただけますか。

○天本道路課長Ⅱまず、ジャンクションについてですが、先ほど委員もおっしゃられていますとおり、ジャンクションというのは、二つの高規格道路を立体交差で結んで、信号なく走行している車両が各方面へスムーズに通行できるように接続する施設のことをジャンクションというものでございます。

仮称佐賀ジャンクションは、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路とを接続し、大川方面、鹿島方面、唐津方面への分岐点となります。その整備については、国が整備をします大川佐賀道路と県が整備をします佐賀福岡道路、また、北から来ます佐賀道路が交わるようになりますことから、国と県で協議をしまして事業区分などを定めております。一体的な施工が必要な箇所につきましては、必要に応じて協定を結ぶなど調整を図りながら連携して、円滑な事業進捗に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱなるほどですね。これは絵で見ても非常に複雑に、TというよりもTが逆さまになった形で、非常に複雑に道路が重なっているんで、どういふふうに行くのかずっとなぞっていても、なかなか理解がしにくい複雑な構造だなと思っているんですけれども、なので逆にこれはどの持ち分になっているのか、非常にはてなでございましたが、そういうことであれば、ぜひ協力してスムーズに施工されることを祈るばかりでございます。

それでは、大川佐賀道路のほうについて話を進めていきたいと思いますけれども、大野島インターチェンジから諸富インターチェンジ開通後の状況につい

て伺います。

令和四年十一月に大野島インターチェンジから諸富インターチェンジまで開通いたしました。本当にこれで筑後川と早津江川をまたぐことができて、地元としては大変喜ばしい限りでございました。その開通効果についてのようにつまえていらっしゃるのか、この点についての御答弁をお願いします。

○天本道路課長Ⅱお答えいたします。

まず、開通後の交通量についてでございます。

諸富インターチェンジ開通後の調査では、大野島インターチェンジから諸富インターチェンジまでの間の一日当たりの交通量が約一万一千台と多くの方に御利用いただいているところでございます。

開通の効果としては、諸富インターチェンジまで開通したことで並行する現道から有明海沿岸道路へ交通の転換が図られておりまして、国道二百八号では約一割、主要地方道の大牟田川副線では約六割の交通量が減少して、周辺地域の交通混雑の緩和に寄与していると考えております。また、これまでの有明海沿岸道路の延伸によりまして、九州佐賀国際空港と大牟田市の間の所要時間が有明海沿岸道路の事業化の前の約半分に短縮するなどの効果も確認されているところでございます。

今後、大川佐賀道路がさらに延伸することによりまして、地域間や九州佐賀国際空港などの交流拠点との連携の強化ですとか、人や物の交流の促進がさらに図れるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

それでは、諸富インターチェンジ周辺での渋滞や交通事故状況について伺います。

大変利便性が上がったおかげで、大変大量の車がこの諸富インターチェンジ

を御利用いただいております。土日とかになったら、降りる車が橋の辺までずっと数珠つながりになり、また、これを降りた車が北上してから光法交差点のところでもまたつながったりと、これは道路が延びたおかげの効果であり、痛しかゆしの状況であると思います。

この末端となっている諸富インターチェンジに交通が集中し、インターチェンジ周辺で渋滞や交通事故が発生しているようにも思えますが、その状況はどのようになっているのか、どのように把握されて受け止めていらっしゃるのか、その点についてお願いいたします。

○天本道路課長Ⅱまず、渋滞、交通事故の状況などについてお答えします前に、答弁の修正をさせていただきたいと思えます。

先ほど私が佐賀唐津道路についての佐賀道路のところをお答えしたときに、仮称の鍋島インターチェンジから仮称佐賀ジャンクションまでの延長を約五キロとお答えしておりましたけれども、四・二キロの間違いでございました。すみません、修正させていただきます。ちょっと戻りまして申し訳ありません。

では、諸富インターチェンジ周辺での渋滞や交通事故の状況についてですが、諸富インターチェンジが大牟田から佐賀方面に向けての端末となりましたことで交通が集中して、諸富インターチェンジの周辺、近くに柳の内交差点がございまして、現在、朝夕の時間帯における渋滞の発生ですとか、年に五件程度の交通事故が発生しているというのを確認しております。このため、諸富インターチェンジが接続する国道四百四十四号ではインターチェンジへの進入専用のレーンを設けたりですとか、信号機を設置したりですとか、柳の内交差点では交通状況に合わせた信号機の現示——青信号の時間です——の調整などの渋滞対策や交通安全対策を行っております。

しかしながら、渋滞の解消までには至っていないということで、仮称川副インターチェンジへの延伸による交通環境の変化などを注視しまして、必要に応

じて対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ ありがとうございます。やはり少しずつ延伸していく中で、端末となったインターチェンジには交通がもちろん集中するわけであります。この諸富インターチェンジが開通する前は、大野島のインターチェンジで降りて、大詫間を通り、早津江橋を渡って、早津江のほうから北に上がっていくということ、早津江のあの交差点を地元の方から言われて、横断歩道がすり切れて消えてしまうぐらい物すごく交通が多かった、また、セブンイレブンとかは物すごくお客さんが多くて、交通がやはり町なか——町なかというか、そんな大きな町ではありませんが、早津江地区の道なかを大きな車がたくさん通っていたのが、本当に諸富インターチェンジの開通によって流れも全然変わったと。そういった意味では、町なかの交通がすごく減ったので、安心感ができたというふうな声も聞いたりとかいたしておりました。

また、柳の内交差点も植栽が結構高かったので、見通しが悪いということ、土木事務所に相談しましたら、早速少し低く剪定をいただいたりとかで見通しも改善したりして、やはり交通量が増えていますので、引き続き事故防止や渋滞解消への取組対応について感謝申し上げます。

では、その先の諸富インターチェンジから仮称川副インターチェンジ区間について質問を進めてまいりたいと思いますけれども、まず一点目、工事進捗の状況について伺います。

諸富インターチェンジから仮称川副インターチェンジまでの区間については、令和八年度中の開通予定と公表されております。現在の工事進捗の状況はどうなっているのでしょうか、この点についてお願いいたします。

○天本道路課長Ⅱ 諸富インターチェンジの令和四年十一月の開通後、委員御案内のとおり、仮称川副インターチェンジまで今年度中に開通するということが

公表されております。

現在は、盛土などの道路改良工事はおおむね完了しております、残る工事として舗装ですとかガードレールなどの安全施設の設置などが今後施工されるというふう聞いております。また、仮称空港東インターチェンジへの事業展開に備えまして、仮称川副インターチェンジの橋梁の上部工の架設も進められております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ 今朝も、うちからほんの数メートルなので、そこを見て通ってから県議会に参りましたが、仮称川副インターチェンジはフルインターなので、高架というか、橋梁がもう架かっておりまして、あとは進入する道路とかはまだ舗装はできていないけど、ウンボがいっぱいあって着々と、今か今かと待ちわびております。

そこで、次のイの問いなんですけれども、仮称川副インターチェンジの開通時期についてであります。

開通予定が令和八年度中ですとされているので、そういった中で、地元住民や物流事業者にとっては具体的な時期が大きな関心事となっております。私も地元の敬老会やまち協で、令和八年度中ですからということは、来年三月までの予定ですとは言っているんですけども、期待が膨らむ中、言えるかどうか分かりませんが、開通時期の見通しはどのようなになっているのでしょうか。

○天本道路課長Ⅱ 現在、令和八年度中というふうに公表されております開通時期でございますが、具体的な時期については示されておりません。今後の工事の進捗状況を踏まえまして、公表できる環境が整った段階で示されるものと考えております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ やつと橋も架かってきて、盛土もできて、うちの実家から南のほ

うは田んぼがずっとあったのに、壁の上に、目の前に有沿道ができて、ちょっと残念だなと思いつつ、でも、これが開通したらすごく便利になるという期待とわくわく感というものが入り交じっております。ただ、周辺の歩道とか交差点とか、そういったものがやっぱり今工事中だから、もうしばらくはかかるなどというのは確かに肌感覚で分かるんですね。本当に今、この周辺部の工事がいろいろとされているので、その周辺道路の影響——ごめんなさい。その前に、仮称川副インターチェンジの周辺道路の影響について伺います。

仮称川副インターチェンジが新たな終点となった場合は、空港方面や川副地域へ向かう交通の流れが変化し、接続する県道や市道への交通集中も想定されます。開通後の市道川副中央幹線などの周辺道路への影響はどのように考えているのでしょうか。

○天本道路課長 仮称川副インターチェンジへ有明海沿岸道路が延伸することによりまして、これまで諸富インターチェンジに集中していた車両のルートを選択肢が増えて交通の分散が図られることで、現在渋滞が生じている箇所の道路環境は改善されるものと期待しております。一方で、仮称川副インターチェンジが接続する市道川副中央幹線では交通量が増加することが見込まれますので、その整備を現在佐賀市で進められているところでございます。

以上でございます。

○江口委員 Ⅱありがとうございます。次の問いですね。今、答弁にもあった市道川副中央幹線の整備状況について伺います。

市道川副中央幹線においては、今、道路の拡幅、交差点の改良、歩道の整備などが進められております。現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○天本道路課長 Ⅱ市道川副中央幹線の国道二百八号から仮称川副インターチェンジ、県道佐賀外環状線へとつながる約三・一キロメートルの区間が、インター

チェンジへのアクセス道路として、現在、佐賀市が整備されている区間というふうになっています。

整備の内容は、現道幅員が八メートルから十一メートルである道路を幅員十五メートルに拡幅しまして、両側歩道の設置ですとか、S字カーブとなっている区間の線形改良などが行われているところでございます。現在、仮称川副インターチェンジの開通に合わせた供用が図られるよう国と調整をされながら、道路改良や構造物工事などが進められているところでございます。

以上でございます。

○江口委員 Ⅱありがとうございます。まさに、今度開通するためのインターチェンジ、川副インターチェンジ（仮称）の前後で、市道川副中央幹線道路が改良されています、今回、うちの回覧版に入っていたのをちょっとカラーコピーしてきたんですけれども、ちょうどミヅタの前にセブンイレブンがありますよね。あそここの交差点から北に向けて二百メートルぐらい、これから三カ月通行止めにして大規模な工事をするということで、何か橋が埋まっていたらいいので、それを掘り起こして撤去したとかいうので大がかりな迂回路になって、ですから、これで十月、じゃ、結局その間に米納津の交差点を改良して、あと、できていない歩道を造って取付道路をしたら、やっぱり秋から冬になるなど。来年の二月定例会で、ここで質問するときは、やっと開通しましてありがとうございます。ありがとうございましたと言えるのかなというふうに期待しながら、安全な工事を願っています。

ちなみに、ここが開通したら、次は空港東インターですけど、この空港東インターは、私の家から本当に二百メートルぐらい、この目と鼻の先なので、本当に実家の前で、今度はうちの前ということで、これから五年間、本当に毎日心待ちに工事を見守る形になると思うんですけれども、しっかりこの点については予算が獲得されることを心から願っております。

それでは、こういうふうに川副中央幹線の整備等も市のほうで頑張っていた中で、最後、Tゾーンのほうに移っていきたいと思いますけれども、Tゾーン及び仮称佐賀ジャンクションの整備についてなんですけれども、先ほども触れましたが、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するTゾーンは、九州佐賀国際空港、佐賀県医療センター好生館、佐賀市中心部、そして、県北西部を結ぶ県内道路網の要となる重要なエリアでございます。令和七年十一月には、仮称佐賀ジャンクションの愛称を「ジャンクションT」として着工イベントが実施されました。

工事進捗や用地取得の状況について伺います。

ジャンクションにおける現在の工事の進捗や用地取得の状況はどのようなになっているのかお願いします。

○天本道路課長 県では、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリアでありますTゾーンの整備を重点的に進めているところでございます。

仮称佐賀ジャンクション付近につきましては、用地買収は完了しておりますが、昨年十一月に、委員も御案内ありましたとおり、着工イベントを開催して工事に本格着手したところでございます。

現在、ジャンクション部のランプ橋や函渠などの構造物工事ですとか、盛土、地盤改良などを国とも連携しながら進めているところでございます。先ほど申し上げましたように、共用部分ですとか盛土部分で一部、国とも協定を結びながら、現在工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○江口委員 ありがとうございます。では、また気が早いんですけども、ジャンクションの開通時期について、見通しはどのようなになっているのか御答弁いただければと思います。

○天本道路課長 佐賀ジャンクションにつきましては、先ほども申し上げまし

たとおり、昨年度、工事に本格着手をしたところでありまして、今後、ランプ橋などの大型構造物の工事を進めていくところとしております。

開通時期につきましては、現時点で具体的な時期をお示しする段階ではございませんが、引き続き関係機関と連携し、早期整備に努めまして、できるだけ早く効果が発現できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○江口委員 ありがとうございます。じゃ、最後に今後の取組について伺います。

Tゾーン整備について、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○天本道路課長 先ほども申し上げていますとおり、有明海沿岸道路や佐賀唐津道路が接続するエリアTゾーンにつきましては、国とも連携しながら、着実に整備を進めているところでございます。

有明海沿岸道路と佐賀唐津道路は、佐賀県の未来を創り、未来を守る重要な道路であると考えております。先ほど申し上げましたとおり、Tゾーンでは、仮称佐賀ジャンクションの工事が本格化してまいります。大川佐賀道路では、仮称川副インターチェンジが今年度開通予定、そして、福岡鹿島道路ではこの八月に着工するなど、目に見える形で事業が進んできております。

引き続き、人、物の交流を促進し、地域のさらなる活力を生み出し、佐賀県の未来を創る有明海沿岸道路、佐賀唐津道路の全体が早くつながりますように、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○江口委員 ありがとうございます。最後に心強い、力強い御答弁をいただきました。本当に今、四、五年置きに一つずつ一つずつ延びることによって、終点のみならず、縦への交通の分散もあり、また本当に福岡、大牟田方面への利便性が向上していくと思いますので、順調な整備を心から祈念申し上げ、私の

質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○定松委員Ⅱ前段の江口委員が時間を結構早めに終わっていただきましたので、私も協力させていただきたいと思います。

それではまず、第一点目の質問から行きます。

私は町議会議員をしておりましたときから、やっぱり地元の声というのを役所に届ける、それも一つのライフワークとしてきたわけでございます。要するに、県民生活に最も身近な公共インフラ、この地域住民の安心・安全な暮らし、社会経済活動を支えるための重要な社会基盤であります。そのために、出先機関の土木事務所や農林事務所がございすけれども、日頃から施設の不具合に関する報告や安全面への不安の声、さらには修繕や改善に関する様々な要望が寄せられているものと考えております。

私自身も地域住民からの、先ほど申しました要望等を伺う機会も多いし、また、土木事務所に寄せられる要望の中には直ちに対応できるものもありますが、その一方で、その規模の大きさなどにより、対応時間を要するものもあると認識はしております。しかし、優先順位はその出先機関でつけられておるものだと認識しておりますけれども、要望を行った地元としては、その後の対応状況に高い関心を持っておられます。途中経過を説明するなど、丁寧で確実な対応を行うことが大事だと考えております。十年前に出した要望書が、何とお蔵入りになっていたということもあるかも分かりません。

私は、このお蔵入りといいましうか、これは所長が変わるたびに、それから、係長とかそういった人たちが、特に工務課の係の人が、その係に来たときは、やっぱりその要望書をもう一回見直して、こういうものが何年に出ているというのを頭の中に置いてほしいなと思うんですね。そのことがやっぱりその地域を知ることにもつながります。わざわざ現場に行かなくても、要望書に載っていることがたくさんあるやもしれません。

そういったことから見ると、地元要望の内容を把握してあるのかちよっとお伺いさせていただきますが、土木事務所へ寄せられる地元要望にはどのようなものがあるのか、まずお聞かせください。

○草津県土企画課長Ⅱ土木事務所には、県が管理いたします道路や河川にしまして、規模の大小を問わず、様々な要望が寄せられております。

道路につきましては、いわゆるポットホールと呼ばれます穴ぼこやわだちなどの路面の損傷の復旧に関するものであったり、道路脇などから繁茂する雑草の伐採など維持管理に関するもの、そのほか、道路の拡幅や歩道の設置など整備に関する要望などがございます。

また、河川につきましては、堤防や護岸の損傷・崩壊箇所の復旧に関するもの、河川内の堆積土砂の撤去や伐採などの維持管理に関するもの、そのほか、河川の拡幅や堤防のかさ上げといった整備に関する要望が寄せられております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ私が想像していた要望書、そういうものがあるということとは、私ども出す側としても十分認識しているところでございますけれども、その要望書をですね、法的にいうと要望書と引いたら、これは会社にも要望書がある、それから地方公共団体にも要望書がありますけれども、法的根拠は本当はないんですね。法的根拠はないんだけれども、訴え、昔で言う目安箱みたいなところなんでしょうけれども、助けてくださいという地元の声なんです。その要望書をどのように取り扱っているのかお聞かせください。

○草津県土企画課長Ⅱ土木事務所への地元要望につきましては、今、委員がおっしゃった書面により提出されるもののほかにも、来所されたり、現場での対面によるものであったり、それから、電話で口頭によって聞き取ったものであったりという様々な方法によって寄せられているものでございます。

寄せられました要望につきましては、書面で提出されたものとはより、対面や口頭により受け付けたものにつきまして、その内容を記録した上で、関係職員間で共有しているところがございます。あわせて、現地での立ち会いであったり、現地調査等によりまして、要望の内容や現場の状況を確認いたしまして、その結果を踏まえて、所内で対応方針を検討しております。

要望への対応方針の検討に当たりましては、必要性、緊急性、地域の状況等を踏まえまして、総合的に判断しております。

なお、安全確保や第三者への被害防止などの観点から、緊急性が高いと判断いたしました案件につきましては、速やかな対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ それでは、土木事務所に寄せられたその要望書を工務課でもんで、おそらく副所長ぐらいまでは入るでしょう。その間にいろんな対応があると思うんですね。これはやっぱり町だよねというのとか、それから地元で、例えば、多面的機能支払交付金でやってくれないだろうかとか、いろんな対処法があると思うんですが、地元へのそういった回答といましようかね、すぐできるものもありましようし、いろんなパターンが考えられると思うんですが、その回答をどのように行っていますか。

○草津県土企画課長Ⅱ 土木事務所では地元要望につきまして、先ほど申しましたとおり、現地確認やそれを基に検討を行って対応方針を決めましたら、原則として、こういう対応ですということでお答えするようにしております。具体的には、現地での立ち会ひの下に行う場合もございますし、電話であったり、文書であったり、その要望の内容でありますとか、相手方の状況に応じて対応しているところがございます。

また、先ほどありました現地を確認したら、土木事務所が管理していないも

のという場合もございますので、そういったときにはよく状況を確認いたしまして、相手方につないだりということでございます。私の経験上も、現地確認に行ったら、実は農道であったというようなこともございますので、そういったときには所管する農林事務所であったりとか、市町にお伝えしているところがございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ 実に親切な対応だと思えます。町民の方とか町議会議員の方々、区長さん方、これは農林なのか土木なのか分からないのが本当ですね。

私も最近知ったんですが、河川は土木だ、海岸は農林だとかいろいろあるでしょう。排水機場もそういうふうに分かれていますね。もともとはそこは農林だったものが、例えば、県道と交差していると、ここまではもう県で見ましようというふうな、土木のほうでしていただくこともあるんですね。そういったすみ分けというのもしっかりとされております。

その回答はよく分かりました。未解決なのか、解決なのか。事件とは違いますが、カード化にしておられるというのも聞いていますし、それから、ペーパーで残っている部分と、それをまた目次だけでもいいので、それはデジタル化しているのかね、そこら辺どうなんでしょうか。

○草津県土企画課長Ⅱ 要望を受けました記録につきましては、大体基本的に紙でファイルにとじたりして、担当ごとに格納しておるといったことが多いかと思えます。あとそういった、いわゆる一覧表をつけるとか、そういった管理の仕方につきましては、現在、各土木事務所のほうで、おのおの工夫してやっているというのが実情だということで確認は取れております。

今、工夫をしていると申し上げましたので、こういったことを聞き取りながら、よりよく管理できるように今後努めてまいりたいと思っております。

○定松委員Ⅱ 例えば、ファイリングができていて、それから、パソコンに項目

だけでも入っていれば、市町への通達とか、いろんな連絡が取れるんじゃないかなというふうに思いますので、なお推進をしていただきたいと思います。

対応に長時間を要する場合、要望等が多年度を要する場合に、その案件というのは、その間に人事異動とかあったときについて忘れられがちなんです。これは私の町であつたんですが、農林事業で補助事業にのつかっていたんだけれども、それが通達が遅れたために、とうとう補助事業が受けられなかった、農業機械ですね。そういったこともありました。そういったことがないように、人事異動の際にも、担当の職員が替わる場合もあるかと思います。そのような案件を後任に引き継ぐための手段としてどのように行っているのか、その要望書に関してですよ、ちょっとお聞かせください。

○草津県土企画課長Ⅱ先ほども申し上げましたけれども、要望内容や対応状況につきましては、関係職員間で共有した上で、所内において記録に残して、その経緯や対応状況について確認ができる状態にはなっております。

特に先ほどおっしゃられた対応に時間を要するものにつきましては、人事異動等により担当職員が変更になった場合には、その経緯や対応状況、今後の方針等を後任職員へ引き継ぐように努めているところでございます。

しかしながら、やはり対応に時間がかかる場合には、結果的に要望者へ説明が不足する場合というのが、そういう場合もございます。このようなことがないように、要望者などのコミュニケーションを図りまして、途中経過も含めて適宜状況説明を行うなど、丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱその要望書が写真つきとか、努力して写真も何枚も撮って、それをパソコン上で構成をしながら、そして、文面もつけて、地元の区長さんや水利組合長さんとか、公民館長さんとか、道路であればそういったいろんな方々の印鑑まで押して持ってこられるときもあるんですよね。そういった場合に、

写真なんか写つとつても、それをまたどこかに送るときには、ファクスで送るときに真っ黒になったりするわけですよ。それで、例えばの話なんです、私たちが要望する場合、町の役場の建設課の係長さんあたりにちょっと見に来てくださいと、その間に写真も撮っていただきます。その写真を撮ったものがメール上で残ったり、それから、役場のパソコンの中に、自分の事業のパソコンの中にデータとして保管できる場合は、やっぱりそういったデータが通信可能なんです。あらゆるところに行けると思うんですよ。そういったデジタル時代を駆使して、そういった要望書の引き継ぎ等についてもできればいいなと思っておりますので、そういったものも推進できるのかどうか考えていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、地元要望の受け止めについてです。

先ほど少し申し上げましたが、要望書には何の拘束がないといましようかね、本当は要望書が来たものを絶対せんばらぬという義務はないんです、法的には。けれども、その要望というのはやっぱり県民の声、そして願い、そして事故の回避、安全対策、命に関わるものがあるかと思えます。そういったものを県はどのように受け止めておられるのかお聞かせください。

○草津県土企画課長Ⅱ地元から寄せられます要望につきましては、地域住民の生の声として受け止めております。このため、要望いただく場合は、県民と県の職員が直接対話をして、地域の実情や課題を共有する大切な場と捉えております。また、これらの地元要望は、道路や河川などの公共インフラの維持管理であったり、今後の整備を検討する上での基礎的かつ貴重な情報だと認識しております。

今後とも、地元からの要望につきましては、よく耳を傾け、真摯に受け止めていきたいと思っております。

以上でございます。

○古賀和浩委員長Ⅱ暫時休憩します。十五時十分をめぐりに委員会を再開します。

午後二時四十九分 休憩

午後三時八分 開議

○古賀和浩委員長Ⅱ それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○定松委員Ⅱ それでは、第二問目の質問に早速入ります。

知事提案説明事項におきまして、有明海沿岸道路の福富鹿島道路が本年八月に着工することが示されて、八月に白石の総合センターで着工式が屋内で執り行われますということを天本課長からも案内を受けました。非常に関係者の皆さんも期待されている、大変大きな一歩と考えております。

福富鹿島道路は将来の佐賀県の産業振興、また地域振興を支える重要な交通の要として、また災害時の避難や救援物資の輸送などを担う道路として欠かすことのできない極めて重要な路線となります。

今回着工の時期が示されたことから、これがどのように進められるか、地域住民の期待と関心は高くなっております。

そこで、次の点について伺いをいたします。

福富鹿島道路の概要について、それとまた着工までの経緯はどうなっているのかお伺いいたします。

○天本道路課長Ⅱ お答えいたします。

福富鹿島道路は有明海沿岸道路を構成する区間の一つでございます。白石町福富から白石町深浦までを結ぶ延長約十キロメートルの高規格道路として、県が事業主体となり、整備を進めております。

着工までの経緯につきましては、地域高規格道路の位置づけとして、平成六年度に計画路線、平成九年度に調査区間、平成十六年度に整備区間に指定されました。平成十七年度から鹿島側の約四キロメートルを福富鹿島道路Ⅰ期として事業化しております。

平成十八年度には環境影響評価の法手続に着手しました。環境影響評価は、

福富鹿島道路全体の約十キロメートルの区間で行いまして、平成二十六年度に環境影響評価書を公告縦覧して、環境影響評価の手続が完了しております。

その後は、地質調査を実施しながら、軟弱地盤対策の検討を行ってきており、ＪＲや廻里江川をまたぐなど、整備に時間を要する鹿島側の約四キロメートル区間において調査設計や用地測量を進めてきたところです。

今年一月からは用地買収に着手をし、買収できた箇所が今年八月に、委員も御案内のとおり実証盛土工事に着工することといたしました。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ 私も県議になりましたから、江口議員と一緒に、もう十五年たちます。その当時からこの有明海沿岸道路、私が議員になりましたときには、まだあそここの橋が一カ所だけ架かって、一・八キロでしたか、その部分だけが供用開始、その後、久保田から芦刈、そして芦刈の南、そして現在では六角川大橋を越えて、「道の駅しろいし」までというふうになっております。

その間、十五年がたったんだなという思いがいたしますけれども、この間、やっぱり地元の皆さん、土地を提供してくださる皆さんや、それからその土地に走る県道や区道、そういった道を利用する方々、そして、ともすれば交通法規も優先を変えなければならぬとか、いろんなことがございましょう。そういったことへの対応として、地元住民には丁寧な説明が必要になってきます。その地元への説明状況はどうなっておりますか。

○天本道路課長Ⅱ お答えいたします。

福富鹿島道路では、令和四年十一月に牛屋東分地区、牛屋西分地区と戸ヶ里地区、竜王地区と深浦地区、新明地区と新開地区において、測量範囲、地質調査の結果や測量のための土地の立ち入り等について説明を行っております。

昨年の八月には、設計ができた一部の区間で、地元関係者に具体的なルートの説明を行いました。今年の一月に用地買収に着手したところでございます。

直近では、先月十二日に、今度行います実証盛土に関する概要ですとか、施工手順、工事用道路の計画等について地元説明会を行ったところです。このほか、白石町有明海沿岸道路建設促進協議会においても、事業進捗等について御説明したところです。

地元の御理解や御協力がありまして、今回、実証盛土ができることとなりました。今後も丁寧な地元対応を行ってまいります。

以上でございます。

○定松委員Ⅱよろしくお願いいたします。

それでは、ずっと進むにつれて明らかになってきているわけなんです、この道路の構造についても若干の変化が来ております。これは福富からずっと白石町、そして鹿島のほうへと、そのルートを見ておりますと、橋梁区間が多い。どのような基準で橋梁区間と盛土区間を分けているのか、ちょっとお伺いしましょう。

○天本道路課長Ⅱ橋梁と盛土の区間の区分につきましては、地形条件や地盤条件を踏まえて、橋梁構造と盛土構造とで概算事業費を算出し、経済性の比較検討を行っております。

その結果、福富鹿島道路のⅠ期であります鹿島側においては、道路高四・六メートルを超える区間を橋梁の構造、それ以下の区間を盛土の構造としております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ盛土と橋梁の分岐点が四・六メートルということであります。これを超えて盛土をすれば危険といましようか、工法の工事額も高くなるやもしれないということなんですが、できれば、海岸部にお住まいの方々、大きな台風が来た場合に、低気圧によつての高潮被害というのがあります。地震の被害というのは、有明海ではそう考えなくてもいいのかなと思うんですが、

高潮については、近年、大型台風化していますでしょう。そのことによつて有明海を超える潮位になった場合、そして風が太平洋側から吹いてくるということになりますと、満潮の期間ずっと堤防を越えるといったような状況があるやもしれません。これは海岸から新明地区を通つて、そして今、第二線堤防も残っておりますけれども、四百四十四号線が堤防になってしまっているんですね。そういうことを考えれば、橋梁区間にするか、それとも盛土にするかということきは盛土にしてほしいなと思つたんですね。ですから、その質問をさせていただきます。

生活道路等との交差点部の構造についてお伺いをいたします。

この交差点につきましては、橋梁やボックスカルバート工法、その幅員や道路高はどうなっているのかお聞かせください。

○天本道路課長Ⅱお答えいたします。

地域の生活道路や農道との交差点については、生活や営農に支障を及ぼさずに通抜けができるよう、橋梁やボックスカルバートの構造としております。幅員については、現況の道路幅員を基本としております。

道路高につきましては、道路の種類や幅員などに応じて設定をしており、一級町道及び二級町道においては、高さ四・七メートル、その他の町道については、高さ四メートル、農道につきましては、現況幅員に応じまして、幅員五・五メートル以上は高さが四・五メートル、幅員が五メートル以下の農道につきましては、高さが三メートルから四メートルとしております。

それぞれの管理者と協議をしながら、地域の利用実態に応じた通行機能の確保を図っております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ説明ありがとうございます。

この道路高につきましては、ボックスカルバートのところには、ここは四・

○メートルですとか、それから、最大で四・五メートル、四・七メートルもありますね、一級町道、二級町道。そういった標示をちゃんとしてくれるようにお願いをしておきます。

といいますのは、最近、大型農家につきましては、積載の車に乗せて、またキャビン等がありますと、その農業機械自体が三メートルを超えるんですね。ですから、少なくとも四・五メートルはないと通れないというふうに思います。場合によっては、その道路を通らないで、ほかの道路を通じて干拓地区のほうに行く必要があるかと思いますが、そういった標示、それから地元への説明のときにも、それらを詳しく言っておかなければいけないものだというふうに思っております。その安全対策を忘れずにやっていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

その答えは、次の軟弱地盤のことについてのときにちょっとだけ聞かせていただければと思います。

軟弱地盤対策について、私どもは、今まで事業を進めるに当たって軟弱地盤の工法検討委員会ですか、それも何回となく開かれたというふうに思っております。その軟弱地盤が厚いと聞いておりますが、地盤の中の軟弱地盤の分布状況、地下構造の分布状況がどうなっているのかお伺いします。

○天本道路課長 軟弱地盤の状況についてですが、これまで整備を進めてきました佐賀福富道路での軟弱粘土層の厚さは、芦刈地区で約十二メートルから十三メートル、福富地区で約十四メートルから十七メートルとなっております。

一方で、福富鹿島道路の軟弱粘土層の厚さは、只江川付近で最大約二十六メートルと、さらに厚くなっていることが地質調査の結果、判明しております。

以上でございます。

○定松委員 〓これは軟弱地盤が深いということであります。福富の六角川を渡ったら一気に二倍ぐらいになる、一気にというんでしょうか、只江川のほう

で約二倍ということでありますから、地下工法にも相当の費用を要するということは容易に想像がつくわけであります。

これまでの地区よりも厚い軟弱地盤、この福富鹿島道路では、その軟弱地盤の対策として工法検討委員会等でも議論がなされたと思いますが、どのような検討がなされておるのかお聞かせください。

○天本道路課長 軟弱地盤対策の検討状況についてお答えいたします。

県では、これまで整備を進めました佐賀福富道路において、軟弱地盤対策における工法を現場で検証しながら、その都度、知見や教訓を得て、必要に応じて工法を変え、有明海沿岸道路の整備を行ってまいりました。

先ほど申し上げましたように、場所によって軟弱粘土層の厚さが変化をしております。先ほど只江川付近で最大約二十六メートルと申し上げましたけれども、これがさらに鹿島川の深浦側に行きますと、逆に軟弱粘土層の厚さは、佐賀福富道路の福富インター付近と同程度となっております。こうした形で粘土層の厚さが変化しておりますので、実証盛土等で沈下の観測など、検証結果を踏まえて工法を今まで見直してきております。

例えば、佐賀福富道路の福富地区では、盛土高五メートル以上の場合には、軟弱粘土層にコラムという柱状のセメント系の改良ぐいを支持層まで形成して着底させて、その上にスラブという改良材の板状の盤を、一・五メートルの厚さで盤状のものをつくりまして、その上に盛土をするという工法を取っております。

福富鹿島道路の設計施工に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、軟弱粘土層が最大二十六メートルと厚くなっていることから、有明海沿岸地域特有の厚い軟弱粘土層にどのように対応していくかが最大のポイントとなっております。

このため、有識者と行政関係者から成る佐賀県地域高規格道路軟弱地盤対策

工法技術検討委員会と、そのワーキンググループで軟弱地盤対策工法の検討を進めてきたところでありまして、有識者の意見を聞きながら、実証盛土の工法や場所、観測方法を決定したところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ先ほど丁寧な御説明をいただきました。

私も以前、一般質問等で聞いたかと思いますが、芦刈のところが、もう十年ぐらい前に一回地滑り等で破損した時期がございました。その時期と合わせたように、芦刈のほうのカーブの辺でもアスファルトを何回も張り直した跡があったりして、どうしても供用開始してからも地盤が沈んだりしたのかなというふうに思っております。

今、六角川大橋を越えて福富の道の駅までの区間につきましては、工法が変わったせいか、変化があまり見られないような、破損部分もないし、そして走っていても気持ちよく通ることができ、今までの研究の成果が出てきたんだなというふうに感謝を申し上げておきます。

その上で、この区間の実証盛土の工事内容というのはどのようにされるのかお願いします。

○天本道路課長Ⅱ実証盛土の工法は、地盤改良としまして、先ほど申し上げましたスラブという板状のものを一・五メートルつけます。そして、コラムという柱状の改良ぐいを十五メートル形成します。これは粘土層が厚いので、支持層まではつけない形と今回しております。その後、盛土を施工するということとしております。

同時に、現場での観測、検証を行いながら、最適な工法を決定していくこととしております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱこの試験盛土につきまして、試験盛土をするんだけど、長い

期間観測する必要があるかと思うんですね。最近ではAIを駆使したりとか、そしてコンピュータ上で、そういった圧密沈下の度合い、時間的な経過、地理なども考慮すれば、圧縮できるんじゃないかなというふうな思いもいたしますので、できればスピードを上げていただきたいなと思います。

それと、最後にお伺いしたいんですが、最終的には鹿島のほうの、厳密に言えば白石町の深浦の龍王崎のカーブになりますが、そこに取り付けが来るのだろうというふうに想像しております。その折の接続部分における車両通行の安全性の確保、これは例えば、江北町のバイパスと、それから芦刈へ続く有明海沿岸道路乗り入れ口の連結道路、あそこの場合は、一回カーブをしてきておるんですが、龍王崎のところでは、JRを渡った後、そのまま二〇七号線の百貫橋に向かう直線につながるものというふうに想像はしております。そこは国道二百七号線から沿岸道路に乗り込むところ、それから、カーブを曲がって二百七号線にそのまま国道を通る車両もおるかと思えますね。そこら辺での安全対策というのは確保しなければならぬと思っています。通行するイメージが想像しづらい。今のところ分りにくいなと思うし、これは逆行などの危険性を懸念する声もあることから、利用者にとって分かりやすく安全な道路となるよう配慮が必要だと思っています。

今、深浦のところに大型のCADといいますか、想像ではここを通りますよというふうな大きな看板がありますよね。それだけでは何となく分かりづらい。それがしつかりとこのような設計になるだろうというのが分かり次第、皆さんにもお示しをしていただきたいというふうに思いますが、どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○天本道路課長Ⅱまず、安全性の確保についてでございますが、近年、高速道路においてドライバーによる逆走や操作ミスに起因する事故が多発しております。通行の安全性を確保するためには、利用者にとって分かりやすい道路とな

るように配慮することが重要だと考えております。

このため、案内標識の設置や路面標示の工夫などによって進行方向を明確にすることで、誤進入や逆走の防止を図るなど、安全対策には取り組んでいくこととしております。

また、今、委員がおっしゃられたとおり、現地にありますパネルといいますか、完成予想図ではなかなか取り付けの形というのは分かりにくいと思います。ただいま、まさに設計を行っているところでございまして、その点については、詳細なことが分かり次第、地元の方にもまた説明を行いたいと思っております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ分かりました。そういったことで進められていたのだと思います。ですが、これは一般質問の中でも、たしか藤本議員がおっしゃられたかと思いますが、福富道路と鹿島道路の連帯を持った完成年度、これは私が想像するに鹿島のほうをまず早くやって、橋梁に何年もかかるからということとございまして、その後に福富がやっても最終的な供用開始は同一時期になるのではないかなと、そこが狙い目のだろうというふうに思うんですが、そこら辺の見通し、多年度にわたるんですが、その見通しというのは今の段階でお教えできますか。

○天本道路課長Ⅱ供用時期についてですが、現在のところ、先日もし上げましたとおり、全体を供用するのが望ましいということで、県としては考えております。そのために時間のかかる鹿島側から設計を行っているという状況でございまして、そこは事業進捗の状況を見ながら、福富側のほうについても取り組んでいきたいというふうに考えております。

完成時期については、全体が早くつながるように取り組んでまいりますということでは、はっきりした時期がお示しできませんで申し訳ありませんけれども、

そういうことでございます。

○定松委員Ⅱ地元の期待もあることから、やっぱり進捗についても、安全かつ迅速にということをお願いをしておきます。

それでは、次の項目に入ります。無電柱化についての質問であります。

無電柱化につきましては、これまで国民スポーツ大会の開催に合わせ整備した国道二百六十三号線、また佐賀駅北側の市道三溝線をはじめ、国道三十四号線のSAGAアリーナ前交差点から国道二百六十四号線を経由し、国道二百八号線の佐賀大南交差点に至る区間、また唐津市では、唐津くんちの曳山巡行コースになる県道唐津呼子線、また鹿島市では、祐徳稲荷神社門前商店街の市道の三路線、これは私が県内いろんなところを見て回るときに気づいたものを書いておるんですが、そういうのを見る機会が増えれば、どうしてもここは無電柱化になっているなど、つい見えてしまうんですね。非常に景観がよくなったなという感じがしております。

また、道路空間においては、街路樹、これは緑豊かな景観を形成して長い年月をかけて大きく育ったイチヨウ並木が沿道の景観を形づくっている箇所も見受けられる。また、快適な道路空間の形成に寄与しているところでもあります。

また一方で、そのイチヨウ並木というのも、イチヨウ並木ができたのは、私が小学校のときは幼木が終わっていたような感じなんです。今から六十年くらい前の話。当時の佐賀国体に合わせてとか、そういったものがあつたのかも分かりませんが、年々大きくなっちゃって、下の路面が盛り上がってくるような、歩道に支障を来すような成長を見ているところもあるやに思います。

また、台風などの倒木とか飛来物、枝が折れて電線にかかる、電線を切断するということふうな事故によって停電、通信障害、さらには緊急車両の通行に支障を来す事例も見受けられることから、無電柱化の重要性は一層高まっている

と思います。

また、歩行者の安全の確保やバリアフリーの観点から、学校周辺の通学路においても、路肩にある電柱の存在が通行の妨げとなっている箇所もあり、誰もが安心して通行できる道路環境の面から、その必要性は高まっていると思います。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まずは、無電柱化の目的というのはどのようなものがありますか。

○村井道路安全推進室長 無電柱化の目的については、一つ目としまして、電柱倒壊による道路の寸断防止や停電、通信遮断の防止など防災性の向上を行うものであります。

また、二つ目としまして、地域の魅力向上に資する良好な都市景観を形成するものと考えております。

三つ目としまして、誰もが安全・安心に通行できる快適な空間を確保すると考えております。

これらを目的に取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○定松委員 分かりました。この対象道路につきましては、どのような道路を対象にいたしますか。

○村井道路安全推進室長 無電柱化に取り組む対象道路としましては、緊急輸送道路や防災強靱化の観点で優先すべき道路、また重要伝統的建造物群保存地区などの歴史的町並みを保全する地域内の道路、また歩行者の安全確保を求められるバリアフリー法に基づく特定道路や通学路などにおいて取り組んでおるところでございます。

以上です。

○定松委員 これは対象道路を取り上げれば幾つもあるので、どれからするか

なというふうな、そういった事業費等もありましょうし、新しく市町で取り込まれる道路整備につきましての一つのメニューとして予算をつけてやられるものだというふうにも思いますけれども、さらなる進捗をお願いしたいと思います。

工事の進め方なんですが、事業化に当たっての電線の管理者との調整、打ち合わせはどうなっていますか。

○村井道路安全推進室長 無電柱化の調整については、電線管理者など、関係機関との合意形成を図る必要があります。このため、国、県、市町の道路管理者や電線管理者、学識者で構成する佐賀県無電柱化協議会において、整備延長や整備手法について調整を行い、計画的かつ円滑に推進していくこととしております。

以上です。

○定松委員 私は、先ほど前段でここところは見たなと思って書いているんですが、これまで県内で無電柱化に取り組んだ主な箇所というのはどのようなところでしょうか。

○村井道路安全推進室長 無電柱化に取り組んだ主な箇所について、各道路管理者別にお答えをさせていただきます。

まず、県が管理する道路につきましては、昭和六十一年度から佐賀駅から県庁までの中央通りにおいて初めて無電柱化を実施したところでございます。以降、県道東与賀佐賀線の佐大南交差点から国道二百六十三号線のSAGAサンライズパークまでの区間など、約二十二キロの区間で整備を行ってきたところでございます。

現在は、佐賀大学北側の通りである県道西与賀佐賀線や、唐津くんちで曳山巡行コースとなっている県道唐津呼子線、小城市の国道二百三号から小城駅へとつなぐ県道小城牛津線、肥前鹿島駅周辺整備として行う県道肥前鹿島停車場

線、有田陶器市の路線であります有田町内山地区の県道大木有田線等の約四キロにおいて取り組んでいるところでございます。

次に、国が管理する道路におきましては、国道三十四号の鳥栖市の元町地区、佐賀市の兵庫地区、嬉野市の下宿地区、国道二百三号の小城市の下町地区において約十二キロの区間で整備がなされたところでございます。現在は、国道三十四号の鳥栖市の神辺地区、佐賀市の開成地区、武雄市の武雄地区の約五キロで取り組んでいるところでございます。

次に、市が管理する道路につきましては、観光地となっている鹿島市の肥前浜宿の酒造通りや、(353頁で訂正)唐津市の曳山通りなどの約九キロの区間で整備がなされているところでございます。現在は、佐賀市の佐賀駅からSAGAアリーナに向かう市道三溝線の約一キロで取組が行われているところでございます。

以上です。

○定松委員Ⅱメモし損なうようなたくさんあります。後で一覧を頂きたいと思っています。

無電柱化、この整備するに当たつての課題というのはありますか。やっぱり地下工法ですので、いろんな苦労もあるかと思いますが、課題等について教えてください。

○村井道路安全推進室長Ⅱ整備の課題として大きく三つあると考えております。

一つ目は、整備する区間や工法を検討する際に、道路管理者や道路下に埋設されている占用物との協議、調整に時間を要していること。(353頁で訂正)二つ目としては、電力の管理や調整を行う地上機器の設置場所や路上工事の時間などについて、沿線住民の理解が必要なこと。三つ目としては、埋設する管路や設備の工事に多額の費用や期間を要することなど、課題があると考え

ているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱいろんな課題があるかと思えます。無電柱化にできれば本来にきれいだなというふうに思うんですが、これはいろいろ問題があるんだろうなと、かなりの事業費がかかるというふうにも聞いております。

ちなみにこの一キロ当たりの事業費、どのくらいかかりますか。平均でよくです。

○村井道路安全推進室長Ⅱ整備の費用については、各路線によって無電柱化の整備方法や整備延長、道路拡幅及び歩道整備のありなし、用地買収のありなし、電力を供給するための沿線建物の数、周辺環境など、条件が様々なところがございますので、一概には単純に比較はできないものと考えるところでございます。いろんな様々でお金の金額がばらばらでございますので。

○定松委員Ⅱ後で教えてください。それはいろんなメニューがあるので、どれを基準にするかというのが取りにくいんだろうというふうに思いますけれども、無電柱化することによって、要は工事費の増費の部分というのが僕は欲しかったんですね。そのことについては後で教えてくださいたいと思います。

その課題への対応についてはどのようにしておられますか。

○村井道路安全推進室長Ⅱ課題への対応について、道路管理者や占有者などの調整においては、(353頁で訂正)個別調整に加え、それぞれが抱える課題や要望、進捗状況を共有するための合同会議を開催することで調整が進むように努めているところでございます。

もう一つは、道路沿線の地元関係者との調整においては、地元の方がイメージしやすいように、実際に地上機器の模型を現地に置きまして、設置場所の調整を行うなど、工夫を行いながら理解を得られるように努めているところでございます。

また、無電柱化に要する費用や期間短縮については、従来の工法から管路をできるだけ浅い場所に埋設することや、管路を設置せずに民地の裏側へ配線を行うなど、幅広く検討を行いながら、コスト縮減や作業効率の向上を図り、期間の短縮に努めているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ分かりました。それでは、今後の取組についてもお聞きしておきたいと思いますが、金もかかる、しかし、景観はよくなる、地上物はどこに置くか、いろいろ配置も苦労するんでしょうけれども、今後県はどのように——これはいろんな計画路線、先ほどのようにいろいろあるかと思えますけれども、どのような方針で取り組んでいきますか。

○村井道路安全推進室長Ⅱ無電柱化につきましては、道路の防災性の向上、良好な景観の形成や安全で快適な通行空間の確保など、その地域の特性やポテンシャルを生かしたまちづくりや、災害に強いまちづくりを実現していくための取組の一つと認識しているところでございます。

無電柱化における様々な効果や課題を踏まえ、今後もこれまでの整備で得た知見や新たに開発された技術を生かしながら、道路管理者との調整に努めながら事業を進めていきたいと考えておるところでございます。(353頁で訂正)

引き続き、地元の皆様の理解と協力を得ながら無電柱化の推進を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○定松委員Ⅱこれは無電柱化になれば、カラスも止まらないし、いろんないい面が出てくると思います。どうぞしっかりと推進をお願いいたします。

それでは続きまして、排水機場の維持管理についてお伺いをさせていただきます。

県内には多くの排水機場があります。昨今雨が降っておりますけれども、こ

の雨期や台風、その重要な役割を担っております。最近では、やっぱり豪雨災害が激甚化しておりますし、頻発化する中に、適切な維持管理によってこの大雨時に速やかに最大限の出力で稼働できるようにしておく必要があります。これは経過年数が、昭和の年代からほとんど造られておりますので、もう相当経過したところもあるかと思えます。その故障も多くなるけれども、確実に稼働させる、そして専門業者による質の高い点検、そして、施設の特性に応じた適切な操作が必要と考えております。

私も雨が降って、これは相当な雨が降っているなといったときは、乗用車でなくてダンプで排水機場を回るときがあるんですね。操作員さんとも顔なじみになっております。よく言われるのが、雨季前点検で指摘していたんだけど、配電盤の調子がやっぱり悪い。これはこら辺がくせなんだよねというふうな、そういうのも操作員さんたちはよく御存じであります。

その排水機場の操作というのは県から市町へ委託されます。そして、市町から地元自治会や、その詳しい個人さんにも再委託されて操作が行われているというのが現状なんです。いわゆるポンプの排水員さん。複数であったり一人が担っていたり。例えば、三つの排水機場を五人ぐらいで回しばんこでしていたりとか、いろんな方法があるかと思えますけれども、操作員さんたちは長年の運転実績、そして、設備の経年変化によって生じたこの機場固有の操作上の特性、これを把握しておられます。

この内容等については、点検によって、その点検結果、不具合箇所の対応状況について、操作員が認識することにより円滑な運転操作が期待できるものだと思います。排水機場を適切に維持管理していく上には、雨季前点検、これは確実にやっていた方がいいものだと思いますけれども、そういった雨季前点検に、例えば、県内の排水機場の施工メーカーさん、何社かございますけれども、そういったところが雨季前の点検に携わっておられると思うんですが、

情報共有を行うことが重要と考えております。例えば、運転日誌で残すとか、いろんな方法がありましょう。そして、緊急時の連絡先などで、もう直接その施工業者さんたちとの連絡が取れるような、そういうホットラインもつくっておく必要があるかと思えます。

排水機場の設置状況についてまず伺いたしますけれども、これは県ではどのぐらい設置され、その老朽化の状況はどのようになっていますか。

○藤田河川砂防課長Ⅱ自然排水が困難な低平地を抱えます本県におきましては、河川管理施設として設置しております排水機場につきましては、家屋等の浸水被害を防止、軽減するための重要な役割を担っております。

現在、県管理河川におきましては五十三施設を設置しております、また、近年では、数多くの施設で老朽化が進んでいるところでございます。設置後三十年経過したものが五十三施設のうち三十七施設となっております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱこの五十三カ所というのは、これは県土整備部のところだけですか。農水関連は別ですか。

○藤田河川砂防課長Ⅱ県の河川管理施設のみの数となっております。

以上です。

○定松委員Ⅱそれでは、県の管轄の箇所について、その維持管理の状況というのはどういうふうになっておりますか。

○藤田河川砂防課長Ⅱ排水機場は確実に本来の排水機能を発揮することが大事でございます。このため、河川法施行令の規定によりまして、年一回以上の点検が義務づけられているところでございます。国土交通省によって策定されました「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル」に基づきまして、専門業者により点検を実施しているところでございます。

また、今ある施設を長く利用し、かつ本来の排水機能が発揮できるよう長寿

命化計画を策定しているところでございまして、この計画に基づきまして、国の補助事業でございします河川メンテナンス事業や単独事業を活用しながら修繕や更新を行っているところでございます。

以上です。

○定松委員Ⅱいざというときに一〇〇%の力が出せるように日頃から管理していくことは重要だと思いますけれども、その雨季前点検が最も重要になるかというふうに思います。

雨季前点検の実施状況について伺いますが、例えば、点検するにしても、これは排水をするとき長時間運転するんですね。例えば、連続で十二時間運転しよると。三時間運転しよるといふときもありましょうし、十二時間を超えるのであれば、途中、休みをちよつと入れてくださいねとか、そういうことも必要になるかと思うんですね、老朽化の場合は。そういったことから、雨季前点検の重要性、そしてその実施状況というのはどのようになっていますか。

○藤田河川砂防課長Ⅱ排水機場の定期点検では、まず、年一回の法定点検として、設備の機能を維持し、信頼性を確保することを目的に、雨季前に専門業者による設備全体の詳細な機能確認や状態の把握を行っております。この点検では、機器内部の目視確認や起動確認だけではなくて、実際に設備を試運転しまして、確実に稼働できるかについても確認を行っております。大変重要な点検だと考えております。

このほかにも操作員による点検といたしまして、主に出水期である六月から九月にかけては月二回、それ以降は月一回程度、目視による状態確認とあわせてまして起動確認も行っております。

以上になります。

○定松委員Ⅱこれは雨季前点検にも多額の検査費用がかかると思うんですね。そのときは点検をしとったんだけれども、実際に八月、九月の大雨のときに長

時間運転しとつたら、エンジンの温度上昇で止まっていたということも多々あるうかと思えます。そういった場合の操作員との情報共有というのが大切だというふうにさつきから申し上げておりますけれども、実際に雨が降っている、長時間稼働している時期についても、メーカーさんが来られたりとかというのは頻繁にされているんでしょうか。

○藤田河川砂防課長Ⅱメーカーにつきましては、その排水機場ごとに緊急連絡先を設置しております、緊急の事態が生じましたらメーカーに直接連絡が行くような体制を取っております。あわせまして、土木事務所にも緊急連絡の体制を取るようになっております、そういうことで対応をいたしているところでございます。

○定松委員Ⅱ普通そうだろうなというふうに想像します。実際、やっぱり施工してから現在までのずっと積み上げというのが、そのメーカーにも整備手帳あたりはずっと残っているでしょう。そして、ストックマネジメント事業で、例えば、これをオーバーホールしましたよ、何年度にオーバーホールしましたよというふうな、そういった整備日誌、整備の状況が分かるんだと思います。そういったことの操作員との情報共有によって、長寿命化も達成されるものというふうに思っております。

今後の維持管理について伺いますが、適切な維持管理を行っていく上で、操作員との情報共有を含めて、どのように行っていくのかお聞かせください。

○藤田河川砂防課長Ⅱ排水機場の管理に当たりましては、長寿命化計画に基づいた定期的な点検と計画的な修繕や更新により、引き続き適切に維持管理を行っていくこととしております。また、操作に当たりましては、設備の実情に詳しい操作員さんや市町の担当職員とも緊密に連携を図ることが大変重要だということと考えております。

今後、施設の老朽化が進んでいく中で、排水機場の機能を確実に維持してい

くために、市町もしつかり連携をしながら、専門業者による点検時に必要に応じて操作員が立ち会う機会を設けるなど、様々な工夫を行いついて、関係者間での情報共有が円滑になされるよう、しつかり取り組んでまいりたいと考えております。今後も、定期的な点検と計画的な修繕や更新による効率的で効果的な維持管理を行いながら、住民の暮らしの安全・安心に努めてまいります。以上になります。

○定松委員Ⅱここ数年は大きな水害等もなかったんですね。令和元年と令和三年に大町・武雄大水害がありましたけれども、その後は何となく雨季を過ぎ、台風災害もさほど被害も出ていないような感じがするんですが、そろそろ来るのではないかというふうな、何かこう嫌な予感もするわけで、これはしつかりとその管理をしていただきたい。そして早急の排水に寄与していただきたいと思えます。

それでは続きましては、全国都市緑化フェアに向けた取組、このことにつきましては猪村委員さんも質問がなされましたので、少し簡潔になるのかなと思っております。

この四月に山博と緑化フェアの事務局が誕生いたしました。松尾さんを筆頭にしっかりと進めていただきたいと思えます。私は、県外から多くの方々に訪れていただきたいという思いから、広報や集客に力を入れてもらいたいというふうな思いであります。

それでは、次の点について伺いいたします。

今年度の取組についてですが、基本計画を踏まえた各種実施計画を策定すると聞いております。具体的にはどのような取組を行っているのか。二重になると思いますので、簡潔によろしいです。教えてください。

○松尾政策企画監Ⅱ現在、三月末に策定しました「第四十四回全国都市緑化フェア from SAGA 基本計画」を受けまして、メイン会場となります吉野ヶ

里歴史公園、森林公園、佐賀城公園の会場計画や展示計画をはじめとしまして、あとそのほか、協働推進の内容、植物調達の方法、広報計画など、具体的な内容について局内で議論、検討していると、そういう状況でございます。

以上です。

○定松委員Ⅱありがとうございます。それでは、広報戦略についてでありますけれども、令和十年春に緑化フェアが開催される。そのことを期待感を持って県民が感じて、そして、令和十年春にきれいになったこの佐賀の市街地を見ていただきたい。

これは私が想像しますに、例えば、佐賀駅でありますとか、佐賀空港でありますとか、県内、県外から訪れる方々の玄関口などはきれいに花で埋め尽くされて、そして吉野ヶ里公園には、今でも年間八十万人来られますので、それが倍増するなどのいろんな変化が欲しいなというふうに思っております。そのための吉野ヶ里の展示物なども公開されるようになっておりますし、いろんな効果があるんだろうというふうに思っております。

それでは、県外を含めてどのような広報戦略を考えておられるのかお聞かせください。

○松尾政策企画監Ⅱ県内で「全国都市緑化フェア（SAGA GREEN JAM）」ですけれども、まだ令和十年三月に開催されるという認知度はまだまだ低いと認識しております。現在、認知度向上を図るための基本となるホームページの制作、それからポスター、のぼり旗などのデザインを行っております、急いで広報ツールを作成しております。

このような広報ツールを活用して県民への認知度向上を図るとともに、フェア開催までの準備段階から各種イベント、それからワークショップを展開し、メディアの露出も含めて、「見える化」を進めることで県民の期待感や参加意欲を高めていきたいと考えております。

また、県外への広報につきましては、現在策定を進めている広報実施計画の議論を踏まえて、ターゲットエリアを定め、効果的な情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○定松委員Ⅱこれは議会ではいろんな緑化フェアについての議論をすることも広報の一つかなと思いますので、改めての質問になりますけれども、佐賀フェアへの集客については、近年の緑化フェア、今年は例えば、京都丹波、それから神奈川ですね。そういったところはまだまだありますので、近年の緑化フェアの先進開催地、それらの入場者数、来場者数、その実績はどのくらいの規模で推移しているのか教えてください。

○松尾政策企画監Ⅱ緑化フェアの来場者数につきまして、開催地や会場構成等により違いはありますが、直近三カ年の来場実績で申しますと、令和五年の仙台フェアでは約百十五万人、令和六年の川崎フェアでは百六十二万人、令和七年の岐阜フェアでは二百万人といった実績となっているところでございます。緑化フェアでは都市の規模と会場構成、事業内容、開催期間などによって来場者に違いが出てくると考えております。

以上です。

○定松委員Ⅱそれでは、そのことを受けて、佐賀のフェアでは、来場者目標というのは今の現段階では定められておるのかお聞かせください。

○松尾政策企画監Ⅱ本県の来場者目標についてですけれども、現時点では展示、出展、それから、集客コンテンツをどうしていくかなど、具体的な実施内容を議論、検討している段階でございます。このため、現時点で来場者目標の設定までは行っておりませんけれども、実施計画を策定する中で並行して来場者の目標者数についても議論、検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○定松委員Ⅱ早急にこの目標人員をつくり上げていく、これは実行委員会が本年つくられるということですので、そこら辺では決まるのかなというふうに思っていますけれども、できるだけたくさんの方々が佐賀を訪れていただきたいというふうには思っております。

また、準備段階で、これは釈迦に説法かも知れませんが、花などは真つすぐ種を植えてから花はさかぬですよ。これはそういう準備期間というのが、これは確かに必要なんです。前の年からどうかすれば仕込んだかんばいかぬ部分もあるかと思いますが。球根なんかそうですね。そういったものも踏まえれば、先手先手の計画性を持ってなされないと、代用植物を植えるようなことになります。

例えば、これは話全然変わりますが、佐賀国スポのときにグリーンの状態が悪かったゴルフ場がありましたよね。いまだに何かこう、ブーイングが出ているような感じなんですね。そういった印象を与えないような開催に気をつけていただきたいと思います。

業界の方々も大変期待をしておられます。これは十年も前から団体の方々は、佐賀でぜひ緑化フェアをしてくださいというふうな要望の下に現在計画中というところでございますので、団体の要望を聞きながら、そして確実に計画どおりの実施ができますよう期待を込めて、最後に、どのような緑化フェアを貫徹させていくのか、取り組んでいくのか、もう一度、松尾政策企画監、取組のしつかりとした決意をお願いします。

○松尾政策企画監Ⅱ植物調達と造園団体との意見交換をしつかりやっていくようにということでございます。今年からそういった意見交換ができるような会議体みたいなのも考えていきたいと考えております。

それから、今後の今年度の取組、特に集客ということで質問をいただいております。

緑化フェア、国内最大級の花と緑の祭典と言われております。全国から多くの方々に訪れていただく絶好の機会というふうに考えております。また、令和十年春は「山の博覧会（SAGA JAM2028）」も同時開催をされます。佐賀県の施策の中でも集客力のある大規模プロジェクトになるものと認識しております。集客に関しては、観光部局とも早め早めに情報共有をしながら旅行事業者、交通事業者などにも周知を図り、観光ルートにも組み込んでいただくなどして全国から集客につなげていきたいと考えております。

また、全国都市緑化フェアは昭和五十八年から開催されておまして、これまでのブランドを生かした情報発信も可能でございます。国土交通省、それから公益財団法人の都市緑化機構とも連携しながら、全国の関係団体、関係機関にも周知を図りまして、多くの方々が令和十年春に佐賀県を訪れるようしっかりと準備をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○ 発言訂正

○古賀和浩委員長Ⅱ答弁の修正を行います。

○村井道路安全推進室長Ⅱすみません、答弁の修正のほうをさせてもらいたいと思います。

無電柱化についてでございますけれども、問三の（四）で酒造通りと発言しましたが、正しくは酒蔵通りでございます。

問三の五、六、七で道路管理者と申しましたけれども、正しくは電線管理者でございます。

すみませんでした。以上、修正させてもらいます。

○古賀和浩委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後四時十一分 休憩

午後四時十三分 開議

○古賀和浩委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○古賀和浩委員長Ⅱ甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第三十九号議案、乙第四十三号議案及び乙第四十五号議案、以上四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀和浩委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は原案のとおり可決されました。

○継続審査

○古賀和浩委員長Ⅱ最後に、四月臨時会から引き続き審査中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、山博・緑化フェアについて

一、災害対策について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀和浩委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上五件についての継続審査を議長に申し出ることといたします。

以上で本委員会に付託された案件の全てを議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後四時十五分 閉会

速記者 田 邊 ゆきの

						地域交流・県土整備常任委員長
					同	副委員長
				会 議 録 署 名 者		
		同	同	同		
		同	同			
		同				
議事課委員会担当係長	議 会 事 務 局 長					
武 藤 久 祥	真 坂 昇	中 本 正 一	江 口 善 紀	定 松 一 生	留 守 茂 幸	猪 村 利 恵 子
						古 賀 和 浩

令和八年六月二十九日（月）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	副委員長	理事	〃	〃	委員	〃	〃	〃	〃	〃	〃
田中秀和	石丸太一郎	指山清範	石倉秀郷	江口善紀	西久保弘克	坂口祐樹	青木一功	池田正恭	定松一	野田勝人	武藤明美

午前十時 開会

○田中委員長Ⅱおはようございます。ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○田中委員長Ⅱ最初に、会議録署名者として西久保弘克委員、定松一生委員、江口善紀委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○ 継続 審査

○田中委員長Ⅱ閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。
お諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることになしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。
これもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。

午前十時一分 閉会

速 記 者 竹 澤 理 恵

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長

田中秀和

同 副委員長

石丸太郎

会議録署名者

西久保弘克

同

定松一生

同

江口善紀

同

武藤明美

議会議務局長

真坂昇

議事課委員会担当主査

中島彰子

令和八年六月二十九日（月）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会

委員長	副委員長	理事	〃	〃	委員	〃	〃	〃	〃	〃
留守茂幸	藤崎輝樹	木原奉文	土井敏行	徳光清孝	石井秀夫	猪村利恵子	古川裕紀	岡口重文	弘川貴紀	中本正一

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会質問者順序

月 日	順 序
六月二十九日（月）	
木原 奉文 379 頁	1
土井 敏行 392 頁	2
徳光 清孝 398 頁	3
中本 正一 403 頁	4

午前十時三十分 開会

○留守委員長Ⅱおはようございます。ただいまから新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を開催いたします。

○議席指定

○留守委員長Ⅱまず、本日の議席につきましては、会議規則の規定を準用し、ただいま御着席の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○会議録署名者指名

○留守委員長Ⅱ会議録署名者として、古川裕紀委員、岡口重文委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日の委員会は、お手元に配付いたしております日程表のとおり、参考人招致を行います。

○参考人の出席について

○留守委員長Ⅱ参考人の出席についてお諮りをいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件について、本日、国土交通省鉄道局次長 小林太郎氏を参考人として、それから、国土交通省鉄道局技術企画課鉄道産業技術戦略室室長 中山央巳氏、及び国土交通省鉄道局幹線鉄道課課長補佐 高相裕氏、以上二名の方々を補助者として、本委員会に出席を求め、お手元に配付いたしております日程表に記載の事項について御意見を聞きたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定し、その旨、議長に申し出ることにいたします。

暫時休憩します。準備が整い次第、委員会を再開しますので、そのままお待ちください。

午前十時三十二分 休憩

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会 日程表

令和8年6月29日(月)
第4委員会室

◎参考人招致

予 定 時 間	10:30 ～ 15:00
参 考 人	国土交通省 鉄道局 次長 小林 太郎 氏
補 助 者	国土交通省 鉄道局 技術企画課 鉄道産業技術戦略室 室長 中山 央己 氏 幹線鉄道課 課長補佐 高梶 裕 氏
意見を求める事項	九州新幹線西九州ルートのこれまでの経緯と今後について
質 疑	各会派代表及びフリー形式による質疑

午前十時三十四分 開議

○留守委員長Ⅱ それでは、委員会を再開します。

ただいまからお手元の日程表に従いまして、参考人から御意見を聞くことにいたします。

それでは、本日御意見をお聞きする参考人を御紹介申し上げます。

まず、参考人として国土交通省鉄道局次長、小林太郎氏でございます。ほか補助者の方々です。

小林参考人及び補助者の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。

これより小林参考人には九州新幹線西九州ルートのこれまでの経緯と今後について御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いを申し上げます。

なお、参考人は着席のまま御意見を述べられて結構です。

それでは、よろしくお願いいたします。

○小林参考人Ⅱ では、冒頭だけ立ち上がらせていただきます。

私、今御紹介にあずかりました国土交通省鉄道局次長をしています小林と申します。本日はどうもありがとうございます。

日頃より鉄道行政に関しまして御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝申し上げます。そして、本日この佐賀県議会の新幹線・地域交通問題対策等特別委員会におきまして、九州新幹線西九州ルートのこれまでの経緯と今後についてということで意見陳述とその後の質疑という大変貴重な機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

この場合は令和二年に、今、国土交通審議官をしております寺田が当時私のポ

ジションにおったときにお招きをいただいて以来、過去三回、国土交通省鉄道局のほうから意見陳述をさせていただいたというところで伺っております。今日は四回目ということでございます。本当に留守茂幸委員長をはじめ、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会の委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

私自身のことを冒頭少し御紹介させていただきますと、昨年七月一日付で鉄道局次長を拝命いたしましたので、今、ちょうど丸一年ということになります。この一年間、新幹線を担当させていただいておりましたけれども、過去に、令和三年から令和五年になりますけれども、五年前、鉄道・運輸機構のほうに向向しておりました、当時、北陸新幹線の遅れとかいうことで、いろいろ地元の方々にも御迷惑をおかけしたというタイミングで機構のほうに出向いたしました、二年間そちらで担当しておりました。その際、北陸新幹線や北海道新幹線はいろいろトラブルなどもあったんですけども、ちょうど幸いなことに令和四年九月、武雄温泉―長崎間の開業に立ち会うことができました。

当時、私も担当しておったので、佐賀県のほうにも何度も足を運ばせていただいて、今でもいろいろ覚えておりますけれども、まず最初に車両が到着をいたしまして、武雄温泉駅を出発する式典にも参加をさせていただきました。

今、動いていますが、本当に武雄温泉駅を出発するときに併設されている武雄市役所から皆さんが旗を振って、すごく多くの方々が盛り上がり、地元地域にとつてすごく大きな意味があるプロジェクトだったんだというのを感じた次第でありますし、その後、まさに開業のときも、最初は長崎駅で朝五時に始発列車を見送った後、武雄温泉まで来まして、それから戻って嬉野温泉駅での開業式典にも立ち会わせていただきました。また嬉野の皆さんも本当に喜んでいらつしゃって、開業効果、これから大きいんだというふうに感じたところでございます。当時、四年前でありますけど、嬉野の駅前も、開業当時は

まだまだ何もなかったんですけど、最近また、今回もちよつと前を通りましたけど、どんな開発が進んで、開業効果の大きさというを感じているところでございます。

本日は資料を用いまして、様々御承知のことも多いかと思うんですけども、整備新幹線ということの仕組みも含めまして西九州新幹線等の現況について御説明させていただければと思います。御疑問等も多々あるかと思いますが、後の御質問にもお答えしたいと思っております。真摯にお答えさせていただきます所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って資料のほうを御説明させていただきます。

〔資料を414頁から447頁に掲載〕

○小林参考人〓本日の御説明内容でございますけれども、整備新幹線の仕組みについて、新幹線全般について少しお話をさせていただきます。それから、西九州新幹線の経緯、それから最後に整備新幹線の効果についてという三本立てでお話をしたいと思います。

それではまず、一ページ目をおめくりください。

全国の整備新幹線網の現状ということでございます。これも皆様方はよくよく御承知のことかと思えます。いわゆる整備新幹線と申しますのは、昭和四十八年に整備計画路線に指定をされました路線でございます、左の上にありますとおり、北海道新幹線、東北新幹線、それから北陸新幹線と九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの五路線ということになってございます。現在は、北海道新幹線の新函館北斗―札幌間が工事中ということでございまして、残る北陸新幹線の敦賀―新大阪間、それから九州新幹線のこの区間については未着工という状況となっております。

今後の参考ということで、少しだけ他路線の状況をお話したいと思うんですけども、北海道新幹線につきましては、今のところ、工事は進んでいるん

ですけれども、全体二百十二キロの区間で、目標は二〇三〇年度末ということでございます。ただ、これは相当トンネルの多い区間もございまして、難工事が続いております。その結果として、昨年になりますけれども、全体として八年程度の遅れが生じているということで報告がなされまして、現時点においてはおおむね二〇三八年度末頃の完成予定ということなんですが、まだまだ少しトンネルの状況が分らないということで、最終的な完成予定時期については、トンネルの掘削にめどが立った段階で改めて発表しますと、こんなことになってございます。

さらに事業費について申し上げますと、これもなかなか、西九州新幹線についても不安をおおるようなことになってはいけませんけど、当時、一番最初に始まったときは一・六兆円ぐらいで始まりまして、それが二・三兆円と今なっております、さらにまた今後ちよつと一・二兆円ぐらい増えるんじゃないかという見込みとなっております。ですので、総額で三・五兆円ぐらいのプロジェクトになるということでございますけれども、昨今のやはり物価高等々も踏まえて、そういう事業費の増加が進んでいるということが今、北海道新幹線の状況でございます。

それから、北陸新幹線でございます。これもるる報道がなされておりますので、御承知のことも多いかと思うんですけども、現在は敦賀から新大阪、この区間がまだ未着工でございます、ここをどうするかということで、かなり長い間、政府・与党のほうで御議論をいただいてまいりました。

政府・与党のほうでは、当時の自民と公明の自公政権の下で、敦賀から小浜を通って京都、それから、新大阪を通るといふ、このルートで行こうということまでは平成二十九年に決定していただいたところでございますけれども、さらに、その後、京都の駅にどうやって入るかということを引き続き議論が進んでいく中で、昨年、政権交代といえますか、政権の枠組みが変わりまして、

日本維新の会さんが政権に入ってから、公明党さんが外れたということ、自民と維新の間での新しい検討体制が入ったということで、日本維新の会さんのほうから八パターンで改めて検討しようということになってございます。

現状で申し上げますと、もちろん敦賀から京都を通って新大阪というのがもとの案なんですけれども、それに加えて、敦賀から米原を通る案、滋賀県を通る案でありますとか、湖西線を通る案でありますとか、米原、舞鶴それから亀岡を通るなど、八ルートで検討しているところでございまして、現状でいうと、この七月の国会中にルートを決めるということでおっしゃっていただいているんですけれども、あと三週間の中でどうなるかということでございます。

こうした他線区の状況も、西九州新幹線の動向とは関わってくるのではないかなと思って簡単に御報告をさせていただきました。

次のページです。

これも今の続きでございますけれども、新幹線の類型ということで、既設の新幹線があります、これは東海道、山陽、それから東北新幹線と上越新幹線、ここまではJRのほうに譲渡がなされておりますので、JRさんの持ち物ということがあります。

それから、整備計画路線、これは未着工の部分については先ほど申し上げたとおりでありますけれども、完成・開業している区間については、後ほど出てきますけど、JR TT——鉄道・運輸機構が保有をして、JRに貸し付けていると、こんな形でございます。

それから、中央新幹線、これはリニアでありますけれども、これも最近いろいろ報道ございますけれども、今のところ、二〇二七年以降ということで工事を進めているところでございますけれども、静岡県でいろいろ調整事項がござ

いまして、かなり先になるんじゃないかなという見通しでございます。

それから、基本計画路線というのがございまして、こちらは整備計画路線の一つ前の段階と申し上げた方がいいのかもしれませんが、整備に取りかかる前段階のものとして、今そこにある十一路線ございます。九州でいうと、東九州新幹線というのがございますけれども、こちらの十一路線についてやはり早く整備計画路線に上げてくれというお声も多々いただいているところでございまして、ただ、国としては、鉄道局としても、まずは今残っている整備計画路線の三区間で、西九州ルートを含めて、その三区間をまず整備するというのが大前提ということで進めているところでございます。

次のページをお願いします。

こちらも皆様よく御承知のとおりかと思います。上が整備新幹線ということで、その整備新幹線についての整備方式及び費用負担ということでございますけれども、左側にありますとおり、まずは鉄道・運輸機構が施設の建設、それから、保有をいたします。その上でJRに貸し付けて、運行はJRが担う。その中で上がった利益のうちの受益の範囲で貸付料として鉄道・運輸機構に支払うと、こんな形になってございます。

それから、財源スキームに関しては右の下でありますけれども、これも今後またいろいろと御議論あるかと思うんですけれども、まずはその全体の総事業費の中で、貸付料、これを一部充てます。その残った部分について国と地方で二対一で配分するという仕組みになってございます。

それから、着工五条件ということでありますけれども、整備計画路線に関しましては、これを実際に着工するに当たりまして、そこにあります着工五条件を満たすことが必要、これは政府・与党での決め事でございます。安定的な財源見通しの確保、それから、収支採算性、投資効果、JRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意ということであります。いずれもしつ

かり精査をした上で着工に臨むということでございますけれども、やはり御地元のほうからも財源の話については、後ほどもいろいろ御質問いただくということかと思いますが、財源については一つ課題であるということもありますし、投資効果、北陸新幹線についてはBバイCということで投資効果がないんじゃないかといったところの御指摘もいただいているところでありまして、こうしたところもございます。それから、あとは沿線自治体の同意というところで、自治体の皆様方にやはり同意いただけないプロジェクトについては進めないという仕組みになってございます。

次のページでございます。

ここは直近の国が定めている計画の中で九州新幹線西九州ルートがどういった形で位置づけられているかということの御紹介でありまして、今年の一月に、ここにあります社会資本整備重点計画、それから、次に出てくる交通政策基本計画というのが二つございますけれども、こちらの中で「九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の着実な整備」ということがうたわれているところでございまして、これは国土交通省の委員会で作成している計画でございますけれども、閣議決定でございますので、政府全体としてこうした方針ということは揺るがない形でお示ししているということでございます。

次のページも交通政策基本計画でございます、これも同じことが書いてございます。

次のページをお願いします。

改めまして整備新幹線の財源スキームについての御説明でございます。申し上げましたとおり、整備新幹線の建設につきましては、全国新幹線鉄道整備法——全幹法の法令に基づきまして、貸付料等を除いた整備費について国と地方が二対一で負担をするということになってございます。

そこに入る法令を書いてございますけれども、この貸付料の額は今三分の一

ぐらいで青い部分ありますけれども、これをどれぐらいに充てていくかということによって全体の額も変わってまいります。ということで、貸付料の額がぐつと今の黄緑の辺りまで来ると、国と地方の負担も減ってくるということでございます。逆に貸付料の額が右のほうに行ってしまうと、全体として国と地方の額も増えるということでございます。

この国と地方の負担二対一、これを何とかならないかという話もよく他線区でもございますけれども、これ自身は、いわゆる全幹法の政令の中で掲げられてございます。ということで、そこをどう変えられるのかということもありますし、実際変えらるゝとなつても、これまでずっとこの仕組みでやってまいりましたので、過去にお支払いいただいた自治体さんとの関係で不公平が生じないのかとか、そういった辺りも含めて御議論が必要かなと。

もちろん新しく今後つくるものについて様々な御事情の変化もあるということですので、我々としても何かしらのことができないかなということは考えているわけでございますけれども、現状ではこういう法令によってこういう定めになっておりますし、今すぐ変えるというのはなかなか難しいということは御理解をいただければというふうに思います。

次のページをお願いします。

貸付料でありますけれども、先ほど申し上げました整備新幹線について、J Rが鉄道・運輸機構から借り受けたものを受益の範囲で貸付料としてもらうということになってございます。

もともと整備新幹線は最初に開業したのが平成九年に北陸新幹線の高崎—長野間が開業したところでございますけれども、その時から貸付料が始まっています。ちょうど来年で丸三十年を迎えるという状況です。当時はやはり国鉄分割民営化したばかりでございまして、今はJ R東日本にしても、西日本にしても、東海にしても、東海は整備新幹線はないんですけど、非常に会社としても

うかっていますし、もうかっているんだから、もつと取れよみたいな意見は各方面から頂戴するところでありですけども、やはり分割民営化直後というのは国鉄が大赤字を抱えた中で新たに民営化していったということで、将来がなかなかどうなるか分からないということ。それから、東海道新幹線や山陽新幹線は、大動脈として需要も十分確保されていたわけでありですけども、それ以外の路線について、果たしてどれぐらいもうかるんだろうかというところがなかなか難しかったということもございまして、つくった金額のまさに償還という形で取るにはなかなか難しいということもありまして、受益の範囲、まさにもうかった範囲でお支払いをいただくという形でルール化したということでございます。

当時のルールとしては、三十年間、新幹線の耐用年数ということで三十年間というのを一つの区切りとして、三十年間同じ金額を払い続けていただく、これは経営としても、なかなか毎年増えたり減ったりしても難しいということもあるのですが、三十年間、定額で固定額をいただくという形で決めたと。そのときの受益というのは何なんだということの考え方がそこに示されてございます。

With、With outと英語で分かりにくいんですけど、要は新幹線がなかった場合、今まさにこの新鳥栖―武雄温泉間は新幹線ないんですけど、そのこない状態に比べて新幹線がもし開通した場合にどれだけ利益が上がったかというところを差額として算出しようということです。

四つありますけど、一つは新幹線自体が走るることによってそこで上がる利益があります。

それから、関連線区として、例えば、開業済みの区間、長崎で申しますと、武雄から長崎に関連する線区、そこから発生する、新幹線でやってきて乗り換えていく、そんな需要の部分ですね。これが受益になると。新幹線がなければ

行かなかった人たちが増えたということの受益――失礼しました。新幹線だから、ごめんなさい。これは北陸新幹線で、もともと金沢まで行っていて、それが敦賀まで延びたというところで、この金沢から敦賀まで延びたことによって東京から金沢まで行く人が増えた、この新幹線の関連線区部分というのが二番です。

三は今申し上げたとおりで、新たな新幹線ができたところで、新幹線によって在来線に乗り継ぐ人が増えた部分というのが三番。

それから、最後は四番目、並行在来線でありですけども、ここは並行在来線の部分は、もともとローカル線として赤字があったところが地方に移管されることによって、JRとしてのマイナスが減る、マイナスがなくなるので、その分はプラスでしようということでも載せるということ、これらの額を三十年分積み上げて計算した結果、それを均等で払っていたと。これが貸付料の仕組みになっております。

次のページをお願いします。

今申し上げたとおりで、三十年間の仕組みということでやってきたんですけども、最初に開業しました北陸新幹線高崎―長野間、これが来年の十月で三十一一年目に入るということでございます。契約上は三十年契約になっていますので、その次どうするかというところで新たな契約を結んでいく必要があるわけでありますけれども、今申し上げたWith、With outの計算方法、これがそれでいいのかどうか、当時、三十年前と大分状況が違っているものから、これをしっかりと、何といいますか、JRからもつと取るべきじゃないかみたいなこともありますし、今後、契約を結んでいくに当たって数字が正しいのかどうかということを対外的に聞かれた場合も、その計算方法について問われてもしっかり答えられるような形でルール化すべきじゃないかということもありまして、昨年から我々のほうでこの小委員会というのを立ち上げて回し

てまいっております。昨年十一月からやるやうてまいりまして、五月までに六回、この夏に取りまとめを考えているところでございます。

主な審議事項としては、一つはそもそも整備新幹線の貸付制度、これが今のままでいいのかどうかということ、それから開業三十一年目以降の計算方法をどうするのかと。それから、最後は大規模改修というところで、整備新幹線の仕組み自体は全幹法という法律で決まっております。整備費用については、先ほどのとおり、貸付料を入れて国と地方が二対一と、こんな仕組みになっているんですけども、やはり大規模インフラでありますので、三十年、五十年たった段階で大規模改修が必要になってくるということもございます。

東海道新幹線で申し上げますと、三十年のところで大規模改修というところでございましたので、そこはＪＲ東海さんのほうでも積み立てということも対応してきたわけでありまして、整備新幹線については現状では誰がどのように、どうやってお金を負担して大規模改修するかというルールがなかったの、ここはどうしていくかということも含めて今回しっかり確認する必要がありますあるんじゃないかと、こうしたところでございました。

次のページをお願いします。

まだ最終的な取りまとめには至っていませんけれども、現状で論点の整理としてはこんな形になってございます。

上からいきますと、貸付期間については、今まで三十年でやってまいりましたけれども、これは三十年が妥当なんじゃないか。

それから、取り方についても、固定とか変動ですね、もうかった分だけ毎年変わるんだから、たくさん取ったり、少ないときは減らしたらいいんじゃないかみたいな話もあったんですけども、そこは会社側の、払うほうの状況もありますし、安定的に収入を得るという意味でも固定性でいいんじゃないかということがあります。

三番から七番については、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、受益の範囲というのはもう一度見直していこうということで、例えば、七番なんかは、関連収入というところで新幹線の開業によって、よりＪＲが稼いでいるんじゃないかと。駅前なんかでも、それこそ武雄温泉の駅前でも、新幹線ができたことによってＪＲの稼いだ分というのが大きいんじゃないかと、そういったところも貸付料として取るべきじゃないかと、こんなお話があるわけでありまして、やはりなかなかどこまでが新幹線の影響かというのは難しいということもございますので、一応、構内営業、駅のラッチ内の部分については三十年でどれぐらいかということをしつかり見積もった上で、貸付料に反映していくのがよろしいんじゃないかと、こんな結論づけになってございます。

あと、大規模改修に関しては、先ほど決まっていなと申し上げたんですが、これは大家である鉄道・運輸機構が責任を持つということが重要であるということ、整備費用については今後また改めて議論していきましようということ、これで結論づけようかということでもあります。これが貸付料の話でございます。

次をお願いします。

これは整備新幹線に関する予算でありますので、年間八百四億円ということ、これまでずっと変わってきていないというところでですね。

この中で唯一目新しいものといいますと、右の下であります、ちよつと字が小さくて恐縮ですけれども、幹線鉄道ネットワーク等に関する調査というところで、文字で書いてありますけど、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、方向性も含めた検討を行うため、幹線鉄道の高機能化に係る技術的課題の整理や基本計画路線に係るケーススタディーを実施すること、これまで基本計画路線については特段の個別の調査といたったものは行ってこなかったんですけれども、今年初めてルートを選定して、

基本計画路線の幾つかについてもケーススタディーをやるということになったということがあります。

まだルートは決まっていらないんですけれども、当然、東九州新幹線についても一つの候補にはなっているということで、大分県さんなんかは非常に熱心に行われているというふうに承知をしております。

次のページをお願いします。

ここからが整備新幹線の事業費でございますけれども、これは残念ながらと申し上げますが、新幹線の費用、予算は全く増えていません。令和二年から八百四億円、横ばいですし、もともと遡っても、平成十七年以降、ほとんど増えてこなかったという状況であります。その中で、途中三線の同時着工なんかがあつて、今は北海道しか造っていないですけども、一時期、大変事業費が増えるという時代もございましたし、これからまさに西九州新幹線を造っていくということ、それから北陸新幹線もまた着工に向けて今調整をしているということですので、なかなかこの額では厳しいかなというふうに我々としても認識をしているところでございます。

次のページをお願いします。

これも先ほど申し上げました地方負担でありますけれども、国と地方、二対一の一部分です。こちらにしましては、全体の九割まで地方債の発行が認められておりまして、その中で交付税措置がなされる、これが今のところ五割から七割までということで、おおむね五割なのかなと思うんですけども、そうしますと、実質的には、九割の五割だとすると右側が四五%ですので、約半分、五五%ぐらいが実質的な地方の負担になるという、こんな仕組みになっているということでございます。

次、お願いします。

それで、ここから西九州新幹線の経緯について御説明をさせていただきたい

と思います。

十五ページ、こちらはルートなので、次のページをお願いします。

これが昭和四十八年に決定されました整備計画の内容でございます。九州新幹線の鹿児島ルートと西九州ルートのうち、鹿児島ルートにつきましては平成二十三年に全線開業、それから、西九州ルートについては、令和四年九月に武雄温泉―長崎が開業し、残る、新鳥栖―武雄温泉間が未着工という状況でございます。

先ほど申し上げましたが、これが整備計画の内容でございます。九州新幹線、その福岡から長崎までということでございますけれども、主要な経過地として佐賀市を通るということでございます。それから、その他として、九州新幹線と筑紫平野で分岐するものと、福岡市・分岐点間は共用する、建設に要する費用の概算は九州新幹線との共用部分は含まないと、こんなのが昭和四十八年、五十年以上に計画された整備計画でございます。

次のページをお願いします。

西九州新幹線につきましては皆様よく御承知のことかと思っておりますけれども、令和四年九月に武雄温泉と長崎間が開業いたしました。残る未着工区間は新鳥栖―武雄温泉間となっております。武雄温泉―長崎間の開業によりまして、この区間の所要時間は一時間ほど短縮をされました。現在は、武雄温泉駅におきまして、博多方面へのリレー特急との対面乗りかえ方式によって接続をしているというところでございます。

次のページをお願いします。

九州新幹線の整備方式に係る経緯と最近の動きについてでございます。

西九州新幹線につきましては、先ほど申し上げましたが、昭和四十八年に整備計画が決定をされまして、昭和六十年に当時の国鉄により駅ルートの概要が公表されました。このときは、フル規格かつ早岐周りルートが想定をされてお

りました。

その後、平成四年、福岡、佐賀、長崎の各県及びJR九州の地元案として、現行ルートであります短絡ルートをスーパー特急方式で整備することが合意をされまして、平成二十年には武雄温泉―諫早間をスーパー特急方式で着工したところでございます。

その後、平成二十三年に武雄温泉から長崎までの間を一体的な事業として、フリーゲージトレインの導入が決定をされまして、平成二十四年六月に着工をいたしました。

それから、平成二十八年六月には、当時の与党委員会、佐賀県、長崎県、JR九州、鉄道・運輸機構及び国土交通省の六者間で、武雄温泉駅で対面乗りかえ方式により暫定開業すること等が合意をされました。

しかしながら、フリーゲージトレインの技術開発が想定どおりに進捗せず、平成三十年に西九州ルートへのフリーゲージトレインの導入は断念に至ったところでございます。

その後、与党での御議論も踏まえまして、新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することとし、関係者間での議論が進められているところでございます。

この未着工区間の整備に当たりましては、佐賀県からフル規格で整備した場合の地方負担などについて御懸念が示されているなど、様々な課題があるというふうに認識をしております。このため、佐賀県との「幅広い協議」をはじめとして、あらゆる機会を通じて関係者間での議論を進めてまいったところでございますけれども、昨年の十月より、国交省の水嶋事務次官、それから、佐賀県の山口知事との間でフル規格を前提とした意見交換を進めているところでございます。

続きまして、フリーゲージトレインについてでございます。

これももう何度も御説明をさせていただいているところかと思っておりますけれども、

も、右側の図を御覧ください。新幹線と在来線は線路幅が異なっており、新幹線は標準軌、在来線はそれより狭い狭軌となっております。車輪がスライドすることによってその両者を運転できるといのがフリーゲージトレインでございます。

フリーゲージトレインにつきましては、平成九年度から本格的に技術開発に着工して以降、様々な課題を乗り越えながら開発を進めてまいりました。

その後、平成二十六年十月に開始した耐久走行試験において、安全上の重要部分である車軸に摩耗痕が確認をされました。様々な角度から摩耗対策について検討を行ったものの、十分なメンテナンス等を確保した上での対策を確認するまでには至らず、新幹線と在来線の異なる線路幅を直通運転する実用に耐えるフリーゲージトレインを開発することは困難でございました。

また、目標とする最高速度二百七十キロと設定をし、西九州新幹線においては、山陽新幹線の乗り入れを前提とした開発を行っていったものの、高速化の進む山陽新幹線は乗り入れが困難になっていったことから、平成三十年、西九州新幹線の導入を断念したところでございます。

次のページでございます。

これまで新鳥栖―武雄温泉間の整備について五つの方式の検討をいたしました。ピンク色の線がフル規格、緑色の線がミニ新幹線、スーパー特急、フリーゲージトレインを示しております。

それぞれの方式について簡単に御説明をします。

ミニ新幹線とは狭軌の線路を走行可能なサイズの車両で、秋田新幹線や山形新幹線での運行実績がございます。武雄温泉―長崎間はフル規格で整備をし、新鳥栖―武雄温泉間の在来線を新幹線が走る標準軌に改軌をして、かつミニ新幹線の車両が走行することによって武雄温泉以東の在来線及び新鳥栖以北の新幹線と直通運行を行う計画でございます。

スーパー特急につきましては、線路以外の設備が新幹線規格の整備方式でござ

ざいます。武雄温泉以南を新幹線鉄道規格新線、いわゆるスーパー特急で整備をし、武雄温泉以東の在来線との直通運転を行う計画でございます。

これらを実現するためには、当時、標準軌で建設中だった武雄温泉―長崎間を狭軌へ改軌する必要がありました。

フリーゲージトレインの仕組みにつきましては、先ほどの御説明のとおりで、新幹線と在来線など、異なる線路幅を直通運転できるよう、車輪の左右間隔を線路幅に合わせて自動的に変換する車両でございます。武雄温泉―長崎間をフル規格で整備し、フリーゲージトレインの導入によって武雄温泉以東の在来線及び新鳥栖以北の新幹線との直通運転を行う計画です。

また、地図中に黄色でマーカーをつけておりますけれども、こちらは武雄温泉―長崎間をフル規格で整備し、武雄温泉以東の在来線と武雄温泉駅で乗り換える対面方式を恒久的に継続する計画でございます。

なお、先ほど御説明のとおり、平成二十八年には武雄温泉駅での対面乗りかえ方式に暫定開業することが合意をされております。

次のページでございます。

こちらが検討結果の総括でございます。

左から対面方式でございます。恒久的な武雄温泉駅での対面乗りかえは利用者の利便性が損なわれるという点がございますが、西九州新幹線が開業してから実際に対面乗りかえをする中で、乗り換えがなければもっと便利なのにということは皆様が実感されていることかなと思います。

次に、スーパー特急でございますが、現在、フル規格で整備をしている区間について、それをやめて狭軌に改軌するとなると、相当程度の建設費が見込まれる上、期間も相当程度かかります。その一方で、長崎―博多間の時間短縮効果は対面方式と比較して一分ですが、多くなってしまう、大きな時間短縮の効果は見込めないとしております。

フリーゲージトレインは先ほど御説明申し上げたとおりで、いずれにせよ、高速の車両の開発は断念する運びとなったように、現実的に取り得る選択としては難しいのではないかと考えております。

ミニ新幹線につきましては、フル規格に比べれば整備コストは抑えられるものの、長崎―博多間の時間短縮効果が単線並列で一分、複線三狭軌で七分と限定的であることや工事期間中に在来線の運休が発生する可能性等、在来線の利用者の利便性が損なわれることが考えられます。

最後に、フル規格に関しましては、建設費、あるいは在来線の取り扱いについて協議をする必要があると考えておりますが、長崎―博多間の時間短縮効果が二十九分と一番大きく、少なくとも新幹線のネットワークという意味では、収支改善効果、時間短縮効果等において優れていると考えられます。

次のページをお願いします。

それから、今話題になっております佐賀空港経由する案ということでございますけれども、この場合は課題について、これまでも「幅広い協議」の中でも御説明してきた内容でございますが、佐賀空港を経由する場合には、筑後川と早津江川を横断する必要がある、この区間が施工上最大の難所と想定されておりましたけれども、この区間はシールドトンネルという施工が最も適する構造形式と思われましたが、ミリ単位の軌道面の調整が必要となる新幹線においては不等沈下が大きな課題となり、軟弱地盤中のシールドトンネルの施工は前例がなく、完成後の安全な運転に支障を生じるおそれがあることから、現実的な選択肢にはなり得ないと考えているところでございます。

次のページをお願いします。

これはこれまでの協議の内容でございますので、飛ばさせていただきます。それから、次のページでございます。

こちらからは、整備新幹線の効果について御説明をします。

次のページをお願いします。

整備新幹線は地域間の移動時間を大幅に短縮させ、地域相互の交流を促進し、我が国の産業の発展や観光立国の推進等に対し大きな役割を果たしてまいりました。例えば、三時間四十分の移動時間を要しておりました博多―鹿児島間では、九州新幹線の全線開業以降、その所要時間を二時間以上も短縮されたところでございます。また、九州新幹線鹿児島ルート全線開業前後である平成二十二年及び平成二十五年における、熊本または鹿児島県と山陽、関西の公共交通機関流動量を比較したところ、熊本と関西の交流が約一・三倍、熊本と山陽の交流が約二倍に増加したところでございます。さらに鹿児島県と関西の交流が約一・三倍、鹿児島県と山陽の交流が約一・九倍と増加するなど、地域相互の交流も促進されました。

次のページでございます。

ここは一番新しく開業しました北陸新幹線の開業効果でございます。御覧いただきましたとおり、福井駅の周辺も非常に整備をされて、にぎわっているところでございます。

次のページでございます。

こちらも同じでございます。福井駅の周辺の市街地開発がしつかり進んでいるということも一つ御紹介をしたいと思います。

次のページをお願いします。

こちらも北陸新幹線、福井県内の開業の大きな効果でございますけれども、東京と直結したということも要因であります。開業年と比較しますと、関東圏からの来場者が非常に増えているということが分かります。近隣の信越エリアに至りましては、開業年と比較して、開業一年目に約五四％、二年目には約六四％増加するなど、他エリアからの来訪者も含めて、トータルで見ても、開業一年目で一七％、開業二年目についても約一四％の増加を維持するなど、お

おむね順調に推移しております。非常に福井も増えているということでございます。

次のページでございます。

ここから先は釈迦に説法でございますが、九州新幹線武雄温泉―長崎間の開業効果というところでございます。

開業後、近隣地域、福岡、関西方面からの所要時間が大幅に減少しておりまして、利便性が改善したことも要因として、累計利用者は順調に推移するとともに、一日平均利用者数も開業一年目以降、増加傾向にございます。

次のページでございます。

こちらも長崎駅のにぎわいということでございます。長崎市では百年に一度の大改革ということで、新幹線開業に合わせた整備を進めていられているということ、こうしたにぎわいが出てきているということでもあります。

次のページをお願いします。

こちらも、佐賀県内、長崎県内それぞれの駅についての開発状況というところでございまして、嬉野温泉、武雄温泉につきましても、駅前の開発というのはどんどん進んでいるということかなと思います。

次のページをお願いします。

西九州新幹線の開業三年間の利用状況ということでございます。

開業三年間の合計で、この区間の利用者数は約七百五十八万人、一日平均で約六千九百人となっております。開業前と比べて約一割の増加となっております。また、西九州新幹線の自由席を利用できる通勤・通学定期「新幹線エクセルパス」も販売されておまして、このパスの利用者も含め、利用者数は年々増加をしております。

ここで御説明のとおり、新幹線の開業は人流の活性化、地域の活性化、まちづくりの進展といった効果が見込まれるところでございます。

資料は以上でございますけれども、国土交通省といたしましては新幹線ネットワークの構築に向けて、今御説明をいたしましたような取組を進めているところでございます。とりわけ、北部九州の経済や観光面のポテンシャルを踏まえれば、西九州新幹線の整備が進むことで、日本の第二のゴールデンルートが形成をされ、沿線周辺も含めた地域一帯において、観光、まちづくり、地方創生などでより大きな効果が期待できるところでございます。

他方、武雄温泉―長崎間が開業して以来、武雄温泉駅で在来線との対面乗りかえというものが生じております。こうした武雄温泉駅での対面乗りかえが恒久化することは、利用者の利便性や整備効果の面からも課題があると考えておりますので、九州新幹線をフル規格で整備することによってこの状態を解消することが、全国的な高速鉄道ネットワークの形成にも重要であると考えているところでございます。

引き続き、西九州新幹線の整備に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

長くなりましたけど、私の説明は以上でございます。

○留守委員長 小林参考人ありがとうございます。

以上で小林参考人からの意見陳述は終わりました。

次に、ただいまの陳述に対し質疑を行います。

本日の質疑は、理事会での申し合せにより、最初に各会派代表の質疑を行い、その後フリー形式の質疑を行います。質問のある委員の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された委員は自席から質問してください。

参考人におかれましては、発言の際は挙手にて委員長の許可を得て、起立の上、発言をお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないことになっております。さらに補助者は、参考人から意見を求められた

場合に参考人に対し助言を行い、委員に対して発言はできませんので、御了承ください。

なお、各会派代表による質疑における質疑者の持ち時間は、質問と答弁合わせて三十分をめぐりとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問のある方は挙手をもってお願いいたします。

○木原委員 〓おはようございます。本日は、それこそ令和六年十月、約一年半ぶりですね。あの当時、足立審議官が参考人ということでお越しになって以来、本当に小林次長さん、そして、補助者の中山室長さん、高相課長補佐さんありがとうございます。遠いところ、お忙しい中、感謝いたします。自民党の木原奉文でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、対面乗りかえ方式の課題と全線整備に対する認識、これは、さきの常任委員会でも、前のお座りになっておられます猪村委員さんが県に対して質疑がありました。私は、今日は参考人ということで、国土交通省の小林次長に改めて質問をさせていただきたいと思っております。

今、るる説明があった中でもございましたけれども、西九州新幹線武雄温泉―長崎間、令和四年九月に対面乗りかえ方式により開業いたしました。本当に早くも約四年が経過しようとしております。

まず、九州新幹線西九州ルートがこの対面乗りかえ方式による運行となっていることにつきまして、どのような問題点や課題があるのか、その認識について伺いますとともに、さらに武雄温泉―長崎間に限らず、全線開通前の新八代―鹿児島中央間や、ほかにもそういった対面乗りかえがあれば、それを含めてどのような課題があったのか教えていただきたいと思いますし、また、課題があったものが解決し、固定化が解消された今、どんなメリットがあるのかということもあわせて伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○小林参考人 〓御質問ありがとうございます。まず、対面乗りかえ方式の運行

となっていることに対する課題、それから、問題点ということでございます。フル規格で新幹線ネットワークがつながり、国土の基幹軸が整備されることで、人流の活発化、地域の活性化、まちづくりの進展、災害に強い交通ネットワークの構築といった効果が見込まれてございます。

九州新幹線の新鳥栖―武雄温泉間につきましても、フル規格で整備がされれば、西九州地方と関西、中国地方が新幹線ネットワークでつながることとなり、これらの効果が発揮されるということで考えてございます。とりわけ、北部九州の経済や観光面におけるポテンシャルを踏まえれば、日本の第二のゴールデンルートが形成され、沿線周辺も含めた地域一帯において、観光やまちづくり、地域創生などで大きな効果が期待できるところでございます。

他方、九州新幹線武雄温泉―長崎間が令和四年九月に開業して以来、武雄温泉駅で在来線との対面乗りかえが生じているということにつきまして、武雄温泉駅での対面の乗り換えが恒久化することは、利用者の利便性や整備効果の面から課題があると考えております。九州新幹線新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することによりまして、この状態を解消することこそ、全国的な高速鉄道ネットワークの形成にとつても重要であるというふうに考えてございます。

それから、武雄温泉―長崎間以外でというところでございますけれども、整備新幹線の整備が進められた中において、乗り換えが必要となっている例ということでありませうけれども、先ほど申し上げた九州新幹線全線開業の新八代のケースというのもございます。それから、現在整備が進められている北陸新幹線というのもルートがございます。

北陸新幹線におきましては、令和六年三月に金沢―敦賀間が開業いたしましたし、敦賀―新大阪の整備に向けた取組を進めておりますが、現在、敦賀駅において新幹線と在来線の乗り換えというものが生じているところでございます。このケースにおきましても、利用者の利便性や整備計画の面からは、全線開業

によつてこうした状況が解消されることが重要であるというふうに考えているところでございます。

それから、課題があつた中で、その固定化が解消された後はどんなメリットがあるのかということでもありますけれども、九州新幹線の全線開業によつて、新八代駅での対面効果というのが、対面乗りかえというのが解消されております。これによりまして、九州新幹線の区間である博多―鹿児島中央間での乗り換えが必要がなくなったということとはもとより、山陽新幹線と直通することができるようになったということで、博多駅での乗り換えがなくなることでの利便性が向上しているところでございます。

このため、当初、それほど大きな効果は出ないのではないかと言われていた熊本でございますけれども、博多―熊本間の利用者が約五割増加をしておりますし、熊本―関西圏の交流人口が約三割増加をするなど、極めて大きな効果もたらされているということでございまして、対面乗りかえの解消ということについては非常に大きな効果があるものと認識しております。

○木原委員 Ⅱ ありがとうございます。

先ほど申しました常任委員会での猪村委員の質問には、県としてはあくまでもJR九州がリレー方式でも早期開業を望んだため、配慮して対面乗りかえで開業する。どういうメリットがあるかに対してはなかなか答えてくれないわけです。しかし、はつきりと今日、国のほうから、小林参考人のほうから今る申し上げられた、そういうメリットがあるということで、しっかりと我々も認識をさせていただきまして、さらに県に対しても、いつまでも同じような繰り返しでなく、やはり私も本当に多くの人から聞きます。

やはり対面方式、リレー方式は非常に不便だと。福岡から、博多から長崎に行く場合も、やはり向こうから、東京、大阪から来る人も、博多で乗り換えて、さらに武雄温泉で乗り換えると。二回も乗り換える。本当に見ておつて、お年

寄りとか、それから体の御不自由な人たちに大変、そして大きな荷物を持っていらつしやるインバウンドの方々、そういった方々を見てみると、一日も早くリレー方式を解消しなきゃならないなど、そういう思いでありましたので、同じ気持ちであるということで、ありがとうございました。受け止めさせていただきます。

次に二問目、対面乗りかえ方式による運行となっている、これは今、るる経緯を申されましたけれども、改めてひとくとくと、西九州ルートは二〇二二年に、平成二十四年、いわゆる二〇一二年ですから今から十四年前にフリーゲージトレインを導入することを前提として、これまでのスーパー特急方式による建設を変更して、フル規格で武雄温泉―長崎間の着工を見たところであります。

ところが、フリーゲージトレインの開発遅れを受けて、平成二十八年、対面乗りかえ方式で開業することについて関係六者間で合意をしました。これはあくまでもフリーゲージトレインが導入されるまでの間の一時的な措置ということかとでしたが、その後、フリーゲージトレインの導入が断念されたということから、結果的に対面乗りかえ方式による運行が当面続く見通しとなっているわけでございますが、対面乗りかえ方式による運行となっていることについて、福岡―長崎市間を整備することとされておりますが、整備計画に照らし合わせて、国土交通省はどのように捉えられているかということについて伺いをさせていただきます。

○小林参考人Ⅱ御指摘いただきました昭和四十八年に決定いたしました整備計画におきましては、九州新幹線西九州ルートにつきましては、先ほどもお示ししましたとおり、佐賀市付近を主要な経過地としつつ、福岡市―長崎市の区間を結ぶものとされておりまして、福岡市―鹿児島市間を結ぶ九州新幹線鹿児島ルートと分岐するというところで、福岡市・分岐点は共用するものとされているというのが整備計画の内容でございます。

こうした計画を踏まえまして、まずは九州新幹線武雄温泉―長崎間の整備が進められ、令和四年九月に当該区間が開業いたしました。この開業後は武雄温泉駅での対面乗りかえが生じることとなりましたけれども、これも今申し上げたとおりで、利用者の利便性、整備計画の面からも課題があるというふうに考えてございます。

整備計画に基づく整備効果を最大限発揮するという上では、九州新幹線新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することにより、武雄温泉駅での対面乗りかえの状態を解消することが全国的な高速鉄道ネットワークの形成にとっても重要であるというふうに考えているところでございます。

○木原委員Ⅱとにかく、今お答えいただきましたけど、ありがとうございます。いわゆる新鳥栖―武雄温泉間、これが約五十キロがミッシングリンクというふうになっておりますので、やはり高速交通体系としては不完全という我々認識でございます。私はそういう認識を持っております。やはり新鳥栖―武雄温泉間、早急につないでいただきたい。心からお願いをしたいと思います。

そして、問一の三問目でございますけれども、西九州ルートを最終的にどう整備していくのかの議論は、また後ほど詳しく議論もしますけれども、佐賀県において様々な課題があることから長らく膠着をしているところで。一方で、東九州新幹線や四国新幹線といった基本計画路線については、地元から熱心な要望活動が行われているものと承知をしております。西九州ルートの議論が進まないなら、先に基本計画路線の整備を進めるべき、そういった声も我々に聞こえてきますけれども、そのような意見に対する国土交通省の見解、これをお伺いしたいと思います。

○小林参考人Ⅱ基本計画路線と整備計画路線の考え方ということでありますけれども、先ほども申し上げたんですけれども、我々としては、まずは北海道、北陸、西九州という、今、整備計画路線として指定されている区間につい

て、確実な整備にめどを立てることが最優先であるということで、ここは変わらない考えでございます。

基本計画路線につきましては、各地方から非常に大きな声もいただいているところでございますけれども、まずはやっぱり整備計画路線の整備が最優先だということは申し上げてきているところでございます。

基本計画路線については、先ほちょっと御紹介もしたんですけれども、全国からその御要望をいただいていることも踏まえまして、今年度から新たな取組として、基本計画路線に係るケーススタディーということを実施しようということは言っているところでございますけれども、これは別に基本計画路線のケーススタディーをやったからすぐ整備計画路線に上がるという、そういう調査ではないです。まずは、その調査から、ケーススタディーから始めようというところで今回予算を取ったということでございますので、繰り返しになりますけれども、まずは整備計画路線、この三路線をしつかり整備するということが我々の考え方でございます。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございます。まずは、整備計画路線を最優先にしていくという力強い御答弁だったと思います。ありがとうございます。

それでは、次の二問目、知事と水嶋次官との協議について質問をさせていたいただきたいと思います。

この西九州ルートの整備をめぐる議論、これは佐賀県と国土交通省鉄道局との間の「幅広い協議」や、佐賀県、長崎県、JR九州の三者トップによる意見交換などが行われているものの、長らく議論が膠着しております。

ところが、昨春秋以降、山口知事と水嶋次官との間の面談が頻繁に行われるようになり、報道によれば、令和九年度からの環境アセスメントの実施に向けて、そのルートの幅が焦点になっており、議論が山場を迎えているのではない

かと推察をしているところであります。このように議論を前に進めるべく国土交通省を挙げて取り組んでいたことに、この場を借りて感謝を申し上げます。

知事は、議論が膠着している理由として、課題がかみ合わない。複雑な方程式を解くようなもので、簡単な問題ではないと常々言っておりますが、私は常に、このルートというものが決まっていなくて議論が複雑なように見えているだけで、ルートさえ決めれば、実は財政負担や在来線といった課題はそれぞれ単独で議論できるとこれまでも一般質問等で指摘してきたところがあります。ルートが決まらなければ、事業費とかBバイCが算出できないわけでありまして、在来線の議論もできません。逆にルートさえ決まれば事業費も決まって、財政負担や在来線、さらには地域振興について議論の前提が大きく整うと考えておるところでございます。

そういうところでございますので、まず一問目として、今の私の考えを前提にして御質問させていただきます。

それでは、新鳥栖―武雄温泉間のルートについてでありますけれども、与党は佐賀駅を通るルートが適当と、令和三年六月の九州新幹線（西九州ルート）検討委員会の取りまとめにおいて示されております。私もそうに考えておりますし、実は森山委員長ともお会いさせていただきました。はっきりとその考えを示していただきました。国土交通省も佐賀県との「幅広い協議」をはじめ、様々な場面で佐賀駅ルートで整備することが適当との考えを示されているものと認識をしているところであります。佐賀駅ルートで整備することが適当だと考える理由を改めてお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小林参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

まず、知事と次官の間で協議が進んでおります。それは先ほど来、公には八

回ぐらありましたという御説明をしたんですけれども、(384頁で訂正)知事と次官の協議自体は二人でお話をされている内容でありまして、その中身については、お二人がそれぞれの場で口にされていること以外、私のほうからコメントすることができないということはまずもって御容赦ください。

その上で、国交省として、国としての考えとして、佐賀駅を経由するルート of 整備が適当だという理由について御説明させていただきます。

佐賀駅は、今も佐賀の交通ネットワークの拠点であるということで、そこに新幹線の駅を設置するのが最も合理的かつ効果的であるということが我々の認識であります。

具体的には、博多から長崎までの距離でありますとか所要時間が少ないということ、投資効果が大きいということ、佐賀駅においては既存の在来線やバスなど二次交通も含めた結節点としての機能があることなどから望ましいと、これまでも私どもとしては申し上げているところでございます。

現在の佐賀駅に新幹線駅を併設する佐賀駅ルートがベストだと我々としては一貫して主張してきているところでございますし、これからその考え方に変わりはしないということを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございました。

水嶋次官も、いわゆる新聞インタビューで、佐賀の交通ネットワークは鉄道もバスターミナルもある佐賀駅が中心で最適だと、そういう答えをしていただいております。次官からありがたい言葉をいただいたと、そんなふうに認識をさせていただきます。

それでは、次の問二の二問目です。

水嶋次官は知事に対して、ルートについて県内の意見集約に時間がかかるということであれば、ルートを特定せずに幅を持ってアクセスを実施することを提

案されております。また、国土交通省としては、佐賀県の了解なくしてアクセスに着手することはないと、そういった認識を示されております。アクセスを円滑に実施するためには地元の理解が前提となるといった趣旨かと思いますが、も、アクセスの実施プロセスの中で、実務面や手続面において、具体的に地元の行政や地域とどのような関わりがあるのかをまずお伺いさせていただきます。そしてあわせて、福岡県を含むルートでアクセスを実施する場合も、福岡県の行政や地域に対して同様の関わりがあるという認識でよいのか、重ねてお伺いをさせていただきます。

以上二点、よろしくお願いいたします。

○小林参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続に関しては、自治体の同意がないとできないということではないんですけれども、関係する県や地域に御理解をいただきながら、必要な協力を得て進めるべきものであるというふうに考えているところでございます。

事業者に関しましては、環境影響評価手続の複数の段階において、その方法や結果等を取りまとめた環境影響評価図書を公告し、縦覧や説明会を通じて、環境保全の見地から意見のある人は誰でも意見書を提出することができるといふことになっております。また、都道府県知事におかれましては、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べることで、こうした意見は必要に応じて環境アセスメントで評価する項目、及び手法や環境保全措置の検討等に反映をされていくというところでございます。

こうした環境影響評価法に定める手続のほか、例えば、現地調査を実施する上での立ち入りの際に占用許可等の行政手続でありますとか、地権者の方の同意を求めることになるとかいったことがございます。環境影響評価手続の円滑な実施に当たりましては、やはり沿線における関係者、自治体を含めた関係者

の皆様の御理解と御協力が必要であるということでございます。

福岡県でも同様かということでございますけれども、これはどの都道府県においても、アクセスを進める上では地元と自治体の御理解が必要だということは同じかと考えております。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございます。

とにかく我々県民の事前の了解といったものが要ということでございますけれども、やっぱり早く――当時の寺田次長が来られたときも、六年前になりますか、当時から一日も早くアクセスというその言葉が私の耳に今でも残っております。

では次に、問二の三番目に移ります。

水嶋次官は、福岡県を巻き込む形で話を進めるのは好ましくないとされておりまして、先ほどの答弁とも関連するかと思いますが、福岡県を巻き込む場合、具体的にどのような課題が出てくるということをお考えになつていらっしゃるかをお伺いさせていただきたいと思ひます。

○小林参考人Ⅱお答えいたします。

繰り返しになりますが、次官と知事でどういふ話をしてるかということについては、そこは私もコメントを差し控えるんですけども、福岡県を含めたルートがなぜ好ましくないかという一般的な考え方で申し上げますと、これが福岡に入るということになりますと、有明海沿岸を通ることが想定されるということでございます。福岡から入ってきて空港に向かうということになりますので、そうしますと、実際の技術的な話で申し上げますと軟弱地盤への対応も必要となってきますので、なかなかルートとして現実的ではないというふうに考えることと、あと現状、福岡県を通ることにはなっていないという状況において、先ほどの環境アクセスの手續とか今後の手續等において、福岡県の

方々の同意を得られるのかというところは、またこれから一から進めていかなければいけないということでございますので、そういうことを考えますと、やはり福岡県を含めないルートのほうがよろしいんじゃないかということと考えているところでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございます。

私は、福岡県を通るルートを検討するということは、佐賀県を経由する、いわゆるアクセスルートに比べ時間短縮効果が限られるといったことから適当ではないと、そのように思っております。ただいまの答弁で、実務面や手続面からも福岡県を絡めることはいいよ現実ではないということがよく理解できたということでありがたく思います。

執行部、多分これを聞いていると思ひますけれども、執行部にはこのこともよく踏まえた上でアクセスの幅の議論を行つていただきたいということを、この場から申し上げておきたいと思ひます。

それでは、問二の四番に入ります。引き続きルートについてお尋ねをいたします。

知事が一考に値するとしている南回りルート、あるいは空港に関連するルートになった場合、佐賀市に設けられることとなる新幹線駅は、在来線と結節しない新幹線単独の駅となるわけですが、県庁所在地の市に位置する全国の新幹線で在来線や地下鉄など、いわゆる他の鉄軌道と結節しない駅があるのかどうか、これをお伺いさせていただきます。

○小林参考人Ⅱ冒頭、先ほど次官と知事の面会の回数、公には八回と申し上げましたが、七回が正解でございますので、訂正させていただきます。

その上で、県庁所在地が存する市に新幹線駅、在来線その他の軌道と結節しない駅はあるかということでございますけれども、これまで整備された新幹線

のうち、県庁所在地に存するものにつきましては、いずれもＪＲの在来線等の他の鉄道路線と接続する形で整備をされているというふうに承知をしております。例えば、最近の開業例で申し上げても、令和六年三月に開業いたしました北陸新幹線の福井駅、こちらは並行在来線として経営分離をした「ハピラインふくい」や「えちぜん鉄道」と接続しておりますし、令和四年九月に開業いたしました西九州新幹線長崎駅、これはＪＲ長崎本線と接続しているということで、他の鉄道ネットワークとの接続というものは必ずあるということでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ他の新幹線と接続あるということですが、私が質問したいいわゆる県庁所在地の中では別の鉄軌道と接続をしているところはないという理解でよろしいということですか。その確認をさせていただきます。

○小林参考人Ⅱ県庁所在地にある新幹線駅で、その他の鉄道と結節しない駅というのはないということでございます。

○木原委員Ⅱありがとうございます。やはりそうでした。私も調べたところ、ないということでありまして、県庁所在地なのに新幹線の駅が他の鉄道と結節しないなんて全国探してもないというわけでございます。いわゆる鉄道と結節するところに新幹線駅をつくる、これが全国津々浦々、当たり前だということ再認識させていただきました。

佐賀県の将来にとって南回りルートにする意義が全く理解できない、ただいまの答弁でそういった思いをさらに強くしたということを申し添えておきます。

それでは問二の五番目、るる新幹線の議論しておりますが、一方で佐賀空港の活性化というのも地元佐賀県にとっては重要な課題でございます。私も市会議員のときに佐賀空港をつくるという中で、竹村健一さんが見えになっ

たとき、最後まで一緒に、ＪＣ仲間、先輩たちと夜まで付き合った経験もありまして、佐賀空港といえは、やっぱり県民にとって重要なものがございます。

水嶋次官は、佐賀駅を経由するルートの新幹線であっても佐賀空港の活性化に十分寄与すると、そういうふうに主張されておりますけれども、佐賀駅を経由するルートで整備した新幹線が、佐賀空港の活性化にどのように寄与すると考えられておるのか、改めて伺いをさせていただきます。

○小林参考人Ⅱこれも繰り返しになるんですけども、佐賀駅は今の佐賀の交通ネットワークの拠点でありまして、そこに新幹線の駅を設置するのが最も合理的かつ効果的であるというのが我々の考え方でございます。

その上で、佐賀駅においては、既存の在来線でありましてかバスの二次交通も含めた結節点としての機能があり、周辺市街地の開発と相まって駅を拠点としたにぎわいの創出なども期待されるということでございます。

こうしたことに加えまして、佐賀駅と佐賀空港間のアクセス改善を含めて新幹線整備と佐賀空港の連携を図ることで、空港の活性化にも寄与し、佐賀県にとってもより大きな効果が期待できるのではないかと考えているところでございます。空港にそのまま新幹線を通すということよりも、新幹線の駅は佐賀駅につけ、そこで空港と新佐賀駅のアクセスをしっかりと整えていくと、これがベストな選択肢じゃないかと考えているところでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございます。

これもそこに座っておられる古川議員も、南北の交通網をきちっと整備してほしいと、そういうふうな質問を一般質問でいただきました。まさしくそのとおりだと私も思います。ぜひ新幹線は佐賀駅に、そして、空港を結ぶルートをきちっとやはり整備する、これが一番ベストの選択だ、そういうふうに思っております。どうぞよろしく願います。

それでは、問二の六番目になる、これはちょっと付け加えさせていただきま
す。お答えになられる範囲で結構ですから、よろしくお願いいたします。

二〇二六年夏の概算要求についてお伺いをさせていただきますけれども、国
土交通省は、二〇二七年度予算に環境影響調査、いわゆる環境アセスの費用計
上を目指すとしておりますけれども、それに対し水嶋次官は新聞インタ
ビューに対して答えて、二〇二六年夏の概算要求が一つの区切りだと、そうい
う話をされておられます。

先ほども言及しましたがけれども、昨年十月から水嶋次官と山口知事の二者協
議が七回重ねられ、最後に五月二十六日に異例の一日二度の面談を行っていま
す。次回は六月にも面談をするということになっているという新聞の発表でこ
ざいましたけれども、そのように私自身理解しておりますが、いよいよ六月も
あしたまででございます。二月十八日に招集された特別国会も七月十七日が会
期末と、そのようにされております。会期末後の水嶋次官の動向が非常に気にな
るところであります。今回の二者面談があるのかどうか、また、アセスの
範囲が決定しなければ概算要求には含まれないのか、この二点、先ほど申しま
した、現時点で答えられる範囲で結構でございますから、小林参考人、よろし
くお願い申し上げます。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

まず、次官と知事の面談があるのかどうかということについて、すみません、
私のほうから現時点で特段皆様に御紹介すべき情報がございますので、コメ
ントを差し控えるというか、現状では何も決まっていないということかなとい
うふうに思います。

それから、概算要求に関してでございますけれども、当然、我々としては、
そのアセスについて仮に合意ができれば、この夏の概算要求に盛り込むという
ことだと思いますが、合意ができなければ、先ほどから申し上げますとお

り、やはり地元の御理解が得られない形でのアセスというのはなかなか難しい
のかなと思っておりますので、まずはいろいろ様々、人事の話は私も何とも申
し上げる立場にはないんですけれども、概算要求は八月末だと思っておりますので、
そのタイミングまでに何らかの形で合意を得られるように努力をしていきたい
というふうに思っております。

以上です。

○木原委員Ⅱなかなか答えられない中、答弁ありがとうございます。

では次に、三点目に移ります。佐賀県の財政負担の軽減についてという項目
でございます。

まず一番目、冒頭にも触れましたけれども、フリーゲージトレインの西九州
ルートへの導入が断念されたことによりまして、対面乗りかえ方式による運行
のまま当面続く見通しとなっております。そして、やはりフリーゲージトレイ
ンの導入断念ということが西九州ルート整備の議論が膠着している要因とも
なっていると、そのように理解しておりますが、国土交通省にはこれまでも同
様の質問が何度もされているかと思いますが、改めてお伺いいたします。

フリーゲージトレインの西九州ルートへの導入が断念されたことに対する国
土交通省の認識、責任と申しますか、そこについてお願いをいたします。

○小林参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

これまでもフリーゲージトレインに関する経緯についてはこの議会の中でも
御説明を、私の前任者、過去の鉄道局からの出席者が御説明をさせていただい
てきたのかなと思っております。

繰り返しになるんですけども、技術的なめどが立っていない中で九州新幹線
の整備方式としてフリーゲージトレインは現実的な選択肢としてなり得ず、導
入断念に至ったということで、フリーゲージトレインの導入が困難になったこ
とは大変遺憾でございます。鉄道行政を担う国土交通省鉄道局として責任を

痛感しているというところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。

実は当時の寺田次長さんが、令和二年九月、鉄道行政として当然責任があり、それを痛感しております。まさしく今、小林次長が申されたとおりのことを言われておりますし、また、当時の足立審議官も、鉄道行政を預かる一人としてそこは責任を感じているところでございます。お二人とも同じような答弁でございます。そのところはぜひ国土交通省としてもしっかりと受け止めていただきたいと心からお願いをしたいと思います。

それでは、次に問三の二問目に入っていきます。

私は、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備に伴う佐賀県の負担については、フリーゲージトレインの導入が断念された経緯を踏まえ、その軽減について特段の措置を講ずるべきだと考えております。与党検討委員会においても、令和三年六月にそのような方針が示されているところであります。

一方で、佐賀県だけが特別扱いできない、こういったような声も仄聞するわけでございますけれども、まさしく事実であると受け止めてはおります。しかしながら、やはり佐賀県の財政負担の軽減について、特段の措置を講ずることに關する、やっていただきたいという強い希望で私はこれを質問するわけですが、特段の措置を講ずることに關する国土交通省の見解を改めて伺いさせていただきます。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

令和三年六月の与党整備新幹線建設推進PT九州新幹線（西九州ルート）検討委員会における取りまとめの中で、佐賀県の財政負担の特段の軽減を図るべく検討を進めていく必要があるとされていることは承知をしております。国土交通省としても重く受け止めているところでございます。

九州新幹線の整備に当たりましては、様々な課題がある中で、佐賀県のほうから現在の財政スキームを前提とした地方負担に關して懸念が示されていることも承知をしております。こうした点も踏まえた様々な課題の解決を図る上では、関係者の意見も伺いながら取組を進めていくことが重要であり、まずはあらゆる機会を通じて関係者間での議論を深めていくべきと考えております。財政負担の問題に關しましては、まさに今、北陸新幹線のほうでも同じような議論がございますので、何か地元負担の軽減を図る策がないのかということ、は、国交省としてもしっかりと重く受け止めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○木原委員Ⅱ答弁ありがとうございます。

いわゆる今までの参考人でいらしていただいた皆様方も同じような答弁でございます。ぜひ重く受け止めて、しっかりと財政負担の軽減、よろしく願いいたします。

私は、皆様が先ほども資料で説明されました、一番最初の六百六十億円、それが原点だと思っておりますので、そこから出発、そこをまず崩していただきたい。これはぜひ御記憶にとどめていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、問三の三を質問させていただきます。

このほど北陸新幹線、敦賀―新大阪間の八ルートの建設費が一・七から七・九兆円と示されたわけであります。

今後、佐賀県の財政負担の軽減について議論するにしても、それ以前にルールどおりの財政措置が見通せないのであれば、財政負担の軽減の議論もままならないというわけであります。

我々も昨年、北海道新幹線の視察に行かせていただきました。先ほど申され

ましたトンネルが多いと、トンネルの中にも入らせていただきましたけれども、本当に建設費が大幅に増加する、そして工期も遅れると、そういった説明を聞いたところでもあります。

北陸新幹線でも見込まれる巨額の事業に対して、着工五条件に位置づけられている安定的な財源の確保につきまして、国土交通省としてどのような見通しを持っておられるのかお伺いをさせていただきたいと思います。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

整備新幹線の整備を進める上で、必要な財源を確保するということは当然重要な課題であります。法令で整備財源とされており、貸付料をしっかりと確保していくということで、先ほど御説明しましたけれども、我々も委員会を開いて、今後いかに貸付料をしっかりと確保するかということも議論しているところでございます。

今後、適正な額を継続的に確保していく、これが第一の課題かなというところでございます。その上で、国費を増やすんだとかいうことも含めて、検討はしっかりと行かなきゃいけないということでございますので、また地元の皆様方の御意見も賜りながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございます。

なかなかお答えにくい問題だと思えますけれども、じゃ問三の四に移ります。

この財源見通しの確保に関しまして、私はやはりまずは国費を増額する、これが大変重要なことではないかと実は思っております。しかしながら、整備新幹線の建設に与えられる国の予算は、令和二年度から七年間、先ほど説明でございました、八百四億円という額のままで据え置かれているところであります。さらに、二〇〇一年、平成十三年、二〇一九年、令和元年度までは、おおむね七百億円台で推移しております。すなわち、この二十五年間の間で百億円、こ

の程度しか実は増額をされておりません。この間、建設費は大幅に上昇しており、国の予算は実質的に目減りをしていることになりました。

改めまして、財源を見通すには、令和二年から七年間据え置かれている国費の八百四億円を増額することが非常に重要ではないかと考えておりますけれども、改めて国土交通省の見解をお伺いさせていただきます。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

国費の鉄道局予算ですね、新幹線以外のものも含めて一千億円程度しかないということで、鉄道局の予算が少ないじゃないかというのはいろんなところから御指摘を受けておりますし、我々としても、なかなか事業が進まないということについては、心苦しく思っているところでございます。

新幹線につきましては、先ほど申し上げたとおりで、貸付料を入れた上で残り二対一という仕組みになっておりますので、まずは貸付料をしっかりと確保していくと、そこが重要なことでございますし、その上で、整備財源となる国費については、これまでも毎年必要な額、足りなかったということはありません。必要な額を毎年確保してきているということでございますので、今後とも所要の額を確保していくように努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○木原委員Ⅱこの質問はなかなか国交省さんが直接答えられない難しい問題だと思えます。財務省の皆様と、しかし増額はやらなければならないというお考えであったということは理解させていただきます。

それでは、問三の最後、新幹線の貸付料について改めてまたお伺いいたします。

新幹線の貸付料を増やす、そういったことについても御議論させていただいているところでございますけれども、整備新幹線の建設費、これは全国の整備新幹線の貸付料を充てた残りを国と地方が二対一の割合で負担するということ

とされておるわけでありすけれども、この全国のＪＲからの貸付料というものは今後重要な建設財源であると、今後も認識しております。

そういった中、来年九月末には、最初に開業いたしました整備新幹線である北陸新幹線、高崎―長野間が三十年間の当初貸付期間が満了を迎えるということから、先ほども説明の中にもありましたけれども、国土交通省は、「今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会」、これを昨年十月に立ち上げられて、関係ＪＲからのヒアリング等を行われて、開業三十一年目以降の貸し付けの在り方について今議論がなされているものと承知しております。その議論の行方を大いに注目しているところであります。

この夏にもこの小委員会の取りまとめがなされると伺っておりますけれども、まだ議論の途上ということで、言える範囲で結構でございますので、佐賀県の財政負担の軽減という観点から、この小委員会における議論の状況についてお示しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

貸付料の小委員会の議論の状況でございます。資料の十一ページを御覧いただいて、こちらに出ているとおりでございます。

先ほど若干説明をはしったんですけれども、今の状況を申し上げますと、将来的な貸付期間、今まで三十年となっておりますけれども、これをまた、三十一一年目以降も改めて三十年をしっかりと確保していこうということ、それから額については、固定制を基本としつつ、受益に一定程度の変化、非常にぐっと重かったり、逆もあると思うんですけど、そうした場合には増減を考えていくという、こういうやり方でやっていこうということでございます。

それ以外には、受益の把握の仕方について少し見直していこうということところで、これまで受益として必ずしも取り切れていなかったところ、先ほど申し上げた、例えば、駅構内の話にしても、北陸新幹線高崎―長野間でいうと、当時

は平成九年、今から三十年前は駅中で稼ぐということはあんまりなかったと思うんです。ですから、あんまり駅の中の売店だとかお店の上がりというのは見込まれていなかったんですけど、そういうものはしっかりとやっていこうと。

九州新幹線にしても、今、新幹線のラッチ内にいろんなお店があつて、上がりが大分出ていると思いますので、そうしたものもしっかり取り組んでいこうということでありすとか、接続利益に、先ほど申し上げましたけど、今まで東京から金沢まで来て、そこから先、また、敦賀まで開業したときに、東京から金沢までの部分、ここでの利益を十分取り切れなかったというところもあるので、そうしたものをしっかりと取っていくことができないかといったことですか、三十年前にちよつとできなかったというか、今改めてこの状況で見直した中でこういったものが取れるのか、その後三十年間安定的にしっかりと財源は確保していくことができるのかということを議論させていただいております。今のところ夏にはこうした方向で取りまとめを考えているところでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございます。ここでやっぱ一つ気になるのが、これも一番最初に来ています論点一、貸付期間、これは開業後三十一年目以降も現行と同程度、三十年でやると。我々はやはりフリーゲージトレインの断念というところで国の責任であると言われておりました。我々の主張としては、このいわゆる貸付料三十年という期間をもう少し、例えば、五十年、二十年増やすとか、そういったことでお考えをいただけないかなという強い思いがありますけど、その辺はどうかということ。

そして、やはりもうこれだけ材料費等々も高騰しておりますし、非常に財政窮乏県の我が佐賀県としては、やはり三十年で区切るということになると大変厳しい金額になってくると思います。ＪＲさんのこともいろいろと考えなければ

ばいけない立場であられると思いますけれども、その辺の期間の延長ということについては、今、現時点どういうふうに考えておられるのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○小林参考人Ⅱ貸し付けの期間ということでございますけれども、現状、三十年前に始まってからなる新規開業していった整備新幹線のそれぞれの貸付料の契約が、これは三十年単位になっていきますということなので、三十年たったらもうそこから先、払わなくていいよということではありません。

貸付料という、つまり借りている間は払っていたという仕組みなので、契約を一旦三十年にして固定でやりましょうということを当時決めていて、それを今回、改めてそのやり方をどうするかと見直したわけでありまして、次の三十年たつてその後やめるという意味で今回三十年にしたということではないということとは御理解いただきたいと思います。次の三十年間どうやって取るかということを決めたということでございますので、六十年後以降取らないということではありませんので、また三十年後は三十年後、改めて、次、どうしていくかということを検討するということかなと思うんです。

以上です。

○木原委員Ⅱそしたら、なかなかやつぱりその辺が私たちとしては難しいところで、いわゆる三十年で払い切らない部分というのが年単位の負担額、佐賀県としての負担額を減らしていただきたいという思いが前提にあるわけなんですよ。そういう中で、三十年というスパンが今あるわけです。そしてまた、それを三十年という形の中で、いやこれは三十年でやめませんよ、あと三十年ということで続けていきますよということですけど、我々としては、申し訳ないですが、繰り返しになりますけれども、いやその三十年をなるべく年間の負担額を少なくしていただくためにも、五十年、あと二十年、それぐらい延ばしていただけないかというお願いでございます。そういう考えはこの小委員会では

出てきていないということでしょうか。

○小林参考人Ⅱ委員会の中の詳細なところはちょっと控えますけれども、議事録などもまた出ておりますので、御覧いただければと思うんですけど、貸付期間についてはいろいろな意見あります。短い五年とかで、要するに見直すべきじゃないかという方もいらっしゃいますし、現状の三十年というのが適切じゃないかという方もいらっしゃいますし、五十年とか、ちょっと百年というのがあつたかどうかは私も、記憶、定かじゃないですけど、もう長く設定すべきじゃないかと。そういう中で、やはり既存の三十年というのが一旦次の延長期間としては適切じゃないかということになったというふうに承知をしております。

以上です。

○木原委員Ⅱありがとうございます。もうこれ以上聞きません。どうぞよろしくお願いいたします。

では最後、問い四でございます。佐賀県民へのメッセージということで質問させていただきます。

西九州ルートの議論が膠着しているというのは、新幹線整備の意義が佐賀県民に訴え切れておらないと、県民世論の理解が進んでいないということが一因であることも事実でありますし、整備を推進する私どもの力不足でもあるのではないかと私自身考えているところでもございます。

そのような中、水嶋次官は最近の度重なる新聞各紙でのインタビューにおきまして、佐賀県民に対するメッセージとして、新幹線の整備が将来の佐賀県民の暮らしや経済の向上にどのように寄与するか、様々な観点から訴えかけておられます。大変ありがたいことだと感謝いたします。

最後に、この場で改めて参考人から佐賀県民へのメッセージとして、この新幹線の整備の意義について強く訴えかけていただきたいと思います。小林参考

人、よろしくお願いをいたします。

○小林参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。もう今、先生おっしゃったとおりで、水嶋のほうからも折に触れてそうした必要性、県民の方々へのメッセージを発しているところでございますけれども、繰り返しになりますが、ちょっと私のほうからお話をさせていただきます。

まず一般論といたしまして、新幹線というのは移動時間を大幅に短縮するものであり、地域間の交流を促進するとともに、我が国経済の発展や国民生活の向上に資するものと理解をしております。

また、沿線地域にとつては、全国ネットワークとつながることによって、観光やビジネス面で大きな効果が期待でき、観光交流の促進や駅周辺開発、定住人口の増加等を通じた地方創生にも大きく寄与するものと考えております。

加えまして、新幹線は災害に強いインフラであるということもありまして、在来線が運休した場合でも運行を続けられることができるとともに、在来線の代替輸送としての機能を発揮するものでございます。

新幹線整備によってこうした効果が期待されますが、より具体的な提案を申し上げれば、九州新幹線の新鳥栖―武雄温泉間がフル規格で整備されれば、西九州地方と関西、中国地方が新幹線ネットワークでつながることとなりますが、北部九州の経済や観光面におけるポテンシャルを踏まえれば、日本の第二のゴールデンルートが形成され、沿線周辺も含めた地域一帯において、観光やまちづくり、地方創生などでより大きな効果が期待できると考えております。

また、新幹線の整備によりまして、沿線の自治体においては、駅のない自治体も含め、新幹線施設に係る固定資産税等の税収が見込まれるという財政面での効果も期待をされているところでございます。

こうした新幹線整備の意義や様々なメリットを含め、地元の皆様丁寧に説明をしていくとともに、佐賀県との議論を継続するなど、引き続き真摯かつ誠

実に西九州新幹線の整備に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

西九州新幹線の整備は、佐賀県の発展に大きく寄与するものであると考えておりますので、佐賀県民の皆様におかれましても、ぜひ西九州新幹線の整備に御理解と御協力を賜ればと考えているところでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱ小林参考人さん、ありがとうございます。力強いメッセージだと受け止めさせていただきます。また引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。私、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○留守委員長Ⅱ暫時休憩します。午後は十三時十分をめぐりに委員会を再開します。

午後零時十一分 休憩

午後一時十分 開議

○留守委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○土井委員Ⅱ皆さんこんにちは。「自由民主党ネクストさが」会派の土井敏行でございます。

本日は、国土交通省鉄道局次長、小林太郎様はじめ、補助者お二人の方、新幹線西九州ルートのことまでの経緯と今後について御説明をいただきました。御多忙の中、わざわざ佐賀までお運びいただきまして、ありがとうございます。

委員長に発言の許可を得ましたので、早速質問に入りたいと思います。

今日、私がしようと思った質問は、大部分が木原委員の前の質問とかぶっておりますので、少し絞って、角度を変えてお伺いしたいというふうに思います。

今日の御説明をいただいた資料の十九ページだったと思いますが、平成三十年、二〇一八年、与党PTにおいて、西九州ルートへのFGTの導入を断念というのがあります。ここが実はスタートといいますが、今日の議論につながっているところなんです。

一点目ですが、まず、武雄温泉―新鳥栖駅間の整備が進まない理由、その原因を、もう分かり切ったことでありますが、原因をどういうふうに捉えておられるのか、基本的な認識について確認をしたいと思います。

○小林参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。西九州新幹線の整備に関しましては様々な課題がございます。現時点では佐賀県の御理解を得るに至っていないということが、その要因であるというふうに認識をしております。

こうした課題の解決を図る上では、関係者の意見も伺いながら取組を進めていくことが重要であると認識しております。様々な機会を通じて関係者間での議論を進めていくところでございます。昨年十月からは、次官と知事との間でも議論を進めているところでございまして、こうした課題をできるだけ

早く解決してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○土井委員Ⅱ佐賀県の理解を得ていないというふうに御説明がありました。確かに我々は理解をしていないわけですが、なぜかという、その原因の一つが、先ほど言いましたこのFGTの導入断念から始まっているわけですね。まず、再度確認ですけど、途中説明がございましたけれども、FGTが採用されなかった理由について再度お伺いしたいと思います。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。フリーゲージトレインにつきましては、平成九年度に本格的な技術開発に着手をして以降、様々な課題を乗り越えながら開発を進めてまいりました。その後、平成二十六年十月に開始いたしました耐久走行試験において、安全上の重要部品である車軸に磨耗痕が確認されました。様々な角度から磨耗対策について検討を行いました。十分なメンテナンス性能を確保した上での対策を確認するまでには至らず、新幹線と在来線の異なる軌間を直通運転する実用に耐え得るフリーゲージトレインを開発するということは困難だったということでございます。

また、目標とする最高速度二百七十キロと設定し、西九州新幹線においては山陽新幹線への乗り入れも前提として開発を行ってりましたが、高速化の進む山陽新幹線への乗り入れが困難となったことから、平成三十年、西九州新幹線への導入を断念したところでございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱそういう技術的な問題があったわけでありまして、実は、このことについては私たち佐賀県議会でもフリーゲージトレインの先進地でありますスペインへ行つて、フリーゲージトレインにも乗って現場を見てまいりました。当時のスペインの技術の最高責任者の方からお話もお伺いしました。そのとき向こうからお話があったのが、日本のフリーゲージトレインは難し

いよと言われたんですね。なぜかと。もともと日本は狭軌でしようと、スペインはもともと広軌なんですよと。広軌を小さくするのはそう難しくない。狭軌を広げるのはすごく難しいです。まず、振動の問題が出てきますよ、車軸の問題が出てきますよ、いろんなことを、いわゆる今回フリーゲージトレインが断念されたような理由を全てそのとき言われたんですね。

それをどう解決しますかと、私、そのことを皆さんに御質問したんです。そのときどう言われたかというところ、日本の鉄道技術は世界一です。この問題は必ず解決しますと言われたんですけれども、解決できていなかったんですね。私はその認識が甘かったんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○小林参考人Ⅱすみません。当時、そうした発言を鉄道局側がしたということについては、ちょっと見通しが甘かったということでございます。世界に冠たるといふうに我々も申し上げておりますけれども、実際にやっぱり安全が第一でございますので、結局、安全性能に耐え得なかったということは、我々としても認めて反省をさせていただいているところでございます。

以上です。

○土井委員Ⅱなぜそのフリーゲージトレインを進めていたか、そこにちょっとこの問題が今日遅れている、頓挫をしている状況の原点があると私は思っています。

これは、フリーゲージトレインは国が提案されたんですね。もともとそれはスーパー特急でいくという話でした。最初は、今日も説明がありましたけれども、全国フル規格の新幹線だったんですけれども、整備新幹線になって、これがスーパー特急方式になって、スーパー特急方式ではなかなか費用対効果が出ない。当時、多分BバイCは一・一だったと思います。一・一を細かく計算すると一・〇六九で、コンマ一以下の数字だったので、これでは投資する効果はないのではないかというところに対して、フリーゲージトレインにすればそ

れなりの効果が出ますよというお話で、フリーゲージトレインを進めていったわけですね。

そこにこのフリーゲージトレインを進めていった原点みたいのがあって、ただ、それは何でかというところ、当時、やはり佐賀県の財政規模からして、フル規格での新幹線には耐え得ないということ、これについて、できないということについて、そういうスーパー特急方式でやれば、いわゆる佐賀県は在来線を使うので、費用負担がないということで進んできた、そういう経緯があるわけですね。その条件は今も変わっていないわけですよ。

基本的には財源の問題があつて、このフリーゲージトレインを進めてきたのに、それができないと言われたから、じゃ、フル規格に戻りますよと言われても、フル規格を進めることができないで決めてきた話なので、ある意味ではお互い約束したことはほごにされてしまったので、そこに原点があるわけですね。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○小林参考人Ⅱ当時、そうした状況でフリーゲージトレインの導入を進めてきたということは、もうそのとおりでございます。結果的に技術的に難しかったということかなと考えておまして、約束をほごにしたかどうかということについては、これは今後のフル規格を進めることについても含めて、今まさにそうした前提でいいのかというところを協議させていただいているというふうに認識しております。

○土井委員Ⅱ先ほども国の責任があるかどうかというお話がちよつと木原委員の質問の中でもありましたけれども、昨年の八月でしたかね、国の責任で頓挫したこと、国に対して責任を追及していくことを、JR九州、佐賀県、長崎県、三者でその認識は一致しているんですね。そういう行動に出てあるというふうに思いますが、そういう意味で、私は国がその責任をしっかりと認めなければいけないというふうに思っているんです。そこはいかがですか。間違

ありませんか。

○小林参考人Ⅱこれは午前中の御質問の中でもお答えしましたとおり、フリーゲージトレインが断念したということについては責任を感じているところでございます。そこについては特段異論もなく、おっしゃるとおりでございます。

○土井委員Ⅱフリーゲージトレインとなったのは、単に財源だけの問題ではないわけですね。当時はやっぱり新幹線が通れば在来線の利便性が低下すると、特急がなくなるといってお話がありました。もちろん、並行在来線問題です。

私が住んでいるところは並行在来線の鹿島市というところでございますので、一番その影響を受けたところでありますけれども、在来線がそういうふうに関便性が低下しないように、ある意味ではフリーゲージトレインだと各駅に今までの特急と同じように止まりますよというお話もあって、我々が住んでいる長崎本線側も、肥前山口、今の江北駅まで行けばフリーゲージトレインがドアを開けて待っていますよというお話まであったわけですよ。ところが、それはどこに行ったかと。そのこともなくなってしまうているわけですよ。

だから、財源だけの問題じゃなくて、在来線の利便性低下も問題になっているわけでした、そういうことを全て包含して、約束して、じゃ、フリーゲージだったら進めていいよということで進んできたわけなんです。それが進めなくなった。要はお互いに約束をして、民間でいえば契約をしていた。そういう前提で約束をして進めていたことが、そちらの都合でフリーゲージトレインが導入できなくなったと。じゃ、その負担は佐賀県のほうで持つてくださいますと云われるのは、それは普通の民間の契約ではあり得ない話ですよ。一方の理由で片方が負担を受ける、そういうふうな、例えば財源についても、利便性についても、我々が負担しなければいけないようなものではないというふうに思います、そこはいかがですか。

○小林参考人Ⅱすみません、民間の契約であるかどうかということにつきまし

ては、ちょっとそこは私はコメントを差し控えたいと思いますけれども、今まさに知事と次官でも話をさせていたいただいておりまして、これまでも「幅広い協議」の中で、鉄道局、国交省と佐賀県さんとの間で、こういった形で進めていくのがいいかということ議論させていただいている中での話でございます。もちろん皆様方の御理解を得ない形で進めるわけにはいかないというのは考えておりますので、合意なく何かを進めることではないということは御理解いただきたいと思います。

○土井委員Ⅱ確かにそこは丁寧にやっていただきたいと思いますし、我々も別にフル規格を否定しているわけではないわけです。これまで新幹線を否定しているわけじゃないわけですよ。進めようと思って、いわゆる国の提案にのつて、スーパー特急、フリーゲージトレインというのを進めてきたわけですけれども、じゃ、ここでフル規格にするためには、さっき言いました前提の条件が崩れているので、そこをどうするかということをしつかり話に乗っていただきたいということ、先ほど財源の問題についていろいろ御説明がありました。貸付料の話とかございましたけれども、あれは全体の話ですよ。

そういう今の佐賀県と国との約束の関係を考えれば、それはテーブルが違うと思うんですよ。そのことは多分、政府・与党PTでもそういう発言があったというふうに思いますけれども、佐賀県の特事情ではないですけれども、そういう約束で進めてきたものが、我々の責任、我々のせいでこの計画が変わったわけではありませんので、そこを御理解いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林参考人Ⅱ整備新幹線の仕組みというのは、これは法令で決まっておりますので、費用負担の仕組みについては、まさに法令、全幹法の法令にのっとりて御負担いただくことになると思います。

ただ、その中でいかにして地方の負担を減らしていくかということは、まさ

に今後、御議論していきたいと思いますし、その制度を変えるかどうかということについても、これは我々だけで決められる話ではございませんので、もちろん先ほど与党の中で佐賀県の負担にも配慮するといったことが書かれたことも、それも我々もよくよく認識しておりますし、重く受け止めておりますので、そうした中で今後何ができるかというのをよくよく御相談をしていければと思います。

以上です。

○土井委員Ⅱそこが一番大事なところなんですよね。ほかの地方全体、いろいろ財政のことで困っているの、ああいうふうにいるいろいろ考えていただく。小委員会では提案とかしていただいております。貸付料を三十年延ばすとかいう話は、それはそれでいいんですけれども、ただ、佐賀県の場合はそれと同じテーマではないんじゃないですかと、話の進め方からしてですね。その御認識をちゃんといただいているかなということを再度お伺いしたいと思います。

○小林参考人Ⅱ繰り返しになりますけれども、整備新幹線の整備スキームにつきましては、これは法令にのっとった形で進めていくというのが大前提でございますので、その上で、法令上の仕組みについて佐賀県を特別扱いすることとはございません。ただ、その中で地方の負担、佐賀県の負担をどれだけ減らしていくかということについては、今後しっかり御相談していききたいというふうに思います。

以上です。

○土井委員Ⅱそこが、やっぱり佐賀県民がみんな釈然としていないところだというふうに思います。いろんな異論が出てくる、何でそういうふうに約束していたのに変わるんだと、こういうことなのであります。これ以上議論は進まないと思いますので、認識をそこはしっかりしていただきたいと思うんですよ。確かに法令上はみんな平等かもしれません。ただ、佐賀県が約束してきたこと

とは違うじゃないですかという話ですよ。

ということではありますが、次に、先ほどお話も出しましたが、今、山口知事と水嶋事務次官が協議されているアセス案についてちょっとお伺いをしたいと思います。

アセス案の考え方について、佐賀県との違いをどういうふうに捉えておられるのかお伺いをします。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

まず、午前中も申し上げましたけど、山口知事と次官との間で具体的に何が話されているかということについては、二人から直接お話しされていること以上には申し上げられないということはお断りしておきますけれども、アセスの考え方について、佐賀県さんと国交省というか、鉄道局のほうでどうした違いがあるかということでございます。

水嶋次官のほうからは、ルートを特定しない幅での環境アセスの評価、手続について提案をしているということでございますけれども、その際、佐賀空港の周辺については、地盤が悪くて、施工面では技術的な困難が伴うということを踏まえた範囲で提案をしているところでございますけれども、山口知事からは、佐賀県内では様々な意見があるとして、幅広い範囲での環境影響評価手続の実施について御意見があつて、議論を進めているところでございます。

これまでの佐賀県さんの「幅広い協議」の中においても、佐賀空港周辺を通るルートについては、施工技術面から現実的でないということを御説明してきたところがございます。今後、知事と次官の議論がまた引き続き継続して、環境アセスの実施について合意できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ今年四月十七日の新聞報道だったと思いますが、水嶋次官と山口

知事の話の中で、次官のほうから経路を特定しないアセスを進めることはどうかという提案をいただいたようであります。そこで、知事もそれは十分に考えられるということだったんですけど、その後の御提案いただいた案が、先ほどありましたけれども、新幹線が佐賀駅を通るルートしかないような案になっていたと。アセスの幅が、次官は幅広くということだったと思うんですけども、その幅があまり広くなかったなという感じがしているんですけども、そこはいかがですか。

○小林参考人Ⅱ 具体的な幅については、私のほうからはコメントを差し控えさせていただきますけれども、先ほど申し上げたとおり、佐賀空港周辺を通るルートについては施工技術面から現実的ではないということでございますので、そこまでは含まない形での御提案だったということでございます。

○土井委員Ⅱ ただ、この空港ルート案については、さっきの説明でもありましたけれども、最近始まった議論ではないわけですね。ずっと前から佐賀県にはあって、佐賀空港を生かす案として出てきた案であります。その中で、そもそも南ルートといいますが、空港ルートについては、本県の中にこれを支持、主張してこられた方々がたくさんいらっしゃって、きのうきょう始まった話ではないんですね。そういうふうに出てきたものではありません。

これは最近ですけれども、二〇二四年二月に出版された「西九州新幹線議論の経過と今後」ということで、こういう論文がございますけれども、(資料を示す)これはずっと前から、それこそ四、五十年前の話からずっと書いてあるわけであります。御存じだと思えますけれども、発表されていますのは佐賀低平地研究会地方創生部会と、あと久留米大学名誉教授の大矢野栄次先生、長崎県立大の矢野生子先生の三者によるものですが、この空港経由案は平成八年、一九九六年に大矢野教授と中島元大川市議会議長さんによるものと書かれていますけれども、その辺は定かではありませんが、当時、故指山元佐賀銀行頭取を

中心に経済界にこれを支持する声があり、それが今日に至っているわけです。今日でも佐賀県の経済界でこれを支持する声が十分あるわけですね。佐賀空港を将来の九州のハブ空港にしたいという思いがあつて、こういうことが出てきたんだというふうに思います。当時のやつには、大筑紫経済圏構想というのがあつて、その中の一部でもあつたようであります。

私たちが聞いたのは、佐賀空港を九州の物流ハブ空港として、その周囲に物流団地をつくるという物流新幹線の考え方でありました。それが可能かどうかは別にして、先ほども技術的な云々という話がありましたけれども、こういった意見がまだ県内にはたくさんございますので、こういったルートもアセスに含めて正式に調査をする価値はあるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○小林参考人Ⅱ 技術的な困難については、先ほどからる申し上げているので、繰り返し申し上げますけれども、どこまで範囲にするかということについては、まさに次官と知事でお話をされていると思いますので、その交渉の結果を待ちたいというふうに思います。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ そこをしっかりと先ほど言われました県民の皆さんの理解を得るためにも、そういう幅広くやった結果がどうだったということできっかり見ていただきたい。最初からその話を切るような形で進められるのは甚だいかなものかなというふうに思うわけあります。アセスの幅はぜひ広げていただきたいなというふうに思っております。

この九州新幹線西九州ルートの未整備区間にはそれ以外に様々な課題があります。よく言われているのは四つほど言われていると思いますが、財源の問題とか、在来線の利便性低下の問題とか、あるいは沿線地域の振興の問題とかもあつたというふうに思いますし、出ているんですけども、まず、第一に先ほ

とも言いました財源の問題ですけど、地元負担の問題ですね。

今日、木原委員の質問でかなり詳しく御説明をいただきましたが、先ほど冒頭言いましたように、今日の件は国に責任があると言われているんですから、ここは責任を果たしてほしいと。基本的にはそのことが、財源負担のことも含めそういうふうに進んできたんだから、その負担ができないような案に、元に戻されたんでは話が違うんじゃないかと思うんです。その辺はいかがお考えですか。

○小林参考人Ⅱこれも繰り返しになりますけれども、財源負担のルールというのは法令で決まっておりますので、そのルール、それ自体を崩すことは難しいと思いますけれども、その中でいかに佐賀県さんの負担を減らしていけるか、先ほどから申し上げておりますけど、貸付料をいかに多く充てていくのかということだとかというところも含めて議論できればというふうに考えております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱそこはしっかり考えてほしいと思うんですね。県民の理解はなかなか得られないと思うんです。財源の問題はその一つです。

もう一つは在来線の利便性低下についてお伺いをします。

特急が基本的に新幹線が通るとなくなるんですね、鹿児島ルートはなくなりましたので。今の佐賀の鉄道環境は私もいいと思っっているんです、悪くありません。JRによる旅客の流動を見て、佐賀県と関西圏の二府四県の間では年間約二十七万人ぐらいの旅客があるわけですね。佐賀県と福岡県では年間約三百四十万人あるんですよ。佐賀県と県内では九百八十二万人の旅客がありますので、二千三百万人ぐらいに、例えば、もし関西圏の二十七万人が何倍かに増えたとしても、佐賀県内が今利用している人たち二千三百万人には影響が出てくるんですよ。

そういう意味で、在来線の利便性というのはしっかりと確保していかなければいけないというふうに思っているわけですけども、例えば、私が住んでいる鹿島市のことを言わせていただければ、今度フリーゲージトレインがなくなると、ホームで待たなくなりましたので、これがフル規格になれば、佐賀まで行かないと高速鉄道に乗れなくなってしまうわけですね。そういうふうに、また不便さを増していくわけですので、こういったことに対して国としてどういうふうに取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

新鳥栖―武雄温泉間の在来線というのは、これは通勤通学の利用が多くて、重要な生活の足であるということは我々としてもしっかり認識をしております。

また、在来線の運行主体でありますJR九州につきましても、在来線の利便性の問題というのは地域の皆様にとって重要な課題であるということ、それから、必ずしも経営分離を前提とせず、佐賀県等から具体的な課題認識の御意見を拝聴しながら、真摯に議論を深めたい等の考えであることを承知しております。

国土交通省といたしましては、こうした前提の下でJR九州と共に佐賀県と在来線の課題について議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○土井委員Ⅱそこは大事ですので、国土交通省も入ってJR九州と一緒に頑張って解決策を考えてもらいたいと思います。

以前、私、お伺いしたときは、JR九州と相談してくださいということだったので、それはちょっと違うだろうというふうに思ったんですけど、やっぱりこの問題の原点はフリーゲージトレインの開発断念にありますので、そこは国交省も責任持って入っていただいて、責任を感じているということであれば、そこは責任をそういうふうに果たしていただきたいというふうに思っています。

ころであります。

では最後に、今後の方向性についてお伺いをします。

国土交通省とされては、今現在、頓挫しているこの新鳥栖―武雄間の西九州ルートを整備について、今後どのように取り組んでいけるのか、どのような思いで取り組んでいけるのかお伺いしたいと思います。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

整備計画路線の一つであります九州新幹線の新鳥栖―武雄間、これにつきましては着実に整備をする必要があると、私も先ほど申し上げたとおりで、最優先の課題として進めてまいりたいというふうに考えております。

その中で、先ほど来も御指摘いただいておりますとおり、様々な課題もあります。ルートの話もそうですし、財源負担の話もあります。そうしたところは今まさに県政のトップである山口知事、それから、私どもの事務方のトップである水嶋事務次官との間で意見交換を進めているところでございまして、このお二方の間で一日も早く何らかの形で合意を得られるということを願っておりますし、もちろん我々事務方としても佐賀県の皆様としっかり交渉を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

この新幹線の問題は大変長い歴史がありまして、私もこの佐賀に帰ってきたときまだ二十五歳でしたけども、そのときから新幹線の話が出て、まだその頃は真ん中を新幹線が通るんだぐらいの話だったんですけれども、だんだん話が進んで、整備五路線になって、今の長崎ルートのこういう形になって、途中からやっぱりショートカット案になってということ、それで地域が大変翻弄されてきて、大変厳しく、このままだと我々、長崎本線がなくなってしまうという当初の話でしたので、何とかしなければということ、村おこしをやらうと

いうことで始まったのがガタリンピックなんですよ。

この地域にわざわざ来てもらうような地域にしようということで、みんな自発の力で非常に努力をしてこられた地域でもありますけども、それが今またこういう形で新幹線の形が変わると、さらに不便になるのではないかという不安を非常に皆さん持っておりますので、そうならないように、実質的にそれを補うような高速交通手段が実現できるように、様々な形で御支援をいただきたいと思っております、そう考えていただきたいというふうに思います。

そのことをお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○徳光委員Ⅱ県民ネットワークの徳光清孝でございます。

小林参考人をはじめ、二人の補助員の方々、本当に忙しい中、参考人招致に応じていただきまして本当にありがとうございます。時間も迫っておりますので、早速質問に入りたいと思います。

一番目の問いは、ルートを特定しない環境アセスについてお尋ねをします。そもそものんですが、このルートを特定しない環境アセスメントというのはどういうものなのかお尋ねをいたします。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

このルートを特定しない形での環境アセスの手続きでございますけれども、これは要は一本のルートではなくて、ルートに幅を持たせた形で実施をしようというところでございます。

こうした手法による環境影響評価の手続きにつきまして、例えば、北陸新幹線の今まさに議論をしております敦賀―新大阪間におきまして、詳細な駅位置やルートが確定していない、この線で引きましようということがまだ確定していない段階において、少しその幅を持った形で、この範囲内で引いてはどうかということ、一本でやるよりは当然、少しお金もかかりますし、時間もかか

るんですけども、少し幅を広げた形で、範囲を広げて環境アセスの手続をしております。こうした北陸新幹線での実績も踏まえまして、西九州新幹線の新鳥栖―武雄間においても、今、佐賀駅ルートだけじゃなくて、広い形でのほかの御提案もありますので、そうしたところも含んだ形で、どこまでの幅でルートができるのかということを御相談させていただいているというところでございます。

○徳光委員Ⅱ 今答弁ありましたように、北陸新幹線で実例があるということなんですが、今のところここだけですか。

○小林参考人Ⅱ 北陸新幹線だけでございます。

○徳光委員Ⅱ 通常、環境アセスは五年程度かかるんじゃないかというふうに言われていると思います。今の御答弁ですと、幅を持たせるので、時間もお金もちよつとかかるかなというような言い方をされたかなと思うんですが、ルートを特定しない環境アセスというのはどれぐらいの期間というのを想定されているのかお尋ねをいたします。

○小林参考人Ⅱ お答えいたします。

幅が広がったから時間がかかるかどうかということは、ちよつとそれは、幾つ、どれぐらい調査をするかにもよります。お金についても、費用についても、それはちよつとどれぐらい調査するかにもよるとのことだと思いますけれども、期間については、これも一概にはなかなか申し上げにくいんですけど、北陸新幹線の委員会の中でも御説明しているのは、基本的には最短で五年ぐらいだというふうに見ていただければよろしいかなと思います。

○徳光委員Ⅱ ありがとうございます。

それじゃ、佐賀県に対してルートを特定しない環境アセスを実施したらどうかというふうに今提案されているわけですが、その理由についてお尋ねをいたします。

○小林参考人Ⅱ ちよつと先ほど申し上げたんですけど、今、国交省、国といったしましては、佐賀駅を通るルートというのが最も合理的かつ効果的であるというところで午前中も御答弁させていただきました。これまでも現在の佐賀駅に新幹線を併設する佐賀駅経由がベストだということで、環境アセスについてもそれを前提の手続をすることが適当だと考えているところではございますけれども、他方で先ほど来あります南側を通るルートについても御提案があるというところで、どこまでだったらお互いが折り合えるのかということも含めて、一本に決め打ちせずに、ちよつと幅でやっていこうということで今御提案をさせていただきます。

○徳光委員Ⅱ そういう理由ということなんですが、新聞報道によりますと、水嶋次官がインタビューに答えて、そのルートを特定しない環境アセスをやっている間に、財政問題とか、そういったものを議論して、ある意味少しでも短縮、仮にフル規格で建設するとなった場合、その期間を短縮するためということもあるんだというふうに朝日新聞のインタビューではお答えになっていたんですが、その辺はいかがですか。

○小林参考人Ⅱ 次官のインタビューでは時間を有効活用するようにという御発言だったかなと思います。アセスをやっている間に財源の話をするから短縮になるかどうかというと、それはどつちもやらなきゃいけない議論なので、結局のところ、最終的に着工するときに、先ほど申し上げた着工五条件ということで、財政の話もそうです。ルートが決まっていなくて着工五条件に至らないわけですので、アセスもやった上で着工五条件というところに、この期間が仮にアセスで三年、五年あるとすると、今このタイミングで財政の問題が決まっていなかったとしても、この期間でそこについて何とかお互い折り合いをつけられればいいねという意味で申し上げたということなので、これをやることによって何かが短縮するということではなくて、一緒にやっていくことで時間を有

効活用しましょう、そういう発言であつたかと認識しております。

○徳光委員Ⅱずっと膠着状態が続くよりも、時間を有効に使って議論しましょうということだというふうに思っています。

じゃ、二番目の問い、フル規格整備の際の佐賀県の財政負担について何点かお尋ねをいたします。

これまでも質問がありましたが、ダブる分は少し避けたいというふうに思うんですが、まずその事業費のいわゆる上振れについてですね。北陸新幹線、北海道新幹線というのは上振れしているという報道もありましたし、午前中の参考人の説明でも、北海道が一・六兆円から三・五兆円ぐらいまで最終的にいくんじやないかという見通しだというふうに言われましたが、それぞれ今、国交省さんとして検討しているというか、大まか考えを持っている、その事業費の上振れというのはどれぐらいになるというふうに捉えているんでしょうか。

○小林参考人Ⅱ北海道新幹線、それから北陸新幹線は、この間からまさに北陸新幹線の与党PTでルートをハルルートということで、それぞれについての事業費を出してくださいということだったので、お出ししたところでございますけれども、これも実は北陸新幹線のハルルートも、もともとやっていた小浜京都ルート以外は、我々としてはこれといいますが、実際にどこを通すかとかも決められない形で一定の仮定を置いた数字でございます。そういう意味でいうと、佐賀、またこの新鳥栖―武雄間についても、現状ではルートが決まっていないと。

そこは皆さんも御納得いただけると思うんですけど、ルートが決まっていな段階で実際の事業費を正確に見積もるというのは、これはなかなか難しいというところは御理解いただければと思います。その上で、北海道とか北陸の最近の状況を見ると、物価高騰であるとか、様々な法令改正でありますとか、施工側の問題でない理由で上がってきているということはあると思いますので、そうしたことは当然、西九州に関しても当てはまるんだろうなとは思っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱルートががちり決まらないと、本当の意味でも事業費の検討とというのができないと。ただ、本当に今、物価上昇、人件費も含めてすごいことから、大体二倍近く、当初考えたよりも二倍近くに今、上振れしているということだと思えます。

ちらつと答弁されたんですが、武雄温泉―新鳥栖間、平成三十一年でしたっけ、多分佐賀駅を通るルートで積算されたんだと思いますが、六千二百億円ぐらいというふうにその当時言われていました。ちょっと答弁されたんですが、これも当然、仮にルートが決まって積算すれば、上振れになるというふうに捉えていいですかね。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。この六千二百億円についてどうかということについては、ちょっと私も、同じルートなのかどうかということもあるもので、それが増えるとか増えないとかはちょっと差し控えますけれども、一般論で申し上げますと、公共事業においては資材価格の上昇だとか、働き方改革の影響とかありまして、事業費が増加しているということでございますので、そうしたことの影響は当然、実際に今後ルートが決まって見積もっていく中で反映されてくることはあるんだろうなと思っております。

○徳光委員Ⅱなかなか正確な数字は、当然言えないというのは私も理解できます。

それじゃ、これまで六千二百億円で、JR九州さんの貸付料を除いて、三分の一、佐賀県が負担をして、そのうちの九割の半分、四五％を交付税措置するといった場合、そのときは目安として佐賀県の実質負担は六百六十億円ですよという算定をされました。当然これは、私も以前質問して、あり得ない数字なんですけどという前提がありました。

JR九州さんの貸付料を全額このルートに投入するということはないです

し、私が言うのもなんですが、全国でプールして投入していくということなので、ないと思うんですが、これも念のための確認ですが、当然これも上振れをするということでしょうですね。

○小林参考人Ⅱ当然とおっしゃったんですけど、我々としては、今そこは明確に申し上げることでできません。なぜなら、仮に事業費が増えたとしても、貸付料を多く入れば、全体の事業費、国と地方の負担分も減りますので、なので、今日も朝からいろいろ御答弁させていただいておりますけど、そこができるだけ減らせるようにできないかという議論をさせていただいておりますので、六百六十億円が増えますということはちょっと今の段階で、私はそれは断定的に申し上げられないと思っております。

○徳光委員Ⅱ貸付料は本当に複雑と言うとあれですが、とにかく全国プールして、じゃ西九州ルートは幾らにしようというのが後から決まるし、着工直前にしか決まらないということで、佐賀県としても、本当の実質負担がどれくらいになるのかというのが、合意した後でしか決まらないということもなかなか判断しづらいというのも実はあるのではないかなというふうに思うんですね。

貸付料のことは、この後お尋ねしますが、現状の地元都道府県負担のスキームを見直すという議論は今どのようなようになっていきますでしょうか。

○小林参考人Ⅱ地元負担のスキームということでいうと、まさに貸付料をいかに増やしていくかということによって、地元負担を減らすことが現状では取れる手段なのかなと思っております。

国と地方の二対一を変えるといった御議論もあるんですけども、そこはなかなか法令上の手続も必要となってくるものですから、今の段階でなかなかそれを変えますとか変えませんかということはちょっと申し上げにくいところがあります。

いずれにしても、今できる範囲内でいかに地方負担を減らせるかという

ところは、我々としても真剣に考えてまいりたいと思っております。
以上でございます。

○徳光委員Ⅱ全幹法をいじくらないと、なかなか残りの三分の一が都道府県で、三分の二が国だという、そのスキーム自体は変えられないので、仮に佐賀県の負担を減らそうとすれば、貸付料をいかにより多くそこに充当するかということだと思うんですね。

それで、その貸付料について、先ほど質問もありましたし、説明いただいた資料の小委員会の今の議論の状況というのを説明いただきました。それによると、今三十年契約しているけれども、三十一年以降もおおむね三十年の貸付料をいただこうという議論の方向が今なっていると。それから、受益の範囲なんです、その受益の捉え方と受益の範囲というのも見直したかどうかという方向で今まとまりつつあるということだったので、それは十分理解できました。

木原委員もちょっと言ったんですが、これまで議論の中で、JRの貸付料を五十年にしたかどうかという議論も漏れ聞こえてきました。先ほど三十一年目以降もあと三十年という議論があったので、ちょっと私も混乱したんですが、貸付料の契約期間を五十年にするとかいう議論は、三十年終わって、あと三十年延ばすという議論の前では、五十年という議論というのは、ほぼ意味がないというか、結果としては、貸付料を全額事業費に投入するわけですから、あんまり貸付料期間を五十年にしようとかいうのは意味がないというか、三十年また延長するということと同じような感じになるんですかね、そこを私自身がちょっと混乱したので、お尋ねをしています。

○小林参考人Ⅱ質問の趣旨を必ずしも理解できているかどうか分からないですけれども、貸付料については、まさに法令上、JRがJR-TT——鉄道・運輸機構から新幹線を借り受けて運行するということに対する対価としてお支払いただくものですので、借りている以上、払わなくていいよということには

ならないです。

今まさに議論していますのは、今の各社との契約が三十年間です。先ほど申し上げました、高崎―長野間については平成九年から三十年間、この令和九年十月で切れると。この一つの契約が終わるので、その次の契約をどうするかという話をさせていただいているところでございますので、ただ、次の契約を結ぶに当たっての算定方法をもう一回見直そうということですので、これで次三十年になったからといって、その先は取らなくなるよという議論をしているわけではないということは御理解いただきたいのと、あと期間について申し上げますと、三十年なのか、五年なのか、五十年なのかということもありますが、結局、当時三十年で議論してきて、三十年前の価格で今定額でずっともらっているわけなんですけれども、それが正しいのか、五年で見直せという方もいらっしゃいます。

ですから、ＪＲがもうかっているんだったら五年後にもっと上げるべきじゃないかとか、十年後に上げるべきじゃないかという御意見もありますけど、あまり短いと、逆に安定性を欠くとか、ＪＲにとってもなかなか経営上の安定性を欠くみたいこともありますので、そうした観点から様々な御意見をいただいて、次の延長期間というのは今と同様に三十年がいいんじゃないかという方向性で今まとまりつつあるということかなと思っています。

○徳光委員Ⅱちよつと確認なんです、貸付料を五十年にしたらどうという議論があったというのを報道等では聞いていたんですが、その議論はなくなったというふうに捉えていいんですか。

○小林参考人Ⅱすみません、五十年という意見があったかどうか、手元に資料がないので確認させてください。

その上で、先ほど申し上げたとおり、期間については、五年にしろということから、ちよつと五十年がどうだったか忘れましたが、もつと長く取るべ

きじゃないかということから、会議の外では百年取り付ければいいじゃないかというところもあります。いろんな御意見があったと思いますので、そうした中で今三十年ということでもまとまりつつあるということで、消えたというか、三十年が適当じゃないかという、今、論点整理になっているということでございます。

○徳光委員Ⅱ多分、与党ＰＴか何かで五十年という話も出ていたのかなというふうに思いますので、いずれにしても、小委員会の中では三十年あつて、あと三十年延ばそうという議論になっているということで間違いないというふうに思っています。

そこで、貸付料なんです、これまでも小委員会の中で、ＪＲさんから意見を聞かれたということもあると思うんですが、最終的にあと三十年延ばすよという決めることとか、ＪＲ九州さん、もし西九州ルートをフル規格でする場合、貸付料は毎年これだけなりますよと決めるのは、ＪＲさんの了解、同意が必要なんですかね。その辺はどうなんでしょうか。

○小林参考人Ⅱこれこそ民々の契約といいますが、まさに民法上の契約でありまして、鉄道・運輸機構と各ＪＲ各社が契約を結んで三十年間これだけ払い続けますという契約を結び、それを国交省が認可するという仕組みになっています。当然、契約ですので、一方がノーだと言えばそれはなかなか難しいということだと思います。ですので、お互いが納得できるようなルール、金額を決める上でのルールを定めましょうということで、まさに今の委員会をやらせていただいているということでございます。

以上です。

○徳光委員Ⅱ分かりました。

それでは、都道府県負担の地方交付税の措置なんです、これも現行五〇％から七〇％ぐらいまでということは可能ということになっています。これを常

時七〇％に引き上げたらどうかという議論というのは、この間あったのかどうか。もしあったとすれば、今どんな議論なっているのかお尋ねをいたします。

○小林参考人Ⅱ 常時七〇％までという議論については、すみません、これは所管されているのが総務省さんであります。我々としては、もちろんそう言ったほうがいいわけでありまして、地方の負担をできるだけ減らすという意味においては、そうしていただくということもあるかもしれませんが、現状において七〇％まで認められている自治体はほとんどないというふうに伺っておりますので、今後、財政状況に応じてということなので、少なくとも七〇％が適用されるように、関係者ともよく議論していくのかなというふうに思っております。

○徳光委員Ⅱ 最後の質問になります。

佐賀県の行政としての主張は、まず第一にやっぱりフル規格でやったら、もう地元負担があまりにも巨額過ぎて、今の県の財政ではもう負担し切れないんだということを一貫してずっと主張していると思うんですね。当然、その主張に対して、与党の検討委員会だ、PTだ、それから、いろんなところで財政負担の軽減というのは考えんといかぬよみたいな議論もされてきたと思うんですが、このまま今の財政スキームでフル規格で整備すると佐賀県の負担が物すごく巨額になるんだというように対して、国交省さんとしてはどのような受け止めているのか、最後にお尋ねをいたします。

○小林参考人Ⅱ もう本日ほかの先生方からも同じような質問をいただいております。この今の仕組みでいくと、整備新幹線の仕組みでいくと、地元の負担が非常に大きくなると。建設当初から比べると、金額も大分上がってきているということもあって、額面だけ見ても、相当やっぱり増えてきているというのは事実だと思います。私ども、あしたも実は与党PTの北陸委員会で京都府さん、京都市さんの知事さん、市長さんからヒアリングを行わせていただきます

けど、やはり同じような御指摘、今のままだとなかなか受けられないというような御指摘もいただいております。

他方で、じゃ、要らないかということでもないで、そこはだから我々としては、もうこれは本当繰り返しになって恐縮ですけれども、いかに地元の負担を減らせるのかというところをしつかり協議をしていきたいと思えますし、今、我々がまずできることは、これも繰り返しなって恐縮ですけど、貸付料をいかに多く充てていくか、その中で、それ以上の負担割合等の問題については何ができるのかというのを今後しっかり考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○中本委員Ⅱ 公明党の中本正一でございます。小林参考人並びに補助者の皆様には、国会開会中、大変御多用のところを遠路、佐賀県議会まで足をお運びいただき、心から感謝を申し上げます。

昨年十月以降、水嶋事務次官と山口知事の間でフル規格整備の可能性について二者協議が行われており、財政負担、ルート、在来線、また、九州全体の将来展望や地域振興なども含め、多面的な協議が今行われているところであります。知事自らフル規格前提の議論と公言をされており、フル規格整備の必要な手続となる環境影響評価がまさに目下の焦点となっていますが、この協議は非公開で行われており、冷静な議論を行うため、途中経過についても、対外的に報告しないということでありますので、この私どもの質問の仕方も一定やっぱり配慮が必要じゃないかというふうに考えているところであります。

今日午前中に参考人から詳細な意見陳述がありました。その後は、各会派を代表して三人の方から質疑がされており、私が事前にお伝えをしてありました項目もほぼ議論がされておりますので、今回は財政問題を中心に総括的な聞き方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、佐賀県の財政負担についてであります。

これは改めてありますが、県内には南北に走る鹿児島ルートと新鳥栖で分岐し東西に走る西九州ルートの二つの新幹線の路線があります。

このうち、鹿児島ルート、これは佐賀県区間十二キロメートル、この県の財政負担は約二百七十五億円、交付税措置後の実質負担で約百五十億円であります。そして西九州ルート、これは佐賀県区間十七キロ、この財政負担が約三百六十億円、交付税措置後の実質負担で約二百億円となっています。したがって、この二つの路線で県は約六百三十五億円負担し、そして、実質負担は約三百五十億円に及びます。

そして、この地元負担の公債費の償還は鹿児島ルートで令和十四年度まで、そして、西九州ルートでは令和二十七年まで続くことになっています。公債費の合計額がピークを迎えた昨年は、令和七年度償還額は約三十二億円となっており、これに新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備すると、さらに大きな負担が何十年も重くのしかかってくることになります。

本県の財政力指数は〇・三六と財政基盤が脆弱であり、山口知事も、現行のスキームのままフル規格で整備すると、財政的な影響だけ考えても佐賀県の将来を毀損する一千四百億円以上の実質負担は県の財政計画上、到底収まらないと発言されており、この点については、私たち県議会も同様の認識を示しているところでもあります。

そこで、この地元負担を求めた新幹線整備における佐賀県の財政負担に関してどのような認識をお持ちなのか伺いたします。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。佐賀県の財政負担についてということでは先ほども御答弁させていただいたんですけれども、今の新幹線建設全般について事業費も非常に上がっているという中で地方負担が膨れ上がっていくという、今までのルールでいくと、非常に金額も多くなっていくということについて

では我々も認識をしております。

そうした中で、佐賀県さんもこれまで鹿児島ルート、それから、西九州ルートでも既に負担を負われているということも、ここも認識をしているところでございます。もう本当、これも繰り返しになって恐縮ですが、いかにして地方負担を減らせるか、まさに次官と知事でお話をされているというところでございますので、県としてもどこまでだった折り合えるのかという辺りを探って、何とかまとめられるといいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそういう認識を持っていたということでありますけれども、それでは次に、このフリーゲージトレインを断念した国の責任を踏まえ、た県の財政負担の軽減について伺ってまいります。

与党検討委員会では、フリーゲージトレインの導入断念という、佐賀県の特殊な事情を踏まえ、特段の軽減を図るべく検討を進める必要があるとしていますが、実際これまで、この協議というのは非常に難航してきたところであります。

昨年、佐賀、長崎両県、そして、ＪＲ九州の地元トップ三者による協議で、国に財政問題など、具体的な解決策を求めていくことで認識が一致しました。また、水嶋事務次官の就任後、国の責任が、地元負担を従来のスキームとは違う形で軽減すべきだという意味だとすれば、財源の問題として、国と県と議論をさせていただきたいと述べられ、その後開催された山口知事との二者協議で、沿線距離に応じた地方負担を義務づけた財源スキームに課題があることを共有できたとして、この財政問題を含めた多面的な協議が活発に現在も行われているところでもあります。

そこで改めて、この間、フリーゲージトレインを断念した国の責任、そして、

その責任を踏まえた佐賀県の財政負担の軽減についてどのように考えられ、どのような検討が行われてきたのかお伺いいたします。

○小林参考人Ⅱフリーゲージトレインの断念につきましては、るる申し上げておりますとおり、国としては責任を感じているところでございます。申し訳ございません。

それを踏まえて、財源負担をいかにしていくかというところについては、現行のスキームの中で何ができるのか、それから、スキームを変えることができるのかという二段階だと思いますけれども、次官が会見などでも申し上げているかとございまして、知事との関係でどこまであれば負担が可能なのかといったことなどについてしっかり議論した上で、今後の制度の見直しができるのであればそうしたところも含めてちよつと考えていきたいというふうに思います。

○中本委員Ⅱ今御答弁いただきました、現行のスキームの中で何ができるのか、そして、現行のスキームを変えることができるのか、この二つだというふうな話だと思います。

そこで、佐賀県の財政負担の軽減に関する水嶋事務次官の発言で少し気になる点がありましたので、確認をさせていただきます。

先ほど意見陳述の中にもありましたが、整備新幹線の地方負担の根拠となる法令には、全国新幹線鉄道整備法、いわゆる全幹法、そして、同法施行令があり、地方負担や地方負担への交付税措置、貸付料、国と都道府県の負担割合などが規定をされています。

水嶋事務次官は五月の日本経済新聞社のインタビューに対しまして、財源スキームは法律を改正してまで見直すべき要素はあまりない。まずは当事者の意見の集約があり、実現に必要性があれば法令上の手当てをすると申し上げていると、このように発言をされています。

佐賀県の財政負担の軽減に向け、特に昨年十月、十一月ぐらいですかね、法令改正に踏み込んでまで取り組むといった姿勢から一歩引かれたような印象も受けるところでありますが、非常に答弁しづらいと思いますけれども、この発言の真意についてお伺いしたいということと、あわせてこの法律の改正、法令上の手当て、この二つの違いは何なのかお伺いいたします。

○小林参考人Ⅱ次官の真意は、私は次官でないので御本人に聞いていただくということだと思うんですけど、ただ、ちよつと解説させていただきますと、法律と法令という意味で申し上げますと、ここで法律と言っているのはまさに全幹法——全国新幹線鉄道整備法の話でございます。スキームとしては、要するに全幹法で決まっているわけでございますけれども、二対一の部分ですね、負担割合というのは法律の下にあります政令で決まっております。ということで、法律というとまさに何とか法ということなんですけれども、法令といった場合は政令とかそういうのを含む話でございまして、ですから、法律改正となると国会を通さなきゃいけないという話になってきますけれども、政令であれば閣議決定ということになりますので、一ランクちよつと手続的には変わってくるということもございしますので、そういった趣旨で、法律改正してまでではないということはおっしゃったのではないかと思います。

実際そのとおりでありまして、法律の改正はそういうことで、法令上の手当てということについてはまさに政令を改正して、国と地方の割合が二対一というところを、二を三に書き換えるのか、四に書き換えるのか分かりませんが、そうしたことができないかというところまで含めて申し上げたのかなというふうに推察しています。

次官ではないので、真意についてはちよつと、正しくなければすみません。以上でございます。

○中本委員Ⅱ仮にありますが、例えば、国と地方の割合を見直す場合には、

いわゆる政令の改正が必要だと、こういうことですよね。例えば、今のいわゆる属地主義、応益主義というようなことで議論されているかと思いますが、いわゆる利益を受けるその他の自治体が何らかの負担をするというような場合にも、この改正というのは必要になってくるか、その点ちょっと確認をさせていただきます。

○小林参考人Ⅱ属地主義については、新幹線の存する自治体ということですが、これは法律に書いてあるということですので、そういう意味で、それを変えとなると、法令、法律を変えなきゃいけないということかなと思います。

○中本委員Ⅱありがとうございます。二年前に当時の足立審議官が参考人として見えられた際に、この与党検討委員会の方針を踏まえて、県の財政負担の軽減について、まずはこのルートについて方向性を見いだした上で、誠意を持って対応したいと、このように述べられたことを記憶しています。ルートの方向性が出なければ、精度の高い建設費の試算ができず、佐賀県の負担軽減についての具体的な精査ができないということでありました。

そして、現在、二者協議の中で幅広に取った環境影響評価の手續に向けた協議が大詰めを迎えており、私も合意できることを大変期待しているところでありますが、県の財政負担の軽減に向けた国土交通省による検証といったものは、引き続きしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

現在開会中の県議会的一般質問では、新幹線整備を積極的に推進されている議員さんから、「幅広い協議」で示されたフル規格整備の場合の佐賀県の実質負担六百六十億円に關しまして、現行の財政負担のスキームのままで認めることはあつてはならないと強い要望が示されており、佐賀県の財政負担の特段の軽減を図るための、さらなる検討といったことを求めていると思いますが、御答弁をお願いいたします。

○小林参考人Ⅱもうこれも何度も申し上げているとおりでありまして、地元負担の軽減というのは今後、合意していく上で一番重要なファクターだというふうに認識をしておりますので、それはしっかり考えていきたいと思ひます。

それで、足立審議官のコメントというのもございましたけれども、やはりしっかりとルートを決めて、事業費もルートを決めることによって、どこを通すんだとか、駅をどうするんだとか、あと、トンネルを掘るにしても掘り方だとか、恐らくトンネルはそんなになんと思うんですけど、まず工費をいかに安くするかというところが一つあると思いますよね。事業費をなるべく減らす、その上で、貸付料をたくさん得る、国と地方の負担で賄っていただくと、こんなことになっていくと思いますので、まずはしっかりとそのルートを決めていくということが肝要なのかなと。これは実は北陸新幹線でも同じようなことを申し上げているんですけども、そこはもうぜひ御理解いただいて、結論において出てきた数字について、皆さんでそれが受けられるものなのか、我々もいかに減らせるのかという御相談をさせていただくのかなと思います。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ貸付料の中間取りまとめにつきましては、既に議論が深まっておりますので、一定理解できましたので、これは割愛をさせていただきます。

次に、国の財源確保に向けた議論についてお伺いいたします。

国においては政権与党から、財源確保のために建設国債の発行や応益負担を求める声が上がっていると承知をしています。また、全国知事会から、現在進められている貸付料の見直しとともに、出国税の活用や新幹線利用者への賦課金制度が議論をされているとも伺っています。

新幹線整備の財源スキームにつきましては、京都市の松井市長が、我々は誘致はしていない、従来の負担割合の枠で議論するのは違うのではないか、受益と負担のバランスが取れないものは市民に説明がつかないなどと発言されるな

ど、財源スキームそのものへの疑問の声も、今広がっています。

整備新幹線の着工五条件の一つに安定的な財源見通しの確保があり、国と地方が負担する建設費について、予算措置など財源のめどが立っていることと併せ、将来にわたる財政負担が過大にならないことが前提となっています。整備新幹線の財源スキームが確立され三十年が経過する中、北陸新幹線や北海道新幹線でも事業費が高騰を続け、数兆円規模に膨れ上がる一方、国が単年度確保できる予算は八百億円程度にすぎないという現状があります。

そこで、新幹線整備を国土強靱化や国際競争力強化のための国家的投資として位置づけ、改めて財源モデルを定義し直す必要があるものと考えます。こうした貸付料以外の国の財源確保に向けた骨太の議論について、どのような状況になっているのか伺いたします。

○小林参考人Ⅱ財源について、そうした御指摘があることは我々としても重々承知しておりますので、国交省の鉄道局の新幹線予算が八百四億円しかないということでございますので、これを増やすのか、ただ、増やした場合、二分の一だと地方負担が増えてしまいますので、それでいいのかという議論もまず第一にありますし、それ以外の財源の活用ということも、もちろん我々としてはぜひお願いしたいと思っていますけれども、これも同じように、じゃ、公共事業で入ると地方負担が増えちゃいますよとかいうこともあったりしますし、そうじゃない、もう新幹線に直入できるような新たな財源があれば、それが一番いいと思いますけれども、そうしたことも含めて、我々も日々苦しい中で、どうしたら財源確保できるかということとは検討しております。ここはまた政治の世界で、ぜひ御協力をいただければというふうに思っているところでございます。

それから、先ほどもすみません、ちょっと御指摘であった貸付料五十年という話があったということだったんですけど、これは財務省の財政制度等審議会に

おいて五十年という案が出ておりました。ここでは様々な御意見があって、割と財政制度等審議会のほうは新幹線の貸付料の確保のためにまちづくり全体で、先ほど駅中だけだと申し上げたんですけど、そういうところじゃなくて、周りのホテルの開発費とかも全部含めるべきじゃないかとかいう、我々にとってはかなり前向きな御意見も頂戴しているところで、その中で五十年というのがあったというところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ国の財源確保につきましては、国交省だけじゃなくて、まさに国全体、政治の大きな役割があらうかと思しますので、そうした点も含めながら、これから骨太の議論が進んでいきますことを期待したいというふうに思います。

環境影響評価について、これまでの議論でおおむね理解をしておりますけれども、一点だけ確認をさせていただきます。

木原委員の質疑の際、福岡県を含むルートにおける環境アセスについて否定的な見解を示されたものと思います。これまで国土交通省との間で行われてきた「幅広い協議」における議論であったり、また、今日の資料の十九ページ目にもありますね、令和三年六月、与党検討委員会取りまとめの中で、この四つの報告の三番目、「佐賀駅を通るルートが適当だが、佐賀県からフル規格を前提とした提案があれば、別途検討」とあります。与党検討委員会からこうした指示もあるかというふうに思います。

こういった点も考慮しますと、この三つのルートですね、いわゆるアセスルート、佐賀駅ルートだけじゃなくて、北、南、この三つのルートに対応した環境アセスを行った上で、精度の高い事業費を試算し、検証することで、ルートの合意形成に向けて、より多くの県民の理解が得られるのではないかと考えるところであります。仮に南回りルートを含めた環境影響評価を実施する場合、

先ほどこよつとあったかと思いますが、手続に要する費用であつたり、期間であつたり、現在の有明海沿岸道路付近を限界とする想定よりやっぱり大きく変わることになるのか、再度確認をさせていただきます。

○小林参考人Ⅱお答えいたします。

一般論として申し上げるのであれば、環境影響評価について対象範囲が広くなれば、調査する箇所でありまうとか手続で作成する書類等が増えるということとで、必要となる費用も増加することになると思います。期間についても、先ほど申し上げたんですけど、どれだけ合意があつて調査するかとか、立ち入りの期間がどれだけかかるかということもありますし、あとは当然、地元の方の御理解も得た上でアクセスに入るもんですから、例えば、立ち入りを拒否されたりとかいうこともあります。それは範囲が広がればそういう可能性も広まってきますし、あとは絶滅危惧種とか猛禽類みたいなものが出てくると、それだけまたさらに調査の期間が増えたりとかしますので、そういう意味で対象が広がれば広がるにつれ、手続がというよりも時間かかるということはあり得るのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、範囲が広がったからそれ時点で時間が延びるということではなくて、先ほど申し上げたように基本的には最低五年ぐらいなんですけど、そこから先どれぐらいかというのは、いろんな事情を勘案して決まってくるのかなと思います。

以上でございます。

○中本委員Ⅱアクセスにつきましては、まさに今、大詰めを迎えておりますので、これ以上は差し控えますけれども、ぜひ合意ができるよう本当に期待をしたいというふうに思います。

最後に、今後の県との協議についてお伺いをいたします。

佐賀県は、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備について、これまでに合意をしていない全く新しい話と、このように主張されているところであります。こ

れは先ほど土井委員からの議論の中でありましたように、この西九州ルート整備に関わる長い苦難の歴史がありまして、それを踏まえ、そこに横たわる様々な多面的な課題を共に解決していくという国側の姿勢といったものがすごく大事じゃないかというふうに私は考えるところであります。

水嶋事務次官との二者協議は、まさにフル規格で整備する場合の佐賀県が抱える様々な多面的な課題に、今、本当に誠意を持って向き合っていたいているからこそ、これまでになかったような進展が図られているものと考えます。

ただ、水嶋事務次官もいつまでもというわけでもないと思いますし、今後、県との協議に国土交通省としてどのような姿勢で臨まれるのかお伺いいたします、最後の質問といたします。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

私も今日この場に來させていただきまして、先ほど土井委員からも大変厳しいお話も頂戴して、やっぱり地元の皆様方の雰囲気だとかお考えというのを改めてよく認識させていただいたところであります。FGTの話につきましても、これもおわびを申し上げているわけでございますけれども、そこについては、我々としても真摯に反省する必要があるというふうに思っております。

その上で、今後の議論ということでありますけれども、今はまさに知事と次官の間で、トップ同士で議論をしているというところでありまして、この推移を見守っていくんだらうというふうに思いますけれども、それで、どこかのタイミングで何らかの結論が得られるのであればそれが望ましいと思いますし、そうならないということもあるのかもしれませんが、そうしたときにも、別に我々は水嶋が――すみません、人事のことなので私も何とも申し上げにくいんですけど、十年二十年いるわけじゃないと思いますので、その中で交代した場合にも、それは我々残った人間が引き続きしっかり責任を持って継続的に協議をさせていただくということかなと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ 私たちも新幹線のフル規格整備、そのメリットというのは十分に理解をしているつもりであります。その上で、フル規格にした場合のデメリット、これをいかに小さくしていくのか、解消していくのかと、ここに向けてこの議論だというふうに思います。財政負担の在り方をはじめ、様々な課題に対して国からしっかりと提案をいただき、議論を前に進めることができるよう要望しまして、質問を終わらせていただきます。

参考人、大変にありがとうございました。

○留守委員長Ⅱ それでは、これからフリー形式の質疑を行います。質問のある委員の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された委員は自席から質問してください。

それから、質問時間はおおむね十五時までを予定しておりますので、多くの方が質疑していただけるよう簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○猪村委員Ⅱ 参考人、本日はありがとうございました。

武雄市選出の自民党、猪村利恵子でございます。

佐賀駅ルートで一日も早くつなげていただきたいという思いの一人でもございます。その中で、ちょっとべたな質問になるかもしれませんが、お許しをいただいて、先ほど来、先輩委員さんの何人からも質問が出ておりました。その中の、フリーゲージトレインを計画断念したのも国でありまして、私も一般質問、それから、一昨日になりますか、常任委員会質問でも、これは国が責任を取るべきじゃないかというような、国の責任であるということを上げております。計画断念、そして、制度変更なしで佐賀のみの負担、そういったもので反対という構図があるのではないかなというふうに思っております。

その中で、私は全幹法の特例措置をもって変更していただいて、このフリー

ゲージトレインを計画断念した責任をやはりここは国が持っていたかなければならないというふうに、どこからどう考えても私はそう思うのであります。ここは何とかならないものでしょうか。私も国交省の方々と議論する機会が今までございませんでしたので、本当にベタで失礼な質問になるかもしれませんが、私も、ぜひともこの五十キロの武雄温泉―新鳥栖間をつなげてほしいというふうな地元の大きな声もございまして、毎回質問に立たせていただいております。どうかお答えいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○小林参考人Ⅱ ありがとうございます。

フリーゲージトレインの断念ということについては本当に大変遺憾でございます。まして、鉄道行政を担う国土交通省鉄道局として責任を痛感しているということは、何度も繰り返し申し上げさせていただいてるところでございます。それは本当、我々本心から申し上げているところでございます。

その上で、負担の問題ですね、では、その責任がいきなり法律改正に結びつくのかというところでいうと、これはやはりなかなか難しいところでございまして、我々が国交省としてできることというのは、これも繰り返し申し上げているところですが、いかにして今の枠組みの中で佐賀県の負担を減らしていくのかということかなと思っておりますので、そこについてはぜひ御理解をいただいて、もちろん合意のない形で進むということはありませんが、しっかりとその協議も進めさせていただいて納得いただける形を整えていければというふうに思っております。そこは御理解いただければと思います。

以上です。

○猪村委員Ⅱ すみません。そこはなかなか理解ができないところでございまして、今後も私もまた質問させていただきたいし、要望をさせていただきたいと、何とかお願いしたいというふうに、どこからどう考えてもここはやはり国

の責任ではないかというふうに思っておりますので、私も言い続けてまいりたいというふうに思っております。どうぞ。

委員長、あと一点よろしいでしょうか。

○留守委員長Ⅱはい、どうぞ。

○猪村委員Ⅱこれも先ほど来、質問がありました。国の一般会計予算全体から見れば、整備新幹線への国費は約八百四億円にとどまっております。一方で地方負担は県の試算で一千三百億円を超えていると私は認識しております。数字が間違っていたらお教えください。

今後とも地方負担を前提とした現在の整備スキームを維持することが、この人口減少社会において持続可能だと国はお考えでしょうかという点で質問をさせていただきます。

人口減少や建設費高騰を踏まえ、整備新幹線制度そのものを見直す議論は行われているのでしょうか。そしてまた、整備新幹線予算は令和二年度から、先ほど来ございますが、八百四億円で推移をしているところでもございます。この予算規模を前提とした場合、西九州新幹線未着工区間についてはどのような財源の見通しを持っておられるのでしょうか。

それから最後ですが、国は整備新幹線制度の維持を前提としていらっしゃるのか、それとも、人口減少や建設費高騰を踏まえ財源の在り方自体を見直す議論を行っておられるのでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

財源の話でございますけれども、全体として国の予算が、鉄道局の予算が少ないというところに関しては、これは我々の不徳の致すところなのかもしれませんけれども、日々努力をして増額を求めているところではございます。今はたまたま新幹線は北海道しかつくっていないということでございますので、次に北陸新幹線もそうですし、西九州新幹線もそうですけれども、

これが着工した暁には何とか増額を図れないかなということは今後ともしっかりと取り組んでいきたいなというふうには思っております。

それから、財源の在り方について大きな話があるのかどうかというところではございますけれども、これは正直、我々だけではなかなか決められることではございませんが、今、北陸新幹線の与党P.Tの議論もさせていただいているところでございますけれども、そうした中では、自民党の、維新もそうですね、与党のP.Tの先生の中からは、やっぱり今のままでこの新幹線をつくり続けるのは無理だという声ははっきり出てきておりますので、そこを変えていかなきゃいけないんだというお声は頂戴はしておりますし、それは多分、我々役所の側だけではなかなか難しいので、そういう政治の動きが出てくることを我々としては期待をしているというところかなと思います。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

総額予算の確保ということ、五月二十六日に県の要望提案を行いに国交省に伺わせていただきました。多くの方々にお会いしてお願いをしまいたが、その中でもどこでもおっしゃられるのが、総額予算の確保を地方からぜひ声を上げてほしいというようなことを申されました。確かに総額予算六兆円ぐらいですか、その中で八百四億円の新幹線の予算というのは大変少ないというふうに思っております。人口減少社会において、これは持続可能なスキームには私はなっていないというふうに思っております。

佐賀駅ルートで一日も早い全線フル規格を望んでいる立場といたしましての御意見と捉えていただきまして、ぜひ頑張っていたきたいし、我々も頑張っていかなければならないというふうに思っております。

今日はありがとうございます。以上です。

○留守委員長Ⅱ答弁は。

○猪村委員Ⅱ結構です。

○留守委員長Ⅱほかにはございませんか。

○古川委員Ⅱ引き続き、自民党の古川裕紀と申します。

私も一日でも早く佐賀駅ルートにてフル規格でつないでいただきたいと思います。している一人ですけれども、引き続き質問をさせていただきます。

先ほど来、地方負担についての議論というものが様々出ております。そういった中で貸付料の話というのは出てきているんですけども、この三十年をどうするか、そしてまた、三十一年目以降の取り扱いについて議論があるということでご説明をいただきました。

そういった中で、この貸付料についても私もこれはもうちょっと延ばせないのかなというのがあるんですが、当然、それはJR側の負担も増やしていくというような議論にもなるのかなというところで、広い目線でも考えなきゃいけないという思いもありつつ、県の負担を軽減したいという思いの中では、今あっているような議論のほう、いい方向に進むようにという思いを持ちながら聞かせていただいております。

そしてもう一点、八ページで財源スキームの概要、そして、十四ページのほうで地方負担のイメージというところがあるので、今回その十四ページのほうなんですが、貸付料を控除した分について、国が三分の二、そして、地方が三分の一を負担ということで、この三分の一をさらに分けていきますと、一割が一般財源、そして、九割は地方債が認められているということで、この地方債に関して交付税措置が行われるということなんですが、これまでの佐賀県の負担に関しては、総工費六千二百億円に対して六百六十億円の負担というようなことが、まず最初平成三十年とかいうところで言われておりました。

この計算ののっとなって進めますと、交付税措置五〇％という計算になるのかと見ております。ただ、今、物価高騰であったり、そして、事業費と財政規

模の変化ということも考えると、説明でもありますように、五〇％から七〇％を交付税措置ということになっているとすれば、例えば、これが七〇％になるという可能性というものは検討としてできるのかどうかという点をまずお聞かせください。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。これはまさに、財政状況にに応じていうことでありまして、これは私どもというよりも、総務省の判断だと思いますけど、先ほど少し申し上げたんですけど、なかなか七〇％まで当たっているところは、今までにあまりないというふうに聞いております。ですので、そこはぜひ声を上げていただいて、総務省のほうへも七〇％の適用が増えるようにということは御要望いただくということかなと思います。現状ではなかなか七〇％というのは、よほど財政状況が悪いところでないかと当たっていかないというように聞いております。

○古川委員Ⅱこの全国新幹線鉄道整備法ですかね、この整備新幹線法の中では、地方財政を圧迫しないというような文言も入っていたと記憶しておりますので、そういった意味においても、佐賀県が難色を示します、当然やっぱり佐賀県は佐賀県としての財政をしっかり守っていかないとけないということもありますし、そういった意味において、我々も当然努力しなきゃいけないなと思いますけれども、そういった働きかけということもお互いというか、やっていけたらなと思っております。

いずれにしろ、整備計画路線五路線の最終盤になって残っている部分、北陸新幹線の一部と九州新幹線西九州ルートの一部、この部分が今の財源スキームでは行き詰まっているというのは明らかですので、そういった整備計画路線もいよいよ最終盤なんだというのも、特別視という言葉は適切ではないのかもしれませんが、本来であれば、公平に全てのところを見渡しながら法整備というのは当然必要ではありますけれども、この最終盤という特殊事情というか、特

別な事情というところも加味されるように、何とか知恵を出していければと思いますので、そういったあたりの考え方というか、例えば、佐賀県側が努力する部分でも、県議会側で努力する部分でもいいんですけれども、何かアドバイスがあれば最後にお聞きしたいと思います。

○小林参考人Ⅱありがとうございます。

現行の制度については、これもるる御説明しているとおりで、なかなか現状で佐賀県向けに、この西九州新幹線向けに変えるということもなかなか難しい状況でございますけれども、今御指摘のあった交付税措置の話でありますとか、貸付料の話なんかもそうなんですけれども、今の制度の中で、できるだけ負担を軽くしていくところについて、もちろん我々に御要望いただくこともあると思いますし、総務省に御要望いただくこともあると思います。そこはぜひ地方から声を上げていただく、まさに国の財源といえますが、予算に関しましても、先ほど御質問いただいたとおりでありますけど、そこも公共事業費を増やすということぜひ御要望いただくということかなと思っております。

本場に皆様と協力して進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○留守委員長Ⅱほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○留守委員長Ⅱないようでございますので、質疑を終了したいと思います。以上で小林参考人に対する質疑を終了いたします。

小林参考人には、御多忙中、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきまして誠にありがとうございました。

参考人及び補助者の皆さんは御退席されて結構です。

〔参考人退場〕

○留守委員長Ⅱ以上をもちまして、本日予定していた参考人からの意見聴取を

終了しました。

本日の委員会において参考人から述べられました意見につきましては、今後の委員会審議に十分反映させたいと存じます。

○ 継 続 審 査

○留守委員長Ⅱお諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会での説明及び質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後二時四十六分 閉会

速 記 者 竹 澤 理 恵

留守茂幸

藤崎輝樹

古
川
裕
紀

岡口重文

德
光
清
孝

中
本
正
一

真坂昇

寺澤宏隆

ご説明資料

令和8年6月29日
国土交通省鉄道局



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

ご説明内容

- (1) 整備新幹線の仕組みについて
- (2) 西九州新幹線の経緯について
- (3) 整備新幹線の効果について

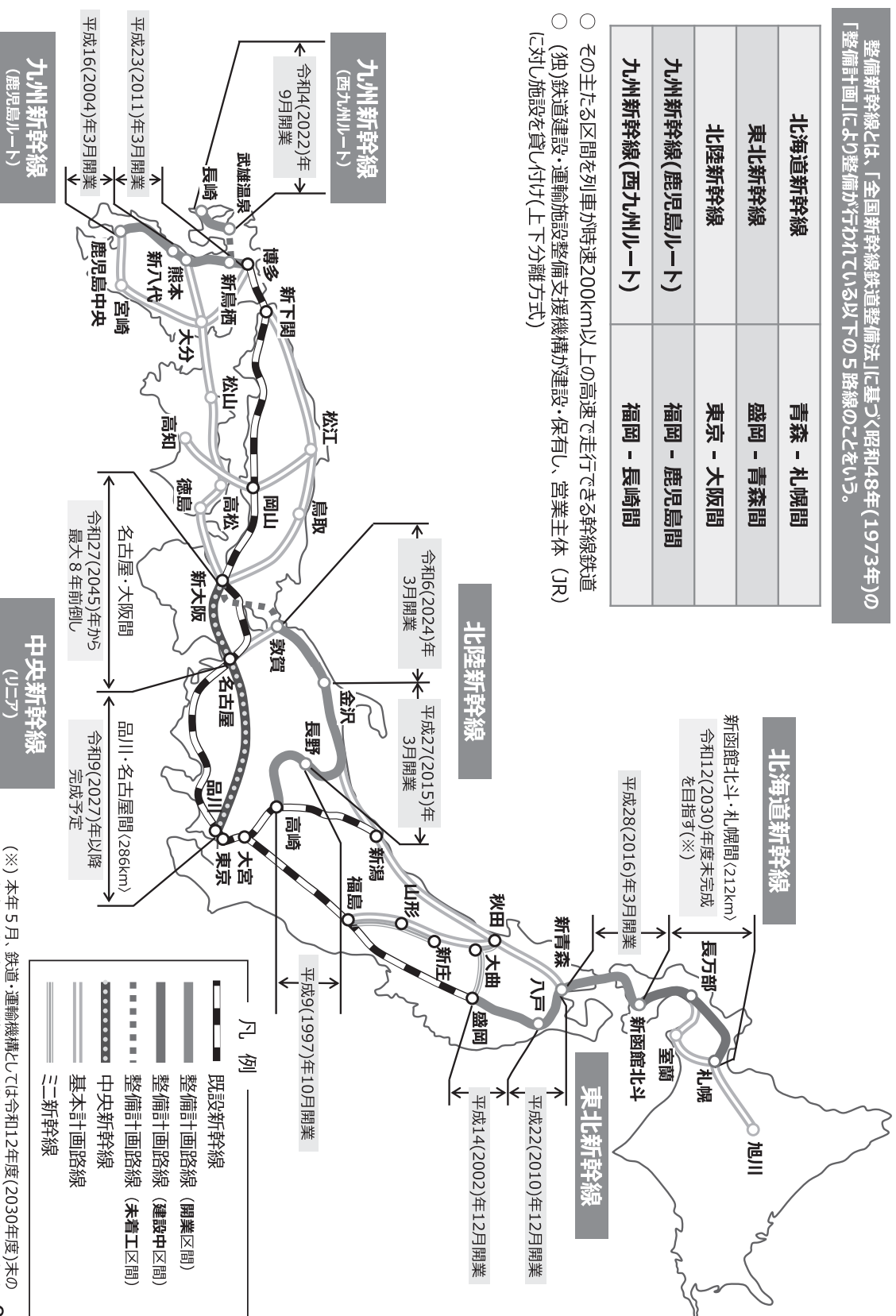
(1) 整備新幹線の仕組みについて

全国の新幹線鉄道網の現状

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づき昭和48年(1973年)の「整備計画」により整備が行われている以下の5路線のことをいう。

北海道新幹線	青森 - 札幌間
東北新幹線	盛岡 - 青森間
北陸新幹線	東京 - 大阪間
九州新幹線(鹿児島ルート)	福岡 - 鹿児島間
九州新幹線(西九州ルート)	福岡 - 長崎間

- その主たる区間を列車が時速200km以上の高速で走行できる幹線鉄道
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設・保有し、営業主体 (JR) に対し施設を貸し付け(上下分離方式)



新幹線の類型について



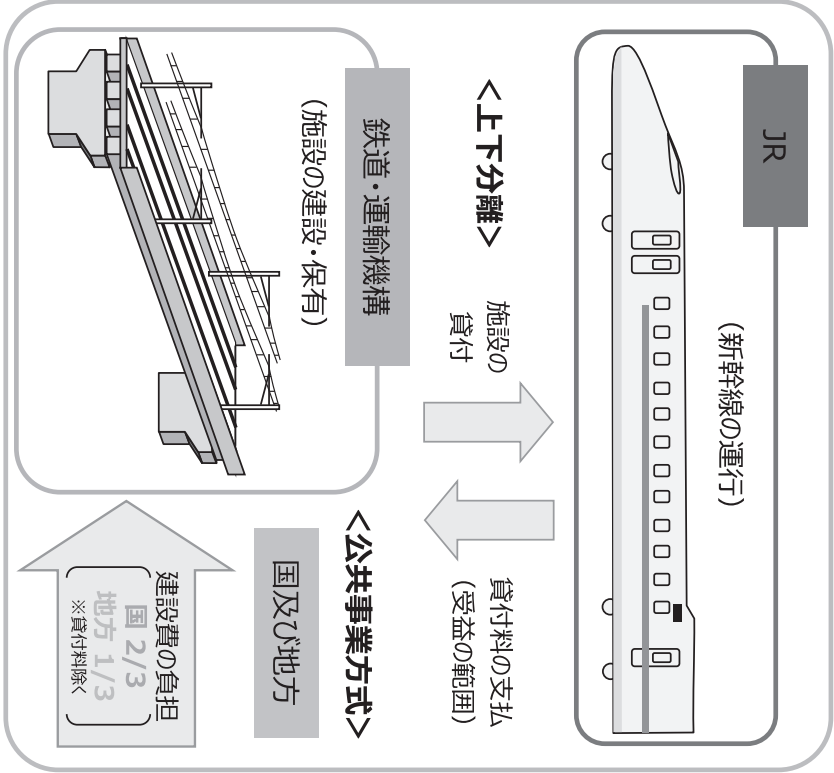
	基本計画決定	整備計画決定	開業時期
① 既設新幹線 ・東海道新幹線 ・山陽新幹線	—	—	昭和39年10月 東海道新幹線 東京・新大阪間 昭和47年3月 山陽新幹線 新大阪・岡山間 昭和50年3月 山陽新幹線 岡山・博多間
② 既設新幹線 ・東北新幹線(東京・盛岡間) ・上越新幹線	昭和46年	昭和46年	昭和57年6月 東北新幹線 大宮・盛岡間 昭和57年11月 上越新幹線 大宮・新潟間 昭和60年3月 東北新幹線 上野・大宮間 平成3年6月 東北新幹線 東京・上野間
③ 整備計画路線 ・北海道新幹線(青森・札幌間) ・東北新幹線(盛岡・青森間) ・北陸新幹線(東京・大阪間) ・九州新幹線(福岡・鹿児島間) ・九州新幹線(福岡・長崎間)	昭和47年	昭和48年	平成9年10月 北陸新幹線 高崎・長野間 平成14年12月 東北新幹線 盛岡・八戸間 平成16年3月 九州新幹線 新八代・鹿児島中央間 平成22年12月 東北新幹線 八戸・新青森間 平成23年3月 九州新幹線 博多・新八代間 平成27年3月 北陸新幹線 長野・金沢間 平成28年3月 北海道新幹線 新青森・新函館北斗間 令和4年9月 九州新幹線 武雄温泉・長崎間 令和6年3月 北陸新幹線 金沢・敦賀間
④ 基本計画路線 ・北海道新幹線(札幌・旭川間) ・北海道南回り新幹線 ・羽越新幹線 ・北陸・中京新幹線 ・山陰新幹線 ・中国横断新幹線 ・四国横断新幹線 ・東九州新幹線 ・九州横断新幹線	昭和48年	—	—

整備新幹線の概要

○「全国新幹線鉄道整備法」に基づき昭和48年（1973年）の「整備計画」により整備が行われている以下の5路線。

北海道新幹線	東北新幹線	北陸新幹線	九州新幹線 (鹿児島ルート)	九州新幹線 (西九州ルート)
青森ー札幌間	盛岡ー青森間	東京ー大阪間	福岡ー鹿児島間	福岡ー長崎間

【整備方式】



○着工5条件の確認

整備新幹線の着工に際しては、以下の条件を確認することとされている。

- ① 安定的な財源見通しの確保
- ② 収支採算性
- ③ 投資効果
- ④ JRの同意
- ⑤ 並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意

財源スキーム

全国新幹線鉄道整備法等の法令により、整備費については、貸付料等を除いた額について、国と地方で2：1で負担することとされており、具体的には、着工5条件の議論の中で検討される。

国負担 (※1)	地方負担	貸付料等 (※2)
2	1	

※1 国負担には公共事業関係費及び既設新幹線譲渡収入を含む。

※2 貸付料等には前倒し活用 of 借入金を含む。

第6次社会資本整備重点計画（令和7年度～令和12年度）



（令和8年1月16日閣議決定 関係箇所抜粋）

第3章 重点目標ごとの「政策パッケージ」と重点施策、KPI

第2節 個別の重点目標及び事業の概要

重点目標Ⅱ 強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会

Ⅱ－1．持続的で力強い経済成長の実現

＜政策パッケージ＞

① 生産性向上を支える強靱で効率的な人流・物流インフラの整備

我が国の基幹的な高速輸送体系である新幹線鉄道については、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の各整備新幹線の着実な整備に取り組むとともに、リニア中央新幹線の早期整備に向けた環境を整えるなど、関係地方公共団体や鉄道事業者等と連携協力しつつ、幹線鉄道ネットワークの整備を推進する。基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める。

（別紙：重点施策及び指標）

- ・整備新幹線の着実な整備
- ・幹線鉄道ネットワークの高機能化

第3次交通政策基本計画（令和7年度～令和12年度）



（令和8年1月16日閣議決定 関係箇所抜粋）

第3章 目標と講ずべき施策

基本的方針B.成長型経済を支える、交通ネットワーク・システムの実現

目標3 多様な交通機能の拡充・強化による、地域間の円滑な人の流れ、交流の実現

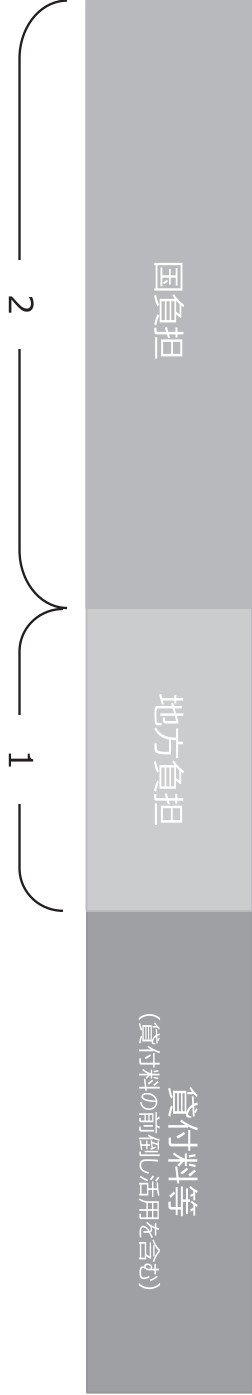
＜これまでの取組を更に推進していくもの＞

- 整備新幹線について、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の着実な整備に取り組むとともに、リニア中央新幹線について、早期整備に向けた環境を整えるなど、関係地方公共団体や鉄道事業者等と連携協力し、幹線鉄道ネットワークの整備を推進する。

整備新幹線の財源スキームの概要



- 整備新幹線の建設費については、全幹法等の法令に基づき、貸付料等を除いた整備費について国と地方が2：1で負担することとされている。



全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）（抄） （建設費用の負担等）

第十三条 機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用（営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもって充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。

2 都道府県は、その区域内の市町村で当該新幹線鉄道の建設により利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において、当該都道府県が前項の規定により負担すべき負担金の一部を負担させることができる。

3 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

4 （略）

全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和45年政令第272号）（抄）

（国及び都道府県の負担）

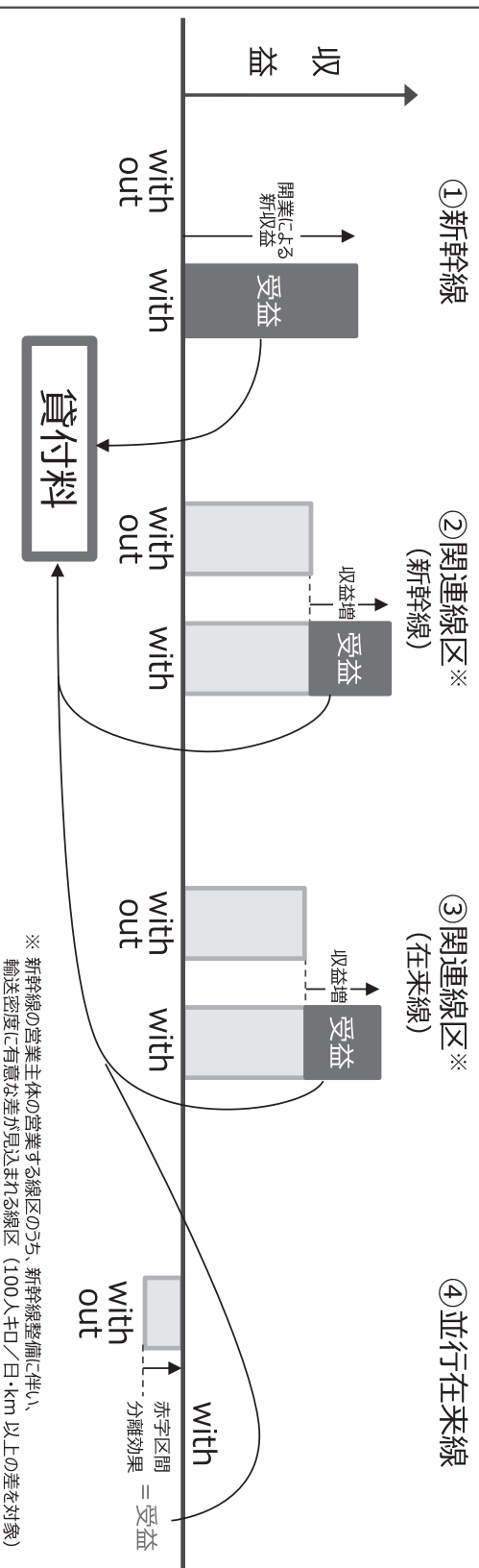
第八条 国及び都道府県が法第十三条第一項の規定により負担すべき費用の額は、毎事業年度、新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用の額から前条第二項の国土交通大臣が定める額を控除した額に、国にあつては三分の二を、都道府県にあつては三分の一を、それぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の規定により国が負担すべき費用の額の計算については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第三項の規定により同項第一号に掲げる事業に要する費用の一部に充てられるため繰り入れた繰入金（後年度繰入金充当収入を含み、当該事業年度以前の事業年度における後年度繰入金充当収入に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるものを除く。）は、国が当該費用の一部に充てるものとして負担したものとみなす。

貸付料の考え方

- 営業主体（JR）は、鉄道・運輸機構法等の規定に基づき、「受益」の範囲で「貸付料」を鉄道・運輸機構へ支払う。貸付料は、開業後30年間の受益を平均して算定している。
- 受益 = 「新幹線を整備する場合（With）の収益」－「新幹線を整備しない場合（Without）の収益」
収益 = 「収入」－「費用」

受益とは



収益計算上の主な収入

- ・運賃収入
- ・料金収入
- ・その他収入（広告料、構内営業料など）

収益計算上の主な費用

- ・固定費（線路保存費、電路保存費等）
- ・変動費（車両保存費、運転費等）
- ・減価償却費（車両、鉄道施設）
- ・租税（固定資産税、都市計画税）
- ・維持更新投資費
- ・管理費

交通政策審議会 陸上交通分科会 鉄道部会



今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会について

概要

- 整備新幹線については、鉄道・運輸機構が建設し、JR各社に貸付けているところ、整備新幹線として初めて開業した北陸新幹線（高崎・長野間）の現行の貸付契約期間は、平成9年10月の開業から令和9年9月未までの30年間とされており、それ以降の取扱いについて、検討を進める必要。
- 既に北陸新幹線（金沢・敦賀間）や北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の建設財源として、開業後31年目以降の貸付料収入を償還原資とした財政投融资の借入を行っていることに加え、今後、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の着工等に向けて、開業後31年目以降の貸付料を含めた財源の議論を進めていく必要。
- さらに、今後の整備新幹線の貸付のあり方を考えるにあたっては、大規模改修のあり方についても、あわせて検討することが重要。

これらを踏まえ、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会の下に小委員会を設置し、
開業後31年目以降の取扱いや大規模改修のあり方等について議論

委員

（五十音順・敬称略） ◎ 委員長

家田 仁	政策研究大学院大学シニアフェロー
岩倉 成志	芝浦工業大学工学部教授
大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
奥田かつ枝	（株）九段緒方総合鑑定代表取締役
熊谷 則一	涼風法律事務所弁護士
河野 康子	日本消費者協会理事
宮島 香澄	ジャーナリスト
◎ 山内 弘隆	一橋大学名誉教授

主な審議事項

- ① 整備新幹線の貸付制度
- ② 開業後31年目以降の取扱い
 - ・ 貸付料の徴収期間、契約のあり方、貸付料の算出方法、受益の範囲
- ③ 大規模改修のあり方

スケジュール（予定）

第1回	令和7年11月6日	整備新幹線の貸付制度等について
第2回	令和7年12月11日	JR各社ヒアリング①
第3回	令和8年1月15日	JR各社ヒアリング②
第4回	令和8年2月16日	JR各社ヒアリング③
第5回	令和8年4月17日	論点整理
第6回	令和8年5月29日	鉄道・運輸機構ヒアリング
	令和8年夏ごろ	とりまとめ

論点整理のポイント

課題	整理すべき論点		今後の方向性
・整備財源としての貸付料の長期的かつ安定的な確保 ・営業主体における長期的な経営の見通し	論点 1	貸付期間	将来的に貸付けが継続することを前提に、開業後31年目以降も現行と同程度（30年）に設定。
	論点 2	貸付料の改定／固定・変動	固定制を基本としつつ、受益に一定程度以上の変動が生じた場合には増減。
	論点 3	貸付料（受益）の算定方法	With/Without方式を見直し、不動産賃料の考え方を参考とした算定方式を導入。
	論点 4	受益の範囲① （接続利益（根元受益））	算定方法の見直しにより、関連線区の利益としてではなく、対象線区の利益として貸付料に反映。
	論点 5	受益の範囲② （関連線区）	31年目以降も一定の受益が生じているものとして、貸付料に反映。
適正な受益の把握と貸付料への反映	論点 6	受益の範囲③ （並行在来線）	31年目以降も一定の受益が生じているものとして、貸付料に反映。
	論点 7	受益の範囲④ （関連収入）	構内営業料などの運輸雑収について、より正確に実態を把握し、貸付料に反映。
将来的な課題への備え	論点 8	大規模改修	施設保有者たる鉄道・運輸機構が責任を負うことを明確化。 必要となる費用には貸付料も充当することになると考えられるが、大規模改修に必要な財源確保策については引き続き検討。

整備新幹線等に係る令和8年度予算について

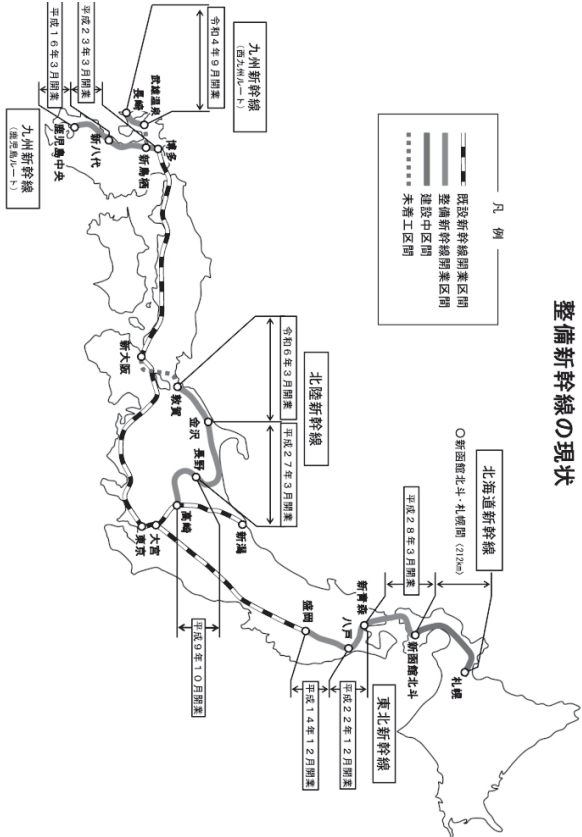


整備新幹線の整備

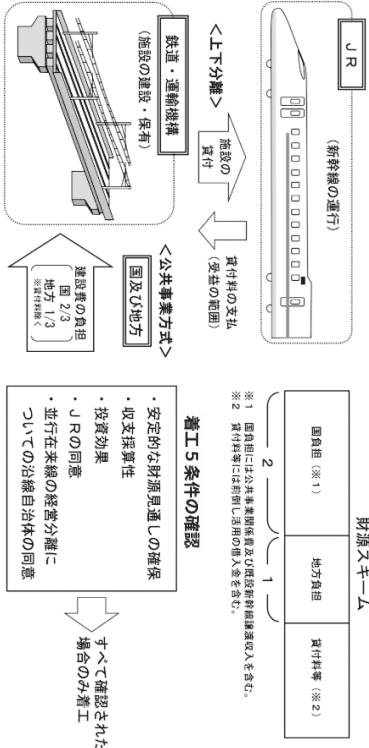
令和8年度予算：事業費 348,900百万円 国費 80,372百万円
令和7年度予算：事業費 265,800百万円 国費 80,372百万円

- 我が国の基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線について、着実に整備を進める。

整備新幹線の現状



整備新幹線の整備方式



青函供用走行区間における新幹線列車の高速走行調査・開発

令和8年度予算：20百万円 令和7年度補正予算：80百万円
令和7年度予算：20百万円 令和6年度補正予算：80百万円

- 新幹線列車と貨物列車とが共用走行する青函供用走行区間において、安全性を確保しつつ新幹線列車を高速走行させるため、時間帯区分方式の段階的拡大の可能性に係る調査・開発等を行う。

トンネル工事の施工性向上に資する研究開発

令和7年度補正予算：55百万円
令和6年度補正予算：53百万円

- 整備新幹線のトンネル工事において、工程遅延リスクを低減し、工程短縮に向けた施工性向上に資する新技術の活用・普及のための研究開発を行う。

経済設計高度化調査

令和8年度予算：133百万円
令和7年度予算：133百万円

- 整備新幹線に関する経済効果や輸送量、今後の需要動向等の高度化調査を行う。

北陸新幹線事業推進調査

令和8年度予算：1,450百万円
令和7年度予算：1,450百万円

整備新幹線の建設推進・高度化等

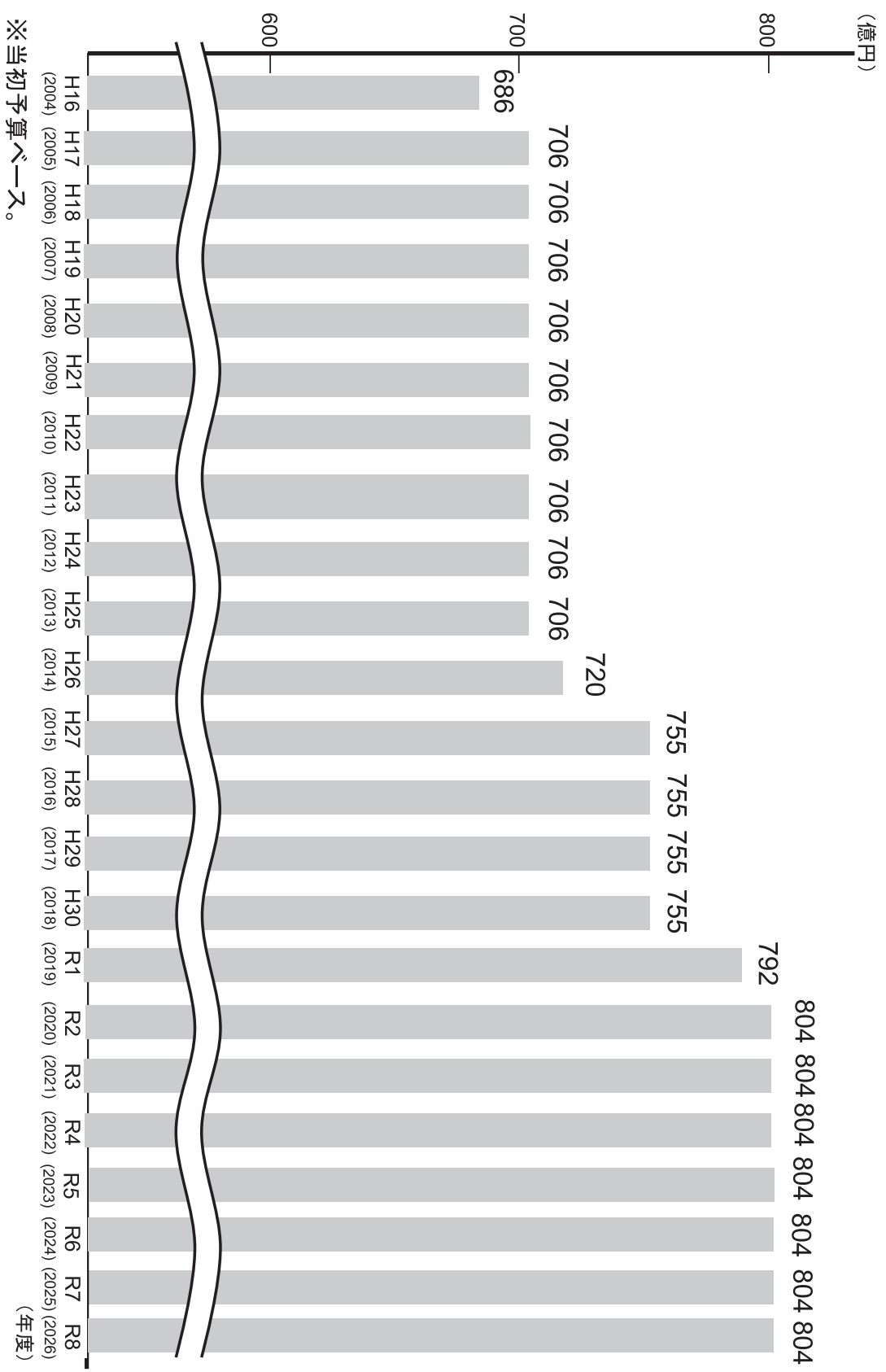
- これまで先行的・集中的に行ってきた北陸新幹線の施工上の課題を解決するための調査の深度化を図るとともに、沿線地域の理解促進に向けた科学的知見に基づいた情報発信やそのための体制強化、いわゆる着工5条件の確認、環境影響評価手続に必要な調査等を行う。

幹線鉄道ネットワーク等に関する調査

令和8年度予算：189百万円の内数
令和7年度予算：189百万円の内数

- 基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、方向性も含めた検討を行うため、幹線鉄道の高機能化に係る技術的課題の整理や基本計画路線に係るケーススタディ等を実施する。

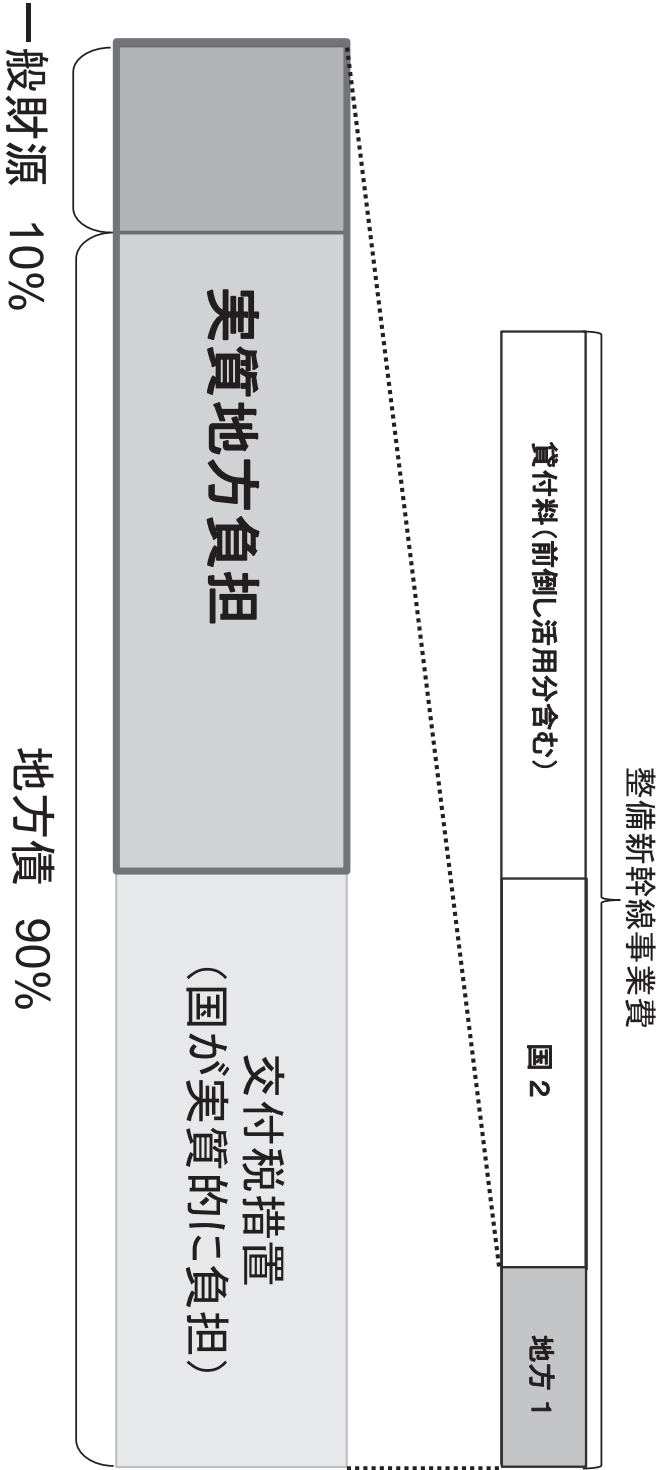
整備新幹線整備事業費補助の推移



新幹線整備における地方負担のイメージ



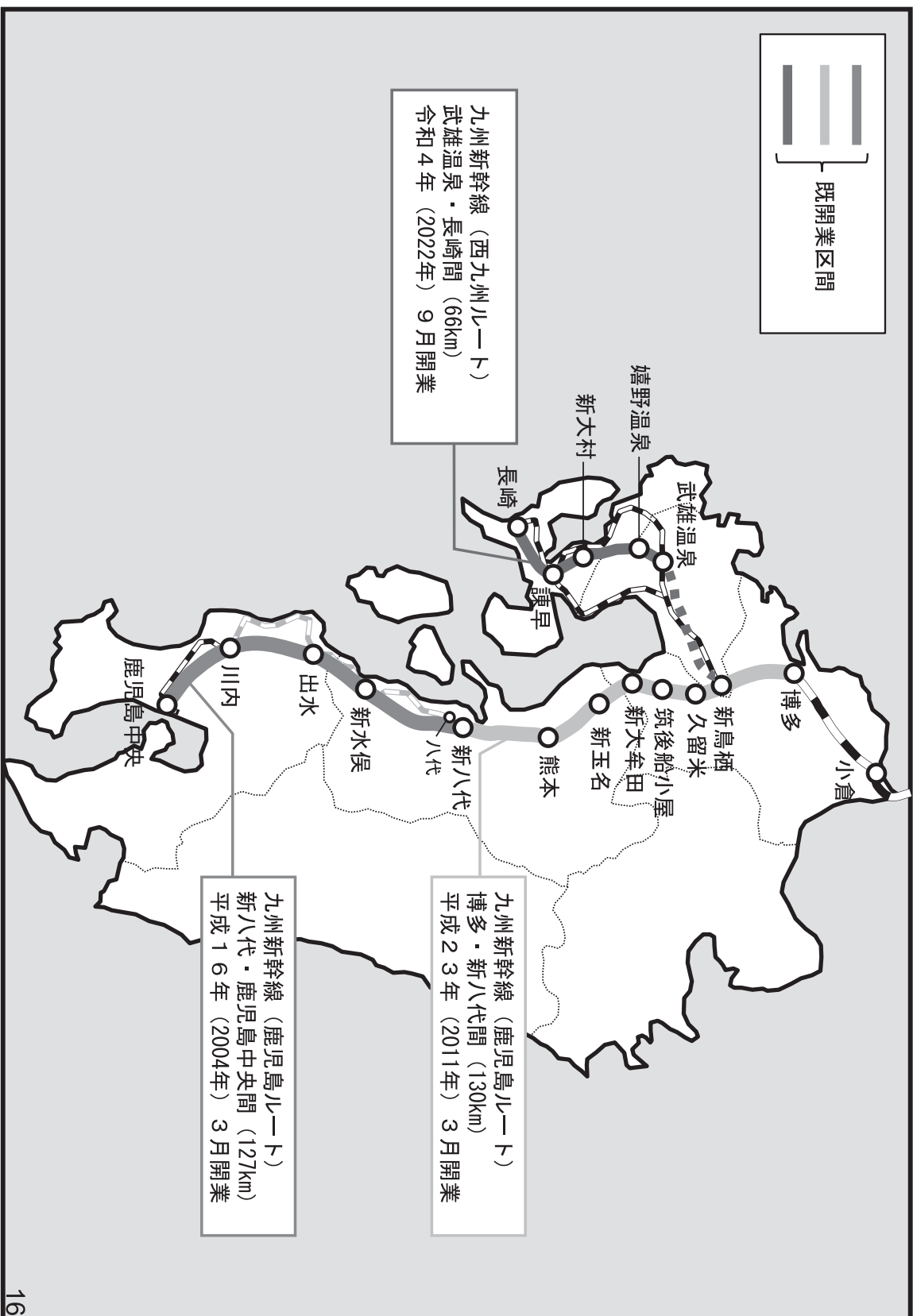
- 建設費から貸付料を控除した分について、国が2/3、地方が1/3を負担。
- 整備新幹線の整備に係る地方負担については、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、総務省において、地方財政措置（地方債充当率を90%とし、事業費と財政規模に応じてその元利償還金の50～70%を交付税措置）を講じている。



※地方負担分の90%について地方債の起債が可能。
※事業費と自治体の財政規模に応じ、その元利償還金の50～70%について、国から地方交付税措置が
される。

(2) 西九州新幹線の経緯について

九州新幹線の概要



新幹線鉄道の建設に関する整備計画

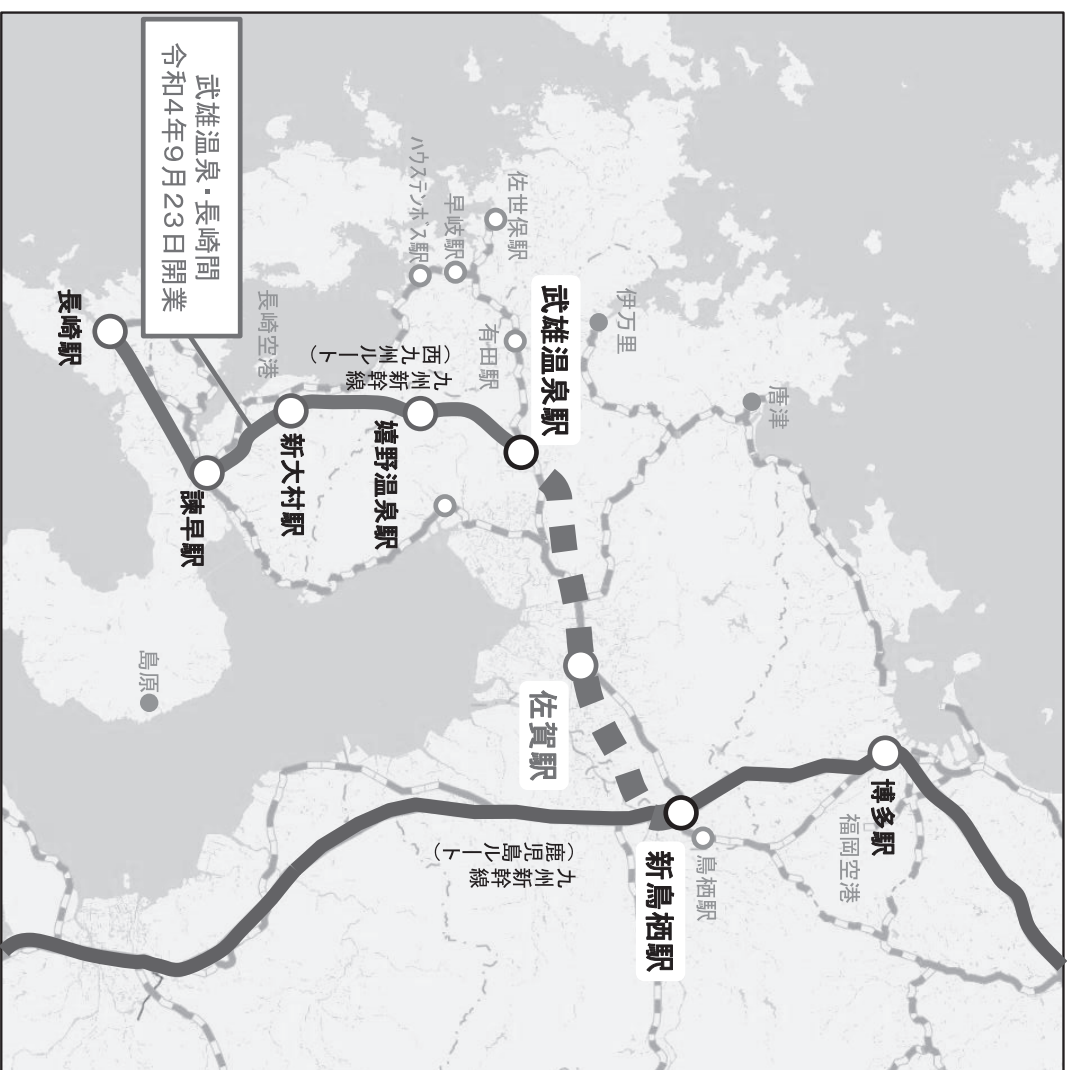


○昭和48年11月13日決定

建設線	区間	走行方式	最高設計速度	建設に要する費用の概算額 (車両費を含む)	建設主体	その他の必要な事項	
						主要な経過地	その他
九州新幹線	福岡市・長崎市	粘着駆動による電車方式	260 km/h	2,150 億円	日本国有鉄道	佐賀市附近	1. 九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）と筑紫平野で分岐するものとし、福岡市・分岐点間には共用する。 2. 建設に要する費用の概算額には、九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）との共用部分は含まない。

(注1) 建設に要する費用の概算額には利子を含まない。
(注2) 日本鉄道建設公団は、現在の鉄道建設・運輸施設整備支援機構。

九州新幹線(西九州ルート)の概要



整備済区間 (武雄温泉・長崎間) 事業概要

- 総工事費 (認可額) 約6,200億円
 - 工事延長 約 67.0km
路盤：約5.3km (約8%)
橋りょう：約7.1km (約11%)
全168箇所
 - 高架橋：約13.6km (約20%)
トンネル：約41.0km (約61%)
全31箇所
- ※括弧内は、工事延長に占める割合

- 武雄温泉・長崎間の開業により、同区間の所要時分は、1時間25分→最速23分に短縮。
- 現状では、武雄温泉駅において博多方面のリレー特急と対面乗換方式により接続。



九州新幹線(西九州ルート)の整備方式に係る経緯及び最近の動き



【主な経緯】

昭和48年 (1973年) 11月	運輸大臣が整備計画を決定
昭和60年 (1985年) 1月	国鉄が駅・ルート (福岡市・長崎市間 (早岐周りルート)) の概要を公表 【フル規格】
平成 4年 (1992年) 11月	福岡・佐賀・長崎の各県及びJR九州の地元案として、短絡ルートの「スーパ―特急方式」に合意
平成20年 (2008年) 3月	九州新幹線 (武雄温泉・諫早間) 着工【スーパ―特急方式】
平成23年 (2011年) 12月	政府・与党確認事項において、武雄温泉・長崎間を一体的な事業として、フリーゲージトレイン (FGT) 導入を決定
平成24年 (2012年) 6月	九州新幹線 (武雄温泉・長崎間) 着工【フル規格 (FGT導入を前提) 】
平成28年 (2016年) 3月	与党委員会、佐賀県、長崎県、JR九州、鉄道・運輸機構及び国土交通省との間で、武雄温泉駅で対面乗り換え方式により暫定開業すること等に関して合意 (いわゆる「六者合意」)
平成30年 (2018年) 8月	与党PTにおいて、西九州ルートへのFGTの導入を断念
令和元年 (2019年) 8月	与党PTにおいて、新鳥栖・武雄温泉間はフル規格で整備することが適当と判断
令和2 年 (2020年) 6月	国土交通省と佐賀県との幅広い協議開始 (以降、令和6年(2024年)8月までに8回開催)
令和3 年 (2021年) 6月	与党検討委員会取りまとめ (与党PTに報告) ① 在来線はJR九州が運行することが不可欠 ② 佐賀県の負担軽減の検討を進める必要 ③ 佐賀駅を通るルートが適当だが、佐賀県からフル規格を前提とした提案があれば、別途検討 ④ 佐賀県からの地域振興策に係る要望をしっかりと受け止めることが必要
令和4 年 (2022年) 9月	九州新幹線 (武雄温泉・長崎間) 開業

【最近の動き】

令和7 年 (2025年)	令和8 年 (2026年)
8月19日 JR九州社長、佐賀県知事、長崎県知事による意見交換	3月 2日 国土交通事務次官と佐賀県知事の面会
10月 8日 国土交通事務次官と佐賀県知事の面会	3月 4日 国土交通事務次官と長崎県知事の面会
10月23日 国土交通事務次官とJR九州社長の面会	4月 9日 国土交通事務次官と長崎県知事の面会
10月30日 国土交通事務次官と長崎県知事の面会	4月16日 国土交通事務次官と佐賀県知事の面会
11月11日 国土交通事務次官と佐賀県知事の面会	5月26日 国土交通事務次官と佐賀県知事の面会
11月28日 国土交通事務次官と佐賀県知事の面会	
12月29日 国土交通事務次官と佐賀県知事の面会	

フリーゲージトレイン(FGT)について

フリーゲージトレイン(FGT)について

新幹線(標準軌1,435mm)と在来線(狭軌1,067mm)など、異なる軌間(ゲージ)を直通運転できるよう、車輪の左右間隔を軌間に合わせて自動的に変換する電車。

FGT開発の経緯

平成23年10月 軌間可変技術評価委員会

- ・「基本的な走行性能に関する技術は確立」と評価

平成24年 6月

九州新幹線(武雄温泉・長崎間)着工(フル規格(FGT導入を前提))

平成26年11月

耐久走行試験において、FGT車面に車軸の摩耗を確認

耐久走行試験時の車軸
(標準軌走行距離: 約2.5万キロ)



平成29年 7月

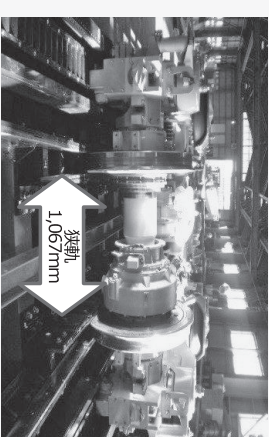
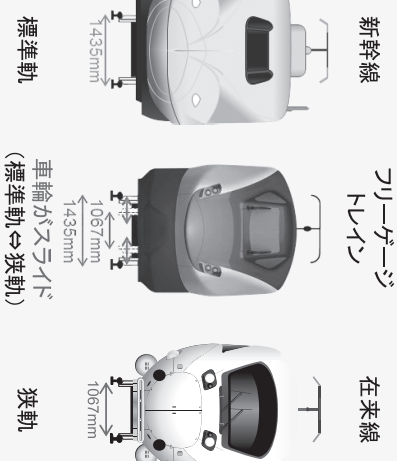
軌間可変技術評価委員会

- ・摩耗対策は相当の効果を有することが確認されたものの、耐久走行試験に移行する場合には、新たな対策とその効果の確認が必要。
- ・経済性の検討により、FGTのコストは一般の新幹線と比べて約1.9倍～2.3倍と見込まれる。

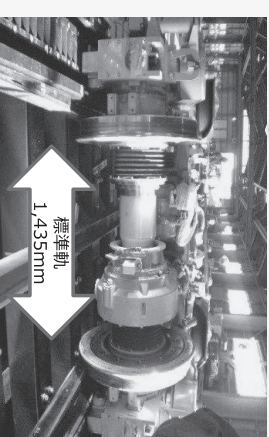
平成30年 7月

与党検討委員会(第17回)「九州新幹線(西九州ルート)の整備のあり方に係る中間とりまとめ」

- ・「フリーゲージトレインについては、最高速度が270km/hにとどまり、高速化の進む山陽新幹線への乗り入れが困難であることから、新大阪までの直通を前提とする西九州ルートへの導入は断念せざるを得ない」

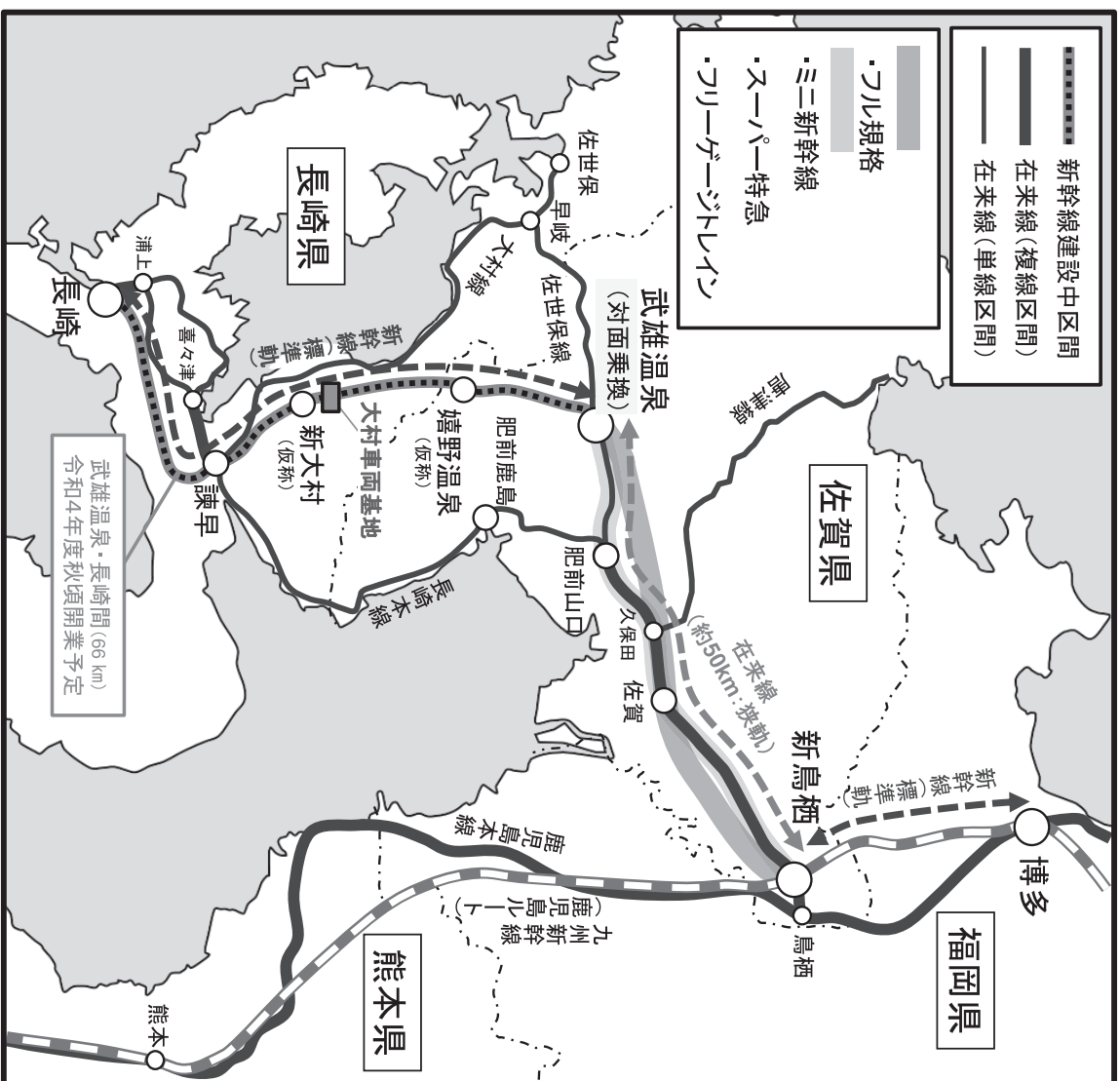


車輪が軌間に合わせて
左右にスライド



九州新幹線(西九州ルート) 線区概要

令和2年10月23日
幅広い協議(第3回)説明資料



5つの整備方式に係る比較検討

令和2年10月23日
幅広い協議(第3回) 説明資料

整備方式	対面乗換	スーパー特急 (博多・武雄温泉間： 130km/h 武雄温泉・長崎間： 200km/h)	FGT※9	ミニ新幹線※6		フル規格 (アセスルート)※8
				単線並列	複線三線軌	
駅の設定	新鳥栖-佐賀-肥前山口 -武雄温泉	新鳥栖-佐賀-肥前山口 -武雄温泉	新鳥栖-佐賀-肥前山口 -武雄温泉	新鳥栖-佐賀-肥前山口-武雄温泉		新鳥栖-佐賀市附近(佐賀) -武雄温泉
整備延長	—	約67km (武雄温泉・長崎間)	約50km	約50km		約51km
概算建設費	—	概ね1,400億円程度	—※9	約1,800億円	約2,700億円	約6,200億円
開業見込み / 想定工期※1	(武雄温泉・長崎間) 令和4年秋頃	概ね10年程度	—※9	約10年	約14年	約12年
所要時間※2	長崎・博多間 (約1時間48分※3)	約1時間21分 (＋約1分)	約1時間20分 (±約0分)	約1時間19分 (△約1分)※7	約1時間13分 (△約7分)	約51分 (△約29分)
	長崎・新大阪間 (約4時間26分※3)	約3時間59分 (＋約1分)	約3時間53分 (△約5分)	約3時間43分 (△約15分)※7	約3時間37分 (△約21分)	約3時間1分 (△約43分)
	佐賀・博多間 (約35分※3)	約35分 (±約0分)	約33分 (△約2分)	約33分 (△約2分)※7	約30分 (△約5分)	約20分 (△約15分)
	佐賀・新大阪間 (約3時間13分※3)	約3時間13分 (±約0分)	約3時間6分 (△約7分)	約2時間57分 (△約16分)※7	約2時間54分 (△約19分)	約2時間44分 (△約29分)
投資効果(B/C)※4	—	—	—	2.9	2.5	3.1
収支改善効果※5 ※現行(在来特急)との比較	—	—	—	約9億円	約1億円	約86億円
備考	・恒久的な武雄温泉駅での対面乗換は、利用者の利便性が損なわれる。	・換軌への改軌工が必要となる。(令和4年秋頃の対面乗換開業は出来ない。)	・高速走行車面の開発は断念。	・フル規格に比べて建設費が小さい一方、時間短縮効果も限定的。 ・標準軌化工事の期間中、在来線利用者の利便性が損なわれる。		・時間短縮効果及び収支改善効果が大きく、新幹線ネットワークの整備効果が最も発揮される。 ・建設費が最も大きい。また、在来線の取扱いについて協議が必要。
実質地方負担見込み【概算】		—	—	約280億円 (約330億円)	約490億円 (約500億円)	約660億円 (約1,140億円)

※1 フル規格、ミニ新幹線については、2023年度末着工で試算。
※2 最速速タイプによる所要時間。需要予測等のための想定であり、開業後の運行ダイヤは営業主体が決定する。
※3 現行の最速所要時間。
※4 新鳥栖・武雄温泉間について、山陽新幹線(新大阪駅)への乗り入れのための取組みが実現した場合の便益を考慮して算出(同構想に要する費用は含んでいない)。対面乗換からの投資効果を試算したものであり、資材料計算の参考となる。
※5 新鳥栖・長崎間について、現行(在来特急)と整備後の収支を比較して算出したものであり、資材料計算の参考となる。
なお、新鳥栖・武雄温泉間の在来線は九州による経営が維持されとの前提で算出。
※6 単線で列車運行しながら施工した場合、工事期間中、列車の所要時間の増加や本数の減少などの影響がある。工事期間中に列車影響が生じないよう、仮線設置により列車を通常通り復線で運行しながら施工した場合の投資効果は、単線並列2.0、複線三線軌1.9となる。
※7 単線区間での子き遅い時間を含む。
※8 2018年3月30日の与党九州新幹線(西九州ルート)検討委員会において、国土交通省より報告した比較検討結果における対象ルート(昭和60年(1985年)に国鉄より公表されたもの)。
※9 概算建設費については、約800億円(博多駅の新幹線と在来線のホームを共に使う場合)～約1,400億円(博多駅の新幹線ホームのみを使用する場合)。開業見込みについては、車両の技術開発の目途が立たない。所要時間については、博多乗換(新鳥栖・武雄温泉間：130km/h武雄温泉・長崎間：260km/h)の場合を記載。
※10 資付料(貸付期間30年)の自地区のみへの充当、整備新幹線に係る地方債の元利償還金に對する50%の地方交付税措置等、一定の仮定の下で算出したもの(資付料新創し活用による金利消滅は考慮していない)。また、括弧内は、同条件で貸付料を見込まない場合のもの。
なお、地方交付税は、事業費と財政規模によっては地方債の元利償還金の最大70%まで措置されることとされている。
注：費用、工期等は、今後の精査、関係者間の調整により、変更となる可能性がある。

九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間） 佐賀空港経由の課題の整理・検討

○佐賀空港を経由する場合の課題について、文献等を基に整理・検討。

○佐賀空港を経由するためには、筑後川と早津江川を横断する必要があるところ、この区間が施工上の最大の難所となると想定されるが、この区間の構造形式として考えられるのは、①橋りよう、②沈埋トンネル、③シールドトンネルの3パターン。

○このうち、橋りようについては、佐賀空港周辺空域における構造物の高さ制限や河川内への橋脚の設置による漁業への影響の観点から適用困難。

○また、沈埋トンネルについても、水深が浅く沈埋函の曳航が困難であることや近隣にある漁業への影響の観点から適用困難。

○残るシールドトンネルが現地の状況に最も適する構造形式と考えられるが、以下のようなリスクを内包。

- ・トンネル自体は固い地盤に設置できたとしても、両端部等は軟弱地盤とならざるを得ないため、施工後に縦断方向に不等沈下が生じ、新幹線の安全面に影響を与えるリスク
- ・地表や河川に泥水等の噴出・陥没が生じ、環境に影響を与えるリスク
- ・地下水を遮断し、環境に影響を与えるリスク
- ・ラムサール条約登録の干潟等への近接による制限、漁業に影響を与えるリスク

技術的にシールドトンネルの施工自体は可能と考えるが、ミリ単位の軌道面の調整が必要となる新幹線においては、不等沈下が大きな課題となり、新幹線の高速走行を前提とした軟弱地盤中のシールドトンネルは前例がなく、完成後の安全な運行に支障を生じさせるおそれがあることから、現実的な選択肢とはなり得ない。

また、周辺環境に与える影響について関係者の理解が得られるかどうかとも工事を行う上での重要な課題。

国土交通省鉄道局と佐賀県の協議について



- 国土交通省鉄道局と佐賀県は令和2年6月から「幅広い協議」を実施しており、これまでに計8回、国土交通省鉄道局幹線鉄道課長と佐賀県地域交流部長との間で協議を実施。
- また、令和5年12月には、国土交通省鉄道局次長と佐賀県副知事との間で協議を実施。

「幅広い協議」

第1回 令和2年6月5日
「幅広い協議」に関する確認作業

第2回 令和2年7月15日
「5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続き」の説明

第3回 令和2年10月23日
5つの整備方式について

第4回 令和3年5月31日
九州新幹線西九州ルートに関する諸課題と今後の進め方について

第5回 令和3年11月22日
フル規格で整備した場合の3つのルートの比較・検証について
最高速度200km/hのフリーゲージトレインについて

第6回 令和4年2月10日
最高速度200km/h程度のフリーゲージトレインについて 等

第7回 令和5年2月9日
南回りルート(佐賀空港を経由するルート)の技術的施工可能性について 等

第8回 令和6年8月23日(非公開)
九州新幹線西九州ルートに関する諸課題について

その他

・令和5年12月28日 国土交通省鉄道局次長と佐賀県副知事との間で協議

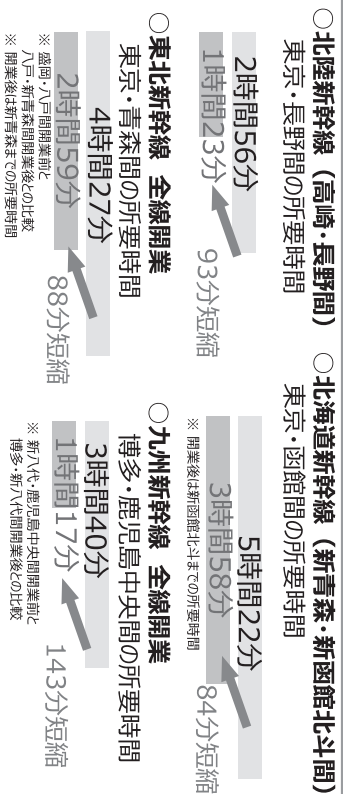
(3) 整備新幹線の効果について

整備新幹線の整備効果の例



- 整備新幹線は、地域間の移動時間を大幅に短縮させ、地域相互の交流を促進し、我が国の産業の発展や観光立国の推進等に対し、大きな役割を果たしてきた。

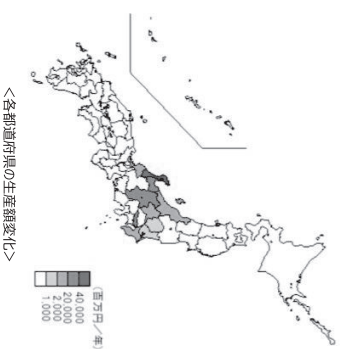
■ 時間短縮



■ 産業の発展

- 北陸新幹線（長野・金沢間）
- ・速達性や運行頻度などの輸送サービスが向上することで、企業や各世帯における経済の波及効果が発生。
- ・平成23年（2011年）産業連関表を用いて空間的应用一般均衡モデルにより試算したところ、**全国の生産額変化は年間約947億円**。

出典：鉄道・運輸機構「北陸新幹線（長野・金沢間）事業に関する事後評価報告書」



■ 環境負荷の低減

- 鉄道のCO2排出原単位（g-CO2/人キロ）は、**航空機の1/6、自家用車の1/7**（2023年度）となっている。

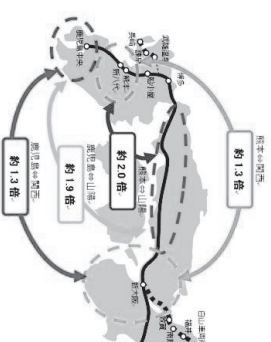
（参考）北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については217,000t-CO2/年、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）については23,000t-CO2/年のCO2排出削減効果がそれぞれ期待される。

出典：鉄道・運輸機構「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）事業に関する事後評価の方針」、鉄道・運輸機構「九州新幹線（武雄温泉・長崎間）事業に関する事後評価の方針」

■ 地域相互の交流の促進

- 九州新幹線（博多・新八代間）
- ・鹿児島ルート全線開業前後（平成22年及び平成25年）において、熊本県又は鹿児島県と山陽、関西の公共交通機関流動量と比較。
- ・開業後は、熊本県と関西の交流が約1.3倍、熊本県と山陽の交流が約2.0倍に増加。
- ・鹿児島県と関西の交流が約1.3倍、鹿児島県と山陽の交流が約1.9倍に増加。

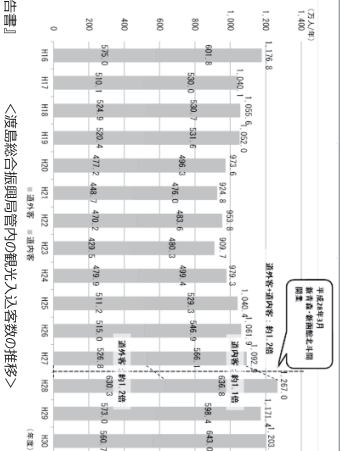
出典：鉄道・運輸機構「九州新幹線（博多・新八代間）事業に関する事後評価報告書」



■ 観光立国の推進

- 北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）
- ・渡島総合振興局管内の観光入込客数は開業前後で増加傾向。
- ・道外客は約526.8万人/年から約630.3万人/年と約1.2倍に、道内客は約566.1万人/年から約636.8万人/年と約1.1倍に増加。

出典：鉄道・運輸機構「北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）事業に関する事後評価報告書」



■ 国土強靱化

- 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）（抄）【再掲】

- 雪や大雨等の災害に強い都市間輸送手段であり、災害時には在来線・既存の新幹線のほか、航空、高速道路の代替輸送ルートとしても機能することで、都市間の鉄道交通が麻痺することを防ぐ。



福井駅西口 (駅前3エリアで再開発を実施)

福井県資料

福井駅周辺の整備状況 ～市街地再開発事業～

○新幹線開業に合わせ、再開発ビル「FUKUMACHI BLOCK」が誕生



北陸新幹線県内開業の効果(開業後2年目までの状況)

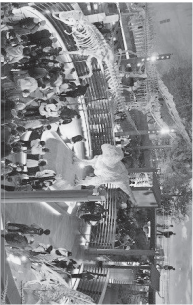
■北陸新幹線県内開業により、本県の注目度が全国的に高まり、また東京と福井が直結したことで、来訪者が大きく増加。開業1年目(R6)は開業前と比べて全体で17%の増加となり、開業2年目(R7)も同14%の増加を維持するなど、概ね順調に推移

・福井県内新幹線駅周辺の県外来訪者比較※越前たけな駅除く (県推計値)

地域	来訪者数 単位:万人			開業2年目	開業1年目
	R7	R6	R5	R7/R5	R6/R5
関東圏	97.8	121.0	93.8	104.3%	129.0%
関西圏	241.0	249.7	217.0	111.0%	115.1%
中京圏	72.2	76.1	72.3	99.8%	105.3%
北陸	185.1	168.1	148.5	124.6%	113.2%
信越	21.2	19.9	12.9	164.0%	154.3%
その他	60.2	57.9	48.7	123.6%	118.9%
合計	677.5	692.7	593.3	114.2%	117.0%

※来訪者数は各年の3月16日～翌年3月15日で集計

県内全域の主要観光地の入込みも好調(開業2年目の開業前比)

恐竜博物館	年縞博物館	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	敦賀赤レンガ倉庫	永平寺
				
137%	128%	112%	119%	118%

※ [比較対象期間]

・恐竜博物館：H30年度とR7年度 (※平成30年度は過去最大の入館者数だった年度)
・年縞博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、敦賀赤レンガ倉庫、永平寺：R7.4.1～R8.2.28とR5.4.1～R6.2.29

30



※来訪者数は、KDDIが保有するビッグデータを用いて算出した県推計値で、開業前比較が可能な戸原温泉駅、福井駅、敦賀駅周辺の合計値かつ延べ人数(来訪者数は、福井県民および訪日外国人を除く)
関東圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県
関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
中京圏：愛知県、岐阜県、三重県
北陸：石川県、富山県 (福井県を除く)
信越：新潟県、長野県
データ提供：KDDI・技術商事センター「KDDI Location Analyzer」
※auスマートフォンのユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に、個人を特定できない処理を行って集計しております。
※表の縦横の合計値は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の開業について



○ 九州新幹線(武雄温泉・長崎間)が、令和4年9月23日に開業。

※所要時間(乗換時間含む)

武雄温泉・長崎間：1時間25分 → 23分

博多・長崎間：1時間50分 → 1時間20分

新大阪・長崎間：4時間29分 → 3時間59分

○ 昨年9月に開業3周年を迎え、累計利用者数は750万人を超えるなど順調に推移。開業3年目の1日平均利用者数は約7,200人となり増加傾向にある。(開業1年目：6,600人/日、開業2年目：6,900人/日)

○ 開業3周年記念として、JR九州や地元自治体において、割引きっぷの販売や沿線各駅でイベントを開催。



武雄温泉駅出発式



嬉野温泉駅出発式



©2022 JR九州

開業3周年記念イベント
(出典) JR九州HP 31

～宝探しの大冒険に出かけよう～

西九州新幹線開業3周年記念プロジェクト「GO WEST 3」

2025年9月23日で西九州新幹線開業から3年。

再び、西九州が盛り上がる日がやってきた！

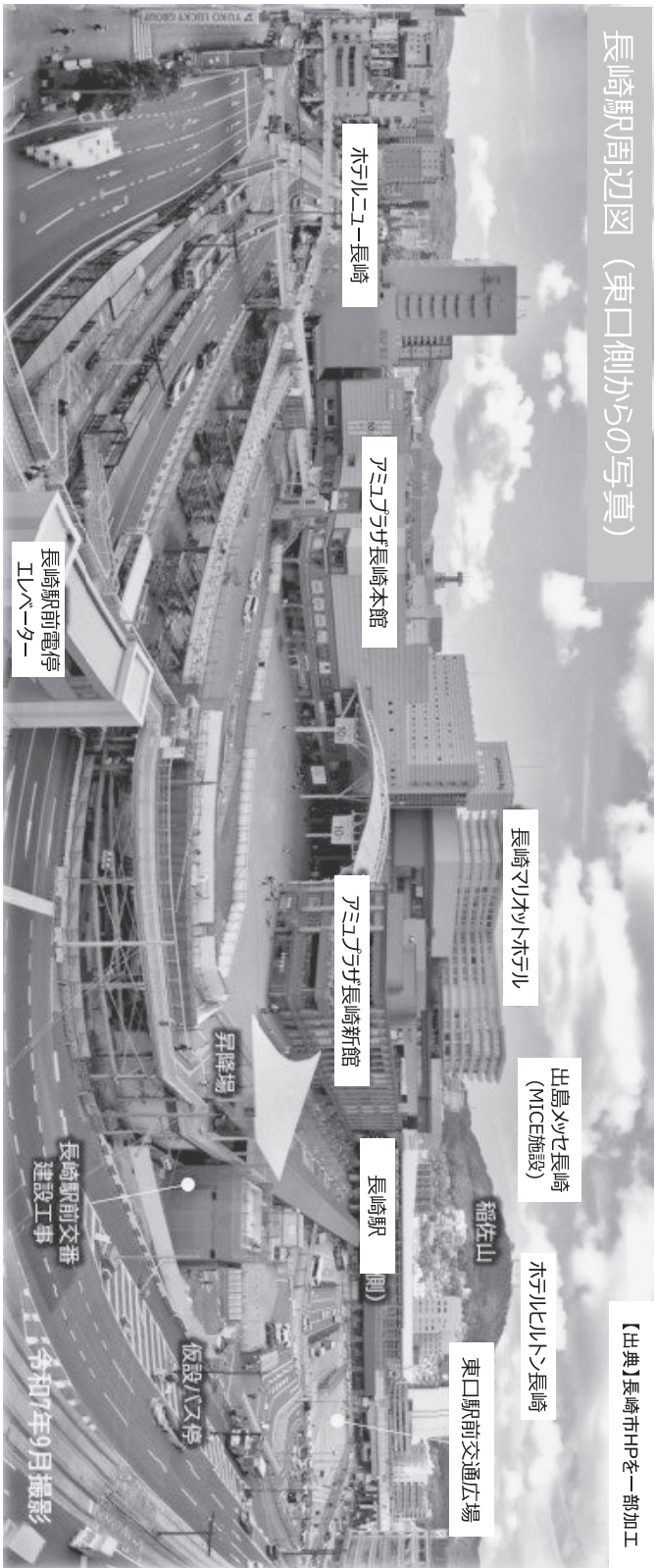
2025年9月6日、西九州への大冒険「GO WEST 3」開幕！

かもめ1日乗り放題「GO-NORI-HDDA1」、
かもめ丸洗いイベント「GO-MARU-ARAI」に加え、今年は西九州新幹線
5駅で駅前グルメイベント「GO-UTAGE」を開催

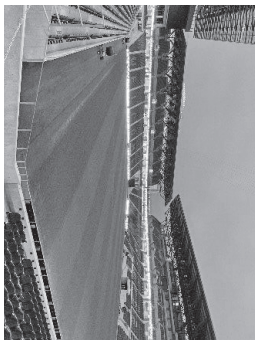
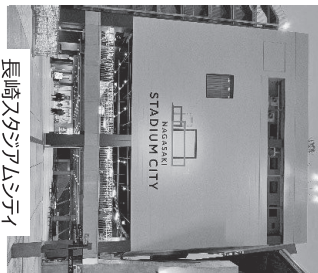
さあ、冒険のスタートをきて、一生の宝物を探しに行こう！

西九州新幹線沿線で進むまちづくり【長崎駅】

■長崎駅
 ○新幹線の開業にあわせて、MICE施設や外資系ホテルが開業。開業1年後、さらに商業施設や外資系ホテルが開業し、長崎市は「100年に一度の大変革」に位置付けている。現在、駅前広場を整備中（令和8年度完成予定）。



■長崎スタジアムシティ（R6.10開業）
 ○民間主導により、サッカースタジアムを中心にアリーナ・ホテル・商業施設・オフィスなどの複合施設を開業。JR長崎駅から徒歩10分
 ○開業1年間で485万人が来場。（平日は平均約1万2000人、休日は約2万～3万人が来場）



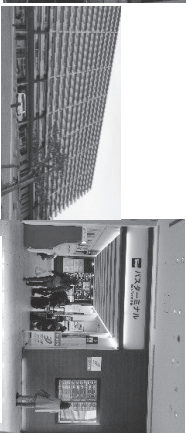
西九州新幹線沿線で進むまちづくり【諫早駅・新大村駅・嬉野温泉駅・武雄温泉駅】

■諫早駅

○開業にあわせて、駅東口及び西口に公共交通広場、駅ビル、交流広場、自由通路を整備。駅ビルはホテルや商業施設、バスターミナル、スجونクなどをあわせた複合施設。
○現在、開業効果をさらに高めるため、周辺道路の整備などまちなか居住の促進につなげるためのまちづくりが進められている。



諫早駅東口



スジョン

諫早バスターミナル

■新大村駅

○開業時に駅の東口と西口に駅前広場を整備。開業後には東口に商業施設やスジョンが一体になった複合施設「サクラミライ新大村」が開業し、駅周辺のみちづくりが進められている。



新大村駅東口



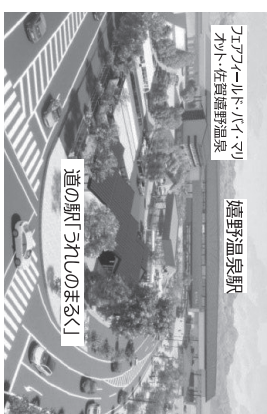
新大村駅西口

■嬉野温泉駅

○駅前に市が運営する道の駅「うれしのまるく」がオープン。観光案内所が設けられ、温泉や茶畑など嬉野市ならではの魅力や周辺観光地を情報発信。
○駅前に外資系ホテルが開業。



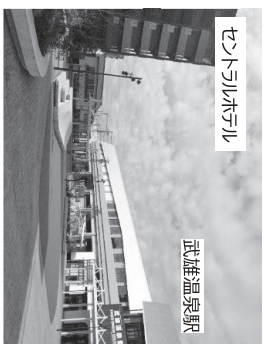
嬉野駅東口



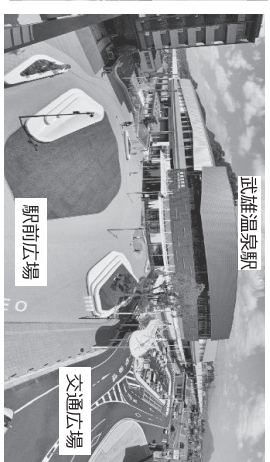
嬉野駅周辺図

■武雄温泉駅

○駅前広場がオープンし、駅南口にはバス停やタクシー乗り場、一般降車場などの機能が備わった「交通広場」が完成。
○H31年に新幹線の開業を見越して駅前にホテルが開業。開業後は駅に隣接するホテルにおいて、来訪者の滞在環境を向上させるため、大幅リニューアルが行われている。



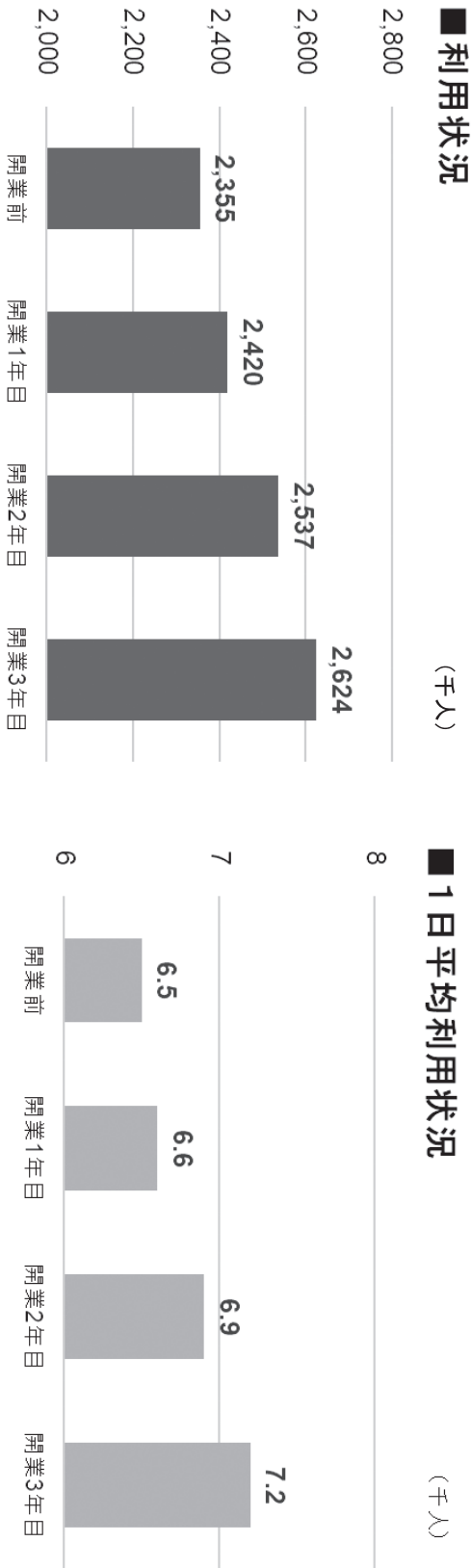
武雄温泉駅南口



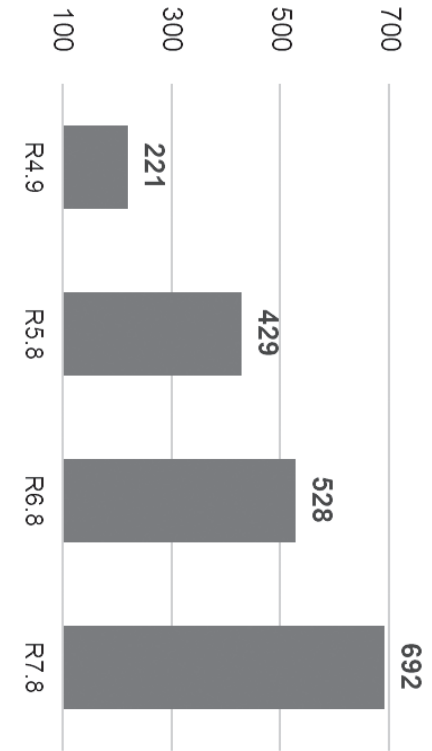
武雄温泉駅南口

西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の開業3年間の利用状況

○開業3年間で、武雄温泉～長崎間において、約758万人（1日平均約6,900人）が利用
（開業前比111%・対前年比103%）
○通勤・通学定期「新幹線エクセルパス」は692人が利用（R7.8末時点） ※集計は開業日9/23を起点



■新幹線エクセルパスの利用状況 (人)



○「新幹線エクセルパス」の利用状況（2025年8月末時点）

区間		利用人員
武雄温泉	～ 長崎	105人(+57)
壱野温泉	～ 長崎	25人(+19)
新大村	～ 長崎	174人(+157)
諫早	～ 長崎	203人(+109)
武雄温泉	～ 諫早	40人(+8)
壱野温泉	～ 諫早	11人(+10)

区間		利用人員
新大村	～ 諫早	2人(+2)
武雄温泉	～ 新大村	27人(+22)
新大村	～ 壱野温泉	15人(+15)
武雄温泉	～ 壱野温泉	90人(+72)
合計		692人(+471)

※（ ）は2022年9月末時点との比較

※開業前 R1.9.23～R2.9.22の諫早～長崎間の特急「かもめ」の利用実績
※開業1年目 R4.9.23～R5.9.22
※開業2年目 R5.9.23～R6.9.22
※開業3年目 R6.9.23～R7.9.22

令和八年六月二十九日（月）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長

下田

寛

副委員長

木村

雄

一

理事

藤木

卓一

郎

〃

原田

寿

雄

〃

酒井

幸

盛

委員

大場

芳

博

〃

富田

幸

樹

〃

中村

圭

一

〃

桃崎

祐

介

〃

八谷

克

幸

〃

古賀

和

浩

〃

一ノ瀬

裕

子

午前十時十三分 開会

○下田委員長Ⅱおはようございます。ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○下田委員長Ⅱ最初に、会議録署名者として中村圭一委員、古賀和浩委員、酒井幸盛委員、以上の三人を指名いたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

○ 継続 審査

○下田委員長Ⅱお諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下田委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。それでは、直ちに玄関前にお集まりください。お疲れさまでした。

午前十時十四分 閉会

速 記 者 竹 澤 理 恵

下
田
寛

木村雄一

中
村
圭
一

古賀和浩

酒井幸盛

真坂昇

森山誠之

令和八年四月臨時
令和八年六月定例

佐賀県議会

常任、佐賀空港・有明海・新幹線・
地域交通・高等教育機関問題対策等特別

委員会会議録

発行所 佐賀県議会事務局

印刷所 佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七

大和工業団地

